地誌備考七旧記雑録拾遺

### 解 題

良郡、 郡 であった地域である(『日本歴史地名大系仏 及び奄美大島付近一帯を指している。この地 近を収録している。 雑録拾遺 下」・「肝屬郡地誌備考」・「熊毛・馭謨・大島 ·熊毛郡 桑原郡域を収めた『鹿児島県史料 地誌備考六』に続き、 『鹿児島県史料 鹿児島県肝属郡・大島郡項、 大隅郡、 旧記雑録拾遺 肝属郡、 大隅国内で収録されていない大隅郡、 熊毛・馭謨郡域と奄美大島付近地域は、 原口泉他『(県史46) 旧記雑録拾遺 地誌備考七』として、東京大学史料編纂所所蔵「大隅郡地誌備考 地域は、 三郡地誌備考」を刊行するものである。 鹿児島県の地名』 当時日本国南端から一部日本国領域外地域に該当し、交易拠点 地誌備考五』、曽於郡域を収めた『鹿児島県史料 平凡社、 鹿児島県の歴史』 肝属郡、 平成十年、 現在の大隅半島南部から種子島付近 熊毛・馭謨郡域と奄美大島 山川出 大隅国肝属郡・大隅郡・ 本書は、 版社、 大隅国菱刈 平成十二年、 地域 郡 上 86 旧 貢 記 姶 付

に『(戎光祥研究叢書9) 夫「大隅国建久図田帳小考―諸本の校合と田数の計算について―」(『日本歴史』 今回大隅郡、 肝 属郡、 熊毛・ 鎌倉幕府の御家人制と南九州』戎光祥出版に再録))の中から史料①として次に掲げる。 馭謨郡域に係る部分を、 鎌倉初期幕府により作成された大隅国建久図田 142 昭和三十五年、 平成二十八年 帳 (五味克 ~ 87 頁)。

## 史料①

大隅国

合田参仟拾漆町 注進 [中惣田数寺社庄公領幷本家領所地頭弁済使等交名事 7伍段大

正宮領 本家八幡 地頭掃部頭

田千二百九十六町三段小

不輸五百丁五段小

応輸七百九十五町八段

国領

公田百丁半

不輸百三十三丁三段小

島津御庄領 府社五箇所十六丁 大府御沙汰 殿下御領 地頭衛門兵衛尉(右脱力)

新立庄七百十五丁

寄郡七百十五丁八段三丈

近郷

(中略)

禰寝南俣四十丁

正宮領 本家八幡

郡本三十丁丁別廿疋 元建部清重所知 地頭掃部頭

年貢、不随国務、 任自由、 知行之

賜大将殿御下文、菱刈六郎重俊知行之、

但去文治五年以後、

号府別府、

以多丁弁四百疋之外、不弁社家

佐汰十丁丁別廿疋

賜大将殿御下文、建部高清知行之

中略

姶良庄五十余丁

島津庄

殿下御領

地頭衛門兵衛尉(右殿力)(右殿力)(右殿力)

新立庄七百五十丁

深河院百五十余丁

多禰島五百余丁

財部院百余丁

謀反人故有道・有平子孫于今知行之

件三箇所保延年中以後新庄、

寄郡七百十五丁八段三丈

不随国務也

但付去仁平三年御庄方検注帳注進之、

御庄官等検田入部時、

満作年者貴居沽田付之、

弁済所当物、不作年

者雖遂検田、 不幾田数、 国衙訴也

(中略)

肝付郡百三十丁二段三丈

爾寝北俣四十丁五段四丈

(中略)

右件惣田数、 任御教書之旨、 注進如件、

建久八年六月 日

大判官代藤原

諸司検校散位大中臣在判

田 税所散位藤 所散位 源朝 宿 臣 在判

建

禰

在判

目代源在判

る郡郷制改編は十一世紀初頭であると考えられ、 発に関する大隅守との対立が背景にあると考えられる 隅国においても十一世紀初頭に遡る事が指摘されており 後国では十世紀初頭、 第三章 となっている。 ○七)七月大宰府における大宰府府官大蔵氏一族による大隅守菅野重忠殺害事件も大蔵氏による大隅国加治木郷 大学論集総合科学』13―2、 九州 世紀四十年代であると考えられていた(坂本賞三『(塙選書9) (~87頁)。 る。この内禰寝院北俣は島津荘寄郡、 『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』 中世社会の基礎的研究』 後期王朝国家と荘園、 大隅郡についてであるが、史料①によれば、大隅郡域には禰寝院北俣、 禰寝院は、 禰寝院は、 豊前国、 郡郷制改編の中で成立したと考えられる。 古代の贈於郡から分出したと考えられる(原口泉他『(県史4) 平成十九年、 第一 文献出版、 豊後国では十世紀末期に郡郷制が改編されている事が確認されている 節 後期王朝国家体制)。 禰寝院南俣は大隅国正八幡宮の半不輸領、 同二十八年に 昭和五十九年、 禰寝院の成立も十一世紀初頭に遡ると考えられる。 68 (拙稿「大隅守菅野重忠殺害事件の背景に関する一 (小川弘和「摂関家領島津荘と〈辺境〉支配」(『熊本学園 『中世的九州の形成』 平成二十九年))。以上の事を踏まえると、 第一 西海道諸国では、 章 中世的郡郷制の成立)。 郡郷制改編は地方政治見直しの中で行われ、 荘園制成立と王朝国家』塙書房、 肥前国では九世紀後期、 高志書院に再録))、 禰寝院南俣、 姶良庄は大隅国正八幡宮一円領 西海道南端に位置する大 鹿児島県の歴史』、86 姶良庄が形成され 寛弘四年 大隅国におけ 昭和六十年、 筑前 (森本正 考察」 国 + 筑 Ė

題

ある 禰寝院の存在を示す最古の史料は、 (『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 『祢寝文書』治暦五年(一〇六九)正月二十九日付藤原頼光所領配分帳案で 家わけ一』 鹿児島県、 昭和六十三年、祢寝文書・文書番号六三七号)。

同所

領配分帳案を史料②として掲げる。

「賴光所領配分帳案文治暦五年正月廿九日」(端裏書)

史料②

謹辭

宛行所領田畠等事

賴経宛給

**祢寢院内参村、大祢寢** 濱田 大始(良)

桑東郷 田畠者、在坪付抄帳、

賴利宛給

贈雄郡所領田畠者、 在坪付抄帳、

権大掾賴貞宛給

女子宛給

祢寢院内

小川院所領田畠者、 在坪付抄帳

弟賴重宛給

参村 田代 志天利 佐多 在坪付抄帳、

吉田院所領田畠者、 在坪付抄帳

## 弟女宛給

桑西郷所領田畠者、 在坪付抄帳

右件田畠等、 治暦五年正月廿九日 任先祖所領各所相傳之狀、 宛給如件、 但可蒙國判、 仍注事狀、

「在判」法名佛子寂念(裏書)

以解、

俗名散位藤原賴光在判

られる。史料②に示されているように、禰寝院内の北部三村は藤原頼光長男頼経に、禰寝院内の南部三村は三男頼 まえると、禰寝院は十一世紀初期に成立し、十一世紀半ば過ぎ頃に確実な史料でその存在が確認されていると考え 史料②から、治暦五年(一○六九)の時点で、大隅国内に禰寝院が成立している事が確認される。前記の事を踏

十二世紀前期における禰寝院の領有形態を示す史料は、保安二年(一一二一)正月十日付大隅國権大掾建部親助 (『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ一』、祢寝文書・文書番号六三八号)である。 同史料を史料③として掲

史料③

げる。

貞に相伝されている。

「如申狀者、 行道之所企尤謀反之至也、 可停止其妨之、(花押)」

権大掾建部親助解 申請 國裁事

言上薩摩國住人平行道、 依爲妹夫、 祢寢院南俣令讓渡由無實子細狀、 平氏との間で展開した当該期禰寝院南俣の領有権を巡る相論は、

題

右、 何證文彼行道可沙汰之由、 領掌之間 謹檢案内、 彼賴親存生之時、 件南俣先祖相傳之所領也、 可讓沙汰哉、 年々官物旁負物、 尤大無実也、 而父賴親宿祢、 蒙其責之日、 若任愚意、 以去天永三年四月十八日死去之後、 無術計、 行道可沙汰之由令申者、 相副本公験於新券、 以去年十二月、 沽渡於伯父掾賴 親助爲嫡男、 松清 畢、 於國衙 請 継令

以

并

保安二年正月十日

正宮政所祭文由

可令進上哉者、

任実正言上如件、

以解

権大掾建部 親助

三郎 三男頼貞から姻族建部氏に相伝された禰寝院南俣との間に深刻な対立関係が生じていた事を示していると考えら ある桑西郷を中心に分布していた。)。この事は藤原頼光長男頼経に相伝されたと考えられる禰寝院北部と藤 宮領は大隅国総田数の半分弱であり、 項に掲げられた「地理纂考」の富田城の 院北俣は島津荘域 書番号六三九号)に拠ると、この時期迄に禰寝院南俣を大隅国正八幡宮領に寄進している。史料①に拠れば、 大宰府の持つ政治的威力を背景として藤原氏と姻戚関係を結び禰寝院南俣の領有権を得たと考えられる。 史料③に拠ると、 保安二年六月十一日付大隅國正八幡宮政所下文の中に記載されている建部氏と薩摩平氏一族と想定される姻族 「府領形成の一考察」(『西日本史学』18、 保安二年六月十一日付大隅國正八幡宮政所下文(『鹿児島県史料 あり)、 禰寝院南俣は建部氏が領有している事が分かる。 禰寝院南俣は大隅国正八幡宮領になっている事が記載されている(「大隅郡地誌備考上」 禰寝院が十二世紀前期迄に北俣と南俣に分かれた事(「大隅郡地誌備考上」 中「大隅郡沿革」の項 禰寝院南俣を例外として、 項には、「往古祢寢南俣院ハ國府鹿児島神社の神領にて」の記載あり。 昭和四十一年、 平成三年に『大宰府領の研究』 建部氏は大宰府関係者であると考えられ 国衙所在地である桑東郷や大隅正八幡宮鎮 旧記雑録拾遺 家わけ一』、袮寝文書・文 文献出版に再録))、 また建部 (正木喜 小根占 原 座 な 地 頼 で 光

薩摩平氏が藤原摂関家領荘園島津荘の領主である

隅国袮寝院における荘園公領制形成過程に関する一考察」(『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』 事を踏まえると、 禰寝院南俣に島津荘域を拡大させる事を意図した藤原忠実が企図した事が考えられる (拙稿 大

令和二年、に掲載予定))。

平氏滅亡後、 承・寿永の内乱後に惣地頭が補任されている事などから、荘域領主の多くは平氏方に与同していたと推測される。 部氏と相論をおこし、平氏方に敵対する動きを示すものもあった。ただし、島津荘は平氏が支配していた事や、 大隅国内の島津荘は、 内乱時に平氏方であった建部氏の代わりに禰寝院南俣の地頭職には菱刈氏が補任されるが、 国衙支配から比較的独立した存在であり、 荘域領主の中には菱刈氏のように在庁官人の建 その事が 治

前掲の史料①中から窺える(「大隅郡地誌備考上」中にも史料を掲載)。

書番号一四) 職には摂関家家人の惟宗忠久が補任され、 氏方に敵対した領主層に恩賞を与え、関東御家人を惣地頭・守護に補任した。 旦 鎌倉幕府は、大宰府を掌握する事により九州を支配下に置き、 菱刈氏に補任されたものの、「大隅郡地誌備考上」小根占項に掲げられた建仁三年七月三日付関東下文 の通り再び建部氏が補任される事となる。 大隅郡は幕府の支配下となる。そのような中で、 同史料を史料④として掲げる。 平氏側に加担した領主たちを処罰するとともに平 薩摩・大隅国守護及び島津荘惣地 禰寝院南俣 0 地 文 ü 頭

## 史料(4)

頼家袖判

大隅國祢寢南俣院地頭職事

衛門佐殿仰

湔

如此

重延知行之處、 死去之由申、 然者、 清重法師所補領也、 但論人出来候時者、 右勺両方、 可有左右也、

平成二十八年))などについて参考の一助になればと考える。

続いて肝属郡についてであるが、史料①から島津荘域である事が確認される。

史料中に見られる建部清重の地頭補任の件については、 本書において度々引用されているため、 前掲の史料と併

建仁三年七月三日

せて確認する事ができる (「旧史舘家筋調」など)。

大明神を氏神に祀った背景などが分かり、 信仰の様子などが窺える。 番号一六「建部清綱譲状」、「祢寝氏祖沙弥行西傳」「地理志」「地理纂考」など)からは、 建部氏は清重の代以降、 例えば「大隅郡地誌備考上」小根占項内「地理纂考」の建部神社の項からは、 禰寝院南俣の地頭職を相伝し禰寝を称するが、本書中に掲載した様々な史料 また鬼丸神社の項では、 その由来の詳細が説明され 一族が当地に根付い てい 清 、た経

文夫 名前の由来や大隅正八幡宮との関わり(「鹿児島神社」 は「桜島」の噴火を鎮める事が期待された神社である(栗林 幕末期に城代家老を務めるなど政局で重要な役割を果たした小松帯刀は、 の辺りの経緯などについても、 (一五九五)の領地替えで薩摩国日置郡吉利郷に移封された。 一人目の薩摩藩家老を務めた二十四代清香の代の宝暦十一年(一七六一)、禰寝を改め小松と称する事が認められ 、林匡「「小松」改号一件―近世祢寝氏の系譜意識と島津吉貴―」(『黎明館調査研究報告』第20集、 大隅郡内の自然地理に関する内容については、本書中の「地理纂考」や「地理志」などに櫻島の項があり、 |南九州の八幡信仰と八幡神社」(『八幡神の遺宝─南九州の八幡信仰─』 鹿児島県歴史資料センター黎明館 戦国末期の十六代重長の時、 「大隅郡地誌備考上」小根占項内の「地理纂考」などで触れられている。)。なお、 禰寝氏は同じ大隅国内の肝付氏と同様に島津氏の軍門に降り、 近世期に入ると、一所持として二十一代清雄に 清重から数えて二十九代目にあたる。 平成 十九年。こ 年 で

平安中

薩摩国司や大隅国司等は、

は高 島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』 ら肝属郡を島津荘域に含める事を意図していたと考えられる。 国の隣接部や内部(肝属郡)においても、 九州・京都・東国』吉川弘文館、 えられている(野口実「大宰府の武者 宰府の役人であった平季基が日向国諸県郡内に島津荘を立荘した事も、南島との交易を見据えての行為であると考 島中世史研究会報』50、 期に南島と交易していた事が確認され いたため、 への進物中に茶垸・唐硯があるが、この両品は宋からの輸入品であると思われ、薩摩国と宋が交易していた可能性 同四年に平季基が実資に唐錦一疋・唐綾二疋などを贈っており、 肝属郡の島津荘域化は中々実現しなかった 平成七年、 平成二十九年))。長元二年(一〇二九)、薩摩守の巨瀬文任から右大臣藤原実資女 同二十一年に『(同成社 (永山修一「『小右記』に見える大隅・薩摩からの進物記事の周辺」(『鹿児 宋との交易が行われていた可能性がある。 平為賢と平季基」(『(歴史文化ライブラリー44) 66 平成二十七年))。 (拙稿「島津荘に関する一考察― 古代史選書)隼人と古代日本』 しかし島津荘側と大隅国司側との対立関係が生じて 島津荘が立荘された日向国南部及び大隅 故に平季基は、 -成立期を中心に―」(『鹿児 列島を翔ける平安武士 同成社に再録))、 島津荘立荘時 大 か

記」などから窺う事ができる。「島津忠昌譜中」を、 になると当地域では紛争が絶えず続き、その状況が ていくが、 平成十二年、 十二世紀初期島津荘域は、 鎌倉期、 この経緯については 第五 南北朝内乱期などを経て、 摂関家再興の努力)。 藤原忠実に拠り拡大していく(元木泰雄『(人物叢書24) 「肝屬郡地誌備考」 肝属郡域が島津荘域化した時期は、 当該地域においては高山を居城とした在地領主の肝付氏の勢力が増し 中 史料⑤として掲げる 「肝屬郡地誌備考」中高山項の ·の「肝屬郡沿革」などに記載されている。 十二世紀初期であると考えられ 「島津忠昌譜中」 藤原忠実』 時代が降 吉川弘文館 Þ り十 | 國史忠昌 ·五世紀

題

於彼地矣、 隅州之住人肝付某之徒黨構居處於高山本城、 日按 肝付退治出馬、當此時、永正三年八月六當此時、 不計新納近江守忠武企叛逆、 敵于當家者及于度々矣、 自日州志布志率大軍来而攻吾者甚急也、 為攻平於彼凶徒、 引率軍衆、 忠昌自将 故不得止 ;而発向

而所以退陣也云云、

た南島との交易と関わりがあっ 反乱への対処に苦慮した忠昌は自尽する。 昌が肝付氏を攻撃した事に対する渋谷氏・新納氏・禰寝氏・北郷氏らの反忠昌 ○○)薩州家の内訌や明応・永正期の肝付氏の反乱など、 文明六年(一四七四)の島津一族の反乱以後も肝属郡内においては紛争が絶えず、明応三年(一四九四)、当主の忠 内の他史料などから読み取れるが、この事から肝属郡域 たか、とも推察される。 当主の忠昌が何度も自らこの方面に出陣している様子が 戦乱は続いた。結果、 の戦略的重要性が改めてクローズアップされ、 一揆の形成、 永正五年(一五〇八)の肝付兼久 また、 「肝屬郡 明応九年(一五 前述し 地誌備

目録抄はその一例である。 れられる事となる。 氏も同じ大隅国の禰寝氏同様、 その後も紛争の続く様子が 「肝屬郡地誌備考」 同史料を史料⑥として掲げる。 「肝屬郡地誌備考」 島津氏に降り、 中串良郷項に掲げられている文禄四年六月二十九日付豊臣秀吉朱印知行方 更に豊臣秀吉の 内の「國史勝久傳」などから読み取れるが、 九州征伐によって、 当該地域もその政権下に 前述したように肝付 組

史料6

幽 齋知行分

隅 州 觧 付郡之内

九百拾五石九斗壱合

岩廣之村

一千八百八拾九石四斗五升

貳百石

細山田村ノ内

高隈之村

合三千五石三斗五升壱合

外数行略、

右以今度檢地之上、如斯被成御支配候也、

文禄四年六月廿九日 大閤御朱印

羽柴薩摩侍従との

るが、この時に同郡内の知行地が宛がわれた事からも、 秀吉は、 史料⑥において、 細川幽齋に肝属郡内の高隈村・岩廣村・細山田村を含んだ知行地約三千石を与えてい 同郡の地理的重要性の一端を窺う事ができよう。

重要性が指摘されている(前掲 域、それも島津一円荘である。 ついて分析していきたい。 最後に熊毛・大島・馭謨三郡についてであるが、熊毛・馭謨郡域の中心である多禰嶋は、史料①に拠ると島津荘 なお、戦国期の鉄砲伝来における交渉の経緯などに関しては、「熊毛・馭謨・大島 多禰嶋の島津荘一円領化は、 「摂関家領島津荘と〈辺境〉 支配」)。今後私も小川氏の指摘を踏まえて、多禰嶋に 既に小川弘和氏により、南島との交易拠点である事の

地誌備考」中の「地理志」熊毛郡種子嶋の項において、種子島氏の由来と共にその詳細が記載されている 奄美大島については、十世紀末に起きた奄美人の西海道諸国襲撃事件を指摘しておきたい。 長徳三年 (九九七)

れており、 襲撃事件の経済力は各所との交易収入であると考えられている。 奄美人は、 大隅国 襲撃対象は当該期奄美との交易相手であると思われる(山里純一「平安時代中期の南蛮人襲撃事件をめ 薩摩国、 肥後国、 肥前国、 筑後国、 筑前国、 また襲撃理由は交易上のトラブルであると考えら 壱岐島、 対馬島を襲撃した。 奄美人の西海道諸国

史料名	文書	持数	掲載文書数
文件石	(収載)	〈未収〉	19 14 又百奴
大隅郡 上	19	9	18
八两郡 工	(19)	$\langle  0  \rangle$	10
大隅郡 下	20	)	18
八两年 1	(20)	⟨0⟩	10
肝屬郡	80	)	71
ガーを 418	(70)	$\langle 10 \rangle$	/1
熊毛・馭謨・大島 三郡	1.	1	11
照七、纵陕、人局 二部	(9)	$\langle  2  \rangle$	11

『地誌備考七』 掲載文書点数

- 注1 収載とは「旧記雑録」収載文書を示し、未収とは「同」未収載文書を示す。
  - 2 掲載文書数とは『地誌備考七』に掲載した重複分を除く文書数を示す。

につい

ての記載が見られる。

聘紀考」「在于沖縄志」などの史料によって大島郡

重要な事件であると考える。

なお、

本書内では主に「在于南

内

1の諸

島

含め

事件が発生して人々が虜掠されており、

えられる。

更にこの後、

寛仁四年(一〇二〇)にも薩摩国襲撃

当事件も薩隅

地域

れ É る当時の奄美社会について今後考察していくべきであると考

有していた事は注目されるべきであり、

+

世紀以降の薩隅地域と南島との交易関係を考察する上で た日本と南島との関係によって発生した事件と思わ 文館、

成二十四年))。

十世紀末奄美人がこれだけの

活 吉川 力を

この事件の背景であ

ぐって」(鈴木靖民編

『日本古代の地域社会と周縁』

弘

る。 を擱きたい。 旧 国全体の歴史を解明していくため 毛 今回 記雑録拾遺 . 馭謨郡、 人でも多くの方が、 地誌備考」に収められた大隅 奄美大島一 地誌備考七』を活用される事を期待して拙筆 帯は、 今回刊行される 九州 の手掛かりとなるものであ 南部 国 |大隅郡、 0 みに止 『鹿児島県史料 まらず日 肝 属 都、

本 熊

日隈正守

# 例言

本書は、 **「大隅郡地誌備考上」「大隅郡地誌備考下」「肝属郡地誌備考」「熊毛・馭謨・大島 三郡地誌備考」** 

を収め、『旧記雑録拾遺 地誌備考七』として刊行するものである。

本書の底本とした史料名と所蔵を掲載順に示すと次の通りである。

 熊毛·馭謨·大島 三郡地誌備考
 東京大学史料編纂所

 大隅郡地誌備考下
 東京大学史料編纂所

 大隅郡地誌備考下
 東京大学史料編纂所

 東京大学史料編纂所
 東京大学史料編纂所

熊毛・馭謨・大島 三郡地誌備考 東京大学史料編纂所

文書・記録・記事は、

原則として底本に従って掲載し、

文書のみ通し番号を文首に付した。

重出文書にも番号

を付し、重出の旨を注記して本文は省略した。

収載した文書をほかの文書や写本等によって補充または校訂する場合は、次のようにした。

ア 補充・挿入箇所は▽ △及び∨で示した。

1 分が二字以上の場合等は、その範囲を明確にするため該当部分を〔<br >
〕で囲んだ。また、漢字・かなの相違に 底本が原文書または校訂史料と相違する部分は、原則としてその右側に典拠史料を記し示した。 ついては、原則として読みが同じであれば、 底本のままとした。 相違する部

ゥ 地誌備考」によって補充・校訂した。 稿本と考えられる鹿児島県立図書館所蔵「大隅郡地誌備考」・「肝属郡地誌備考」・「熊毛・馭謨・大島 西

[藩野史(東京大学史料編纂所所蔵

闽

他に補充や校訂に使用した史料は、 次の略記号で示した。

旧記雑録(東京大学史料編纂所所蔵 1

島津家文書(東京大学史料編纂所所蔵)

新編島津氏世録支流系図(東京大学史料編纂所所蔵) **3** 

池端文書(『鹿児島県史料

上井覚兼日記(『大日本古記録』東京大学史料編纂所編 Œ

指宿文書(『鹿児島県史料

大隅本藩地理拾遺集(東京大学史料編纂所所蔵)

麑藩名勝考(東京大学史料編纂所所蔵) 管窺愚考(東京大学史料編纂所所蔵) (管) 麑

薩隅日地理纂考(鹿児島県教育会発行) (地)

薩藩勝景百図考(東京大学史料編纂所所蔵) 勝

薩藩名勝志(『鹿児島県史料集4』鹿児島県立図書館発行)

薩

志々目文書(『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ六』) **a** 

新編伴姓肝屬氏系譜(『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ二』)

調所氏家譜(『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 新刊島津国史(鹿児島県地方史学会発行) **(E)** 家わけ六』)

調

15

エ

新編島津氏世録正統系図(東京大学史料編纂所所蔵)

Œ

旧記雑録拾遺

旧記雑録拾遺 家わけ一』)

**1** 

家わけ十』) 먭

新

他家古城主由来全(鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫) 铖

祢寝氏正統世録系譜(『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけー』) ፟

延時文書(東京大学史料編纂所所蔵) @

比志島文書(東京大学史料編纂所所蔵) (出

平氏祢寝家系図(『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ一』) ④

本藩地理拾遺集(『鹿児島県史料集3』鹿児島県立図書館発行)

百引名勝考(『輝北町郷土誌』) @

箕輪伊賀自記(東京大学史料編纂所所蔵)

Œ

刊行にあたって、文書の体裁をおおよそ次のように統一した。

文書の年月日・差出所・宛所の位置などは、原則として底本の体裁に従ったが、ある程度の統一をした。 原注や文書中の異筆・補筆、また出典を示す箇所は、原則として「 」(墨書)、『 』(朱書)で囲んだ。

ウ 文書・記録・記事中には、適宜読点「、」および並列点「・」を付した。 イア

エ 原注に移動指示がある場合は、原則として該当箇所に移動した。

オ 頭注や行間の書き込みは底本の体裁に合わせたが、長い場合は※印を該当箇所に記し、 関連箇所の本文後に

適宜まとめた。

合点は「~」で示した。

見消は、その文字の左側に「ヾ」を付した。 原本の摩滅虫損は、字数を推して□または□──を以て示した。

編者の付した注は、原注と区別するために( )で囲んだ。

欠字・平出・台頭などは、 原則として底本の体裁に従った。

原文中の送り仮名及び返り点は、原則として省略した。

変体仮名は現行の平仮名に改めたが、江、茂、者、与など一部はそのまま用いた。

漢字は一部の異・略・俗字を除き、原則として底本の用字に従った。

本文中に、後に記入する目的や虫損等の理由で空けられたと考えられる箇所について、□□、

などがあるものは、原則として底本の体裁に従った。

複注は逐一付さなかった。 『鹿児島県史料 旧記雑録』との重複文書については文末に注を付した。 なお、 記事の場合には、原則として重

当時一般に使用された文字のうち、次のようなものはそのまま用いた。 旲 (異) 早 畢 秊 年 皈 (帰)

庿

(廟

筭 (算)

迯 (逃)

壬:

(閏)

脉 哥 歌 脈 无 叓 無 事 旹 迁 (時) (遷) 三: = (四) 欤 (歟) 杦 杉 广 (麻・磨・摩) (霊

IН
記雑録
録
拾書
地地
誌
備老
考七
u
目
次

	肝属					大四					大四	目	例	解
肝属郡	肝属郡地誌備考	桜島郷	佐多郷	田代郷	大根占郷	大隅郡地誌備考下	小根占郷	垂水郷	牛根郷	大隅郡	大隅郡地誌備考上	目 次	例 言	解 題
·····································					七六		五二					19	14	I

大島郡		
馭謨郡		
熊毛郡		
熊毛・馭謨・大島 三郡地誌備考	<b>熊</b>	44
新城郷		
百引郷地理誌		
隅旅漫筆		
百引郷		
串良郷		
高隈郷		
花岡郷		
大姶良郷		
姶良郷		
鹿屋郷		
地理誌(高山郷)		
串良郷		
高山郷		
高屋御陵来由并吟味書		
内之浦郷		

文				
文書目録	馭	大	馭	能
録		島郡	護郡	熊毛君····································
	(II)	印	付り	刮
			-	
		1		
	=	$\equiv$	$\equiv$	=
五	四九	六	九	71
_	76	/ 🕻	/ [	/ [

# 大隅郡地誌備考

上

大隅郡地誌備考 上

大隅郡地誌備考 上

大隅郡

(中表紙

(中表紙)

(表紙)

大隅郡地誌備考 牛根 垂水 小根

上

占

一全一全一全一全一全 古里村 武村 松浦 野尻村 村 一全一全 一全一全一全 湯之村 白濵: 一俣村 紂

有村 脇村 高 藤 野

持木村 免村 村

地

理

志

者に御

判今に有、

夫より

鹿児嶋に御渡

海

垂 水惣廻十一

里九町四十九

往昔真光坊舜清自豊前 國 下 向 領 垂

水

本城主 新納家九代近江守忠勝 垂水賜ふ、十二町海」地知氏居城、天文十 領 瀉血 年周防

垂水 仍領六町中俣、石井源右衞門義

高 田 城 F. 年間敷根中務太輔領梶原氏領六町濱平、

下之城 年壬辰八月、鍬初伊地知重興降後賜 伊地之 知城、 **邓縫殿介季豊、**城、應永十九

右  $\overline{\mathcal{H}}$ ケ 所 總今號 垂 永

慶長二年、 賜 種子嶋嶋津右 馬 頭 낈 久、 百 四 年、

轉種

子

嶋

賜於此地、 爾 来世 ∼領之、

に居住にて候 右馬頭征 南 号を以て所の惣名に為被仰付由 河 田 | 久種子嶋より繰替にて當所の大手の下に屋 駿 河 守移 処、 相模 地 頭之節建立之釈迦堂大手之邊に 久信代只今の 後に大山有之候得共 屋 一敷に移 扂 也、 敷 あ 垂 水 構

地 理 志

瀬

戸

黒神村

朝 ケ 原 鮮 合戦 征第 代後 敗績之後當國 記 云 備 前

中

納  $^{\sim}$ 

言秀家、

慶長

五.

年

九月

+

Ŧī.

日

関

、落来、

二年當地[より]

義久公 介

其後伴介ハ 再薩州 へ下り為御家臣 訴玉

ひ

後八丈嶋へ

、遠流、

長

船

+

右

衞

門

山

田

伴

供

奉

御 譜、 秀家休復来當 國 居 隅州 邉 地、

慶長

八年六月赴

京

本垂水

ハ當麓より

北弐拾町許有之濱邊にて候、

城大手

桂太郎兵衞為警

都、 之百坂引 也越

飯

牟礼

坂

市成 聖栄記 1 氏久公串良之敵にて、 /牟礼をめ Ĺ Ō 御 馬爭 ※輿も音せ Ш 傳 0 ぬ 百 引 様にとて紙にて 0 如 でく御 越

御

0

ませられ、二

河に御下り

候て、

其時山

の案内者仕

高

城

肥

後

氏居:

城の由古老申傳候

高麗 之間 古来より 士屋敷有之候、 出 陣 城に為取構事ハ無之、 忠仍事慶長九年十二月十五日 征久事文禄二年五月十 屋 敷構迄也、 日下 日 尤 大隅に被 當 通 と屋 城 気より 移 敷

垂水城 明應年 蕳 宕 井 源 左 衞 門平義仍守之、

田上塁

當麓より東廿町計にあり、

古来梶原氏居

城、

石

本城・ 町許差渡有之候得共、 城に用意候得共、 に移る、 繰替之節、 井氏建立 本城より高城ハ十町許、 高 城・ 慶長四年、 0 敷根中務少輔 諏 田上三城共皆近邊ニ 訪社より十 余り邊土故、 當城より高隈に移る、 間に山有之故、 頼賀敷根より八月下大隅田上 町余東にて候、 田上 垂水を居城に為被仕由 一城も高! 而 候、 廻候得共少遠 文禄 城 當爭 [城より東にて)麓 此城も征 本城より十 四 年 候 |人居 所 也 城 衆

尤山 代∼居城、 城 ハ東、 を隔候故、 本城 天正年 */*\ 両城より見得不申候、 蕳 西 伊 地知重興代、 田 上ハ 北にて候、 致降参公領に成、 本 城三方にあ 一城は 伊 地知 ŋ 本 氏

提所あり、 城大手北向、 城 城内偏 下 皆 土屋 狹、 敷 城之腰に福壽寺と申伊 而為有之由 地 知氏

> 四方堅固 勝久公御 集院竹山城而守之、 代 の城ニ而 肥後大和 候、 北東ハ川流遠、 新城迄 守盛治 *)* \ 入道恕清西 領したるか、 大手ハ西 等力、 新 の方にて 城黒石 其 後

早崎陣 権現棟札、 小濱より北谷越にて候、 文明八年四月廿一 日大旦 間 四五 |那肥後平盛高とあ J 可 有之、

根境の高岡也、 御本営にて候半ント考候、 サークハ平の上なり、 早崎 當時御内と申島: 别 而 高 丰 所 也

Ш 分畠地廣き所にて候、 背之経路より寄来、 火を山背に挙、 天正元年七月廿三日夜半、 急襲来り 攻 戦 肝付勢 候

七月廿四日之夜、玄佐日記 女田記 如何様 岡なし、 如 何様 陣の後より攻上りたる、

味方難儀

0

电

山

續なとハ無之、

此邊に早崎

相

並

Š

西之口へ多人数被差寄、 箭軍3 鉄炮互ニ 成 時 節 従 御 陣 半

早崎之御陣後山之方敵兵忍、

廿

Ŧī.

日

朝

分忍上陣屋放火、 疵不知其数、 両所手負為高名、 敵数百人之中切入餘多打伏、 殊切深御手八ヶ所也、「キノマ、」 巳危キ處、 中書御 御舎弟中務太輔殿不及是 然処喜入小四 両 人 御身にも 或は 打 郎 切 死

御

一時當陣にて年を越し給ふ

ヶ所之手

負

御敵相落、

遁

其

八難給

此 或 續 衝き

### 年 Ó 矢の はや 咲そむる梅 か香に

千 里のこらす春は来にけ

高キ 崎陣、 上ニ而 小濱 害之跡も 下 間 临 田 元龜 伊 三年九月廿七日、 弟彦次郎種久等令同心畠山 海潟名之内崎 桜嶋より り攻登候由、 地 城 孫太郎 山 岡 城 知周防介重興肝 城 濱平ニ 年九月廿六日、 候、 氏 = 無之候得共 久公不移 而 肥後彦太郎種顕 瀬戸を渡、 海潟之上三方ハ千仭 太守義弘公も指宿迄御 Ш 東 候、 あり、 山与 野玄蕃戦死、 古老も申傳候、 一方野頸、續申候、 文和 嵵 申村之上にあり、 守護方之人数北之方少尾筋有之候 刻馳. 四年六月 早崎に着陣、 付与黨して同氏美作守を籠置、 南之方廿町計 左衛門督歳久御大将二 東 野 向 . 匠作直 頭之方 彼 同 伊集院源助 尤野頸にも城戸 城、 Ŧī. 舎弟種久引入候故攻落 ノ 出 断 日 堀土居六重有之、 顕 陣、 頓而· 巖、 ハ 有之輕砂界也、 同 少 近代城構之跡 十二日、 肥後彦太郎 堀切 大手 久春有 肥後平次郎 小濱を攻落し 引入凶徒於城内之 あ う 一而〔候〕、 戦功 有 西之方濱之 ŋ 攻落之云≧、 種 内 指 顕 ハ 無之、 が被号 依之 処よ 元 耑 桑波 = 云く、 Š 畠 同 先 龜

> 屋上 一名村 持 切 末吉 南之郷 衬

鹿

大姶良野里 村 持 切 知覧 和瀬之村

屋柊原村 加久藤川 北

鹿

辰正月廿四日 右旧領之故、 仰 付、 柊原被召付之旨種子嶋弾正様より被仰渡! 申上候処、 前 ≥之通垂水へ被召付被下 同年八月十四 Ħ -度旨、 願之通御繰 享保九

被

# 大隅郡沿革

生・ 根占・小根占ヲ北俣トス、今其方域詳ナラス、下大隅郡丁九俣四十町五段ト分テリ、佐多・田代ヲ南俣、大下大隅郡圖田 多新太夫高清佐多ヲ領ス、 域ニ係ルト為ス、後櫻島ヲ併セタリ、水郷ノ方 古時、 ヲ領ス、 久ノ時、 清豊前國ヨリ来テ下大隅垂水城ニ居 来リ、 男ヲ生 吉 日郡。領主ト為リ蒲生城ニ移リ、 本郡ヲ分テ袮寝院俣ニ分ツ、又建久圖田帳ニ南俣四十町・北本郡ヲ分テ袮寝院大袮寢院・小袮寢院ト惣稱シ、又南俣・北 4 子孫相承、 肥後駿河守盛武守信基七世孫ナリー下大隅 百 引 長ヲ太郎存盛ト稱ス、 郡莊 及祢寢院佐 野上田伊豫坊時盛建部姓清 役ニ戦死、後嗣ナシ、高清ノ裔久秀承久ノ 多・  $\mathbb{H}$ 代ヲ 佐多ヲ領シ佐多ヲ氏 ル 保安四 子孫之に居 領 未幾クナラス蒲 え 姓ニ改ム世孫、 年、 守護島津忠 拠系 九拾 真光坊舜 ル。温 ル 時盛  $\mathcal{H}$ 町 垂五

地

あ

ŋ

字ニ

堀内与

唱候

 $\wedge$ 

<u>ر</u>

古

城

ハ

別義無之候

建新重生 姶院 良内 氏 八 本 足 ル Ŧī. 至リ 孫太郎 月 人等 ラ 蓈 封 俣 久兵ヲ 利 日 ヲ 田 ニ郡 コス、 併 尊 袮 院 Ŧi. 道 = 重 移革 三平 建仁三 親 後 九 改兵 子 日 綱 1 領 氏 袮 主 'n, 将 忠光 共 父忠光清 寢 牛 因 + 久 南 夕 ス、 志々目氏ニ改・出園ヲ領ス、子を 八秀存盛ノ 小盛 氏 領主 「テ子孫 余年、 俣院: ij テ之ヲ攻 根 松氏ノ祖ナリ、後一ノ曽孫ナリ、後 久祢 大隅 畠 年 兀 ヲ 袮 一祢寢 領ス、 知覧 寢 Ш 年 地 重 七 寝郡 グラ氏 郡 世 延既 島 月 直 成 頭 几 承久 河 Ź, 顕 院 ヲ 清成 々 津 職 次 月 孫大文保二 攻 忠宗第三子三 1 司 北 子 佐多ヲ氏ト 1 摩蘭 初 1 \_ ラ與 方益 遂ニ - 為ス、 祢寢久清 黨 孫 剣ニ Ż, 同 肥 メ 佐多忠直 死 菱 佐多城 詳 時、 シ 刻 郎 ヲ 後彦太郎 之ヲ 崎 子郎 弘 フ、 和義 力 戦 テ 中大神 年三 Ŧ 院 死シ 子 盛 Ш Ŧi. 拔 是ニ アラ復 ´ラス、 地 え、 世清 城 ヲ佐多城ニ 郎 孫 主 重俊及其 が垂水海潟 孫重 月 太 ナシ、 郎 ・テ佐 ヲ ク、 寢孫 世 種 夫義 與 於テ忠光佐 ス、 左 院大總祢 暦 + 々 顕 ヲシテ大祢寢院 フ、 是 觀 應 衞 多 Ŧī. 袮 ノ盛 辨寢 居祢ル寝 文和二 歳 裔武 應 中 菛 氏 日 光 寢 因 族 済伊 康安 其 忠光 攻メ之ヲ [テ幕 納 ナ 菱 八 絶タリ、 使勢 ヲ 分弟彦 月 年 初 職介 氏 袮 ル 牛 ル ΙK 年五  $\dot{+}$ 桹 ヲ雅 者院 多 佐 1 府 重 寢 元 人兵衞 氏 島 次 年 佐 多 ス 平 延 氏 久 津 郎 知 月 多 是 領 内 永

孫

領セシム故

)

如シ、

+

九

年三

月

島

津

| 久豊

伊

地

知縫

殿介季豊ヲシテ下

テ ヲ 年 義伊

佐多 年六 夜叉丸 弟勢 ヲシ 九月 及郡本 村 城 千、 ヲ 寢 ナリ雅 カナラスル地詳 久清 月 領 ヲ ヲ 郡 パヲシ 遂 テ 與 アラシ 拔 廿 朔 ス 本 ベフ、 -村今郡本ヲ領セシ ヨラシ 田 ク Ħ ル 地 H テンク 併 代 ) 故 テ ヲ 頭 大祢 渋 功 領 袮寢 テ 得 + 加 村 湔 鹿 對 ヲ賞ス、 ス、 Ł 如 分 本 7雅義ナリス祢寢伊勢 シ、 屋 ラ 領田代氏さ 年三 寝院郡 久清 満 ス、 七 院 領 頼 Ĭ 又權 月 佐 至 :佐多 セ 本辨 ノ 徳三 九 下 シ 廿 多 4 月詳カナラス 夕 以本領ヲ去ル 職 月三 大隅 今 氏 4 氏 \_ 姶良荘 ヲ 済使職 + 年 Щ く儀と恵直 儀 H 嗣 日 Ï 等 康 应 \_ 月十 キ 月十 俊 暦 本 ) 久清 ヲ 領 地 ヲ ヲ ルニ 津 佐 大祢 俊 領 領セシ ヲ 年 日 几 是佐 元 多 久清 領 久田 月 セ 七 依 至り十七十二 寝院 書 城 ヤシ 頁 氏 シ ij 氏 ヲ Ξ 4 領セシ 代久 A 久 \_ 入 袮 與 攻 富 總 袮 今 年上ル ダ之 永 辨 Щ Ш 寢 助 永 土 寢 北 Ą 済 袮 1 五兼 スヨ ヲ 俊 使 熊 寢 元

多

拔

几

ż

孫

相

承

ク、

デ ラ 二

兼

卜

稱

ス、

ヲ

吉

袮

院

来リ島津 忠國 本 九 袮 日 アナー 大隅五 東魚知ラ 寢 清 島 津 平 = 仕氏 - ヲシ 立て、甘いたス、 居 甪 ル 其子季豊 テ大祢寢院 大隅郡ヲ 子 孫 量サリ、 柏 承 典十 ヲ ク、 富 領 ル月 十三 豫約ノ證 Щ セ リ伊 氏 シ 年 出地 7孫ナラン 4 ツ、氏、氏 九 十三世彈 月 永享 ヲシ 九 Ŧī. 正忠大武蔵守 テ 年 大 島 Ŧī. 津

久本 谷ル、 寢直 月 五重 中 島 重  $\mathbb{H}$ ハ 4所ヲ併ニ至 袮寢  $\Box$ 武 田 名 忠直 Ш 上清津平二 由 池袋宗 貴 善 赤 族 祢寢重 好 上城ニ、 下大隅ニ 領防 ス久護代ナリ 永 董 下 セ領で 久 ス介盛 ヲ 夕 ヲ 親城大 一親ヲ 大隅 伐 ij 地本 シテ 伊 Ĭ ス大隅 皆家  $\overline{\mathcal{H}}$ 向 政 清 地 テ る孫ナ 佐多十 主隅 向 城ヲ守 一西俣 天文元 肥後盛高 島 村 垂 ラ子ヲシア 領 知 下 ハ ナ清リ水 島 ヲ 永 重 下 夕 大隅二 本 田 内松浦 與 り院 城 武 旧櫻 ヲ ĺ · ノ 城 代清空 城 町 ハ 名島 ル  $\wedge$ 加 ヲ 年 牛 ヲ以領セシム、 = 高 者 テ 功勞ヲ 取 下 十二 封 治盛 根 定人人野 河 地 =, 城 袮寢 地 五. 大 ス ル 入道恕清高城ヲ守ル、後薩摩伊集院ニ移武ノ裔孫ナリ、島津勝久ノ時、大和守盛 頭 石 村 大永中ニ至リ ラ與 隅 月、 1 中、宗政尚二川ヲ領ス、永 井義 賞ス、 ヲ領セシム故 ヲ 俣 -為シ、 六年十二月 田 Ŧī. フ、 ź 伊 年二 1 肝 我忠明應中ニ 上 地 テ田 ヲ 屬兼 ヲ 享 村 月 知 領セシ 加 八 嶽 ソリ伊地ニ 八月廿三 が重 豊 五世を 代村 封 ラ與 續父 年 凣 ス 藤 廿 島 年 及佐 津貴 ラ 月 匹 兼 居 ) 4 野 ス正 如 Ė 頁 + 世孫重武、其子昱三世孫ナリ、 H 興 ル 石 月十 六 島津 久伊 多 十三 松 <u>٦</u> 四 梶 ハ 各當 垂 月 忠國 年、 浦 島 兵 原 1 文明 年 貴 景 永 ゙ヺ 内 津 地 九 将 貴 正 久 西 勝 知 時 城 日 袮 Ш 日

本

 $\dot{\mathbb{H}}$ 

董

邉

 $\mathbb{H}$ 

河

堺

等

地許

多

町

伊

集院肥

前

守

Ť

牛

根

地

頭

1

為

ス

是歳、

重

興下

-大隅

 $\mathcal{H}$ 

重 諸 日

> 封シ 大姶良城 二河 川 地 月 ラ破 功勞 知美作 ジミ 叛 ルル、 是ヨリ ラ ラ取 三量 賞 ヲ伐シム、 テ叛ス、 守 ス、 因 九月、 重 ル 先 テ 矩重 島 キ 初 ヲ 津義 是 ニ + 歳 肝 族興 取 二月 Ł 袮 重 久重 ル 屬 年四 至 ヲ 寢 久八木昌 兼 斬テ 領主 计 IJ 元 興 續 月 カ 九 袮 亀三 遂ニ 一祢寢 邑 日 小濱 島 寢 信等 津義 兼 ヲ 年、 ヲ 重 其 續 伐 塁 島 長 津氏 入左 兵ヲ ヺ 地 是 テ ノ牛 テ 袮 肝 ヲ 日 西 地根 造シ 取 ヲ 衞 1) 俣 ル 寢 屬 陷 兵来 門督 ル 先 氏 牛 遣 キ ル 野 Ħ シ 黨 天 テ 歳 伊 根 里

守

正

興牛 島津 境及二 邉田 島津 シ島津氏ニ 久ヲシテ下大隅 加 桹 興 城 元年三 将 知重興邑ヲ以 重長 是 又西 伊 城 根 氏 1 ヲ 征 -謀テ 時 取 ヲ 城 ) 久 攻 グヲ救 肝屬氏 ij 俣 諸 早 アウン 将平 忠長西俣 説キ降ラシム、 ル 兵ヲ置 甚 フ、 崎 4 夕 常 が営ノキ 忠長等 急 ノ牛 地根 将安樂備 一キ戍 兼亮袮穿 ナ ヲ 地根 ij 伐 ラ襲 屯 茶 ラシム、 " ス、 前 備 寢 袁 フ、 長遂 前 兼寛牛根 + 尾  $\equiv$ 遂 兵 应 島津家久美人 年 七月 **營** 亮牛根 Ħ 1 城 正 ·横 月 成城ヲ守 ヲ # 尾 高 之ノ 洲 以 以 四 日 日 戦 ヲ テ 焼 降 降 ル ル兼 フ、 兼亮 アショ 肝 ク、 ヲ ル 取 十二 征 屬 兼亮 義 1] 久 重

寢

瀬

筒

村

村今

ナ瀬

地

頭

職

ヲ

領

セシ

Ż

七

年

Ŧi.

月

廿

H

忠國

Щ

ヲ

良大

地

大隅郡

郷

茬

種子・ 慶長四. 年、 年、 年 Ш 下大隅 次子忠興封ヲ承ク、 久ノ孫相模守久信ヲ留メテ下大隅ヲ戍ラシ 主ト為ス、 祢寢領主 亮ヲ廃シテ弟兼護ヲ立 尋テ市成 氏 Ł 領スル 大大政 月 頁 重興 義久敷 其他 屋 年、 Ŧī. 入・ 復鹿兒島縣ノ管轄ト為ス 鹿兒島縣ニ 所 ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、 所ヲ垂水郷ト改メ、 祢 ラ 八年十月、 孫 廻 ノ領邑ヲ収 島津義弘田 寢 根 垂水郷ヲ収 惠良部三島 重 伊 :頼賀領主ニ下大隅田 地 張ヲ薩摩 恒吉等ノ侵地 知 屬ス、 因テ久信遂ニ下大隅領主ト為 重 頑 びメ地 ツ、 以久日向佐土原城ニ 上領主敷根立 日置 メ、 領主島津右馬頭以 罪アリ、 + 頭ヲ置キ鎮守セシム、 Ŧī. 尋テ封ー 久信 年、 郡吉利ニ徙シ旧 ヲ献シテ降ル、 月、 上ヲ與フ、 義久下之城ヲ収 義久兼護ニ ノ子孫世々相 都之城縣ニ 土ヲ奉還シ、 頼ヲ高隈 4 封セラル、 久ヲ下 九月、 高 領ヲ収 其後群臣 都肝 屬ス、 久信 屋二 承 以久卒シ、 Ш 明治 -大隅 文禄 ク、 ル Ä 徙 邑 裔 後 兀 四 徳 以 領 シ 久 ヲ 兼

> 根郷トス、 本郡ヲ分テ垂 1 堂 島 ż, 村 ノ七郷トス、 古時下大隅ト惣稱ス、 中 - 俣村 古時下大隅 水 田神村 牛 海 潟村 桹 ノ方域トス、 大根 濱平 市木村 占 麓村 村 小 柊原村 城 本 根 :二川 城村 完村 占 ジ九 佐 村 高 馬場村 村 城 一村ヲ牛 ヲ 田 村 垂 代

水 新

郷 御

Ш

村ノ三村ヲ大根占郷トス、

古時大禰寢院

ト稱シ、

寢 神 以

テ降

ル

義久重

興

ハカ罪

デラ宥

:メ 下

ノ城ヲ與フ、

兼亮

七

邊田 院北俣ノ方域ト 村 ノ五村ヲ小根占郷トス、 Ż, Ш 北村 Ш 古時 南 村 小 横別 ·禰寢院ト 府 村 稱 シ Щ 本 村

域 ト 寢院北俣 四 Ż, 村ヲ佐多郷トス、 麓村 八方域 トス、 Ш 原村 古時 伊 ノ二村ヲ 坐敷: 阿禰寢院 村 田 馬籠 代郷 屬シ、 籿 1 っ、 郡村 院内 古 時 南 邊 禰 俣 寝院 塚村 方

村 高 瀬 \_ 免村 芦 屬シ、 村 西道 古里 黒神村ノ十九村ヲ櫻島郷トス、 村・ 院内 松浦村 村・湯之村 南 俣 ノ方域トス、 ・二俣村 持 木村 藤 赤 野村 水村 野尻村・ 武村 小池: 古時向島 有村 村 白 赤 1 濱 脇 村 垄 村 原

### 川 村

古

ヨリ

本郡ニ

併

いセタリ

古時 本村 ハ下大隅ニ 屬ス、 後牛根郷 = 屬 え、 暦應中

ス、芝、其子孫大崎郷ニアリ、永享七年五月廿日、島津忠國ニ又廻城主廻駿河守廣綱ノ後裔二川村ヲ領シ、二川ヲ氏-早根兵衞五郎道綱牛根ヲ領ス、子孫ノ載籍詳カナラス、

山上

島縣

屬ス

議晄を下大隅下ノ城ニ居リ、二川村ヲ領ス、永正中、筑前田忠直ヲシテ二川庁大隅郡ニヲ領セシム、文明中、建部宗田忠直ヲシテ二川庁大隅郡ニヲ領セシム、文明中、建部宗

管ト為ル、天文十四年、島津貴久本田董親水城主ニ牛根・守建部宗政池袋二川ヲ領ス、ニリ時國老ナリ、其後島津氏所

邊田・二川及大隅東郷等合テ二十四町ノ地ヲ加封ス、十

久左 島津氏ノ兵来テ境及二川と地ヲ破ル、 是ヨリ先キ伊地知重興邑ヲ以テ叛ス、是ニ至リ、 屬良兼安樂備前兼寛ヲシテ牛根城ヲ守ラシム、 七年四月、 衞門督歳久義《ヲシテ下大隅ヲ伐シム、 肝屬兼續牛根・邊田・二河ノ三邑ヲ取 九月、 二月廿 歳久重 元龜三年、 島津義 ル 熏 芁 肝 カ 日

三旦 奔ラス、 謀リ早崎 遂ニ其地ヲ取ル、 小濱塁厂地ラ路 十二月、 ノ營ノ牛 重興牛根 地ヲ襲フ、 ル 天正元年七月廿 島津氏ノ諸将平常ノ地ニ屯ス、二年正月 守将伊地知美作守重矩 成城ヲ救 島津中務太輔家久美久伐テ之ヲ ラ 四日、 島津忠長等茶園 肝屬兼亮重 一族
ヲ
斬 尾 興ト ノ營 テ

売等之 = 據

據ルヲ取リ牛根城ヲ攻ム、

戍将安樂備前兼寛遂

セシム、

應永十九年三月、

島津久豊伊地知縫殿介季豊

殿縫

其後島津氏歴世地頭ヲ置キ之ヲ管ス、王政革新以後鹿兒城ヲ以テ降ル、義久伊集院肥前守久通ヲ牛根地頭ト為ス、

麓村

二川村に同シ、

田上村

居ル、 古時、 本城・ 町ヲ領ス、 領シ蒲生ヲ氏トス、 郷ト為ス、保安四年、 未幾クナラス大隅蒲生城ニ移リ、 高城・下之城 本村 子孫ニ至リ高城 ハ下大隅郡九反トスニ屬ス、 建久中、 ノ五所ト為ス、 眞光坊舜清ナル者下大隅垂水城 居 肥後盛武母子島下大隅 ル 後五所ヲ併 文和四年四 分テ田 子孫世 Ē 月 Þ セテ垂水 蒲 垂水 九拾 肥後 生 ヲ Ŧī.

彦太郎種顯等盛式ノ裔自山直顯ノ黨ヲ崎山城ニアリ 了俊禰寢 重親ニ下大隅郡河北方益弘ノ地ヲ與フ、 島津氏久之ヲ攻メ、 久清ヲシ テ禰 遂ニ城 震院 グラ拔 鹿屋院 ク、 是年八月、 下大隅等ノ 康 曆二年、 氏 入本田 地 納 ラ領 今川 ル

ハ秩父武蔵守将恒ニ出ツ介ト稱ス、伊地知氏ノ先 ヲ與フ、 永享九年八月、 文明 中 島津忠國禰寢重清二下大隅木志志名 伊 ニ下大隅ヲ封ス、 地知 重 一豊季豊三世孫ナリ、裔孫重興 居本ル、ニ 子 孫 相 承 ハ ク、 地 本

城ニ、 各當時ノ名族タリ、 石井義忠井義仍守城ス 梶原景豊ハ田上城ニ、 天文五年二月、 ハ垂水城ニ、 肥後盛高盛武ノ 十三年、 島津貴 貴久復重武 池袋宗政 久伊地知重 *)* \ 高城二 て下大 下 武 ル

下大隅五所ヲ以テ降ル、義久重興ニ下ノ城ヲ與ヘ、其他キ、主将伊地知重矩ヲ斬テ其地ヲ取ル、天正二年、重興ス、二月、義久下大隅ヲ伐ツ、九月、重興カ小濱塁ヲ拔

隅田

上ヲ加封ス、

元龜三年、

是ヨリ先キ重興邑ヲ以テ叛

タリ、

易フ、 下ノ城ヲ収ム、 領邑ヲ収ム、 慶長四 年 四 文禄三年、 年、 敷根立頼ヲ高隈邢屬ニ 義久敷根頼賀ニ 伊 地知重 順旦孫罪アリ、 田 移シ 上ヲ 田 與 上三  $\sim$ 敷 易 赧 久

ル、以久ノ孫相模守久信ヲ留メテ下大隅ヲ戍ラシム、以部ノ三島ニ易フ、八年十月、以久日向佐土原城ニ封セラ島津右馬頭以久ヲ下大隅領主ト為シ、種子・屋久・惠良

為ル、後下大隅五所ヲ垂水郷ト改メ、久信ノ子孫世々相久卒シ、次子忠興封ヲ承ク、因テ久信遂ニ下大隅領主ト

久信ノ裔孫領スル所ノ垂水郷ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、承ク、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、

高城村

明治

四年七月、

鹿兒島縣

ニニ屬

文明中、肥後盛高高城ニ居ル、大永中、伊地知重周城主

市木村

中俣村 新御堂村

海潟村

柊原

濱平村

以上

田上

村

同

本城村

屬ス、應永十九年三月、島津久豊伊地知縫殿介季豊ヲシ古時、本村ハ下大隅ニ屬シ、五所ノーナリ、後垂水郷ニ

ヲ加 アリ、 孫相承ク、 テ下大隅ヲ 対ス、 天文五年二月、 十三年、 文明中、 領セシム故 田 季豊本城ニ 島津貴久伊地知重武二下大隅 上 ノ如シ、 ヲ 加封ス、 季豊健 居ル、 其後重 ア本 其他ノ諸城各城 興ニ 城ニ 至 居 IJ ル 垂水 下 主 子

> Ш 南 村

Щ 横 本村 别 府 村

北 村 邊田 = 同 村

Ш

### Ш 北 村

大隅五所ヲ併領ス、

外田

王

村ニ

同シ、

古

時

本

村

ハ禰

寢院ニ屬ス、

小禰寢院ト稱ス、

南

俣

远

拾

吉利ニ 氏トス、 院 重長邑ヲ以テ降 八木昌信等ヲ ニ於テ建仁三年七月、 族菱刈重延禰寢院ヲ領ス、 町ノ方域トス、 先キ禰寢重 地頭職ト為ス、 ヲ 王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス 崖 徙シ、 4 觀應三年十二月十九日、 數 舊領 禰寢 主長裔孫ノ 戦拔クコト 後小根占郷ニ ル 子孫世々本院 禰 遣シ、 寝院ヲ 文禄四年九月、 島津氏ニ叛ス、 幕府平清重是改立ヲ以テ禰寢南 能 竊カニ 収 重延既に死シテ院主ナシ、 71 屬ス、 4 ス、 ノ院司 榆井四郎 重長ニ説キ降ラシム、 爾 天正 来地 義 初菱刈六郎重俊及其 是ニ於テ島津 タリ、 久禰寢重張ヲ薩摩 元年 頭 頼仲國見城遺墟 ヲ置キ之ヲ管 芷 因 月 テ禰寢 是ヨ 義久 是 ヲ 俣

康

大隅等ノ地ヲ領セシム、

永德元年九月三日、

今川了

テ

禰

鹿

屋院

完村

古時、 目氏ニ改ム、良ニ移り、志々 寢久清ヲシテ大禰寢院永吉・ 大禰寢院總辨濟使職ヲ嗣キ、 禰寢ヲ氏トス、 寢南俣院地頭職ト為ス、 禰寢院ヲ領ス、 域ヲ大禰寢院ト惣稱ス、 屬ス、 曆二年七月、 居リ禰寢ヲ氏トス、 本村 建仁三 ハ 康安元年十二月 禰 同時、 今川了 重 年七月、 寝院 延既ニ 三屬 五郎太夫義光義光ノ先長岡右院内北 ・俊禰寢久清ヲシ 永和中、 子孫世 死ス、 初菱刈六郎重俊及其族菱刈 後大根占郷ヲ置 シ、 Ŧī. 郡本地頭得分ヲ領セシ 院内郡本村 北俣 日 巨々禰寢 其裔孫大禰 因テ幕府平清 島 地 津 トス、 ノ院司タリ、 氏 田園ヲ領 ク、 寝院 **久禰寢** 寢伊勢介 又北俣 重ヲシ 本村モ又之 いス、大姶孫 郡 Ĭ, 雅義 司 重 因 テ ブ方 禰 俣 テ 延

大禰 四 日 寢 (人)清 院總 島 津 禰 辨 氏 寢 濟使職 久禰寢熊夜叉丸ヲシテ父雅義ノ職 北 俣四 及郡本村付サシヲ領 1村此地 え詳カ ヲ 與 ラ、 ヤシ 至 年 ヲ 嗣 十 兀 月 月 +

應永元年 H 氏 久富 十二月十 Щ 土 Ħ. 佐雅義弟ヲ大禰寢院郡本領家職ト H 島津元久冨山 土佐 介ヲシテ大 ス

久禰 澁 川 寝清 滿 頼 平こ 禰 寢清平ニ 大禰寢 本領 内 郡本村其他下大隅等ノ地ヲ與フ、 禰寢院ヲ與フ、 十 车 十 月、

月、

島津

久豊

禰寢清平ニ

大禰寢院

ノ内神

田

名

寝院郡本辨濟使職ヲ領セシム故

ノ如シ、

四

年六月十五

與フ、 氏 主 職 大姶良氏・ ヲ領セシム、 廿三年、 島 濱田 津忠國 + 九年 氏 横山) 禰寢清平ヲシテ大禰寢院先知 十二月、 氏等ニ 久豊富 大禰寢院永吉 山土佐及志々目 地 行 ヲ

久 守忠 瀬筒 護職ヲ攝ス冨山氏ヲシテ大禰寢瀬筒村國ノ弟ニテ冨山氏ヲシテ大禰寢瀬筒村 享德二年七月、 村分瀬筒ヲ領セシム、 忠國 禰寢重清ヲシテ禰 永享五年五 月十 地 九 寢 頭 職 月 ヲ領セシ ヲ 領セ 島 津 4 用

<sup>年三</sup>九月、 津義久八木昌信等ヲ遣シ竊カニ 公命ニ 如シ、 義久禰寢領主禰寢重張重長ヲ薩摩吉利 テ降 天正 元年 ル 正月、 領 邑故 是 ノ如 ヨリ先キ禰寢 重長ニ説キ降ラシム 文禄 加 重 年 長叛 - 是ニ至リ二十 徙シ、 ス、 重 島

九十

餘年、

佐

多氏絶

タリ、

是 ニ

於テ島津忠宗三

男

郎

菛

佐多ヲ封ス、

子孫世々佐多ヲ氏トス、

觀

H

初佐多領主

一孫太郎久秀卢盛

承久

剣ニ

戦

発死シ

テ既

IJ

頭

領 ヲ 収 4 爾来島津 氏 所 1 為

馬 場場 Ш 村 村

城 元 村 同

伊 坐

時盛三 古時、 代ヲ氏トス、 ス、 方域トス、 氏トス、 職ト為ス、 禰寢ヲ氏ト 時、 又野上田 一男ヲ生ム、 本 子孫相 村 佐多新太夫建部高清佐多ヲ領ス、 後佐多郷ヲ置 ハ佐多十 子孫世々禰寢ヲ氏ト Ż, 子孫相承ク、 伊豫坊時 承ク、 長ヲ太郎存盛ト云、 建仁三年、 町 盛 次ヲ二郎兼盛ト云、 地二 禰寢院佐多・ ク、 次 シテ禰寢院 幕府平清重ヲ禰寢 ヲ三郎成盛ト云、 本村之ニ え、 屬 文保二年三 佐多ヲ領シ佐多 田 代 ス、 子孫詳 一一三 屬 田 代ヲ 守 南 禰 ヲ 護 領シ 月十 領 俣院 南 寢 力 ナ 俣 地 居 田 ヲ ラ Ŧī.

年十一 月八 頁 禰寢領主禰寢清成佐多忠直ヲ佐多城ニ 攻

メ之ヲ陷 元年六月朔日、 ル、 其後父忠光佐多城ヲ取リ舊領ニ復ス、 禰寝久清川孫佐多氏儀ノ弟ヲ佐多城ニ攻メ 永德

月九日、 ヲ與フ、 之ヲ拔ク、 應永四年九月二十日、 島津好久忠國ノ田代清定ヲシテ田代村及佐多ノ 其後禰寢清平佐多・田代ヲ併領ス、 七日、 今川了俊久清カ佐多城ヲ拔クノ功ヲ賞 澁川滿頼佐多氏儀二本領佐多 永享七年六

トス、

建仁三年、

初菱刈六郎重俊及其族菱刈重延禰寢院

内川 島津忠國 禰寢直清ニ佐多十 栗ノ地本領タルニ 前 依リ領セシム、 ノ地ヲ與フ、 天正中、 八月廿三日 邊 忠光 移

九 世孫忠将佐多ヲ領ス、 鹿 轉シテ知覧ニ復ス、久慶ノ子忠充川邊ヲ 児島縣ニ 屬ス 其後島津氏ノ領ニ歸ス、 忠将 孫久慶 プけ時 薩摩川 王政革新以

馬籠村

郡村

伊 坐敷 裄 同 . ર

邊塚

應永中、 禰寢清平 -領ス、 伊 ・坐敷村ニ 同

麓村

古時、 本村及川原ノ二村之ニ屬ス、 禰寢院南俣ノ内田代村ニ屬ス、 守護島津忠久 後田 ハノ時、 代郷ヲ置 野 Ě  $\mathbb{H}$ 

存盛繼キ佐多ヲ領ス、 伊豫坊時盛禰寢院佐多・田代ノ二邑ヲ領ス、 次子二郎成盛田代ヲ領シ田代ヲ氏 時 盛 一ノ長男

氏卜 作重 ルニ ヲ領ス、重延既ニ死テ院主無シ、 ヲ禰寢南俣院地頭職ト為ス、 ス、應永十七年三月廿一日、 子孫世 島津元久田代久助ヲシ 因テ幕府平 口々相承 清 ケ禰寢る 重量問題 ヲ

テ田 代村本領タルニ依り領セシム、 廿三年九月、 島津忠

邊津賀ヲ領ス、 或 |禰寢清平ニ大禰寢院ヲ與フ、 永享七年、 薩摩守好久守護代田 是時、 清平佐多・ 代肥 田 前 代 守

清定ニ田 降ルニ及ンテ島津氏 永禄・元龜 代村一 圓及佐多ノ内川口三栗本領タル ノ 此、 禰 ノ所管ト為 寝重 長田 ル 代ヲ領ス、 王政革新以後鹿兒 重 長島津 依

ij

與 氏

Ш 原 村

島縣

屬ス、

麓 科 同 同シ、

横 Ш 村

忠久ニ從テ薩摩ニ来リ本村ヲ領ス、忠久其子安房ヲ向 本村ハ櫻島ニ屬ス、古時向島ト稱ス、東條某ナル者島津

頃 地頭職ト為ス、 島 津若狭忠弘喜入氏ノ祖 因テ横山城ニ居リ横山ヲ氏トス、文明 向島ヲ領ス、子孫相承、

シ、 田各十二町ヲ與へ功勞ヲ賞ス、 天文六年十二月、 嶽 ・藤野・ 松浦・西道・赤水及荒田名八十町 島津勝久本田董親ヲ以テ向島地頭ト為 澤牟

元龜中、

鎌田尾張守政近

本村長門城ニ居リ肝屬氏ニ備 ブ、 天正十三年頃、 川上源

五郎向島地頭タリ、 其後歴世島津氏ノ所管タリ、 王 政革

新以後鹿兒島縣ニ屬ス、

有村

持久忠國ノ時本田重恒ニ本村及溝邊六町ヲ與フ、 古時向島ニ屬ス、 後櫻島ニ屬ス、 嘉吉二年三月、 外横山村 薩摩守

松浦

天文六年十二月、 島津勝久本田董親ヲ向島地頭ト為シ、

> 樺山幸久に本村及二俣ノ二村ヲ與フ、 本村及嶽 藤 野 西道 ・赤水等ヲ與フ、 外横山村ニ同シ、 八年、 島津貴久

藤野村

赤水等ヲ與フ、 天文六年、 島津勝久本田董親二本村及嶽 其後樺山幸久松浦・二俣ヲ轉シテ本村ヲ 松浦 西 道

領ス、 外横山村 に同シ、

赤水村

山幸久ニ本村ヲ與フ、 同シ、 天正六年、本田董親本村ヲ領ス、

弘治三年、

島津貴久樺

外横山村ニ

嶽村

天文六年、 本田董親本村ヲ領 え 外横山村 ニ同シ、

西道村

天文六年、本田董親本村ヲ領ス、 外横山村ニ同シ、

二俣村

天文中、樺山幸久本村及松浦ノ二村ヲ領ス、外横山村ニ

同シ、

「大隅郡 『祢寢院ハ今ノ大根占郷小根占郷|

建仁三年七月三日、幕府平清重ヲ以テ大隅國祢寢院南俣地頭

盛ノ子維盛高清ヲ生ム、高清清重ヲ生ム、称寢ハ今ノ根占郷、○小松氏系圖ニ、重称寢ハ今ノ根占郷、○小松氏系圖ニ、重

又大隅佐多ヲ領ス、十一月八日、祢寢清成佐多城ヲ攻ム、忠觀應二年、是レヨリ先キ佐多忠光采ヲ鹿児島ノ伊敷村ニ食ム、

光カ伊敷村ニ在ルニ會ス、清成遂ニ之ヲ陷ル、其ノ後忠光復

之ヲ取ル、

直顕カ黨與ヲ崎山城ニ納ル、氏久代テ之ヲ拔ク、「崎山城ハ垂文和四年四月、下大隅ノ人肥後種顕其ノ弟種久等ト共ニ畠山

貞治六年七月、氏久祢寢久清ヲシテ權ニ大隅西俣村ノ地頭職□□ハ肝付郡」

水郷海潟村ニアリ」

永徳元年六月朔日、袮寢久清佐多氏義ヲ佐多城ニ攻メ之レヲタラシム、

拔ク、

村ヲ領セシム、ノ田代郷、悪永十七年三月廿一日、嶋津元久田代久助ヲシテ大隅ノ田代應永十七年三月廿一日、嶋津元久田代入助ヲシテ大隅ノ田代

應永十八年十一月十八日、嶋津久豊祢寢清平ニ大隅ノ西俣村

ヲ與フ「西俣村ハ肝付郡大姶良郷」、十二月十一日、又大祢寢院

十九年三月廿四日、久豊伊地知季豊ヲシテ下大隅ヲ領セシム

ノ神田名主職ト為ス、

二十三年九月九日、嶋津忠國祢寢清平ヲシテ大祢寢院ヲ領セル故ノ如シ、下大隅ハ今ノ垂水郷、

永享五年五月十九日、嶋津用久シテテ護職ヲ摂セシム「富山氏ヲシ

シム、

テ大祢寢瀬筒村ノ地頭職ヲ領セシム、

シム、「下大隅ハ今□□□

永享七年六月九日、

嶋津忠國伊地知縫殿ヲシテ下大隅ヲ領セ

七年八月二十三日、忠國祢寢直清ヲシテ大隅ノ佐多十町ヲ領川口三栗ヲ領セシムル故ノ如シ、四代叔ハ今ノ田代郷、川

永享七年六月九日嶋津用久田代清定ヲシ大隅田代村、

佐多ノ

八年五月二十日、忠國山田忠尚ヲシテ下大隅ニ河村ヲ領セシセシム、直清ハ清平ノ子、

「牛根郷二川村アリ」

九年八月一日、忠國祢寢重清ヲシテ下大隅木志志名ヲ領セシ

4

嘉吉二年、嶋津用久本田某ヲシテ溝邊六町・向島有村ヲ領セ

シム、「向島有村ハ今ノ櫻島有村アリ」

シ、享徳二年七月二日、忠國祢寢重清ヲ祢寢ヲ領セシムル故ノ如享徳二年七月二日、忠國祢寢重清ヲ祢寢ヲ領セシムル故ノ如

藤野・松浦・西道・赤水ハ皆櫻鳥゠アリ」頭ト為シ、之レニ嶽・藤野・松浦・西道・赤水ヲ與フ、「嶽・頭ト為シ、之レニ嶽・藤野・松浦・西道・赤水ヲ與フ、「嶽・

天文六年十二月二十四日、

嶋津勝久本田薫親ヲ以テ向嶋

ジル地

是ノ月、嶋津忠俊赤水ヲ與フ、水ハ櫻島ニアリ、天文八年八月、嶋津貴久向島ノ松浦・二俣ヲ樺山幸久ニ與フ、

辺田・二川・堺等ノ二十四町ヲ與フ、ニ川村・界村アリ、

十四年四月十八日、

嶋津貴久本田董親二大隅ノ東郷、

元亀三年九月、嶋津義久其ノ歳久ヲシテ下大隅ヲ伐タシム、

地知美作ヲ斬ル、小濱塁ハ垂水郷海潟村ニアリ、於是、嶋津氏小濱ヲ二十七日、歳久早崎ニ屯シ、進ンテ小濱ノ塁ヲ拔キ、守将伊

取り前陣ト改名ス、

キ、肝付氏ト絶タシム、重長之ヲ聽ク、二月二十六日、義久天正元年正月セトー相識也」、義久八木昌信ヲ遣テ祢寢重長ニ説

重長ト盟フ、

樂備前牛根城ヲ守ル、十二月十四日嶋津氏ノ諸将□□□、家久伐テ之ヲ奔ラス、キル∀キ゚トワリ、是ノ時ニ當テ肝付氏ノ将安天正元年七月二十四日、肝付氏兵ヲ發テ早崎營ヲ襲フ、嶋津

甚べ急ナリ、安樂備前遂ニ降ル、伊東氏其ノ族伊東權頭ヲ遣氏ノ兵遂ニ退ク、忠長等既ニ茶園尾ヲ取リ、牛根城ヲ攻ムルヲ取ラントス、嶋津忠長等之ヲ争フ、其ノ鋒甚タ鋭シ、肝付二年春正月三日、肝付氏兵ヲ發テ牛根城ヲ救フ、将ニ茶園尾

十九日、伊東權頭等祢寢ヲ攻ム、喜入季久善ク戦フ、權

已ニ利地ヲ得ルヲ聞テ還ル、

IJ

肝付氏・伊地知氏ニ會シ牛根城ヲ救フ、

行∼嶋津氏

ノ軍

克タスシテ去ル、

袮ノ

文禄四年、袮寢ノ領主袮寢重張ヲ吉利ニ移封ス、天正二年、伊地知重興下大隅五所ヲ献ス、トトト縲ハク

世系ハ敷根ニ詳カナリ、田上ハ垂水郷ニ属ス、

徙シ高隈領主ト為ス、是ノ月、種子・屋久・恵良部三島ノ領ニ作ル」。 との年十二月、嶋津義弘下大隅田上雲水郷ノ領主敷根主頼ヲ慶長四年十二月、嶋津義弘下大隅田上雲水郷ノ領主敷根主頼ヲ

主嶋津以久ヲ下大隅領主ト為ス

シム、 長子久信ヲシテ下大隅ヲ戍ヲシム、既ニシテ以久卒ス、(ママ) 慶長八年九月、 尋テ佐土原領主ト為ス、 下大隅ノ領主嶋津以久ヲ以テ佐土原城ヲ守ラ 以久ノ佐土原ニ行クヤ、 其ノ

久信ヲシテ欠ノ後ヲ嗣カシム、 久信固辞ス、 遂ニ下大隅ヲ領

ス、

國史元久記

應永十八年云≧、 是歳年三十七襲封、當是は一人の豊ノコト也

指宿・溝辺・ 田萬里・ 敷根・廻・末吉・恒吉・市

高熊 • 鹿屋 • 大姶良・ 下大隅・ 財部等地而已、

成・平房・

百

引

ハ鹿児島県立図書館所蔵本ニノミアリ)

鹿児・谷山・ 當是時云と、

纂考」

大隅國大隅郡

根郷

在鹿児島卯方海上五 里 當郷 *ا*ر 東 ハ 恒 一吉郷に接 Ļ 南 ハ

市成

百引

.

高隈三郷に接し、

西垂水に堺ひ、

北

ハ 福

Ш

村落 に接し、 四 [△福二川村 前ハ裏海に臨めり、 『△ 境麓村、 **惣人計四千三百二十八人、惣合戸** 周廻十四里二十四町二十間、

數七百九十一、 『△此二ヶ村ハ囎於郡ニ属ス』

朝廷

1「山田氏蔵書」

嶋津御庄大隅方下大隅郡之内二河村之事、『牛根郷也』 為給分充行處

也、 早任先例、 領掌不可有相違之状如件、

永享八年五月廿日

公所有者、

山田殿山忠尚ノコト也」「東子國史忠尚トアリ」

『 貴奥 人 ハ 八ハ忠國ノ初名』守 (花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一一八七号文書ト同一文書ナルベシ)

旧藩史官雜抄中」

往昔下大隅噌唹郡之内海邊隣りたる地を領する者有り、

俗ニ邊田七人与云、

添十二町領、潟・柊原相 根二川邊を領、 上井分之上井村を領、 肥後元祖肥後守平信基、 石井今此家断絶欤、垂水 高城ハ垂水之内也、 **廻**今廻氏家 伊地知今秩父家、 池袋池今

海垂

右國分・ 敷根 • 福山等参照スへシ、

大隅國吉原又次郎俊平申薩摩國満家院内比(頭注)「此吉原何レノ地=居ルカ糺へシ」 志嶋 西 俣以

正 村と事、 應四 年 Ħ. 可 注 月廿七日 申 知 行由 **| 緒之由** 굸 ≥

前因幡守: 在 判

沙弥在判(少弐経資)

謹

上

下

野三郎(忠宗)

左衞門

尉

「旧記雑録前編一」 九三九号文書ノ抄ナルベシ)

圖田 帳

祢寢北俣 远 +町 Ŧī. 段

下大隅郡 九 + Ŧī. 町 九段

**祢寢南俣四十** 町

本家八幡 地 頭 掃 部 頭

本三十丁 丁 别 計正 建 部 清 重 訴知

佐多十町

賜 大将 殿御下文、 建部 语清. 知行之、

纂考」 、舩城麓村 當郷松ヶ崎にあり、 牛 根城とも云ふ、 東西北

> 島津忠昌・忠治の時執政に任す、天文之頃、と見えたり、宗政ハ筑前と称し、天文之頃、 氏數 の 三 守らしむ、 十二月十四日、 氏に與ふ、 四 0 面急峻にして天險の 本田紀伊 領牛 南 面 # 地 ハ 、懸崖 茶園ヶ尾といふ、 頭 根兵衞五郎道綱是を領し、 たり、 天文の末、 肝付か援兵走来り、 兼續没後、 島津左馬忠長・川上上野久信石之尾の地に赴 董親等所領たり、 高きこと百間 諸将進て平常岡に屯して是に逼る、 の棟札に建部宗議、戒池袋氏姓を建部と云、 肝付兼續其将安樂備前をして是を 城塁なり、 天正元年、 濠塹の 許、 高隈山を踰て茶園ヶ尾を 董親後に牛根を以て肝 北 或ハ永正三年神鏡に建部へ、即ち前の居世神社文明 島津義久當城を攻む、 往古屢沿革あ 跡二重有り、 面 文明 ハ 小川尾張武明山の氏 大手口にて海に近 永正 下茶園ケ かりて、 0) 頃池袋 ゆ尾 年 付 庶平

き迎へ戦ふ、 取らむとす、 城中に攻入る、 茶園ヶ尾に営し、 正月三日、 二晝夜を経て數十丈の断崖及ひ二重の濠塹を堀崩 敵軍敗れ走る、 守将安樂備前降を乞ふ、 **驍壮を擇ひて矢石を冒し、** 忠長・久信及ひ新納忠る 是を許 急に城を攻 して伊集 元等

久道地頭にて創建 0 曲 「見えたり、 院久道を地頭とす、

即ち前の稲荷神社是歳九月の棟札に、

地理志

欤、 道鑑公御代暦應之頃、 道綱後属阿久根有軍功、 牛根兵衞五郎道總入道圓也家臣守之 ○文明前ヨリ池袋氏領之、

永正迄棟札ニ見ユ、○天文ノ頃、 本田紀伊守董親領之、

之頃、 ○新納近江守忠勝領之、 紀氏平山之庶流ニ 小川尾張守武明牛根地 ナルヘシ、○諸家大概記云、本田氏ノ前○諸家大概記云、 頭ト ・アリ、 天文

本田 ノ旗下カ、

池袋氏、 中古邊田七人、 上井・ 敷根 廻・池袋 伊 地 知

井・ 石井・ 伊地 梶原ト見ユ、○文明六年旧記、 知 梶原 池袋云々、 各一城ツ、被持トアリ、 下大隅ニ肥後・ 石

大日棟札ニ 先是肝付兼亮使安樂備前守守牛根城、 左馬守良兼トアレ ハ、 肝付氏ノ領ナリ、 正月、 〇天 太

明應・永正中ノ棟札ニ池袋氏見ユ、○天文廿年

○文明・

守義久公陷之、 八年頃、 鎌田尾張守政年寛栖為地頭、「牛根二川村ヲ領スト家系ニミヘタリ」「上、以伊集院下野守久通入道魯笑為地頭、天

3「本田氏蔵書

町 大隅國之内牛根三 合拾貳町之事、 為奉公賞所宛行也、 (付邊田三 早任此旨、 Ш 可被

町

同

城

町

町

安堵之状如件、

天文拾四年卯月十八日 **貴入判** 当山城等ヲ賜ハル、参照スヘシ』

本田紀伊守殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二四九六号文書ト同一文書ナルベシ)

「肝付兼重譜· (続カ) 中

天文十七年戊申四月、 牛根・ 邊田・二河知行早、 三ヶ所

同 前

諸家大概記

建部姓池袋氏ハ、

古来牛根・二

川之邊を領申候哉与存候、

邊田七人之内ニ 而 候、 忠昌公 忠治公御代、 池袋筑前

宗政事御家老相勤申候云〃、

國史貴久傳

根・ 帳 天文十四年夏四月十八日 高山郷有辺田 辺田・二川 村、 堺等合二十四町之地、 福山郷有境村 公賜本田董親大隅國 公拠 旧 譜、 郡村高辻

東

4

襲山 Ш 城 郷ニ 用 富名六町、 今東郷村 以上十二町ヲ賜ヒシユヘ、 アリ、 此 日 大隅國 東 《郷六町 合テ二十 日 當

四 町 ノ地ト記セリ

境三町 カ、 氏 記 IJ 本田氏蔵書ニモ牛根三 右 畄 アラサ シトミユ、 ノ沿岸ノ領主ヲ指シ、 ノ如ク見ユレトモ、 邊田七人ト云ヘルアリ、 福 尚 伊 ・二河知行云々等参考スレハ、 糺スヘシ、 地知氏・ 山郷ニ今境村ナシ、 云々アレハ、二川村・ ル必セリ、 然レハ本田 石井氏・ 天文十七年四月 町 牛 梶 上 -根郷ニ邊田ト云字アル 董 • 親ニ 山氏 井氏 今高山郷ニ 同 境村モ皆今牛 垂水・ .城付邊田三町 賜 ノ七人、 ハル邊 敷根氏 牛 郡村高辻帳誤レ ハ肝付兼重牛 邊田: 桹 文明中各 田 廻氏 一村ハ高 福 根郷ニ係 村ナシ、 ・二川三町 崩  $\wedge$ 池袋 シ、 桹 Ш 或 ル 郷 城 分 旧

之切岸ヲ堀破、

作道事夜白三日也、

起

常の御人数牛根濱之方被給間之垣、

従茶園ヶ尾之方内 城内より投石衝

ノ内に陳して、今垂水に陳して、 島津圖書頭忠長・ 殿御大将にて数千騎平常ニ張陳して攻之、 元年十雪月十四日 肝付勢催多勢、 我兵見之、 川上上野介久信下知して是を攻、 ヨリ平常ト云ル在所太守御従弟右 高隈之大山を越、 彼所為陳ハ則味方知無利、 牛根 翌二年正 ノ前茶園 月三 敵 馬 ケ

尾 故

頭

取、 矢そと引かへて甲をぬかハやかて安楽 ニ恐て引兵趣於高隈山、 即此陳二人数ヲ被置、 狼狽而退下大隅、 其比落書 弓もうし根もを 同十八日より平 故輒此陳ヲ攻

下城、 番衆ハ 或茅二火ヲ付堀底ニ 安樂備前守降参、 及日暮下大隅へ被送遣、 則 新納武蔵守一男刑部太輔城内ニ 翌 擲、 目 弟彦八郎を質ニ出 雖防矢方便、 御使僧此砌至肝付、淨光明寺其阿上人為 十九日之夜、 被差籠、 こス、 廿二日之 故蒙免許 肝付之 城主

是偏ニ 護も 守 為謀計 の飲、 久留半五 智略 納武蔵守以下知、 此 ヨリ太守義久公者早崎より御帰陳也 左衞門尉調達之、 孫呉之術、 逆瀬 堀 嶮 濵 鲌 偏天道之惠、 奉膳兵衞尉・本村筑前 之岸作道類古今無双 叶神慮之擁

武蔵守モ城内ニ入ル、

廿七日、

城い

わるあ

ŋ

従昔日

(「地理志」カ)

牛 根 城自 助季 豊地 鍬知 初縫

樺 Ш 玄佐 日 松 ケ 崎入舟 城ト云傳

玄佐日記、

肝

付省釣齋族安樂備前守を籠置ニ依て、

天正

逆 .瀬川豊前兵衞殿・玄蕃允ナト企ニテ、牛根堀へ様子ハ、

水ノ手堀とをし、 城二而水取二て参者可打之企二 而候事、

> 二川 村

諸家大概記

代抔ニハ相栄申候様ニ有之候、 建部姓池袋氏ハ、古来牛根・二川之辺を領申候哉と存候 邊田七人之内ニ而候、上代ハ差テ見得不申候、 子孫何者共不相知候、 忠昌公御

趣京都、 桂太郎兵衞為警衞

備前中納言秀家休復来當國、

居隅州邉地、

慶長八年六月

所有之候、家地之跡何方モ不知候得共、 秀家居住之所ハ、二川ヨリ半里許福山 ノ方へ浮津村ト云 住居之跡故ウキ

ツ村ト云ト土人云傳也、○又云、 秀家平野ト云所ニ 潜居

島へ遠流、 秀家慶長五年九月関ヶ原敗績 長船十右衞門 山田伴介従行ス、 ノ後當國へ落来り、 伴介再薩州 後八丈 ストモ、

飯牟禮坂 来り臣事スト云、、

和

山 田聖榮自記

大

牟礼山をメシノ御馬轡も音せぬ様ニとて紙ニ られ二川ニ御下り候、 氏久公串良も敵ニテ、 其時山ノ案内者仕候者ニ御判被下 山傳百引のことく御越、 而 市(成カ) 御包 マ せ

伊地知太郎兵衞覺書

肝付乱之時分ニ而も候哉、

牛根之城二而働候事、

同

城ヲ

首究候間具足甲ハ首ニ付候而渡り、 候 五郎左衞門尉卜申武士走付、 を甲ノ鉢を切割、 モ、ヲ突詰られ候間、 泉殿ト申人、武邉者之故かんとり之鑓を以大膳か左手ノ 責之時、 城二攻入へいヲ乗越城内ニ攻入候得ハ、 大膳ハ無大事、 面二切付候得共、双方難叶処二、 大膳ハ五尺六寸ノ太刀ニテ和泉殿 其日 福崎和泉殿を首を打落被成 ノ高名宮原五郎左衞門殿ニ 鑓・太刀抔ハ大膳 福崎和 宮原 =

泉二射付候筈二候、 将典厩様御下知 殿首も道具も大膳殿 付申候得共、 大膳申候 ニ隨ふタリト被申候也 宮原殿命之主人と被申候得ハ、 行付 可 有ト互ニ時宜共候 宮原殿御助 なくハ多分大膳 く者、 宮原 御

をハ二手に分つて置れ 搦手ハ家久の勢に川 大手ハ平田美濃守

たり、

内表の勢を加へ堅らる、

都合二千騎

矢しるしに付て射させ給ふ、

弓も牛根もをれ矢とそ引

同左馬介帖佐衆中相具して堅らる、

刑部左

衛門

帖佐淡路守·

梅木梅介抔高名す、 大手ハ垂の口に出合ひ、

其外

0

木

今ニ有、 夫より鹿児嶋ニ 御渡海 1 ア ij

人≥軍労せらる、

夫より敵手だてもなく引退き云៷略ス、

十一月中旬に、『天正元年酉』 或夜の曙大手の口に押寄、 御 役を引れける、 取らんとて、 平床に陣を取られける、 諏訪の神事を為可被取行、 をそ申ける、 て仕合よかりけれバ、雜兵一人打取て、 とて伊地知・ 座す、 へ の Щ 路を潜に忍て、 陣中無人なる由を聞傳へ、 見切の為上場へあかりける処二、 兎角して日も移り行程に、 天正二年甲戌正月三日、 肝付か勢三千計寄来る、 右馬頭幸久・左衞門尉歳久を大将として 其折節、 七月の 牛根陣の番大将ハ中務大輔家久 斯ける処に、 鎗階を持せて三千計寄来る、 鹿児嶋を初として、 中旬、 能仕合ぞと心得、 武功 平 肝付大勢を催し、 茶園か尾に向陣を 年の 床陣 六月よりハ方≥ Ó はや敵合し 者に足輕共 初に御吉相 の後巻せん 境目 の 磯 軍

> さる、 其外宗徒の人々究竟の勇士にて先陣に進まる、 を、 内に覚へ候、 たとへ伊東参たりと申とも、 と輝くを、 将には左衞門尉歳久、三千騎の勢にて猪鼻に打上て、 合ひ月日を送るへきか、 隅の御家人を相催し馳向ひ、 船二艘ニ郎等少×相乗て、 引給ふへきかなと評定區∼なる処ニ、 誉ぬ人こそなかりけり、 先陣の大将は圖書頭忠長、 牛根も急度墓行へき様ニも見得す、 両袖しつかと引付て、 こ、ろ強く牛根を御退治候へと申されける 早く退治有へしとて軍勢を打 其身ハ段≧威の鎧の今己の時 去程ニ、 我等敷根に罷在候へハ、 戦仕打滅し候 御陣 侍大将にハ上 敷根中 何つ迄互こにらミ へ参て申 -務丞頼 御陣をも先 ハん事案 後陣の ける 原長門守 大 如 大

取捨て、 て打出らる、 何ニも其備堅固にそ見へにける、 後ろや先にと迯失ぬ、 肝付勢是を見て敗軍も理にや、 於此義久雜歌を讀んて、 御本陣の其勢漫ととし 陣具足をも

付相 かへて甲をぬかばやかて安楽 のかきを結させらる、斯る処ニ、 と牛根の城に射送て、 大口の住人に逆

21

Ш 前守是を防かんとせしかとも、 に紛れて野頸の山に忍入、切岸を堀崩す、 、奉膳兵衞尉・久留伴五左衞門尉とて勇士有けるが、 防にてだてなく、 城地頭安楽備 城内 夜 0

人≧為方なく見へにける、深く堀入岸の中より二筋に堀

申入事候、其方の主肝付ハ、普代の君太守に弓を引、 八

屏限に堀出て、地頭の安楽殿其外城中の人≧へ可

破り、

なし、 逆の罪を犯す輩を主人と頼む共、彼無程當天罸滅ん事疑 悪逆の主に伴ひ無道をいたし給ハ、、 各無罪と云

は、 今飜逆心、太守に於致忠節は、 各の頸を得て軍倍に備んこと案の中なり、 新納武蔵守に告知らせ、 同しくハ 共

其黨に與せはその罪難遁、その故は、

明日遂合戦な

 $\dot{z}$ 

五左衞門と大音挙て呼りけり、 御取成を申さん、 大口 の住人に逆瀬川奉膳兵衞・久留伴 城中の者是を聞、 今ぞは

新納武蔵守牛根の城に打入、 の輩の者とも肝付へこそ送られける、 降参の由をそ申ける、 日支度を調へ、地頭安楽 去程に、 鹿児島

や力ニ不及次第なりとて、

成 の淨光明寺其阿上人を使僧として遣さる、 新城を差上らる、 備前守在番 恒吉・ 廻を差上らる、 悔前非、 伊 自今以後全く可致忠節の旨誓 地 知 ハ垂水・ 田 於此肝付ハ市 王 高隈

\*

紙を書て奉れバ、 義久仁君にて御座せは、 その罪を不咎、

は下大隅下の城を被下て居城ス、 赦免してかの家を残し給ふ、 誠に御厚恩の至なり、 新城に高城を相 加 重興 鎌

田出雲守、垂水は河田駿河守、 地頭職をそ給りける、 田上は根占の重武に、 牛根は伊集院右衞門太夫 其責を不受

(頭注

れける、

して早く参上申さる志の至り神妙なりとて、

恩賞にそ行

市成・ 恒吉・廻・福山・垂水・高隈・新城、 右郷ン参照スへ

肝付氏略傳

元亀三年二月、公兵を廻・市成の間に伏して肝付の北「顚津」『前『入ルヘシ』 を伐せ給ふ、二十日、 兼亮肝付越後兼純をして兵を帥 邉

迎撃せしむ、 公の兵来て堺およひ二川を破る云៷、 利あらす、 兼純等廿人こゝ に死す、 廿九日

遣ハされ、 天正元年正月、 竊に重長に説て降らしむ、二月十九日、 公早崎にましく、 八木昌信等を禰

公平田昌宗等をして先つ重長と盟しむ、二十六日、公及

ひ老臣と重長と盟ふ

安楽備前等をして兵を帥ひ牛根城を戍らしむ、二十一日、

國史義久傳

元亀三年壬申春正月云々、二月二十日、 為伏於廻・市成 市廻 成・

所領、境無所考二河皆係肝付氏 『境村・二河村共『牛根郷ナリ』

之界、

殺肝付越後等二人、二十九日、

破境及二河、

本田氏系圖抄

董親

又次郎 紀伊守

貴久公賞功、 加賜日當山・牛根等數邑、 後謀叛出

文十七年十月九日、 委清水城奔於庄内

纂考」

茶園ヶ尾営村 入船城の後にて一町許隔れり、 名茶園

垂水地理志

陳営なりし事、

上文にいへり、

阜接連して相去る事十四五町なり、

野岡にて、北ハ絶壁なり、

早崎営ハ是より北に當り、

岡

天正二年新納忠元等

ケ城と云ふ、

其地勢入船城より稍高し、

東南西の三方ハ

忠長并久信敵ヲ追掛此所ニ陣ヲ取候ト有之、 肝付方ヨリ牛根城攻ノ節為後巻此所ニ可陣取ト仕 茶園ヶ尾 候 ラ、

牛根境垂水ニテ候、 牛 ・根城ヨリ南西城野頸續申候、

高

岡ニテ城近辺也、

肝属兼亮譜中

元亀三年壬申云ゕ、二月、公遣兵伏於廻・市成間、 伐我

北鄙、 二十日、 兼亮乃使肝付越後守兼純帥衆逆撃之、 不

二川云×、

天

利、

越後守等二十人死之、二十九日、公師来、

破我堺及

(「地理纂考」)

笠佛首塚麓

入船城後門の前面にあり、 天正二年當城の

古骨を堀出し、故に、文政二年己卯、 戦に戦死せる者の首塚なり、 邉に在りし樟の大樹倒れ、 其址を陸田に開きしに、 笠佛ハ其地名なり、 往年塚 屢

土人石を建て其標 者多し、此よりして此所を散花平と呼へりとそ、土人今 事八ヶ所なり、遂に敗走し、北方の懸崖より落て死する 戦ふ、守兵甚危し、家久兵を勵し親ら力戦し、

一名を陳之原といふ、

入船城の東七町許にあ

とせり、

平常營村 船城を攻めし時の陣營なり、 断崖也、天正元年十二月十四日島津忠長・川上久信等入 其間深澗を隔て相對す、 東南ハ野岡に接 西北

早崎営 対 ひ に此営の西方を襲ふ、 陣営なり、 反臣伊地 亀三年、島津義久弟島津歳久・同家久に命して下大隅の り稍低し、 西北ハ絶壁にして高さ百間許、 知重興・禰寢重長等を退治せしむ、 時に天正元年七月廿四日の曉天、肝付の兵潜 東南は野岡に接し、 入船城を距る亨西の方拾四五町にて、 島津の兵拒き戦ふ、 樹木叢茂して埀水郷に境 其間水田等なり、元 敵潜に後の山 此時家久の 城地よ

より廻り、

火を放つて営を燒く、

城兵も又門を開て挑ミ

樺山玄佐日記

誤てサククハヒラと云ふ、

則御舎弟左衞門督殿諸軍兵以一味同心責取小濵之栫、 今度下大隅早崎之御陳、元亀三年九月廿六日被相構、 其

テ被號崎陳、越其年畢ル、然處ニ、根占重長内へ順次之

日之御大将右馬頭殿御振舞可謂攀噲、(樂力) 目 之族共馳聚、 歳之悦有之、 肝付領高洲浦寄入之大船小船不残被取、 爰専度ト相戦、 同十八日、大姤良江被相働候處、 然ハ何とヤラン猥雑處、 同右馬頭殿其外御 先く千秋萬 肝付院内 其

至根占數勢有渡海、太守様モ指宿迄被成御発足、

同

+

匹

御奉公被捽心底欤、

此刻可抽忠節依有企、三月十一日、

先指宿へ参上、 治世之聲計也、 長作勝吐氣、 門他門勵一人當千之思、 各開喜悦之眉給フ、 従其以来日来経五月、 軈テ鹿児島江被遂祗候、 敵餘多籗討取、 後日重長ハ被奉本懐 五月雨 寔江 至其場根占 一海之風 ニテ両陳之 浪

疵を蒙る

忍上、 牛根江可為進陳之 両 小 普請等諸侍不得寸 疵衝疵不知其數、 御腰物拔持、 多人數被差寄、 早崎之御陳後山之方敵 |四郎馳 於已後者不叶 或ハ打死、 陳屋放火、 續、 両人ハ手負為高名、 敵數百人之中二切入餘多打伏、 箭軍鉄砲互二被 隙、 御評定被成云 或ハ數ヶ所之手負、 殊切深キ御手八ヶ所なり、 已危キ處、 雖然城∼何モ相撑之處ニ、 御舎弟中務太輔殿不及是非 ξ΄ 成成戦時 廿五日之早 然處二七月廿 爰二中務之御披官讒 (⑪纔) 年の矢のはや咲そむる梅當陳ニテ年ヲ越し給ふ、 御敵相落、 節、 朝 従後御陳半 然處ニ喜入 御身ニモ 四 西 日 遁其 ラ夜、 ノ 猶以  $\Box$ 難 切 分 江.

此 書解セサル多シ、 良本ヲ得参考スヘシ』

> 懸退ニける、 允其外所ペニて人ペ数戦死す、 進ミけるか、 の勢事共せす屏垣を取破り攻戦ふ、 兵我先にと岸に攻上る所を切つ突つ拂ひ落せ共、 敵を追入、 地 頭伊地知美作守構未練迯け 城の本口ニて人へ合戦せられける、 於爰肥後平三郎・ 痛手を負臥にける、 落けり、 敵百余人打取け 桑波田孫 郎等共馳ヨリ、 伊集院源助眞先にと 即 太郎 チ城を攻落 れは、 河 連 肩ニ 寄せ手 野玄蕃 軍

肝付氏略傳

其侭取拵

今又両陳と成て牛

桹

の城を取巻ける、

0

て公およひ公弟家久等早崎に陣し給ふ 傷多し、重矩委て出奔し、 矩等をして戍らせおけハ、二十七日、これと戦ひ互に 城を伐せらる、 元亀三年九月、 此よりまへ、 公御舎弟歳久をして兵を帥 歳久城を取れり、 重興其族臣伊地知美作守 V 重 興 か お 亦 死 重 濵

安楽備前等をして兵を帥ひ牛根城を戍らしむ 遣ハされ、 天正元年正月、 竊に重長に説て降らしむ、 公早崎にましく、 八木昌信等を袮寢に 二月十九 日

なり、 出 処に着陳被成ける、 天正元年癸酉九月廿七日に、 、か為に早崎作花平ニ御成れける、或時いり、故に引語ひ度へ緩怠を致すなり、 慈も大勢打出矢軍烈する程に、 伊 地 知 0) 重興 瀬戸村の向 ハ 肝 或時敵城ヨリ多勢打 慈次第に馳重れは、 付左馬助良兼の聟 仍て是を攻玉 へなる早崎と云

國史義久傳

七日、 襲小濵塁陷之、 元亀三年云 歳久屯早崎、 斬其守将伊地知美作守、 公使左衞門督歳久伐下大隅、 公浮舟向小濵、 軍士爭先趨之、 遂取其地、 秋九月二 前 久

陣 墟早 是在垂水鄉海潟村、二塁相去四五町、-崎塁遺墟在牛根郷牛根村、小濵塁遺

冬十 天正 助 家久力戦却之、 木脇 户 諸 元年秋七月二十 将進屯平常岡以逼之、 云 Þ, 刑部左衞門尉有 肝 ;付氏家臣安樂備前守<牛根 圖守 喜入小四郎 四 É 戦功 久續 肝付氏兵襲早崎営、 村、平常岡者地頭舘七町許、牛根城遺墟在牛根郷、係牛根 云 Þ 略 平 田 美濃 城、 守 十二月十 中 平 務 田 大輔 左 四 馬

行聞 忠長 天正 東氏遣伊東權頭、 安樂備前守乞降、 島津忠長 薩摩 喜入季久禦之、 年 久信遂拠茶園尾、 軍已得 申 . -戍春正 Ш 上上 利 芦三 地 許 将兵會肝 野守久信爭之、 弟 圖· 而 之、 旦 還 書助 牛根村云々、茶園尾在牛根 縁岸為道属牛根城、 茶園尾、 付氏 肝付軍救牛 忠通 伊 其鋒甚鋭、 + . 地 久信昌 小 九 知氏、 桹 九 目 似城、 郎 **久續死** 轉 久之子也、 救牛根  $\equiv$ 攻祢寢燔 肝 将取茶園 日 衍 前 軍 城 退 斬 成 伊 敵 村 尾

> 郎為質、 百餘 公皈自早崎、 人 公以新納武蔵守忠 伊 東 軍 引去、 此役也、 注 略、 新納忠元及本村筑前 元子刑部大輔忠堯為質、 <del>一</del> Ė 安樂備 前以 守 其弟彦八 <u>二</u>十 逆 瀬

肝付兼亮譜中

Ш

奉膳兵衞尉

久冨伴五左

衞

門尉功労居多、

天正

元年二月十九日、

兼亮使安樂備前守及肝

行三

郎

 $\mathcal{H}$ 

郎

兼里 亦 歸 市成 河南安藝守等将兵戍牛根城、 廻 恒 吉等侵地、 以降公云√、 二年二月 云 ξ΄

垂水地理志

被

肝付与 渡 H 小濵 古老申傳候、 廿七日、 海潟之上三方 城在牛根 東 早 左 崎 黨して同氏美作守ヲ籠置、 衛門督 方野 守護方之人數北ノ方少尾筋有之処ヨリ攻登 着 陣界 尤野 陣 歳 頸 ハ千仭 **久御大将** 頸 續 頓テ小濵ヲ攻落シ、 ク、 元 ニモ城戸 亀 1 が断巖、 = 堀土居六重アリ、 年 テ攻玉 厂有也、 此 大手ハ西 城代伊 フ、 依之元亀三年 被号、崎崎 伊 先櫻島ヨ 一ノ方濵 地 地 知 知美作守守之、 元亀三年 陣 周 ()上: 1] 九 防 其 月廿六 瀬 介 後 重 候 九 戸 ヲ 由 テ 所

敵豫知郷導、

故分兵到山背、

以挙火攻入、多射我兵、

とノ凶 徒ニ 對シ御迫合有 前 此 所 テ越年也、 太守義久 河野玄

公モ指宿迄御 戦 伊 集院源介久春有戦 出陣、 肥後平二郎 功 桑波田孫太郎

早崎 IJ 勢山背之經路ヨリ 味方難義ノ 畠地ニテ廣キ所ニテ候、 ·根境之高岡也、 本営ニテ候半考ラル、 陣 小 貞 濵 城ヨリ北谷越ニテ候、 Щ 寄来、 サ 續ナトハ無之、 ツクハ 天正元年七月廿三日夜半、 火ヲ山背ニ挙、 早崎 平ノ上也、 ハ別而 此辺ニ早崎ニ 間 高キ 當時御内卜申島 应 急襲来攻戦候故、 五丁モ可有之、 所 也、 相並フ高 當分 肝付

蜜ニ自山の 廿四 ○古城記云、 日黎明、 樵路急来襲之、 當秋霖雨不止、 賊徒俄二襲陣以発於矢銕炮、 天正元年七月廿三日夜半也、 我兵在早崎陣営者不多、 守兵出営以防 敵 同

キ岡ナシ、

如

何様陣

ノ後ヨリ攻上リタル

時中 従者二三人而、 務太輔家久守早崎本営、 喜入小四郎久續被疵二ヶ所、 馳向大敵大力戦、 故見於此危急、 被疵八ヶ所也、 終ニ敵ヲ追拂得全 自取鋒引具 其余 所

平田美濃守光宗・

同左馬介・木脇刑部左衞門等力戦

者也、 従夫敵退散、 其外兵皆落行トアリ或城主伊地知美作守

肝付氏略傳

等をして戍らせおけハ、二十七日、 おほし、重矩委て出奔し、 城を伐せらる、 **元亀三年九月、** 公御舎弟歳久をして兵を帥ひ重 此より前、 歳久城を取 重興其族臣伊地 これと戦ひ互に死傷 'n ŋ 知美作守重 一興か小 にお 矩 濵

て公及ひ公弟家久等早崎に陣し給

ふが、

先登して営を斫り、 創を蒙られ危かりしを、喜入小四郎久續来て助らる、 拒戦ハしむ、 て夜ゆく、 兼亮重興と謀り早崎塞を襲ふ、二十三日、兵三千を潜 安樂備前等をして兵を帥ひ牛根城を戍らしむ云云、 遣ハされ、 天正元年正月、 竊に重長に説て降らしむ、二月十九日、 廿 備前 四日未明、 公早崎にましく、 安藝直に家久と接戦す、 西門を焼陷す、 兼亮か将安樂備前・ 公弟家久衆を麾きて 八木昌信等を袮寢に 河南安藝等 家久躬に八 七月、 安

平常に屯し、これか要路を遮らしむ、是により城中困疲 ると兼亮聞くに忍す、肝付加賀兼義を山東に遣はし、 に寇をなしけれハ、十四日、公歳久をして兵數千を帥ひ 援

侯に利あらしと言ハしむ、義祐諾す、二年、公又親から 侯を討ばやともおもへり、若然する時は、恐くハ必す君 んとす、徒にその滅るを竢んより島津と和與し、反て君 を義祐に乞ハしむ、君侯今にして兵を借ずハ蔽邑殆と滅

す、三日、右の兵三千高隈山を踰て赴をハ、公はや知給 兼亮か兵岸良伊賀守等これと戦ひ、三人を斬て遂にこゝ ひ、島津忠長をして大軍を将ひ、徑に発して追ハせらる、 を遣シて茶園尾に據り、先つ平常を破て牛根を救ハんと 将として營を平常に立給ふ、正月、兼亮重興と謀て、兵

を救ふ、十七日、皆串良に至る、十八日、公の師進て牛 根城を圍む、 義祐其族下野權守等をして飫肥の兵を将ひ来て兼亮か師 に死す、餘は皆遁る、よて公茶園尾に移らせ給ふ、六日、 城将安樂兼寛等堅く拒て城守す、新納忠元

等兵を茶園尾より遣はして、岸を堀て城内を攻させらる。

此日、

兼亮伊東師と野峯に屯す、

重興師と禰寢を伐て村市を燒夷、

進て本城を攻む、此よ 十九日、また伊東師

> りまへ、公喜入季久をして加世田 ・川辺の兵を帥ひ國見

もまた発出して、夾んて兼亮かたを撃つ、飫肥の兵伊地 城を戍らしむ、よて季久兄弟續てこれを救ふ、時き重長 知右馬介等百餘人これに死す、されとも大に公の師を敗

根の城に射入給ふ

けれハ、兼亮等遂に塩入城を取る、此頃公和歌を詠し牛

四百餘人を岩瀬戸に斬る、季久等軍を能して退かれ

ŋ

弓もうし根もおれやそと引かへてかふとをぬかはやか

て安樂

寛等皆城を捨て、下大隅に退きぬ、此日、伊東權頭等は 郎兼貫を出して公の營に質たらしむ、公も亦た忠元に命 ありて、其子刑部忠堯を入て牛根に質たらしむ、 城将安樂兼寛ミて感悦し、和降を請ふ、二十日、 斯て兼 弟彦八

進んて愛川を破て高城に逼る、城兵堅く拒けとも寡弱な へ、兵を収めて串良に還る、廿一日、 れハ、必す攻陷さんと謀るもあれと、 薬丸孤雲きかすゆ 忠元遂に牛根城に

兼亮權頭等を串良に犒ふ、二十七日、公も宴を牛根城に 入る、公はやかて早崎に皈給ふ、家久をして牛根を戍ら 伊集院魯笑を移してこゝに地頭たらしむ、二十三日

尾張守武明

平

山庶流也、

本田氏旗下ならん、

天文中地

頭

牛

根

地

頭系圖

大隅郡

伊 小

集院下 训

野守久通入道

P魯笑齊 (齋力)

天正!

三年ヨリ地

集院右衞門太夫忠棟

同三年比、

久通ノ誤カ、

Ш

助太郎久堅

開 か れ Þ か . て鹿 児島に還 給 ふ 굸

属兼亮譜中\_

濵城、 元亀三年云~、 根堺、九月、 初重興使族臣伊地知美作守重矩将兵戍 公遣公弟歳久師兵伐之、二十六日、 直圍小濵城、 戍将重矩発兵拒 歳 小

久進夜濟瀬戸、<br />
二十七日、

斬島津五郎四郎忠俊

•

肥後平次郎・

桑波田

孫太郎

久春最 河野玄蕃允等數人、 重 我城兵亦福崎 伊集院源助久春等中箭傷者十三人、 和泉守重 純 前 讃岐守 前

外記等百餘人拒戦死之、 郎重貞等委城出 奔、 歳久遂取之、 於是重矩及子民部少輔・ 乃分兵衆令屯早崎、 弟又八 謂

之先陣、 公亦親将渡于早崎、 立塞古塁、 公弟家久等徒、

原飛驒守重長 自系牛根地頭トアリ、 史館二不詳ト也 鎌田尾張政年入道寛栖

十一年七月死ス、天正五六七八年比、天正五六七八年比、四年比ハ馬越地頭也、

牛根地頭 = 任セシ時カ、寛栖 = 二川村ヲ玉ハシハ

上又左衞門忠通 初 松山地頭、 寛永十年 ーヨリ、

伊勢美濃守貞長 平左衛門貞成ノ子

鮫島筑右衞門 家状ニミ

島津越前守忠榮 九月晦日死去、草初大膳亮 忠俊 

同十九

島津民部 寛永十 五□ヨリ、 トモアリ、

寛永九年比、

此

両三代前後可糺

廣瀬次郎兵衛 寛文三年 二二十日 ヨリ定、 佐多越後守忠增

地頭・吟味役、宍口ヨリ□、初小☆ 寛文七

新納大蔵久盛

一年ヨリ向島地口 入道して一

大山六右衞門綱 種子島爲兵衞 通 奉行・吟味役・御使役等勤、後主馬ト云寛文八年二月一日ヨリ定、御兵具奉行・ 寛文七年二月三日ヨリ定、

野津弥五左衞 菛 寛文八年九月十日ヨリ定

伊 地知新左衞 門 重 昌 日後越右 定衞門 吟味役也、 寛文十二六月十

伊 地 知越右 衞 延享七年ヨリ貞享五年迄

神六トモ云ナルヘシ、

貞享五

年辰九月

Ŧī.

日

諏訪舎人貴兼

平田清右衛門 寶 永二年十月三日ヨリ、

伊 集院嘉左 衞 門 初正 寶永七年壬八月九日ヨリ 徳三年巳九月1 一日ヨリ、

29

□權左衞門

主計

久

地理纂考

部ハ池袋の姓にして、宗議民部と称す、社傳云、建部宗議宝殿一宇建立の棟札を蔵む、建社傳云、 文明中、 H 居 世神社 月廿九日の夜、 九月九日なり、 邑主池袋民部建立して領内の宗社とす、 村麓 奉祀及ひ創 居世神門の農夫潮を汲んとて海渚に至 神社 ハ 建の年月詳ならす、 Щ の半腹にして海に臨め 旧記に、 祭祀正月三 乙未二月 十二月 七二月 上古十 ŋ

至り一

郷

の總鎮守なり、

空船一

艘漂流して、

船中に嬰児の泣聲聞

ゆ

怪

=

詳

なり、

とも、旧記なるを以て此に載す、農夫撫育し奉るに、十三歳にの語にして云ふに足らすといへ、天皇の大御位を嗣給ふへき器量し御挙動の軽卒にして、天皇の大御位を嗣給ふへき器量ら欽明天皇第一の皇子に坐して、雪中を洗足にて踏給ひち欽明天皇第一の皇子に坐して、雪中を洗足にて踏給ひき火を照し見るに、七歳許の童子一人船中に在り、是即

居世 とも、旧記なるを以て此に載す、農夫撫育し奉るに、の語にして云ふに足らすといへ、農夫撫育し奉るに、 ŋ 當社の て終に薨し給ひ、 ۱ 東三 -社より 此 所 町 0 許に 寅 地名なり、 の方二町許 爰に祀ると云ふ、 にあり、 正月三日には早天濵殿下 即ち其農夫居住 海 過に石 皇子御潜居の地とて 0) 小 祠 の址なりとそ、 あ ŋ 皇子 の式あ 0

墓所と云ふ、

此

所に神輿を舁き来り祭式あり、

居世神門

馬を牽過るを得す、 り三日に至り牛根村通路及ひ庭中に火燭を出す事を禁忌 又歳旦三 にして、 0 農夫雜羹 此日 日 0 . 間 神輿の前にて行司始て火を打ち神燈を獻す、 神酒を供ふるを故事とす、 ハ海上に船を出さす、 是皆往古よりの土俗なりとそ、 居世 毎年 神社 Ė の前を牛 月元日 今に ょ

眉尖刀一 浮田 秀家牛 振 根 山薙 潜 居 0 盆十 時寄進なりと云ふ、 盃十 木 山十 秀家の 以上 事り  $\mathcal{H}$ 品  $\overline{\Gamma}$ 

「名勝志」

社 居世神社 来るを引揚けて視るに、 思ひをなして燭をもて臨 夫潮汲として海濱に至りしに、 願主建部宗政并宗清等か名を彫刻す、 宗廟となす、 神 司 坐、 Щ П 例祭九月九日、欽明天皇の皇子、 某傳云、 麓村濱手に鎮座、 神鏡 當社 の裏に、 むかし當邑の領主池袋氏安置し ハ 極月廿 むに、 人皇三十代欽明天皇第 永正三年丙寅十一月廿六日 地 空穗船 嬰児の泣聲あ 九 頭 (假屋 Н 0 漂流 是即 夜 の寅方凡三 居世 池袋氏なり して汀により ŋ 神 の皇子 町、 奇 門 異 0 農 0 7

す、

居り世麓 七歳 し所ゆ あり、 世神門の農夫居住の所なり、東北五町許りにあり、即居 卯辰方に御所の尾といふ所あり、 す、 石小祠を建、 又居世神社の寅方貳町許り濱邉に森山あり、 き所森の中にあり、 を撫育し奉り、 こと能ハすとて、 『神社の前牛馬を率す、いにしへよりゆへあることにや、『村道路庭中火燭を出すことを忌禁す、又海上船を出さす、 なり、 此時行司 居世神門の農夫雑煮・神酒を供ふること今に懈ら かくハ名付しとそ、 雪庭に出て地を蹈給ふゆへ天子の位を嗣 毎歳正月三日早天、 役のもの来りて火を打始むと云、 十三歳にして終に薨し給ふと云、 空穂船に乗せ流しけるとそ、 石の小祠を建て小鳥大明神と稱す、 茶毗所とて入船城搦手の尾崎小高 居世神門の農夫此山を支配 爰に濱殿下りとて其式 そのかミ皇子遊ひ給ひ 陵所と云、 り三日に至正月元日よ 農夫皇子 入船城の地 又陵所 給 Š

> 奉祀 魂

伊集院魯笑齋久道創建のよし棟札に見ゆ、 例祭十一月二十八日なり、 頭たりし事、 次なる入船城の条に云り、 天正二年甲戌九月十三日地 久道 牛 根

0

地 頭

魚鷹峰 に雲霧を帯ふ、 廣にして高山襲重す、 當郷前 此山猪鹿多く、 ハ海に臨ミ、 此峯衆 Ш 後 土人猟所とす、 0 *ا*ر 群山に依 上に獨り秀て、 れり、 此

頂 Ш

深

勝景百圖考

浮ふ 二川 重たり、 両流を分ち、 n 大隅國 ハ 前 濃淡 ハ海水微茫たり、 洲渚連綿として左右に映帯 大隅郡二 お 0 つから丹青を彩るか如 川 村の海涯にして、 その山水互に遠近の光りを 澄 後 々 ハ 峯巒! たる晴 層 JΪ

地理纂考」

小

完籠瀑布 五間、 流四五町を経て海に入る 濶さ オニス 水源當 間 許 左右 郷完籠 ハ 石崖にして樹木繁茂せり、 の山中より出 2 瀑の高さ十

小烏神社麓 石祠を建つ、

皇子荼毗所なりと云へり、

皇子墓所を距る亨卯の方三拾歩許にて、

荷神

地理纂考」

下

し時、有司に命し神垣を構へ、石燈一基を建つ、時に諸のミありしに、島津重豪文化十四年九月此地を巡視あり許、海邉林叢の中にあり、土俗陵所と呼ふ、古来石小祠皇子墓所様 祭祀六月初卯日なり、居世神社の寅方二町皇子墓所様

官吏及ひ邑民より石燈・華表等を寄進せり、

「地理纂考」

神門の農夫此山を管る、 運筋なり、皇子遊覧ありし故に名付しと云ふ、古来居世尾筋なり、皇子遊覧ありし故に名付しと云ふ、古来居世の所之尾村。皇子墓所より卯辰の方凡八町許にて、山の『ジ゙」、『麓』

浮<sup>2</sup> 田 9 敗れ、 る なりとそ、 る事二年に至る、 を牛根に置く、 日秀家宅地麓 島津義弘伊勢貞成・相良長時をして是を迎へ、秀家 展轉潜匿して、 此時島津家久伏見に在り、 秀家改めて休復と名つく、 其家臣追々尋来り、 慶長五年、 其翌六年六月、 関ヶ原の役に浮田秀家戦ひ 薩广國山 相寓する者數百人 山口直友に請ふに 牛根に潜居す 川港に来

を赦されん事を請ふ、家康公是を赦す、既にして公左右之をして秀家を伏見に護送す、直友本多正純と秀家の罪と告く、是に於て同八年八月六日、家久桂忠詮及ひ釈文

ひ往き、其後又鹿児島に来り事ゆ、流さる、時長船十右衞門と共に従 感謝して、其家臣玉川伊豫後氏を北・ 喜入忠政をして恩を謝す、 を赦されん事を請ふ、家康公是を赦す、既にして公左右 形稍高く方一段許ありて、 の者なりとて島津家に奉事して身を終ハらしむ、 云ふ、秀家牛根を発するに及て深く義弘・家久の恩義を くて秀家八丈島に流され、壽八十余歳にして島に卒ると に謂て曰、秀家死を免るハ偏に島津氏の厚恩に因れりと、 今陸田なり、 時の人家久の義を歎美す、 秀家の宅地 山田半助両人ハ有 後の方ハ大樹敷 ハ Щ 下にて、 家八丈に か

「地理纂考」

物産

直友諾して本多正信と謀る

既にして直友和久甚兵衞をして先秀家を伏見に送るへし

秀家を赦されん事を以てす、

樹木 薪 當邑山林深廣にして、且鹿児島に海路便利な

ヶ元山ヨリ谷川三ッ流合里程一

里 二川村、

深湊海ヱ流入ス、

深湊川

二川

二川

村

山 か 林海に臨める故に常に汐風を請け、 な故に、 土人多く采薪を業として薪を鹿児島に鬻く、 柔性の木とい

とも堅 剛にして上品なり、 世に牛根薪と称す、

甘力 赭シ 山背り 蚊母樹ス 雑き 鶉 椎 嫌っ 樟ス

飛禽

走獣 鹿ヵ 野<sub>\*</sub> 猿朮 貉; 當郷 山林深廣なるか故に猪

鱗介 魚# ホ血でヨシ 黄稿魚

単地

調帳

高松川 高松尾川 川 川

分五

IJ

小川

同

小谷川 11

ッ二分五

1)

小中 谷濵

川ヱ

四

ッ

同

Ш

村

類多 土人常 猟を業とす、

0)

棘鬣魚 鯖朮 触り 鱘と 以上 0 五魚多く産す、

> 同 大崎濵

礒平 Щ ヨリニ Ш 流 合、 七分ヲ 經 行テ同

同 居世神川

水源〇 谷川二ッ流合、 居世神村 17ヲ通 里程 七分經

村

同 海

工

麓川

1城東谷原東 日本園 ヶ尾

川東

ッ

流

合、

里

\*

大隅

内 深湊村

> 程 里 ラ經 デキ 桹

海

工

流入ス、

同

●右奥四ッ小 谷 Ш 流 合、 上 原 **下三川** 村 =

里二分、

中

海工入、

同 村

アス人、

33

## して埀水に移る、り、慶長の初、又轉

七町五間、村落九潟村 本城村 高城村 柊原村 濵平村、惣人南ハ新城、北ハ牛根に接し、西南海に對す、周廻十一里

鹿児島より卯方海上五里にあり、東ハ鹿屋・高隈に接し、

計一萬千三百四十人、惣合戸數二千三百五十一、

※(頭注

ルナリ、下大隅ハ即今ノ埀水ト云ヘル説可ナリ、袮寢地方ハ「下大隅ノ地南根占等ノ地マテ係ルト云ヘルハ、其古証ヲ見サ

大祢寢院ト別ニ區域ヲ異ニセリ」

(頭注ハ鹿児島県立図書館所蔵本ニノミアリ)

名勝考」

えたり、建久八年大隅國図田帳に下大隅郡九十五町九段和名鈔大隅郡に大隅とあるハ、後に下大隅と称ふ地と見

「地理誌」

垂水見えたり

田駿河守義朗移地頭之節建立之釈迦堂大手ノ辺ニ有、右本垂水、ハ麓ヨリ北廿町許有之濱辺ナリ、城大手ハ南、河

住候処、相模守久信代只今ノ屋舗移居也、垂水ヲ所ノ惣馬頭征久自種子島繰替ニテ當所大手ノ下ニ屋敷構ニテ居

下屋舗ノ間士屋舗有之、名トス、後ニ大山有之候得共、古来ヨリ屋敷構也、尤山名トス、後ニ大山有之候得共、古来ヨリ屋敷構也、尤山住候処、相模守久信代只今ノ屋舗移居也、垂水ヲ所ノ惣

「地理志」

本城 垂水 田上 高城 下之城 五ヶ所總今号垂水、

島賜於此地、尓来世々領之、

慶長二年、

賜種子島於島津右馬頭以久、

同四年、

旧記

文明六年、肥後盛高居下大隅高城、石井丹波守義忠居于

豊居于田上、池袋越前守宗政居于下ノ城、垂水、伊地知太郎左衞門尉重豊居于本城、梶原備前守景

「諸家大概記」

二男を肥後と名乗云ν、肥後氏中古迄下大隅高城を領候、平姓肥後氏ハ種子島氏庶流ニ而候、嫡家ハ種子島を名乗、

文和之比、肥後彦太郎・同弟彦次郎種久旧記ニ有之候、

大隅郡地誌備考

勝久公御代、 而候、 竹山地頭肥後助西

谷口地頭肥後周防兄弟

郷云云、

國史註云、

下大隅郡即今埀水郷等地、

大祢寢院蓋大根占

建久九年三月大隅國注進御家人交名中、宮方列二肥後 坊良西トミヘタリ、 肥後彦太郎等ノ祖ナルヘシ、

下大隅郡河北方益弘名内水田肆町柒反并薗参ヶ所事紙在之、(頭注)「今ノ垂水ニ河北・益弘ノ字アルヤ糺スヘシ」(「本田氏蔵書」

右、為給恩所宛行也、於御公事已下者、 任先例、 致其

沙汰、可令領知之状如件、

文和四年八月廿二日

氏久

判

本田小太郎殿 改二郎、 称信濃守

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二五九五号文書ト同一文書ナルベシ)

本田重親譜

氏久公執事、 賜隅州守護代職

觀應二年註

5「嶋津氏文書

六千七百八拾五石七斗一升四合 壱万千六百廿五石一斗六升七合 龍伯蔵入分 同

大隅下大すみ之内

根占村

外数行略

合拾萬石

右以今度檢地之上、 文禄四年六月廿九日 如斯被成御支配候也、 太閤御朱印

羽柴薩摩侍従とのへ

(本文書ハ「旧記雑録後編二」 一五四六号文書ノ抄ナルベシ)

領主、

文禄四年云々、敷根(頭注)『敷根郷参照スヘシ』「國史」

敷根領主敷根中務少輔頼賀為下大隅田

上.

慶長四年云々、 徙下大隅田上領主敷根中務少輔立頼為高

隈領主、 種子・屋久・惠良部三島領主島津以久為下大隅

領主、

國史家久傳

慶長八年九月云々、上文略、神祖徐知豊久無反意也、 赦

之、豊久無子、乃使宗人守佐土原城、於是下大隅領主島

**久豊久従祖父也、**注略、 津以久往焉、十月、神祖封以久於佐土原、領三萬石、 彰久死於朝鮮、有子曰相模守久信、以久之如佐土原 以久生守右衞門尉彰久・右馬頭 以 忠

辞 也、 留久信戍下大隅、 乃命忠興襲封、久信遂領下大隅云々、 以久卒、 朝廷命久信為祖父後、 固

以久

右馬頭

慶長四年、轉種『慶長二年賜種子島』 仝八年、 賜日州那珂郡佐土原、 轉種子島賜下大隅垂水、 又四郎

為昵近、移居佐土 而移之、

原、

全十五年四月卒、

彰久

又四郎 守右衞門尉

文禄四年、 朝鮮病死、

此子孫佐土原領主

忠興

領亡父遺跡、 居住佐土原

右馬頭

始下大隅ヲ戍ル、 朝廷久信ニ命テ祖父ノ後ト為ス、

固辞ス、

初忠仍 乃忠興ニ命ス、因テ久信下大隅ヲ領ス」 信久 相摸守

寛永十四年死、

36

-貴久

島津支族系圖

忠良

忠将

又四郎

右馬頭

實吉貴公三男、

玄蕃

備前

忠清 忠紀 久敏 貴儔 實大和守久章子、 實家久公七男、 寛永元年死、 後久治 越後守 大和守 又四郎 小源太 玄蕃頭 美作守 玄蕃頭 美作 備中 忠直 實綱貴公四男、宝永八年死、 又四郎 号靜山、 玄蕃

貴明

又四郎

小源太

後大炊

又四郎

讃岐

貴典

後貴柄

貴品

玄蕃

長門

實吉貴公六男、

玄蕃

備前

越後

美作

實島津左衞門久暢嫡男、

貴澄

島津玄蕃家記中」

一又四郎

一上文略、以久儀、嫡子之彰久江家督附属候而國分之上 彼地ニ死去候、其時相摸忠仍ハ十二三歳之由候、則彰 井に隱居候、彰久事方と御奉公相勤、 高麗迄罷渡、

相摸家督相續候而五六年以後之儀ニ候、以久事者上井久跡目被仰付、清水より鹿屋江被移候、忠興之誕生ハ

當家へ御奉公仕候、儅又以久死去候刻も佐土原萬事之へ被罷移候、其時分も相摸儀ハ不相替垂水致領知、御ヨリ種子島へ移、其後垂水江居住候、左候而、佐土原

相傳之地跡附属罷在候間、今分ニ而御當家へ御奉公可羽を駿河へ差上、山口駿河守殿へ相付佐土原跡目之儀被申上、無口能被仰付之由候処、重而家久様へ言上候被申上、無口能被仰付之由候処、重而家久様へ言上候をしている

纂考」

仕旨被申上、

佐土原致辞退、

其通ニ

相済申候云

≥

移る、 Ш **埀水城市木村** 又四郎久敏まて三代在城にて、 右馬以久種子島より轉して埀水に移り、 城に主たり、 田 義朗埀水の地頭に任し當城に在り、 の巻に詳なり、 同年、 保安四年、 其後伊 蒲生 地 • 上總介舜清下大隅に下向 知 吉田の領主となりて蒲生城に 氏の 慶長十六年、 所領となる、 當 慶長四年、 城を治 同所田上村 文禄四年 して當 所とす、 島津

に移る、

「地理志」

垂

一本石井氏居城、領六町中俣、「明應年間石井源左衞門平義仍垂水城ヲ守ルトアリ」

年間、 垂水城 三月廿八日、 吉田等之領主、 水、 此時當地建立八幡宮、 石井源左衞門平義仍守之、 往古真光坊舜清珠生 大願主 居住蒲生城、 頭領石井源左衞門平義仍、 保安四年癸卯閏二月、 自豊前 ○自古来石井氏居 ○諏訪棟札、 國 下 向 隅 州 **炉城、** 奉為武久 文明十 為蒲 居 明 住 生 年 雁 垂

仲春十八日、大旦那平義仍、公修造云云、神躰ノ後ニモ同断、○妙見棟札、

長享三

Ļ Ι, 之城池袋越前守宗政 ○文明六年旧 伊地 梶原 1 知トアル *ا*ر 田 記 上 *ا*ر ハ 本城 梶 石 ) 原備 井トハ コ 1 ハ伊地知太郎左衞門尉重豊 也 前守景豊 垂水 ハ石井丹波守義忠ノコ ) コ 卜 池 袋ト ノ 下 コ

「右馬頭以久譜中」

忠恒公賜可知行一万千六百八十七石之采地判物、慶長四年己亥三月五日、轉種子島賜下大隅垂水、而移之、

かか

小加濵

0

湿を攻む、

塁 早 崎 山

隔つこと

四根

五町許、

が村にありて、

當村家

に濵

島津家久是に

百八十七石. 今度種子嶋就繰替為返地、 줆 九千九百八十七石之役儀 加 増分也、 自今以 右所△被宛行之异、 可被相勤事、 後も任先例、 П 無役千七百 為 莊 此内千六 要者也

慶長四 [年三月五日 殿人

馬

頭

/初名

「旧記雑録後編三」六七一号文書ト同一文書ナルベシ)

伊 **人豊季隨か子伊地知縫** 本 -城田上 陸摩に 地 知氏 村 ŋ バ 秩父重忠の 往古は下之城と云ふ、 五代孫島津貞久に仕へ、 一殿季豊に埀水を與 後なり、 伊 伊 地知彈正 地 應永十九 知氏 ^ 季 0 季豊當城を 城 隨 年、 故 址 なり、 あ 島 りて 津

を督し鹿児島より櫻島に航り、 津義久弟島津歳久に命し下大隅を伐しむ、 重長と共に肝付氏に黨し、 治所とす、 季豊より 0 屢島津に冠す、 (⑩窓) 裔 伊地知周防重 下大隅早崎 の山 九 興反して禰寢 元亀三年、 月 に営し重 歳 久兵 島

Ħ.

世

従ひ、 義久其黨禰寢重長を誘て帰順 く守て能拒く、 此後義久兵を進め屢敵を攻撃すとい 小 濵 0 兵と奮戦して是を敗 故に相持して年を越ゆ、 せし む ŋ 同二 歳 天正 へとも、 久遂に 元 肝付兼亮 年 小 重 正 濵 を拔

堅

當時の文書兼亮と書すへし、亮或ハ輔に作る 吾黨を離れ く、良兼ハ元亀二年に卒す、其弟兼亮嗣く、是を以て一一書に兼亮を兼續とするは非なり、兼續ハ永禄九年に卒 て敵に降 重 れる故なりとて、 一興と議 į 我軍 重興と共に禰 0 屢 利なき 一説の誤りを知る卒し、長子良兼問 ハ重 寢 を 長

侵す、 て是を破る、 重長及ひ島津の援兵喜入摂津季久等と共に奮 兼亮・ 重興遁れて本邑に帰る、 かくて重 擊

興

る、 نجر 力尽て、 義久重興 重興か孫佐渡 其領地四 本 領の 田 重 王 内下之城一 順 朝 高 鮮 城 **の** 役に従ひ、 新 ケ 城等都合五ヶ所を以て降 所田 禄三千八百] あり て領地 石 を 與

没収せらる、

7「秩父家蔵 先例、 リト 大隅國下大隅之内 可 知行之状

如件 伊地

伊地知方如故、註二伊地知方其地不審。國史云、使伊地知縫殿介季豊領下大隅

知

方事、

依

為由緒所宛行

也

應永十九年三月廿

知美作重矩守る、義久又来りて諸軍を督す、的で、重興一族伊義久又来りて諸軍を督す、

应 日

## 伊 地知縫殿允殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」八七四号文書ト同一文書ナルベシ)

8 伊地知氏蔵書

島津御庄大隅方下大隅郡事、 闕次第所可宛行也、 仍證状

如件、

應永九年十二月十三日 久豊 (花押

地知縫殿允殿

伊

(本文書ハ「旧記雑録前編二」六九五号文書ト同一文書ナルベシ)

9「秩父氏蔵書」

大隅國下大隅伊地知方事、 為由緒、宛行也、 其外者闕所次

第領掌不可有相違也

永享七年六月九日 伊 地知縫入道殿『縫殿ナリ』

貴久判『忠國初名』

(本文書ハ「旧記雑録前編二」 一一七二号文書ト同一文書ナルベシ)

地理志

本城 伊地知氏居城、重武ヨリ代と』 十二丁海潟・柊原相添

月、

大旦那平重周

田 Ē 上古梶原氏居城、 領六町濵平、

伊地知氏譜中

天文五年丙申二月二日、 加賜下大隅垂水於伊地知周防守

重武、

地理志

田 上城 應永十九年壬辰八月、 伊地知縫殿介季豊鍬初、

○天文十三年甲辰正月十三日、 加賜下大隅田上於伊 地知

中務少輔賴賀去敷根移當城、○慶長四年四周防守重武、○文禄四年一所衆繰替之節、周防守重武、○文禄四年一所衆繰替之節、 慶長四年八月、 同八月、 敷根中務 敷根

少輔立頼去當城移高隈矣、

※本城 地知重興降、 屋敷ニテ為有之由、 殿介季豊、而居本城、 、腰福壽寺豊建立ト申伊地知氏菩提所アリ、 應永十九年三月、 後為公領、 ○海潟河上大明神棟札、 自是世々傳領焉、 〇本城大手北向、 依為由緒地賜下大隅於伊地知縫 天正二年春、 城内偏狹、 永正六年二 城下ハ皆士 城 伊

又太郎

縫殿介

入道久安

應永十九年三月、 是世世傳領焉

為由緒地賜下大隅、

居本城、

自

伊地知氏略系圖」

上世桓武天皇裔秩父武蔵守将恒十四世孫也

季豊

\* (頭注)

『應永十九年ヨリ天正二年"至ル百六十四年"シテ垂水ヲ退去

ス

島津義久譜中」

天正二年閏十一月十九日、 伊地知周防介重興再憑南林寺

淨光明寺有言曰、 背太守為敵、 本領欲進獻、 下大隅之内

下之城ヲ賜フ、

旧記中\_

而忍入候、

下大隅田上城江酒瀬川豊兵衞武安以御意濵田栄林同心ニ「永禄中、伊地知重興肝付ニ黨セシ比ナルヘシ」

重弘

又太郎 太郎左衞門尉

重周

又太郎 縫殿介

大永三年癸未十二月二日、

於月野戦死

一 同十三年甲辰正月十三日、重武 — ,天文五年丙申二月二日、[[系圖]] 知行於下大隅垂水、 知行於大隅田上、

天文十六年未九月十五日卒、年四十二歳

又九郎

周防守

勝久公家老職

重興 享禄元年八月生

天正四年、

高原城攻

天正六年、 大友一戦従軍

41

重持

又太郎

太郎左衞門尉 入道久徳

建立金龍院

重豊

又太郎 太郎左衞門尉立明六年本城 『居ル』

建立垂水本城福壽寺、

永禄年間、 虎太郎 又九郎 肝付河内守兼續入道省釣齋叛太守、 上総介 周防介

興黨之、天正二年之春、悔先非、獻所領下大隅五

重

族家臣悉分散、為昵近者也、八年二月十五日死、

ヶ所奉謝罪、太守宥其逆罪、賜下城一所、

年五十三、妻袮占式部太輔重就女、

-重昌

三郎九郎 縫殿介

-重順

又太郎 縫殿助 佐渡守

\*

文禄三年、

背太守公嚴命、被没収本領下之城云χ、

慶長六年、 蒙恩免拜領采地五百石云៷、

(頭注

『天正二年ノ説アリ、 糺スヘシ』

> 「田上・高城ナリ」於是肝付三郎四郎兼亮遂降、隅謂垂水等地、於是肝付三郎四郎兼亮遂降、 天正二年云々、是歳、 伊地知重興降、 献下大隅五所、 献市成云々

『本城・垂水・田上・高城・下之城ヲ五ヶ所ト云、今惣称シテ

垂水ナリ

此時

國史天正四年註云、

下之城伊地知氏旧邑、

今埀水郷濵平

村地、

纂考

崎山城海潟村 旧記を按するに、文和四年四月、肥後彦太『五日ノコト也』

郎種顕・弟彦次郎種久共に畠山直顕に應し、兵を當城に

云ふ、事實詳ならす、

集む、

島津氏久兵を発して當城を攻め、

即時に城蹈ると(⑩階)

10「島津氏蔵書」

國伊集院八郎三郎久考・谷山五郎良香等参御方之条、先(電孝) 令同心畠山匠作、 大隅國下大隅郡肥後彦太郎種顕・同舎弟彦次郎種久等、 不移時刻馳向彼城[内]、 (®ナシ) 去五日巳刻、 同十三日攻落候訖、爰薩摩忽、引入凶徒於郡内崎山城候

大下

早相催當國地頭・御家人等、

文和四年八月十八日

「尊氏」判

加退治、

次國

人等忠否有無、

可注申之状如件 且相談一色入道 状 文和四年乙未、 國史貞久傳 夏四月十二日、 次郎種久等共納畠山直顕之黨於崎山城、 罷蒙候、 越隅州令致忠節候、 日就于注 (本文書ハ「旧記雑録前編一」二五八〇号文書ト同一文書ナルベシ) 文和四年四月廿日《候、以此旨、可有知 報崎山城之捷也 進、 被成下御教書候畢、 御奉行所 平南十朝年、 拔之、 可有御披露候、 若此条偽申候者、 相傳為崎山城遺墟、埀水海潟村有一高岡 下大隅人肥後彦太郎種顕與其弟彦 恐惶謹言 隨テ今属于氏久手、 左衞門尉氏久 八幡大菩薩御罸 二十日、 齡岳公将兵攻之、

> (本文書ハ「旧記雑録前編一」二五九〇号文書ト同一文書ナルベシ) 郎左

衛門尉殿

馳

可

地理志

高城 三城三方に有、 文明八年四月廿一日、 隅高城、 ○天正三年、 ヘトモ、其後伊地知氏捴而領候処、 霜ヲ経古ビ侯テ文字不詳、 モ申傳候、 ○大永二年壬午八月十七日、 和守盛治入道恕清めず守之、其後賜伊集院竹山城而守之、 城ニテ候、 肥後氏居城、 此時建立金蔵寺、 北東ハ川流遶、 地頭鎌田 新城迄ハ領シタル 高 成の東、 領六町大迫、 出雲守政近 大旦那肥後平盛高トアリ、 本城ハ 大手ハ西ノ方ニテ、四方堅固 ※ の高城ハ肥後氏居城ノ由古老 古来ハ垂水中モ余多ニテ領 伊 カ、 地知縫殿介重周 一西、 ○勝久公御代、 天正二年没収也云 新城黒石田権現棟札、 田上城ハ北ニテ候 知行下大 棟札 肥後大

「文明六年旧記ニ、

下大隅仁

肥後トアリ、

高城二肥後藤内左衞

X

肥後彦太郎 与同

門尉盛高ノコトナリ

(行間注ハ鹿児島県立図書館所蔵本ニノミアリ)

徒云ҳ、 不日 種顕・舎弟彦二郎種久・諸太郎兵衞尉政保已下、 去四月廿日・六月十八日両度注進状披見訖、 可

下ノ城 之、天正二年之春、重興悔先非、 永禄年間、 應永十九年壬辰八月、 肝付省釣叛太守、 伊地知縫殿介重興重武暫黨 伊地知縫殿介季豊鍬初、 獻所領之下大隅五ヶ所

之、文禄三年甲午之秋、佐渡守重順重興背太守之嚴命、 之輕佐界也、 被没収本領下城、 奉謝罪、太守公匪啻被宥其逆罪、 指テ要害ノ跡モ無之候得共、 ○當城濵平ニアリ、 以下之城賜重興、 南ノ方廿丁許ニ有 東野頸ノ方ハ 而住

少堀切アリ、 内ニ畠地有、 ト唱云≧、

義久記中元亀三年」

在垂水郷海潟村、 島津國史註云、早崎塁遺墟在牛根郷牛根村、 一塁相去四五町 小演塁遺墟

國史義久記

七日、 襲小濵塁陷之、 元亀三年云々、公使左衞門督歳久伐下大隅、秋九月二十 歳久屯早崎、公浮舟向小濵、 斬其守将伊地知美作守、 軍士争先趨之、 遂取其地、 改名 歳久

前陣、

小濵『國星遺址』在垂水郷海潟村、早崎星『圓遺址』在牛根郷牛根村

12 島津家蔵書

「奉行中沢掃部亮(命允) 光阿弥絶仏持下 文和四八廿五[日] 下國(電ナシ)

将軍家、御返し」

注進状披見訖、

當國凶徒肥後彦太郎種顕・舎弟彦次

郎種久・諸太郎兵衞尉政保上下事、@以 早相催一色入道

不日加退治、 文和四年八月十八日 弥可致忠節之状如件 御(尊氏)

嶋津三郎左衞門尉殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二五九一号文書ト同一文書ナルベシ)

行盛子 基 肥後守 肥後氏 文永二 一切腹 -信男 家-五郎左衞

八十二、

切腹

菛

父上

日

**止信** 

信盛

六郎左衞門

六郎左衞門

盛

正

中 務少 輔

└盛久-重男時 -信盛 盛武 久盛 幸盛 伊豆守 伊豆守 町 大和守 駿河守 大和守 節住、 従忠久下薩云√、 此代下大隅山之城ヲ取住、 建久六大隅國守護代、 盛綱 盛堯 山城守 住、 肥後大和守 -氏盛 依功給高城、 大和守 由忠給下大隅九十五 先下着日州穂北 盛資 此代菱刈平城二 山城守 高盛 東市正 -山城守 助西 盛家 盛眞 盛盈 盛継 『文明六年、 圖盛高ミヘス、仝八年新城黒石田社ノ棟札ニモ盛高 周防介 駿河守 大和守 因幡守 天文中、 肥後盛高下大隅高城ニ居ルトアリ、 伊集院竹山城ヲ守ル、 入道一 盛利 領伊集院谷口、 盛吉 盛治 大和守 清 助太郎 大和守盛治ノコトナルヘシ、 盛 盛鐘 秀 勝兵衛 仕貴久公給花棚村云 権之允 大和守 為嫡家後嗣也、 (ママ) 盛照 三河守 此系

本田信濃守重親傳

文和四年乙未八月二十二日、自太守氏久公、 北方益弘名内、以水田四町七反并薗三ヶ所、 下大隅郡河 加御判記坪

付於別紙、賜之、

13「本田氏蔵

(本文書ハ四号文書ト同文ニツキ省略ス)

國史忠國傳

永享九年八月一日、 使祢寢重清領下大隅木志志名、

地理纂考」

新田神社市木

當村市中にあり、 奉祀一坐 海童命石神体 祭祀十一月初午日

網の中に光明ありて海上を照す、 往古中俣村の漁夫海中に網を引しに、 即ち其網を引上けしに、

ŋ

此事恒吉郷投谷八幡神社の条に委しくいへり、さて

布の幣帛と石とを得たり、其石光明猶止ます、 加護の為に出現せるなりといひて去る、衆人隣里に告て 人忽然として出来り、汝怪むへからす、是海宮神、 時に一老 邑里

燒亡し、今石のミ残れり、元亀三年十二月社殿造立の棟<br />
(頭注)「名勝志壬申十二月十一日」<br />
社殿を建営し、新田大明神と称す、後火災に罹て幣帛ハ

札を蔵む、島津義久嘗て當地に臨巡しける時、 奉納ありけれは、 續き滞留日を重ねける時、一首の哥を詠し短冊を當社に 天色忽ち變して雨晴れ、 順風を得て帰 梅雨降り

帆す、其哥

五月雨の雲の名残もおさまりてなかめ盡せぬ西の

海原

地理纂考」

鹿児島神社田 上

奉祀 豊玉彦 彦火々出見尊 猿田彦太神 豊玉姫命 大宮姫 塩土老翁

方の境目の標に同社を建立ありて、 社なりといふ、 創建の年月詳ならす、 又國府郷鹿児島神社の傳に、 社説に薩摩國頴娃郡開聞神社と同 其一ハ當社なりとあ 彼神領の四

両社を宗社に崇め、 祭祀も同日なり、 當社を下之宮と称して、 埀水の内は當社の

騎を施行す、 太皷を鳴らさす、 禁制なりとて鹿及ひ鮒を食せす、 社殿海濱の平沙松林の中にありて、 正祭九月廿日にて濱下あり、 或ハ五月より七月まて 流鏑馬 四 方の

> 清奇なり、 濱廣≥たる松林の中に安鎭して、 正祭にハ濱殿下り、 騎の鏑流馬を張行す、 南の方塩 濱湊川

流

名勝考」

鹿兒島神社 奉祀彦火 、々出見尊 豊玉彦 豊玉

玉依姫 塩土老翁 猿田 彦大神

大宮姫をも従祀すとい

例祭九月九日、

又頴娃

開

聞

九社の中に同しとて、

府東海上

Ŧī.

えたり、 和名鈔大隅郡に大隅とあるハ、 建久八年大隅圖田帳に下大隅郡九十五町九段垂 後に下大隅と称ふ地と見

水見えたり、

名勝志

眺望比類なし

内より来りて加勢し給ふゆへ、 H 鹿児島神社 よしいへり、 當社は、手貫大明神軍神たりし時、 祭神八座、 いかなることにや推て考へかたし、社號ハ、 田 老翁・猿田彦命・天智天皇・大宮姫、例祭九月十九彦火々出見尊・豊玉彦命・豊玉姫命・玉依姫・塩土 上村松原に鎭座、 直に安置すと社記にある 領主假屋の未申方九町 頴娃 開聞 九 社

に入奉り海宮へ落し奉りし古事によて鹿児島といふとい 神代塩土老翁無目籠を作り、 今の籠なり、火々出見を籠無目籠とハ

児島といふへきにやしるへからす、 て玉井なといへる古跡傳ハりてあれハ、 垂水に鮒を禁するこ 開聞 の神號を鹿

今按するに、開聞にハ火々出見尊の神跡顕然とし

と此神の嫌ひ給ひしよし社司谷口衞守かたりき、

社は海

手貫神社用上 地理纂考」

り下りて創建せしと云ふ、 同村本城にあり、 奉祀四座 十九日より濱殿下りありて、 應神 社傳に、 天皇 年月詳ならす、 往古山城國雄德山八幡社を守 神功皇后 流鏑馬一 玉依姫 正祭九月廿日 騎を施行す、 仁德天皇

當郷の宗社なり、 永正 一四年九月再造の棟札を蔵む、

名勝志

+h日、営社は石清水八幡を守り下したるよし 例祭九月當社は石清水八幡を守り下したるよし 垂水の総鎭守にして、 を距ること卯辰方三十町余、 手貫神社 本城村に鎭座、 騎を張行す、 永正四年丁卯九月再造の棟札を納 領主假屋にて、假屋ハ田上村にあり 祭神四座、 仁徳天皇・玉依姫、應神天皇・神功皇后 11 ひ傳ふ、

記せり、

義仍ハ島津忠國國老なり、

正祭七月廿八日

諏 融方神社世. 上

奉祀二座 建御名方命

す、 元禄五年、 拜殿社号の額ハ 神体の背に、 邑士小田慶德琉球人に託して清人雲燦拘(®物)額ハ神祗權大副卜部兼雄書なり、舞殿の 神祗權大副卜部兼雄書なり、 文明十年石井源左衞門義仍奉安の旨を 事代主命

庵 額

書 ハ

嚴島神社海灣 江之島にあり、 此島地方を距る夏海上三 町

せり、 くに便なり、 許、 周廻八町六間、 前 面 0 東の方に神社ありて石華表を立つ、 山下は平砂にて小湾をなす、 高さ五十八間、 怪巖屹立し雜樹繁茂 因て小船を繋 俗に江

之島辨天と号す、 島の頂に登れハ、 慶長七年十二月社殿再興の棟札を蔵む 西の方に櫻島海上に秀て、 東方には埀

云ふ

Ļ 水の

其風景稍鎌倉の江之島に似たり、

故に名を得たりと 風帆東西に往

山岳、

海濱に

ハ

人家

·塩

田

相

連り、

地理纂考

正祭には流鏑馬

故に當邑は更也、 殿を建立すと云ふ、 其根底計りしられす、 動揺し一石 二あり、 石神神社 1日也、 村田上 其石地上より露れ出る支二尺余にして、 *ا*ر ハ動かす、 祭神及ひ建立の年月詳ならす、 近郷より参詣の徒多し、 此神疱瘡の祈願灵験あらたなりとそ、 衆人是を神異として神に崇め、 往古此石を堀る夏一七日を過れと 祭日十 神体自然石 月廿 石 社 ハ

地理纂考」

地理纂考」

几

菅原神社村 潟 祭祀八月廿五 頁 同村飛岡にあり、

48

社参ありて詠歌を奉納ありしに、 其西に當り、 しとそ、其歌今傳ハらす、 像なり、 文禄中、 櫻島其北に當りて、 近衞関白信輔公薩摩に謫せられし 此岡より眺望するに、 景色最佳勝なり、 其後火災に逢て燒亡せ 江之島 時

名勝志

三 月廿一 華表に掛らる 垂水大明 神宣を賜ひ、 薩府城下宅中にあり、 H 是を島津又四郎忠直私邑に迁す、 神祗道管領勾當長上正二位卜部朝臣兼雄宗源 垂水大明神と稱す、 領主假屋内に鎭座、 榎荒神と崇む、 兼雄神號五字を筆して 例祭二月十 元禄十年閏二 安永五年丙申六 应 Ħ 一月十 初 8

> 本城川 云ふハ此川及ひ大根占の神之川・小根占の麓川を大なり隅と に入る、 川の上流に鯉・鯽の類をも産す、凡大隅の内南の方下大 入して當邑の港とす、 りしか、今絶たり、 口にてハ濶さ七十間程にて、 又親神川・井河等ありて本城川に會す、 水源ハ 埀水嶽の諸山より出 水勢頗る大なり、 此海辺多く蛤貝の類を産す、 町許上流に往歳 て、 満潮の時ハ 田 上村を過き海 巨 土 此 又此 船 川 出 海

地理纂考」

市木川市木 入る、 り三町許の間、 に地中を潜り行き、 下流にては河崎川と云ふ、 水源ハ當村大谷山より 毎年八月の末より十二月末迄ハ水涸て纔 桑水流と云ふ所に至り水勢又上流 此川永吉門と云る所よ 岜 里許にして海に

地理纂考

険て 也危 垂水湯ケ 又其次々を尾長山 りて各其名あり、 當郷 の地東南ハ高隈嶽に連り、 其一を本嶽と云ふ、
最高、 ・大羽重山 ・猿ケ城山とも云ふ、嵓にし 疊嶂層山高低あ 次を須磨山

大樹古木繁茂して積翠空を覆ふ、

當郷にては其總名

地理纂考」

海 市 市 市 市 市 突出せる尖觜にて、 當村荒崎の なほ海中に沖礁・中礁と云るありて、 海上に現 れし事あり、 荒崎 海中

西風太く烈しき時も、十間許の程ハ時として更に風なく大退潮の時ハ歩渉す、さて此荒崎の地西に對したるを、

を遮るか故なりといへり、正しく是を見しハ、百年許の眼には見えすと云へとも、海上に蓬来宮出現して其陰風海上穩なる事ありとそ、土人古来より是を相傳へて、俗

ね、靄煙翠を染めて、山色清麗なる事画圖も及ひかたし、より北の方の海上へ瞬目の間に平島出現す、松樹枝を連一日海邉に出て相撲を取り休ミ居けるに、荒崎礁の中程

昔、

才原門の惣八・駿河野門の十郎右衞門と云る土民

齢二十許にて、比ハ秋の半なりしとそ、失て、余人ハ見る事を得す、此惣八・十郎右衞門ハ其時是を人にも告て皆往き觀むとするひまに、其島漸々に消

「地理纂考」

りとて賞美ありしより、田子の杜の名を得たりとそ、を眺望し、宛も富士山三穂の松原・田子浦等の風景に似を眺望し、宛も富士山三穂の松原・田子浦等の風景に似色佳勝なり、文禄中、近衞関白信輔公此所に遊ひて櫻島田子杜村 同村下本城にあり、此地海邉に松林ありて景

「名勝志

七年壬寅十二月社頭再興の棟札を納む、樹木多く峨々と八町六間、東の方に辨財天社を安鎭し石華表あり、慶長江之島 海潟村の地を相距ること海上凡三町、島の周廻

なし、文禄中、近衞信輔公此島に遊觀し、海潟の浦・和して聳立し、櫻島一目の中にありて、其風景いわんかた

今江之島に野牛敷十を放生蓄す、初め早崎陳下に野牛牧田小濵の邉を見給ひて袖の浦と名付給ひしといひ傳ふ、

牧あるとしるすハ是等のことなるへし、牛を此島に遷すといへり、近比橘某西遊記大隅州に野牛を置、安永中、櫻島火を發し砂石を雨ふらすゆへに、野

「勝景百圖考」

ハを遥に眺望して袖の浦と名つけ給へり、 文禄中、近衞信輔公この島に遊觀し給ひし時、海潟の浦 辨財天社あり、琪樹茂密愛すへし、崖洞清幽頗る奇なり 江之島 大隅國大隅郡海潟村に對せる小嶼にして、爰に

名勝志」

白灰

柊原

. 軽が砂サ

の両所に出

つ、

陸田の地中に貝殻多く

かも

海 輕 貝殻を多く堀出す、 秘崎 へさしいてたるゆ 柊原 村 0 海邉にして、 邑民是を燒て灰となし生業をなす、 へ輕砂の鼻ともいふ、 新城に往来する路なり、 山手の畠地に

「地理纂考」

羊 牧 料 海 湯 是なり、 江之島に移す、 放畜せしか、 今俗羊を野牛と云へり、 明暦四年、 櫻島屢燃て砂石を雨す、 西遊記に大隅國に野牛牧ありと記せるは 旧領主島津久治羊を海潟村の原野に 此牧今絶てなし、 故に天明年中羊を

物産

土貝 往古ハ貝形の文字を用ひしといふ、 碎けす、 形ちをなせり、 人富小路貞直卿に乞へる歌 海潟村崎山に産す、 色ハ黄なり、 熟せさるは柔かにして、熟せるハ輒く 海潟の村名ハ是より起りしとそ、 畠地の内に土化して種々貝の 實に珍品なり、

宇萬人のうしはく恵むかひありて土も宝となれる國

Ļ して、 頗る産業の便とす、 古来より取れとも尽す、 ®崎(®砂) が、軽洲の觜と呼へり、 砂・或ハ軽洲の觜と呼へり、 故に土人掘得て灰とな

樹木 赭が 樟素 蚊母樹 糠タ 樅き 椎ビ 榧ゥ

檜ょ

走獣

猪 鹿

鱗介 鰱フ 鯵チ

鯖朮 鳥畑 蛸ュ

松カッラ

藻ィ魚タ

鱘 魚

棘を

魚

地理課川調 一 市 木 川 帳

水源○松尾山 ョリ谷川二 ツ流 合、 里程九分川 崎ヲ經

市木村

テ

同

海ヱ入、

中俣川

小谷川の二俣南ヨリ 二ッ流合、 里程七分ヲ經テ中俣海ヱ流入ス、

中俣村

一 海 潟 川

水源〇二俣ョリ谷川二ツ 流合、 里程八分ヲ經、 海 海潟海 潟村

流入ス、

51

ヱ

同 田 E Ш

田 E 村

水源 高 ○大ノガラ○. (○七ッ嶽 ○. 城 村、 下高城村、 角ノ嶽 ●光石 本城: 村、 日 1) 七谷: 田上 村ニ Ш 流 至、 合、 里程三 新光寺村、

テ埀水海 工 流入ス、

一川其ヲ 鹰<sup>北支</sup>經

鷹羽 Ш

.

高片野

7〇三野 ) 小 谷 ウ 川へ 四 ツ流合、 田井 畑川 ヲ 通

光寺

村

馬籠下

至リ、 里二 一分ヲ 經、 田 上. Ш 卫 流 入ス

新御堂川

御堂

村

• • 横野 日 1) 谷 Ш Ŧi. ッ 流 合 同村 ヲ 通 里二 一分ヲ

一川 白舟南 山渡 瀬瀬川 分 各 同

同五 村 下二

於テ 田 上 Ш 通 卫

一 柊 原 : JΪ

源 ₹○柊原 3 ij 流 里 程 里 同 村 通

新 御堂村

水 **運水海** 卫 一流入、

纂考」

大隅 小根 郡

占

別 別 別 別 別 別 別 日 村 村 距鹿 き小根占とす、 児島 對す、 .縣 人員總計五千六十九人、 周 廳巳方海 廻十五里 東田 代 陸 干三 匹 町 南佐多、 # 里 餘、 間 總合 當郷 餘 北大根占に接 村落 戸 */*\ , 數千二百 禰 <u>T</u>i. 寢 村川 郷 北村川村 0 姷 八 十 西方 を

るへし、 和名鈔大隅郡に禰覆とある覆の字ハ寢の誤にて、 建久八年圖田 [帳に大隅國祢寢南俣云々とあ 禰寢 ŋ́,

寢院と云り、 往古の文書に今の大根占・小根占・佐多・ 又祢寢院を分て小祢寢院・大祢寢院祢寢院 田代を合て 小の

姶良 應永十八年十二月の文書に大祢寢院云々松氏家蔵貞應元年八月の文書に小祢寢院云々、 の地も大祢寢院に係りしと見えて、 素より大小 0 稱 ハ ありて、 二に分界せしなり、 と記したるも Щ 田聖栄自 あ 記に、 又大 n

島津元久誕生所大祢寢院大姶良村云々と見 W, 又祢寢院

らすとい 0 内 ]南俣院 ^ とも、 . 北俣院とも記せるあり、 古文書等に據り考るに、 其両院 北俣院 0 方域詳 0 内鳥 な

濵 俣院 神 0 河 内 • 西 堀内濵弁分・同神河弁分・同國称寢院北俣神河堀内云々・堀内小松氏永徳二年九月の文書に、大隅國祢寢院北俣鳥 方 . 山本・ 光松 • 邉 田 鶴田 祢寢院南俣内鶴一年十二月の文書 鶴丸 河内

南

内云々とあり、鳥濵・神河・堀内ハ今大根占丸洋河。(南俣内山本・光松云々、當郷士族池端六右衞門系圖、に南俣内山本・光松云々、當郷士族池端六右衞門系圖、小松氏正慶元年十一月十日文書、南俣山本云々、延慶二 佐多方域 にあ ŋ 其餘 11 小根占方域に属す、 占方域にて、 然れ 西

方

*ا*ر

割

九

南

貢

不隨國務

任自由知行也

大抵大根占を北俣とし、 小根占より南田代 佐多等の地

を南俣と稱しなるへし、

小根占郷池端氏文書中

状、 正元~年、十月五日祢寢院司建部清綱田畠山 郡本内水田字宮脇云〃 用松名水田字北俣・南俣・山下 ^ 、正應四年ノ文書ニ大隅國南俣内『池端氏文書』 薗田・ 野等頼綱ニ讓 赤坂田云、、

用松名并下直村地頭畢、

建久圖田帳

**袮寢南俣四十丁** 

本家八幡 地頭掃部頭

郡本三十丁丁別廿疋建部清重 所 知

以後、 賜大将殿御下文、菱刈六郎重俊知行之也、 貴府別府、 以多丁弁四百疋也、 別不弁社家年 文治五年

中 -間略、

**祢寢北俣四十丁**  $\mathcal{H}$ 

一段四丈

建治石築地役

称寝南俣四十一丁五段内定卅九丁五反▽⑩三丈九尺五寸△ (愛ナシ) (

郡本廿一丁五段內廿丁六反二丈六寸

御家人郡司清綱

本名六丁九段半五分 佐多十丁定九丁四反

元行五段半五寸五分

10一丁四反一尺四寸 田代十丁定九丁五尺(進力) 反

寄郡云と、

安行五段半五寸

御家人[九郎宗親跡] 御家人彌三郎太夫親房 御家人四郎親綱

御家人九郎宗親跡

御家人七郎助友

祢寢北俣四十丁五段四丁四丈五寸八分

14

頼 家袖 荆

補領他、 右使職、 大隅國祢寢南俣院地頭職事 但論人出来候時者、 重延知行之處、 死去之由申、 (総名間) (を名間) 両方、 然者、清重法師所

可有左右也

前窓右左 |衞門佐殿仰而如此、| ௌ (幽督) (幽旨)

建仁三年七月三日

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一九六号文書ト同一文書ナルベシ)

53

15 大隅國祢寢郡司入道賜御下文令下向候也、 可令存其旨所

兼盛

候、 建仁三年 謹 言

(忠久) 総尉 七月廿三日

嶋

遠江守在判(北条時政)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一九七号文書ト同一文書ナルベシ)

三年七月三日、 此ヲ禰寢院五ヶ所ト云ヒ、皆大隅郡ニ隷ケリ、 禰寢ハ大小ニ分レ二邑ナリ、 幕府頼家公清重沙彌行西ヲ本院ニ封セラ 佐多・田代・邊津賀ニ併セ 初 メ建仁

く

始テ此ニ入部セリ、

古佐多氏系圖

伊 宣守 百引地行初下當國、

野上田伊豫坊時盛

改姓号建部

存盛

太郎 受父之讓領佐多、 号佐多、

成盛

号田代二郎、

受父之讓領田代、

号袮寢三郎、 同領祢寢院

國史忠久傳

頭職、 建仁三年七月三日、 因以禰寢為氏云々、 幕府以平清重為大隅州禰寢院南俣地 長岡右大臣内麿之後曰五郎太夫藤原按喜入家臣志々目正兵衞系圖文書、

名北 云 矣 、

仝師久傳\_

永徳元年九月三日、今川了俊與禰寢久清禰寢北俣四村、『頭注』「大根占郷ニ載ス、重復」

地四闕村 是歳、 齢岳公附北朝

古城主由来記

忠久公御下向の比令居城、

祢寢城

沙弥行西清 重

其元建部氏より出る、

實は

旨あり、

高清か▽嫐息男清重とあり、 平家なり、 桓武帝十三代小松三位中将惟盛男妙覚律. されども實ハ此家にあらす、 師

四位少将△資盛の苗裔也、 伊豫坊三男祢寢三郎兼盛

0

大隅國種子島半分、

流疑なし

頼家卿及北條遠江守時政副状にて、 袮寢家旧記に、 建仁三年七月三日、 将軍家前左衞門督 祢寢五ヶ所安堵

應永十五年十月十九日、 建武三年、 依所∼軍忠将軍尊氏卿より御教書五通 元久公御契約の御神文、 有 同

、と鎌倉]下向なり、

八年十二月廿七日御神文あり、

應永廿四年九月十九日、 祢寢山城守清平 弟能登守清息、 陸奥守久豊公川 其外良従數十人致奉 邊御 戦 ノ時、

公令[合戦]也、

永正元年二月廿日、 文安二年十月三日、 従内裡祢寢家被任大和守高重の宣(鹽尊) 忠國公御契約之趣請文あり(®起)

大隅國正八幡宮神領、 北條武蔵守泰時證文あり、

大祢寢・ 小 袮寢 佐多・ 田 代 邊津賀五ヶ所、 頼 家卿

御證文有

筑前國早良郡 ζ伊郷、田沙弥證文有、ఄఄ

日 向國南郷、 畠山治部太輔御 尾張守左馬介義久の證文あ 判 おり、

大隅國西俣、 畠山修理亮直顕證文あり、

始良庄并大姶良、 鎌倉▽鰀より△兵部太夫在判證文あ

大隅國北股四ヶ所、 今川伊豫守了俊證文あり、

下大隅郡坂より上、 元久公御證文あり、

大隅® 指宿郡之内鳴川村、 、郡の内西股、 肝付老主其跡并兵部少 久豊公御證文あり

拾町の事、 久豊公御證文有

鹿野屋之内垣見八町、 嶋津庄之内大浦方、 **久豊公御證文有** 忠國公御證文あり、

薩广國指宿の内奈良間切八町、 忠國公御證文有

薩广國谷山之内先知行并指宿之内先知行、 大隅國大姶良の内牧山名廿町、 忠國公御證文有 忠國公御證

下大隅之内木志之名、 合先領地弐拾三ヶ所證文有 忠國公御證文有、

清盛 重盛 惟 盛 高 清

清 重 十三代之孫祢寢孫左 衛門

次郎 沙 彌 筕 西

稱、 清重者妙覺在高雄時之子也、 大 摘其祖清盛

丁鎌倉将軍頼家卿之治世、 重盛父子之諱字號清重、 ○北條時政者同姓之因也 竊告時政日、 壽永 元暦文

子、 治之合戦一 冀欲浴鴻恩貽子孫、 族悉殲、 家系将絶、吾今幸免死、 時政乃頷之、

建仁三年癸亥七月三日、 賜頼家卿御下文為大隅國祢

忠久公叙清重地頭職之事、 寢南俣院菱刈重地 頭職、 時 政亦贈書於薩隅 既 而清重初下着南俣院 H 州 刺刺 史

以祢寢為家號也

貞 (應二年癸未六月死、 法名行 西

「小根占郷池端氏蔵書

讓 与 頼綱得分田畠并 Щ 野等事

祢寢院司

建部清

網辞

用松名在四 至 西限北俣田鄉 東限石尾 [綱手 北南 限限 田河

水田貳町貳段内

字北俣 五段 同 南 俣 Ŧ. 葮 同三

耳

Ш

下二段

同

薗

田

段

同

赤

坂

田 八

段

坪

段

郡本内水田 宮脇 壱所 置貳町 在 四 至 • 薗参ヶ所事 北限尾上南ハタメタナ東限若宮参詣大道宮田

崎丸西

ハ

タメ

南西 限限

脇持教房居薗 在 四 至 旧北岸 溝 南西 用限殿方 并 Щ

吾有

入道居薗在四至 北東 · 限 歳 宮 田 南西 限 大道

南

水田 宣貳町内 圓 田 兀 段 牟多 北 副 副伊佐木 田 六段 馬門

(m) 田内 Ŧī. 段

Щ 野肆 ケ 所 所波 俤 所 猪狩倉 所 小 豆

*)* \

 $\wedge$ 

Ò 所松野ハ  $\wedge$ 

此 四 「ケ所、 在 四 至 北東 限限 直田 世代 境境 南限邊津 賀立 大山 ●道谷 意昌登 蒲見 経方

石山 谷〔一所松野

却者、 入田 右 并方≥公事果役者、 田 相 畠山野等者、 本名天可令沽却、 守護状之旨、 本名弁内、 但於佛神事役、 可令領知、 以五分壱天可令勤 御 若令他 領 物 御 人活 舳

但用松名、定也、 仍讓状如件、 以

正元~年後十月五日

散位建部清綱<sup>®</sup>

(本文書ハ「旧記雑録前編一」五九一号文書ト同一文書ナルベシ)

17 小根占池端氏蔵

使者候程者、 大隅國祢寢院南俣一分地頭祢寢弥二郎於知行分者、 不可有相違之状如件 重下

補彼院地頭職之旨、

建永

元弘三年十二月二日

掃部助花押

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一六七九号文書ト同一文書ナルベシ

「比志嶋氏文書」

相觸蒲生彦太郎入道、 薩摩國比志嶋孫太郎入道仏念代義範申、 重申状如此、 早相渡其身、 載起請之詞、 带返抄者、 可被注申、 所従千与王女母 可持参之由、 仍執達如

嘉暦三年六月廿三日

件

修理亮

袮寢郡司殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一四九七号文書ト同一文書ナルベシ)

(花押)

**祢寢氏祖沙弥行西傳** 

得已而行西、亦先是建仁三年七月三日、 偽謀專私欲、 先領之命、 鎮西大隅州祢寢院主有菱刈重延者、 御下文及北条時政有添状、 而賜袖判之下文頂戴、以清重法印行、下向祢寢(®)師) [欲]押領祢寢南俣院、 賜袖判下文矣、故為上達其赴、 <sup>(</sup>®趣)</sup> ○菱刈住人有重能者、 已訴乎関東、 既死去矣、 将軍家頼家卿所 有渠之賜 因茲不

於問注所訴諫、 開愁眉欣々然而於赴領國之海程、 二年也丁卯之春、参向乎鎌倉、 既以決定、 於茲再賜安堵之下文於行西也 所以陣謝重能濫訴之故也、 忽會黒風難逃、丁此時

神、 敬信氏神一、為祈誓之外、 黒風漸変順風、 匪啻祈願于氏神叡山山王大權現、 專為祈誓曰、遁風波之急難、 得到著領土之海岸、 [有]無有他念、 有保身命、 伏仰于祢寢院建部大明 熟慮、 **焉非人力之所** 至誠通神冥也、 則宜當家之

致、

實大明神之助也、於茲改平氏称建部氏者也

全行西子清忠傳

院地頭職於関東、 嚴親清重法師行西死去之後、 於鎌倉清忠与重能遂問注、 又菱刈重能訴祢寢院內南俣 地頭職弥清

忠可領掌之旨、 ○承久二年庚辰七月三日逝去云~、 賜政所下文、北条相模守義時之有袖判矣、

-清平--

久豊・忠國ノ時 忠國ノ時忠清―――山城守重清――

式部太輔重就

式部少輔清年――

右近太夫重長

清忠弟清綱傳

文永九年九月廿日死、 寢院地頭職補任下文守護所刑部丞大江在判證書、 兄清忠早世、於茲予雖為三男得家督之讓矣、以故有小袮

右近太輔-清忠 清 四村 郎 文永九死 元享二年死、三位中将 早世 大清 一 大清—— 大和守 |清武 孫次太夫-清治----六代目清平也 右馬助 清平

**祢寢左馬介清平傳」川辺城戦死、** 

大隅國本領者、 大祢寢 ·小袮寢 佐多・ 田代・邉津賀

姶良・大姶良・西俣・高洲・鹿屋・百引・下大隅・大津

村・種子島半分也、

地理志\_ 天正二年三月下旬、 守ニ叛クト雖、 合寄来、小祢寢本城麓ニ乱入シテ村市ヲ放火ス、 袮寢氏世々傳領之地也、右近太夫重長肝付ニ同意シテ太 依之肝付勢寄来リ、 天正元年春ヨリ肝付カ黨ヲ離テ太守ニ降 肝付省釣 横尾ニテ合戦、 伊地知重興·伊東義祐引 利ヲ得ル也、 太守喜

ニ相戦、

敵百余人ヲ討、

故二敵退散、

季久弟圖書忠通

岩戸

入季久ヲ将トシテ川邉ノ人數ヲ差添為加勢被遣、

大和守尊重

\*

(頭注

小 迦 郎 久續 戦 死 也

几 宝持院 歷州鹿 為使僧、 天文元年午十月廿六日、 日 御帰府、 ○袮寢右近将監重長背守護方事尚、 以八木越後守昌信副之、 勝久公祢寝こ 御越、 至令調和 翌年 依之、 应 月 議 #

宝持院先至小根占入東漸寺、

昌信蔵身於船底、

乗夜供入

ソヤ、 目 昌信揚帆帰 省釣相隔則滅亡在近、 於営中、 東漸寺、 昌信弥述 既而 逢住持即述和議之事告祢寢重長、 而告告件調儀ヲ公、 和議、 談蜜議、 公可婚約、 重長曰、 是故不能降、 重長日、 重長改色欣然有喜色、 然則可奉仕 依之、 吾背太守雖非本意、 昌信曰、 新納武蔵守忠元 公云≿、、 重長則召昌信 足下年幾計 遂滞留 依之、 亦与

入祢寢城、 降公旗下、 上原長門守尚近・伊集院下野守久治以議定、 于時天正元年癸酉三月、 付氏ノ黨ヲ討ント欲ス、 薩隅之兵ヲ進メテ令 ○慶長五六年比、 袮寢重長遂

相良勘解由 地頭代官 川 次官 〇十三年戊申十月四

上右京、

重長 ハカ伊 東義祐 肝付省釣 伊地知重興等に與同シ太守に

> 年アリ、 天正 元年に 至リ和議成 IJ 類ヲ離レ島 津氏

ク、

属シ忠功少カラス、 後鹿屋院ヲ賜フ、 天正八年死ス』

城山本村、 戦死也、 國見城山足ハ大根占也、 父子三人守當城、 塩入栫瀬脇ノ上 南 谷 1城川南村ノ 本城辺ニテ合戦有之節 天正二年三月下旬ヨリ奉命喜入家 一七云、 傳称、 此 **祢寢家本城也、** 城祢寢氏代 當城ヨリ 々 居 発シ Щ 城 田

肝付秋兼譜中

由

\* 手城戸 申 H 来合戦有之、 觀應三年 傳候 又々搦手 口并寄来合戦有之、 <u>+</u> 月三 江 同月廿三 廻 日 ŋ . 旦 外 同 曲 + 輪 同 同 九 野首 月廿 頁 人大手へ寄来合戦有之、 楡井 = おひて合戦為有之由 日 应 郎 同 人搦手 頼 仲 國 見城 口 江 同 寄 大

\* (頭注

日

日

ij

地

頭

代官

國見城ハ小根占川北村ニ遺墟アリ

國史

文禄四年云々、 **祢寢院領主祢寢重張為吉利領主、** 

島津義久譜中」

宝持院到于祢寢、且八木越後守昌信副焉、宝持院・昌信 天正元年癸酉之春、下大隅郡未悉属手裏之際、 使鹿児島

以和睦之要事、住持忽以告祢寢右近太夫重長云、、、 和睦

既成矣、故裁誓紙、 所以畀置也、

19「正文在祢寢氏」

起請文

今度肝付ニ相離、 途可被抽忠節之由、最以珍重存候、

就夫者、互於子孫∧茂隔心有間敷事、 付自然雜説之時者、

是又左右方可披合事

右條丷有偽者、

午王神名略、 元亀四年癸酉二月廿六日

義久判

(本文書ハ「旧記雑録後編一」六六一号文書ノ抄ナルベシ)

祢寢殿

守季久三名ヨリ祢寢殿宛起請文略ス、 外ニ伊集院右衞門大夫忠金・平田美濃守昌宗・喜入摂津

島津義久譜中\_

欲討肝付河内守兼續之賊徒、 天正元年癸酉三月十日、入薩隅二州軍衆於袮寢之城、 欲攻兼續、 諸将率軍衆進到西俣、賊徒義久亦往在于薩州指宿城云

丽

相對防禦堅矣、

于袮寢、于時於横尾及合戦、斬得敵五十餘人云、、、 天正元年、 祢寢重長離一揆之與属太守之後、 一揆黨徒逼

肝付兼續傳

天文元年壬辰十二月、 遂攻西俣城姶良取之、 及父兼興起兵伐祢寢氏、

廿八日、

居城由緒記

勢を袮寢城ニ御入被成、義久公者指宿城江御入、同十八 天正元年、 肝付河内守兼續以下之凶徒御退治可被成とて、 路に至る時に、

京都神護寺の文覺高清の難を哀愍して

して北條遠江守時政の為に囚に就き関東に赴く、

江

州 野

H 島津右 馬 頭 征 人大将 = 而 御人数を肝 付ニ 被 出

國史

長使絶肝付氏、 天正元年云々、 白 遣 薩隅兵、 公遣宝持院及八木越後守昌信、 重長聽命、 與祢寢氏共伐肝付氏云々 兼續死於永禄九年、旧間譜以肝付氏為河内守 語誤也、 勸祢寢重 三月

富田 譜 0 に至てハ袮寢院一 隅國祢寢院南俣の 建仁三年癸亥七月、 本家八幡 地頭たり、 往古祢寢南俣院 春 日 1城川 平氏亡ふ、 清 南村 重 地 頭掃部 の祖父高清 建久八年大隅國圖 名南谷城とい ハ 頭、 同年十二月十七日、 地頭職とす、 國府鹿児島神社の神領にて、 圓を有ち、 鎌倉征夷将軍 ジャ 平 郡 本三十町建部清重 維盛の子なり、 其所領漸く廣し、 پخ 田 其後子孫承襲して、 帳にハ、 頼家卿平 祢寢氏累代の 高清京師菖蒲谷に 祢寢南. 文治元年乙巳 清重を以て大 所知とあり、 菱刈重 小松氏家 :俣四十 治 城 後代 なり 町 延

とす、

時に天下の大政源氏に帰す、

故に清重忌諱を避

7

立

其父祖の姓を称せす、

舅氏建部清房の姓を冒

して建部

を称す、

子孫是を承く、

し、其事長き故略す、小松氏平維盛の子孫と

今其家乗の説を擧いへるにハ諸説多

師弟 大将軍頼家卿命を下して清重を大隅國祢寢南俣院 高清北條時政ハ 其祖清盛公・重盛公父子の諱字を摘て清重と名つく、 於て戮せらる、 ひしを、 高清文覺の弟子となり、 む事を請ふ、 其叔父土佐守宗實と共に免る、ことを得たり、 Ö) 親ミありと称し 建仁三年癸亥十一月廿七日、 時政是を領掌し、 同 清重高清高雄に在りし時の子なり、 姓 の因ある故に清重をして平氏の 強て其罪を免さんことを時 十時三、年 同 五. 建仁三年癸亥七月三 年、 遂に関東田 薙髪して妙覺とい 超川 政 地 於是 頭 因 7

文の如し、 院の 叛す、 義祐 酉九月三日、 **久清七世** 地頭職を兼ぬ、 重長是に服す、 肝付 天正 第八代清有足利家に属して屢戦功あ 元年 河 內 の孫を重長とい 今川了俊久清に祢寢北俣四村を與ふ、 兼續 正 **月**、 三月、 清有か子を久清といふ、 伊 島津義久使を祢寢に遣し重長を諭 地 知周 義久重長と共に肝付を伐つ نجر 院重興に黨して島津氏に 初め重長伊東修 永德元 ŋ 大袮 璭 太夫 年辛

義久兵を揖宿に出して聲援をなし、 重長屢 肝付と戦ふ、

等の諸将進んてこれに逼る、二年正月、 肝付氏の家臣安樂備前牛根城を守る、十二月、 伊東氏其将伊 島津歳 東 久

救ふ、 某を遣し、兵を卒ひ肝付 して還る、 薩摩の軍茶園 條に見えたり、事ハ入舩城の アを尾 十九日、 の要城を得たりと聞き、 • 伊地知の両氏と共に牛根城を 轉して當邑瀬脇城を拔き、 戦ハ す

入摂津季久・平田新左衞門等援兵として當城に在 民屋に火を放ちて當城に逼る、 城主重長甚危し、 時に喜

因て其地天松院に葬るとあり、大根占の巻に詳也、占の記録に、忠通ハ大根占木場の上にて戦死す、 いつれか正しからむ、接するに、忠通墓ハ大根占郷天松院にあり、月十九日、忠通戦死せしハ三月三日にて、此一戦を両度の事とす、 斬る事百餘級、 此時季久の弟忠通等戦死す、 重 長 院にあり、大根の事とす、両説城陷りしハ正 13 至 ŋ 建

兵と共に是を禦き、

岩戸

、口ならすに戦て敵を敗る、口此地今審に戦て敵を敗る、

首を

崎を取る、 又禰寢を伐つ、

ŋ

城

廿八

H

西

[俣及ひ野里を取る、

晦

H

大

寢氏當邑を領する事凡四百餘年、 國の諸邑主改易の 部姓を改め平姓に復る、 時、 當邑を去て薩摩國吉利に移る、 重長の子重張の代文禄四年、 清重以来袮寢を氏とす、  $\equiv$ 袮

間許、 小凡六、 天然 城 の断壁なり、 0 間ことに塹の 本丸・二丸等の名を分て城數大 跡 あ ŋ 東 北 ハ 溪谷廻り、

第二十三世式部清香に至て改て小松と号す、

當城高三十

西北

ハ小根占川通し、

又國見

.

野

間の二

城近く、

西方に

遥に瀬 脇城を望め ŋ

肝付氏略傳

天文元年十二月、 兼續父兼興と兵を起て禰寢を伐ち、

西

天文十三年十二月廿一 俣城を取る、 Ц 兼續豊州を伐つ、二十六日、

を合せて鹿児島を侵す云〃、 元亀二年十一月、 伊東義祐 • 伊 地知重興・ 禰寢重長と 師

公の軍能 帥ひて摺濱にゆき、 仝三年五月、 兼亮重長 で担 けり云 公指宿にまします、 義祐と謀 公の師と戦ひ死傷するもの ŋ # 日 廿四 水兵を海濱に遣 H 禰 寢 あ 重

す

長 ŋ

師

を

天正元年正月、 公早崎にましく、 八木昌信等を禰寢に 横尾ノ地大姶良ノ内ニアルカ』

ŋ

城山の内東北に清泉三ヶ所あり、

西丸にも井戸

あ

0 0

(頭注

纂考

して薩隅の衆を将ひ續てゆき西俣を伐せ給ふ、 に降る、 ひ潜に禰寢城に入らしむ、既にして重長遂に邑を以て公 ひ老臣と重長と盟ぶ、三月、公新納忠元等をして兵を帥 公平田昌宗等をして先つ重長と盟しむ、二十六日、公及 安樂備前等をして兵を帥ひ牛根城を戍らしむ、二十一日 時き公尚指宿にいませり、 十日、 征久・忠長を 十四日

遣ハされ、

竊に重長に説て降らしむ、二月十九

H

兼亮

※兼亮か兵これと横尾に戦ひ、 を分て戍らしむ、 亮か兵死傷するもの數百人、 に朝す、こゝにおひて、兼亮又兵をやりて禰寢を襲ハし れに駕て指宿の師に會し、 征久等兵を麾き高洲を焼夷け、 重長征て公に指宿に謁し、 十八日、 征久等諸城を取れり、 禰寢の兵三百人を斬る、 彼か哨舟を取り、 来てまた西俣を攻む、『大姶良也』 従て鹿児府 直にこ 皆兵

人云≿、 か 重長迎て横尾に敗る、 兼亮か兵戦死するもの五十餘

> 瀬脇城川南村 溪其間に通せり、 西北ハ海に臨ミ、 潮入城又妹尾城とも 東ハ大川を帯ふ、 祢寢氏の臣税所篤長居城 W بخر 餘ハ原野に接して小 郭數大小二あり、 なり、

干戦死す、 へとも、 衆寡敵せす城遂に陷り、 篤長及ひ重長の兵若

年甲戌正月十九日、

肝付氏是を攻む、

祢寢重長来援すと

纂考

南の嵓間に小徑あり、 野首に連る、故に濠塹二を鑿てり、 口より數盤の石路通す、城下芝といへる搦手口ハ西にありて 西ハ長く十間、 國見城川北村 高二十間許、 間道あり、 間路なりといふ、 東の一 大根占に往来す、 屏風を立たるか如し、 南北ハ狹し井二間、 こと凡十一町にあり、野間城ハ當城を距る 面原野に接し、 僅に一人を通すへし、 城内に本丸 東方を大手口とす、 三面 内塹・外塹とい 周 亦北方の巗間 回三十 西 古野間: Ŧī. 丸の 一町許、 絶壁にて is, 跡あ に二 城 東

目下に見ゆ、 て用水乏しからす、 此外、山を隔多くの郡邑を遠望するにより國際 山上より望めハ小根占で働大根占△ハ

見の名を得たり、 富田城に在りしに、清成に至りて當城に移る、文和元年 祢寢氏元祖清重より第七代清成まてハ

壬辰十二月、楡井頼仲當城を攻る事數日、或ハ大手の城 戸口に戦ひ、或ハ搦手の野首に戦ふ、然りといへとも城

麾下の将をして當城を守らしむ、文禄の初、袮寢重張富 堅固にして拔事能ハす、其後清成又治城を富田に移し、

田城分内狹く且要害ならすとて當城に移らんと欲するの

と稱す、是故に、慶長十五年島津義久當城に登り名城な 処、吉利に移され、其事遂さりしとそ、此城希有の名城

り[り]しとそ、今に城東の野首に棧敷の跡存れり、大手(@ナシ) るを感し、又宝暦元年島津重年諸郡邑巡見の時も登臨あ 左右の岩を削て道を開しとそ、

の道狹くして乗輿通ハす、

なり、 野間城川北村 ふとそ 祢寢氏家臣野間武蔵居城なりしに因て城の名に呼 丸數大小四、堀跡二あり、今山下四面水田

> 先賢の無智なるか故也と、早く守護に可抽忠勤とおもひ、 根占の重武ハ、守護方の其勢今に見るよりも危を不改ハ

馬頭征久・圖書頭忠長為大将、加勢の兵三千余騎根占へ 元亀三年壬申春、守護方へ申入番兵を申請らる、仍て右

る、岩墻に偽ひ引上せ、弓鉄炮を以て散べに射る程に、 姶良表と高洲大姶良方より着ケ送り、一戦せんと進ミけ そ被渡ける、同三月中旬ニ國一揆の與黨に手替して、大

八騎打取る、去程に、肝付・伊地知二手に分れて切て懸 先かけの者共悉く手負に射成され、十余人射伏て、即七

る、太守方より是を見て相懸りにかゝり合、川上上野守

鎌田少外記、其外所∨の軍兵共、我も〳〵と差忍へ相戦 椛山兵部太輔・肝付弾正忠・上原長門守・野村兵部少輔

ける、 ふせ切崩せは、慈の騒働に成り敗軍せんとしける処を、 地頭野間武蔵守三百計相忍へ戦ひしか、大勢押か

ふ、敵は横尾の攻越て比良分に差下し、揉にもんて戦ひ

たり、 右馬頭 もふらす戦へハ、敵何かは忍へき、敗軍して皆悉く討れ 其侭横尾に打上り、 ・圖書頭軍兵八百余騎横合に入違へ切て懸り、 勝吐氣動と作りける由 面

限り無りけり、

従夫根占の如く打入給へハ、其時重武本

箕輪伊賀記

と聞

へける云

入圖 伊東・ 衆皆 望此事也と御祝言申され、 せられたり、 此猿渡越中守・ 慈の勢岩瀬戸 兄弟文武二道の器量也と惜まぬ人そなかりける、 去れ共敵は大勢なれは打負て、 り馳連き、 濱の栫を攻落し、 を人質にして差上らる、 三月には境目の城~に番兵を入置れ、 書助・ 肝付 平 田新左衛門川 其外所≥の軍兵打死する人多かり 帰陳せられける、 火炎を散して防き戦ふこと比類なかりけ 同弟小 此度 口へ追かけて合戦し、 伊地知等評議を成し、 伊尻伊賀守・喜入摂津守同心にて殊なる 四郎 其侭本城の麓に押寄放火を成処ニ、 */*\ 伊 東・ 加 、邊の勢を卒して手を碎き働、 其折節一揆無念にやおもひけん、 世 田 其時重武の息男いまた少年成 御武運の程をそ感しける、 肝付得小利、先べ引陳しける の勢を相具して國見の 圖書助・ 敵も数打取らる、 小根占へ勢を打出 大将を初として軍 小四 Ú 郎其場ニ ŋ 相連く 昌 各軍 書助 城 ń

即

取て、

大湾ッ

厦門を侵す事度

々、

龍宮とやらん中

山

王

薩

ょ

次男、

實父ハ千葉介常重なり、

長田此を養子とす、

長 田 か

り、是なるへし、号山本と見えた 将是を領す、 寢氏の支族山本某居城なりしとい b, 北深溪にて、 鎌倉實記巻のに日、 按するに、 本丸・二丸・三丸 祢寢院 ハ根占氏以 長田次郎致将 ર્જ の跡猶存 五世孫二郎清治弟清高小松氏系圖を按するに 前 長 田 せ 忠致 次郎 ŋ

同

あ

娶りて得さす、 荘司か壹岐守たりし時、 摩根地目に引籠て、 家系日記を譲られ、 大隅前司宗乗か領せし種子島を討 壹岐國に下して唐種トイフ妻を 勇猛勝れたる者なり、

と思立、 を免されたると聞き、 國を望き、 日向國高千穂の神人大君國益を都に登せて木曽 此頃都にハ木曽冠者義仲平家に入替て将軍号 急に彼を方人に取て憤りを休め 0

於

んと催し西國に向ハん時に不意に討敗んこと安かるへ (@取) 奮ひ取り中國に繋き、 の許へ申送りけるハ、 合力をなし給ハ、、 関東の者共か鎌倉兵衞佐を守り立 異國 船を攻、

時関東を退きしなり、 父長田ハ八平氏の 中にてハ秀たる家にて、先年千葉軍 然るに為義に頼まれ、 義朝に隨

ふところ、 囲 政清を聟とする、 保元・平治の合戦に源氏の人々多く亡ひ、 平家清盛 ハ ー 門 たれ 時節を計ら

纂考

Ш

田 1城山

本村

當城西南ハ溪水繞り、

東ハ原野に連りて塹

65

頼ミたまふ、忠致御宿ハ申たれと、心能行末の主君と仰 朝力なく尾張國へ迯下り、 昔の好ミなれハとて父忠致を

の親を殺して高名と思ふ不道人なれハ、兎角天命盡き、 へき志ハふつになし、其故ハ主君重しといへとも、 現在

甲斐なきを介抱して平家に悪まれんこと愚なり、 門郎従散々に成て立寄る方なきとて頼ミ来り給ふ、 他の手 謂

を無情ともいひ、不義不忠の奴とて口々に悪むハ何事そ にハ掛まひらせしと、終に首取て六波羅に遣す、 此有様

郎忠持ハ千葉合戦の時頼義と組んて討とられぬ、 や、千葉介常重か祖忠常ハ源頼信に責られ、其子中村太 又我為

て襲ふならハ、 假令平家中國の加勢を憑ミ舟軍練磨あり 異賊の船を奮ひ取り數千艘を以

にハ旁恨ミある敵なり、

り何萬騎の大将にて向ふとも、 とても、楯つくほとの勢力あるへからす、まして関東よ 海上の事ハ猛獣 の海を渡

つふしなん、能々計らひ給ふへしといふ、 る如くなるへし、 然らハ平家をも関東勢をも両なから討 木曽ハ頼朝と

禮義を述ん為に薩摩に下されける、 大きに悦ひ、 不和なり、東西の敵に夾れて物案し貌なる折節なれハ、 藤澤太郎左衞門歳弟也を高千穂の神人に添て、 此舟風悪くして豊後

> か郎等に見付られ搦捕る、致将ハ夢にも不知、 府内に漂ひ數日ありけるを、 別府五郎惟親といふ緒方 木曽か返

0

事を待けるか、肥後國八代に唐船を廻し商を望む所に、 八代五郎種元賊船と心得て陸へ揚て糺明す、 船中に致将

神人木曽か臣藤澤太郎左衞門か命を乞ふて薩摩の致将 か家子ありて白状す、種元荷物を奮ひ取り、 て燒捨たり、壽永二年十一月廿五日の事なり、 船を磯際に 高千穂の

方へ遣す云々、 隅の袮寢の事なり、この薩摩とあるハ大

地頭系圖

大隅郡

小根占

禰寢弥二郎清

Ш 和田玄蕃助 上右京 慶長五六年比地頭代官トアリ 文禄五年比

相良勘解由次官 慶長十三申十月四日ヨリ地頭代官トアリ、

有馬丹波重純

初次右衛門

朝鮮有功勞、兵具奉行

有川内記貞明 伊勢六郎左衞門貞末 貞末ノ子、寛永九年比 初長門守 王一とにす、

神名知るへからす、

祭日六月二十八日なり、

に本 神社

神体を本社に納めたるか、鏡三面を蔵めたり、末社の

相良土佐頼元 町奉行・御使役

川上伊豫久晴。彦七郎久昭之養子也、實同氏九郎左衞門三男也

蒲地備中

市來八左衞門

樺山長門守忠則、寛永ノ末正保ノ初ニカケテ、

鎌田太郎右衞門政榮 初大炊助 御使役、萬治・寬文比カ、肝付半兵衞兼屋 職、職、慶安四年七月ヨリ定、寬文二任大目

村田爲左衞門經智 善太夫トモ、貞享元年九月ヨリ、頴娃權三郎久甫 後左京 寛文八年九月十日ヨリ定、

刈新五兵衛重格 九年辰壬四月二日迄、異本資水二年十兵衞トモ、資永三年戌正月二十七日ヨリ享保

「纂考」

日とす、○愛宕神社

本社

の後なる山

腹にあ

Ď,

祭祀六月二十

旭

聿注审社川南 经审及分

十五日なり、天文十四年乙巳建部高清修造の棟札を蔵む津柱神社村 祭神及ひ創建の年月不詳、を納む、祭祀六月

附

社殿小根占川 に臨ミ、 西 ハ 海に對す、 0 河口 南 の岸なる松林の 河口にハ 風 「帆漁舟往来し、 中にて、 東北 西 *)* \ 河 ハ

秀て、風景絶勝なり、

遠く海を隔

7

山

Ш

.

揖

宿

0

諸

郷連

Щ

0

上に開聞岳雲際

「地理纂考

諏方神社州南 両社相並ひ、一社ハ建御名方命、一社ハ事

一ハ住吉神社、一ハ多賀神社なり、一を現王と云ふ、王の宗社なり、 末社境内に在り、同社に三坐を奉祀す、(頭注)「名勝志 社司鶴田某」

地理纂考」

若宮神社川北

祭神三坐 應神天皇 神功皇后 玉

依

正祭十二月朔日

しを、 田 石階を登る事 某祖山 の老樹一本及ひ古墳許多あり、 其後今の |城國 鶴田 拞 地に移せしとそ、 十餘間にして其山 より護り下 'n 其旧 上に 南俣村の内に鎮坐 創 地を倒枦 建の年月詳ならす、 あ ŋ 往 と呼 古 社 あ 司 鶴

寺此寺今廃 奉納の 社ハ 旧領主小松氏家蔵延慶二年十二月二十二日 重虎再興の棟札を蔵む、 の文書に、 、其時より既に在りしを思ふへし、 内 鉾一 ・**黔**王・・ 任先例、 本、 長一尺一寸 渡柱等寺社也とあり、 可被寄進于鹿父・若宮・ 往古ハ此地の宗社なりしといふ Ŧ. 分、 永禄七年の 又天正十五年建部 是に依れ 祢寢南俣檢 御霊 銘あり、 ハ 竹崎 當 田

「纂考」

外に神鏡百餘

面を蔵

建部神社川北

伊 静 知行せしめ、 神に崇むと見えたり、 就せハ當家の氏神に尊崇すへしとなり、 将に覆らむとす、 建永二年鎌倉を発し袮寢院に赴く時、 祭祀十一月二十六日、 豆守時盛鎌倉殿に見参し、 ŋ 奉祀 順 風を得て祢寢の岸に著し、よつて是を當家の氏 大巳貴命左右に寛喜元年己巳九月吉日とあり、 祢寢院城下に建部大明神を勧請 清重祢寢院建部大明神に祈 又田代甚右衞門家蔵文書にハ、 小松氏家譜を按するに、 翌年大隅國 海路暴風に値ひ船 |禰寢院を賜 果して暴風漸く ŋ 祢寢清 姓を改 祈 ジ即 願 平 成 重

5小松氏の家譜と異なり、此事大根占高城の巻に云へし。野上田伊豫坊建部時盛と名乗しよしを記し、祢寢の始

め

袓

「纂考」

Ļ 常に参詣多し、 ŋ にして止んとす、衆人甚是を患ふ、 敦官命を承て當邑に新田を開きし時、 ŋ 体に崇むといふ、又神鏡二を納む、小松氏家譜を按するに、重長常に用ゆる所なりしを以て神小松氏家譜を按するに、 鬼丸神社川北 社其中央にあり、 (⑩壩) と築きしに、 ハ 寛永十五年壬午造立の棟札あり、 天正八年に卒す、 其後威霊 終に其功を遂く、 廟本在祢寢院、 屢顕著の事ありて、 社山を鬼山とい 鬼 丸社 祭神祢寢右近重長の霊を崇む、 後移于吉利郷、 其地深沼にて其功成りかたく、 是より井手神と称し祭田 重張の子崇其霊建廟、 、袮寢郷 ؠٛ の内處々にあり、 土人大に敬畏崇信 方 於是鬼丸神社 禰寢院有遺廟と記 町許、 當村脇之田と云所 寛文五 号鬼丸大明 雑樹茂り を進 喉輪なり、 當社 菱 誓 半途 附 似 其 重 せ 願 重 せ

本社なるへし、

重長等の棟札あ

ŋ

神鏡四

+

Ŧī.

面

其

內 面

島津義弘

面

同

歳

久の姓名を誌せり、

旗八流、

其内島津義久・

同

嚴島神社 村川 北 像神 一體 軀木 祭日 九 月九 H

國見城 記せる文書今に黒木か家に蔵 黒木某を上京せしめ此城中に勧請せりとい 江國竹生島辨才天に祈念せしに、 処址にあ ŋ 天正十年四月、 せ、 任せらる、其口宣案を家蔵す此時黒木某従五位下玄蕃允に 神験を得しかハ、 禰寢清長病に染ミ、 ŋ 其事を 家臣 近

義弘の姓名を誌せるあ

b,

鰐口

嘉吉元年

建部

高幸

なり、 社傳に、 第九世の孫右馬久清代に當り、 譜に拠るに、 を経て其地を開墾せし時此所に移せしといふ、小松氏家 重吉に命して山本村平田といへる所に建立せしを、 九月九日、 一百年に近し、 奉祀 大永五年建部堯重の 當社ハ領主祢寢清重神託を受け、 摂津! 仲 清重ハ建仁三年始て當地に下れり、 哀天皇 されハ社傳に清重とあるハ久清を誤れる 國武庫 郡 神 :功皇后 廣田八幡を社司黒木某か祖黒木 練札、 建仁より星霜を経ること 永禄四年 應神天皇 建部清平・ 延文二年丁酉 月正 九 日 九 日 九 延文ハ 同 世

鹿父神社村本 誤なり、 當社ハ延慶以前よりありしなれ 俣檢地の文に、 月建立なりといふ、 を安す、一説に、 元亀三年建部重長再興の棟札 當村大濵に在り、 任先例、 開聞神社と同社にて、 されとも小松氏所蔵延慶二年祢寢 被寄進于鹿父云々、 祭神詳ならす、 明應二年 あり、 明應二年癸巳九 是に據れ 毎 勸 年九 請 神 鏡 0 月 説 九 面

纂考」

祭神及ひ建立の年月詳ならす、

日を祭日とす、

立神六所神社村本 當社より北の方二町許、 月・十一月初午日、 土人是を鬼嶽又ハ立神とい 往古ハ祭祀の 時社司鬼嶽に登り供物を献せしとそ、 文正元年建部國清造立の上梁文あり 高岳ありて巖石高く聳へたり、 ؠٛ؞ 社号ハ是に據れるなるへ

登尾六所神社村本 高山の半腹にありて稍大社なり、 祭神

及ひ創建の年月詳ならす

纂考」

今嶽十二所神社村本 祭日 九月十日

纂考」

御 美神社<sup>村本</sup> 祭日二月初卯日・九月九日、 及ひ建立の年月詳ならす、 |年十月二十日祢寢南俣檢田の文に、任先例、 御灵神社ハ、 小松氏家蔵延慶 以上三社祭神 所被寄進

于鹿父・若宮 御霊云々也とある是なり

比叡神社を迎祭して生土神に崇敬せしとい Š 祢寢氏近江國 創建の年

日枝神社村本奉祀近江國日吉神社に同し、 月詳ならす

地理纂考

小根占川 土俗麓、川と称す、 田代郷花瀬川の下流にて、

Ш 口に至り川幅五十間餘、 幅二十間餘、 深三四尺なり、 滿潮の時ハ大船出入せり、 大隅一二の大川にて、 往古 海

呼ふ、 、南の地を唐人屋敷と唱へ、市坊札辻通りを唐人町とも 又蠻船来りしこと、當邑士族池端六右衞門系圖弥

Ш

港口深廣にして、

唐船来り互市せしとそ、今に小根占村

南蠻人戦ふ時に戦死云々とあり、 次郎重尚か傳に、永禄三年庚申六月、於小袮寢港唐人與 此川口より五町許 Ŀ 流

に大なる樟木あり、 園渡川等此川に會す、 古大船を繋しとそ、 園渡川 ハ水底盡く滑石にて、 當邑の内芝谷川 田代

花瀬川に類し、

地理纂考」

より 間で B 勢山村北村北 相續きて當城の砦なりしといふ、 國見城の東 七町許にあり、 今陸田なり、 城 0 東なる野首

地理纂考」

橋ナヤマ 山山本 り、世の常の橘と異なり多く植て愛せしとそ、橘今縣内諸所に植たる家あ多く植て愛せしとそ、 此地往古祢寢重長別業にて、 漢土 0) 文禄四年祢 温州橘を温

寢氏吉利 Ш 北村宮原に行館を設く、  $\dot{\sim}$ 移りし後、 義久屢此地を巡見し、 正月海辺に移して濱の假屋と此行館を中納言家久寛永五年 慶長 + Ħ. 年

<sup>1望佳勝なり、</sup>此年十月二十二日、 っす、 其遺址 橘 山を遊覧ありて

にしへ重長と云ひし人の 温州の橘とて植そたて置

し所に行て是を詠す、

今橘山 ならぬ冬まて残る木の本ハこれやとこ世の宿 0 旧 跡里正の宅地となれり、 近年郷吏相議して温 0 橘

、橘を植継きたりとそ、

名勝志

橘山 哥を詠し給ふ、 橘をうへたりといへり、 袮寢重長袮寢院を領地して南谷城に居住せし時、 Ш 北村にあ 今其舊跡村長やしきとなりて橘樹ハなし、 か、 地 貫明公慶長十五年十月廿 頭 |假屋を距ること卯方六町 五日 温 刑 余 和 0

土俗傳へて櫁柑山とよへり、 にしへ重長といひし人の温州 0

橘 Ш

とて植そたて

同郷

山本村

をかれし所に行てこれを詠す、

時 ならぬ冬まて残る木の本ハこれやとこ世のやとの橘

法印

記龍伯

名勝考\_

Ш 北 村内府 内十三里海上、 府南廿一里、

|地を袮寢右近将監重長といひしかうしはき居

行ける

此

ときしくのかゝ 慶長十五年十月廿二日、 の木実を移植て橘山といふ いにしへ重長といひし人の温

州 の橘山とて植そたてし所に行て、

一位龍伯

時 ならぬ冬まて残る木の花ハ此や常よのやとの 尚在りしとそ、 この橘園林寺といへる寺に在りて、 又園林寺に同公の入らせられし 元文の比まて 時

0

松杦の立ならひたる古寺ハわけ入てこそ心すみけ 侍臣の哥七八首省之、國天祐老師、詩に、雖吳永嘉三寸柑 gに、三寸黄柑劈永嘉とあり、温州橘の本藩に在るもの尚し、温州氣味帯酸甘 只今正以献芹志 欲答禅風祖月詠、東坡か ń

大濱十 景英か作る所なり、子孫に聞て仮に載ぬ、大濱十 景此哥ハ、元禄年中當郷士有留平兵衞清

高牧春駒

豊なる御代の春とやたか牧の野かひの駒も猶いさむら

ん

笠松白雨

山高ミさすかに見せて笠松のみとり涼しき夕立の雨

大濱秋月

大濱や浪路はるかに雲消て隈もなきさの秋のよの月 玉井野雪

積りけふ雪のあしたの空はれて日影にみかく玉井野々

原

南海歸帆

長閑なる南の海の追かせにほかけ冷しく歸る舟人

眉山炭竈

炭かまの煙をそへていとゝ猶雪けもはれぬまゆの 当も

ح

硫黄島烟

和田の原波路はるかにゐる雲や沖の小島の煙なるらん

公瀬釣翁

心なきうらはの海人も君か瀬の名をむつましミ出てつ

るらん

開聞暮雲

るしら雲

心やすむ人も聞らんあかつきのねさめしつけき鐘の響 心休磬音

を

地理纂考」 赤瀬瀑布村本土俗雄川瀑とも呼ふ、高さ三十三尋、マホサント

二間、水源同邑大八重狩倉・新狩倉の両山より出、

横十

川といふ、小根占川の上流に入る、

「地理纂考」 永良星瀑村 土人是を雌川瀑と呼ふ、水源同郷竹原山よば、\*\*\*\*\*\*(ママン)

り出つ、永良星といふ所にて瀑布となる、 高三十三尋、

横幅三間程なり、雄川瀑の下にて合流す、即永良星川と

ؠٛ 此両瀑其幅の廣狹を以て雌雄を分てり

地理纂考」

大川瀑布山本 上流ハ當村中冢狩倉より出つ、佐多・小根

暮ことにあかぬなかめハひらき、の山のなかはにか、

占の境を過き、 海邉に 至 ŋ 高温より落 う、 ご つ、 高さ三十 Ė.

幅 八間 なり、 下 流大川浦にて海に入る、

名勝志

大瀧 Ш 南 村にあ ŋ 田 代花瀬川 の末にして水勢 お ほ

あたわす、 とも又同しとい 邑人男瀧とい 故に其深さ・高さ量りかたし、 Š へり、 里俗傳へてその高さ三拾三尋、 然れとも容易にその淵に臨むこと 横別 府村赤 深きこ 瀬

川の瀧を女瀧といふ、 水勢少し、これに對して男瀧の名

あるなるへし、

鉄と成

金鉄

鉄ツシャ

Щ

本村

0 内諸

所

より

出 つ、

土

民是を吹て熟

專ら釘を製す、 鑪を設たる所ハ皆水邉にし

て、 其風箱 水排を用 Š

樹木 7 運送に利 儲が 舟 あ 材及ひ砂 ŋ 蚊ュ母ス 糖車等 樹 Ò 材に用ふ、 櫛に用ふ 此

甘産格 地

海邉

黄ッ 楊ヶ 嫌っ 竹<sup>+</sup> 柏<sup>‡</sup> 力方言

飛禽 山ヤ 鶏 鴛鴦

走獣

鱗介 鯛と 頭ッ 魚ヶ 金

魚コ

方の鹿ヵ

鳥畑賊カ

線』

魚り

鱸

松カッラ

鯔き

鯖朮

鯵チ

章》

帳

名勝考」

大瀧 即同 花郷 瀬川 川南 の末なり、

懸泉の ||村横別府村 高 十三 赤 尋、 瀬川に瀧あり、 瀧壺 0 深 亦 女瀧と呼へり、是に對し 同 名て男瀧とい

ふ

名なり、

地 理纂考

物産

一小根占川中流

田占 Ш 日 水源大隅郡 北村 リニ十 通ニ係ル 町 沙ニ JII 谷川 田代川 南 村 至、 方 村 流 里 内〇千牧川内〇野間川内〇小川滝 〇へシキリ〇川 合○臼ヶ嶽○鳥洲○小城 程 原村内●櫻ヒラ●エカケ嶽●滝ノ浦○天浦包 Ш 原 Ŧī. 里 村 Ŧī. 分ヲ經 Ш 北 テ 長 Ш 瀬海 南 村 川内 アス人 内〇 麓 有遠川山 根占 高北

一川 赤瀬 川

横別府村

して

太守ニ叛候に

(V)

へとも、

天正元年春、

肝付か黨を離

7

太守ニ降参、

依之肝付勢寄来り横尾ニ而合戦、

八重山及 横別 府村●長野 ○柿木迫 ○水門○曲迫 ○打越八重川内山○山口○大柄根○大中○ 水源小根占邉田村タリ、嶽●御嶽 ノ北東ヨリ○打越・大

ヲ水枝谷、 川南村ノ内〇小川内下ニ於テ里程二里六分ヲ經テ

小根占川通ヱ流入、

山元川馬場川トモ云、

Щ

完村

ニ而相戦、

敵百人余討取故ニ敵退散、季久弟圖書守忠通・「本ノマ」

岩戸口

水源●東脇 ○尾上○中原 三川 流 合、 Ш 南 村麓二至、

七分五里小根占川通ヱ流入ス、

吉松川三分 石走川三分

邉田村

得る也、

天正二年三月下旬、 肝付省釣 • 伊地知重興・ 伊 東義祐引 太守喜

入季久を将として川邊之人数を差添為加勢被遣、 合寄来、小祢寢城麓ニ乱入して村市を放火す、

小 ,四郎久續戦死也、

里程

地理志

天文元年午十月廿六日 勝久公祢愛川 川南久之内南谷城之西之方:而候、愛川 川南久之内南谷城之西之方:而候、(々)) 勝久公祢寢二御越、 翌年四月廿

称寢氏世 右近太夫重長肝付

= 同意 大隅郡地誌備考

下

(中表紙) 大 大隅郡地誌備考 佐多 大根占 佐多 大根占 隅 郡地誌備考 櫻島 田代 櫻島 田 代 下 下

大隅郡地誌備考

櫻島 大根占

下

田 代

佐多

大隅郡

一田一大 麓代 城占 村 元 村

一横山村 一馬籠村

二俣村

赤生原村

湯之村 白濵村

黒神村 有村

> 脇村 持木村 高免村 藤野村 西道村 赤水村 郡村

瀬戸村 野尻村 古里村 武村 松浦村 小池村 川原村 馬場村

一佐一 伊多 座 川 邉塚村 座敷村 村

(表紙)

(中表紙)

75

大隅郡

鹿児島より東南海陸十三里にあり、 大根占郷祢寝院と云ひし事、小根占の巻に云へり、大根占郷往古大根占・小根占・佐多・田代等を併セ 丑寅大姶良に接し、

代に接し、 卯方姶良・高山の両郷に界ひ、辰の方内之浦、巳の方田 十三里二十九町四十七間、 酉戌の方ハ海上三里を隔て指宿に對す、 村落三村 神川村、 人員總計 周 廻

三千六百十二人、戸數八百四十九、

20 雜抄

宛行也、早任先例、 島津御荘大隅方祢寢院大祢寢内瀬筒村地頭職、 可領知、 并先知行代地事、 闕所次第 為給分所

可致其沙汰之状如件

永享五年五月十九日

富山 .殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一一四〇号文書ト同一文書ナルベシ)

## 祢寢清平傳」

姶良・大姶良・西俣・ 大隅國本領者、 大禰寢・小袮寢・佐多・ 高洲・鹿屋・百引・下大隅・大津 田 代·邉津賀

村 種子島半分也

清平應永廿四年川辺城戦死』

祢寢氏文書」

大隅國下大隅郡之内自坂上、此之内除木谷村并大祢寢之也」 應永十年十一月廿九日、元久判、祢寢左馬助入道殿宛、鷹永十年十一月廿九日、元久判、祢寢左馬助入道殿宛、

内郡本之村、為料所、宛行也云、、、

(本文書ハ「旧記雑録前編二」七一一号文書ニ当タル)

소

應永十八年十二月十一日、 称寢院之內神田名主職之事、 **久豊判、** 右、 為料所所宛行也云、、 大隅國大

21 旧記抄

大隅國大祢寢院永吉之事

右 為給分所相計也、 早任先例、所領知之状如件、

冨山土佐入道殿 志々目殿 應永十九年十二月五日

76

祢寢殿宛、『清平ナリ』

(本文書ハ「旧記雑録前編二」八六二号文書ニ当タル)

國史貞久傳

## 大姶良殿 濵田 殿 横 Ш

康安元年十二月五

H

齢岳公使祢寢郡

罰權

領

大祢寢院永

五人共祢寢一族也

(本文書ハ「旧記雑録前編二] 八九九号文書ト同一文書ナルベシ)

年清有未死也、然文和二年、久清已受郡司職於清有矣、則是年雖清有未撰系圖云、文和二年、久清受郡司職於清有、其後應安五年清有死、則是

郡本地頭得分、外清嗣、然則此云祢寢郡司者即久清也、但郡本地頭得分、小松氏古系圖、康安元年六月廿日清有死、

大根占郷神之川村有地名永吉、死、而為祢寢郡司者乃久清也、

22「小松氏蔵

大隅國大祢寢院之内神田名主職之事

為料所∨宛行也、 早任先例、 不可有領掌相違之状

如件

祢寢殿[清平]

應永十八年十二月十一

日

(本文書ハ「旧記雑録前編二」八六二号文書ト同一文書ナルベシ)

國史元久傳

應永元年云々、 冬十二月十五 目 恕翁公使富山 土佐介領

大祢寢院郡本辨濟[使]職如故、(電ナシ)

平本領安堵状、 全四年丁丑 云々、 清平久清之子也 六月十五日、 澁 Ш 滿 頼賜袮寢 山城守清

仝氏久傳

良次郎秀吉旧領大祢寢院郡本村田(圖義) 永和二年十二月二十九日、 齡岳公使大祢寢伊勢介領大姶 町 園 所 蓋此 雅 義、雅 完 子 伊 勢 介

光見第一巻建仁三年注、義義光之後也、袮寢義

袮寢院總辨済使職領郡本村田園 永和四年二月云々、 二十八日、 齡岳公使大祢寢雅義嗣大 如其父道日讓 狀、 正志 集目

如故、 屋院・下大隅等地、本邑謂袮寢院・鹿 復使久清權領大隅姶良荘、

与今川了俊絶、 氏拠小書、 康暦

年庚申秋七月十

点日、

今川了俊使祢寢久清領本邑

久哲公

永徳元年九月三日、 今川了俊與祢寢久清祢寢北俣四村、

享徳二年七月十二日、 公使祢寢重清領祢寢如故、

至徳三年丙寅中三年夏四月十四日、 嗣父職領大祢寢院總辨済使職及郡本村、 齡岳公使祢寢熊夜叉丸 熊夜叉丸雅義之

子也、 中間略、 冬十一月十日、 齢岳公以富山土佐為大隅大

**祢寢郡本領家職、** 。此至徳三年ヨリ二十六年ヲ経テ應永十九年ニ至リ、 津久豊大祢寢院永吉ヲ富山土佐入道外四名ニ與フル文 富山土佐介義勝、此云富山土佐疑即義勝、志志目正兵衞系圖、大袮寢伊勢介雅義弟曰

島

國史元久傳

書前ニ載ス、疑クハ亦同人カ』

五町、(頭注)『参照ノ為抄ス』 康應元年已巳冬十月、 恕翁公使富山土佐介領知覧院水田

國史久豊記中\_

應永廿三年九月 九日、 大岳公使祢寢清平領大祢寢院先知

行瀬筒村

名勝考

袮寝郷分で大根占・小根占の両郷とす、

頭職云៷、好久と見えたり、大祢寢の名亦尚し、 永享五年五月、 府南十七里内十二里海上 島津御庄大隅方祢寢院大祢寢内瀬筒

村

地

○鎌倉実記曰、長田次郎致将ハ忠致か次男、実父ハ千葉

たりし時、壱岐國に下して唐種といふ妻を娶て得させ、 介常置か三男也、 長田此を養子とす、長田庄司か壱岐守

籠て、 家景日記を讓られ、勇猛勝れたる者也、薩摩根地目に引 大隅前司宗乗か領せし種子島を討取て、 大学パワン

門を侵すこと度くにて、龍宮とやらん中山王の國を望る、

りと聞て、急に渠を方人に取て憤を休めんと思ひ立、 此比都には木曽冠者義仲平家に入替て将軍号を免された 日

國に繋き、 りけるは、 向國高千穂の神人大君國益を都に登せて木曽の許へ申送 関東の者共か鎌倉兵衞佐を守り立んと催し 合力をなし玉ハ、、 不意に討敗んこと安かるへし、父長田 吴國の船を攻、 奪取て中

國に向んときに、

全忠國記中」

平家をも関東勢も

両なから討つぶしなん、

能≥計

令平 保元 向 0 祖忠常 不義不忠の奴とて口とに悪む して平家に悪まれんこと愚なり、 に成て立 とおもふ不道人なれハ、 宿 関東を退きし 也、 勢力ある 時 清を聟とする、 Š 迯下 家中 其故ハ 申たれと、 頼 終に首取て六波羅に遣 吴賊 :ハ源: 平治の 義と組て討とられぬ、 國 |寄方なきとて頼ミ 'n 君命重しとい 頼信に責られ、 海 0 0 からす、 昔 合戦に源氏の人≥多く亡ひ、 屯 上 加勢を憑ミ 舟を奪ひ取り 快く行末 0 0 好 軍 平家清盛 然るに為義に頼まれ なれ 21 猛 まして関東より 、船軍 獣 兎角天命に尽き、 へとも、 Ó ハとて父忠致を頼 、數十艘を以て襲ふならは、 其子中村太郎忠持は千葉合 来り玉 主君と仰くへき志 0 ハ ー 又我為にハかた す、 海を渡る如くなるへ 錬磨ありとも、 ハ何事そや、 門 現在 此 他 š たれ 有様を無 の手に 何萬騎 謂は 0 ハ 義朝に随 時 甲力 親を殺して高 千葉介常重 斐なしを介抱 る 義朝力なく 節 *ا*ر 無情とい 掛 ハ不 楯 門 を 0 ]郎従散 大将に 計 ひ、 つくほ まゐらせ 通に、 恨有 忠致 ふ ひ 所 لح 仮 る 戦 か > 尾  $\mathbb{H}$ 

月廿二

Ŧī.

日の

事

也

高千穂の

神

人木藤か臣

藤

沢

太郎

左

唐船· 致持 され 元荷物を奪ひ 揚 て物案し貌なる折節なれハ大に悦ひ、 ける、 りて糺明する、 を廻し商を望む所に、 别 とい 夢にも を高手 府 五郎 此 Š 取 知らす木曽か返詞を待けるか、 惟親とい 舟風悪くして豊 穂 木曽 b, 0) 神人に添て、 船を礒 舟中に致持か家子 ハ ふ緒 頼 朝と不 労か 際にて焼捨 八 代五 後の府内に漂ひ數 郎等に見付ら 礼儀を述ん為に薩 和となり、 郎種 たり、 ありて白 元賊 沢 船 東 定心 太郎 肥 西 n 永二年 後 搦 Ĥ 0 得て 摩 八代に 左 敵 取 有 ける る 衞 下 種 陸 門 夾

を、

は

八平氏

0

中にてハ秀たる家にて候、

先年千

-葉か

軍

0

時

S

りき `な 爰に匿居て祢寢を称しけるか如き、逋逃の渕藪たる要害たるをも觀るへ祢寢の事也、因て當時この邊の形勢を著んか為に紗録す、小林氏の祖も門か命を乞て薩摩の致持か方へ遺すと云✓、るハ皆大隅の門か命を乞て薩摩の

地 理 志

大根占

根占 建久ノ比、 佐多・ |里貳拾-根占掃部次郎藤原義明守之、 田 九 代 1 迦 邉 拾 津賀 七 間、 也 根占 ○上古根占 五ヶ所 1 郎 71 大根占 成 《盛守

三年七月三日、将軍家頼家公賜御下文、下向當地、其以祢寢氏元祖沙弥行西清重、依北条遠江守時政執奏、建仁

前菱刈重延領之、依之祢寢代々領之、

23「嶋津家蔵書」

息女公領

隅州之内大根しめ村

高貳千七百三拾九石壱斗四升

已上

右役なし之地進申候、抑幼少より多年之在京、堪苦身之(©\*\*)

有之、右知行無吴儀かくこ可被成儀尤候、向後相違有間段、併當家之奉公何事如之に、然上ハ、いかやう之儀雖

敷候、仍状如件、

慶長五年霜月七日

龍伯在判

(本文書ハ「旧記雑録後編三」 一二七六号文書ト同一文書ナルベシ)

「纂考」

藤原義光居城なり、舊史を按するに、文治・建久の頃、高城川村 今俗神之川城といふ、元暦年中、祢寢五郎太夫

大職冠鎌足公の後裔にして、父を四郎太夫義兼といふ、袮寢小太郎義明大隅國人にて大姶良を領す、と境を接す、

死す、二代祢寢小太郎義朝、三代掃部介義宗、四代掃部とす、義兼壽永二年癸卯六月十一日北陸道篠原合戦に戦初日向國飫肥南俣の郡司なり、祢寢或ハ富山を以て家號大職冠鎌足公の後裔にして、父を四郎太夫義兼といふ、

ず、大隅國祢寢院を賜ひ、即知行せしめ、祢寢院城下に建職門家蔵の文書に、伊豆守平時盛鎌倉殿に見参し、文書に以て家號とす、義光ハ義兼か同族なるへし、又田代甚右

分れ、富山・大姶良・横山・宍目等を分領し、各地名を介清義等なり、其子孫大姶良の辨済使にて、其族餘多に

り、是に據れハ、當時祢寢・野上田の両氏祢寢院の内北しよし見ゆ、伊豫坊時盛ハ舊記に祢寢院佐多の城主とあ部神社を勸請し、姓を改め野上田伊豫坊建部時盛と名乗

國袮寢院南俣の地頭職とし、建永二年、鎌倉を発し袮寢建仁三年癸亥七月、鎌倉征夷将軍頼家平清重を以て大隅

俣・南俣の両院を分領せしなるへし、

小松氏家譜にハ、

清房か姓を冒して建部清重と號すとあり、後に清重祢寢帰す、故に清重忌諱を避て父祖の姓を稱せす、舅氏建部院に下り、後に建部氏聟となる、時に天下の大政源氏に

も肝付氏に併せらる、 院を一統して義光か子孫に至り大姶良に移り、 此事小根占の巻に云るか如し、 又此 地 袮 を

ゆ 寢院建部氏領地となりし後、 文禄四年、 建部氏吉利に移り、 其臣鳥濵某城主と舊記に見 其後家號を小松と改

此事小根占の巻に詳なり

國史光久傳

各一、賞新田功也 至是五年、 溉大根占高卬之田、 寛文九年己酉春二月云々、 三月二十一日、 起工於串良院新渠成之明年、 郡奉行菱刈重敦穿渠引川水以 公賜汾陽光東・菱刈重敦腰刀 新規 混、

未成、公命伊東了右衞門祐良・古後七郎右衞門秋安助之、 仝十二年六月云々、 至是而畢、 前後用工凡八年、 初菱刈重敦於大根占鑿渠、 九年、六年

頭系圖

大隅郡

桂太郎兵衞忠增 初外記 寛永十四死去、

|分十右衞門友知

和田讃岐正貞 カ 元・寛 ジ比

土持平左衞門 本田休左衞門親宣入道景黄 綱 辰 或平右衞門トモ、 寛文七年二月三日ヨリ定

御納戸奉行・吟味役、

承應三九月定、

称寢八郎右衞 菛 寛文九五月五日定、

町田式部 貞享元年九月、 貞享二ノ冬迄、天和元冬ヨリ

新納五郎右衞門久致 島津大蔵久明 モ、元禄六年十月十五日迄、久始 虎之丞 ヨ音ーラ リトモ、是カヨリ寶永二年十月三日迄、十一月三日ヨリ寶永二年十月三日五日定 元年後治部 舎人 元禄十年正月二十五日定 元禄 虎之丞 式部卜云、貞享元十月 二旦、 - 貞享二ノ

田 孫七 リ正徳五年未九月二十七日迄、
或ハ右衞門トモ、寶永三年戌正月二十七日貞寶永二年十 日

島津大蔵久春

町

地理纂考」

若宮神社川村祭祀十一月初申日、 神鏡を安置す、 向守祢寢五郎太夫藤原義光、 體を安置す、 祭神詳ならす、 社記に言く、往古當郷高城の城主從四 木像ハ義光か長男義良父の形貌を摸 神鏡面、 木像夾侍木像二體、冬木像衣冠の木像一體、 元曆二年、 當村高城 當社を建立 各高七寸許。 ī 位 7 日

刀三禮の作なりといへ

ŋ

知るへからす、夾侍の二體ハ

月 0 立せしといふ、 像共に損することなく鳥濵に漂ひ著ける故に、 嘉應元年丑二月、 諏方上下 中にあ 大風雨にて洪水横流し海上に流る、 -神社川村之 ŋ 諏方と誌す、神鏡二面、 鳥濵ハ即今の社地なり、 神之川 奉祀 例 例祭七月二十八日 0 諏方原に創建す、 如し、 當村鳥演 されと社殿 水田 同二年庚寅七 な ŋ 其 0 の内林叢 八地に造 社 博に、 神

同

奉納諸

銕箭 漆箭 以上三品祢寢五郎太夫藤原義光

寄進なり

淵チュウ Ш 九 日 に臨ミ、 こなり、 神社 川神村之 月吉日坐主律主長榮寄進の旨を誌せり、神鏡一面を安す、鏡背に、文明十年十一 西 奉祀及ひ建立の年月詳ならす、 汇 ハ 水田 にて、 林叢の 中にあり 社 祭祀 地 南 九 */*\ 神之 月廿

柴山神社神之川村 其霊を此所に崇む、 忠通及ひ小根占 東漸 天正二年正月、 社 寺住 地に石塔あり、 僧此: 地にて戦 肝付 死す、 か兵来侵す、 に戦場す、 喜入 7

勢両宮

五重石

ŋ 祭祀正月元日 Ë 神社 當郷の總鎮守にて、 村馬(マ 場マ ・二月初卯日 祭神及ひ創 天正十二年丙戌十二月建部重堅(ママン) 建 0 • 九月九日 年月詳ならす、 + 月 四衣 體冠 初 をかった 卯 Ħ す像 な

Ш

Š, 社 山 にて、 に 川 とて是を取る事を堅く禁したり、 祈願ありて改建せしといへり、 重 ありて御手洗川と名付く、 の未申の角に小き山あり、 虎の祖、再建の棟札あり、 社地四段はかりありて樹木生茂り、 此川鰻・ 鮒の二魚甚多し、 今の社殿ハ島津家久の夫人 幅 土人鰻山と號す、 祭日にハ 参詣 此二魚當社の使屬なり 間三尺許、 0) 種 人川に近付 前 ハ水田なり、 々の神舞を行 深二三尺 又社 ハ 足 前

更に人を恐れす、 るに容易く釣上く、 六七寸、長三四尺の者多し、 此二魚死したる時 かくて程なく川に放つ、 干魚の 類を餌にして是を釣 ハ彼鰻山 故に能 13 葬 ŋ 神 7

音を聞て各出つ、

鰻ハ回り一尺餘、

長四尺許、

鮒

ハ經

n

納む 衣冠木像、 前に幣帛を備へ神樂を奏す、 寶劍 支社 口二無民銘、 以上四 立石 寸長 袓 母宮 社 稲荷 霧嶋神社 木牛一 0 母上宮 外祭神詳ならす、 頭 是古来よりの 稲荷社 此二品往古より社内に 枚聞神社 例式なりとそ、 稲 妻神社 神石 双

名勝志

村同 七月七日・ Ш 0) 上 辰巳方凡拾貳町 神社 九月九 日 餘 + 祭神詳 月初卯、 かならす、 大根占邑の総鎮守に 例 祭二 月 初 卯

「屋之村元村といふといへりに鎮座、 地 2頭假屋屋

鮒を禁す、

旗 Ш [神社 村馬守場で

祭神二

ŋ 日 社と號す、 五畝許なり、 寶殿に厨子二基ありて、 三月三日・ 社邉竹林二ヶ所ありて、 祭神詳ならす、 其竹性甚堅勁にて、 五月五日 . 土 九 俗 倶に祭祀正 月十 を旗山 Щ 九日 古来國主 ハ Ŧi. 段許、 月 |神社、 + **元**日 0 月初 旗竿に用 ・二月初 を狩長神 山 ハ 申 Ŧi. 白 な 申 Š

往昔島津忠國肥前國志目 故に旗竿山と號す、 鹿兒島兵道家野村氏傳記を按るに、 岐岳より是を得て此山 『に移植』

旗山 役に當社に誓願あり 取らしめ旗竿に用 神社を建立して世々旗竿山に定む、 ئى ئى Ź 是より佳例となりて、 野村美作良綱に命し 島津義弘朝 此 旗竿ハ Ш 0) が竹を 鮮 V 0

勸

請すとい

りとそ、

つも野村氏に命

L

此

Щ より

堀

取らしむ、

其法種

々

0

式

○神木 と稱す、 初申日を以て祭日とす、 神社 株ハ 0 廻り九尋、 前に在り、 旗竿を堀り 大樟二株にて、 眉尖刀 株 ハ十尋餘なり、 し時、 古来 此 木に立掛 より 毎歳二月 神 木

名勝志

禱の式ありとそ、

奉納

大金幣二

社邊 n 鮮の役に用ひ給へる旗竿ハこの を祭れりともいふ、詳かならす、勧請年尊を祭るといひ傳ふ、又猿田彦命 旗 监山大明 佳 屋を距ること卯 例となりて、 0 Ш 中竹おほ 神 假屋之村の内池 今に旗竿の材 Ĺ 辰方貳里三拾町 旗竿に用ひて其性強し、 田とい は Ш 歴及ひ由 余 此 の竹もて製し給ひしよ 山 Š 祭神二 所に鎮 より出るとい 縁 傳 座、 座 ハら 松齢公朝 大戸間邉 بخر す、 地 頭

纂考

幡 神社 村馬場 一年戊午八月、 Ш 一城國岩清水正八幡を

地 理纂考

神之川 流 れ /i-神 村之 神 水 0 Щ 源 村にて海に入る、 *)* \ 剝か 石山其外諸 所の溪水會し、 此所佐多・ 田 代 東 より 小 根 西

占等 + 四 間、 0) 深三尺許ありて、 大道にて舟渡りなり、 満潮の 冬ハ橋梁を作 時 *)* \ / 中船 出入す、 る、 Ш 濶

隅 第 0 大河 なり、

剝石崎 浦等諸 郷 0 當 衆 郷 Ш 0 地 群 連 れ 峰襲 ŋ 重 當 L で田田 郷 0 中に 代 て最 高 Щ 心高きハ 姶良 此 Щ 内 13 之

3 Ш 海 共に 漁 獵 0 利 あ

て、

土

人

0

獵

所とす、

當

郷

後

*/*\

Ш

林に

倚

ŋ

前

11

海

K

臨

]]] # 高 さ十 路力 瀑 布。 間 川神村之 餘 神 濶 0 問さ五 Ш 0 蕳 H は 流にて、 かりなり 水源 剝 石 山 ょ ŋ 出

喜入圖 肝 付 か 書 兵 忠通 尔 根 占富 墓 川神(マ村之マ  $\mathbf{H}$ 城 舊 **三天松院址** を襲 š にあ 忠 通 b, 戦 死す、 天正二 因て 年 此 正 地 月

る

事

*ا*ر

小

根占の巻に出たり

物 産

茯苓 芍藥 柴胡

菜 樟ス 香草ケ 構り 丁マピタケ 蚊ュ 母ス 石花菜 榧☆

蔬

江 南 竹

竹木

羅漢松バ

椎

銀杏

苦竹

飛禽 雉 山 鷄 鶉

走獣 野 猪 鹿 兎

鱗介

棘〞 が鬣魚 方ゥ 頭ッ 魚, 健ポニ 種白

魚,

黄稿

魚

鱸

鯖朮

松魚ッ 鱘シ 鳥,賊力 金線 章タ魚コ

鰺升

一幹理 江課川 調 帳

ĴП

水源●鷹取●中嶽尾 ●前田中尾 ●半下名●白峯

神川社ハ

五

Ш

流 Ш

合

神

村

經テ神 \_ シ j テ〇王 ĴП 村 出領寺村○紅 ラ 通 ) 笹原 合里程三里五分ヲ經 安毛 √下○五: 加神瀬社 ヲ 通 テ大根占 里 Ŧī. 分

其支スス、

ヲ

里

宿折 利釘 ●字尾下 原川 川四 四分 小谷川三ッ里程 分 横尾川に 川三ツ流合一 七分ツ 里三分經 Ш 同 通 卫 入 同 同

村

84

鹿児島縣廳より辰巳海陸十六里、東内之浦、

十七町十間餘、

村落二麓村、 西大根占、

人員總計千六百六十五人、

未申小根占、

北姶良に接す、

周

里

南佐多に接 廻十

久助

纂考

同郡

田 代郷 「地理志」 一城 本川 水源〇國見城ヨリ二川圓、

24 (本文書ハ二〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

称寢氏元祖沙弥行西清重、 妙覚律師高清弟 (帝男) 軍頼家公賜御下文下向當地も、 依北修遠江守時政執奏、 其以前菱刈重延領之、

> 清盛六世孫 田代氏系圖

時盛

野上田伊与房 下當國百引知行、

改源氏号建部

号田代二郎、

兼盛

道清

将

彦太郎

肥前守 従此代仕守

野峯崎・串良院知行、

以久

清久

八郎

高隈知行、 肥前守

肥前守 八郎 刑部少輔

宗次郎 應永十七年田代ヲ給ハル』 刑 部少輔 清定

彦太郎 肥前守

永享七年田代一

圓ヲ領ス』

肥前守

城本村

○川上神社村中ヲ上ノ濵海ヱ流

戸 , 數四百十四、

85

#### -清光

# 助七 刑部少輔

「古城主由來記」

あり、三代肥前守以久、高隈知行す、四代刑部少輔肥前守道清。峯ヶ崎并申良知行して法光寺建立す、旧記ニ伊豫坊時盛次男也、田代郷代×知行す、二代彦太郎肥田代城 田代次郎兼盛 忠久公之時より令居城、其元田代城 田代次郎兼盛 忠久公之時より令居城、其元

永年間、薩摩國川邊合戦に行年三拾五歳にて討死す、護元久公名代にて三ヶ國大将と成て探題に参上す、應前守清久、五代宗次郎刑部少輔久輔法名黙良、此人守

衛門経清、九代備後守清親、此嫡流田代甚助 (<sup>(靈至)</sup>

六代彦太郎肥前守清定、

七代刑部少輔清元、

八代新左

纂考」

存す、島津忠久の頃より田代次郎兼盛か所領なり、兼盛勝尾城麓村本丸・二ノ丸・三ノ丸・西ノ丸・出丸等の跡

刑部久助に作る輔に田代を與ふ、本領なるに依てなり、其あり、田代氏の後なるへし、應永中祢寢清平田代を併せあり、田代氏の後なるへし、應永中祢寢清平田代を併せる。建治二年石築地の賦帳に田代十町御家人七郎助友と

後祢寢氏又是を併領す、

中、田代刑部久助居城なりしと云ふ、原田城同村 同所にあり、本丸・二ノ丸の跡残れ

ŋ

應永

25「田代氏蔵書」

讓与

大隅國田代内宗次郎讓村✕山野堺事『△助』

所 土橋村南限小迫田、北限遊喜田堺尾、水田此内あり、所 遊喜田村南限岩崎高尾、北限永谷堺、水田此内あり、所 遊喜田村東限塩井河遠目か塚、西限柴立大道、

所 原村西限小蘭後水田(薬師堂前)赤崎田三反、北限永谷河下湯谷所 原村東限中蘭水田空聖師堂前山反、南限前溝、東県中蘭水田空町町登前山口反、市限前溝、北限遊喜田堺尾、水田此内あり、

かをふ、

有里小野村南限廣渡瀬、北限大立山、

山野 こかうち たかこは あらさへ

所 所

此三ヶ所者 (本文書ハ「旧記雑録前編二」六〇五号文書ト同一文書ナルベシ) 行状如件 南限谷下、 自作分一所 應永五年十二月廿五 北限はけ石の堺の尾、 所ニあり、 大坪七反 日 東限かふり石、 古河二反

此旨を存知して可知

26 全

大隅國田代村四方堺之事

南限 東限 花瀬河くたり、下なハせ宮原知行をさかふ、 肝付内きしらのしら谷、

北限 西限 はけ石かなくその谷ほとけさかの尾たち白石の尾 野か嶺のさかい、さるかきのをくたりかりくら、

此之旨お存知して可知行之状如件、 永五壬寅年十二月廿五日 刑部少輔清久

上をかきる、

(本文書ハ「旧記雑録前編二」六〇六号文書ト同一文書ナルベシ)

27 仝

讓与

西限有里小野

大隅國田代内宗次郎讓村➤山

所 遊喜田村南限岩崎高尾、北限永谷堺、水田此内あり、

所 所 原村。西限小薗後水田赤崎田三反、北限永原村。東限中薗水田薬師堂前二反、南限前溝、 土橋村南限小迫田、北限遊喜田堺尾、土橋村東限しほ井河、西限岩崎村、 水田此内あり、

刑部少輔建部清久判「田代氏」

所 所 山野久留流平 有里小野村南限廣渡瀬、 (諏力) たかこは、あらさへ、東限かふり石、西限有 北限大立山、西限渡谷、 北限永谷河下湯谷をさかふ、 此三ヶ所者一所ニあこ里小野境、こかうち、

限はけ石の堺の尾、り、南限谷下、北

自作分

所 所 南薗彦四郎屋敷、 大坪七反 古河二反 宗次郎所讓渡也、『久助』 東門 一田二反

於此所成違乱煩輩者、 不可爲清久子孫之状如件、

《本文書ハ「旧記雑録前編二」六〇七号文書ト同一文書ナルベシ)

應永五年壬寅十二月廿五日

刑部少輔建部清久判

ハ東京大学史料編纂所所蔵「旧記雑録」ノ注ニヨリ補フ)

28 소

島津御庄大隅方田代村事、 依為本領所宛行也、 早任先例、

87

可被領知状如件

應永十七年三月廿一日

田代宗次郎殿『刑部少輔久助ノコトナルヘシ』

(本文書ハ「旧記雑録前編二」七九八号文書ト同一文書ナルベシ)

29 仝

島津御庄大隅方田代村一圓并佐多内川口三栗事、依為本 領所宛行也、早任先例、

不可有相違領知状如件、

永享七年六月九日 田代肥前守殿『清定』

好久『守護代薩广守用久ノコ

(本文書ハ「旧記雑録前編二」 一一七一号文書ト同一文書ナルベシ)

地理志」

※上田塁道法一里、 應永五年比ヨリ田代宗次郎久助以来代

元亀三年比、祢寢重長領知ニテ、重長守護方へ降伏ノ後

々領之、同十七年三月、従元久公為久助本領地拜領之、

為公領、

(頭注)

「原田城ヲ云カ、糾スヘシ」

30 田代氏蔵」

ニアリ、

洲・鹿屋・百引・下大隅・大津村・種子島半分也ト自系 小祢寢・佐多・田代・邉津賀・姶良・大姶良・西俣・高 シ、袮寢領ノ時、野間武蔵地頭也、清平本領者、大袮寢 月大旦那建部重長トアリ、此頃ヨリ祢寢領タルコト明ケ 應永ノ比、祢寢清平領之、三所權現棟札ニ、永禄八年十

譲与

大隅國田代内水田薗狩蔵

所 所 東門田二反 南薗彦四郎屋敷

所 久留諏平宗次郎所讓渡也、於此所成違乱煩輩者、

不可為清久子孫之状如件、

應永六年癸卯三月十四日 清久(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」六一八号文書ト同一文書ナルベシ)

31 소

大隅國田代村内當知行分事、 雖爲縱天役、 別而所令停止

88

万雜公事以下也、 (本文書ハ「旧記雑録前編二」八一四号文書ト同一文書ナルベシ) 應永十八年三月廿三日 代宗次郎殿 仍爲後證状

雜公事并追捕之事所相除也、 以前田代村免許状遣候、 又依今度之忠節領知所、 天役万

仍爲後日状如件

應永廿年四月二日

玄忠 判

代殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」九〇六号文書ト同一文書ナルベシ)

國史元久記

宗次郎、此云宗次郎蓋久助田代清久子曰肥前守久助、 應永十七年三月廿一日、 公使田代宗次郎領大隅州田

地 頭系圖 大隅郡

田代

如

玄忠判

間武蔵守 應永ノ比、 祢寢領地之時地頭也

田甚兵衛久時 初久守 三郎五郎 慶長十九年九月ヨ

町

堀四郎左衞門興延入道宗勲 町 `田休右衞門久延 久時ノ子也、 吟味役・御使役、 初新左衛門

寛永二十年ヨリ、

新納縫殿

岩切嘉左衛門

萬治三年九月二十九日ヨリ定、

堀四郎左衞門 興延ノ子ニテ二代アル

渋谷周防重賢 十七日ヨリ定、 監物トモアリ、吟味役・御納戸奉行、 監地のであり、 寛文二年五

野津弥五左衞門 鎌田太郎右衞門政榮 寛文八年申二月一日ヨリ定、 役、寛文七年二月三日ヨリ監物政貞之子、初大炊助

大野源右衛門久明 寛文八年九月十日ヨリ定

是枝重右衞門快安 次郎左衞門トモ云、寛文九年六月八日ヨリ定、

村田 野村才右衞門昌綱 五郎左衛門經貞 天和三年亥二月十八日ヨリ二年ヨリトモー 延寶七年正月二十七日ヨリ、 寶二年二月ヨリ定、 はあ定奉行・奏者番、 大右衞門秀經養子、實 田代・記 ·敷根地頭、砾石衞門三男也、 延

比志島善八 島津主計忠雄 元禄十二年卯五月九日ヨリ、 ニョリトモ 同十二年春迄、 ヨリトモ 同十二年春迄、 後帯刀 仲林 元禄六年-1 元禄六年十二月十九日ヨリ

新納主税久品

元禄三迄 或或

「地理纂考」

年丁丑晩冬吉辰造立と記したる棟札を納む、ハ祭神詳ならす、祭祀三月三日なり、元禄十 花瀬 部清久田代村の界を記せる舊記に花瀬 出つ、花瀬ハ往古より其名ありて、 底花瀬と等しく天然の甃石なり、 ありて花瀬川に入る、 小社あり、 葺の小社あ て花瀬三 川 若花 神社 洛の 所 村川原 水天を祭る、鏡各二面を安す、 (⑩権現) ŋ, 模り 邉なりせは四方の 即花瀬神社なり、 の扁額を掲く、 0 跡より 大藤川と名つく、 川下二 人賞遊すへきを、 一町餘、 安す、一體ハ葺不合尊、衣冠の木像三體、神鏡一 石階十間餘を登 水源小根占京の峰より 又社 應永五年領主田代刑 又華表の側に溪水 Ш 地の前左右 0 川幅五六間、 東岸に華表 名見えたり、 邉陲 n に両 込あり 、一 二面 體を ハ 茅ャ 水 0

高さ三尺二寸許、小石を積立膠土にて堅めたるか如し、放外に祭神二體誰かならす、神社より一間許左の側に塚あり、柳第三面を安す、創建年月、神社より一間許左の側に塚あり、瀬戸神社川原奉祀鸕鷀草葺不合尊、鵜戸の窟中に在り

其下に圓き臺坐ありて周圍九尺許、 不浄の人参詣する時は群飛して其頭を蹴ると云ふ、 ર્જ りとそ、是水虎の所為にて土俗鵜戸神社の使屬なりと云 なりと云ふ、窟のあたりに時として石を積立たることあ り三尺許の穴あり、 たるか如し、土人神代の陵なりと云ふ、 洞中の上にも穴ありて蝙蝠夥し、 深さ測るへからす、 同しく膠土にて堅め 是も神の使屬にて、 土人水虎の 洞口 [の下流に 住 洞 中

りしを、 0 ありとて、土人尊敬する事世の常ならす、 くしては至る者稀なり、 洞中白日といへとも暗夜の如くなれハ人皆恐懼、 参詣する時 都て黄土にして、 養老の地なりと云ふ 往古雨 ハ河腹 漏の為に朽損せしとそ、 中に雲母の如き者雑りて明彩をなせり 0 石 頭を五六間跳渉りて洞口 社司 又當社霊驗著く、 0 家に由緒 祭日十一月中 を記せる一 土人葺不合尊 祈禳 必す霊 に至る、 同 巻あ 行

「名勝考」

地

なる

*ا*ر

W

. と 口

花瀬三所權現東方に在り、奉祀熊

この花瀬川に研石を産す、其質堅黒、清瀧の石に亞へ

0

日なり

纂考

近戸宮村

奉祀 鸕鷀草葺不合尊

明ならす、神社のして餘ハ分神社の 鵜戸 ŋ て創建せしと云り、 建立すと云ふ、 して土人恐れ浪に至らす、 , 窟より未申の方一 此宮又鵜戸神社とも号す、 四邉樹木繁茂せり、 社傳に、 例祭三月三日・ 町許、 當社ハ袮寢重武軍 故に遙拜の為に此 鵜戸 字神あ鏡れ三 ,川と花瀬川との間にあ + 鵜戸窟ハ と、近戸宮の三字幽に存三面を安す、一鏡の背に敷 月中 中 卯 所に 其地幽邃に 0) Ö 祈 願に因 日 Iなり 社を

北尾神社 村麓

祭神詳ならす、

古来田代の宗社とす、

土人

く土人獵所とす、

當郷 り祠殿を改建し白銀喜捨せし事棟札に見えたり、 北尾六所權現と稱せり、 北尾舎ハ舊宮所と云ふと云所の野岡にありて、北尾舊ハ御在所と稱しと云所の野岡にありて、 元禄六癸酉年島津綱貴代に官よ 今に其遺 往古

跡存せり、 九 日 こなり、 遷 坐の年月傳ハらす、 正祭二月初卯日・ 九月

其背に延寶九年良雲作と銘あ 聖神社 本社 の右 側にあり、 ŋ 木像男女二體を安置す、 由緒詳ならす、

名勝志

へとかや、大彌田村は上古の田代村のことなるへし、頭仮屋を置麓なるによてなり、川原ハ大川流る、ゆ 北尾大權現 余、 麓村に鎮座、黄限を分て麓村・川原村とよへり、 當社ハ 本邑の崇廟、 祭神詳かならす 地 頭 仮 屋 0

纂考」

例祭二

一月初卯

九月九

日

霜月初

卵

由緒傳

ハらす、

方六町拾

五間

荒西線ケ 名く、 内之浦・大根占・姶良等の衆山に接連して、 連 峰 0 土俗に天狗の栖所と云へ 中に此嶽最高し、 田代の地たるや群山衆峰四合して平地少し、 絶頂に大なる平石 ŋ 此外山中高山多し、 あ 猪鹿殊に多 鷹取 其

花瀬川川原 罅り 町 水なき處も又然り、 0 許 あ 深山より りて其形容亀甲に似 0 間平坦にして、 出 水源當郷 て、 東より西へ流る、 0 清流石上に平鋪して、浅きに至りて 水底滑汰の一 東赤木牟禮 7 人巧をもて甃ミたるか如し、 温が 連石なり、 Ш 六郎舘嶽 幅三十間 處 • 重 々 K 長八

其清幽なる事言語に述へからす、 **暦元年辛未十一月、** 列ねたるか如く、 躑躅連生し、 ならす、 して細に文をなし、花の流る、 ハ深さ一二寸に盈たす、 往古よりの習俗にて、 へ来て群遊 櫻楓枝を交へ、 花の時ハ清浅の流れに映して水底に錦繡を 其外四時共に遊觀の徒絶る事なし、 春秋は更なり、 國主島津重年巡視の時遊覧ありて、 土人ハ更なり、 あるは樹頭に紫藤纏ひ、 或ハ 亀甲 か如し、 四季絶景なり、 両岸ハ青山相連て險峻 Ó 形に流 隣郷迄も酒榼を 故に花瀬と稱す、 れ 其水相 岸上に 上巳に 寶 激

> なり、 左に一 貳町余をくたれハ、東岸に華表あり、 の額を掲、 此 故に花瀬とい 川に遊觀し給ふ、 流 日、元禄十年丁丑晩冬吉辰造立と記たる棟札を納む、衣冠の木像三軀を安置、祭神詳かならす、例祭三月二 0 ЭŃ 石階拾間余をのほれハ茅屋あり、 あり、 ર્જ 寛延中、 五川 六横 間、 御茶屋の跡あ 小根占・田代の境より出 邦君圓徳公巡視し給ひて一 ŋ 花瀬三所 弐 此 所 川 横 即 で権現の 權 流に隨 華表 現六字 日 0 社 7

五日田代村の堺の事を記せる文に、花瀬川の名見え侍れ田代の領主田代刑部少輔清久、應永五年壬寅十二月二十りを流れ、小根占川南村の境にて大瀧となる、按するに、

れまた滑かなり、

両河相合て水勢増し漣少し、

壱里半許

花瀬川、水くきの跡も残り侍らさることいと浅まし、權西の海路、唐の倭の哥たにも傳ハらねハ、た、埋れ木のとも山川ありても世の名所に漏しぬること、都に遠きは、むかしより花瀬の名あることしられたり、是等の美

しけりおふ藤やつ、しの花瀬川咲ころいかに水の現社の柱に小森一山一首を書付侍りき、

時) 鹿児島 鹿児島 名勝志」

今に棧敷の

跡

川に臨め

花瀬

Ш

川原村にあり、

地頭假屋を距ること辰巳方壱里

稀に躑躅もあり、春花秋葉の詠め廣々たる一流の滑り石横三拾間餘、両岸野岡にて石なし、雑木繁り古藤まとい余、其源は邑の山中にして、北より南に流る川なり、其

岩川や冬の浅きにむら村雨(圖時)

八尺を過て纔かなる瀬あり、

連たつこと白花に似たり、

深きこと尺餘に過す、

或

ハ三四

尺

或ハ七

甃のことくにして、

見渡したる流七町五拾六間

常に水少

波

原

水源

ハ

荒

西嶽より

出 つ、

下流

小 梅

枝川

後谷川 なり、

河力

原, Ш

川九 村川

等

0

Ш

相會す、

次なる小川の瀑布

 $\dot{O}$ 

上

流

名勝考\_

花 瀬 Ш 八府 里南

花瀬 映山 長七町 水流當りて、 汰にして、 Ш 源 :紅最盛にして、 0 */*\ (名あ) 同 五十六間、 郷 或ハ三 ŋ 0 清漣文を成こと花の開るに依稀たり、 Щ 左右に岸芷汀蘭佳 中 より 四 |尺或 花紅と白波と互に相照せは、 面 出 石壇なり、 ハ つ、 七八尺 Ш 0) 濶三十 木茂樹あ 0 河水の深寸に盈 間 R機なる瀬<sup>セ</sup> 間、 ŋ 南  $\equiv$ 湍 ĸ 春 す、 流 正 あ 莧桃 めるに 故に る、 0) 月 滑

花 0 流依然として錦江の色をなす、

小森 山 よめる

n á ふ藤 P 0 ` L の花瀬川咲ときいかにミつの しら

を得つへきを、都會の の或 の群至て茶烟の製料、この両岸の こ、ろなく物せる山人のしわさなめり、が地にしあらハ茶店酒肆を開きて大なる利が発を徒に請ひ求るに、うるさしとて土人等花の躑躅・紫藤むかしハ最多かりしを、花の時での

化木を剪芟ひ

少 グさし、 应 Ŧī. 間 故に小花瀬と名つく、 面平坦にして滑り ったり、

小

花

瀬

村川原

花

瀬

より

Ŀ.

流

里

半

許

K あ

ŋ

流

n

町

横

其形

状花瀬

に似

纂考

間、 鍋☆ 湯湯布 横 村川 十 原 間 許、 花 瀬 瀑水五 Ш よ り 上 |重に注き落 流四 Ŧī. 一町にあ 7 ŋ 高さ各 其瀑高さ五六 間餘

其景容奇にして愛すへし、

原

望む、 間 南の岸を戸崎と名つけ、 絶 小, 壁 川九 瀑布 直立して草木生せす、 横 幅 寶 暦 Ŧī. 村川 間、 元 年未十 花 瀑ギフチ 瀬 Ш 深さ三十三尋なりと云へり、 月島津 麓 Ш 人家數字ありて此所より 左右屏風を立たるか 等 重年遊觀 0 末流なり、 あ ŋ ĺ. 高さ二十五 棧 敷 如 左右 朖 0 下に 跡 其

猶存せり、

鵜戸イ 低して屋形なり、 間 窟, 横 村川 原 + 鵜  $\mathcal{H}$ 間 戸 Ш 巖窟 高さ三 0 Щ 下に洞窟ありて北に向 の側に瀑水瀉き落つ、 間 許 な ŋ 央は 高く、 鵜 V, 戸 左右 深さ十 (の) 瀑

93

号す、組尾岳等より 出岳 高さ五六間、 横幅 远 Ŧī. 間にて、 飛水

窟口 都て滑汰石にて、流水岩の罅際を行く、下流を鵜 0) 半を遮り、 瀑の左右ハ大樹繁茂せり、 又瀑 戸ト 0 加力 下 ح ۸

云ふ、 花瀬川の上流に入る、此川下流二町許にて 窟中に鵜戸神社あり、

※一田代川 川北 「地理課川 調帳」

代川

村

○長谷川内○湯ノ谷○ ○長谷川内○湯ノ谷○ 水源同村ノ内●遠見塚● 麓 山折ノ小 □○五社○立神○古 野○原田○牧原○蝅 〇小川二於テ一里九分小根占 立城──○小梅枝倒蛇神社○權木

二川銘々里程五分ツ、、一但花瀬ヨリ小川字迄石沢川 川通ヱ入、 同川通ヱ入、

\* (頭注)

小根占郷小根川支川」

纂考

物産

山茶實油

器用 紙諸種

芍藥 茯苓 山梔子 枳殼 縮砂仁 栝 蔞 柴胡 鬚

人参

花卉

香草ケ 丁でと 天花菰ヶ

蔬菜

横き 葉チ

柿

栗 楊ヤマ 梅・

椎實

銀杏

仙人』 旧 甲 蘭 蚊ュ石\*、 母、解? 樹 松葉蘭 樟ス 桐り

榧カ 樅ミ 栂カ

糠ヶ

黄楊

甘ィ 儲チ

樹木

羅漢松ハ

飛禽 婦 八血 山鷄 症の病を治するに神効ありといふ、 鸂(鶒) 雉 鶉

農鼠

Ш

中に甚多し、

此鳥

走獣 鹿 野猪 猿 獺

地理 志

田代

或 初 田 代次郎 兼盛 住 于 茲、 伊 与房時盛 一男也、

花 瀬 麓 0 南 拾丁計にて候

L 咲社いかに水のしら浪 (矛比) けりおふ藤やつ、しの花 瀬川

小森一 Щ

纂考」

同 郡

> な 或

佐

戌亥田 十 児島 四 代に 戸 縣 源島より 接 九 村 ڵؚ 百七十八 落 東 四 北 南 L 馬籠村 現 小 海 根 陸 占に界ひ、 + 造塚村**、** 里 餘 員 西 卯 總 方内 方 計 海 四 |之浦 7 對 四 K す 百 隣 周 ŋ + 驷

すに

七 工

して、 にて、 長して、 高さ三十二 て、 北 0 極 なり、其一度の里數三十二里餘とす、貞享曆ハ江戸天學家渋川春海か著述 高 高 南 其 出 高さ京 其氣 知三 皇 南 北 地 地 實に 部 東 或 度 南 士 度 四 都 西 候 接 海 數 南島 邉 ĸ + 0 0 壤 一度半、 十 度、 或 陲 所 0 穾 或 と稍齊 出 なり、 人 Ŧī. 々にて大に異なり、 0 内 紀伊. 度強、 第 せ Ŧi. ŋ, 名 肥 代 七 Ĺ 故に 前 腽 極 秀 長崎三 尾三十 な 又當郷 堯 江 南 是故に ŋ Ĕ 戸三十六度、 此 0) 郷玄冬と云へ 地 九度、 皇朝 とす、 今是に因て考るに、 十二度半、 0 當 奇 御 郷 貞享 薬硷 諸 崎 */*\ 熊 或 大 Ш 大 一颗三 奥州 北 菓果 H. 隅 暦 *ا*ر とも 對 此 日 極 0 北 或 為三 津 類 出 極 地 0 辺 輕 北 地 \$ 温 出 邉 0 干 度、 能 尖 辺 暖 極 極 0 地 + 度 砦 出 0

> 本極 文高 `属 1 夷松前 極 度 n ょ 口 北 方 フ 亜七 北十 0 ŋ 0 島蝦夷 十一度、 國度 北 津 南 琉 五. のより 極 北 輕 度 球國 + 及の説ハ皇國控室島ハ本藩治 凡そ十 高さ凡そ 轄五十 11 ・度に 逆十 四 ハ .て、本文に見えたる四十七度より五十度許八!・四度餘に亘りて、其島の半五十一度より五十!に 亘 れ り、ソウヤ・エトロフ・北蝦夷皆籍! 1 北 六度より 極高さ大凡二 度餘に 应 一度に 接海 壌島 十二 のの て、 四 内内 度 を最内 及 + 半 此 七  $\sim$ ての 餘 ŋ 度に 佐 + 云地 多 一つり、 拞 ソ 十屋 度 、 島 0 日ッ ゥ 度 り 御 其琉 7 又 崎 属球 の蝦 海 島中 北 島大 *ا*ر 内夷 外 ハ山 蝦 四 の凡 内宝島 **→**Ø 0) + 夷 + 々又異り 四 度、 北 日四 惣舘 度 本度 体に 方 北三

りな 北 る b め とす、 我藩属に係 0 7 北蝦 からす、 蝦夷及ひ 今 夷 や皇 Ŧī. 故に + ħ 北 朝 ・度よ は、 蝦夷まても封内となり、 武威 其 n 海 皇 雄大にて其勢 外 國 極 南 0 封域 封 0 琉 内 0 球二 まて併 大なる事昔 海外に 十 五度 せ考ふ 又南 振 ع 日と ひ、 *ا*ر n 方 大府を 南 は、 同 琉 こく 北 球 ま 0 其 語 7 極

て、地圖製作の時ハ伊能氏の測に據十二間、先年鹿児島明時舘縣官の公児島水間喜藤太測には三十里餘、近児島水間喜藤太測には三十里除、近日島水間喜藤太測には三十一里六町・ 計二 0 n とも、 盛 京 十六度に 21 西川正の の地にあり、盛京ハ遼東 其 南 休測にハ三十八里四分、六島谷市左里數、天學家諸家の説異なり、渋川 北 百 0 n ŋ 北 加 極 き 高さ四 11 是を以 皇 據れ 戓 来伊、 + ょ 7 りに 伊能勘解由測是 觀 n 度五十 漢國 n 亦 甚 皇國 長 ハ 別にハニハ 古 からす、 分、 衛門海 来大國 b 大國 測にハ四 八十里二 其 と と云 其 極 上里 稱 南 極 十の 北 す

95

清尺 り、又明國の一度ハニ百五十里に定め、其一里ハ皇朝の三町四十一間十三町四間四尺に當れり、清國の一里ハ皇國の四町三十六間六尺に當 國の里敷にて二百里とす、清國の二百里ハ皇朝の里敷にして二十五里二分云々、曆象考成ハ清主雍正帝所著也、其書に載せたる一度の里敷ハ清 三分零七秒、雲南北極高さ二十五度零六分、秒、福建北極高さ二十六度零二分二十四秒、 廣 東省 北 四二百里、名立寸に當れり、 極高さ三 ハ二十三度一 名異にして其實同り、明國の二百五十 十二 度零二分なれハ、 十分、 し里 是を以て また東西遊 廣東北極高さ二十三度一十廣西北極高さ二十五度一十 大抵本藩 推て知 記に、 ^ 0 奥州 地と 江 津 南

> るに、 事なり、 す、 たに霜雪を見る少からす、 と、いへるハ▽⑩偽りなり△、 其外如何なる高山深谷と云へとも三冬雪のある事なしな 植ゑても能く繁茂す、 葉ありなから花咲く、葉と花と冬見ること珍らしき 此文の中に橄欖・ 橄欖・龍眼皆實のり、松竹よく栄ふ云々、 櫻等冬より咲花あり、 龍眼皆實のるとあるハ實に然り、 まして霧島・ 此地他にまさりて暖氣なる 屋久なとの 梅も落葉せ 按す 如き

度弱 及ふ國なれは小國と云へからすといへり、 南 0) 0 所なり、 地 は大隅國佐多岬なり、 是を以て見れハ、 是北極地を出る事三十 日本も南北十二三度に 又曰、 薩摩

ハ日本極北の地にて四十二度二分なり、

日

本にて

ハ

几

[月頃まても雪残れり、

其巻に詳なり

極 三馬屋

見島津氏文書

文保二年三月十  $\mathcal{H}$ 日 沙弥 道 義ヨ 1)  $\stackrel{\sim}{=}$ 一男三 郎 左 一衛門 尉

恵

光二大隅國佐多ヲ讓与ス

(本文書ハー旧記雑録前編一」一二三七号文書ニ当タル 文保 一年ヨリ明治十三迄五百六十三年

地理志

氷の 大隅

類

*ا*ر

其方角に依て全くなき所あり、

それ

ゆ

える彼

地

は 雪

日

向

0

地

ハ甚た南にありて最暖氣の國なり、

霜

か

一蟄せす、

蜘蛛

蚊

蛇爬の類四時あり、

又草木も是に

此故に冬も

\*

冬ハ天氣常に明朗にして風又強からす、

なる高山深谷といへとも三冬にわたりて雪ある事な

島津三 和 一年五月十 郎 左 衞 門 H |尉 忠 光初 尊氏公賜知覧、 賜 隅 州 佐 多 ○佐多家三代豊後守 初 号佐 〇文

Ļ

應し蘇鉄

蘭

0

類も自

然生

0

Щ

あ

ŋ,

人家

0

庭にも直に

所 右、

仰如件、

以下、

亡父親高未處之間、

所被配分也者、

可令領掌之状

薗壹所事

下

可令早領知大隅國袮寢院佐汰村内田漆段・

35「小根占郷池端氏文書」

将軍家政所下

氏佐汰進士親高

耆守親久移知覧城、 氏義代、 永徳元年六月一 五代豊後守忠遊一 旦 祢寢氏掠取佐多城、 代住佐多城 四 [代伯 寛正

三年四月十 H 死此 地

『永徳・至徳・嘉慶 康 應 明徳・ 應永トアレ ハ、 應永四 年 六

氏義知覧二徙ル後カ

國史元久傳

領安堵状、「佐多」『知覧ニ当ルカ』「佐多」『知覧ニ当ルカ』(頭注)「参考」 九月廿 Ë

渋川滿頼賜佐多豊後守氏義本

(本文書ハ「旧記雑録前編二」 五九二号文書ニ当タル

令左衞門尉藤原

別當陸奥[宰相] 朝臣在判

相模守平朝臣在

(本文書ハ『旧記雑録前編一」三八○・五一五号文書ト同一文書ナルベシ)

\* (頭注)

『天福中、 調所氏文書ニ、 建部親高税所職ヲ以テ國守ニ訟へ、

調所政所等ノ職ニ補セラルコトミユ、 此親高ノコト也

建久圖田

賜大将殿御下文、建部高清知行之、上列『佐多新太夫高清トアリ』ノ列『佐多新太夫高清トアリ』は、十町丁別廿疋「建久九年三月御家人交名中國方

國史貞久傳

光在伊敷村、 伊敷村、又領隅州佐多、八日、 觀應二年十一月、 使其子某等守之、 初三郎左衞門尉忠光師忠改食采於鹿児島 清成遂陷之、 **祢寢清成攻佐多城、** 其後忠光復 會忠

取之、子孫遂以佐多為氏、

知家事清原 案主清 原

『明治十三迄六百廿八年』 建長五年十二月廿八日

全師久傳

\* 忠直見延文四年云云、氏義左馬助忠直之子也 永徳元年辛酉六月朔日、 七日、 称寢久清拔佐多城、 主曰豊後守氏義、 、 、 是時佐多領 今川了俊與久清書、 褒美佐多

城之功也、 氏拠 文書、

(頭注

氏儀ハ忠直ノ弟ナリ、 子に作ル誤ナリ」

國史忠國記

佐多十町地、 永享七年八月廿三日、 直清清平之弟也 公使祢寢出羽守直清入道領大隅州

3「小根占池端氏蔵」

廿一日御教書并重申[候]状如此、 **祢寢彌二郎清種申大隅國佐多村内田薗等事、** 早任被仰下之旨、 去年十二月 可被

元徳四年三月六日

〔沙汰之〕、

仍執達如件

佐多弥七殿

沙弥判

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一六〇七号文書ト同一文書ナルベシ)

佐多城 佐多太郎存盛 忠久公の時より令居城、 其本

平姓より出たり、 國盛男野上田伊豫房時盛と云るハ、源氏に押えられて 桓武の流四位少将資盛の孫子兵庫頭

に詣て深く誓しは、我[國]いつれ身を尽一國一(圖もし) より氏を建部と改、然るに佐多太郎久秀と言る人、 ともならは、其所に社を崇め奉るへきとの誓願ありて と改む、其故は、當國下向之節、近江の國建部大明神 當國に下向し、 久兵乱の合戦に上洛して宇治川にて討死し、夫より佐 隅州佐多の▽蠍領主となるや△氏を建部 郷の主 承

たり、

佐多家繁昌なり、

多家断絶せし其跡ニ木場某と云人令知行と旧記に見え

其後嶋津一族より佐多之領主と成給ひ、於于今

忠宗ノ三男

忠光

領佐多、以 州知覧院、 以佐多為氏、文和二年五月、尊氏卿賜。号佐多三郎左衞門尉、山城守

薩

忠直

古城由来記

久慶

移川

延文四 年、 H 州 南 郷 國 合討死、

氏儀 佐備前 居労 ス豊、谷 ・ ・ ・ 永徳 デ

拔、 應永四年九月廿日、 城 元年六月、 渋川滿頼氏儀ニ本領佐多 祢寢久清佐多 城

ヲ賜

親久

應永廿七年、 上 ノ木場廿丁ヲ 賜、 知覧 Ξ 移 ル

忠遊 佐伯養 二守 一居住ス、土 下 野守忠山

寛正三 戦死、 文明十六年、 日

州

南 郷

年死、

忠成 忠将 天正年間迄佐多ヲ領ス 忠常

忠和

辺 忠充 Ш 辺ヲ 轉テ知覧ニ復ス、 世 ≥知覧領主

35「小根占郷池端氏蔵書

祢 寢彌 一 郎清種申、 大隅國祢寢院佐多野(@村)

田地七段薗壹

案堵御下文并同六年正月十四(@安) 右、 所事 彼田薗者、 本主親政相副関東建長五年十二月廿 日六波羅施行以下 状、

之間、

清種買得之處、

佐多弥七親經正中二年以来押領之

沽 八日

却

不及請文〔今〕、 旨、 當時私領之旨所見也、 副御下文以下、 親政沽券者、 薗員數名字者、 尋問之處、 依訴申、 如隆信今年九月三日起證文者、 大隅國祢寢南俣佐多村内親政相傳田 度∼遣召文上、 見親綱配分状云〃、 代銭参拾五貫文仁清種仁永代沽渡畢、 不遍違輩之咎、 此上不及異儀、 仰谷山 爰如文保二年十二月十 且. 五郎左衞門入道隆 然則、 如建長御下文者、 雖相待親經、 於彼田 屋 者 敷 田 相 Ħ 信

可 令清種領掌畢者、

正 |慶元年十二月五日||明治+三マテ五百四+九年||程領掌畢者、依仰下知如件、

修理亮平朝臣判
「英時」
「共ニ英時誅セラル也」
「大明」、北條高時

修

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一六一五号文書ト同一文書ナルベシ)

36 소

祢寢弥二 一郎清種事、 大隅國佐多村内田 |薗事、 被裁許畢、

守彼状、 可沙汰付也、 仍執達如 侔

正慶元年十二月廿 Ħ

修理亮判

(本文書ハ「旧記雑録前編一」 一六一九号文書ト同一文書ナルベシ)

税所介殿

谷山五郎左衞門入道

殿

37 仝

(本文書ハー七号文書ト同文ニツキ省略ス)

纂考」

高木城村籠 知行之とあり、 大隅國圖 軍頼朝の時、 田帳に、 本丸・二丸等の跡今猶存す、 佐多新太夫高清領主たりと云ふ、 同人なるへし、 佐汰十町、 賜大将殿御下文、 其後野上田伊豫坊時盛記 當郷 ハ 建部高清 建久八年 鎌倉将

盛ともあり佐多を領す、佐多太郎友

時盛ハ四位少将平資盛の孫子兵庫

古祢寢院の巻に詳なり、佐多西方・邉田等の事ハ

國盛の男にて、

時盛建部氏を稱す、

に詳なり、

治川にて戦死す、

是に於て佐多家絶ゆ、

其後木場某知行

古塁号野頸城

其後佐多太郎久秀者承久の兵乱に上洛して宇 此事上章高城の條

子なり佐多を領す、の第三佐多を領す、 護領となると記せり、川に戦死し、佐多守 すと舊記に見えたり、 其後島津三郎左衞門忠光朝津上總介忠宗 多を領し佐多太郎と云、存盛か孫久秀宇治田代氏系圖にハ、伊豆守時盛か嫡子存盛佐

両所を併領す、 に属す、文和二年五月十一日、 觀應二年辛卯十一月八日、 因て家号を佐多と云ふ、 尊氏忠光に知覧院を與へ、 忠光足利尊氏

伊敷村なり、故に守将保ことあたわす城を棄て走る、して、今の、故に守将保ことあたわす城を棄て走る、 軍を發し當城を拔く、第三代豊後氏儀に至り、 永徳元年 の所領に光 忠光

率て佐多城を攻む、

時に忠光鹿児島居敷にあり、

袮寢清成兵を

覧城に移る、伯耆親久知 既にして祢寢氏世々當邑を併せ領す、 小松氏

辛酉六月、

袮寝右馬久清の為に此城を襲ひ取らる、 佐多氏

家譜に、元徳元年庚午十一月十九日祢寢三郎次郎清武父

廿四日、 のハ 清保が寝氏の讓を請て佐多西方等の地を領する事凡十五年 にして、 嗣子に譲り與ふ、 康永二年癸未十二月廿八日、 父に継て佐多西方・ 清成の子右馬清有、 邉田等を領すと見えたり 彼領地を兄清成 文和二年癸巳六月

成清

地理志

傳稱、 祢寢重長格護ノ城ニテ、 古佐多氏系圖

長門守之ト云、

「纂考」

城之平敷村 に佐多氏義弟二郎五郎忠重居城なりしと云ふ、 本丸・二丸の跡存れり、 城主詳ならす、 説

「地理志

ニ城ト唱来候所アリ、 邉津賀村 應永ノ比、 東ノ方高キ岡ノ下ニ城山 祢寢右馬助清平領之、○當村ノ内 有 袮寢

有之由、 今ハ樹木茂リ不相知候、 氏ノ居城ノ由申傳候、

三四十年前迄ハ城門ノ跡抔慥ニ為

祢寢左馬介清平傳」

姶良・大姶良・西俣・高洲・鹿屋・百引・下大隅・大津 大隅國本領者、 大祢寢・小祢寢・佐多・ 田代・邉津賀

|清平始孫次郎、山城守ト云、應永廿四年川辺城戦死也||種子||島半分也、

地頭系圖

大隅郡

時盛

清盛

重

虚

資盛

實盛

新右衞門尉———國盛

兵庫頭

建伊豆 守 野上田伊豫坊

百引地行、

初下當國、

改姓号

存盛

太郎

受父之讓領佐多、

号佐多、

兼盛

号田代二郎、受父之讓領田代、

成盛 号袮寢三郎、 同領袮寢院

祐盛

明盛

秀盛

戦死于宇治川、

無後、

家盛

光盛

佐多

有馬丹波 重 純 次右衛門 兵具奉行、 好鮮有功

階堂阿

階堂城之助 寛永九年比

有馬新右衞門純昌 延寶四年九月定

島津主計 仁禮與三左衞門 記雄 後帯刀 寶永二年十月三日迄、 貞享三寅十月二十九日ヨリ、 仲休 |日迄、十六日ヨリニ作トモ、御家老也、元禄十二卯三月二 リ同十二年春迄、異本元禄元ノ冬ヨ ヨリ

相良清 兵衞 日迄、 寶永三年戌正月二十七日 ヨリ享保十四年酉十二月二十二

御崎神社 村馬 籠

奉 祀 上津少童命 中津少童命 底津少童命

表筒男命 中筒男命 底 筒男命

此地佐多の岬海岸にして一山鉄蕉なり、 二月十八日・九月十九日也、例祭年中三度、正月二十日

輿を舁き當邑 南に向 蒲葵雑生す、 式あり、 . ئىر 正 祭日には内祭祓 の海邉 月廿日 周廻凡一 0 田 祭祀に 里なり、 尻 浦 • 大泊 ハ濵殿下りの式ありて、 番舞 神社其半腹にあり、 浦 神師 外之浦 其中に松樹 樂 間 内侍舞等 泊 社殿 或 浦 神 ハ

竹之浦等處々巡幸ありて、

近津宮に神輿を駐め

翌廿

H '日還幸の行粧、 彼神前におひて又神樂を奏す、 祠官樂を奏し、 鉾・絹傘等を振立荘 是を打植祭とい Š

此

年〔庚戌〕三月三日の夜霊訓ありて、 (漁茂申) なり、老若男女夥しく聚觀す、 社記に云、當社は和 同年六月神社を創 銅 元

りといふ、 誓願 十年、 の旨趣ありて、 樺山權左衞門久高君命を奉し琉球國を征しける時 往古ハ今の火尾神社鎮坐の地にありしを、 帰朝の後官に啓し今の地に神 祠 慶長 を遷

御崎六所權現を崇むとミゆ、

多神社を建立す、佐多の名ハ或説、當社ハ出雲國秋鹿郡佐

Щ 廻り 里餘の 間 ハ なへて鉄蕉叢生す、 始め樺山久高琉 せり、

社殿南に向へるは琉球國鎮護の為なりとそ、

此社

して今ハ滿山數萬株となりて、 球より持渡り華表の左右に栽置たりしに、 大なるハ老松にひとし、 年々歳 々繁 殖

侵すものは必す崇めありと云へり、 神其鉄蕉を愛して他に移し植る事を甚く禁す、 陸路参詣道あり、 西南ハ大洋を受け、 社 Ш 0) 懸崖 北 *ا*ر 絶壁 岡阜相 若其禁を 相

石階十五歩許を登りて社殿に至る、 き路ありて、 船より詣るも り近よる事能 是を一 ハす、 Ŏ) ハ爰に着岸す、 東の方ハ岩石の 町餘登れ ハ 華表 鉄蕉 あ 社 間に少し平 蒲葵の ŋ 山の巓より眺望 南に 間に僅に狹 砂あ 向 Š りて 欤

め今の火尾權現鎭座の地にありしを、

慶長中、

に詣 又 n 0 畄 海 ハ、 中に てしも 折て帰るを例とす、 上に種子 戌 御崎 変の 0 紫と唱 此枝を折て帰れ 方に當 救 Š ŋ の二島波際に浮ひて、 る樹 開 葉括木に頗る似たり、 聞 あ 岳 一海を隔り ŋ ハ 身の守り 往古より て雲中 なりとて、 風景絶 一に聳 此 0 習にて、 山 中に 勝 東 な N 枝 ŋ 爰 南

巖屋 火尾神な 演之宮 0 中 社 祭神中カ あ 祭神上 りて小社 -津少童 津少 童 命、 命、 本 本 社 社 0 卯 0 巳午方二 方 町 餘 町 餘 海 邉 海 0

場

多しとそ、

當

邑

0)

物鎮

等

なり

0 上にて小 右 裥 なり、 火 足或 ハ 炎に作る、

名勝志

꿰

官

Ш 呂隼

人と

11

ؠٛ

補

陀

洛

Ш

極

樂寺

あり村

是を護る、

雲國秋鹿郡佐陀神社を勸請と云と、佐多の名はこの神社あるにはしまるいへり、山の旁を岬となんいひしこの意に通するか、式記云、當社ハ出と國とハなりたりき、又當地ハ大隅のはてにて崎なる変・御暑といふとこの時まては大隅國ハまた割國なし、日向の大隅郡なり、和銅六年にここの時までは大隅國ハまた割國なし、日向の大隅郡なり、和銅六年にこ と未申 月十九日、九 宣に依て同年六月社殿造立 方凡 所 權 社記云、  $\overline{\mathcal{H}}$ 現 里 馬 籠 祭神三 當社 村に ハ 座、 鎭 和 座、 銅 童底 <sup>里</sup>命、例祭三 点津少童命・ 御寄三 元年マ 地 頭 庚戌三月三 假 所權現と崇む、強す、 屋伊佐 度、 正少 ガニーナン・ 一日の夜 を - 日・二

> 至る、 き陸 誓願 時に 攀のほることかたし、 る路をの たとふるに物なし、 栽置しか、 慈眼公琉 あ 山 路参詣 皆蘇銕 1. 久高 ŋ の旨 華表の ほ |趣あ 3球を征 船にして當社に参詣するもの爰に繋、 琉 れ 年 球 0 Щ は華 りて、 左 路 となりて、 . Þ 0) 盛 あ 蘇 L ŋ, 給 間 表 長して實を結ひ、 銕 建、 番薫を 帰朝 許 西 7 一南は ij 彼 東 ŋ る時、 13 又拾 船着より貳町 Ó 其間に松及ひ梹榔 0 神 本 方は岩濱にて、 海岸高く甚た嶮にして、 後今の地に社 前に 地 Ŧī. 堂 間 其 寄 大将樺 あ 0 進 ŋ, 石 今は廻り壱 į 餘 階を登 を遷し 六觀音を安置 蘇 山 岩間 鳥居 銕 あ 權 ŋ n 左 北は 梹 重 0) 苒 ハ 本社 一興す、 其 左 榔 有 門久高 船 繁 岡 餘 右 0 風 す 續 着 n 0

社

火尾 火 0 權 岬 を勸請す、 現 本社 0 É 午 貮 町 余 K あ ŋ 石 小 洞に して上

土 宮 肥 0 本社 岬 を 0) 卯方貳 勸 す、 町 余に鎮 所祭大己貴命なり 座、 小 板 算の 小 社 な

瀬 濵

中

## 名勝考」

.崎六所 權

上津少童命 奉祀 に底筒男命 中津少童命 中筒男命 表筒男命即住吉 底 津の童命神也

府南海上十八里

建立すとあれ 社殿を創建す、 社記曰、 和銅元年戊申三月三日の夜託宣に依て同年六月 ハ 按に、 則同 時 開聞神社も是歳十一月三日社壇を 0 事たるへし、

近津神社郡 神社ハ邑治より遠き故、 祭神御崎神社に同し、 此所に建立して近津宮と号すと 土人の傳説に、 御崎

云ふ、 日・二月初卯日・五月五日・ 二月・五月 其年月詳ならす、 ・九月 + 御崎神社の祭祀正月朔日 月の祭祀ハ本社にて行ひ、 九月九日・ 十一月初卯日な 同 #

か如し、

正月の神事ハ當社にて行ふ、

其祭式御崎神社の條に述し

ŋ

勝景百圖考」

影向石 故かくハ称ふと見ゆ、 弉諾尊この巖上に降臨 本社の東北一 し祓除 里餘にあり、 御崎の海中に上 心に給ふ 社記に、 へき瀬 瀬 中 々を臨觀せし 瀬 太むかし伊 · 下 -瀬と

名勝考」

て三つの瀬あり、

常に

ハ

海水滿かくせり、

.

火尾權現社瀬火之御崎を勸請すとあり、

奉祀大己貴命

勝景百圖考」

御崎山 御崎と呼へり、 南の地にして大洋を受け、 大隅國大隅郡山崎村の岬頭にして、爰を佐多の さて此岬 ハ海表数十里に突出し、 高嵓峻壁峩々として峙ち、 本邦 極

礁暗沙森々として連れり、 漲るか如く狂浪大渦濱淖洄洑し、 この故に潮汐進退の勢ひ天河 鼉吼へ鯨奔りて玉山

忽ち天に湧き、 はゆる逆湍暴浪海若の匿るところなれハ、大艦巨船と 銀屋卒かに海に翻 ŋ その至険なるも

若其際に誤れ ハー槁葉にも當らす、 瞬息にし

て或ハ覆溺の患あり、

故に舟人その滿涸を候ひ其時氣を

紀にい

はゆる伊弉諾尊の祓除

の遺址なりと云ふ

又この地鳳尾蕉を生す、 察して、 大なるものハ老松のことし、 通行するに極めて其力を施すものありとい 四方一里餘滿山數萬株甚た繁殖 神その鐵樹を愛惜し給 ふ

ふを以て他に移し栽ることを得す、

下平川敷村・ ことを忌ミ給ふと云ふ、 蘇鉄を愛し、 是に於て此川邉に捨たりしに、 川を渡らんとするに、 に鉄蕉一叢あり、 の下にて海に入る、 是を堀り取り或ハ其實を取りて郷内を出る 往時或人御崎山の鉄蕉を堀り 佐多と小根占との境川なり、 俄に腹痛して歩行する事を得す、 漸く繁殖す、 御崎神太く 取り此境 此川畔

御崎迅潮 なり、 渦に巻れ船沈没する事昔より少からすとそ、往年此 事大河の洪水に勝れり、 て經過する時ハ、 の時を得て岬を廻るを船人の習ひとす、 數里の間、 又潮水進退の時海上を望めハ、 觸れ中天に飛揚す、 東南に向ひ海中に突出する事三里許にて、 岬の觜ハ懸崖絶壁敷十丈直立して、急浪怒濤是に 潮闘の路脉相分れて其色雪の如し、 此觜を佐多岬と号して普く世に知る所なり、 大渦の中に巻入られ忽海底に沈ミ、 潮水に引れて遠く大洋に流れ、 其音雷の如く、 海底亂磯にして大渦常に盤旋し、 御崎の觜より種子島まて 潮水の進退迅速なる 若是を知らすし 皇國 故に滿干 の南 或 ハ 大<sup>‡</sup> 所を の極が

「纂考」

社の申方より巳方に相並ひて、 瀬 滿潮 中 0 瀬 時 隱れて見えす、 瀬 御: 崎; 0 海中にあり、 其間相距る事各四町許な 土人相傳 此三の湍 此 )所神代 御 崎神

種子島の海上に浮ミ出たりと云ふ、

大船過けるに、

其船

大治清郡村郡 とす、 内之浦等へ往来の船皆此港に繋泊す、 港邉の景色頗る佳なり、 此浦東南に向へる大灣にて良港なり、 人民漁釣を以て業

## 「名勝志」

を受たる入江にして人家あり、好風景なり、大泊浦 邉津加村にあり、地頭仮屋の午方凡三里、東南

#### 「纂考」

島泊浦敷村 す、初島に嚴島神社を安置す、四日なり、土俗辨才天山と 線の如く接連して、其左右ハ海水なり、 島泊の名ありて舟船繋泊す、 島と呼ひ、 へり、 一を島山と名つく、 此 風景大泊浦に類す、 此浦南に對して海上に両山並ひ立り、 浦前に両山あるか故に少の海湾あり、 人家數十軒ありて常に漁釣 陸より一町許なり、 故に其形嶼に類 一を初 故に 陸路

## 「名勝志」

天を安鎮す、一を島山といふ、海水渺々として漁舟波上ひとの為に風濤はけしきを凌き、一を辨天山といひ辨財ひとの為に風濤はけしきを凌き、一を辨天山といひ辨財少の入江に人家あり、西洋を受たる濱にして前に二の少山の入江に人家あり、西洋を受たる濱にして前に二の島泊浦 伊坐敷村にあり、地頭假屋を距ること凡壱里、

所匿なる乎、

山娥×として平地少し、海邊に佳景おほし、 ◎蛾) に浮ミ、其風光絶妙なり、凡佐多の地ハ岩石おほく、

### 「纂考」

を以て著笠或ハ團扇を製す、此土の名産にして能不淨をに十四五町許ありて人家なく、蒲葵繁茂せり、土人若葉に十四五町許ありて人家なく、蒲葵繁茂せり、土人若葉蒲葵島 濵之宮より辰巳の方海上十町餘にあり、周廻僅

## 「名勝考」

除くと云ふ

島泊浦

潮の時を候ひ一葦して通行するのミ、蓋逆湍暴浪海若之潮の時を候ひ一葦して通行するのミ、蓋逆湍暴浪海若之は一激蒼穹を凌く、この海洋乱礁晴沙多く、勁浪盤渦ては一激蒼穹を凌く、この海洋乱礁晴沙多く、勁浪盤渦ては一激蒼穹を凌く、この海洋乱礁晴沙多く、勁浪盤渦ては一激蒼穹を凌く、この海洋乱礁晴沙多く、勁浪盤渦ては一激蒼穹を凌く、この海洋乱礁晴沙多く、勁浪盤渦ては一激蒼穹を凌く、この海洋乱礁晴沙多く、勁浪盤渦ては一激蒼穹を凌く、この海洋乱礁晴沙多く、野記峰畳とき雲海戦幻たちで、大きないが、

ŋ し故、

影向石と稱すといふ

影向石郡 纂考

御崎社より丑寅方一里餘、

13

あ

ŋ

石高さ九尺、

圍三丈餘なり、

土人 大泊

0 浦

野 岡

0)

絶 伊 頂

傳説に、

弉諾尊此石の上に降臨ましく~

祓除し給ふへき處を臨觀

の地に在りしを、

慶長中、

琴月公琉球を征し玉ふる時、

勝景百圖考」

すれ て緑水を夾ミ、 晩霞 大隅國大隅郡伊座敷村の江浦にして、 おの 赤岸立て白浪を貫き、 つから五彩を飛し、 水紋散亂して甚た 面勢正に落 青山 暉に對 馳

清美なり、

座敷浦

ŋ

石

の高さ九尺余、

廻り三丈余、

伊

非諾尊此石

Ŀ.

臨して上瀬

中

瀬・下瀬を見給ひしといひ傳ふ、

其

E 13 降

名勝考」

其

、瀬見ることなし

中

瀬

下

瀬 *ا*ر .

佐多

Ó 岬

海中にありて、

常に潮汐漲

ŋ

影向石り、里俗ガウゴイシと称す、 社記曰、 太むかし伊弉諾尊この岩上に降りまして、 石高九尺、四大泊浦野岡

祓タ除キ

降臨

石 村馬▽

火尾祠より午の方海上三

町許にあり、

おふご 所な

0

瀬とも云ふ

海

中の巖なり、

御崎の神誕生ありし

りと云ふ、

(®観) し玉ふへき佳處を臨勸せし故に影向石と称す、さて又御 常にハ

崎の海中に上 中瀬 下瀬とて三の湍灘あり、

こと数十町、 海水滿かくして見えす、 秋津洲の南極にして、 そもく ·此御崎 所謂諾尊海潮 ハ南海に突出る 0) 上下

云美崎と \*佐れ、 底に就て三の少童命を生ませしといふハ此所なるへ (®)) 正敵云崎曲岸也、 正敵云崎曲岸也、 ○御崎權現祠、 始ハ今の火尾權

しかハ、 将帥久高三所權現に祈誓を掛奉り、 難なく琉球御手に入

今その四方一里許数万株の蘇鉄と蒲葵雑生密布し、 鳳尾蕉を持歸り社前に寄進あ その賽愿の為に今の地に神庿を改建し、 ŋ その蘇鉄大に繁殖 且 琉

名勝志

影向石 本社より丑寅方壱里余、 大泊浦野岡の頂上にあ

107

この地大隅の連壌といへとも氣候南嶋に齊しく、 るハ老松のことく、 庸に詣るの路纔に<br />
一徑を通せ 実に僻 ŋ, 蓋

陸の妙區也、 ○東西遊記曰、 奥州津輕三馬屋 ハ日本極 北

佐田岬なり、 0) 地にて四十二度二分なり、 是北極出地こと三十一度弱の所也、 日本にて極南の地ハ 、大隅國 是を以

て見れハ、 ふへからす、 日本も南北十二三度に及ふ國なれハ小國とい

名勝志

蘇鐵山 岩山皆蘇鐵なり、 御崎權現鎭座の山をい 世にめつらし、 نجر 蘇鐵を採りて他へ移栽 廻り凡壱里に餘る、

ることを禁す、 是權現嫌ひ給ひ其崇をなすゆへとかや、

隔て見え渡り、 其勝景筆の及ふ所にあらす、 社山の巓に登て戌亥の方を望ハ、

薩州の名山開聞嶽海を

筑 前 宇橘

明月で涌かを見えて汐堪(竈も)(竈と)

俳諧名所小鏡 尾張

蘇鐵山夏の白雲か ŋ Ú

> ર્જ 里民これを平松ともい こへり、

御 ば 鎮座松

田尻浦にあり、

神の鎭座し給ひし所といひ傳

纂考」

藥園敷 を厭ふものよく生長す、 を植ゆ、 村座 始め是を闢きしハ年月詳ならす、 二園あり、 南方にて暖氣の地なる故、 種々の奇藥或ハ珍菓の 寶暦 草木の 類若干 明 和 0 種

産の條に擧く

頃に國老菱刈實詮建議して更に改闢せりと云ふ

藥木物

纂考」

物産

藥品 枳殼 柴胡 茯苓 天門冬 海人草

紫根

蜜

方桃 山帰 來 栝 

菓實 蔬菜 の邉に多きものなりとそ、 (⑩京 橋) 様 大 石花菜 藥園に植 紅菜 ゆ 海苔諸種 琉球より渡れり、 花實九年母に類 香蕈諸種

丁亞

蕨

漢土福州閩

用ふとそ、 回り 五寸程ありて、 こんちやい木 漢土の人ハ 漢名詳ならす、 蜜漬又 でして味れ コンチヤ ハ 糖漬に

酸ス

ŋ イ ハ 漢音 實 花 *ا*ر + なり、 月熟す、 四月に開く、 琉 球 より 色赤く茱萸に似て少し大なり、 渡 小白花枝に鞠をなしたるか n ŋ 枝 文葉佛手 柑タ iz 稍 似 核\* 加 た

暖 は を 小く味甘 好 柑 0 の故能其性 酸なり、 橄欖 り、村・ 橙方言唐、 悉く實を結ふ 木 に稱力 Ò 高六尺許、 Š 金 梅、 食用とすへ  $\bigcirc$ 橘 )橘方言: 批ピハ 以 下 0 柑赤 諸 柿 等蜜 品 あ柑 梨 ŋ.·

質多し、

花卉 飢 糧とす、 をしのきしとそ、 瑞聖花 蘇ッ鉄ッ 往年飢 御りゅう 佛桑花 難の 其 時 他 琉 仙ヶ 諸 球 粉となし團子にして食し、 0) 人脂 所 飢 E 歳には蘇鉄粉を第一 あ 甲> ŋ 蘭 皮を去り 石サンラシ 松葉蘭 製法して 大に 0 糧

味甘淡にして頗る黏滑なり、 とせり、 當邑に是を糧とするも其方製に做てなり、 蒲葵 羅漢松 黄 其

樅 甘 櫧 櫧 蚊母 樹 燫

飛禽 Ш 雞 鸂 瀨

鰒で 鹿 猪 猿

魚上 触っ 触り 二赤 鰺<sup>ヶ</sup>種白 鱘シ 松ヵ 胡z 鯊z 棘鬚

魚

目

螺ヵ 賊

> 螄 種諸

大流川 理 課川 調 帳

水源 座敷村 大 痈 大正 塚月 山山 村 ニ至里程二 ヨリ○木場村○ 里 ヲ 別高 經 府村〇〇 テ 海 川今 方線の

境川

邉伊 田座

首竹

一 馬野支 開 用 川 通、 分分 辺今田ノ 村ノ方 日 1] ●木場川工 六五分分 下川 ヱ 中内 川川 五五.

分分

*)* \ 伊佐

方ヨ 1) 銘 Þ 大川 通 工 流

外ノ浦川二分五御嵜川二分 分分 尾蘭川二分五安保川三分 IJ 竹泊 浦川 川二同分 Ŧī. 分 Ŧī. IJ 大泊川二川二川 古里 加 分二 二分五リ 五分分 銘 々 伊

佐

日

1) 敷

海

工

幹

島流 追

間

Ш

水

源(

島迫間ヲ流レー

小

枝川三ッ受入、

廣

Ш

原

至三分ヲ經 巣森村

坂元 Ш

一 井 上 川 こ 至 テ 水源●ナキノ 至テ里 ○ 原○古 程 里七 分ヲ經 坂 元ヲ 那村 通 海 井 Ė 工 流 川ヲ受入、 入ス

同村

郡

郡

村

濵

水源郡 ú村●木屋川内 ヨ ╹○竹山村 ○下川内 經テ古城 一村●タカヒラ ヨ ╹○上川内村○吉薗 ○井上ヲ

於テ里程一里二分五リ坂元川通ヱ流入ス、

一同 川 口 川

水源●マスタヨリ小谷川三ツ圓フ、 川口村ヲ經テ五分、

所海ヱ入、

山ノ越小川二ッ六分ツ、笠峯野川・笠峯ヨリツフウ浦ヲ通六分 ツニ圓フ、 三分流海ヱ

**邉津加川** 

水源●トフ川原小谷川 四ツ流合、 邉津加村ヲ通 里二分、

一大八重川 <sub>其支</sub> 大八重川 大八重川

同

村

水源田代郷川原村ノ内〇ft越ヨリ七川受入、辺津加ニ

一里二分、湊嵜川通ヱ入、

一 中 野 川

水源●台保頭●マテノキ六ッ流合、 中津村二至一里三分港 中 野村

崎海ヱ入、

一打請川

水源●八重ノ内ヨリ流出、

大谷俣頭二ツ 圓、

打請ニ至

里辺 衬

邉津加.

同

村

津加海ヱ入、

同

藤川

水源●八重ノ山同ヨリン 支●サムク山

ヨリ小川

二ツ流入、 同村

藤

Ш ヲ通五分流テ海ヱ入、

| サムムク川二分各同所ヨリ藤川下ヱ流入ス、| 澤渡川 二分各同所ヨリ藤川下ヱ流入ス、単流

邉津加村

一稲尾嶽川

内ノ浦辺塚村佐多邉津加村 ●● 八畳荷 温

水源田代川原村ノ内●稲荷神社山ヨリ二川流合、

一稲尾嶽東ヨリ二谷川土岩屋ヲ通五分、内下ヲ流レ八分、境川海ヱ入、 稲尾川通ヱ入、

地理志

佐多

[初佐多太郎存盛住于茲、 桓武天皇流四位少将資盛之

ŋ 孫兵庫頭國盛男野上田伊与房時盛、 隅州佐多之領主となる、 建部姓、 源氏ニ 建部と称する事は、 推 れ當國に下

を崇め奉るへしと誓願 何方にも身を忍ひ、 有 國 煎 郷之主ともならは、 氏を建部と改む、 其所に社 其後佐多

當國

へ下向之時、

近江國建部大明神二謹

而深被祈しハ、

族佐多之領主と成、 家断絶、 其跡を木場某令知行と旧記見へたり、 天正年間迄佐多伯耆守領之、 其後御

太郎久秀と云人承久兵乱宇治川ニ而打死、

夫より佐多之

副状ニ 而祢寢五ヶ所を給而令下向

建仁三年七月三日

将軍家前左衞門督頼家及北條遠江

守

嶋津三 建治二年之文書、 |郎左衞門尉忠光初師忠賜隅州佐多、 佐多十丁御家人郡司清純とあり、 初号佐多、 文和

二年五月十 鬼丸大明神 日 邊津賀村二祠 尊氏公賜知覧院 有 濱より東廿

町

余

島形大抵圓し、

中央に櫻島嶽秀出す、

人家皆海岸にあ

底 建 :崎六所權現 少童 命 本殿ニ鎭座 所祭事代主命 表津少童命 中 津少童命

尾旧殿 濱 戸宮 大己貴命

> 鎭座、 其後穗崎 鎭座

右

出

[雲國秋鹿郡

佐

田之神社

同 御 崎

勸請

ス、

昔瀬崎

中 Щ 國征伐之時、 樺山 久高 再 興ト云と、

御 .崎權現別當寺極楽寺在郡村、

蓬萊山來迎寺祈願所

薬王 山曹 ■源寺 菩提所、

大隅郡

櫻島

赤 生 原村村 鹿児島を距る事東方一 村 落十九旗村 藤横 野山 村村 沖池 中池村 、 脇古 村里 里、 村 高免村 瀬戸村 一 湯之村 西道村 人員總計 四方海岸、 萬千四百二十九 黒神村 女 周廻九里三十一 町

戸數二千百二十 拞

に属す、 南沖子島あり、 元年に湧出すといへるハ無稽の妄説にして、 さて此島俗に霊亀四 西南に烏島あり、 年 或ハ養老二年、 北に新島あり、 兎角論 或 皆當島 和

説恐らくハ非なり、灵亀・養老の間、天朝時政録誌曲盡して遺さす、櫻皇帝紀云、灵亀四年向島湧出、或説養老二年向島湧出、抜するに、二峰なと、いへるハ笑に堪たり、 神の条に詳なり、白尾國柱曰、峰なと、いへるハ笑に堪たり、 神造島の事ハ同國國分郷の巻小 上井記・大村重頼自記等皆向島とあり、武備志又同應永記・山田聖栄自記・福昌寺年代記・樺山玄佐日 史に是を登載せさらむ哉と云々、 偖此島旧記に島こときの一島生出せむに、 國、 偖此島旧記に 之海 此 に櫻島忠信落書を載 今專ら櫻島を以て称するに就て種 古来よりさる傳 山又向西矣、 慧日州紀行に曰、 論なし、 八十餘人、是年兵旱、 形勢相連望似四阿之屋、 煙雲晦冥、 十二月、 一落書に依て大隅守に任せられしと見え、 對する故に向島といへるにやと思ふに、 さるを近世騒人文士等妄りに櫻島を天平島或ハ宝字 沙石自聚、 西方有聲、 是ハ同紀に神造島とありて、 奔雷去來、七日之後乃天晴、 南 北亦然り、 化成三島、 のあり 在東而 似雷非雷、 せ、 仍米石千銭云々とあるを訛れる事 古事談 しに :觀之、 為島被埋者、 故名之日向島云々とあるは 炎氣露見、 \$ 時當大隅 Ш 亦向 字治拾遺 々 V 0) また其確證を得す、 説あ 今の國分郷小 民家六十二區、 東 ゙ハ し記 有如冶鑄之為、 於鹿児島信尔 • 元禄 向 薩摩両國之界、 拾遺集に大隅 物語等に忠信 ŋ 在 此 西 島とあ 島 줆 十年釈覺 本朝文粹 鹿 觀之、 児 島 ŋ 島 な П 村

賜姓櫻島連、

後紀桓武天皇紀、

散位従六位上櫻島

.部

石

下

横度春

Ш̈

德天皇神護景雲三年、

守櫻島の忠信とあり、 かごとく、 島は始よりの島名にはあらさりしを、 集以来謂之櫻島云々とあ 忠信か頭白き翁を召して過を糺しけるに、 又僧巣松乱道集曰、 り、巣松ハ大永年 拾遺集に見えたる 是に 自 因 向 n .嶋 載 翁 歌

にやあらむ、 信か為に世に鳴ることを得て、 かよめりし歌の人口に膾炙して拾遺集に載られ、 櫻島忠信とあるには諸説あり、 大和國添上郡人正八位 遂に島名をも櫻島と呼 続日本紀 此歌 Ĺ 恵

抄姓尸 とある櫻島 東鑑建久六年、 録部に櫻島 *ا*ر 地名に非すして忠信か姓氏なりし 大佛供養番匠に櫻島國宗と見え、 説あり、 是等に據て考ふるに、 櫻島 又拾芥 忠

自今以後永為恒 大隅守に任して此島に居住せしに因り島名となりし 忠信か 唱考之日、 されと此事決めて云難 ?如きハ 例とあり、 三位称卿、 忠信櫻島朝臣とあるへきなり、 凡そ大隅守の 四位称姓、 さて養老五年太政官 先途皆従 五位称名後称姓  $\mathcal{H}$ なら 位 か

むか、

分曰、

島

姓にはあらすして固より地名なりしか、

又一

説に、

るに古事談

宇治拾遺并に大隅守櫻島忠信とあれは、

n

るに足らす、

按するに、

續日本紀弘文天皇天平宝字八年(淳仁力)

潮に應す、

又南嶽の巓に一

鉾を建つ、

初め

永正六年五

H

釈

天祐日福昌寺

鉾を建つ、

真鍮を以て作る、

相 月

Š Ŧī.

文明

中

此豐

「嶽炎上して炎火滅せす、

故に是を建

なる所を

両

中とい

Š

此

所池にて、

水常に

滿 御

涸

あ 0

ŋ

て海

け、

北岳にあるを御鉢と名つく、

白

水

鉢

中央凹

櫻島 出 たりと云 0 名 11 此 嶋 ŋ 0 Ŧi. ラとヤと通ひたれはさもあらむか、 柱 神社 の祭神木花 佐サ |人で 姫ょ の神名よ

考ふへ

を離郡 數十 紫の芙蓉とも称すへし、 上に香爐を置たるか より白雲を蒸すか如く煙 に秀たり、 協島嶽 里の なり、 Ш の得て比すへきに非す、 外よりも遠く見えて、 當 薩摩 往古より炎上(⑩火) 嶋 0 中 一央に 大隅 如 あ Ĺ 両 嶽 一氣常に立登る、 國 ŋ あ めりて時 裏 此嶽蒼海 の頂上に二峯あ 海の 登渉して巓に 誠に薩摩の 其景色の 中心より 々燃上る、 0 中に 秀拔無雙なるこ 名嶽 秀出 ŋ ・屹立して天半 至るに高 ハ 此 せる故 青 故に 南 にして筑 漆の なるを 2絶頂 [さ] 盤

ŋ 南嶽といひ、 にあり、 マハ嶽下 又絶頂に三の池あ 北なるを北嶽とい ŋ \$ 南 昔 岳にあるを白水と名 ハ 此 両 巓 î 両 社 あ

> てす、 Ŕ に仍て延享元年十 鎮 火を祈 其形勝を喜 鹿児島の海中にあるを以て、 今に存するも ŋ Ĺ 賞す、 14 爿 پخر 0 # 故に名 是 远 其後星 なり、 H 所方角抄 或 霜を歴て其鉾 |主綱貴新建するに銅を以 此 騒人墨客縣下より 島大隅 地 の属島とい 名 折 便覧等に れ た ŋ لح

是

野尻村神火燃、 月十二日、 ○文明炎上 向 島黒神村神火燃、 旧福昌寺年代記並に諸旧記に、 同八年九月十二 H 同 七年 向島大に燃出 八月十 文明 Ŧī. 日 つ、 向 年 此 九

せり、

摩

の

部に出

つ、

橘氏西

遊

記

0 内にも

所

々に當島

0

事を記

近國迄雨ること七日許なり、 五日以前より 大きに地震す、 其十九日に及んて未刻より 是に至て岳上燃 漰 沙灰

真 《後沈ミしも知へからす、『廻二里許の義符合せす、 訚 の暗夜の 廻二里許なり、 如 Ü 當島の西南に地湧出して本島に連 りとも云、沖小島・烏島の湧出とすれハ、其是今の燃嵜の事なりと云、又沖小島・烏島な ○安永中新島湧出して亦沈るも有り然れハ當初ハ二島相接して本島に連 る

らす、 炎火沙石 又寬永十九年三月七日 0 為に舎屋埋没 晚 人 、畜死亡せしこと其數 向 |島神火燃云々と見え を 知

島陰集

釈桂 庵

向島、 文明十年戊戌八月十九日、 青茅之地、 文明八年丙申秋、 忽変白沙堆、 火起焚島、 歴七里原、 滄桑之歎、 煙雲簇也、 西 不克蔑于懐 南 有 塵灰散 島 日

去年澗底草深處 烈火曽燒一 島來 桑田 七里平原沙作堆 碧海總休猜

作是詩

すとい 此七里 原 ハ福山牧の原をいへるにて、 猶相模國鎌倉なる七里か濱と同しきな 此野七里に足ら

は火愈炎て、 日変して暗夜の如し、 東西両所一 より忽ち一 日巳午の刻に至り、 ○安永炎上 初九月廿九日亥の上刻より方數十 又海水紫色に変す、 帯の黒煙立登り、 時に炎上れり、 沙石を飛し泥土を流し、 安永八年癸亥十月朔日、 島中の 火炎いよく 火炎れ 未刻に至りて山上両中にいつ 井水悉く沸騰し、 須らくありて大に鳴動し、 ハ 或ハ飲を閃す事 壮なるに隨ひ、 地隨て震ひ、 黒煙空を覆ひ、 里地震甚し、 桜島岳大に火を発 所々水迸り 地震 其光 朔

> 火稍微なりといへとも、 にして名状すへからす、 又燃る音雷の轟か如くにて地震ひ、 其火遽に止ます、或ハ三四 是の如くなること五日を經て炎 晝 量夜の 所觀 変幻萬態 時 を

石将に落むといひ、或ハ海嘯将に至らむとい 人民其火の起るを見てや、 海底より炎出て、 過て炎え、或ハ一夜を隔て炎ゆ、 ハ凹になり凹ハ凸になりて旧日 凡一月を經て漸く無事なり、 海上俄に洲嶼若干を沸出す、 餘焰将に及んとい 於是桜島の形状変して かくて又東北五六里の の形に非す、 ひ、 ひ 放に此にハ 初城下 訛言 或ハ 飛

故に、 諸邑其下風にある者ハ、 城下灰を雨すこと稍少し、 其灰を雨すこと沙を簸かことく、 埀水 牛 桹 福 Щ 等 Ó

々にして人心安からす、

既にして城下に灰を雨すこと甚

此島ハ城下の東に在りて、

此時日

|夜西北

0

風吹ける

穀草木を傷る事又甚し、 石を飛すこと礫を投に似 其下風にある内海數里 n 隴畝を没し溝渠を埋 0 間

里許りなり、又桜島に於てハと海上僅に三又桜島に於てハ 其浮石の上を蹈て埀水に渉れる者ありしとそ、 石屯聚する事厚さ六尺許にして、 地の震ふこと他所に十 舟楫 0 往 来を絶 ハ相拒る こ 本 本 本 -倍せり、

天を燒き海上を照す事數十里なり、

疾電

立テ

頭ひ行ハ僵る、 マローユケータラ

其火の起るや、

盤石の崩れ落る音

縦横するか如く、

石を飛す事流星の上下するに似たり、

怪む、 نج 茅舎數十間を作てこれを置、 幼を携へて城下に避る者二千餘人なり、 守命して速に舟船數百隻を出し島民を濟ふ、 0 是海島の燃るならむといひしに、果して桜島の事を聞た を與ふ、 に當れり、 始め火の起れるは湯之村・有村・黒上村・ 又東北南海七里の間には魚の死して海に浮へる事夥し、 るに、島民死する者總て百四十餘人なり、 舟を争ひ溺 下に充ち へるハ、安永八年十月二日、 ることを得たり、 ハ枚挙すへからす、 如 故に島民露處餓死を免る、 時に丹後浦島の人来り、 其で側頃ハ 故に其島に還り、 沙灰 かく速に沙灰を大坂まて降せしなるへし、 四方に塞かり、 是を以て此村の民死傷多し、 れ の降ること殊に甚し、 或ハ方角を失ふ、 是皆國守の仁恵なり、 △城下日ことに西風のミ吹 鷄犬牛馬の死する者ハ推て知るへし、 島民死する者數を知らす、 是を以て居處を修し産業を治 大坂に沙灰降る、 倉米敷百石を出して是を救 又庫銭二千緡を出して是 彼海邉に浮石夥く寄来る、 數日 加之黒烟湧出 1の後戸 後に大坂の人い **迺ち城下に於て** 火起るの日、 向 其損傷せる者 是故に其老 一を點檢す 面 諸人大に 村等の上 L 先是 きた て上 或

> 交ひにありて海潮の候に隨ふとい 此炎上ありしとそ、 す沙流す、 桜島童謡に曰、 後ハ火の粉のまる燒云々と謡ひしか、 二つあひ文にミゆ 凡そ山の火を発するは、 へり、 か こら雨流り す、 必す朔 雨 果して は 流

え、 て獨立し、 景色無双なるハ薩摩の桜島なり、 「橘南谿か東遊記後篇名山論に天下名山を挙論して曰 絶頂より白雲蒸か如く煙常に立登る、 景色嶮峻なるに、 日光映す 蒼海の真中に只一 ń ハ Щ 0

色

離

n

, 青疊

地理志

上に香爐を置たるか如しといへり、

○舊記云、 櫻島又田向島、 〇元正天皇霊亀四年、 大隅國向島涌

養老元年丁巳、隅州向島涌

픥

○舊記云、

和

三年九月十二日、 銅元年、 夜出現、 向島野尻村舞本黒燃出、 神躰謂月讀命、 ○福昌寺年代記文明 人民多死、 同七

二日 年八月十五日、 Ш 向 三里許而連本島、 西 「南池浦、 島神火、 向島黒神村異本野神火燃云云、 周廻二 燒人畜舎屋不知數、 一里許、 五日以前大地震云云、 〇古日 記云、 沙灰降近 此 八年九月十 日 大地 不西池 地力

涌出

震動

又舊記

此 日 百自午 刻隅州 向 島 彐 リ白沙七日 降 也 其 內十 九 日 未

刻

日

1)

眞

暗

1

成也ト

・アリ

舊記曰、 寛永十 九年三月七 H 晚 向島神火起、 或

曰 直 鹿 城 隅州 面 大隅郡櫻島 面 無所背、 Ш 其有 海中 大奇觀也、 面 倶皆八 (面之相 距鹿児島 即 里 方

異而 相 無異也、 故謂之向 島 説者曰、 櫻花浮 海、 此 Ш 湧

内之一名菓也、 其甘如崖 洲 川者将杭衡、 蜜、 濺 矛而 因先是、 所産之柑子、 大美、 山口直友言喜入忠政曰、 地 脉不粘辨、 其大者六七寸圍、 柑橘有數千樹、 食不留 滓 経 諒 霜之後、 如 機島 吾 國

陽 出

因

其

?花端、

命之櫻島、

此

與夫泥

Ш

龍

古陣在瀬戸村

傳称、

攻於肝

付黨徒時陣場也

云

云、

肝

衍

河

島共櫻島共両 冬獻蜜柑數篋、 柑味外又無有、 様 此 心 貢蜜柑濫 跡 獻 日 上内 1] 唱 |觴于此矣云云、 府公可也、 来候、 献上 遂直友之教旨 物 ○櫻島之儀、 = 櫻島 蜜 柑 1. 人有 而 向 此

地 出 候、 頭 紅黒葛 付櫻島 子 原 周 1 -相唱 右 記 衞 候様、 門 萬治三 御 年、 假 元禄: 屋守  $\ddot{+}$ 向 島 ハ 木佐貫万右 年寅十二月 内 Ш 良原 # 衞 御 門 假  $\mathcal{H}$ 1 屋 日 立 被 7 ij 仰

櫻島嶽

横

Ш

權

現

有村權

現

両

社

有

嶽迄

里

十六町

应

|尻村 瀬 戸 村 元亀二年 ·初秋比、 禰 寢 肝 付日 向 より

五丁、

武ヨリ

藤野迄十丁、

藤

野ヨリ

西道迄十丁、

西

道

後 々矢師アリ、 ヲ 兵船三百餘 )取構、 瀬 戸 、村ヲ破ントシケレトモ、 鎌田 艘 家久此 出雲守地頭也、 ラ /漕廻シ 時 で渡ッテア 「本ノマ、」 鄞 尻村 内 ヲ 家久サシ ij, 海 破 鹿児島 ン ŀ 伊集院善左衞門戦此時鹿児島の前に Ż, 廻 前 此 1) 卞 時 漕廻 知シ 横 山 死て 玉 1] =

其 h 城

コ モ破ラテ下大隅へ漕戻シケル、

壬申 所 其夜先着岸櫻島、 不奉國命、 内守兼續 2領攻小 九月廿六日 濵古塁、 禰 奢ヲ長シ侵掠諸 震七郎 島津 翌 島津左衞門督歲久為大将從兵卒発艨鐘、(艟力 重長 日 渡瀬 中 務 太輔家久モ 伊 所、 戸 海 地 知周防 欲鎮於其凶 構陣於早崎高巒、 介重 亦從此役、 徒、 興 な據 元  $\Gamma$ 於早 大隅 亀 重 興 年 地

有 軍労也、 于今百姓屋敷 家久陣場ト云所モ有之、

十五. 十六間 池迄十二丁、 間 絶 同 ク道ヲ廻リ七里十二丁三十 頂 小 迄 池 ヨリ 里廿 赤生 远 丁十 原迄六丁、 七 間 惣 四間 廻九 赤生 運三 原 横  $\exists$ 1] Ш + 武迄  $\exists$ 丁 1] 廿 小 九 川上源五郎、

天正十三年比向島地頭

覺兼日記

樺山氏由緒書

ĺ リ松浦迄九丁、 ヨリ有村村續、 黒神ヨリ瀬戸迄一里四丁、 白濵ヨリ高免迄一里十七丁、高免ヨリ黒神迄一里八 松浦ヨリ二俣迄七丁、二俣ヨリ白濵迄村 有村ヨリ古里一 里、古里ヨリ湯村廿五丁、 瀬戸ヨリ脇村迄十丁、

湯村ヨリ野尻村廿五丁、 横山御假屋廿丁也、 是ヨリ廿三丁赤水村、 此村ヨリ

瀬戸向 ノ間海上三丁十六間 烏島

横山御假屋ヨリ七丁、

世俗ヲコ島ト唱、 野尻燃寄ヨリ八丁、

安養院文書 建武元年五月十七日、 福寺藥師如来之敷地云〃、 大隅國向島西方奉河原道脇安置香(@勝)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一六九四号文書ニ当タル)

太刀并向嶋之内松浦・二俣を被下候、其後轉賜藤を打取手負候、落城之後、此度辛労ノ由被仰下、 良へ馳参仕候、 天文八年、善久伊作・田布施江参上云、、 同廿七日、 於湯田口合戦之時、小野左近 其後轉賜藤野、 六月、 助宗之 市来平

弘治三年、 樺山善久江為懸命地向島之赤水を被下候、「貴久ヨリ」

38「本田氏蔵書」

鹿児島荒田名八十町

澤牟田名十二町

向島地頭之事并嶽・藤野 松浦 ・さいたう・赤水之事、『西道』

今度之仍忠節進候也

勝久判

本田紀伊守殿「天文六年」

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二三一六号文書ト同一文書ナルベシ)

39「本田氏蔵

宛行也、早任先例、 島津庄大隅方溝辺六町 領知不可有相違状如件、 同城并向島内有村事、 為給分所

## 月十七日 - 持久判[薩广守]

嘉吉二年三月十七日

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一二八〇号文書ト同一文書ナルベシ)

本田殿[重恒カ]

「國史忠國記

有村、此時本田氏有重恒、有重経云々、嘉吉二年三月十七日、持久使本田氏領溝邉六町地・向島

「仝貴久記」

賜之嶽・藤野・松浦・西道・赤水及荒田名八十町・澤牟天文六年十二月廿四日、大翁公以本田董親為向島地頭、

田各十二町、賞功労也、

「纂考」

とい 横山 長門城 に来り、 上古山城國男山八幡宮の封戸にて、 ક્રે 久内忠篤家蔵に曰、 近衞 采地を横山に賜ふ、 横山村にあり、 殿の命を奉し、 其先きは藤原氏の族にて東條某 一名を三角城ともいふ、 其子を安房と云、 島津忠久の就封に従て薩摩 野口氏世々其司たり、 忠久安房 當島

す、

家久野尻を戍り、

兵を遣して是に備ふ、

敵遁れ去る、

田新三郎等海岸に防て是を却く、

敵兵復當島瀬戸村を侵

て死す、敵桜島を去て鹿児島及ひ帖佐滝ヶ水を侵す、

平

り、因て横山を家号[すと]、後修驗となりて座主に任し、(歯とす) りし後なりと記す、横山城に在に命して當島の地頭職とし、原文八幡宮封戸た、横山城に在

てハ當島を半分所領せしこと見ゆ、元亀年中、鎌田尾張政近當其家の旧記に、第五代季久の時ま、津若狹忠弘此を領して、其子孫數世傳領す、忠弘の嫡孫喜津若狹忠弘此を領す、かくて文明の頃より島津忠國の七子島二十五社を領す、かくて文明の頃より島津忠國の七子島

城を守り、

肝属氏に備て功あり、

纂考」

藤野・ る、 乗して鹿児島を侵さむとす、 島津中務家久を遣して、兵を率ひ脇村瀬戸に陣し、 未十一月二十日、 古陣営 伊集院善左衞門等是と海上に戦ひ、 赤水等の諸村を戍りて是に備へしむ、 藤野村及ひ脇村・ 肝 属 祢寢・ 野尻村等にあり、元亀二年辛 先野尻村を侵す、 伊東の三氏戦艦百余艘に 善左衞門矢に 敵内海に入 義久豫め 野尻

こきもとしける

箕輪伊賀記

古陣在瀬戸村 早崎有軍労也、 年壬申九月廿六日、 重興所領攻小濱古塁、 地不奉國命、 `内守兼續 其夜先着岸櫻島 祢寢七郎重長 奢ヲ長シ侵掠諸 于今百姓屋敷ニ家久陳場ト云所モ有之、 島津左衞門督歳久為大将従兵卒発艨 島津中務太輔家久モ亦従此役、 翌 日 1渡瀬戸 伊 族 地 海 欲鎮於其凶 知周防介重興據下 構陣於早崎高巒 云云、 徒、 元亀三 於

傳 稱

攻於肝付黨徒時陳場也

肝

付

元

村 赤水村辺迄警衞有、 然處同年九月比、 元 亀三 年、 肝 衍 故凶徒退去、 中 務太輔家久ヲ 根占等之凶 徒為破野 始 類輩 5尻村艨鐘(艟カ) 構陣営此

り兵 野尻 T ij, 村 船三百餘艘ヲ漕廻、 家久さし廻り下 行此 |伊集院善左衞門戦死、其後瀬| 瀬 戸 村 元亀二年初 知し給 方≥矢師あり、 ハ、こ、もやふらて下大隅 秋 ノ比、 戸村ヲ破んとしけ 袮 家久此 寢 肝 衍 時渡ツテ H れと 向 ょ

に揚れかし、

手柄せんとそ扣居たり、

澳よりハ鉄炮を「キノマ、」

ń

哀

ñ

陸

勢續来て、皆汀に取渡て遠矢にこそ射たりけ

0

嶋殿横山「本ノマ、」 とす、 退き、 る、 其頃横山 今や遅しと待けるを、 して御座なれは、 衍 亀 池水に木の 又下大隅敵なれは替べ在番有り、 兵船三百余艘内海 年 鹿児嶋の前に漕浮ふ、 向への島 根占・下大隅の兵船大小を不言浦への猟船迄駈催 0 0 岩切・ 秋 城を取拵へ要害を構 葉の散しきたるに吴ならす、去とも内輪 の初に、 の野尻村を破んとて船共數多押寄たり、 萩原・上山抔を初メ、 究竟の者五百計赤水・ 敵船是を見切つ、 日 へ漕入、 向 表の 内海を見渡せは、 往≥の舟津 船ともを漕廻 地 折節中 頭 赤水・ 島中の に者鎌 野尻に 務太輔 者共馳! 野尻 山 馳連く 田 を破らん 伊 邉 出 雲守 0 を 東 0 沢

集院善左衞門と名乗て兵船一艘漕出し、 打貫けは、 、矢先を揃へて散へに射る、 鉄炮を取合せ、 暫しか程さん~~に射たり 舟 舟端をたゝき笑けれは、 底 か 善左衞門か着たる甲の眞向 つは と倒 か n むなしく成 Ú 、る処ニ鹿児嶋軍奉行 ń 慈の方 敵 矢束を取て押乱 の舟より是を見 IV, ハ より 無興ニこ 敵船より 後 伊

もなし、 そ見へにけれ、 敵も陸に上る事不能ハして、 汀より遠矢に差詰引詰射たりけ 行屋 の 沖より矢を れとも詮

射入、 松浦・ 何憚る事なくして静に押てそ漕行ける、 内輪のことく漕通る、 西道の海邉、 此方の浦も美船 數百艘の兵船なれ 花倉・ 島 の方も藤野 礒里、 は、 皆悉 海上

(|地理纂考])

く迯失ける云∼

は海中に没すに出、進潮に 神瀬 0 田上二之助伏兵を発し海上に戦ふ、 釣の状をなし、 .戦死す、 城を守る、 元 亀 政近兵を遣し敵を退け、 燎崎神瀬にちかし、 軍士 以 肝属兼続水兵を神瀬横 横 て櫻島の師を誘く、 Ш 依八等舟に乗して是を追 に伏り Ļ 死骸を迎へ取る、 政近か士萩原又左 に山 時に鎌田 偽て 在り、退潮にハ海面村に属す、赤水村の 舟を出 とふ、 政近 じ垂 敵 横 衞 将 Ш

地 頭系圖

大隅郡

櫻島

本田 紀伊守董 天文六年十二月二十四日ヨリ、

> Ш 田 飛彈守義秀 大中公御代

鎌 田 出雲守政近 天正ノ初カ、

鎌 田田 加賀守政在 慶長・元和ノ間 Ш

Ë

源三郎

久辰ノコトナラン、

天正十三四月比上井日記ニアリ

阿多勘解由忠朗 永十九迄、 初源七 後六郎右衞門 御納 戸奉行・

町奉行、

寬

新納大蔵久盛入道 黒葛原周 右衛門忠清 寛文四年 ヨリカ 御門 吟味役、

寛文七年二月三日

貞享三年十

野村太左衛門 平田清右衛門純音 日ヨリ定、或九年ニ作ル、御納戸奉行・吟味役・御用人、 月八日ヨリ元禄九年迄、後九郎右衞門・吟味役・御用人、 御側御用人格、 宝永三戌正月二十七 元禄十年正月二十五

階堂八太夫 ヨリ、異本二年十初五郎太夫 御側

地理纂考

櫻島神社 ▽⑩祭神△火闌降命火出

横山 巓九分許にあり、 .村神野にあり、 誤て煙草の火を失して社殿及ひ神体灰燼となる、 宝永二年四月八日、 創 建 0 年月詳ならす、 赤水村の農民参詣 初櫻島嶽 0 其 南

難を受く、 後再興せしを、 一年六月、 又今の地に迁坐ありしとい 故に地を卜し社を迁すこと數回 天明中に至て水湧き山崩れ、 نج に及ひ、 例祭春秋 社地頻に水 享和 両

濵殿下りあり、 詳ならす、

當島の惣鎮守なり

其形枚聞神社に所蔵の酒甕と同し、

九月

卅

日

名勝志

なり、

「名勝志

彦火々出 地頭假屋の辰巳方凡貳拾町、 |見尊、 例祭春秋彼岸、 勸請年紀詳かならす、 初め嶽 の西巓九分許りに 祭神

奉納

祀懈らすとい

\$

社

司國生式部

神垣やまさこち清き天津風ことの葉よする秋

の浦

浪

家久

月廿九日にハ神輿を守護し神樂を奏し濱殿下りあり、

内陣に古甕ひとつを納め神物となす、

由 [来傳

ハらす、

九

貳拾 0 九分許りに安鎮あり、 五町、 勸請年歴傳ハらす、 己亥島燃の後爰に遷宮す、 例祭春秋彼岸、 初め 北

「名勝志

御嶽龍王權現

松浦村に鎮座、

地頭假屋の卯辰方凡壱里

(地理纂考)

五社神社

祭神五座

宝殿に古き甕大小二を納む、 月 水の難甚しき故に、 島津家久の命にて社殿を濵邉に迁せしを、 寛政十年九月、 相傳へて神物と称す、 旧の宮坂に迁せり、 天明中洪 由 緒

赤水村宮坂にあり、

此社初宮坂にありしか、

寛永二年五

豊玉姫命 月夜見命

火闌降命 木花開耶姫命

二例 十 九 日 月

「名勝志」 櫻島

大隅郡の海中にあり、

垂水の地を距ること纔に三

三里、 町許 0 一廻り七里拾貳町余、三拾壱町余間、 ŋ 頂上二峯あり、 府城の東にして海上壹里、 南なるを南嶽といひ、北なるを北 高きこと行歩するに凡 向ふ島ともいふ、

つけ、 嶽といふ、又絶頂に三の池あり、 にあるを両中といふ、 北嶽にあるを御鉢と名つく、 此池中に石像の観音を安す、 南嶽にあるを白水とな 白水 御鉢の中 又南 央凹

121

鎮めん為に建るといひ傳ふ、中火を發し炎煙止さるゆへ、 嶽 嶽の麓に人民居住し、 の巓に一 鉾を建、永正六年己巳五月十五日、 \$ 島 拾八ヶ村あり、 0 形 は圖する所の 地頭假屋を島の西 唐金鑄物なり、温昌寺十一世 如くにして、 文天明祐

濵村、 面 次瀬戸村、 其次西道村、 池村とい |横山村に置き麓とい 其次向面村、火を發しより今人家なし、 Š 其次脇村、 其次松浦村、 其次を赤尾原村、 にあり、 にあたる、 横山を出て東に廻島するに小 其次有村、 其次嶽村、 其次二俣村、 永の火難にて人家な脇・有村の両村も安 其次黒上村、 其次藤野村、 其次白 其

Ļ

有村の次を古里村、

其次を湯之村、

其次野尻村、

村を經て横山に歸る、

按するに、

皇帝紀云、

四十四

代元 赤水

即霊 霊亀 衞所蔵の年代記を見るに、 正帝霊亀 亀四年ハ養老二年なり、ハ二年にして養老と改む 四年、 大隅向島涌出と記す、又島の士池田新兵 されハ此島養老二年涌 養老二年向島涌出と見えたり 出なる

近世續日本紀を引て、

櫻島

ハ寶字八年十二月沙石

聚

らす、 國分の屬島小島の條下に記す、 り化して島と成と云説あり、 これ誤れるなり、 櫻島と名付し由 事 縁詳か ハ 隅州 な

櫻花海に浮ひ 上に櫻樹あり、 前太史平田清右衞門純音櫻島のことを記するに、 此 Щ 其洲 涌 出 す、 夜に涌突して山と成、 其花瑞に因て櫻島と命す、 故に名 又

らん

夏なから時

洲

考かふるに、忠信大隅の守たる時爰に居住せしゆへ、 書を載せ、 もと見るにそ身ハひへにけると載せたり、是によて推 おきなのよミ侍ける、 しらしろき翁の侍けるをめし、 和哥集に、 くといふ、 櫻島の忠信か國に侍ける時、 此 忠信落書によて大隅守に任しけると、 両説いまた考へす、 老はてて雪の山をはいた、けとし かん加へんとし侍ける時 本朝文粹に櫻島忠信落 郡のつかさにか 又拾遺 そ 7

も府城の東海にありて、 名便覧等薩摩の部に櫻島を載るハ、大隅の屬島とい 其風光佳景なるゆへ の姓を稱して島の名とするもしられす、 一吟を残して、 詩哥俳客の 輩城下 櫻島をもて薩摩 名所方角抄・ より眺望 0 へと 地

短 Щ とい 冊當座 ふもの多し、

春にこそさくら嶋ともいひつらめしくる 7 け Š ハ 紅 葉

袹

ならまし

雨てミゆるさくら島浪のかた衣きてやほす 人しらす

冷泉為村

櫻島暮雪景之一八

浪かすむ月のみはるのさくらしま夜をへて花に影もめ

b

櫻島春月二景之一

日野資枝

秋ことに光を花とつきやすむしまは櫻の名にたてれと

仄 月雪の見るめのミかはさくら嶋なミのはな咲ゆふ うへ明 櫻しまひかたをかけて降雪ハちりかふ花の春の面影 筑前宇橘

遊行四十二世 影うつる水もみとりやさくらしま

南門

浪華野雀

つはあれと雲のか、れる時になをさなからふしと櫻 咲ころかなを思われつさくらしま

島

11

新續犬筑波集

遊行四十四 世 大隅のさくら嶋にて

尊通

薩摩謙也

花の名におほすミそめやさくらしま

鹿児島南曉

曙

櫻島秋月景之一八

名にめて、世ハ冬なからさくら島花にそまかふゆきの

夜は海に明たりゆきのさくら嶋

遊行南門

冬もみるこゝろの花やさくらしま

樋口三位康凞

俳偕名所小鏡

筑後君山

雪そらやしつこ、ろなきさくらしま

名勝考

高辻宰相家長 櫻島在東而観之、山亦向東、在西而観之、山亦向西矣、南北亦然、故櫻島本朝文粹○亦號向島、武備志同し、○永禄十年釋覺慧日州記行日・

に名 薩之 摩日 國向 とする○ ハ方 誤角 也集

三里、頂コ 府東海 上. 峯、 里 嶽と云、南嶽・北 島 周 湖 七 里、 あ ń 町渚 应问 十五間 マン・ラサリ フタナカ アクアヒ 水・両中、亦両峡と云、 水色白し、北を御南を白水、水色白し、北を御 ٤ + 高 +八 町

領知也しを以っか届くといふ るに至る。 其名を諱 0 頂 嶺 八 八分よ 13 の俗名 両 神 n あり、 てなり、村落十か如く其村落十 Ŀ 祠 は あ ŋ, は 條 火闌 0 外路 は 人、 降 月 命、 夜尊、 な Ļ に大 **|届き居れりと云≥、是諺に手** |隅隼人記に、隼人の足ハ櫻島 へ島 皆羊 て民い 腸 神鬼獣を愛すと、 0 難路 也 西 敢相て傳 南

 $\bigcirc$ Ŧi. 社 大明 神、 奉祀月夜見尊 . 木花 開 耶 姬 命 豊 玉 姫

火

人闌降

一种。 一种, 一种, 一种, 一种, 一种,

 $\bigcirc$ 

神社

撰

集日

櫻

島者、

彦火

々

出

[見尊詣

本

-朝文粹

櫻

島忠

信

落

書

何に

れ忠

の信

代の人たることを記さす、大隅任に赴くことを載す、

之、 龍 宮 尊不聽、 聚龍. 女豊 私視之、 玉 姬、 則 後 姫 姫, 花 謂 龍 火 也 々 出 見尊 姬 覚 而 日 恥 吾言 其 醜 産 状 勿+ 私 棄

其児 因 是也 洏 入海、 둪 >′ 其積 怨変 説 日 成 霧島 此 山 *ا*ر 彦 故 火 13 霧 Þ 島 出 کے 見 尊、 相 對、 而 火坑 櫻 島 騰力 *)*\

火

闌

降

命

也

兄弟

易幸

而

發

争、

故に

霧

島

与

櫻

島

互.

13

怨

愝

故 除

を含むとも云 されとこ ≥, 0 島 以 <u></u> 0 名 島 は 民之諺に 木 花開 語嗣所 耶 姬 ï な 由 あ ħ ŋ 71 古 7 聞 傳 なる WD

名く、 阜 唯 霊 其 傳 亀 或 四 詳 説に、 なら 年、 す 始 櫻 老二 花 皇 年 帝 葉 向 海 記 島 7 上 に浮 ふ史 涌 出 乗日 んて 按に、 成 る 四 + 説 故 四 に櫻 恐く 代 元正 島 *)*\ 非 ح 天

依

是

何そ なり 櫻島こと 霊 亀 き 養 老 島 0 涌 間 出 天朝 せ ん iz 時 國 政 史に之を登載すること 緑 尤 曲 尽 Ĺ て遺っ でさす

無ら ん哉、 事 *ا*ر 或 分 郷 小 島 0 所 ï 14  $\sim$ ŋ 東 西 遊 紀 名

只壱ッ :論 離 n 景 7 色 獨立 無双 一し最晩は なる *ا*ر 峻 薩 摩 なるに、 0 櫻 島 H Ш 光 也 映 す 蒼 れ 海 *ا*ر 0 山 眞 单 0 色

Щ

紫に見 ^, 絶 領白 [雲を蒸することく 煙 常に  $\overrightarrow{v}$ 登 る、 たと

*/*\ 日 本第 0 名 Щ ٤ V چ ^

*ا*ر 一青疊

0

Ė

に香炉を置たるかことし、

是によ

ħ

櫻

陽 春 詔 財多 哀 樂 尽 開 眉 平 吅 頭

官爵 専非 功 深課賞 公私 寄 致 贖 労 求

書 太閤賢帰 久 待 貢 書 衆 致 直 左 丞 物 相 遅 期 侫 献 損 皇 物 献 収

忽逢 魚水 恩波 共 兒 駿 河 感 涙 流

臣 向 宣貪欲 和 風 人櫻獨 世 間 歎 冷 外 被 吏沉 霑 暖 淪 露 橘 天  $\overline{\Gamma}$ 先 抽

近

角 金銀 1 萬 両 沽亡 山 海 1

不書補之、 書 此然 落 書 記 拜 任 | | 刺其時 大 隅 守 時 云 政則 > 然未知件~指何等事心可考焉、文粹旧本. 拜任大隅守云~、k 按古事 也、彼因此落書刊本共多闕字、 談日 有忠信 育 任今 信落 大叨 赴書 ŋ

櫻者忠信託 名にて、今のさくら島に涺しも知へからす、とにかく大隅守に任せし事治拾遺等并に大隅守櫻島忠信とあれい、櫻島ハ姓にもあらすしてその地位下なれい、忠信か如きハ忠信櫻島朝臣とあるへし、而して古事談・宇姓、五位先名後姓、自今以去永為恒例ともあり、凡大隅守の先途皆従五姓、五位先名後姓、自今以去永為恒例ともあり、凡大隅守の先途皆従五 にてもあるへし、姓とハ小別あり、 俗間に家の称號を名字といふハ、即其名田本貫の地名を称せし事にて、拾芥鈔姓氏録櫻島あり、後世なから日本詩選に櫻島姓見えたり、蓋また 六位上櫻島部石守、又東鑑建久六年大佛供養番匠に櫻島國宗と見え、又○按に、櫻島ハ地名にあらす、忠信か姓氏ならん、後紀桓武紀に散位従 損皇猷者是乎、又同年、左大将藤原朝而未幾兼家進為相國、此時左大臣源雅 頼忠為関白十年、公、所謂故太閤賢 ·託其民言官冷乎、橘者當時橘姓者登庸乎、其餘今不能強辨焉。 1、所謂櫻獨冷橘先抽者、託言于左近衞櫻·右近衞橘乎、或曰、 養老五年太政官處分曰、唱考之日、三位称卿、四位称忠信或ハ此櫻島に縁由故あるをもて櫻島を名字とせる 既而辞望、 宗永祚元年、相國藤賴忠公薨、封駿河蒙微録乎、抑亦左降西海窮遠之地乎、 、藤兼家得志、一條 又曰、共見駿河感涙 光因病辞其職、信与兼家結婚相 即流者、 為攝政、賴忠薨、悲慕賴忠乎、先是 明年、右大将藤l睦、所謂左丞相 諡以 原侫 義河

拾遺 むとし侍りけるを、 0 司 和哥集に、 かしらしろき翁の侍りけるをめし、 大隅守さくら嶋の おきなのよミ侍りける、 忠信 か國に侍 罪を かん ij け いる時、 か

但

て聞見に備ふ、

哥によりてゆるされ 哥 侍りける、 りをもなたむ、大隅守櫻は奥義抄に、わたくしのい

忠か

よミてゆ? あ 宇治拾遺 た けれハ、 い翁をめ め をおこなひ給あひた、 物語に、 う、哥云と、 召にやりていましめんといひて使を遣しつ、 いまは、 むかし、 郡 司の 大隅守なる人國 しとけなき事とも 0 政

> をしくおほしけれ(®え) 云けれハ、いミしふあはれかりて感してゆるしけ の山をはいた、けとしもと見るにそ身ハひえにける、 もよみ候なんと申けれハ、さらはつかふまつれと にして是をめさんとおもひて、 より問ふに、 んと思ふに、ことつくへき事なし、 出きたるをミれ しもとを設て打へき人まうけて、 す度としとけなき事あれ 重く輕くいましむる事常の ( するやうにひきふせて、 |汝哥ハよみてんやといへは、 程もなくわな、き聲にてうちいたす、としをへて雪 こ、にめしてゐてまゐりたりと使の申けれハ、さき 0) 0 様にしとけ た、老をかうけにしていらへをる、 ハ 頭ハ なき事あ 如何なる事につけてか是を免して 黒髪もましらす皆白髪 例 尻頭 重くいましめ なりけるに、 己ハいみしき盗 翁はか る時には、 先に人ふたり引張りて にの あやまちともを片 ほりゐるへき人、 しからす候と んとて召也 度にもあら 人か にまか 守 は せ n か

夏なから時雨てミゆるさくら嶋浪 名寄に浪の花貝なとよめ 0) 西行法 め れ 衣きてやほ

す

近衞内大臣前久公

Ŋ つハあれと雲のか、れる時そ猶さなから富士よさく

ら島山

0

冷泉大納言為村卿

月雪のなかめのミよはさくら嶋浪の花さくゆふへ明ほ (®か)

細川玄旨

いにしへに誰かいひけんさくら嶋つくしの海に富士を

うつして

中納言家久公

いつのまに春たち来ぬと名にめて、花の梢をさくら島

哉

寛永十五年慈眼公を悼奉りて

京師貞徳翁

櫻島ありとし聞けハ西の海にやかて手向る波の花かな

三十五世遊行

名にめて、世ハ冬なから櫻しま花にそまかふ雪のあけ

ほの

石川浄林

照秋波益顕眞山、

画目蔵峰冬雪無殊、玉柱崐崘与夫巧鳥

朝日影うす紅ににほふなり高ねの花やさくら嶋 巣松詩集、大永三年癸未二月、島陰見櫻島花三首: Щ

山名櫻島海之涯 万朶如雲又似霞

日暮春風吹作雪

此花亦称不香花

明朝風亦何恨 再落字片 ~ 改観成雪飛 春入島陰含夕輝 櫻花開處興何微

海中櫻島古猶今 二月花開入句吟

此夜官遊頻可賞 明朝風雨作空林

櫻島小引

予初祗琉陽、

即聞所謂櫻島者、

轉之奇峰具四時之佳景

亭∾孤嶼依八面之驚濤、 神往久之云、舟行三百里、 非善

風不易達、是以未遑問津、 一日者其住持不石上人、 以櫻

越朝而龍洞心海上人来謂予、不啻親見、為請序焉、 亦可約略其島中烟景想見其為人、兼採所聞、 鍾韻回答、

島四詠遥寄索和、予即未晤其人、未履其地、

然見其詩、

予以

未到不能詠、 乃不公不以予為不文、不得予言不止、 猶固

託心公、繪圖以示、且述其山有玲瓏崕洞奇句魚螺

開十月之花、三春更艷、 漁舟艤千尋之壁、 九夏尤多、

即所聞、 名花不可 ,勝指、 和哥書以畀之、 是則櫻島之大概也、 **旹康熙歳己亥陽月、** 予究不能名言之、 閩唐瑟水翁 爰

録之跋言、不石大乘院主、善徐葆光、而来于沖縄之年也、 長祚榴菴 氏 題於中山使院、 善詩文名當時、 本邦正徳四年、國柱按、康熙己 而翁長祚従清冊使一亥其五十八年、丁

櫻島四詠次不石上人元韻

遥指: 中 山 外 天 杜鵑

花

候

海

光

連

春

幾 回 錯 鉏 珊 瑚 出 百 | 大潮 頭 似 欲

夏

奇峰 不少星槎横島外 到夏倍堪憐 如 垂竿流入小漁 削芙蓉挿海 天

秋

本是霊 崕 怪石 堆 自 應木落 益崔 嵬

天心欲顕真 Щ 出 先借 金 風 洗 来

冬

博望倘 候當十 月値 純坤 萬緑資生未有 痕

寄題櫻島 教来此島 山次不石 雪中定擬作崑崙 和尚 元韻

> 見説春花開 奇峰傑出 海 勝錦 之天 勢与須 州 人遥望尽欣

弥

共接

連

右春

深青嫩緑 [面清風 生 **顺地爆** 一萬籟 下 餘凉吹入釣 映滄溟 Ë 魚 一映天

右夏

四

黄葉紛~浪 Щ 面 目 分 崩 作 現 堆 蜃氣句 玲瓏巖 連 竇露崔 | 爽氣 嵬

雪色山 容 抹坤 還 如賴 髓 補 瘢 狼

右秋

瓊樓玉樹重~出 右冬 疑是蓬萊第

櫻島暮雪 輝残 萬 . 仮天高白

Ш

田 月 洲

瑞色偏明暮雲表 狐峯隔海落 玲瓏 絶勝 月中看 | 雲寒

櫻島嶽

地理纂考」

(本記事ハ前ニ同文アリ、

住崎陽聖壽山支那道本

**餐**之、

土人呼て燃嵜といふ、一ハ野尻村・湯之村の界にあり、し、大石を飛し砂を雨らす、其燒石堆積して岩丘となる、上村にあり、文明三年九月十二日、此村の頂より火を発諸所燃崎 営島の内燃嵜といへる地諸所にあり、一は黒

是も同時の燃跡にて新燃島といふ、年十月の燒跡にて、島民新燃嵜といふ、一ハ有村にあり、雨し、此邉すへて燃石なり、一ハ向面村にあり、安永八

文明七年八月十五日、

野尻村の上より火を発し、

前櫻島発火の時涌出せしともいふ、

人家なし、

等活欠刊程呈余 電队長尊势舌光 題燃島

Δ

黑質彩丹燎嵜石 宛如炎氣未相除寒嵓次列里程餘 龍臥虎蹲勢活然

纂考」

因て名を得たり、周廻半里許、人居なし、寛永十年癸酉いへり、今に一松樹の生するなし、烏鴉多く集り栖む、ふ、今は雜木繁茂す、土俗に唯松樹の生する事を忌むとお、野尻村火を発す、島人相傳へて此時湧出せしとい烏嶋 赤水村の南三町許の海中にあり、文明七年八月十烏嶋

五月、島津家久嚴島神社を創建せらる、

時、烏嶋と一時に涌出せしといふ、或ハ云、文明七年以烏島に倍して清泉あり、文明七年八月野尻村火を発せし沖小島 湯之村の一里許前にあり、横山村に属す、周廻

「名勝志」

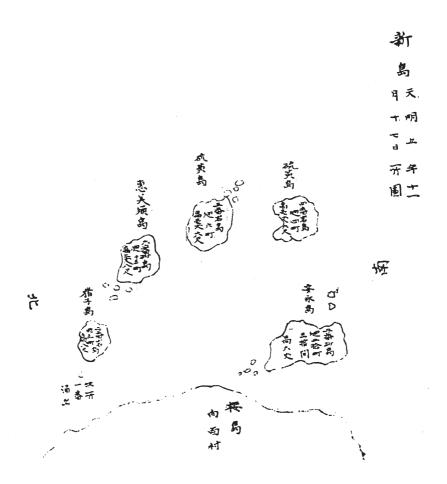
安永八

を見て考へ知るへし、今松樹多し、俗に是をおこ島とい朔日、櫻島両所に火を発し、向面村の海中島々涌出する 居村に火を発す、此時涌出するにや、近比安永八年十月 別に火を発す、此時涌出するにや、近比安永八年十月 野島 島島の南にあり、湯之村の前なり、其大きこと鳥沖島 島島の南にあり、湯之村の前なり、其大きこと鳥

「纂考」

š

合併して今ハ一島となる、安永八年己亥十月朔日、桜島新島 向面村の前にあり、其島凡そ五ありしか、次々に



五十間、宮こと三町、 なる、 にあり、其形亦嵓島なり、是を四番島と云、面の地を距ること廿三町許是を四番島と云、 と四町半許にあり、その状嵓島なり、方一町十六間許、向面の地を距るこ 是を一 のと 火 となれり、 合して一 0 島と云、 島と称す、 Ŧ. の地を距こと十四日 ハを発 島 島 日 魚を得ること多く、 島相並 氣あり、 島 涌 所出 安永島と称す、 経て後煙消え天晴る、 向四 番島といふ、 出 高さ一間三尺ハかり、其翌年七月朔、南北五十七間、東北其翌年七月朔 涌 面の島 島とな 出 す、 ひ又涌出 同 す、 .十二月九日夜、 己亥十月化生の故なり、 因て併せ称して六番島と云、 す、 一町許にあり、向町余、向面 地を距こと十二と距ること未中 地 因て俗に硫黄島と称す、 距ること十町許にあり、其状又富鳥なり、二番鳥を距ること巳方十五町、向面の地を 大に の方にあり、是を七番島と云、六番島の丑寅 巳にあり、E 七番島の辰 ŋ す、 震 同十五 同 ひ、 又其後六番島に連り三 二町の 六月十一 俗に惠美須島と名つく、 是を六番島と云、 五月朔日に至て自ら合して一 是を八番島と云、 黒 許方に十 又 頁 煙 + 是を二 あ四 天を覆ひ 四 り、余 H 島 又 頁 涌出 島涌 是を五 同 番島と云、 又一 同 三四 十 H 島 忽ち 九 す、 年 島 目 漁 出 涌 午三の番 **派人釣** 九月二 庚子 月六日 島合して 後 同⑩ 涌 番島と云、 の両島 す、 水中に没す、 出 暗 七八 の方六町許、向留島を距ること す、 九月十三日、 出 夜 是を三 ること卯一番島を 初 を す、 应 俗に猪 0 地向を面 垂る |月八 夜、 め火を 0 H バ 如 を五 島 硫 両 距村 島 島 日 黄 番 又 子 の距 るの

> 発せ 二十町、 Ļ 経、 を測るに、 政 島併せて新島と名つく、 其形を成す、 丈に至り、 湧出する時 騰 Ľ 十二年閏四 或 泥 しより 沙聚りて洲嶼に化し、 ハ五日 砂 高さ六丈なり、 を飛 倒 深きこと凡そ八十尋、 ハ 月 せ泥 即ち其二番・三番 れて海水人家に逼る、 を過き、 年 必泥沙洑き上 0 際、 島民六口 を 雨ら 出没常 海 其五番島最大きにして、 草木発生し水泉迸出す、 Ĺ 底 [を此 公鑄冶 なし、 或 りて山の如く、 其状定ることなし、 島に移す、 ハ石を発し、 の如き音あ 若くは九 四 番 炎氣稍退き五島全く 巨嵓崩れて細 •  $\mathcal{F}_{\mathbf{L}}$ + 今向 番 ŋ 尋 其高さ三 或 て、 . 六番 は三 あ 面 於是 其周 其 海 ŋ 0 石と変 潮 海 0 日 島 か 底 寛 硘  $\mathcal{H}$ 几 を 沸

「名勝考」

議

る

海底

より

諸島

を

湧出

せること、

造

化

0

功

角真に不

崽

といふへし、

沖ォ

小温

國桜

分島

郷野

小島に對院村燃崎

して沖小島といの西南に至り、

ふ周

かなら

鳥鳥 年 -代記及旧 年九月十二 ・の栖林とす、この二嶼共に人住なし、桜島赤水村の南三町許に在り、烏島 記 H Ħ 黒神村 應仁二年、 0 Ŀ 桜島: 愈熾にして、 Ш Ŀ 亡に火 、を發 同 七年八月

之地、 明 沖 餘 Ŧī. 文明八年 又島之東前大地震、 十九年三月 人馬死傷 燃崎 年戊戌八月十九日、 龍臥 也、 野尻村火を發 急変白沙堆、 の二小島 **デ**可 丙申秋、 虎蹲勢活如 七日 元禄十 )勝記、 ハこの 夜 车 火起焚島、 向 滄桑之嘆、 釋覺慧題燃崎石詩に、 西地涌出 近國に至沙灰を雨すこと五日 . |島神火起る、 以前に涌出せしに欤、 黒質彩丹燎崎石 歴七 碧海捴休猜 年九月十二日、 里原、 烟雲簇也、 一里許、 不克蔑于 西 又福昌寺所蔵記曰 南 連于本島と、 懐、 塵 有 恰如炎氣未相 灰散也、 寒巖次列 又大に燃上る、 作是詩 島 島陰集、 日 青茅 一里程 是今 向 文 永

去年澗底草深處 七里 苸 凉 沙作 烈火曽

燒一

島来

桑田

Щ 似崑崙 最 Ė 巓 風 吹猛 火起雲烟

Ł

七里

原次玉

洞

翁

韻

巣松

里に足らす、蓋むかしハ志布志邊より福山坂の按、七里原ハ福山牧野より末吉・恒吉界まての 七里にして、 岡 里沙 如 鎌倉七里か濱なともこの例なり、此七里ハ今所謂五町を一里とする 雪 草樹何愁白髮新 上に至り るあ の處、

里原

を發したり、

其疇昔九月廿九日夜亥上刻より、

方數·

千

古事記 地とつ 日 きてありし @國 雅 如浮脂、 帯 因萌騰之物云≧、 の天浮橋數條ありしやうにも聞 一大考日 天

> とは、 まも然るへきさま也、 たり、 其 帯<sup>ス</sup> 若然ら Ó のなほのこりて騰るにやあらむと云り、 断離れたるあとの ハ富士 又今に火 • 信濃 0 0 蔕にもやあ 浅 出 間 るも、 嶽 日 初に昇 5 向 0 霧 ŋ 山 嶋 Ŵ 0 Ш ર્ક્ર ŧ な

日

八

炎ュ 0 て皇國にハ高 し氣のなこり Щ K 息ついにしへより今に亘 ハ いと稀にて、 山 の頂火を發して終古に炎るか多く、 火炎于昆岡なとあれと、こなた れるか如くにハあらす、 西 0 土

脉 0 屈茨北二 お 0 つから吴なるゆゑなるへ 一百里 有 Щ 夜則 火光、 Ļ 晝 H 酈道 但 煙、 元か水經 人取 此 Щ

或

石炭、 能鑄冶なと見えし 冶此山 鉄、 恒充三十六國 所謂火井・ 用、 火坑の 故郭義恭廣 類にもあるへ 念志、 亀 茲

熄しなるへし、 その前つかたより この桜島の炎たりし事ハ文明年中より見え初たれとも、 爰に安永八年癸亥十月朔日、 山上火を發しハありしか、 桜島大に 中 比には炎 火

至り、 0 間 鳴動して、 地岋こと 嶋中の 未 刻、 井悉く沸騰り、 頻、 山 東西 上 両カアと 然曽て無息時、 一両所一 より 乍一 挙に炎上れ 所∼水迸 帯る の黒烟を吹出 以て翌朔 出 ŋ そもく 日巳午の 又海水紫色に 対刻に 頃乃

桜島童謡 絶 餘 頂 0 八水常 東 Ę 南 両多 満 間 一あひから 涸し 7 あ Š ŋ 峽上 É 雨流 海潮 湖 あ す、 0 ŋ 進退大小に Ĺ 雨ハ流さす沙 水 池 لح に應な 11 ふ ح 流 ŋ す、 П 是 町

0 浮石寄来る、 人に聞く、 數を知らす、 より火を發し、 あやしむ所に、 吹 事を承りたりとい 火の子のまる燒たむ 穴續き 石 山手 (雲一条西の方より東したるに、供の者ともおひたゞしき霜の月臘尽の夜甚しく、正月元日、御城に登むとて罷出しに、漆[崩石飛ひ、廿六七日比地震、夫より五日十日ほと江戸皆・帖に、十月十五日、浅間山おひたゝしく鳴動してやけ出 à るほとに、 安永八年十月二 其事状 是海嶋 泥沙涌 丹後浦島 へ り、 0 ۱ 炎上記 流 燃ならんといひしに、 0 かく連に灰を大坂に降 の人来りて、 れて人屋 日 その比ハ本藩日ことに あ 大坂に沙降る、 ń 果 田疇を埋没す ハ亦記さす、 し朔日(て脱カ) か 未 0 海邊に夥しく 刻 .せしなる 果して桜島 後に 諸 Ł 西 人大に 0 0 大坂 風 É 両 0 0 間

大隅 あり、山のやけ出して後地震降と打拂く~参しに、後に聞 のことき黒雲一条西の方より東したるに、地震、十二月臘尽の夜甚しく、正月元日、 の候に隨ふといへが朔望の交に在り、 海 新 嶼 涌 茁 へ蓋流 せるもあるへし、さて山頂火を發す者ハ必ハ霜と見しハ皆灰にてありしやといふこと

余嘗聞之、 萬物統會不外于 人間 生∠乎二氣中、 天地之 茲矣、 體 月、 自 故 以 其 相忘弗之察焉而已、 (精霊 木金與水火并称 其火水即二 一氣之妙 夫智之欺 非

甪 所 聞

年癸亥十

月六日

大者曰安永嶼、

周

匝二

之更、 年癸亥十 常所希 者為其易物 世 則物 常見 月朔日辛亥、 理、 理不能知者、 而 信之、 愚之惑者為其蔽 未有之疑 大隅州桜島有火変焉、 世 固 |既不得而 他、 物流 理 然而 焉、 無之也、 至夫火水之変尋 而 日 Щ 月 之食 上發火、 安永八 远 時

墻、 此 中之深自八十尋至九十 **記扇動、** 時天揺: 魚鼈 性級殺、 地震、 滄溟為此蕩波、 蟲介熱傷 越比及五 幸, 則 旦 使潮勢溢陸、 舟楫常有飄蕩之恐覆 故猛焰自海 火更東轉、 底沸騰也 従海 海 邊居 中 溺之虞、 屋漂室 炎、 Щ 谷 其 為 海

也 星斗為之要曜、 生 **忌嫌、** 磤礧連轟聽、 不 測 復 灰 将 雷 沙隨風積席眯 何作、 厲電激、 須 臾千態俄頃萬状、 硫黄臭氣時熏、 眼 其患亦 夥、 莫不掩 烈聲呼 則 不可 **ル鼻、** 窮

至若夫桜島山

上火坑時發也、

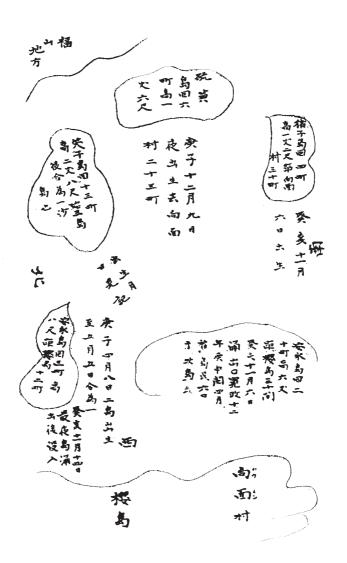
**欝煙敵烝不知幾重疊、** 

九

霄

餘炎殆息、 尽諸筆言也、 突然出 而 以 現者 洎 翌歳 萴 新 九 旟 年甲子、 也 新 嶼之出 其火勢浸微、 也、 古 又閲 未 可 頓 月

之間 知之、 紜若是、 隐顯有時、 或曰泥沙之凝滞、 巨 蓋 細 認之、 期 昔者所視今則 年完然島 頗似有鬼神陰来相之、 嶼 分出 無之、 或日浮 今旦 列見者凡以 石之屯聚、 所 成 吴言喧 如 或日 Ŧi. 明 聒 出 其二 没易 街 何 談 抄 以 勿



持、 其次以 之愚深 亦近乎、 今乃會安永島之成、 造之理、 泊 北 各嶼皆磐 所 H 미 加 前 7曽言 生 神造 生者自 也、 瀕 此以癸亥十二月 福 牛 今以為小 島 同 疑之滋 其 物 按、 涌 Щ 右 **|連接成** 况 疑史或為之説、 Ę 邑 年六月十 出 而 夫造 昔 是二 無之、 亦 連 嶋是 何擇 感矣、 者 源泉迸 結 而 一島并小、 物 神 其 島、 者之 焉 也、 子 護 大者長 原 獨惠美須 日 凡 野 中 出 以安永年 四 因 是皆 拾 今也 無 其間 Ħ 是 生 再 大隅之海 夫 東西、 後自 謂 海 極 蛤 或 H <sup>點</sup>殼、 1恵美須 於斯安永島 É 始 嶼白沙委積 又九月二 不 中 [神造 ||合為|| 見 能 夫有 嶋 於是漁客 生 欲 낈 嶼 中 北背 出 盡 Ш 物斯 島 眼 猶 往 有 嶼、 所 壑 也、 日 神造 以 前 遺 ≥ 隆 言 為其 天造 而 蜑 蓋サルコ 後没 既 蠣 有 高 以 生 智窮之則 獲 房 理 島 而 在 人 遠 桜島 望皚 自 理 也 亦 而亡云、 魚最多也 與六月十 島 南 者 先天之 天 其 観 可 面 易。 以為 夷平、 又十 也 愚也 名 各 乎 地 顧豈 以 Ę 司半 中 Ħ 止 如 1 | | | | | | 今合 堆 蕳 大穴 户 世 以 有 宿 固 蚩 未 神 松 里 凡 日 不 碇

須番

温島に連

行っく、三

二島合して一

に魚多くあつ、一島と成、

つまりて漁釣のたよりありとて、六番島の名残れり、里俗これ

かく

既不 斯 永島之状、 謂為愚所 錮 矣、 故 并論之、 抑癜 孙昨之所惑於彼、 私以 備後之莫面 今則 観之、 一發於 が此、 而 或有 遇 欲 記

是日 町

硫

黄

氣 周

也、

其次以九年甲

子

几

日 夜

小

 $\mathbf{H}$ 

猪 以

帀

川

町

其

次

以

+

月

生二島、

至 嶼 者

Ŧī.

月

 $\mathcal{H}$ 有 児。

日 硫 嶼、

自 黄

合為

島、

亦日

安永嶼、

周 月 九

市 八 日

町 雙 生

名勝

櫻

島といふ、 れハなり、己亥の歳な 今里俗け 番島を今里俗硫黄島と名つく、岩島にしてること凡弐拾三町、これを四番島といふ、 を三番島といふ、町、岩島にて、是 新島 如 番島と三 島 **浴去、** 八 Ĺ 島涌 志 -無之、 H 目 火 安て を 永五 芸町 向 Ŧī. 小島と名つく、 九 發 天明 又 + 出 日 面 翌年七月 月二 一島双涌 0 村 而 島 十二 月六日 後 0 Ŧī. 未 を二番島といふ、今里俗名つけて猪子島と呼ふ、早一番島を距ること卯方壱町拾六間余、岩島にして、 H 黒煙 煙 北 涌 年 聞 力朔日水山 散す、 iz 某 貽 出 出 月九 六 又 天に 夜、 甪 疑  $\mathcal{H}$ 月 五四 月番 於美靈 島 日 後七八番の二島合して一島と成、又其後六七番島の辰巳に隣る、是を八番島と云、其 H 中 千 -に没して今見えす、横五拾間、高壱間三尺、 又 是月 <u>F.</u> あ 夜、 朔島 間為 涌 ŋ ŋ 皷 日の  $\exists$ 出 又 酉 島 + Ш 者 方、 应 地 安永八 或 也、 涌 島 又一 これを七番 六番島の丑 大に 島 日 合向面 出 柱 黄番 涌 如 氣島 震ふ 年己 て一島となる、これがを距ること凡拾れ 子 共 丽 あ・ 涌 ||村を距ること凡三||番島巳方拾五町、 島 嚮 り、四 出 亥 涌 有 り、向面村を町二番島午方にも 忽ち 子 翌 出 疑 いいふ、 寅五 年 月 於 に番 地向 庚 Ŧī. 史、 朔 あ島 を面 Ħ 子 夜 疑於 たの れ弐 る丑 辺 安 口 を町 距あ るの

といふ、初め火を發して一年の際、 頓に白砂を沸騰し、 三

くなるもあり、 は没し、又岩石崩れて小さくなるもあり、 日を経て或は没し、又泥を發し石を發し、 海底鑄冶の音あり、 其形定ることなし、 泥砂聚り大き 五日を過て或

て寛政十二年康申閏四月、六番の島ハ今に現在す、五番・六番・四番・五番・五番・ 漸く鎭り、 或三丈或ハ四丈人家に逼る、 五島全その形を得たり、 五番島大して草木生し水あり、 島民是を津波といふ、 時の人新島と称す、 炎氣 ょ

島涌出するときハ、

かならす泥砂洑上り、

波濤高く、

或ハ九拾尋なるよしいへ 天地造化の妙測りかたし、 ŋ か、る海中より涌出して島

其海底の深さを邑長に問ふに、

向

面 0

沖は凡八拾尋、

島民六口を此島に移し居らし

名勝志

駕を寄せ給ひしといふ、 邦君寛陽公此楊梅の為に屢光臨し給ふ、 今其古木枯てなし、 宥邦公もまた高

纂考

義久天正十三年四月當嶋 古牧馬苑 此址嶽村にあり、 へ馬追に渡海せしとい 海より半里許山にて、 Š 先是

野狼の害ありし故に廃絶せしを、 しといふ、 其後此牧を鹿児島吉野村に移せしを、 天正十二年に再興あ 近頃此

をも廃せり、

纂考」

櫻嶋忠信傳

侍りけるを、 郡司かしらしろき翁の侍りけるをめし、 拾遺和歌集日、 おきなのよみ侍りける、 大隅守さくら島の忠信か國に侍りける時 罪を考へんとし

老はて、雪の山をハいた、 けと

此歌によりてゆるされ侍りける、 霜とみるにそ身はひへにける

楊梅樹 党 氏に謝す、 ケ 原 の役後慶長六年四 | 當島藤野村藤崎某宅地の庭中にあり、 勝志 藤崎正兵衞」

地理纂考

寓 この情を消す、 其時手つから栽しと云、

凡居ること両月許なり、

その時假山を築き旅

月

藤野村に蟄居し、

以て徳川 島津義弘

をめし考る時に、よみてゆるさるゝ哥云々、國のはてま○清輔の奥義抄にも是を載て、其序に、桜島忠信郡の司

てにもか、る哥よみけむ人もあり云々、

皆白髪なり、 政をしたゝめおこなひ給あひだ、郡司のしとけなき事と しからすともよめ候ひなんと申けれは、さらはつかふま みしき盗人かな、 やまち共を片端より問ふに、たゝ老をかうけにしていら けてか是を免してむと思ふに、ことつくへき事なし、あ ゐるへき人、しもとを設けて打へき人まうけて、先に人 けれは、さきく~するやうにひきふせて、尻頭にのほり て召にやりけり、こゝにめしてゐてまいりたりと使の申 もあらす度々しとけなきことあれハ、重くいましめむと かせて重く軽くいましむる事常の例なりけるに、一度に もありけれは、召にやりていましめんといひて使を遣し へをる、いかにしてこれをゆるさむと思て、おのれはい ふたり引張りて出きたるをみれは、頭は黒髪もましらす つ、先々のもこの様にしとけなき事あるときには罪にま ○宇治拾遺物語に曰、いまはむかし、大隅守なる人國の いと口をしくおほえければ、何なる事につ 但汝哥はよみてむやといへは、 はかく

る、人はいかにも情はあるへし、○南留別志衞門著書に櫻にけると云けれは、いみしうあはれかりて感しゆるしけ年を經て雪の山をはいた、けと霜とみるにそ身ハひえつれといはれて、程もなくわな、き聲にてうちいたす、

島忠信か召せし郡司の哥を載せて曰、かしらにはおとろ

の雪をいた、けと霜と見るにそ身ハひえにけると云哥ハ、

といへるなるへしとあり、此哥の一二の句をかしらにハ笞杖の罪の事をいへり、笞杖ハ荊楚にて作るゆゑおとろ

故太閤賢帰衆望 左丞相侫損皇猷除書久待貢書致 直物遅期献物収官爵專非功課賞 公私寄致贖労求

藤原濟時轉左、 乎、又同年、

所謂櫻獨冷

橘先抽者、

託言于左近衞櫻

忽逢 !魚水恩波濁 共見駿 以河感淚: 流

進臣貪欲世 向 和 風桜獨冷 間歎 被霑暖 外吏沉淪 露 橘先抽 天下愁

依是落書拜任大隅守云々、 費用金銀千萬両 洁 亡 山 海十二州 林氏曰、 按古事談、

共多闕字、 大隅之任、 々指何等事也、 今叨朱書補之、 然不記何代人、 彼因此落書任大隅守、 此落書諷刺其時政、 則无可考焉、 則不遇其譴 文粹旧 本・ 然未知件 刊本 而

微禄乎、

抑亦左降西海窮途之地乎、

今試以駿河感涙句

推

言之、 悲慕頼忠乎、 謚廉義公、 則 条帝永祚元年、 所謂故大閤賢歸衆望、 先是賴忠為関白十年、 相國藤頼忠公薨、 又曰、 既而辞職、 共見駿河感涙 封駿河國 兼家得志

左大臣源雅信與兼家結婚相睦、 条即位、 為摂政、 頼忠薨、 而未幾兼家進為相 所謂左丞相侫損皇猷者是 國 此 時

左大将藤原朝光因病辞其職、

明年、

右大将

橘姓 右近衞橘乎、 者登庸 乎、 或曰、 其餘今不能強辨焉 櫻者忠信託其氏言官冷乎、 橘者當時

釈桂 庵

望向島賦詩

櫻窓穩坐回 萬頃蒼波白 頭見 島 濵 中 宛 是廬 流 向 島 Ш 面 目 由 眞 旬

櫻島四 詠 春

| 不石

南 春光莫訝火光映 海灘 持玉超にて、詩を以て世に鳴る不石ハ鹿児島大乗院二十四代住 頭獨聳天 滿島杜 紅 霞青靄單 鵑花欲

相

連

有

忠信

赴

夏

景光自是参雲外 杂奇峰甚 嚴下趁凉多小 雨餘著色碧於天

秋

Щ 突兀巉巖絶 容何似老人瘦 海 堆 露 滿天夜氣益崔 出手袖 秀骨 嵬

滿

山

白

雪冷乾坤

萬丈寒光

射浪

痕

借 問諸 峰誰 **得似** 霄獨露玉崑崙

櫻島小引

予初抵琉球、 風不易達、 々 孤嶼依八 即 是以未遑問津、 面之驚濤、 聞所謂以 **『桜嶋者、** 神住久之云、 轉 日者其住持不石上人 ~奇峰 舟 行三百 | 具四 時之佳 景

其詩、 以 人櫻島 亦 깰 ... 可 遙寄 約略其島 索 和、 中 烟景想見其為人、 予 即未晤 其人、 未 履其 兼採所聞 地、 然見 鐘

請 韻 序焉、 回 答( 予以未到不能詠、 越 朝 而 龍 洞心海上人来謂予、不啻親見焉、 乃不石不以予為不文、不得 為

洞 予言不止、 玉桂崐崘與夫巧鳥名花不可勝指、 奇句魚鰈、 九夏尤多、 猶固託心公、 杜 寫照秋波益顕真 鵑開十月花、 繪圖以示、 三春更艷、 贞 是則櫻島之、概也、 画目 且述其山有玲瓏 蔵峰冬雪 漁舟艤千 **『無殊、** 尋之 予 崕

陽 .使徐葆光に従ひ此年琉球に来り、長祚傳信録の跋十八年にして、皇國の正徳四年に當れり、翁長祚 月、 閩福唐瑟水翁長祚榴庵氏、 題於中 Щ を清 世院、 作國 るの 亥康 

冊五

究不能名言之、

爰即所聞、

和歌書以畀之、

時康熙己亥

櫻島 깿 記詠次 不石老人 元 韻

春

遥指: 回 錯 中 鉏 Щ 珊 外 瑚 天 出 杜 百 | 丈潮 鵑 花 頭 候 似 海 欲 光 連

夏

奇峰到夏倍堪憐 如 削 芙蓉 插 漁 海 天

不少星槎横島外 **埀竿流** 入小

秋

天心欲 本是霊 顕 崕 真 怪 Ш 石 出 堆 先 自 借 應木 金 落 風 益 洗 崔 嵬 來

冬

候當十 博望倘 教來 ·月値 此島 純 坤 雪 萬緑資生 中定擬 作崐崘 未有 狼

寄題 桜 島 Ш 次不石 和 尚 元

長 崎 聖壽山 住持 支那 道 本

春

見 奇 元説春花 降傑出 [海之天 開 勝 錦 州 勢與須弥 人遥 望 共接 盡 欣 伙 連

夏

深青嫩品 П 面 清 緑 風 生 雨 一萬籟 堪憐 下 餘凉吹入釣 -映滄 滇 Ŀ 魚 一映天

秋

黄 菜紛 Ш 面 目 Þ 浪 分 作堆 崩 現 蜃氣. 珍 瓏 勾 巖 連 配寶露 爽 氣 崔 來 嵬

冬

瓊 樓玉 色 Щ 樹 容 重 Þ 抹 出 坤 疑是蓬萊第 還 如 獺 髓 補 瘢 痕

事久し、天正九年、 相良氏人質 肥後國球麻領主相良氏世々島津氏に敵する 相良義陽肥後國水俣・奈木・湯浦の『佐敷脱カ』(佐敷脱カ)

四城及ひ葦北・七浦等を以て島津氏に降り、二子を以て

質とす、此に於て二子を桜島に置き、 かくて長子四郎太郎に元服を加へ、島津の忠の字を與へ 後に鹿児島に徙す、

両人を球麻に送り還す、 て忠房と号く、 是義陽か請ふに因てなり、 今其居所詳かならす、 既にして兄弟

物産

器用

飲食 番きる 煙パ草コ

多く植て産業の助とす、 蜜カカ 常の蜜柑よりハ味甘美にして核少し、 島蜜柑と号して賞味す、

乳二 村ン 批ヒ 杷ハ 李さ 桃≒ 胡類が

蔬菜 るあり、 萊パラス 放って 世に櫻島萊菔と称して賞玩す、 當嶋 の名産 なり、 其大なる者ハ 径り一 海藻 尺な

海苔

西瓜 以上多く鹿児島に販

走獣 野 猪

鱗 介 鱘シ 章<sup>9</sup> 魚<sup>2</sup> 帯魚

烏城地

鯖☆ 鯵チ

棘鬣

魚

梭ャス

鰘ル

纂考」

客舎を造り浴客たえす、地にも湧出し、年々歳々 永八年大燃の後其温泉涸 して能く諸病を治す、 古里温泉 湯之村古里にあり、 初め近村有村に温泉ありしか、安 て、 是年今の地に湧出す、近来亦 安永八年湧出

浴者の為に便利なるを以て近来浴客殊に多し、 湯にして能諸病を治す、 黒上温泉 黒上村にあり、 此温泉人家より頗る近し、 湧出の年月詳ならす、 是亦

大隅郡

地 理志

櫻嶋又曰 武備志向

舊記、 文明八年丙申九月十二日午刻、 隅州向嶋白砂七 日

降也、 其内十九日未刻より眞の暗と成也と有、(⑤晴)

旧記 養老元年丁巳、隅州向嶋涌出

元正天皇霊亀二年、 白山權現顕座、 四年、 大隅國向嶋涌

櫻嶋を見て

出

細川玄旨法印

はれ残る霞の中の山松や 雲を根さしに誰かうへけむ

いにしへに誰かいひけんさくら嶋

つくしの海にふしをうつして

家久公四季戀の御詠春

いつの間に春立来ぬと名にめて、

花の梢もさくら嶋哉

先祖様御為、又者衆生菩提之為とて建立、 福昌十一世天祐和尚、 嶋の絶頂塔婆を眞鍮にて打せ、御 其内 忠昌公

殉死、奈良原助八と有之、

寛永十五年之春 家久公逝去、 洛陽延陀丸貞徳翁より

いたミの詞の哥に、

櫻嶋ありとしきけは西のうミに

やかて手向る浪のはな哉

島陰漁唱桂庵詩集

十九日、

起焚島、烟雲簇也、 歴七里原、 塵灰散也、青茅之地、 南方有一島、 日向 魚

滄桑之嘆、不克蔑于懐、作是詩

烈火曽燒一島来 桑田碧海摠休猜

去年間底草深處

七里平原沙作堆

七里原次玉洞翁 韻

山似崑崙最上巓 風吹猛火起雲烟

平岡七里沙如雪

此日向嶋御馬追御

草樹何愁白髮前

上井日記云、 天正十三年四月廿七日、

渡海候とあり、

雲竜寺在小池村

大旦那光久公御子外記殿於赤水御死去、御牌石塔有之、

御懐者當嶋脇村之土民と申傳候、 尤御懐石塔も位牌も有

所郷士高之内ニ有之由

之、

為御佛鮹料御買地二而、

薩州吉田之内江六石餘有之、

大永三年癸未二月作三首<sup>栄松詩集</sup> 島陰見梅花

文明丙申秋、火 忽変白沙堆

五社大明神 所祭彦火×出見尊、一<sup>惣廟</sup> 明朝風雨作空林 春入島陰含夕輝 山名櫻島海之涯 海中櫻島右猶金 片々改觀成雪飛 此花亦称不香花 二月花開入句吟 櫻花間處興何微 萬朶如雲又似霞 此夜官遊頻可賞 明朝風雨亦何恨 日暮春風吹作雪

説火闌降命、

肝屬郡地誌備考

百

(表紙)

肝 屬 郡 地 誌 備

老

花 姶 串 内 圌 良 良 ノ 浦 新 高 隈 大姶 鹿 高

屋 山

良

中表紙

肝 屬 郡 地 誌備

新 新 高 隈

百

引

花岡

始 良良

大姶. 鹿 高

良

内

浦

屋山

(中表紙)

屬郡地誌備

肝

高 高 隈 Ш 串 百 良 新 鹿 屋 城

内

|之浦

花

岡

姶良

一全一全一全一全一全一全一高一内 新富 村 岩弘村 新 上 宮下 前 中名村 ĴΪ 小原 田 西 村 町 村 村 属 郡

池之原 下名村西 有 豊 Ш 岡良後 **三祭**町 西村 <u>曽</u>村 方 崎田 崎 村 村 科

細山 名村改 覓 須村 東 小 Ш 村 原 田 村 村

143

—全—全—大—始 西 野 大晚 侯 里 姶 村 村 良 一高 上隈 高隈 -房村 一全一全一全 新城下 木崗 南 獅 上 谷 学 高 名 城 隈 枦 Ħ 百 — 全 — 全 — 全 — 全 百引 横 濵 下 水村 Щ 引 田

<u></u>
辺 +村

明 !ヲ祓 治 十三 Ш 村 年 十 下 月 ·名村 廿二 日 ヲ 田 甲 第百 崎 村 九 1 -改稱 十 七号 ヺ 以 肝 属 郡 Ë 名

是 *ا*ر 鹿 屋 郷 <u>F.</u> 名 下 -名ヲ改 稱 ス ル

肝 屬 郡 沿

子 恒九 見八町に - 為ス、 孫 時 相 濟 使 承 院 本 其 職 肝 郡 姶 ラ分 職 1 屬 為 氏 良 ヲ 庄 嗣 1) テ 祖伴 肝 余五 丁十 ク 高 屬 兼 郡 遠兼 Ш 姶 判俊 俊初 丁二段 城 村官代ト為リガスノ先ハ伴ノガ 沒西 居リ ア大隅 侵人二十一・ • 串良院二 薩善 肝 摩男 来 ニヨ流リ 屬 反十 百 ij ヲ ザ出 1 以 引 肝 テ 引小 鹿 十三丁 É 屬 屋 子男 1 郡 兼行大 院 ス ヲ 五八 等 領

又太郎

兼

延

向肝

眞屬

会院と対策の

ノ領主タリ. 出、世々日

串

良 成 義

ヲ

領

ス、

年

户

記忠 原

記入ルノ

モ時

アト

兼重大姶良城

F

拔

+ ラ 頗

其弟

兼

グラ 城主 院

1 族

ż

北  $\wedge$ 

氏

ノ 肝

良 其

大姶良

ノ二邑

領

ス、

亦

時

j 同

\_

ナ 冨

ル Ш

職邑ヲ分領

ル

豪族

シタリ、

時、

郎

太

夫姶

やに死シ、兼重逃レッラ攻圍ミシ時、兼 性尚幼キヲ以居セリ、ガ タ為 ijij 三州宮方ニ於テ兼重ノ武威ニ優ル遙ニ韶ヲ奉シ、兵ヲ擧テ日州三俣 )以テ兼で 次女 梅ヲ 子掾二 北娶 重攝孫 五り、 テ肝屬ノ本城ニ入リ、重戦死ニ訣スルヲ、江 畑シテ宗職ヲ聞た 宗兄兼と 高五 ヲ兒 一次和泉四点人ヲ生ム、コ 嗣島 キ神 `食 撿ニ 南ク、南鎌 非居 郎長 違ル、 其田 行兼 暦應中、 俊俊 後病定 ルハナシ、英島城ニ據 朝上 死ス、 ・時、新山郎スル 島山直 微見コ郎 兼無 兼ル、降、 メ 田 = 直 隆 旦顯 兼ニ 一義貞ン 氏兼 Ш ニテ

義宗 代カ 分レ 根長 其其 氏 以ノ黨ト合業 で高戦 使義 占谷 -ヲ麾カシ薩隅日諸所ノ攻城野戦其功少カラス、|-ニ應シ大ニ兵勢ヲ振フ、延元二年、勅シテ兼重 子地 其 或远 テ 職 祖僧安兼ナル ハ郎 其 `義 四 富太 ヲ 因勝 子 山夫 嗣 1 テ獅氏子 ラ義 清 為 ク 氏兼 者詳カ 義、 ト日ス辨 以トス、 其子が 派初テ 日州飫田 ij 其子 者、 . 大姶 濱 ナラス、 田 晴 安元中、 良 義肥 氏大 支始 義 時南 . 相 ナ郷 横 庶良 リヲ 根占小太郎 承、 ノ 領ス、 Ш 百 四 上氏、 横晴 大姶良 引村 山義 大姶良 ヲノ 領シ氏の 各辨濟 辨濟 ガラ氏 義 使職 ヲ 時 卜世 領 ル、義時ノ 使職 1 ス々 . ス タ ij, 其子 シテ 子 其 Ħ 族

觀建 1) 一俣院 阿長 詳 ナルチ 力 ナ 者鹿屋院 ヲ , ラス 併 領 辨弘 鹿 使中 屋 鹿 二實任兼 氏 屋 ノ 院 ス、皆鹿 祖 辨 伴 濟 宗兼 使 屋氏包 職 兼兼石俊 夕 祖永 ij ナ仁 ノ五 り、中 次子子 兼鹿 廣屋、氏 鹿 良 屋 寛譜 氏 院 元中 中兼建 及 祖 目 賢曆 向

= 據有スプ: 黨ス、 盛等ヲシテ ヲシテ大姶良城ヲ戍ラシ ヲ賞ス、 城ヲ拔 手ヲ攻メ、 ヲ攻ム、 屬彦太郎 際等迎 ヲ以テ姶良西 顯 之に戍兵ヲ分ツ、 未タ 復 Ŧi. 又其臣 ク、 頼 其虚 兼隆 重 清 幾 觀 又島津宗久 月六日、 應二 、水寨ヲ斫 貞久伊 又中條祐心ヲ軍奉行ト ヲ 種等ヲ率 クナラス兼 ル者多シ、 加 兵 岡富二 [俣地 年、 ヲ 瀬 乗シ大姶良城 将 豫房ヲ百引村地 田 貞久親 頭 城 郎及ヒ大姶良新兵衞 初 テ テ大姶良城 テ之ヲ 代官 頼 足 加 重歿 肝 資久等ヲ 仲弟 4 韋 屬兼重等父子之ニ 利 カラ将トシテ兵ヲ率 世 職ト 破ラシム、 田 4 ス、 直 1城ニアリ タノ 是ニ至リ三 頼 - 為ス、 重 是時ニ ヲ攻メ之ヲ拔 将ト為シ兵ヲ 勝 加 アタス、 ヲシ 九州 - 為シ、 頭代官職ト為シ、 瀬 田 六月· テ 初 城 當 \_ 據 七月十 月 至 野 加 南 テ、 ij # 横 高 附 + Ě 北 瀬 ル 将 ヤ、 以 朝 七 Ш 田 熊 楡 シ 日 田 テ 城場等 彦 城 加 日 拼 直 伊 テ テ義貞 時、 日 几 ヲ 顯 畠 豫 别 加 瀬 頼 戍 湯房時 月 郎 畠 ヲ Ш 田 戦 瀬 仲 大 禰 + ラ 取 和 功 城 肝 Ш 直 向日

> 三日、 等ヲ遣 等ヲ遣 寢清 ヒ大姶良 大姶良城 石堂彦次郎等 シ 野 郎等ヲシテ鹿 據 遣 本藤 4 之ヲ拔 ル 清 成 シ井 成等井 ハシ鷹 ハシ復 頼 廿四 城ヲ 清 几 仲 ヲシテ禰寢清! 鷹 Ë 目 ク、 兵 増 一城。名村下 目 崖 ゙ヺ 栖城ヲ攻メ、 Ť. 栖 鷹 大姶良 、将テ大姶良 城二 清 清成等島 栖城ニ屯シ、 廿 屋院壹谷城ヲ戍ラシ ム 城 種等 之ヲ攻メ、 ヲ攻ム、 Ŧi. 轉戦シ 克タス、 城 日 三屯シ、 ヲ下シ之ニ 頼 種 山 頼 仲 城 テ三 仲其 直 克タス、 :黛ヲ 皆之ヲ陷 清 其将平岡等ヲ斬テ之ヲ 顯 ヲ攻メ之ヲ下シ、 之カ外援 亦之ヲ援ク、 軍奉行野本藤二 位房等ヲ 黨 鹿 年二月、 成等ヲ以テ夜壹 屋院 細 據 ム ル 頼 ル Ш 仲島 ヲ為ス、 田 高 斬 文和 肥 廿二日 初 熊 頼 八 津 後 郎 城 ル 月三 次 仲 元 田 \_ 一行 谷 其 遂 年 兀 直 郎 攻 風 八黨 平 畠 日 位 顯 城 秀 日 左 A 陷 其 清 ヲ Ш 衞 十 ル 直 從 月 門 明 城 復 成 郎

種 ヲ 月九

頁

津

貞

久世孫 下野六郎資久内ニ徒ノ の世系 下野六郎資久貞久ノ

ル・ナ

樺リ山

氏後

ノガー 年二 兼建基治

建 夕

文永中岸良

ヲ領シ、

子孫世

々

辨

濟

使

職

ij 武

良正 村和

使職ヲ授受ス、・・・兼村、元亨中伴

次郎 串 村 良院半分地 及高 ヲシテ ニニニニニー 隈村辨分ヲ領セシム、 串 下良院 頭職 ヲ 鹿 領セシ 屋院辨识 Ž, 分 Ŀ 廿 延文二年 条田辨 八 日 禄濟 ヲ付 应 辨獲 分別が 久比 月廿 志 島 同 寸  $\mathbb{H}$ 代

ル

カ日

ť

月

廿

四

目

島

津氏

久田

代七

郎

ラシ

テ

又木谷城

ニアリヲ攻メ之ヲ拔

ク、

廿

Ŧī.

頁

又大姶良城

グラ陷

顯 几

見筑 攻ム、 俊 村ヲ與フ、 範 地 久本田小太郎ヲシテ西俣村地頭半分代官職ノ事ヲ領セシ 禰寢久清ヲシ ラシム、 經ヲ末次城ニ、 末次城等ヲ拔キ、 ヲ領セシム、 久得丸左近将監ヲシテ小原村<sup>郷・</sup>及日向救仁 シテ柏 職ヲ領セシ 日 平 [禰寢久清 頭職及辨分ヲ領セシム、 島津氏ニ 後 姶良庄ヲ領セシム、 ヲシテ木志良村 貞治六年七月 二年四 久清 介ヲシテ波 原郷保東方ノ地ヲ領セシム、 十 一 附ス、 ラシ |月十 月十一 栖 康安元年二月、 テ權ニ姶良荘ヲ領セシム、 孫授受詳カナラス、 |城ヲ テ鹿 几 本 四氏上文此ニ由テ、 应 亩 年 白 親カラ大姶良城ニ 見村 拔 应 屋院 目 H - 良村ヲ云 -信濃守重親ヲ西俣城ニ遷シ、 月十九 島津貞久其六男但馬守氏忠二百 ク、 郷ラ領セシム故ノ如シ、 禰 氏 禰寢久清禰寢西俣及大姶良城 至 一寝院ヲ領スル 下 康 久禰寢久清ヲシテ 初大姶良ニ四豪族アリ、 H 德三年 大隅等ノ地ヲ領 暦二年七月十 地 頭 七月十四 氏久野崎太郎左衞 辨分及羽見村寫山 居リ、 島津氏久大姶良城 十二月 十一月十 故 十八日 · 四 日 Ħ Щ Ŧī. 院野 如シ、 權 セシ H 田 今川了俊 諸 Ŧi. 之ヲ戍 7與倉 是歳、 氏 Ž, 今川 西俣村 島津氏 H 久波 十月 菛 郎 地 又 陰 引 ヲ 忠 及 箬 氏 ヲ 頭

> 分、 屋周防守ル宗兼裔孫ヲシテ鹿屋院下之名村 テ姶良ノ庄得丸名ヲ領セシム、 大姶良庄 月十九日、 左近蔵人ヲシテ姶良庄西俣村ノ 復筑後介ヲシテ野崎村 兼任カ後ナルヘシ、濟使タリ、筑後介 ノ如シ、 田上名堀内等、 • 日向ノ守護ニ補セラレ、 西俣五町ヲ領セシム、 元久波見太郎 元久岸浦勘解由左 - 為シ、 八月七 應永六年十一月三 其給分ヲ領セシム、 Ē 本領タル 津曲名ヲ領セシム、 ヲシテ波見村郷山 元久周防守ヲシテ鹿屋院下 ヲ 衞門尉兼居上文ニ見ユヲシテ 七年正 以 地五町ヲ領セシ 廿七日、 勢威頗ル テ地頭領家職ヲ領セシ 日 月廿 + ヲ 得丸但 門兼任ナ 島 領セシ 振 中 Ħ. 津 年 ·村池· フ、 日 馬守ヲシ À 元 ル者波に 十五 島 元久鹿 久 4 上 津元 十 二 故 名 中

救フ、 如シ、 **番ス地頭職ト** 塩屋湊ヲ領 ム故 屬氏鹿屋周防 島津久豊野崎 氏ヲシテ姶良庄末次五町ヲ領セシム、 十二月、 久大隅 未 十七年正月十六日、 タ至 セシム、 太郎ニ ーラス 介ヲ 城陷 鹿 屋城 野崎村三十 十八年十二月廿八日 ル 攻ム、 恒 元久波見筑後守ヲシテ波見 吉 前 百 島津久豊兵ヲ将テ之ヲ ヲ 與フ、 引 十九年二月廿 高隈等ノ + 島津久豊 月 衆之ヲ 得 初 日

救

フ、

肝

屬

ノ軍ト

戦

フ、

**外豊大兵ヲ引キ市** 

成

至

ル

肝

ラス、

忠朝

串

良

ヲ

取

ル

年

凣

月

屬

兼

新

納

恵

勝

主布

和

良

飫肥 A

路

ヲ 興

絶

チ、

テ 領志

串

良

通

ス

ル

コ 兵ヲ

1

ヲ

得サ テ串 大永三

´ラシ

城 往

中 還 肝

益

木

几

年

文庭 ヲ 単時全地 執久政豊 六月 H 宗 村 Ш 景 至先リキー 田田 族 相 五点 下 Ŧi. ル テ百 嘉吉二 又禰 日力 代彦 至リ 承 廿 氏 町 居り り上 新 村ノ全地 アシ ル忠 城 高 及 セ 廿 良院岩弘 忠國 城主 納左 引六町 太郎 Ê 寢 H 矛 シ Ŧī. 隈 其 年三 テ 夕 ヲ 直 原 4 日 地ラ 後末文 梅北 ij 清 清 タ 西俣 村 馬 領 や男別フ、是 ij, 勋 月 豊 ノ串二良 定 ヲ <del>+</del> 村 年明 橋 村 豊 ラシ 領 十八 鹿 宮 禰 \_ 一村アリ上の郷ニ上 何野舊文書 ヲ 屋院 里 セ 串 鹿 新 寢 高 月 串明 領 應 シ 納 良院岩弘 清 テ戍ラシ 氏 内 H 屋 岳 良中 永 シ、 Ŧ. ニ美ア作 ) ラニ領至 近 城 4 平 楠 周 中 H 等 内 薩 ・ヲシ 防 江 原 タレリ平に守忠常平 串 久 文明六 守忠 摩守 ) 垣恒 串 居 入道 Ŧī. 久 豊 豊 良 地 見 良院 + テ 4 町 ル 永 城 八 近五平 ヲ アシ 持 八 西 ヲ 享 二岡 時、 得 納是 町 俣村 年、 町 領 領 房 入 護忠 國是  $\mathcal{H}$ ア崎 氏時 Ŧī. 丸り云フ 八建町久 郷百 本ヨ セシ セ ・テ本 房 町 ヲ リ村 二宫 年 - 隨身セリ、 西里忠常モ新 31 邑リ 平 代國 與 シ ヲ 鹿 \_ 1 ヲ 卜圖 ヲ先 アが振っ 四 屋若 居  $\mathbb{H}$ 1 地 フ、 領 4 4 領 居 與島 月 工帳 ダ之 右 ヲ ル ヲ セ 鹿 フ津、忠 城 タニ リ 垣 恒 是 シテ 七 馬 シ \_ 狹 Ш 與 屋 ス、 島 其 助 + ヲ 其 介  $\mathbb{H}$ フ、 年 4 H 院 見 子 兼 忠尚 津 九 子 取 ヲ 重 西 ヲ 十文 七明 年 與 是 忠 年 又 俣 領

> 高 テ ヲ

時

高

隈 軍

鹿 去

屋 ル

大姶 大姶

良 良

下

-大隅等

j

地

ヲ 撃

略

シ

捷 敗

ヲ ル

得

朝

本 山

テ

屬

解

城

鋭

兵

ヲ

出

シ、

テ之ヲ

是 テ

興兵 忠武· 城主 十二 其子 ラス、 ラシ 崽 峊 叛 陷 アシ 月 Ш 城 L ゙ヺ H 朝 戦 平 大 城 ス、 沂 ヲ ル 将 軍 テ 変テ + |
久嗣 復 勝 田 初 テ と 時執 アプラ 八年 テ串 職宗 串 セシ ヲ 攻 八 梅忠 與 軍 肝 (月六 北武 帥 新 フ、 ヲ 4 丰 良 屬 三百城引 凣 良 城 班 Ë 城主 城 4 納 河 ル 取政 兼久援 ラ委 来テ之ヲ援 ラ平 月 城 ス、 日 ヲ・ ヲ 忠 内 併平 領房 シ田 廿 朝 攻 武 守 肝 ヲ 夕 明 シム、豊: 忠昌 ij 韋 テ  $\mathcal{H}$ 其 X 應 兼 屬 ノ 邑 兼 敗 年 ラ新 シ 日 叔 四 4 久 豆其罪アル乎詳ら中良ヲ領ス、忠見 走 正 親 永 是歳、 父平 A 年 = 族 ()之ヲ 納 カ 奔 臣 島 戍 ス、 ク、 加 月 正 将 等 津 忠 ラ 山 忠 月 ル、 忠朝兵 鹿 島 忠昌 将 年、 新 朝 + 越 叛 平 武 十 屋 七 津 城志 納 後 襲テ之ヲ ス、 Ш 1 Ŧī. 九 カ昌 忠朝 近 车 主布 シ 守 原 肝 忠 月 日 オラス、日忠朝ヲシ 久迎 忠康 武 是 ヲ 凣 軍 テ 屬兼久 三乞 兵ヲ 将 月 迎 串 利 百 :テ鹿 アラ グヲシ 津忠 朔 良 引 取 武 至 ラ、 忠康 撃 将 戦 高 IJ 日 城 城 ル 兼 テ之 F え、 譜肝 F テ 昌 久ヲシ 屋 Ш テ ノ之ヲ 攻 攻 卒 忠昌 中屬 肝 城 城 島 兼 久 ź 津 利 ヲ ヲ A + ヲ 屬 以 之 攻 走 Ħ ヲ 戍 以 恵 テ T 兼

ヨ是

乞フ、 續高岳城! 諾、 是ヨ 怨ム、 + 八 晦 於 城 引 城 城 テ之ニ克ツ、 次子忠常ニ グラ陷 値 日 鹿 城 一言限郷 郎 デニ 二諸 Ŧī. H 一屬スヲ取品縣郡 グラ取 忠吉越後守忠康 屋 既ニシテ兼興兵ヲ帥 以 月 忠 兼 グラ取復 ル = 島 デヌ取 月 月 續 戦 相 津 ルス、 地 速 フ、 西 次子忠孝 iv ル . 三城皆忠 津貴 一廣忠朝 十 二 日 俣 頭 續高岳城 二月三 忠朝志布 ン、 及野 禰 之ヲ禰寢清平ニ畀 二或 寢 月 為 久其軍忠ヲ賞シ 蓬原 作ル、日 H ,ヲ遣 年、 ス、 里大姓良ヲ取 Ī 心勝ノ侵地よる勝ノの 願 が及と 軍敗走ス、 忠勝兼興ニ 志 ク 領肝屬 兼續 又平房百引舞 ヲ ラ代 テ串 ハ 永禄四年、 兼 ハ 斬 續 シ、 平 我 ルナリ、・ ヲ 禰寢清年パ子ト ル 大始良 攻ム、 良城 房 <u>س</u> 力 で三係ルカ 兼 戍兵ヲ助 ル 肝 ,市成 忠 續 串良ヲ畀フ、 閏十月、 十三年七 ヲ攻メ、 ^, 兼續援 屬 勝 カ兵ト 兼續邑 城 ヲ 晦 正 兼續 が救ハ が邑ヲ復ス、 グヲ與 取 以テ連 ヲ Ĕ 月廿六日、 取 ケ ル 兵 ラ北 ス、 戍将 ij 大崎 ラ 月 合 復志布志ヲ撃 É ・交悪シ、 グラ遺 以 晦 和 テ 1 ルス、 シテ叛ス、 + 天文七 忠朝之 島津六 族 禰 郷 Ħ 兼 ヺ 人岸良 取 閏三月 シ 續 寢 忠 忠 北郷月、 是ニ 、高岳 月 相 大崎 又百 勝 市 ル ノ 軍 1 成 年 ヲ 郎  $\mathbf{H}$ 

> 安樂・蓬展 屬兼亮北 ラリ 原・ テ島 郷氏ト住吉 津氏 地及 ラ領大崎 降 Ž, 原 ル 天 \_ 正二 戦ヒ大ニ敗績 是 诗 年、 義久新 下 大 城台 隅 ス、 領 係本 ル郡 兵勢 主 ヲ 伊 殆 収 地 知 ŀ A

九月、

忠

朝

和

ヲ

恵

勝

\_

求

X

告シ

・メテ

É

串

良

ヲ

以

テ

君

1

初肝 兼護 永吉 既 成 成 衰 重 一興邑 \_ ラ立 一両邑、 夕 百八十町 和 恒吉等 ij, 降 ナスルニ ツ、 島津 尋テ下大隅 Ŧī. ヺ 侵 対ス、 -朝久ニ 年、 因 地 ラ以 テ、 義 **A**久兼護 其後 平 テ 兼亮孤弱 降 戦ニ敗ヲ受ケ、 房、 觪 ル = 屬氏群臣 北郷時久こ 高 義久右 1 - 為リ、 山 邑ヲ與 兼亮ヲ廢シテ其弟 馬頭以久 内之浦 禰寢 遂ニ 硘 伊 郷福 他 廻 恒 地 知 郷 市 市 E

邑姶良 房、 島 其他松山 津 忠長 大姶良 = 栢 大崎 内之浦 原 グヲ與 • 志布志  $\wedge$ 串 串 良 . 良 福島州ノ地 地 小 頭 原 1 - 為シ、 等ノ 鹿 屋 侵地 伊 地 百 悉 知 引 重 ク収 秀 平

云リ フ、 八年、 集院忠棟 十五 又兼 パラ高 年 護  $\dot{\overline{\pi}}$ Щ ラ 月 薩州 # 移 Ŧ. 阿多 シ H 地 頭 = 豊 小為 遷 太閤 シ、 ス、 島 **彩邑十二** 津 年ニ至ル星素 義弘 大隅 町 ラ封 霜時 四ヨ 或 五リ ス、 ヲ 一百年ナ ス

ヲ姶良地

頭ト

- 為シ、

其

他

)

諸

邑

モ

地

頭

ヲ

移

シ

鎭

戍

セ

シム

忠長 屬 薩 郡 摩 伊 東 集院 郷 ヲ 忠棟 封 郷串 セ 良 ラ ル 封 セ 文禄 ラル、 辺 年 六月 -六年、 ₩ 豊 九 太閤 日

是時

肝

島津

ヲ

テ

1

ラ

豊

太閤

細

JII

幽

岩弘

村

高

隈

村

伊

平房 太閤 孫大和守久章信ノニ男鹿屋・ ヲ 所 ケテ花岡 良郷木谷 保九年六月十五日 光久久章ノ子又助忠清ニ新城ヲ封ス、 氏直轄ト為ス、 敷根立 月五. 露癬ニ 増 奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、 新 島津光久其領邑ヲ没入シテ其後嗣ヲ絶 封ス、 島津 日 賜フ 城 是時新城モ 内之浦ヲ収ム、 日 向 一頼ヲ市 是歳、 :忠恒ニ 1 村 -稱シ、 八月、 所 地 忠恒島 野里 久儔 八萬石 高隈 寛文七年四 成領主ト為シ高隈ニ易フ、 薩隅 が以 忠恒 以テ之ヲ封ス、 一村良好 恒 |津忠長ニ 島津繼豊島津周防久儔繼豊 裔孫領スル 伊 ブ地 ・岩弘ノ二邑モ忠恒 ヲ封セラル、 又島津右馬頭以久ヲ下大隅領主 集院忠棟ヲ誅ス、 |敷根立頼ニ高隈ヲ封シ下大隅 久ノ 田 五萬石ヲ封 領地ト 八 新城 月 栢 百石 原 所 是ヨリ先キ、 ノ二邑ヲ領ス、 子孫相子 ヲ増シ一邑ト成 - 為ス、 岩弘・ 慶長四年正 ノ花岡郷ヲ セ 子孫世 忠清 ラル、 承、 寄 一ノ領: 因テ其領邑百 + " 其後各邑島 九年、 田等千石 収 徳川氏 島津以 是時、 裔孫領ス Þ 地ト為 月 分分第分 久章罪 是ニ至 メ 相 九 承、 家人忠初 日 大政 大姶 田 尋 久 先 ル 名 地 テ ル IJ ア 上

> 封 都之城縣ニ 主 一ヲ奉還シ、 屬ス、 明 六年 治 四 年 月 七月、 宮 崎 鹿兒島 「縣ヲ置 縣 二屬 ク、 是時 ス、 復鹿 + 月

本郡

ラ内

||百引

平

房

内之浦及末吉

財

部

廻

市

成

## 屬郡 荘

島

、管轄ト為ス

後田 割テー 花岡 本郡 村ト稱ス、 岸良村ノ三 下小原村 1 崎 ハ古時一 +村 村 ス、 ヲ分テ内之浦 高隈 郷ト為ス、 村 高須村 有里 前 町 新 村 村ヲ内之浦郷トス、 田 後割テ内之浦 タ ヺ ĴΪ 村 村 百 ij 西村・ 串良郷ト 引 中名村、 岩弘村 波見村 其後復内之浦ニ屬ス、 後分テ上下ノ二村ト 新 高 池之原: 城 畄 ジ四 ż ノ十 郷ト為ス、 細 冨 串 柏 村 良 村ヲ鹿屋郷トス、 Ш Ш 郷 村 古時高山郷ニ 原 1 鹿屋 Ш え、 *ا*ر 村 宮下村 古 西 又寛永中、 時 村 Ш 南 - 為ス、 姶良 東 新留村 方村 邑 村 ジ七 圌 層シ、 崎 上 上名ヲ祓 祓 ij 村 村 岸良村 北方村 大姶良 野崎 小 Ш ヲ 柏 原 高 村 小 原 串

郷

村 町

ヲ姶良郷トス、

大姶良村 ト改稱ス、

濱 上名村

田

村

野里 麓村

南

獅

下名村

村

村

横山村

西俣村ノ七村ヲ大姶良郷トス、

木谷村

Ш 田

下名ヲ田崎

白水村ノ二村ヲ花岡郷トス、 郷ト為ス、 古時大姶良郷ニ屬シ、 木谷

村ト稱シ一村タリ、

後割テー

上高隈村

下高

隈村ノ二村ヲ高隈郷トス、古時串良郷ニ屬シ、 新城郷ト 引郷トス、古時平房・百引ヲ二邑ニ分ツ、 村タリ、 ż 或ハ高岳ト稱ス、 古時鹿屋郷ニ屬シー村タリ、 百引村・平房村ノ二村ヲ百 新城村一村ヲ 後割テー 高隈村 郷 1 ij

岸良村

永中、 古時、 十六年、割テ岸良郷ヲ置ク、 本村ハ獨立ノ一邑タリ、 伴兼基片屬氏岸良ヲ領シ、 其後復内之浦郷ニ屬ス、 岸良ヲ氏トス、子孫世 後内之浦郷ニ屬ス、 寛泳 文 . 々

シテ木志良村地頭辨分及羽見村郷山 基ノ裔孫ナリ、延文二年四月、ヲ授受ス、皆兼延文二年四月、 岸良辨濟使職タリ、 伴兼義、應永中崇兼・兼善、岸良村辨濟使職建治中兼基ノ子得益、正和中伴兼村、元亨中 島津氏久比志島太郎範平ヲ 地頭職ヲ領セシム、

外南方村ニ同シ、

南方村

為シ、 高山郷ニ屬ス、 本村ハ内之浦郷ニ屬ス、 内之浦郷ト 後南方・ -稱ス、 古時、 歴世肝屬氏領邑也、 北方・岸良ノ三村ヲ併セ 内之浦ハ小串村ト稱シ、 天正二年、 郷 1

豊太閤伊集院忠棟「内之浦其他大隅 浦及恒吉・永吉百八十町 肝屬兼亮島津氏ニ降ル、 ブ地 是ニ於テ、 ヲ加封ス、 義久北郷時久二内之 日向ノ地八万石 文禄四年六月、 ヲ

賜フ、

慶長四年、

忠棟

ノ子忠眞叛ス、

五年ニ

至り、

島津

其後地頭ヲ置キ之ヲ管ス、

王政革新

以後鹿兒島縣二 家久其領邑ヲ収ム、

属ス、

北方村

本村ハ内之浦郷ニ屬ス、 南方村ニ同シ、

新留村

月 ニ 至リ、 IJ Щ 高 本村ハ高山郷ニ屬ス、 山 |城ヲ以テ叛ス、八月六日、 城本村ニニ居リ、 忠武兼久ヲシテ本邑ニ復セシム、 文明十九年三月、 兼久高山城ヲ委テ新納忠武ノ邑志布ニ奔 肝屬ヲ氏トシ、 肝屬氏ノ祖伴兼俊肝 初肝屬河内守兼久族臣等叛ス、 島津忠昌兵ヲ将テ兼久ヲ高 子孫世々辨濟使職 永正三年、 屬郡ヲ領シ、 兼久高 ル 九 是 夕

外新留村ニ同シ、

其後肝屬氏群臣兼亮ヲ廢シテ其弟兼護ヲ立ツ、 又兼護ヲ薩州 津義久兼護 攻 高 勝 阿多ニ遷シ采邑ヲ封ス、 山 邑ヲ與 天正二年、 他 肝屬兼亮島津氏 ノ領邑悉ク収ム、 因テ伊集院忠棟 五年、 八年、 島 ヲ

Ш

城ニ

Á

アタス、

降

ル

本村

ハ

高

山 郷ニ

屬ス、

至德三年、

島津氏

久波見筑後介ヲ

高山 地八万石ヲ 郡ヲ封 = 移シ セラル、 対セラル、 地 頭ト為ス、 文禄四年ニ至リ、 其後島津氏 十五年五月、 忠棟ニ大隅 所管ト為 豊太閤忠棟 ル 王 日 肝屬 政 向 革

> 新留 村 同

月廿

目

島津

久豊野崎太郎ニ 名ヲ領セシム、

野崎村三十町ヲ與フ、

シテ野崎

村津曲

肝付氏支庶、

永十九年二

後田 村

前 田 村

富山 村

宮下 村

留 村 同

波見村

新以

後鹿兒島縣ニ屬ス、

本村 領セシム、 志島太郎範平ヲシテ木志良村地頭辨分及羽見村地 1ハ高 山 至德三年十二月五 郷 屬 え、 延文二年四 H 月廿 氏久波見筑後介ヲシテ 八 H 島 津氏 頭職 久比 ヲ

久波見太郎ヲシテ波見村ヲ領セシム故ノ如シ、 元久波見筑後守ヲシテ波見村 塩屋湊ヲ領セシム、 十七年正 波見村ヲ領セシム故

ノ如シ、

應永十五年十二月、

島津

元

岡 崎

主タリー串良院ヲ領ス、 本村 領ト為ル乎、 々 肝屬郡ヲ領シ、 ハ古時串良院三段 文和三年七月、 其支庶北原又太郎兼延六世孫、世々日· 町 年間詳カナラス、蓋其後島津氏 = 屬 え、 島津氏久田代七郎ヲシテ串 後串良郷ニ 屬 え、 肝

代次郎 及高隈村辨分ヲ領セシム、 アシ テ串良院辨分上 其後島津久豊 条田辨 田禄ヲ辨分ト<sup>1</sup> 好濟使獲ル所・ 一ノ時、 云ノ 司 平 立 小 田 野 右

良院半分地頭職ヲ領セシム、

延文二年四月、

島津氏

久田

野崎 村

助重宗岩弘村ヲ領シ、 其子兼宗串良ヲ領ス、 串良城アリニ居ル、 明應四年四 月 島津忠昌島津忠朝 文明中ニ 至り、

七年、 シ、兵ヲシテ串良・飫肥往還ノ路ヲ絶チ、 テ之ヲ走ラス、大永三年八月、兼興新納忠勝城主ト連和 康ヲシテ之ヲ戍ラシム、其子近久嗣キ城主タリ、 ヲシテ串良城ヲ攻メシム、 串良ヲ與フ、 肝屬兼興兵ヲ将テ串良城ヲ圍ム、戍将近久迎へ撃 ス、豈其罪アルカ、是時兼宗串良ヲ領 忠朝襲テ之ヲ取ル、 忠朝其叔父平山越後守忠 以テ串良ニ通 忠昌忠朝 永正. +

スルコトヲ得サラシム、 城中益困ム、 四年九月、 忠朝 和

歸ス、

三月五日、

忠恒島津忠長ニ柏原・

岩弘・寄田等千

石

ノ地ヲ増封ス、

外岡崎村ニ同シ、

忠恒ニ薩隅ノ地五萬石ヲ賜フ、

是時本村モ島津氏ノ有ニ

Ш

、幽齋に本村九百十五石餘ヲ賜フ、

慶長四年、

豊公島津

ヲ忠勝ニ求ム、

忠勝諾ス、

既ニシテ兼興兵ヲ帥テ串良城

救ハス、忠朝之ヲ怨ミ、 ヲ攻メ之ヲ陷ル、 戍将島津六郎三郎忠吉等ヲ殺ス、 遂ニ忠勝ヲ志布志ニ撃テ之ニ勝 忠勝

兼護兼亮ニ高山一 島津忠長ニ柏原ヲ與ヘ串良地頭ト為シ、 ツ、天正二年、 肝屬兼亮島津氏ニ降ル、 邑ヲ與 他ノ領邑ヲ収ム、 五年、 其他ノ各邑モ地 是時義久 島津義久

頭ヲ置キ之ヲ管ス、 頭ヲ移シ鎭守セシム、 郡ヲ封セラル、 是時串良ハ島津氏ノ有ト為リ、 王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス 十五年、 豊太閤伊集院忠棟ニ 歴 肝屬 世

地

岩弘村

院忠棟ニ肝屬一郡ヲ賜フ、文禄四年六月廿九日、 清定ニ串良院岩弘十八町ヲ與フ、天正十五年、 其子兼宗ニ至リ城主タリ、 久豊ノ時、 本村ハ古時串良院ニ屬シ、 平田右馬助重宗執政一本村ヲ領シ串良城ニ 永享五年四月、 後串良郷ニ屬ス、 島津忠國田代 應永中島津 豊公伊集 豊公細 居 ル

上小原村

古時、 シ、 崎村ニ同シ、 久ノ時、 シテ本村及日向救仁院 串良郷ニ屬ス、 本村ハ小原村ノ一村タリ、 北郷 深掃部: 介久村四男ニ本村三千石ヲ與フ、 延文四年、 ノ内野與倉等ヲ領セシム、 島津氏久得丸左近将 後上下ヲ分テ二村ト為 島津義 外 監 闹 ヲ

柏原町

古時 其後肝屬氏 島津氏久野 邑 ]タリ、 崎 領ト 太郎左衞門 後 - 為ル、 串良郷 天正 ラシテ柏原保東方ヲ領セシム、 = 屬ス、 五年、 延文四 島津義久肝 年 应 月 屬氏 + 九 ノ領 日

棟 地 頭 肝屬 ト為ス、 郡 忠長移テ之ニ ヲ賜フ、 因テ忠長薩摩東郷ニ移 居 ル、 十五年、 豊公伊集院 ル 外 一岡崎

邑ヲ悉ク収ムルニ及ンテ、

島津忠長二柏

原ヲ與ヘ、

串

良

村

同

上名村

ラス、 古時、 世孫三ノ時、 鹿屋ヲ氏トス、 兼鹿屋院ヲ分領シ辨濟使職 本村 肝屬氏ノ祖伴兼貞以降肝屬郡ヲ領シ、 津 ハ鹿屋院ニ屬ス、 野四 文永七年八月左馬允伴實兼、鹿屋院辨濟使職ニ任ス、建暦元年八月伴兼廣、寛元二年八月左馬允伴兼賢、 .郎兵衞尉鹿屋ニ タリ、 後鹿屋郷ニ屬ス、 子孫 城主タリ、 世 々其職 其庶族伴宗 子 島津久 孫詳 ヲ 嗣 力

ナ

裔孫ナリ、文和三年、皆宗兼ノ ヲシテ壹谷城ヲ圍マシム、 院壹谷城ヲ戍ラシム、 榆井頼仲其黨平 二月二十二日、 廿四 H 之ヲ攻 岡四 畠山 郎 直顯 等ヲシテ鹿 4 平 野本藤二 -岡等 數

鹿屋 人ヲ斬テ之ヲ陷 一両院 ハ島津氏 ル 延文二年四月、 ノ領ト為ル、 是ニ至リ、 是ヨリ先キ、 島津氏· 串良 久田

禄ヲ云フ、四<u>年</u> 代次郎ヲシテ串良院 年十一月、 氏久田代新左衞門尉ヲ以テ鹿屋 鹿屋院辨分ノ地ヲ領セシ 4 辨辨濟分

地頭及辨濟使職ト為シ、 其軍功ヲ賞ス、 應永十九年十

将テ之ヲ救フ、 初肝 屬氏鹿 未夕至ラス城陷 屋周防介ヲ鹿 屋城ニ攻ム、 ル 恒吉 百引 島津久豊兵 高隈等 ヲ

至ル、 衆之ヲ救フ、 屬 ノ軍解去ル、 肝屬ノ軍ト戦フ、 大姶良城鋭兵ヲ出 久豊大兵ヲ引 撃テ之ヲ 丰 市 成

敗

是時久豊高隈

鹿

屋・大姶良・下大隅等ノ地ヲ略

上小 ,原村ニ

同

朩 原 村

崎

\_ ノ

同シ、 原 新川

西村

Ш

東

有

里

細

Ш 西

田 村

村

Ш

池

153

**久豊鹿屋周防入道ヲシテ本** 

豊榮町

シ、

捷ヲ得テ還ル、

廿五

H

兵ヲ将テ鹿屋城ヲ攻メ、戦勝テ還ル、肝屬兼興之ヲ鹿屋領鹿屋院ヲ領セシム、永正十八年八月廿一日、島津忠朝

屬氏ノ領邑最多シ、是ニ至リ、島津義久肝屬兼護ニ高山小原・百引・平房、其他松山・大崎・志布志・福島等肝是ヨリ先キ、鹿屋及高山・姶良・大姶良・内之浦・串良・原ニ迎へ戦フ、利アラス、忠朝大ニ之ヲ敗ル、天正五年、

高頂村

高須村

古時、

本村ハ鹿屋院ニ屬ス、

後鹿屋郷ニ屬ス、觀應二年

為ス、禰寢清成等鷹栖城ヲ攻メ克タス、八月四日、復大之ニ據ル、肥後次郎左衞門等鷹栖城ニ屯シ、之カ外援ヲ七月廿五日、楡井頼仲其臣細山田三郎等大姶良城ヲ下シ

寢久清鷹栖城ヲ拔ク、外上名村ニ同シ、姶良城・鷹栖城ヲ陷ル、康暦二年十月二日、禰寢領主

下名村

之ヲ管ス、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、

邑ヲ與へ、

數邑ノ侵地悉ク収メ、

其後歴世地

頭ヲ置キ

古時、本村ハ鹿屋院ニ屬ス、後鹿屋郷ニ屬ス、應永七年

下村寺云カ地頭職ト為シ、其給分ヲ領セシム、外上名村ニ領セシム故ノ如シ、八月七日、元久周防守ヲシテ鹿屋院ヲ云カ池上名辨分、田上名等本領タルヲ以テ地頭領家職ヲ正月、島津元久鹿屋周防守ヲシテ鹿屋院下之名村・中村

中名村

上名村ニ同シ、

木谷村

郷ニ屬ス、又花岡郷ニ屬ス、文和二年七月十日 古時、本村ハ姶良庄ニ屬ス、 Щ 頼 郎頼仲薩摩ノ凶徒ヲ率テ下大隅木谷城ヲ築ク、三年二月、 神 直 - | ノ 黨南・ 顯野本藤二ヲシテ禰寢清種 方ノ Ń 徒ト鹿屋院一 或ハ下大隅ニ屬ス、 谷城ニ 清有・清増等ヲ以テ夜 「據ル、 廿二日、 楡井 後姶良

麓村 下名村

上名村ニ

同シ、

之ヲ拔ク、 岡郷ト名ツケ島津周防久儔 壹谷城ヲ圍 享保九年六月、 マシ 4 廿 应 目 島津繼豊割テ一 封ス、千石、王政革新ニ當 之ヲ陷 ル 又木谷城ヲ攻 郷ト為シ、 花 ヲ ij X

島津忠義藩政ヲ改革シ、 尋テ封土ヲ奉還シ、 久儔カ子孫領スル 明治四年、 鹿兒島縣 所 ノ花岡 屬ス、 郷

白 水村

三同

上名村

ヲ 頼

取

ij

之に戍兵ヲ分ツ、

乃其臣岡冨三郎及大姶良新兵

領ス、 及下名麓村之ニ 本村 守護島津忠久ノ時、 *)* \ 始良庄 屬ス、 餘五 元 町十 暦 屬ス、 冨 頃 迊 一郎太夫姶良・大姶良 後姶良郷ヲ置 姶良平太夫良門姶良 ク、 本 ヲ 村

一邑ヲ領ス、

外大姶良村ニ

同シ、

大姶良

或ハ冨山ヲ氏トス、義兼ノ子義時ナリ、冨山二或義時ニ作ル、其先長谷四郎太夫義兼初テ日州 其族横山 古時姶良庄ニ屬ス、 姶良ヲ領ス、 義宗、 清義、 後大姶良郷ニ屬ス、 晴義相承ケ大姶良ヲ氏トス、 獅子目氏濟使タリ、因テ氏トス 一郎太夫モ同族ナル気飫肥南郷ヲ領ス、 根占小太郎義 ルヘルと

崩

4 IJ 神 ・城ニ據有ス其虚ニ 乗シ大姶良城・日向志布志 觀應二年、 初肝屬兼重大姶良城ヲ拔キ、 是ヨリ先キ兼重歿ス、 其弟兼成ヲシテ戍ラシ 加世 是時ニ當リ、 田 城 高熊 楡井

濱田氏田ヲ領シ氏トス

四氏各辨濟使職ニシテ頗ル豪族

衞 三月廿七日、 横山彦三 月廿五日、 畠山直顯禰寢清種等ヲ率テ大姶良城ヲ攻メ 郎等ヲシテ大姶良城ヲ戍ラシム、 頼仲其黨細山田三郎等ヲ遣シ、 是ご至 1)

之ヲ拔ク、

四

攻ム、 屯シ、之カ外援ヲ為ス、直顯禰寢清成等ヲ遣シ鷹栖城 又大姶良城ヲ下シ之ニ據ル、 克タス、 頼仲島津田三位房等ヲ遣ハシ井上城下名村 肥後次郎左衛門等鷹栖城 ヲ

皆之ヲ陷ル、 テ三位 房等ヲ斬 文和元年十二月三日 ル 几 日 復大姶良城 頼仲兵ヲ将テ大姶良 鷹栖城ヲ攻メ、 ニ屯シ、

亦之ヲ援ク、

八月三日、

清成等井上城ニ

「轉戦シ

等ヲ拔キ、 三年二月廿五日、 本田重親ヲ西俣城ニ遷シ、各之ヲ戍ラシム、十一月十一 陰ニ島津氏ニ附ス、此ニ於テ島津氏久大姶良城及末次城 仲黨遂ニ敗績ス、 直顯軍奉行野本藤二行秀ニ從ヒ大姶良城ヲ圍 親カラ大姶良城ニ居リ、 康安元年二月、 清成等復大姶良城ヲ攻メ之ヲ陷 初大姶良氏等ノ四豪族 山田忠經ヲ末次城ニ、 ム、 克タス、 ル 頼

城ヲ攻メ之ヲ下シ、

遂ニ其城ニ

據ル、

四 H

清成等畠

Ш

管ト為ル、 邑姶良 テ島津氏ニ叛ス、 族人岸良兼値ヲ以テ地頭ト為ス、 天文十五年二月二日、『作ル、肝屬兼續大姶良城ヲ取リ、 島津義久兼亮ノ弟兼護ニ高山一邑ヲ與ヘ、 ・大姶良其他數邑ヲ収 王 政革新以 天正二年、 後鹿兒島縣ニ屬ス 兼續 4 永禄四年、 是時本村モ島津氏 ノ子兼亮島津氏ニ 兼續邑ヲ以 他 降 · ノ 領 所 ル

十二月十九日、

元久岸浦

兼居兵祖ヲシテ西俣五町ヲ領

セ

中馬左近蔵人ヲシテ姶良庄西俣村ノ地五町

ヲ領セシム、

西 俣村

建武三年二月九日 本 . 村 姶 良西 1 侯町六段 島津貞久下野六郎資久樺山氏祖ヲ以テ 屬ス、 後大姶良郷ニ屬 え

> 氏久大姶良城及ヒ末次城等ヲ拔キ親カラ大姶良城ニ居 四豪族濱田氏・獅子目氏 Щ 姶良西俣地頭代官職ト為ス、 アリ、 康安元年二月、 陰ニ島津氏久ニ應ス、 初大姶良こ 因 ij テ

西俣及大姶良城ヲ攻ム、二年七月十四日、 遷シ、之ヲ戍ラシム、十一月十一 .田諸三郎忠經ヲ末次城ニ、 本田信濃守重親ヲ西俣城ニ Ħ 禰寢領主 今川了俊禰寢 禰寢久清

職及ヒ辨分ヲ領セシム、 貞治六年七月四日、 田小太郎ヲシテ西俣村地頭半分代官職ノ事ヲ領セシ **久清ヲシテ權ニ姶良荘ヲ領セシム、** 氏久禰寢久清ヲシテ權ニ 應永六年十一月三日、 十八日、 西俣村地 島津氏久本 島津元 久 頭

日

禰寢領主禰寢久清西俣及大姶良城ヲ攻ム、二年七月

今川了俊禰寢久清ヲシテ權ニ姶良庄ヲ領セシム

应 H

俣村五町及小原村郷等ノ地ヲ領セシム、 シム、十九年十二月五日、 氏ヲシテ西俣村ノ内楠原五町ヲ領セシム、 島津久豊得丸某守馬 是日、 廿一年六月、 ゛ヲシ 又山 テ 西

至り、 肝 **久豊禰寢清平ヲシテ西俣村ヲ領セシム、天文十三年十二** 屬氏ノ侵地ヲ悉ク収ム、 是ヨリ先キ、 兼 續西俣及野里ノ地 肝屬兼續禰寢清年パ子ト交悪シ、 良ヲ 爾来本村モ島津氏ノ所管ト為 収ル、 天正 五年、 島津義久

ル、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、

# 野里村

取ル、 父島津久儔ニ 村モ亦島津氏ノ有ニ歸ス、 邑ト成シ、 續禰寢清年ト交悪シ、 古時姶良庄 領ニシテ、 天正五年、 花 ニ屬ス、 岡郷ト名ツケ之ヲ封ス、 大姶良郷木谷村ニ本村ノ田 蓋禰寢氏之ヲ取 島津義久肝屬氏ノ侵地ヲ 後大姶良郷ニ屬ス、 十三年十二月、 享保九年六月、 ル 天文中ニ至リ、 外木谷村ニ 兼續西俣及野 初本村 八 百石 収 島津繼豊其叔 4 ラ併セ 是時· 同 肝 肝 屬氏 里 屬 本 ヲ

獅子目

其子左衞門次郎行義、

其子彦熊丸相承辨濟使職夕

リ 氏

據ル、外大姶良村代古系圖外大姶良村

同

政

ノ次子五郎

左衞門尉葉義本村ヲ分領

٤

濱

田

ヲ

トシ、

#### 横山村

古時 使職タリ、 太郎義明大姶良ヲ領シ、 横山 姶良庄ニ屬シ、 ヲ氏トス、 大姶良晴義ノ兄有俊ノ弟清義ニ作ル本村ヲ分領 子孫相承ク、 後大姶良郷ニ屬ス、 子孫相承大姶良ヲ氏ト 外大姶良村 大姶良氏 同シ、 ٤ 袓 濟 小

大姶良村ニ

同

南村

# 上高隈村

サルカ、 高熊 古時 串 或高熊村 Щ 良 直 城 顯 高 鹿屋両院 ノ黨禰寢清成・ 割テ上下ノ二村ト為ス、 攻 ジー 隈 [八鹿] 4 村トス、 屋院ニ 明 ハ島津氏ノ有ト為ル、 Ĥ 清増・ 屬ス、 之ヲ拔 又高隈郷ヲ置キ、 清種、 後串良郷ニ ク、 觀 延文二年、 應二年七月十 楡井頼 是ニ於テ四 邑ニ地頭タリ、蓋是寛文四年仁禮頼定本 屬シ高 仲 :黨ヲ 是  $\exists$ 岳卜稱 月廿 ij 麁 H 先 屋 畠

### 濱田

村

時

?姶良庄ニ屬ス、後大姶良郷ニ屬ス、大姶良氏ノ祖義

廍 島 津 屋院内高隈村辨分ノ事ヲ領セシム、 芪 久田 代次郎以久ヲシテ串良院辨 文明六年、 分半分及立小 鹿屋若 軤 村

正月廿六日、 狹介兼資財屬氏高限ヲ領シ高岳城ニ 相承、 享禄中、 肝屬兼續兵ヲ遣シ高岳城縣領邑 新 納近江守忠勝高隈ヲ領 居 ル、 邑ヲ與フ、其子島津忠國本其子 ヲ取リ、 ス、 天文七年 之ヲ 兼

叛ス、 シ、 寝清平ニ 二月、 天正 界へ、 兼續高岳城ヲ復ス、 Ŧi. 年、 以テ連和ス、 島津義久肝屬氏 永禄四 + ノ 年、 領邑ヲ収ム、 年、 清 兼續邑 平兼續卜交悪 是時 ラ以 本 テ

村モ島津氏ノ有ト

- 為ル、

十五年、

豊公肝

屬

郡

ラ伊

集院

年正 忠棟ニ 拾 月、 九石餘及串良 封セラル、 又島津忠恒 文禄四 |郷岩弘 薩 隅 . 年六月、 細 地 Ш 田 Ŧi. 万石 細川 等ヲ合セ賜 ラ賜 幽齋二 高隈千八百 フ、 是 慶長四 時 高 隈

與 モ 高 限ヲ収 島津氏 フ、 + 九 領ト為ル、 年 其 後島津氏 家 入 恒 立 是歳 直 隷 八月、 頼 タ ヲ ij 囎 忠恒敷根立 唹 郡 王 政革新以 市 成 領主 頼 後鹿兒島 ト為シ、 高隈 ヲ

高 隈 村

屬ス

高

同

年、

納忠武百引城ヲ攻メ之ヲ陷

ル

引・平房ノ三城ヲ領忠武ノ時、梅北・百

百 引村

僧安兼ナル者百引村辨 使職ヲ嗣ク者詳 古 時 小 河 院 唹本 郡院 ルカラル カナラス、 濟使職 屬ス、 建武三年、 タ 後百引郷ニ屬ス、 ij, 氏文書ニ據ル、
都城ノ人、富山 初 肝 屬彦太郎 其後 安元 兼 辨 中 濟

月六日、 兵ヲ将テ加 島津貞久自 瀬 田 城ニ 據リ、 カラ将トシテ兵ヲ将テ加 以テ義貞ニ應ス、 瀬 是ニ於テ五 田 |城平房村

手ヲ攻メ、 ヲ攻ム、 又島津宗久・資久等ヲ将トシテ兵ヲ将 又中條祐心ヲ軍奉行ト為シ、 野 1上田 伊 テ 剜 豫 房 Ξ 大 時

城ヲ拔ク、 盛等ヲシテ水寨ヲ斫テ之ヲ破ラシム、 貞久野 上田 一時盛ヲ以テ百引村地 六月十 頭 代官 Ħ 職 加 1 瀬 為  $\mathbf{H}$ 

シ、 戦功ヲ賞ス、 觀應二 年四 |月十 Ė 爾寢清 成 清増

月 清種等顯黨 ニシテ克タス、 楡井頼 重加瀬 仲弟又四郎頼重ヲ 田城ヲ取ル、年瀬田城ヲ下シ、 年月詳カナラス、 ·加瀬 田 城 = "貞治二 韋 4 年 數

几 月十日、 島津貞久其六男但 薩摩守 馬守氏忠二 入護代ヲ攝ス山田 百 引村ヲ 與フ

嘉吉二年三月十八日、

持

記尚

アシ

IJ テ百引六町 其族 忠常領主タリ、十七年ニ至リ 人新 ヲ領セシム、 納左 **馬助** 文明 ラシテ戍ラシ 末、 文明 新納 中 宮里氏第二當ル 忠武平房ヲ攻メ之ヲ取 4 武ニ隨身セリ、是時忠常モ忠 平 房 \_ 旌 居

年、 ニ於テ二月、 城
目向

東

取

ル

、 是時樺山 慶長四年、 久ニ平房ヲ與フ、 之ヲ禰寢清平ニ與 天文七年正 天正二年、 兼續邑ヲ以テ島津氏ニ叛ス、 ||久高|| 忠棟ノ子忠眞叛ス、 兼續高岳城及平房蓋平房モ清ヲ復ス、 十 一 月 肝屬兼亮島津氏 百引ヲ與 文禄四年六月、 肝屬兼續高岳城高限ノ 年、 以テ連和ス、 兼續清平ノ子清年ト交悪シ、 フ、 其後久高薩摩藺 ニ降ル、 島津家久其領邑ヲ収ム、 安樂・蓬原・恒吉等ノ數邑ヲ領是時高隈・百引・平房及大崎・ 伊集院忠 二月、 是時義久島津朝 棟 平房及ヒ大崎 百引城ヲ取 牟 百引ヲ領ス、 由 永禄 徙 是 ル 辺 ル

平房村

爾

一来島津氏ノ所管タリ、

王政革新以後鹿兒島縣二

屬ス、

百引村ニ同シ、

古時 几 知重興邑ヲ 年、 下大隅領主伊 '鹿屋院 .津義弘島津右馬頭以久ヲ下大隅=gr/ 領主ト為 以 ニ屬シ、 テ降 ル 地知氏ノ領邑ニ係ル、 後鹿! 島津義久重興カ領邑ヲ収ム、 屋 郷 ノー村タリ、 天正二年、 又新 城郷 慶長 伊 = 屬 地

> 二男鹿屋・新城二邑ヲ領ス、 信ノ母本村ニ居リ、相模守久本村ニ 寛文九年三月、 ラス 一千三拾石ヲ與フ、 ノ裔孫領 領主タリ、 復忠清ヲ新城ニ 清「與へ、湯沐邑「併セ二千四百十石ト為ス、 久ノ女ヲ娶リ、 島津光久二邑ヲ没入シテ其後嗣ヲ立テス、 本村モ亦以久ノ領邑ト為ル、 スル 王政革新 所 封シ、 島津光久新城田禄千三百四十石ヲ以 又助忠清ヲ生ム、 ノ新城ヲ収メ、 ブノ時、 俗ニ新城様ト稱ス、 以テー 母卒ス、 島津忠義藩政ヲ改革シ、 久章狂悖ヲ以テ誅ニ伏ス、 邑ト為ス、 尋テ封土ヲ奉還シ、 以久ノ子彰久ノ妻烏津義 家久以テ忠清ニ 家久忠清母二湯沐邑 子孫相 其孫大和守久章 初久章島津家 承本 七年四月 一與フ、 明治 テ忠 峊

四年、鹿兒島縣ニ屬ス、

治已来云〃、去三月廿日夜濱陣御合戦云〃、隅州御發向之間、最前馳参、去年十月廿五日岩屋城御退正平十二年卯月満家院比志島太郎範平軍忠状ニ、御大将

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一〇号文書ニ当タル)

此岩屋:

城

ノ實地

探討ス

ヘシ、

隅

州

地

係

ル

ナ

ル

國史貞久記

文和三年八月云(頭注)「大隅ニ係ル」 使齢岳公領大隅事、 Þ 於是、 先是公老倦于勤、 定山公居薩摩郡碇山 使定山 公領薩摩事、 城

公居鹿児島郡 東福寺城云

國史忠治記

永正十一年二月朔頭注」「山ノ地糺スヘシ」 百 公使本田参河守親安領大隅州山之

地二十五 町、 其旧 邑也、

付氏 一略傳

なり、 兼遠か時き判官代となりて薩摩に流されしとも見へて、 隅州肝屬郡は、 「州に来て暮橋氏を伐平らけて職に就けるとも、 其先伴善男の孫仲兼てふも 上古肝付氏世々辨濟使を襲て領知せし所 Ŏ ` 時き國の 介と為り 又其子

何の據を知らす、又一説ハ、安和より二十年まへ天暦三年、肝付氏高山しハ鎌倉の時より始るかとおほゆ、且他の古系圖に此等の年月ハ見えす、 補せられ、明年八月十八日神食に入部すとあれとも、諸國に守護を置れ宮城の臣藥丸氏か新系圖には、安和元年四月七日、兼行薩摩の守護職に 築きをれるとて、 を伴掾大監といひ、 其子兼行は大宰の大監を拜し薩摩 部下の人々伴掾御舘と呼 其入部するや 鹿児島 の掾と為るゆへ、これ の神食に舘舎を るとなん、

> す和 れの 山及 の花牟禮に登り ハ、何れを是とも究かたし、下向合ハざるにもあらざれ に創建せしともミゆ、これハ安和より十八年以後なれ、移ともいへり、又高崇寺の傳にハ、永觀三年、兼行此 こ、神食より遙領せしたとも、天暦の移と齟 欤齬 兼行 卒 ハ寺

子行貞嗣く云~、

岳

建久八年圖 田帳

肝付郡百三十丁二段三丈

串良院九十丁三段二丈

迄六百·

八年

十ヨ 四リ

年明

治十

姶良西俣廿四丁六段二丈

鹿屋院八十五丁九段

下大隅郡九 石 ノ 如ク串良 + Ħ. 丁九段 ・姶良 鹿

明白 1ナリ、 其 後 大隅 肝 付 屋等各區界ヲ異ニ ト郡區 ヲ改正セシトミ セシコト

夕 ij,

建治二年石築地役

寄郡七百五十丁八段 串良院九十丁三段二丈 丈

鹿 屋院 八 十 Ė. 丁九段

肝

付郡百卅丁二反三丈

六建 百治 Ti. = 年年  $\exists$ 1)

ル

安高

久高山ヲ委テ新納忠武ノ邑ニ出奔セリ、 ト亂レケレバ、文明十九年三月二十六日、

去レド其年ノ九 月二十五日**、** 或作十五年二

年八月、 月二十三日、

圓室公自将トシテ高山ヲ討玉ヘルニ、

忠武遂ニ兼久ヲ本邑ニ復ス、其ヨリ永正三

發シテ兼久ヲ援ケタルコトトモ前ニ見ヘタリ、

其孫即チ 忠武兵ヲ

兼行

ダ垂髪ノ時、歳也、

族臣等叛キテ守護方ニ内應シ、

郡中、

1

伴善男

祢寢北 下大隅郡九十五丁九段 俣四十丁五段四

小 姶良西俣廿四丁六段 河 永利十二丁六段四 丈

同 百引村十三丁四丈

雲遊雜記傳

\* 郡司ニテ、 リヲ本城ト云ヘルトソ、 城セリ、 公封ニ就キマス文治ヨリ百五十年前ヨリ高山ノ本城ニ 初メ長元九年九月九 今其遺墟トテ山ノ城ト唱へ新留村ニアリ、 正應ヨリ正中マテ鎌倉ニ昵近也ト見へタリ、得佛少将善男八代伴右衞門尉兼俊肝付八ヶ外城ヲ得佛 Ħ 兼連ガ子河内守兼久此ナランイ 元祖兼貞本郡ニ 封ゼラレ、 代 居 Ż 邊 々

河内守兼續入道省釣ニテ云云、

(頭注

兼貞ノ子兼俊ヨリ肝付辨 使 遷 ル 雜 紀郎傳誤 ij

管窺愚考」

安、為其後人、博稽史籍、改正別為譜、今不贅焉、為天智皇子大友之後、率合附會特為甚矣、故近季 國道、避淳和帝諱、伴善男、本大伴氏、 上文略、 兼貞既嗣、 改大伴宿禰為伴宿禰、事見國其先出自高魂命之裔胤大伴吹 其先出自伴善男、 会史、然肝屬氏系圖、則以負之子祖父麿、而至父 因仍本姓無易平氏、 卒於益貫、即今梅

文、生男女各五人、 稱肝屬太郎、 是為肝屬氏宗、 長名兼俊、 兼明其正胄云、 遷辨濟使於隅之肝屬郡

因

兼遠 判官代ト為リ薩摩ニ

流サ

ĺ

兼

大宰大監ト為リ薩摩拯ニ 遷ル、 鹿児島神食ニ 居

161

「行貞 ル、

平大監季基ノ壻ト為リ、兼俊等五人ヲ生ム、 父ノ職ヲ嗣キ、檢非違所ノ惣官兼務ス、萬壽中 兼貞

無官大夫

田所職

肝属郡辨濟使ニ遷ル、因テ肝属ヲ氏トシ、太郎

付ヲ氏トスル也

兼貞ヲ以肝付郡辨濟使トスルハ誤也、兼俊ヨリ肝付ニ遷リ肝

兼俊

ト称ス、 兼益 ─ 兼 員

文永九年卒、

兼經

肝属氏略傳

む、その女入て大翁公の夫人と為り、又三郎忠良を生め 左ありて、重就は子清年をうミ、清年子重長と女子を生 兼亮の祖父兼興と禰寢重長の祖父重就とは外兄弟なり、

昌に配す、これハ伊東義祐の外孫女にて、皆互に無據時 して兼續また其女を重長に妻ハす、良兼はまた其女を重 次の女ハ伊地知重興に嫁して縫殿助重昌をうむ、然

兼石

─兼 藤

永仁三年、

西方・東方・岸良・内

ŋ

浦田地九十七町九段ヲ授ケラル、

兼尚 兼重 一秋兼 -秋兼 兼隆 兼尚ノ嗣子 兼氏

養子

元亨三年殺害セラル、

次の 長は肝付越後守兼顕省約の従に適き越後守兼純を生め 等は埀水より田中三郎五郎等を御陳に差上、 ŋ 伊 守をして新城を戍り、 や 阿西嶽は新納周坊守久友か第三子にて、二人の姉あり、 公に内應するもの凡そ十六人、さあるに、 軍を拒かしむ、 城を戍り、 が申す旨に、 くこれに應して吾民を舒くせんことを中馬佐渡守重辰等 傭食するに、 况や重興か如きハ肝付に蜜邇し、 元と兼純ハ外兄弟にて、 地知讃岐守・ 女は新納加賀守祐久に嫁し武蔵守忠元を生めは、 前田隼人等は箭文を公の陳にかよはし、 子民部等は本城より竪山主殿等を陰かに早崎に進ら 東・ 禰寢 別にまた兵を分け、 重興も竟従ひて、 仇をなせば民みな賃を得す、 然あるに、 中馬佐渡守等に埀水城を戍らせて、 伊地知も悉く肝付に應ぜざるハなし、 前田隼人清偏等は田上城を戍り、 其阿の為には皆甥なるうへ、 美作入道は旣に新城を以て降 ミつから精兵を帥ひて下 伊地知美作守重矩入道全 おりから民饑て多くハ 浄光明寺の其 愁痛の餘り姑 讃岐・佐渡 五ヶ城より 公の ŋ 兼 忠

> 来ハ忠を竭さんと盟載を上たれハ、公もそれへ應せられ、 よて廿五日、 今以後ハ公に奉し忠を竭し敢て貳心なけんと盟載を上 の邑を以て公室に降ることを勸めしむ、こゝに於て二月、 其阿を使として重興と兼純か子弟なとに説きて、 純 て市成・ く禰寢も伊地知も和降したれハ、 重興遂に削髪して罪を謝し、 より先き浄光明寺になほしおかれたれ 志福寺なりに住持して省釣に恩ある僧なりけるを、良に移す、今に住持して省釣に恩ある僧なりけるを、 か妻は重興か女なり、 公即ち重興に下城を賜て伊地知の宗祀を奉せしむ、 廻・恒吉等を返上して公に降る、 重興子重昌をして麑府に朝せしむ云云、 且また其阿は嘗て高 五城を獻して公に降 兼亮も孤弱となり、 ハ、 忠棟に因て以 忠元等謀りて Ш [の道場] 兼亮そ 斯 た

0

縁家なり、

斯りけるに、

大翁公日州に出

奔し其御子忠

の伊東か領内に寓公たる頃、

兼續か兵を興すに迨んて

島津朝久と地を櫛間に争へるの類なと、豈これを貳心な身いまた来朝せす、猶伊東に黨して荘内と和せす、或ハして計議せしむ、議者咸謂らく、兼亮降るハ降れとも自て鹿児島に朝す、兼亮ハ時き同姓の臣藥丸弾正兼持孙雲をし児島に朝す、兼亮ハ時き同姓の臣藥丸弾正兼持孙雲をし

御報の盟載を下されたり、

斯て此年の八月、

重興始て鹿

しといふへけんや、

此事公に告あけれハ、公も御尤ニ

せり、 遂に兼亮を追ふ、是によりて兼亮と兄兼樹と山東に出奔 らる、 檄を移して下大隅 す、廿八日、 祐舟兵を志布志・櫛間あたりへ遣ハして公領に寇せんと これも其阿に就て封内に歸らんと請へり、三年正月、義 給ふ日久し、 し難けれハ、於南君其阿を留めおかれ、屢これと事を謀 君を奉して麑府に臣たらん事を願ひ、計議遷延して決定 兼樹ハ伊東に與ミせんと欲し、又老臣の輩多くハ皆於南 ある折から其阿至りぬれハ内乱起り、兼亮と其兄右京亮 に和諧せさるゆへ、於南君と高城と皆兼亮を憎まる、 か寡婦於高城資格と良兼の女を以て兼亮に妻ハせおける 初め兼亮か立てるや、良兼の母堂於南君日新と良兼 更に省釣の季男與市とて夏井城主麥生田兵庫頭忠能 こゝにおひて於南君と高城及ひ肝付諸老臣孤雲等 三月、 於南君及ひ老臣藥丸出雲守兼将入道孤雲等相謀て 兼亮まさに麑城に朝せんとして又不果、 北郷時久使を馳せて麑府に飛報す、公直に 此頃大翁公の御子忠良君も肝付ニ客たり、 ・新城・根占等の兵を戒めて其變に備 + 左

> に麑府に往きて此等の事を公に請ハしむ、七日、家老孤 より迎へて肝付の主に立て、良兼か後と為し、良兼かの か妻となし、それより牧瀬宮内少輔を使として其阿と偕 高城腹にうめる女の兼亮に妻はしおけるを取てまた與市 入道道徹か後嗣と成をれる此年十五歳なるをハ道徹 か家

と交通することを絶ちてよく庄内と和することを説かし

此日また其阿を肝付に使ハされ、

兼亮に伊

東

召上られ、

歳群臣等これを奉して公に降り、 其女を以て妻ハせおき、良兼死後家邑を承居て、 に請ていへらく、良兼男なく、弟兼亮を養て嗣子と為し、 に見ゆ、宮内少輔そこで申口衆上井覚兼・伊地知勘解由 其阿に従て鹿児島に至る、十一日、 雲等飯熊別當と含粒寺をして山東にゆき、伊東氏と絶交 りしに、無道浅智にして臣等か諫を聽かす、 重秀に因て、御老中喜入季久・伊集院忠棟・村田經定等 す、義祐怒り、二人の使僧を拘へて歸さす、十日、 上る所の盟載の如くな 同しく朝に造りて公 動もすれ 旣に去 牧瀬

妻はせたれハ、 與市を立て良兼か後と為し、兼亮か妻を取て亦たこれに 皆彼を憎めるゆへ、臣等と謀り遂に兼亮を廃して、 来月十四日かたニハ麑府に来朝して父兄 更に

0

罪を謝せしめんと願ふ、

尤與市ハ孩童より於南撫育せ

伊東に黨し、且その妻とも和諧せす、

於南・高城もまた

す、 をして其阿に命し許給ハす、十九日、公南林寺及ひ浄光 二僧を遣ハして交を貴邦に絶たり、敢て入ることを許さ 櫛間に逼る、 伊東義祐其臣河崎駿河守・河崎紀伊守をして兵百餘を率 明寺の僧各一人を肝付に遣ハし、 たる島津忠良水庵の歸國願をも申上たれ共、 ミて入れす、 時肝付治部左衞門兼名志布志を戍り居たれハ、こゝも拒 ひて志布志にをれる高城を迎らる、十三日、 らんや、よくく〜これを促せよとの命ありけり、十二月 速に朝謁すへし、 るを悦ハせ給ひ、 覚兼等をもて公に聞す、公も亦與市か肝付の宗祀を奉す 駿河ハそれより衆を以て還れり、 駿河・紀伊こ、にて舟に駕り志布志に入らんとす、 二十三日、 寡君臣等をして来て高城を迎へさしむ、今敵と 家老孤雲等これを拒ミいへらく、 遂に波見に入る、十四日、其阿肝付に寓公 若亦朝せされハ兼亮と何の異なる所あ 駿河・紀伊波見に舎る、孤雲拒て内れ 則御許容ありて、 駿河等か消息を探聽か 斯く定りし上ハ必す 紀伊 ハ猶留りてい 公白濵周防 駿河等来て 嚮に旣に

> 多くハ前盟の如し、 雲また竹田山城入道笑我を麑府に遣ハして此事を報告 して幾くあらす、 しむ、二十七日、 れを殺さバ彼を殺さんことを恐れて如何ともし難く、 ほしくおもへ共、 回るにハ如かしと肝付に留りをれり、 なる國に棄おき還らハ必す臣等を誅せん、 笑我府に至り覚兼にこれを報す、 與市麑府に朝 前月遣たる使僧を義祐拘へ留れ 與市改めて三郎と稱し兼護と名つく、 Ļ 舊封を安堵すること 孤雲等彼を殺さま 一左右を待て

られ、

實に所生の如しゆへ、

高城と臣を使にして上請

せ

願くハそれこれを赦給へと述たれハ、老中やかて

とをせす、他の陣々これを疑ひ、咸肝付は猶伊東に黨す郡の兵三百餘を帥ひ忠平君の師に従軍す、十九日、諸将四年八月、公ミつから将として伊東氏を伐給ふ、兼護一四年八月、公ミつから将として伊東氏を伐給ふ、兼護一

後に左馬助兼道とい

・ふハ此なり、

兼隆等奮進んて伊東河内守等許多の敵を斬たれハ、伊東忠節を世に明さんとす、朔日、伊東の師と南郷に戦ふ、

をして肝付の兵を帥ひて飫肥にゆき、

伊東氏を伐て吾か

野介忠盈・藥丸孤雲・肝付權之介兼隆・肝付兵部兼種等付兼名具・大崎地頭新納安藝守忠氏入道永看・永看弟狩

との巷説起れり、

こゝにおひて十月、

兼護志布志地頭

知して如り 事にやありけん、肝付かたより手痛く戦ひけれハ、伊東勢大に怒り、肝その時夾て撃んとの企なりしに、雑兵まであまねくハ知らせ難き蜜謀の退たり、 までに戦争の風情して隣近を動しなは、薩兵必す救来らん、退たり、 一説、肝付老臣偽で伊東将と謀を示し合せ各兵を出し、外聞 せら 内之浦 を、 福 は 原長門守尚 Ш を将ひて追々救の兵續きたれ 島津以久も亦隅州に居てこれを聞 てこれを聞、 に屠殺せんと、 をもていへらく、 ` 福 *ا*ر 島 大崎 島 高 n 伊 0 13 東 守兵安樂肥後守兼清 0 Щ 志布志・ 是ともあり、に乗るなと下 死す、 地 串 師追来て福島を攻め、 0 國老等と計 志 近を飫 頭と為し、 良 布志 邑のミを封せられ、 徑に兵九十を率ひ来て後援を為せり、 危急の 福島に 孤雲等散卒を収め歸て福島城を保ちをる 小 肥 然はあ 原 速に城を以て降れ、 0 福島まて [議せら た流流 折 鹿 鎌 地 れと、 から、 田 頭に移され、 屋 れ、 田 Ļ 百引 四 雲守政近を志布志 0) 隅 公も御 侵地悉く収公せられ 鎌 營を十三ヶ所に立て、 . 郎左衞門兼治兄弟等數 Ŧi. 薩 田出 他 年 伊東師も営を解きて立 かせられ、 の 0 平 0 騎卒聞 春命 若それ降らずバ 伊 房 郷 馬を志布 雲守政近大崎に在 集院下野守久治 邑姶良・ 郡外にてハ あ 付 忽ち兵三百 ŋ 地 Ź 志に立 大姶良 頭とな 松 直 使 護 さ 日 百 0

13

71

伊集院忠棟を地頭とし移されたり、

`

K

おひて 斯て高

此 Ш

を薩州に遷され、

采邑十二町を此に封

せらる、

Ļ 解由 せら 忠家を 島 津 れ 圖 書 恒吉地頭となし、 伊 地 頭 忠長を串良地 知伯耆守重秀を姶良地頭とな 市来小四 頭とな 郎家親を松 柏 原等 食 新 山 納 邑 地 勘 頭

師

特に憤

激

して戦ひ

掛

h

t

莊

衍

師

敗績

Ĺ

永

看

兄弟其

外

封

公自 とし、 崎常陸介兼泰等こ、 北るを追て耳川に至 将にて豊 をの 後師と高城の下に戦ひ、 隊卒を領し移て鎮戍せしむ、 に戦死す、 れる時、 兼護従軍して功あ 八年、 また命あ 大にこれを破ら 六年 ŋ ŋ 十 檢見 月

付氏 常陸 年の 最久しきハ天暦三年とい 0 介兼成衞門ト云等許多を率ひて阿多に移 十二月、 莊 付に入部 兼亮及ひ其妻、協女高城なり せし年 間 ふ説より此天正八年阿多に移 温 Þ にしてさたかならす、 、義 世 臣に n ŋ *ا*ر 檢 初 見 8 n 其 肝

远 興 兼尚、 兼 續 兼 重 良 兼 秋兼、 兼俊、 兼 亮 兼氏、 兼 経、 派護追兼まつ 兼元、 兼益、 で十 兼忠、 九 世 兼 傳領 連、 兼久、 の宗

藤 抵 Щ

に建たると云より

ハ

五百九十余年、

兼俊

か時

五百年にして、

兼

兼

員

兼石、 よりも るまてハ六百三十二年、

又一

説

永觀三

年兼行高崇寺を高

兼

邑を喪ひ、

始て封を阿多に移さる、

永正五年圓

室公百

166

の中にハ滅びんとの給ひしよりハ七十三年目なり、 正月十三日、 兼護麑城に朝して新正を賀す、以下略ス、

十年 岸良氏文書 肝付郡弁済使職系圖

1「栗野郷神田橋氏蔵」

前地頭忠久押領所辨濟使得分米事

鹿屋院辨濟使得分同可令運上事(米脱力) 下大隅郡辨濟使得分米可令運上事

串良院辨濟使得分米同可令運上事

小原別府辨濟使得分米同可令運上事

祢寢院辨濟使得分米同可令運上事

柏原別府同可令沙汰事 肝付郡内之村辨濟使得分米同可令運上事

以前条々、於得分米者、慥無懈怠、為義廣之沙汰矣、

京都可運上也、

於由緒者、早企参上、辨濟使職可訴申

子細之状如件、 縦不入目録、忠久押領所々ヲハ尋沙汰

可令運上也、

建仁三年十一月十日

明治十三年迄六百七十八年.

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二〇三・二〇四号文書ト同一文書ナルベシ)

阿佛 | 八郎右衞門尉 左近将監 岸良 五郎左衞門尉東方 文 文 太 郎

兼村彦兵衞尉

平内左衛門尉

兼 藤 弥 郎

尊阿

六郎太郎

兼賢宮内左衞門尉

兼任新左衞門尉

2 肝付典膳蔵書

肝付郡弁濟使職事

佛讓状、東方兼弘所讓得之領地分、 右、 件所職者、阿佛之先祖相傳之地也、 於自今以後者、 然間任親父故阿

塵至于子々孫々、不可致違乱之、但自宇郡伊下七水田壹

町止本所當米并万雜公事、付進兼石乎、 子々孫々之儀、若此条々偽申候者 相互不可有遺恨不審黒害心、 可懸之、如此令和与後者、 兼石同子息孫与兼弘同子 於背此儀人者、 其外於臨時課役 不可有

孫、 者

# 神文略、

# 弘安六年十 月十七 日 伴 :兼石·

在 判

嫡子兼藤

在

(本文書ハ「旧記雑録前編一」八四八号文書ノ抄ナルベシ)

末吉檢見崎氏家蔵文書中

隅國 正和元年九月十日、 被 肝付郡弁濟使尊 打 渡處、 地 頭 阿申 尾張幸夜叉丸,押領云云 相模守在判、 所職 并 名田畠等事、 上總前 司殿宛ニ 就 度 テ、 々 下

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一一五六号文書ニ当タル

肝付氏兼石譜中

惣地頭名越尾張孫次郎殿、亦疑高家子高邦小字也、大系圖則高邦為名越家、皆襲地頭於肝付郡、竝見于後、又元徳二年八月鹿屋氏文書云、當院 系圖、以時章為見西、疑其年七月、探題於鎮西、 頭 正 職、 又時章兄曰北條越後守光時、後此十三年正安二年六月、入道名蓮智、2軍譜、見西則其子尾張守公時法名也、公時前此十七年被殺於文永九、1年 時章稱名越尾張守、前此二十六年弘長三年、入道名見西云、然城、疑此時章、見上建治二年、地頭尾張守殿亦蓋同人也、按大系圖、 元年戊子、 初幕府以名越尾、前司入道々鑒為肝屬郡 疑公時之誤爾、而公時子美作守時家、孫尾張守高『、據此等、則此云尾張前司入道々鑑必時章也、大 地

末吉郷檢見崎氏文書中

島津庄大隅方肝付郡弁使兼石(済脱力) 正應元年七月廿九日、 沙 彌 判 代子息兼藤申云云、 = テ 肝 付 郡 地 頭 (殿ト宛

九〇三号文書ニ当タル)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」

地理 志

知

大

\_ 良兼領之、 世 賜 々肝付氏領之、 ハ IJ 天正四 文禄四年八月迄領之、 天文・ 年ヨリ守護 永禄 領 Ì 比 同年、 成 ル 河 .内守兼續 従秀吉公惟新 同 年冬北 • 左馬 郷 時 公 久 頭

古城主来由 記

江

御

朱印

肝

衍

郡

伊

集院右衞門太夫忠棟二

賜云と、

n 出 云文、

3 嶋津氏文書

為名越兵庫介、尾張左近将監、 衛門信 行、 、

而無義作守三

P云云、\*\*\*

道鑒乃使左

衞 門尉

信

1 行 肥 後 氏 古

疑即此人為地一男藤内左為地

頭

代

以景行等為代官職、

蒞

而治

168

肝 屬郡

忠久公薩州

江 御

下

向

.の時

分

0)

城主

也、 付

肝

付家は伴氏

ょ

河内守兼經單名

なり、

兄弟三人有、次弟兼綱、

是より救仁郷初る、

三男

又八左衞門國兼、

父兼忠之義を背肝付追放、

次弟周防守

龍伯蔵入分

高五千貳百四拾石貳斗五升三合 大隅肝付郡之内

合拾萬石

以今度檢地之上、 如斯被成御支配候也

文禄四年六月廿九日 太閤御朱印

羽柴薩摩侍従との

(本文書ハ「旧記雑録後編二」一五四六号文書ノ抄ナルベシ)

天正十五年五月云云、二十五日、 令割肝付一 郡授伊集院右衞門大夫云々、 關白朱記書、 賜松齢公

[ 古城主来由記]

肝付郡

肝付河内守兼經

童名金剛丸

忠久公薩州江御下向之時分之城主也、 「たり云√、 兼經ハ父ハ肝付之先祖也、 肝付家ハ伴氏より 新太夫兼俊か子

> 常州兼友、是より檢見崎出る、 四代河内守兼員、 五代河内守兼名ハ兄弟六人、次弟兼光、 兼俊三代弾正太夫兼益

是より岸良家出る、三男兼廣、 南家初る、 五男信兼、 小野口始る、 野崎家出る、 肝付六代周防守兼 四男兼行、

三俣八郎兼重番代と成て家嫡をつとむ、尊氏将軍家之時 屋初る、肝付七代兵部少輔兼尚、 藤兄弟三人、次弟兵衞尉兼市、 号三俣、三男宗兼、 在鎌倉、 世子なく、 鹿

わく、此時兼重ハ宮方之御味方申、 宮方将軍方と隔り天下二にわかれ、 遠國村里郷々迄乱さ 御當家ニ對し奉り謀

縁有て肝付之家嫡と成、肝付八世之統領也、 反人之張本たり、 兼重子周防守秋兼ハ惣領兼尚之女に内 九代大膳太

右衞門兼朝他腹にて家督を不請、是より川北初る、 夫兼氏、次之弟權三郎久兼、是より山下初る、 嫡子太郎 次弟

公の御供にて在洛す、此時嶋津國方として将軍義持卿に 又八郎河内守兼元、 肝付十代嫡流也、 應永中、 守護元久

之領主也、 去す、次弟左馬頭兼政、是より頴娃の家初る、 謁し奉り、 + 河内守に任せらる、 世三郎四郎兼忠、 隅州加治木之陣中にて卒 加治木弾正と号、 薩州頴娃

兼連、 内守に成、 其息男三 肝付十二 郎 远郎 一世之嫡統也、 兼久家督を請 此兼久守護忠昌公に敵 て、 周 防 守、 後 は 河

十三世兵部少輔兼興、 乱入、忠昌公を責ほろほし、 奉り、 新納近江守忠武に志を合て多勢を引て鹿児嶋 九 十四四 世 忠昌公ハ清水にて御自害有、 河内守兼續法印省釣 日 13

新公の御聟なり、 永 禄八年、 志布志にて卒ス、 此代にて

國史貞久傳中.

付落城

建武三年云 Þ ` 菊 池武 以俊既敗、 不能復振、 九億州第 一島望風

使公歸討肝 應足利氏、 屬氏、 獨 肝 行八 註 郎 兼 伴 重 : 掾大監 | 拠日向國三 兼行、 俣院遙應官 始居薩摩鹿 軍、 児島 尊黑

神食村、

至曽孫兼俊、

領大隅肝屬郡辨

濟使、

子

孫世

真襲其

使、 事拠肝屬典膳家蔵弘安六年十 因以為氏、 兼重兼俊之六世 状 云 孫 也 月十七日伴 兼俊 為 脏 兼 屬郡 石及其 辨 濟

地 理 一纂考

兼藤連

名與兼弘讓

k

肝も 属郡建久八年圖 田肝 日帳に肝付郡五川属岐毛豆岐、 盲 二十丁二二程紀、肝経 一段三丈と見ゆ、別衝又肝杯に作る

為レ

ij

初

メ長元九年九月九

H

元祖

兼貞本郡ニ

封せ

ラ

同 郡

内ゥ 之浦 郷

に接す、 ŋ 數六百四十二、 鹿 児島を距る事東南二 東方海に連り、 又東 村落三村 岸良村 面 ハ大湾にて風波の難なけれハ、 此 地三分の 西高山 干 单 二ハ に界ひ、 總人員二千九百九 周 Щ 廻二 林深廣にして水田 干 南 佐多 五 里二 佗に勝 町 田 人 代 + 0 七 ŋ 陸 總 両 間 t 田 戸 郷 な

地 理 志

Ш

海

0

?得物多

當郷已前高 Ш 1 内 굸 ≥ 旧 1名小 串 村

雲遊 |雑記傳

肝付 良 T タリニ 所 大姶良 所 ハ大隅 賜 ツキ 賜 E と • ノ 高隈 郡 扂 名 此 大姶良ノ木谷ヲバ タ プヲ華 ル = 百引 新 テ、 岡 城鎮地 八 高 ト名付ラ ケ Ш ラバ 外 . 城 内之浦 寛文七年島 此ニ 享保九年島津 V 隷 ケリ、 *ا*ر 串 増 良 津 テ 拾 又助 周 然 鹿 防 ケ \_ 屋 久儔 忠清 郷 鹿 ŀ 姶 屋

岸良

寛永十六年卯六月廿七日、

外城ニ立、

同廿年未七

地理志

吉原ニ 明十九年三月二十六日、 年前ヨリ高山ノ本城ニ居城セリ、 V ヲ攻陷サレ、 コトトモアリ云云、元亀三年九月、公子歳久小濱城伊地 シテ高山ヲ討玉ヘルニ、 兼久ヲ本邑ニ復ス、其ヨリ永正三年八月、圓室公自将ト 邑ニ出奔セリ、 へ新留村ニアリ、 代々郡司ニテ、 討敗リ、 翌天正元年正月ハ北郷時久大ニ肝屬師ヲ住 同二月ハ重長モ黨ヲ離レ邑ヲ以テ降リ云 去レド其年ノ九月二十三日、 得佛公封ニ就キマス文治ヨリ百五 其邊リヲ本城ト云ヘルトソ云云、 忠武兵ヲ発シテ兼久ヲ援ケタル 河内守兼久高山ヲ委テ新納忠武 今其遺墟トテ山 忠武遂ニ ノ城ト +

文 ト 云 ×、 旧記ニ、 岸良只今被相分候得共、 後又内ノ浦ニ隷ス、 寺社御寄附分条下、 然ハ貞享之比、ハ岸良分外城云、、、 ○貞享二年高辻幉頭書二、 古来高山之内ニ而

月迄或内之浦之内、

明暦四年二月二日、

新外城ニ立、

其

内之浦 高 Щ

候 間

郡百卅町二段三丈一色入道殿拜領、 同寄郡内他人拜領分、 貞和二年五月日

付

天正四年云々、 伊集院忠棟不可、 待克肝付氏之後、

北郷時久之敗肝付軍也、 會以志布志賞卿、

公謂之曰、

乃以恒吉・永吉・内之浦百八十町地與

至是将與時久志布志、

國史義久傳

之、

名勝考\_

云

屬岐毛豆岐、 肝付郡内浦郷 後割為 小串村 郷、 ○圖書編 小 串 ·村分分而名北方村(®今) 作起麻子起、 續紀作肝衡亦肝坏、 ○内浦舊高山郷小串 ○和名鈔、 肝

北郷時久譜 天正二年三月云云、

之檢地六万九千石被召上、 賜之、代々之給地十五ヶ所之分、 為替地祁答院三万七千石賜之、 文禄四年、 殿下秀吉公

内之浦・永吉三ヶ所合百八十町為救仁郷院志布志之返地

對鹿児島肝付降参、

為其忠節恒吉

171

八月廿三日、 徒庄内都城移邪答院云云、 (※)

岸良村

4「岸良氏文書」

沙弥阿佛讓渡 次男左近将監兼基

四至 限東内浦堺 限西祢寢堺

肝付郡内岸良村弁済使職同田畠山野狩倉等

限北郡本堺 限南海

置公事

御佃用作参段 収納使用参段 新加用貳段

文永十一年六月十八日 『明治十三年迄六百七年』 外數行略、右書略

(本文書ハ「旧記雑録前編一」七四九号文書ノ抄ナルベシ)

岸良氏文書

建治元年十月十八日、 左近将監伴兼基在判、 子息得益ニ

岸良村弁済使職譲渡ノ文書アリ

(本文書ハ「旧記雑録前編一」七六五号文書ニ当タル)

5「比志島蔵書」「照属郡木志良村地頭辮分及羽見村地頭職5「比志島太郎範平領大隅

兵粮料所被宛行也、令分配一族等、(命)/) 大隅國肝付郡内木志良村地頭辨分并羽見村地頭職事、 任先例、 知行之、

可被抽軍功之状如件、

『明治十三年迄五百二十四年』正平十二年四月廿八日 比志島太郎殿

左衞門尉判

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一三号文書ト同一文書ナルベシ)

6

袖判

下 嶋津御庄大隅方肝付郡

可早以兼基嫡子得房丸、 岸良村田畠山野狩倉等令相傳

知行事、

沙弥阿佛在判

右、 讓得之了、爰兼基死去之上者、于得房丸彼所带所宛給也、 件村者、 兼基親父阿佛之所帯也、 而兼基依為子息、

但得房丸成仁之程、為母堂之沙汰、

任阿佛讓状之旨、

『明治十三年迄六百二年 弘安二年四月 日

支配、

無懈怠可令勤仕之状、

為向後所仰如件

以下、

事残令知行領掌、

有限所當以下色色御公事等、

守阿佛

172

為 彌

(本文書ハ「旧記雑録前編一」八〇二号文書ト同一文書ナルベシ)

「岸良氏文書

左兵衞尉伴兼村云〃、文保三年三月、前肥後守顕親判、正和四年二月、嶋津庄大隅方肝付郡内岸良村〔弁済〕使職

兼村弁済使職云<sub>N</sub>、

伴兼義岸良村弁済使職也、按ニ、岸良左兵衞尉兼村ナリ、兼村ノ子左衞門次郎

(本文書ハ「旧記雑録前編一」 一一一七・一二五五号文書ニ当タル)

「肝付譜中」

元亨二年壬戌四月二十五日、執權高時袖判、以伴兼義為

『正平十二年ハ延文二年ニ當ル、前ノ元亨二年ハ三十六年以前岸良弁済使職、乃兼村之子也、見于岸良氏文書、

ナリ

「肝付河内守兼氏譜中」

辨分及羽見村地頭職、蓋辨分本皆我辨済使職田、而其寄正平十二年四月廿八日、賜比志島太郎範平木志良村地頭

公、方今為 南帝分畀功士、令給兵粮、故蓋聽命、是歳島津荘者、則道鑑公嘗以幕府命食其租入、傳至齡岳公氏

秋兼卒云√、

「岸良氏文書」

ニ讓渡肝付郡岸良村弁済使職同田畠山野狩倉等云√、應永廿三年十二月十八日、沙弥崇重判、次郎四郎伴兼善

(本文書ハ「旧記雑録前編二」九五一号文書ニ当タル)

名勝考」

ありける、市乾鹿文女か一二兵を従て返家とあるを以て、跡にして、東西二十間、南北十間許、小高き丘陵にてそ熊城 天子山の亥方七八町許にあり、熊襲梟帥か居宅の

襲復反きし時、日本武尊川上梟帥を誅玉ひし事、前の隼此地ハ川上梟帥か居城の墟といふハ、この後廿七年、熊行天皇の御杖を齋ひ奉れりと云、所謂御杖代なるへし、七八町に川上城あり、城中に川上明神てふ叢祠あり、景七八町に川上城あり、城中に川上明神てふ叢祠あり、景その近きわたりなることは知られたり、又天子山午方十

人城の所に見えしか如くなれハ、この川上城ハ廿七年の襲復反きし時、日本武尊川上梟帥を誅玉ひし事、前の隼

時に再ひ叛きて楯籠りしにてそあるへき、 凡この )地の分別

受て、西の方古江浦と東内浦との間は國幅最狹けれ 爰をしも取切りなんには、 南佐多御崎まてハ地勢甚長く指出て、 佐多御崎の方ハ手さしも成か 東西には海を ば

たき要街にてそありける、

されは永正年中の比ハ此地に

たりける、又この内浦てふ處 き侍りし事とも、大むかし熊襲梟帥か反し行迹に能似寄 主張居し肝属某なと吾先世に叛きまゐらせて久しく楯メ゙ジッッッ゚ ハ原高山郷の村名にて、 高 0

まて都所とト玉ひし故跡にてそありける、 山とは高屋山より出て、 るか如くにて、いとも畏こき彦火々出見尊より葺不合尊 又内浦とは内裏の舊都なと稱 さる縁にしあ せ

され、後に景行帝の御刀媛と應神帝の日向髪長媛を掖庭 となされしなるへし、又神武帝日向之吾平津媛を妃とな るより、 景行帝にも高屋宮を建玉ひて六年 -か程 の御行 闕

るか故、 津媛なとも、 禁庭に納給 に召れしも、 其近津邑の女子を娶し玉ひしとはおもはる也 ふに堪ふへからす、 乃この姤良郷の産にて、 今の如くに邊鄙 の有様ならんにハ、 神武の妃となされし吾平 當初内浦の皇居た 國色の

勝景百圖考」

内之浦 大隅國肝属郡内之浦村の海湾にして、一 碧の

水を湛へたり、 ハ白沙敷て朝輝に映し、 湾を環りて層巒曲岸倒影を涵し、 蒼松連りて晩翠を含む、 岸極 其東方

か如し、

面海門深く開けて長風を送り、

帆影奇興を載せて来る

地頭系圖

内之浦 出雲守狐雲事也、(孤カ)

東郷安房守重治

藥丸彈正少弼兼将

天正之初地頭、

肝付

Ш 上伊豫久晴

平田豊前守宗直 宗倍ノ子、 後民部左衞門ト云、 正保ノ比

相良主税 萬治 寛文ノ比ハ高原地頭トアリ

岩切彦兵衛

福屋助左衞門 兼昭 後伊賀 御右筆也、 寛文中也

東郷藤兵衞 福屋助左衞門兼全 重 利 日ヨリ岸良地頭なり、後肥前 御兵具奉行 等勤、 御納戸奉行・吟味役・京大坂御留守居・御用人 吟味役也、 明暦三九月十六

伊

東肥前

御船奉行也、

明

|暦四年二月|

一日ヨリ岸良地頭

いふなり、

積 n

彦

火

々

出 屋

見尊 ٤

0

御

陵 地 今に至

非る事上

件に云るか如

Ĺ 國見

さて

村男女親く見る處、

と高

V

る

名

21

肝 ŋ

付郡

非

す

彼

頂

紀行く、

其光赫曜として山

谷

に射が

映

る

又曰、

高

屋

祠

0

ハ、

神の三字にて、

神社

なる

事

明

平

·時許

前

火氣

雲衢に入りすさましく見えたり、

郷 炎

歎称敬畏せり

なと見えたり

伊 集院 宮 内 少 輔 寛文五 年 月 日 日 IJ

屋 助 左 衞 門 全ノ 子、 寛文七年二 月 日 IJ 定

伊 茁 地 云郎 知 八 右 衞 門 禄四年未七 寶 月 永三年戌 九 正月二十 七日  $\Xi$ 

太夫 三或後 日ヨリトモ、公二年酉十月、公太郎左衞門 百

理 纂 考

高 屋 神社 村南

授高 曰 高 景行天皇 土人曰、 屋 奉 神庙 祀 屋 由兒 神 親島 災に 火たり、 芷 創 著方 社 建 書神官 位、 罹 彦火 あ */*\ 高 中 ŋ ŋ 又曰、 屋 今宵戌下 御門天皇享保二年丁 々 神 Ш 出 寶 見 陵 及ひ 寶 拜 尊 日流鏑馬-刻、 曆十三年辛未十 謁 、焼たり 傳記等若干なり 13 光明 便りり 内あり、 九日・ とい 善 道あ から 西六月二十六日 年同 ર્જ 中干 · 祭典凡 つ
さ
り ŋ 爿 一十八日 又神社 T 國見 を、 Ĺ 二十七度 故 陵 1亥刻、 撰 永 度 正 集 也此

> 社なる事ハ、 尊なるか

天喜!

年

大隅管

内

0

神社に奉

増

爵

級とあ

奉。 ŋ 高

ħ

るにて、

此

内之浦なるも其と同

しく

·祭神彦火

々

出

な故に、

社

號を高

屋と

ハ云るなり、

さ

n

と古き

神

い室の址と 棄竹 火 く 屋 Ш を高 苅 大 邉 々 明 出 郡 祭神彦火 神と称 て、 終成 見尊 多上 屋 郡古 لح 也阿 往 竹ヵ V 0 加 降 古。 ^ 々 しとそ、 世 るに 損に 出 誕 田 見尊 故 0 郷 巻に、 就 · 彦 کے なり、 又加 火 て按 勝 々 目 略上 す 世 出 日 郷 見 竹ヵ 時 á 是等降 田 との境高 に 宮原村に 尊を祀 以 屋ャ ع 竹 誕 あ ガ 此 截れ 0 れ る *ا*ر 屋元/ は高 其児 神 地 る神社あ 名を 代 神 臍、 屋 三十間許 蹟 記 以 神 *ا*ر 0 其 7 社 ŋ 薩 書 所 あ 7 ッ戸に

る古 を見るに、 々とありて、 字あれ 記 神天喜! 主神司調所恒範家蔵二年大隅國分郷守公 従 大明 四 以 位 下 以 の二三字虫喰て分明なら 下 を明神と記 0 中に、 して、 即ち今の 肝 属 以上 郡 従 す、 *ا*ر す 位 前 鷹 後 て大 屋 0 例 云

朝承 都彼臣知督古 き前 かなり、 臣知、 也後 日記の奥書日、 )、さて長徳の例とは、一条(切捨りて今存する処僅に肝 在判 高 T、正六位-T官之間、T 屋 又寬永十年癸酉五月十 是以尋長徳三年之例、符右、興國之基無先祭祀、 百二十九石 上宜以 · 大典山宿祢在判、 (施行、不得疎略、 条天皇の御世、高麗の 肝付・馭摸・熊毛の二 (護ヵ) 三斗三升七合 天喜二年, 管内大小諸 Ŧī. 日内之浦 の三 Ħ. n神奉 増爵 一 地不如 褒崇、 の賊来りて邊际二郡なるハ遺域 一勺と見えたり 万二十七日 参議正 三 郷 北 日とあり、 方村竿 級方今職 を劫甚 源 次 宜為

175

余社なるに、鷹屋の外ハー社も造らさるは、久しく乱世の續しか故なる上、同二年京極院炎上等に依りてなりけむ、さて彼三郡の中なる神社百三年内裏炎上、同六年陸奥逆乱、七年天下疫癘流行、天喜元年住吉社炎し、諸社に奉幣ありしを云なるへし、天喜二年なるハ、後冷泉天皇永承し、諸社に奉幣ありしを云なるへし、天喜二年なるハ、後冷泉天皇永承

名 「勝考」

ましからすや、へし、いとあさ

正 位高 祀即彦火~出 屋 大明 神 見命一尺三五 此地隷同郷南方.在山陵之麓三里 村許

奉

祀瓊∨杵尊 ハ景行天皇の御艸剣也、 葺不合尊

此

神廟

鳥

居に正

位高

屋

大 朔

神

享保二 火氣雲衢に衝入、 下 皆郷村男女親しく見る所、 Ш 十三年辛未 0 刻 馬 谷に射映 扁 あ 額を揚く、 ŋ 年丁酉六月廿六日 光 崩 つる、 年 十 道あ 月廿八日夜亥刻、 中祭典凡廿七 敬卜 書部 也、 ŋ すさましく見えわたりけ 又曰、 て國見山 例祭九 高屋 授高 今に至りて歎称をなして敬畏 度、 詞炎上 陵に 月 高屋神庿火たり、 屋 神社撰集日 九 飛行、 神正 日 平 -時は 位、 其 月 八先赫 かり ることあり、 + 又云、 中 日 -御門 Ó 曜として が前に、 今宵戌 此 天皇 日 暦 流

> 隅州 蓋薩隅日三 見尊之降 肝 屬 !跡也、 郡 州之海山悉在 内之浦 古老傳稱 鎮座 高 目 屋 下也、 大明 當社往古在山上、 神 其峯也去麓二 者 地神 第四 日 里 國 彦火と出 見 巉 陵 巖

鹸

絶、

不

能輒

登臨、

故中古以来勸

請于此地、

庿

中古記

舊

為神也、 章若干万言悉紛失、 未必屬文、 若能通其心、 而 無隻字遺文、 則天地之間無 可 勝惜 乎、 物 雖然神之 |而非文、

所謂天高地下、

Щ

.峙

Щ

流、

則天地之文也、

菓木之花葉、

也、 綱五常之道三千三百之禮、 鳥獸之羽毛、 既又書三: 於本紀、 金石珠璣之精粋、 昭≥者乎、 皆是不測之妙用、 此亦萬物之文也 昔者天孫幸大山 自 然之文章 祇 以至三 女木

花 開@ 恨、 乃作 邪姫、 無。 即 戸ッ 室入居其内、 夜而 有娠、 天孫未之信、 加 誓日、 妾所娠若非 故木花 天孫 開 耶 之胤 姫 忿

必羅滅、 末生出児號火闌降命、 如實天孫之胤、 次避熱居生 火不能害、 出 一之児號彦火 即放火燒室、 へと出 始 I 見尊 起 煙

次生出之児號火明命、

凡三子矣、

兄火闌降命自

有海幸、

弟時失兄鈎、 弟彦火~出見尊自 海 神慇 製奉 憂吟海邊、 一慰焉、 有 Щ 幸 |児彦波澰武鸕鷀草葺不合尊、 或設三 逢塩土 兄弟互易幸、 老翁、 牀 坐 蔫 入 海 或授 而 宮 各 両 而 不得其利 瓊 留住已經 海馬

縁起文

屋

神社

せり、

従三位ト 部兼 連

大

[以女豊玉姫妻之、

生

後

字を筆

て華表に

揭

正

察に

71

流

鏑

馬

を

張行

す

Щ

人山の上 請于此地、この事心得かた の縁記文神代巻をさら出い (書か) 之霊 而 縁起、 重堅、 彦火と 口请 碑僻 現の 也 存す、されている。 令 茁 因 述 従 見 其 尊 さら景 Ŧī. 不仰崇之哉 位 崩 梗 バ狩 上藤 概 ~たし、抑山にして、 縁帝 葬 記にも其由縁をこそ専に著始て高屋庿を今の地「創建」「本ノマ、」 原 以 日元 抑 塞 信 向 常且當社社 請 屬 高 秋 者三 芸 • 屋 正 Ш 六位 州之牧 陵 元禄 也 丙 下 陵上 子 藤 伯 是 程とる玉 云云く、 原 則 源 鐘 親 羽 吾 なり中 、きに、並、るよし、 初三、 林之邑 信 神 し古 等 孫 を以 屬 紹 兼 来 吏 連 連土 其勧 上以

名 勝 志 其の

(要旨を逸したり、)聞く處疎漏にして

1 許 建 七同 勸 度十 殿 請 ŋ の自 位 1 兼 7 シ祭あり、 日、年中廿 給 部 納 連 お 高 断 兼 高 ふと 温 わ 屋 絶嶮 敬 屋 當 大明 ます 社 正 其 13 社 E 後享保二年丁 Š は、 神 位 Ĺ 嵵 南 0 五字 7 方村に 兀 人皇十二代 禄 輒く 宣命を授け、 或 0 九 見 )額を奉: 年 登 鎭 0 坐 西六月 丙子六月 ること能 陵 71 景行 其 祭神 納 计 峰 正 帝 곳 麓 */*\ 又@縁 す、 H 位 日 日 を 座、 高 距ること言 向 例彦 0) 故 屋 神 起 神 祭九 大明 を書 道 E 或 祇 月出 長 道 此 行 九月尊、 Ŀ Ĺ 管 地 宮 從 7 13 里 を 領

> 13 或 高

名 勝 考

高屋 非郡 也、江 山岩 竹鷹 上 屋屋 陵 郷郷は、 N小串村書知 今蓋 οΞ. 為紀 屋、又鈔 にで、此 殊に隔れ 廟作 陵鷹 記屋 日、今 絶を 薩言 摩國見 阿陵、 多 郡口

· 訳

#### 府 東南 +

は屬

尺餘 者即 書紀 巨 尺許、 に戸 戸陵 Š 見とは、 屋 Щ 上 い点 は Ш H. 在 HE Ħ へることく、 麓 依 方三尺八寸 上 陵守 陵、 其 子。 ょ 即尊 穂ぉ 里 ħ 陵 戸戸 高 彦 其・ 誶 火 ŋ は ŋ 彦 千 々 山有 を奉葬で 0 國 火 穗 手デ ⋛ 0 陵百陵 、無 上陵 見 > 里 陵 Ш Щ Ш 見: 出 代戸 姓戸 上に 命者、 見尊 許 餘 上に 茁 乏 中 山<sup>ヤ</sup>マ ハ者、 也而 鳥 芝 新に ハ大隅・薩摩之名な者、守戸兼陵戸也、也、守戸山陵守也、也、守戸山陵守也、 見 西 浴居あ 自 ,)絶 尊 登 世 崩 其 俗 道 13 L 然石· n 也、 坐 頂 î て、 即 高力 盤 威 は 葬 日陵守也、古 在 行 見 を 日 在 是 千 HÃ 嶤 権 其 安排 百 穂。 名なく、世 隅 ŋ 也、 向 現と 層, て、 宫, 屼, Ŀ 薩 向 高 有戸陵而  $\bigcirc$ 咸 0 屋 俗に 延喜 叢 園☆ 稱 地 皆地 無 伍針 戸無 Ш 日白向國 一陵戸 を 而無三 L 八 佰 裥 上 奉る、 尺 捌等 を 目 國2 諸 容易登 陵、 守者 建 見 許 下 陵 拾片 な向 戸 尸者有記今 記令 記字 記字 歳さ に見る 陵 れとはあ 式 ŋ さて 古 涉 高 ح 也る陵屋 高 稱 出 事 戸戸 此 Ł 土 す、 陵か 記 陵陵

上守 守有

屋

高物 合尊 メ玉 其 ク 1 後 海 行 海 1) 摩 御 産舎未夕葺ア 御 Ш H = 兒 字 既ニ 天皇 濱 必 彦ピ ヒ モ 還 ) ١ 座 \_ Ŀį 本書紀こ、 年代 人 闌降 降誕 ヤ、 ケ 見 御 稱 ス 申 候 陵 蒙塵玉 有身 行 テ日 シ <u>F.</u> 頂本 ル 1 二名 後多 出 営 申 奉 ア 始出 日 内 程 1 或 在小。 IJ, 一行營 -稱シ ヲ 候 25 ル 之串》 後、 構 得 尊 産舎ヲ I 見尊 尊 ケ 浦 由 フ  $\wedge$ 彦火 俗ニ國見北 ザ ラ 者、 来 因 孫 ル 1 ) コ 墟 歳 盛 尊 御 ĺ 候、 其皇兄火闌降命 1 j コ 古 テ ル **/**\ 火出 作り 御 本國 <u>누</u> 内 徳 ナ 猶非 尊 月 事 ソ 陵 大隅 海 天ァママラブ 書き 学 陵方 ル 内 ヲ 記 私二 見 又村ハト 浦 積 降 豊 テ待 歳、 力 裏 宮 御 = テ • 還幸シ玉 尊 以# 名 故 服 日 候、 1 ナ 日 1] 二 玉 國唱 崩、 恩見權の 照シ考申 海郷ニ ľ 玉 海神 1 申 西蒙 1) テ、 ヲ 姬 7 本紀等に 二出 彦 記 ス 還 IJ H フ 一テ、尊ハ 現 邊 地 兄闌 力 御 テ、 波士 ベ Ì 向 卜國 シト テ産奉 女豊玉 たながれ Ħ フェ 澰+ コ 陲 Ŧ 1 1 電視を記録した 書が 1 漸 時 降 子 武力 海 向 カ諏 候 行營 孫終 -契約 臨 高 所方 處、 ク、 鸕ゥ 邊 ク ハ 蔵神 徒 鷀 3 レ = ル 姫 温 屋 四尊 ノ主書井 尊並 詣 代ブ ヲ 知 先 降 尊 \_ 候 艸ャ ア ベ ヲ 1) Ш 清子 不え 建 大隅 豊玉 デ来 ラ 日 服 海 IJ 力 妃》 上 三上 稱継 ラ 宮 ラ 1 遠 陵 見某 向 コ

著シ

`候得:

共

事 領

記

傳

延 ト云處

岡

領

高 有

所

謂ル

御

陵

モ

延

岡

)

高屋島

= 1

ショシ

ナ

1

穗

峯

Ż

事

21

アラス、

今ノ

大隅

噌

唹

郡 Ŧ

霧 穗

島 山

Ш 71

是

高

無之候、 歳セ テ對 浦得 當 と 玉 古 依姫 字 可シ 事 ヲ 分 是候 或 御 記 Ŧ 3 及 陵か 内 =, ハ ヲシテ皇 シ 座為 且. 1] -者 京 ケ 裏 候中 今モ 海説 Ł 上 = 即なり 日子電 衆 都 ル Ī 又 十内 由 書記 内之浦 説 ノ 內 五ノ 區 馬 子 其り 古老共申傳 重浦、ト ) 高手 ラ養 々、 場 候 々 浦ニ 飫ハ 出デ 等 モ有之、 イ \_ 肥外 ・タシ、 見夢 穂山之 j 育 尊行 テ 領ノ 地 マ ニ浦 モ 名 遊 テニ ヒ 候 此 候對 今ノ 西 ラ語 ラ 其 ノ 已 13 坐為 **セシ** 世 地 ノ八通ト Ŀ 然候 前 延 茁 嗣 ヲ當 ハ半 跡 稱セ ノ 外卜 岡 千 見 コ ニノヽ ラ声 -穂宮、 尊 書 領 ヲ母 分黒 ) 浦説 高 舌 附 高 ハモ ŀ = 千 養 千 跡 袁 後候 現在 穗 穗 伍釒 子》 世得 1 内 内共 山ヤ Ш 山 佰 1 ) 捌ャ 仕 1 此 ) 浦外 1 事古 地 浦 = /

屋が出れる 穂が 塚 御, 縁起 陵 在 上 ナ 11 皇宫 文 1 陵 V 皃 七 \_ 21 今ノ 高力  $\exists$ シ 高力 千 1) ·穗\* ラヤ 都 千, 極 穂湾 城 宮 テ 遠 1 傍け ·書』 シ 地 丰 モ 其 ヲ 所 古 申 ル ア 夕 候、 1  $\wedge$ シ、 高 P IJ É Ŧ 是 = 一霧島 况 # 穗 在沿 宮 ン ル ベ 縁 7 例 丰 1 事 遺 即 ナ 起 墟 並 ナ テ 其 IJ 1 都 ハ 西 申 城 僡 又

古説

ト全

ク符合

仕

候

是

*ا*ر

都

城

1

申

所

4

力

シ

仕ト業五 未末 テ則 岐侯 此女 北和 ヲ立 郷天 津十 候へ テ穂 ヲ塚 ト 夕社 候二 守テ、不殿、十 忠、 ・文御町テ候南・荘ハ 地メ 郷四 猥タ `山 臨縁 Ш\* Ŧ ナ ニヲ ブ年 ニル 荘ハ 共 穗 城娶家十滔塚郷永内五代其内ヲ ヲリ号ニ統ノ・禄ト畿々時ヨ霧 御度 環ヲ 相上 當四 相築 西力 宮 座稱 立人 分日 宮塚 シ世日ノ 古宮 築 ラ月、 シ様 北ノ 申内 島海2リ島 ハ藤 1 候美 ニー・向社 須原 神古 キ後 相 相、不成郷比候ト津津高ト立尊申地ノ迄、申ノノ城名 塩ド 羊 御 屬 ノ迄、申ノノ 城名等別ハ 三モ 其類:御地 ヘツ 霧上 平比一下 久忠 祠ノ ニ 立尊 申地 塚相 ヲ神 宮道 申氏 様面 座 郡 1 テ 野候、國唱 城社 古時 候将 ニ相 郷神 後ニ 荘形 湖ケ 立古古外城 島嗣 、軍 ト残 取社 御基・トニ 水タ 灑霧 相 候 都 沃へ ニ候 大卜 明銘 外城 島嗣 中 見 城 別等を表している。 では、 一年 の では、 日本 の 得 1 即 城 塚、候札 号御 へ之 レモ 候ト ヲ是 境等 ニ荘 候、注此 色 イ即 ヲニ 罷ト、且 キ故 色申 モ洛 宮社 被 申 大中 丸ブ 日 字 成 和畿 ·脇称候候之 丸津 テ ツ 候 1] 上ツ候トハ地世霧、申捥ニ 條 取宮 村尾 ケシ 旧内 都二 タ 宮島 成相 フ 御 御 肝 島相都此其テ持丸ラウ城宮豪ハ、ノ 三張 シ神宮守 八代 丸 神御荘 カート を産産・ 五津 候唱 世霧 村御 テ、帝島 都ノ 陵 其 名 座 帝島ニテ然大海 ノ御 ヲ立 城宮 臺ハ 屬 日 訳 日 ′、 ノヽ 景封 島居 中古 座諸 是地 郡 唱 1] 色域 津申 ノ縁 モ 海今 IJ 宗ノ 裏参 都北 神ノ ト書ハ・ 御ニ大且ノニ  $\wedge$ 程 事 ニト 御候 人へ 似申 荘 係 庿御 尊 ト氏時内申宮テ候内隅 プ上中古 寄傳、 諸像 1] 力 并 K 下北 小跡 大成 故此 相山 夕 人ハ 名預 即型 ツ附 申郷 社ニ 今凡 呼地 茸+ ラ ル此央薩 一帝 永ニ `地 瀬カ 見ヨ申 ケ屬 人ノ 御テ 以ソ 申迄 申候 有地 座、小荘 候ヲ 地 ト摩 統王 六付、 ケ屬 諸ヲ ヲシ 得リ ヌ 在 不公 城 本ノ年、甲族 崇御 丙北 候デ 地四 地 于 ヲ `大 高カカ 尊 地 丸トト海 高ノ 城都 千+

> 今ノ 又治 太古 シ 御 宮 天子 (後景) 遷シ玉 圳 讓 穗 高 テ 形 斯 位 宮 事 大名 故 Ш 行 西 七 屋 七 之 天皇 御 後 高 1 神 と 偏 候 唱 社 ケ 御 座 得 浦 千 頓  $\vdash$ 候半、 年 + モ 七 座 テ 再 穗 来 天皇 御 其 ビ 程 記 候 高 Ш 父子 爰迄 候 駐す 年 置 得 七 Ш Ш コ 元 儀 者 輝っ 九 来 凡 有 両 上 共 御 被 州 候、 國 ソ ヲ 内 郷 = 之 高 造 郡 御 夕 遊 御 所 日 ナ イ 立 親 F. 本 等 千 衆 陵 浦 ル \_ 峯 其 御 紀 穗 力 1 征 世 ヲ ナ 様神 宮 座不 稱 宮 テ 波 寸. K 申 ) ) 據 都 嵵 號 高 傳、 ラ ヲ 1 21 モ 世 高カ 被 唯 申 Ŧ 被 テ 1 11 V 御 天皇 屋ヶ 此 成 テ 穗 コ 夕 遊 御 出 宫\* 内 州 モ 1 御 座 ソ Ш ル 代 見 行 1 風 未 1 ク 行 泛品 被 宮 タ 力 聳, 浦 テ 宮 遊 モ ) \_ 1 ク 七 崩 蓋 潰 方 唱 御 日 行 テ、 Ŧ 連 可 シ 1] Ħ. 々 有 ナ

丸孔

村

都

島

ŀ

申

地

=

テ

候

處

永

和

元

年

北

郷

讃

岐

守

誼

久

宮 ヲ 有 御 ラ 海 座 臨 テ 内 元 七 相 一之浦 申 開 21 内 傳 キ、 候 浦 形 自 扨 然 勢 又高力 地 連 天がかり 名 Ш 屋ャ 合 1 抱 ヲ 相  $\vdash$ 得 申 イ 夕 夕 11 景 ル 行 地 天皇 Ш 理 故 東 遊

御

座

候

故

天皇

七

其

舊

跡

\_

行

宮

ララ

立

ラ

V

候

由

縁

等

七

垣等出 出銭 已前 廿三間 郷街道 儀ヲ内 候段申出候、 吹散シ為申筈ト、 候ニハ八九十人ノ人夫ニ及申候由、 安置シ、 嶽 現ト唱ヘナシ候筋相見得申候、 座 御 テ漸御陵ニ至リ申 ノ名ヲ國見嶽ト称シ候 候節 陵モ 候、 合力ヲ以造替仕来、 = 風雨ニ 内ノ浦麓ヨリ貳里半餘ノ山上ニ有之、 然ヲ何 所狹ク差障罷成申候間、 来候テハ ハ御物御調ニテ候得共、 程ヲ登リ申 山 ノ浦等ニテハ國見權現ト唱へ申 此 其上二小社ヲ建有之候、 中 Щ Ē. 地名 ノ北ニ鳥居相立、 左候テ、 痛ヤスク、 ノ比ヨリノ事ニ 正 在之候ヲ以高屋 早速罷上リ見分仕候得共、 月二日 候、 候、 其間貳町計至ル 絶頂僅成地面 絶頂御陵 ヨリ何ト 麓ニテ小社作立、 凡拾五年 四 鳥居ヨリ絶頂御陵迄拾 月三 可有御 近年内 御陵 右高屋御陵御座 ブ山 ナク俗ニ ノ 一目ニー 上二一 高山 H 陸哉、 當秋大風ニ付テハ ノ上小社計ヲ建立 両 = 上陵ト 申 度供 嶮敷樹枝ヲ攀候 御座候得 ノ浦 ノ絶頂 度造替仕候 ッノ御蔭石 御陵ノ事ヲ權 申 Щ 是ハコノ峯 物相捧祭方 高屋御 郷 其内高 タル 無恙在之 上 御座候 統ヨリ 候國! 筋 持 陵 井 登 ヲ 町 Ш 見 御

> 候趣、 申事 年乙丑正月七日高屋神社炎上ノ節致燒失候由ニテ、 リ高屋神社ニ御奉納 分相傳リ不申 う 由、 且又此節見分仕候成 右 ハ、 高屋· ノ神寶・其已来ノ傳記等、 Ш 陵 行ニ御座候、 ノ由緒 日本紀等引合相糺 尤景行天皇 永正二

當

覺

内之浦

7の1

内之浦

郷

從申

出

.調書

之 下度、 Ŧī. 御創建ノ霊社 且. 糺方ニ付、 御社往古御物御普請 仕立之儀吟味仕可申上旨被仰渡趣承知仕候、 爰許惣廟高屋山 一ヶ年 一又當所高屋大明神社則御陵 麁相 近 跡 當分高屋宮御寶殿・ 々御取付御造立之段承居申候處 ヨリ ラ小 格別成御霊跡ノ故御物御普請被仰付被下度、 社 時 二御座候處、 々 御陵格別 御 御 領申 座候付、 由當分取調仕来申候處、 成御 Ļ 拜 只今ノ御社鵜戸 寺社 殿 奇麗 神跡ニテ、 御 ・舞殿其外都テ及破損 霊 方御取 御取 廟 ニテ、 重立 去月十日、 仕立 次衆御見分有 霧島 被仰 景行天皇 候様 御 此 陵 付被 節 Ê 御 相 御 取

テ高

Щ

1

申

「 ハ 高

屋

Щ

日 リ出

候半ト

車

·傳

候、

左候ら

テ、

上

高屋大明 第左ニ申

神年中

正祭リ二月初卯、

九

月九

日

+

Ħ

月初卯

三度、

御祭米三斗五升御物ヨリ被成下、

地 + 頭

々

7の2

爰許

高

屋御

【陵并<sub>1</sub> 候

高

屋

大明

神御

礼方被仰渡

趣承知仕

候次

上

御霊 御取 候、 壁内掃除 多有之候様成立可申哉、 當御造立ヨリ外大社ニ被準、 他 以上、 仕立被下候 國ノ参詣 跡 戌八月二十九日 覺 朔 白二 道普請等 顯、 人見聞不宜、 御神威 猶又萬人奉尊敬筈卜吟味 ハ 所中ヨリ仕度奉存候、 彌増、 左候者、 寺社方掛組 右 御神威薄方ニ相見得申候間 同 郷士年寄助 大相二無御座候共奇麗二 内之浦 自然ト自 玉置延齢 . 崎喜三右衞 御取仕立ノ御蔭ヲ以 頭 他國 院 印 仕 門印 其 参 詣· 此段申上 候、 尤四

> ヨリ ヨリ自力ヲ以御祭仕来申 ノ御陵、 :祭米壱斗被成下、 先年者一往寺社方御修甫被 其外二十四 度ノ御祭方等 仰 付 置 夕 ル */*\

> > 社

繕置

為申

-儀ニ

御座

候、

然

ハ格別成御神社、

風

二吹倒及大破、

社役勤方調兼申候付、

雨 除等乍 今成ニテハ

漸

取

高屋 候處、 司 テハ御陵御社山上ニテ取繕方モ所役 其後所修甫被仰付、 是迄御修甫仕来申 ニテハ

此節御見分ノ上、 高屋大明神社頭并 御陵御物 御 修 前

筈ト奉存候

自然トハ荒果申躰ニテ、

諸人参詣ヲモ薄成申外

往 候

々

届

分 由

社 神霊御威光モ相増申筈奉存候、 テ社頭重立 ノ儀ニ御 座 候様被仰付候 候得ハ、 此節ヨリ御物御取 ハ 往 且御陵 々 諸 人参詣等 ノ儀 仕立 ハ格 御座 Ť 別 候 成 御

ト奉存候

夫長ケ重立御威光猶々相増、

諸

人尊敬仕方に成立

中筈

高屋大明神社領高、

先年ハ高百貳拾九石三斗三升七合

候付、 五夕被召付置候由、 何様ノ訳ニテ今通纔三斗餘ニ被減候哉、 寛永年鑑北方村竿次帳二 相 見得申

御陵并高屋大明神社、 相知不申候付、 最通可申哉、 役々吟味仕候處、 別紙為御見合竿次帳寫差上申 先樣御麁抹無之樣何樣仕 州飫肥領 候

> 往 181

日

鵜

戸

權

得申候、 社等近年美々敷取仕立、 然ハ當社ノ儀モ何ソ大造ニハ無之候共美々敷 自他國共参詣彌増申 一候由 葙 聞

御造替被仰付、 ハ、年中數十度ノ御祭礼ヲモ屹ト昔通ニ取仕立申度、 御祭料ヲモ被召付候筋ニ被仰付被下候

彌増、 左候ハ、格別成御神跡自他國共ニ相顯、 諸人参詣モ數多成立、 郷中一統ノ賑ニモ相成可 自然ト御神威

候、 、社司并所中ヨリ時々修甫相加へ候様仕可申ト吟味仕 申儀ト乍憚奉存候、尤四壁内其外道筋御麁抹無之様ニ

通御座候間、 此段申上候、 以上、 荒果不申様内吟味被仰渡趣承知仕、

役々申談候趣右 又者往

右者、

此節高屋ノ御陵御麁抹無之候哉、

一々最通

寺社方掛組頭

戌八月二十九日 玉置延齡院印

右同郷士年寄助 神崎喜三右衞門印

都合籾大豆三千四百三表五升壱合

屋敷拾貳

右之内

鷹屋領一門 籾大豆三百五拾四表貳斗六升四合

高ニシテ

百貳拾九石三斗三升七合五夕

寛永十年癸酉五月十五日

中馬伴右衛門右 鎌田狩之介書判

同

鹿屋内匠丞右 同

曾木八兵衛右同

原田采女正右

池田種左衞門右 同

野村少外記右

平岡助右衞門右同

愛甲主膳正右 同

岩下吉兵衞右同

河越拾兵衞右同 小島如樂坊右同

182

宇都 岩切杢之助 山 達休右 下土佐守右 藤左 衛門右 右 同 目 同

衛門右

同

先年已来及大破、 ヲ以今ヨリ

御

修甫奉

願

置

候

付

中

修

甫

・モ奇麗

ニ御造替被仰付被下

-度奉願 近年

此

儀 序

東 并三郎 形刑 左衞 兵衞 門右 岩

存食、

ノ實情

候故、

別

紙 =

ノ通内之浦郷役

ショリ

願 兼 節 候 御

申 々

出

候 統

甲候、

然共此節御

崩 右

*/*\

専御陵御取

始末

儀

場所ニテ、

御國御眉目

モ相掛申儀候得ハ、

畢竟當社

格別

成御霊庿

ラ上、

近國他領

人折

詣

城

エ 出 候様申渡置申

御陵上ノ社ハ是迄ノ通所役ニ造替仕候得共、 掛 向 申

掃除方迄

候

Щ 上遠方ノ事届 兼 自然ト荒果申方ト -相見得 申

高屋大明神社

甚荒廢 知 高

躰ニ

御座候、

當御

陵

ノ儀

ハ

他

領

ヨリモ参詣

居 山 郷

候得共、

往来ヨリ絶頂迄拾町餘

ノ分ハ参詣道

相

埋 相

往来道ニテ、

往

来ノ分ハ人馬通路ニ

テー

筋道: 續キ、 文申

場

所に

付テハ、

已来當分荒廢

ノ道筋麁抹無之様

嶮 取

下

御

右之通

|内之浦郷役共ヨリ書付差出申|

候、

前

ŀ.

御 取扱故、

私ヨリ

何分ニモ

難

申

Ė

用 段

迄繪圖 段承届

面

取

調方被仰付、

通

神社御 儀

修甫 候付、

等

う事 寺社方御

*ا*ر

别

通

御

陵

ノ儀内之浦

麓 ヨリ

Ш

坂

難 然

所 *ا*ر

相

社 中 納 モ御物御修甫ニ 言様御代迄ハ社領高百 一テ候處、 當分御祭料米三斗 貳拾七石被召附、 -餘程被 御 陵 Ĺ 成

-候間、 :陵掃除方迄不行届筋 正祭両度外ハ社司自力ヲ以致執行 = 御座 候、 右ニ 付郷役共 候 付 1] Ш 御 上

陵上ノ社前々ノ通御物御修甫被仰付、 願申 内之浦陵社ノ儀モ當分ノ 出 候、 然共姤良御陵社 モ所役ニ 通郷役ニテ修甫仕 テ造替致来 御祭米被 成 候付 候様 候

様

仕可 物差上 麓 岨 始末ノ儀郷役共工内吟味為致申候處、 儀 ノ難 御 电 ハ掃除方迄モ所中 建有之、 候節ヨリ外ハ掃除等仕候儀モ無之候、 所 が故、 右ニ 付 是迄高屋大明神社 當郷 テ *)* \ 御 ア宗庙ニ ーヨリ 陵 神霊ヲ奉崇候高屋大明神社 御麁末無之様二屹卜取始末 テ格別成神社 司ヨリ年中両度祭方供 御陵 ノ儀 御座 然共已来 Ш 一候處、 中

下

覺

爰許國見嶽

ノ儀

ハ

他國迄差知候霊地二

テ、

御

陵

社

ハ

得共、 被仰 得候付、 陵 付 ノ儀此已前高屋大明神社司ヨリ掃除方ヲモ相勤候 神領高被召揚候節ヨリ何トナク致懈怠候筋相 置、 此節郷役共願申出候通、 御麁抹 ノ方ハ有之間敷哉ト奉存候、 御陵ニモ御祭并掃除 左候テ、 見

> 間 座 瀬

座 袓 哉、 に候得ハ、 左候ハ、姶良鵜戸 新田宮同前下馬札ヲモ被召建筋ニ 権現社に モ御同 様 ノ御取 可有 扱 可 御

屹卜致執行候様被仰付、 料トシテ御見合ヲ以被召附、

且高屋神社ノ儀

ハ天子ノ御神

高屋社司ヨリ祭祀掃

除方

仰 一付儀卜奉存候

高

山

有之、爰許ヨリ 内之浦に候得共、 ノ道筋目印 両郷境峯ノ所ニテ、 無之候テハ、 双方ヨリ参詣 遠方亦 ハ 他 國 道

ヲ以 成候事共致吟味可申 人等参詣等ノ節霊地ノ敬畏モ不宜候付、 儀 涯 立 深 候 山 様 ノ絶頂 取拵 候儀 ニテ難場ノ所ニ 出旨被仰渡趣承知仕 難相 叶 御 座 候付、 御座候得 右旁目印に 兼テ所中 候、 右御 道 作等 陵 ノ者 相 所

郷

ヨリ

高屋

御陵道野崎村

・波見村ノ両所

有之、

其

內

波

共致参詣候道筋

野崎村波見村ノ境壱ヶ所、

波見村荒

候間 Ш 此段申上 涯 壱ヶ所、 右ノ 一両所へ鳥井被召建候ハ可然哉ト吟味 候、 往還ヨリ 併御吟味次第被仰付度奉存候 相 分レ候参詣道ノ入口ニ テ御 仕

郷士年寄

宇都宮真光院

戌九月三日

郷 士年寄助

守屋弾正

郷 士年寄

山之内休之進

右同

吉井孫助

右同

安庭休次郎

右之通高山郷役共ヨリ書付差出申侯、 然ハ 肝 屬郡 高 Ш

致参詣! 見村 津畑ニテ御座候、 内之浦 候 ハ 両村ヨリ ヘノ通路ニテ、 能 依之御陵御麁抹無之様往年 上申 电 當郷 尤此 ハ勿論他國 所旅 船等 人御 數 - 二 最 多 入来 陵

候

難

山上に小社ありて、

土人彦火々出見尊の

Щ

と云

ŋ

又山

下に高

屋神社ありて、

元禄年

中

部 陵 兼 な

か著せる縁起あり、

其文に、

隅州肝!

属郡内之浦高屋大

尤鳥 共モ 候吟味 然ト明白ニ奉存、 書被 趣 モ 并 审 彌 御 相立 内 不差障所ニテ御座 出候付、 御 仰 陵 陵 付 道ノ標示トシテ鳥井御建立、 々 候 高 可申卜 ノ尊重成ヲ奉仰 Ш 右 郷 ノ場 ラ場 自 役 何トナク御麁抹不成立、 他 申 所 國 所見分仕 一候間、 |軽者共迄モ大切 聞 *ا*ر 院處、 別紙繪圖 筋可有御 候處、 以後為御見合木札假 右 冨 座 両 = 不浄 高屋御 村 1 成霊 相認差上申 日 ij 内 致参詣候者 ノ物等持 陵道 |々吟 場 参詣 味 訳 ジー御 通 候 自 入 仕

記録方添役

戌十

月

為立

置

申

候

此段申

Ŀ

候、

以上、

白尾齋蔵

登 或 Ш 图見嶽北方 九 下 より ハ肝 絶頂まて登路三里、 衍 北方村連峯の中なる第 の郡内を一望に収る故に國見の名を得たり、 其路險難にして容易く登渉 0) 高 Щ な ŋ 絶頂

> 0 7 に野裏

理纂考

明神者云々、 古在山上日國見陵云々と記したるハ土人の説に従 其實を得さるなり、 彦火々出 見尊之降 尊の Щ 陵 跡 也、 */*\ 古老傳称、 當社 るに

たるを、 其高千穗山之西也とあるを、 郷、 前皇廟陵記に、 蓋二郷 如何 相接、 なれ į١ かく云るにかと其本元を尋ぬ 恐此地之山とい 薩摩國阿多郡 此處 大隅國肝付郡 南に丁りて方角違 古事記に御陵者即 へるより 出 たる るに、 俱有 也 7 在

此

屋

説信に謂れたりとあり、古事記傳にも是を擧て此 高屋神社もあ ń ハ、 姶羅両郡後世錯簡で前後せるに心 然思ハ 和名鈔に肝付郡鷹屋郷あり むハさる事なれ ٤ 此□ て此處に ハ 和

るの誤 に桑原 鈔に載る所肝付・ なり、 鷹屋 實地を蹈て委しく尋ぬるに、 Ш Ŀ 鴈麻とあるハ皆姶羅郡にて、 和名鈔 护 同 付 郡

附

名

鷹屋 巻と姶羅郡溝邊郷高屋山陵の巻とに云り、 71 肝付 郡 に非るを曉るへ 尚委しく 参考すへし、 ハ大隅國号

串伎

鹿

屋

岐刀とあるハ皆肝付郡なり、

是に

名勝考

黒園緑 土 俗 午未方一里為一里然 りの

相傳て火≪出見尊遊行玉ひし所也と云、 是に 神 石

Щ に丁る、 年 上に崛立す、 应 月三日 奇しき巖にて、 を以祭事あ 高 壹 間 尺餘、 ŋ 石 の下に火く出見尊を齋ひ祭る、 諸人群詣するの例とす、 園☆ 間 四 尺、 街道より 凡 南

見

母

養子

黒園を内

浦

の三

一嶽と稱

څ

叶紫 り、後に熊襲渠帥を平郷南方村の野岡なり、 治し玉ふかゆゑに叶嶽と號しといひ傳ふ。一名峯岡、景行帝この嶺に登り境内を叡

りて朕聞之云々なと詔給ふへくもあらさるをや、

され

は

又

高屋行宮ハ此所ならさる事景行天皇紀を證とすへし、

今石祏を立て景行帝を齋ふ、上に櫪樹を栽て其標とせしを

理纂考

誅伐あり 東西二十 又天子山より亥方八町許、 定ならす、 圍五尺八寸許、 天 八子山南方 廻九十二三 是を景行天皇 高屋神社より辰巳の方二十間許に叢林 南 間にて、 今一ハ享保十四年倒木の為に壊れて寸尺 北 十 間 余也、 中央に大甕二を埋みたり、 0) 高 Щ 此 上に熊城と唱 屋行宮の標なりと云ひ傳 所 がに 曽 梟 帥、 る所ありて、 か 居城にて、 其 ぉ ŋ́, ハ

> 是謂 휃 Ë 高 屋宮、 朕聞之、 十二月癸巳 襲國有厚鹿文・ 朔 1 酋 議 討 能 襲、 是 於是天皇詔 両 人熊

々、 之渠帥 に非す、 滅 賊、 此文勢を按するに、 多動兵是百姓之害、 也、 彼か兵勢の猛きを遙に聞食たるなり、 衆類甚多云々、 此ハ熊曽か城下に間近く迫 何不假鉾刄之威、 其鉾不可當焉、 少興師則 坐平其 咫尺に れる 國 芣 逼 云 堪

田ハ由の誤なり、高屋行宮古田國府とある。高屋行宮 湯郡なる事疑ひ無れ 方とも知るへからされとも、 夷守云々、 野云々、 十三年夏五月、 十七年春三月戊戌朔巳己酉、 十八年春三月、 夏四 月、 悉平襲國、 到熊 ハ、 丹裳小 縣 天皇将向京以巡狩筑紫 云々とあり、 因以居於高屋宮、 子湯豚 ・野も近き所 幸子湯縣、 秋郷 */*\ 今の佐土 此 也 丹裳小 け 巳六年也云 遊于丹裳 ť 原 國 なる児 野 · 和名 記 制 始 ハ 何 到

行天皇紀

<u>+</u> なるよし

秋七月、 傳称

熊襲反而 ŋ

不朝

月乙未

跡

せ

此説信

L 難

Ļ

其

て云々、

其間

十三

一里許、

か ほ

と平

地の ŋ

壙

野 地

な 諸

n 縣

*ا*ر

目 0

E

及

今都

城と称

ふ邊ならむと思ふ

由

あ

此

郡 蹟

内に

或

人和

田

島

門神

考證

H

幸筑紫、

略中 年

+

月

到

日

向國

起行宮以居之、

賑

等の 此 とある、 たるを、 皇遙望之、 都城邊にして能きほとの一日の行なりかし云々といへり、 の行に當れり、 夷守に到り給ふと有る、 を発給ひ帝都に還幸坐むとして筑紫國に巡狩す時、 名を遺傳さるゆゑ決てハ論ひ難し、 行宮の遺址ならむも知難し、 に都の名を負ひつらむ、 も称し地なりけむか、 故號其處曰京と有る例を以て按るに、 ハ始到夷守とあるに泥める強説にて、 又景行天皇紀に、 名の行宮より出たる據なく、 都城より夷守迄ハ今八里許の道程にて、 熊襲梟帥を伐給ひし後も六年か程ハ居坐 此始字に熟く心を着て考へ見れハ、 都城より夷守に巡幸あらむにハ、 韶左右日 遂幸筑紫、 御紀に高屋行宮を発して始て夷守に到 其集者何人也、 是時於石瀬河邊人衆聚集、 天皇此地の如く到給ひ、 道程の間かたく〜を以て攷覈る 斯て今都城の地に宮丸と云處即 到豊前國長峽縣、 然ハ論ふもの 又高屋と云る地名もな 然れとも、 若賊乎云々と見え 當昔此處 更に都島・宮丸 岩瀬 興行宮 高屋行宮 大かた一 しより、 行宮を興 高屋行 今高屋 河 於是天 高屋と 后 居、\* ハ 遙に 日 n 宮 0

> といへる古き寺ありて、 と異なりしも知るへからされハ、 東北の方に放りて彼紀の趣に符合す、 筋にして古今異なることなし、 いふとそ、 偖日向國人の説を聞に、 是に因りて按する、 其境内を高屋行宮の 同國兒湯郡都於郷に黒貫寺 是にて彼妄説を曉る 其地理を質すに、 十七年の紀に、 さるハ古 跡なるよし の路 唯 此

月幸子湯縣

都島と呼

り云

々**、** 

偖此:

地に都の称あるは、

景行天

子山 湯郡へ通ふ往還なり凡十里なれハ、夷守と續きて今も児十里なれハ、 向國 と夷守との間に岩瀬河ありて、 甕なりけむ、 故に内裏の意なりと云るも附會の妄説なり、 ふへし、さて土人の説に内之浦の郷名ハ行宮の跡なるか 遊于丹裳小野と見えたれハ、 ŋ |那珂郡外之浦に對して云るなり、 酒と云ふ、 なる行宮の標といへる大甕 |地に堀 此處を除て其と覺しき所思ひ得す、 薩摩國頴娃郡開聞神社の傍に酒殿あり 是と同し物なるへし、 祭祀 の料に毎年神酒 此地やかて高屋 彼紀の趣にかたく 日の路なるうへ、 高屋神社に附たる を醸 又按するに、 此事尚能 し次く、 内之浦 行宮に 彼天 いやあ Ź 日

七月、 天子山 息 襲八十梟帥、 高屋宮を建給ふ、天子二年壬午、日向に天子 + 容既端正、 熊襲~~梟帥 是百姓之害、 襲を討玉ひし後にてもあるへ 邑人畏敬て漫に入ことなし、 亥方三間許に古松 月 一十間許 ·四年己 0 **迮鹿文者、** 標示に大甕二を埋む、 犯不意之處 議討熊襲、 熊襲反而不朝貢、 到 示 日向 景行 幣欺其 酉倒木の為に壊しとて寸尺審ならす、 心 田 旦雄武、 有二 其鋒不 國、 何不假鋒刄之威、 0 天皇行 中に在る叢林 是両人熊襲之渠師 於是天皇 女、 女而納幕下、 則 山はこの 起行宮以居之、 闕ず 株あり、 曽 ·可當焉、 の故址 兄曰市乾鹿文、云賦、 不 宜 示重 血 韶群卿曰、 八月乙未朔己酉、 高屋宮 其一 双 少す Ļ 幣以 書紀曰、景行天皇十二年秋 韋 也、 あ Ď, 興 天皇則 賊 坐平 は 一丈六尺、 必自 擬 韴 又曰、 是謂高屋宮、 其地 也、 圍五尺八寸、 の故址とい 其 納麾下、 朕聞之、 高 則 敗、 國 不堪 通 衆類甚多、 廻り九十 屋神社よ 十二 市 此叢 乾鹿 幸筑紫、 天 弟 時 滅 皇 賊、 襲 一月癸巳 有 Š 大 日 景行天皇十 文而 國有 以 林 又甕の戌 貮 ŋ 詔 市华 何其 是謂 は享保 鹿ヵ文、 臣進日 多動 是 0 間 可 辰巳方 略中 厚恵カ 朔 单 陽 */*\ 熊 兵 ハ

> 年とり 生豊 となと見へたり、 上にして、後遠征を倦給ひ、 火國造、 天皇則悪其不孝之甚、 而寐之、 令従一二兵於己、 市 國別皇子、 以上の文に因に、 於是其國有佳人、 鹿 十三年夏五 市乾鹿文密断父絃、 文奏于天皇 是日 その厚鹿文・ 而返家、 向 月 Ħ . 國造之始祖 而誅市乾鹿文、 天皇此天子山 日御刀媛、 悉平 無愁熊 以多設醇酒、 思邦の 襲國 爰従兵一人進殺熊 造セ 鹿ヵ 襲之不服、 也、 弥 沙 迦 志、 文 御歌をも詠せ玉ふこ 因 K 天皇誅球磨・戦肥前風土記曰、 [以居於高屋宮已六 仍以弟市鹿文賜於 行 蓋今 令飲己父、 在ことも六年以 妾有良謀、 則召為妃、 0 **灬襲梟帥** 鹿 **囎**唹還駕 1、大足彦 屋 乃醉 即

名勝考」

因し名にやあらむ、

和名鈔姶羅郡

鹿

屋

是なり

後世の人その義につけて母養の字を填たるにてそありけはハウとなり、ヤシナヒシを約れはヤウシとなる、文字 を誤り傳へしとおもはる、母養子とハ波となるまでは志にて、ハ、を約れてけしよしをいへれと、是ハ茸不合尊を玉依姫して養ひ育てまゐらせし 母養子山里人の語り嗣には火と出見尊を養ひ奉りし所故に母養子・ハウェウシュで同郷北方村にて、高屋陵と同村の中なり、一名笹尾とも 十 を *ا*ر 生 尋 深山にて、 の巨巖離立す、 せ ŋ 因 て笹 茂樹蔚然と青翠にし 峡, 0 南 方に巖窟 號 あ ŋ あ 絶 領に て、 ŋ 高 洞 其頂には常に青筱 中 +Ö) るハ 尋餘、 養子山 0) Щ 尺 七

千穂宮の考に詳に云り

ئى ر 餘、 を齋祭る、 てふ地ありて介殼多く出る、 是蓋皇居御道の遺称なるへし、 之馬場と称ふ、 出見尊の皇児葺不合尊を養し奉らせ玉ひし處也とい 此泉を乳房に傅れは乳汁必す出 横三 ○又この母養子山亥方に距で十六町許 間、 又洞窟 高 その地今ハ長九間餘、 Ŧi. 戸餘、 の側に清泉沸出 裏に小祠を立て、 古むかしは海濱にてもあり 又戌亥の 日るの奇験 ŋ 横四 凡産婦乳汁少きも 方 間 0 あ 彦火∠出見尊 里 ŋ Ш の平地なり、 一餘に 中を京都 是火と 月濱 , ひ 傳

に居て、

この石を崇て鎮守とし香花を供

Š

石

の下三尺

餘りに少許の霊水を出

す、

四時に旦

て増減なし、

名勝考

御腰掛石り、 腰を歇玉ひしといひ傳ふ、 景行帝臨幸の 高二間、横二間三尺、南方村海濱の川上に在 時、 皇舟を川 原 今に至り 瀬 に着玉ひ、 川原瀬

この

頭

0

田夫代と茲

小田社 地に在り、同村小田

岡を過りて小田に至る、川原瀬より無川原と云野 奉らさるハ必其わけありしなるへし、 Ш とて行幸なるに、 陵 0 御参詣に事寄られしにや、 御 此處にて日暮て御宿 着ありて後、 蓋熊襲渠帥を撃玉ハんか為事を高屋 高屋山 當時 小田 あり 0) 0) 御 後に葉生して復 光景熊襲か防き 一陵に し故 杜の樟樹長十 跡也と云、 調っ 玉は

上代のは枯れ、

樹下に叢祠ありて福谷大明

今の如き古木となれりと云、 景行帝川原瀬に 一間、 圍七尋三尺あり、

東雲湾リ は、 てむかしよりこの中を見しものなし、 群烏無数集り来て之を呵退ぬるの状あり、土人恐れ に細竹目とあり、

名勝考

此に一

の石墎あり、

是を發んとすれ

れは、 崩玉ひ、 州之宮とありて、 必すこの近き方に都し玉ひしハ知らるへし、 御陵ハ即在高千穂山之西矣、 一神の山 陵并にこの内浦と姶良とに在 又葺不合尊崩於西 按、 彦火∠出見尊 餘は

勝景百圖 考

叶嶽 0 岡阜なり、 天皇この頂にして境地を臨觀

今小祠を建て景行天皇を齋へり、 後に熊襲渠帥 を平治し給ふか ゆゑに叶嶽と名つく、

名勝考」

救仁湊志布志等の地を救仁院亦救仁郷と云、投仁湊志布志等の地を救仁院亦救仁郷と云、此處及大崎

現存六帖

續後紀日、 こしかも物そ悲しき小夜千鳥くにの湊を唱て 承和七年四月癸丑、略、太宰府上奏、 遣唐知 過なり

せしにか、或は佐多・ 等海中 船事藤原梶成等所駕第二舶、 遇 此外は泊船の湊なし、志布志等の間に飄到 逆風、 漂着南 海 賊 又曰、六月己酉、 地、 四着於大隅國、北大隅國ハ即内然のラック 相 和戦々時、 所得兵器五 略中 藤 原 梶成 尺

兵仗、 枚 此 . 片蓋鞘横佩一 南 海 賊地、 疑く 柄 ハ . 箭ャート 所謂鬼嶋にして、 雙賷来献之、 今の琉 并不似 球欤 中 咸

然とも兵器不似中 人其兵器を見知るへし、 -國とあ 然則台湾乃地に飄到せし欤、 n ハ 南 海諸 島前に貢 献 L して我

> 器用 柴ァ 胡ュ 浦泉

> > 浦っ

莚

飛禽 鳧ヵ 枳キ 雉ザ

維

走獣 野<sub>\*</sub> 鹿ヵ

鮪シ

方ゥ

頭ッ

魚ヶ

鱸;

鰻ュ

香<sup>ァ</sup> 魚ュ

鮒さ

鼈メ

立線川三分 戸山嵜川二分 舟間川二分 清水川三分 岩屋川二分 カシク川二分 | 注岩屋川三分 郷ノ尾川下平山ヨリ郷ノ尾ヱ罒 | 単流 | 単流 ヱ

分

邉 塚 村

九 Ш 共銘 々 同 所 海 工 流 入ス

水源●論所頭ヨリ○大浦ヲ經テ、

里程

里ニ

シテ邉塚村

海

同

一 大流 浦

Ш

其 ス 赤八重川二分 カ川二の 二分

分同

所

日

1) 里

程

)

通

流

大浦

、三、ス、、

邉塚川 水源●シラカ

ハラ

間

 $\exists$ 

IJ

流

出

物産

コノフ辺塚ヲ通

同

Ш

通

之人、

**分ヲ經テ入海、** (其支脱カ) (其支脱カ) 一●清水川三分

●辻嶽川三分五川共邉塚川ヱ入、

一舩木島川

水源●カシク嶽間ヨリ流出、

里程二分、

海ヱ流入ス、

同村

越川 西塚川 トモ

●西塚ヨリ 里程 里、 戸

> 同 村

高野嶽川二ツ二分ツ、銘々同村海ヱ流入ス、

)カシク二川五分ツ、)ウソコヘノ下三川五分ツ 五 嵜 川 北 共西塚川 ノ海ヱ入、 ヱ流入、

一 長坪川

水源

●宮原ヨリ二谷川圓、

○長坪ヲ通里程三分、

同 所

海

ヱ

南方村

水

同

カシク嶽川

源 ●カシク嶽ヨリ二川 流合シ五分岸良海ヱ至、 合二

五分ヲ經テ入海ス、

一 岸 良 川

五分ヲ經岸良海ヱ流入ス、

(其支脱カ)

●北川二分●カラタス下川二分●シカリ川一里二分●柳セタヲ一●南奥ノ長尾五分 小牧ノ浦川五分●スナサコ九分●小山田九分

水源●大川内頭ヨリ○櫻木○飯モリ岸良濵ニ至リ、

岸良村

戸柱海ヱ入、 一分 網代場海ヱ入、

小泉流 泉川 川

小泉川ヨリ二分御嵜北ヒラヨリー

同村

一内之浦:

同

里 村

蓕 里

水源●威見嶽●ヘユノ尾谷川 Ш 四 ッ

圓

フ、

○古城 ○中岡下

北南 方方村

入ス、

一南方川 浦町後ヲ流、 程三 一里ヲ經 テ 網代海 之流

水源●北嶽●高ノ嶽●冷水・

薗

ヲ

經

テ

町

向

= 南方村 於テ里

里ヲ經内ノ浦川通ヱ流入、

北方川

北方村

高屋神社前ヲ通、 町

水源●熱ノ岳大谷川二ッ流合、

一同 Ш П

Ш

同

水 源●高野嶽ョリ二谷川流合、 川口ニ至三分ヲ經海ヱ入、

191

頭

ニ於テ里程一里五分ヲ經内ノ浦通ヱ流入ス、

紀日、 彦火火出見尊崩、 葬日向之高屋山

|埀水川三ッ皆里程五分ツ、同所ヱ|水尻川●葛白東ノ方ヨリ五分水尻海ヱ単流

銘 Þ 同 所海ヱ入、

一 小流 串 川

水源●海蔵防山ヨリ三谷川流合、

里程七分、

丸尾海ヱ入、

●高嵜鼻川二 二二 分分 高崎北山ヨリ海蔵防山ヨリ

北方村

銘々海ヱ流入ス、

肝 屬郡一地理誌

内之浦

内之浦者、上古 景行天皇御座地也、夫より二千余之

左馬頭良兼領地して、天正之初者藥丸出雲守伴兼将入 歳霜經て肝付家より領之、天文・永禄年間河内守兼續

高屋大明神

道孤雲与申人為地頭也、

同四年、

守護領ニ相成、

者串良・高山より相見ゆる高嶽也、 有 彦火火出見尊を崇む、 景行天皇之御建立也、 國見嶽と云、 日本

陵

192

旧

記

文明六年云≥、

肝 付分

高

山

龍澤

に接す、

周廻二十里八間、

村落七新留村

波見村 宮野崎村

富山後 村田村 北串良

宮下前

總人員六千六百九十七人、

總戸數千六百二、

鹿児島を距る事辰巳十三里、

東内之浦、

南始良、

高ゥ

Щ 郷

(中表紙)

高屋御陵来由并吟味書内之浦郷

(本文書ハ七号文書トホボ同文ニツキ省略ス)

羽見村 内之浦郷ニ原文アリ、

※(頭注

参考スヘシ』

纂考

高山城新留 永正三年八月六日、 名を山元城とい 島津忠昌十一代。當城を拔むとて親将 જ્ 肝付氏累代の居城なり、

とし鹿児島清水城を發し、 城と其間深溪を隔て、五町なり、 當城の西北柳井谷に屯す、 城主肝付河内守兼久密

に志布志城主新納忠武に援を乞ふ、忠武兵を師ひ不意に(mb) 島津の営を襲ふ、 忠昌利あらす、 同十二日、 兵を収めて

鹿児島ニ退く、

本 城 冨 Щ 野⑩ 宮下 頼

弓張城

四十九所神社の後なる山上にて、

観應の北!

楡 井

.清種守護方に属し、 仲頼仲か喜い志布か居城なり、 観應二年、 大隅禰寢領主 大隅高隈郷松尾 禰 寝清 百号半 成

193

※大隅肝属郡木志良村地頭辨分及羽見村地頭職、 見旧作羽見、岸良村今属内之浦郷、良村・波見村、蓋岸良旧作木志良、 國史貞久傳 延文二年四月廿八日、

齡岳公使比志島太郎稱太郎範平領

高山郷有岸、郡村高辻帳、

波

其後再肝付に復して本城の別堡とす、郷加瀬田の両城を拔く、是に恐れて頼仲當城を落去す、

「名勝志」

民意城 四十九所神社の上の山なり、地頭仮屋辰巳方に弓張城 四十九所神社の上の山なり、地頭仮屋辰巳方に弓張城 四十九所神社の上の山なり、地頭仮屋辰巳方に

はかり、 陣し給ふ、 攻をなしけるにより、 山之城跡新留 ○柳井谷の 出馬し給ひしに、 是なり、永正三年八月六日、 午方凡壹里、 山之城を五六町隔てたる所なり、 陣跡 城跡の川越前田村の原中に戦場とて頸塚あり、 肝付氏代≥の居城にして、 此邊を本城といふ、 新納越後守忠武日州志布志より来り後 新留村にあり、 利あらすして是年十二月十二日退 邦君圓室公肝付退治の為に 地頭仮屋をさること巳 地頭仮屋の午方三拾町 高山本城といふ 邦君圓室公の

陣所なるよし云傳ふ

「事載軍記

久聞之、預為備焉、禰寢茂清率兵千餘来援城兵、伊東祐明應三年甲寅上陽、忠昌公将兵伐肝付兼久於高山城、兼

禰寢茂清・肝付兼久・北原兼蔵於荘内、同謀寇公云々、□乃遣稲津因幡守、會新納忠武・北郷數久・渋谷重度・

「島津忠昌譜中」

隅州之住人肝付某之徒黨構居處於高山本城、

敵于當家者

武企叛逆、自日州志布志率大軍来而攻吾者甚急也、故不向於彼地矣、母、肝付退治出馬、當此時、不計新納近江守忠及于度々矣、為攻平於彼凶徒、引率軍衆、忠昌自将而発

得止而所以退陣也云云、

「写在串良安住寺云」

衆眼、心憤塞胸、朦氣不霽云ゕ、下文略、 御本意、同十月十二日開陣、従陣中刎御櫛歸坐亭内、耻 月六日、忠昌於肝付就凱陣、新納與肝付成一味、故不遂 月六日、忠昌於肝付就凱陣、新納與肝付成一味、故不遂

國史忠昌記

永正三年丙寅、 肝付河内守兼久以高山城叛、塘谷 兼久兼

連之子也、 至是兼久復叛、 先是兼連據邑拒命、 城遺墟在高山郷、係新留村、兼連見上文明十六年、高山 其弟越前守兼光諫之、 秋八月六日 弗

公自将伐兼久、 公班軍、 (@師) (%) 我師不利、 冬

國史元久記

十月十二日、

波見村如故、 應永十五年十二月十 氏據 文書、 十七年正月十六日、 旦 公使波見太郎 公使波見筑後守 領大隅國 肝 属郡

觪 属郡波見村・塩屋湊

9 載 門記

嶋

之間相計者也、 早任先例、 可 被 領知之状如件

津庄大隅方肝付郡野崎内波見村并塩屋湊之事、

為

曲

緒

應永十七年正月十六日 沙彌

判

波見筑後守殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」 七九四号文書ト同一文書ナルベシ)

> 10 載旧 記

\* 大隅國肝付内野崎三十町事、 宛行所也、 任先例、 早可領

知状如件、

應永十九年二月廿

日

**久豊判** 

野崎太郎殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二] 八七〇号文書ト同一文書ナルベシ)

(頭注)

此条國史久豊傳ニ載ス

「編者考」

島津國史ニ、 應永二年二月十七日、 元久波見太郎ヲシテ

岩切旧領求二郷之地ヲ領セシムトアリ、 名ナルカ、 波見ニ居テ波見ヲ氏トスル明ケシ、 右ノ筑後守カ

至徳三年十二日(頭注)『氏久傳也』 月 Ŧī.

H

齡岳公使波見筑後介領波見村如故

済左

工一里許、 衞門尉兼任者、肝付典膳文書、

又賜肝付郡野崎村津曲名之田

地名津曲、在京 高山地頭館東北即兼任之後、野

## 國史光久傳

寛文十年十二月云云、 島津久通于高山郷新 留 野崎二邑

田 三若干項収二千餘 引川水以漑田、 岩石、 起工。辛丑改元之歳 新溝記、 + 年而畢、

地 頭系圖

高山

大野正右 衛門 肝付良兼落去後、 此人可糺也

伊集院右衞門太夫忠棟 天正八年比、

伊集院下野守久治 慶長ノ比、

村田 雅樂助經宣 慶長ノ比、 同 <u>Ŧ</u>. 年、 末吉地頭ニ轉ス

桂山 城守忠昉 後太郎兵衛忠詮 慶長ノ末ヨリ、 元和元七月死此地、 町田

勝兵衛久幸

後圖書頭

慶長五六年比ヨリカ、

經宣引續カ、

町 田丹後守久吉 初新左衛門

仁禮蔵人頼景 去初小吉 舎人 信濃守ト云、 寛永九年比、 正保三死

島津下野守久元

島津圖書久通

川上上野介久運 寛永・ 正保 ブ間 カ

新納右衞門佐久詮入道遊山 リ寛文四年辰九月迄、遊甫ノ子、御家老也、 承應三午年ヨ

> 新納又左衞門久了 御家老也

島津市正忠廣 寛文五年二月二日ヨリ定、

島津圖書 寛文九年五月二十八日ヨリ定、

新納近江守久辰入道達心齋 島津出雲 延寶元ノ冬ヨリ同七迄 初四郎右衞門(左方)

年冬迄、 八月十五日ヨリ定、共五日、元禄十一

横目頭也、

市正卜云、

御家老也、

元禄十一年冬

新納四郎左衞門久珍 島津中務久貫 日ヨリ正徳五. 初又七 備前 ヨ美 リ,作 五年未十二月二 則 内記ト云、 一十日老、 寶永七寅六月九

島津内記 御家老也、 正徳二年ヨリ、

地理纂考」

神余多なるか如く聞ゆれと、 四拾九所神社 村新留 創建の年月詳ならす、 社傳にハ伊勢の両宮なりと 社号に 因 n ハ 祭

云り、 見し者なしとそ、 古来より神躰を深く秘して、 郷の總社にて、 祭祀年中二十余度な 神官といへとも窺ひ

ŋ 其中九月十九日を正祭とす、 弘安六年十一月肝属兼

皆肝属氏か修覆なり、 永正十一 石修造の棟札に四十九所大明神肝付鎮守とあり、 年より 正徳四 ○支社 年まての 四所宮 間 に修覆の棟札八枚あ 三社大明神社 此外に ŋ

當社

ハ始楡井頼仲鎌倉鶴岡八幡の神霊を迎祭せしと云り、

新社大明 袹 若宮 八幡 荒神社 天神社 倶に本社 の左

に頼 属仲

『して一旦肝付の内をも併せ領す、志布志の巻に詳なり.こハ信濃源氏の後裔にて、日向志布志の城主なり、宮方

右に在り

名勝志

四十九所神社 と巳方四町余、 祭神伊勢両宮、 新留村に鎭坐、 十九日、月 地 頭仮屋にあり 高山邑の 惣鎮守に を距るこ

世々崇敬ありし神社と見えたり、 りしより以来の棟札共ありて、 して、勸請年紀詳かならす、 永正十一年甲 肝付家全盛 今にいたりて正祭に のむかしより - 戌六月再興あ

管領吉田 11 騎の ŋ, 鏑流馬を張行す、 六年十一月伴兼石神文に見へたり、四十九所大明神肝付の鎮守と弘安 兼苗神号伊勢御位と記されしよし社司守屋舎人 又寬永二年乙丑七月十三日神祇

地理纂考」

洗井神社後 田

奉祀 猿 囲 彦神

立 創建の年月詳ならす、 一の棟札に川上洗井大明神とあ 天文二十三年肝付左馬頭伴良兼造 ŋ 社 地四 方三 町 許

平

地

水三に分れて谷に落つ、 にして、 山林繁茂し、 溪水社殿を回 其淵を御手洗と云ふ、 ŋ 社の後に至り其 淵を臨 8

を祈れハ必す霊應ありと云ふ、 は怪異ありとて村民恐れ近寄る者なし、 例祭九月九日 旱魃に . + 此 淵 月 K 初 雨

地 理纂考

日なり、 新八幡神社新留 應永二十九年造立の棟札に、 例祭二月中卯 日・三月十日 伴河 内守 同 兼 月二十五 元云 Þ

省釣云 又弘治三年修覆の棟札に、 一々、 當主君良兼 同 :滿壽丸云々とあ 伴家棟梁前河内守兼 ŋ 續居隱 説に、 沙弥

名勝考

申なり、

川上大明神社 後田村妝、

奉祀猿田彦大神

名勝志

Ш

上洗井神社 後田村に鎭座、 地 頭假屋より午未方貳里

九 前 余、 祭神 座、 九猿 日田 ・彦 十命、 月例 初祭 卯九 日月 勸 請 年紀傳 ハらす、

天文二十三年肝付左 馬頭伴良兼社檀造立 0 棟札を納む、

社山

の境地たるや、

溪水社頭を巡り深谷幽遠にして、

0 往来して覗き見る事を懼る、此川上に蛭多し、 後に三 の 落滝あり、 池のことし、 御手洗とい しか ર્જ 村 *ا*ر あ 民

倭名類聚に肝 属郡川上と載たるハこの川上をいふなる

れと人の肉に入血を咂こと絶てなし、是異事なり、

勝景百 1圖考]

波見浦 大隅國肝屬郡波見村の 浦口にして、 東 海 0 溶 Þ

たるに對し、 西壑 一の重々たるを負ひ、 四 方 0 帆 橋か

に縦横し、

満浦

0

人烟こゝに綿纏す、

沙岸汀洲隱映して

朝暮 景物多少こ、に布在せり 0 觀を異に Ĺ 白鷗碧水揺曳して各自の 媚を同 ふし、

纂考

芍素を 物産 柴君

源

順

一大和田崎川●一ッ松山ヨリ大和田ヱ一板屋川 ●孝ハノ尾ヨリ松ヶ嵜ヱ一 極谷川 ●孝ハノ尾ヨリ松ヶ嵜ヱ四一 松ヶ崎川●ダハノ尾ヨリ松ヶ嵜ヱ五分単流

スン石川二日 分分 汐崎山川 分

走獣 介 鯛 猪 鯵 鹿 鯖

飛禽

鶴

雁

鳧

●一ッ松山ヨリ大和田ヱ三分●タハノ尾ヨリ松ヶ嵜ヱ三分タハノ尾ヨリ松ヶ嵜ヱ四分が次石ヨリ飯ヶ谷ヱ五分 各銘

波見村

々 同 所 海

=

工

流 入

同

一大 大 尾 川

水源●寺コト Ξ IJ 流 出 二川流入 板屋ヲ通里

分經入海、

波見川

司

有里村 岩弘村 串良 係ル村

新川西村 野崎村 高限 下高限村 高限村 波見村」 岡崎村 細山田村 申良

原村

川<sup>串</sup>下<sup>串</sup> 東 小

大隅郡牛根郷麓村ノ内●小松八重南 南、 埀 水 郷 ノ 内

水源

地ノ 流レ、 橋○窪田○中津宮○女鹿野○中村○隺ヶ峯下薗○黒田○上別府南ノ方●助崎○春田、 流 1) 新留村○池薗○下伊倉村○下ノ原 原 細 井薗 小村○町下 ○町下、 里程 田下○仮屋下○タキ・北ノ方○谷田ヲ下・○白坂下○徳留下北ノ方○新田ヲ 入ス、 高隈村上名村トモ云ノ内川北ノ方●ツタヲ●柊野○カクラ○古 Ш 下 田 -ヲ通 南 村 デカ有F :ノ内川南ノ方〇馬掛 : 北ノ方新川西村、 ij Ш 分、 西 里村○富ヶ迫下○思川内岩弘村、岩弘村、 波見村波見浦、 [村南ノ方岡崎村() 合里程九里五分ヲ經テ波見 俎──○下立小野迫○二子塚下─北ノ方○弓射ノ尾下○黒石下 Ш 東村〇俣瀬南ノ方、 串良川 串良境 兵他川々)新留川 通里程五里、 下高隈 東村柏 流合ニ至リ ヲ 流 レ○柏原蔵で 下名共云〇 原浦ニ ∭ 串良郷 高 П ´里程 [海 池 山 至 工 郷 ヲ 川後

水源後 南 芦口 Ш 田 至 里 内○永野ョリ谷川 ッ |山宮下ノ 圓 5 内 Ш 南 後川 田南 村村 

Ш

程二 里 ヲ 經 鹿 屋 浦 通 卫

新留 川

水

源

高

山

後

田

村

→内●乗原川内頭 要●櫨ヵ尾○折尾野 ●日ヒラ○大平 野嵜 装田とラ○大平 上 ○古道 村村 新前留田 一神社 村村

> 三ッ、 ○○ 大片野 ○柳谷 村○四十九社下ヲ通、 テ , 鹿屋川 八 Щ ÍЩ )狗留孫●ユス木場 ||二川、||今道越●二本松○片付堀||二川、 通 又●南湯枝嶽○新屋敷谷川三ッ、●上中津 ○岩屋 合十八川流合、 之流 新留 村 ()() ○弓張城 大坪月間 三至 下 又野嵜村●和田  $\exists$ 里 リ後 程 辺  $\mathbb{H}$ 里五 村 中平○荒平 分 前 山ヶ ヲ 田

北

Ш

日

1]

Ó

七穴川

ЩЩ

谷

Ш

三ッ

流

合、

肝属

郡高

隈

郷

●玉谷,

○西原川 和商 田人ケ嵜 城川 Ш

銘 々水源ヨリ 施川 流 合、 )下/ )池薗 プラ通

右

里 流 テ波見川 通ヱ 流入ス、

大八

重

Ш

水

源

波見村ノ

内

青鷺ヶウト

●ユス木場●ナル

カミ谷

川

Ш

流合シ、

波見村○宮原耕田中ヲ通一

里流レ波見川通

ヱ +

肝 属郡

串ク 良ゥ

児島を距る事南十三 東大嵜、 西 鹿 屋、 南 高 Щ

北

十 新川西村 出 高隈、 四ケ ? 池之原村 川西村 下小原村 岡崎村 岩弘村 細山田村 川東村 上小原村 、 郷に接す、 周廻十三里十一町四 惣人員八千五 拾二間、 村落

百九十一人、惣戸數千九百九十五

隅國圖田帳に串良院九十丁三段二丈云々と見えたり、 錯簡たるにて、肝属郡なる事總説に辨せり、 和名鈔串伎に作る、 同書に串良を姶良郡に入たるは後世 建久八年大 偖

肝属郡ハ後一条天皇の長元九年以来世世肝付氏の領地に 兄弟親族分領し、 建久の比、 族北原又太郎兼延串

とす、兼幸より六代北原周防久兼、 應永年中島津家に属

良院を領す、

肝付兼貞三男右兵衞佐兼幸始て北原を家号

※院司にて、其子兼宗串良岩弘の城主たり、 馬介に任せらる、文明の比に至り、 し、島津元久に従ひ上京して将軍足利義持に謁見し、右 平田右馬重宗串良の 明應四年乙卯

四月十五日、 兼宗降を乞ひ城を降る、 島津豊後忠朝肥城主軍を発して岩弘の城を攻 忠朝叔父平山越後忠康を城

岩弘を攻む、

平山近久が嫡子なり城を出て戦ひ、

大に兼興

是に於て兼興新納近江忠勝と志布志合躰し、

主とす、永正十七年庚辰八月朔日、

肝付兼興大軍を発し

か軍を破る、

大軍を発して海陸の通路を断

つ、

忠朝城兵を救ふに路

納安千代忠常を城主とす、 止事を得す和睦して串良を忠勝に譲る、

く

(頭注

『文明六年ノ旧記』、 串 ・良三平田左馬助兼宗當奉行トミユ、 或

老ノコトナルヘシ』

名勝考

髪梳疗 今改曰串卜郷云√、 大隅風土記曰髪梳村、 和名鈔作姶羅郡串伎もの是欤 髪梳者隼人俗語久四郎

古城主由来記

串良城

北原又太郎延

り出たり、 忠久公御下向の時、 原の元祖ニ立、兼幸より六代周防守久兼、元久公御 肝付右兵衞佐兼貞三男右兵衞兼幸と云し人北 北原家より知行する欤、 其元伴家よ 在

之御供、 右馬介に任す、 令知行ものか、 右馬介重宗と旧記『有り、 謁将軍義持公、 其後よりか北原氏 重宗も元久公致御 任左馬頭、 如何様其砌ハ 供将軍家ニ 同比串良院城主 領主替りて如 見得奉り、 平田 此

ハ日州真幸院郡司と成

忠勝二

一男新

平田氏系圖」

重宗

又九郎 右馬助 美濃守 串良城主

岩廣ニ居

久豊公ノ家老

住、

-氏宗

又七郎 右馬介 美濃守

忠國公家老

右馬介 美濃守 入道洞印 文明中也

立久公・忠昌公家老

貞宗

右馬助 美濃守

美濃守

入道乗月

貴久公・義久公家老

昌宗代迄ハ串良ノ城主タリシニ、勝久没落ノ刻串 良被召上、後二帖佐之地頭職被仰付、 帖佐ニ居住

田代七郎入道々清譜中」

文和三年甲午七月廿四日、 齢岳公賜七郎書、

授串良院半

分地頭職、 褒奘其忠也、

大隅國串良院半分地頭職事、

所預置也、

可被致忠節之状

11「田代氏蔵書」

如件、

田代七郎殿 ※ 『入道々清、後肥前守』 文和三年七月廿四日

左衛門尉

次目裏判『氏久』

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二五四四号文書ト同一文書ナルベシ)

201

國史云、文和三年秋七月二十四日、齡岳公以田代七郎權領大

隅串良院半分地頭職事、 又云、延文二年、 使田代七郎入道領

串良院半分地頭職

大隅國申良院弁分上条・(頭注)『高隈ノ郷参考スヘシ』22「田代氏蔵書」 同立小野村并鹿屋院内高隈村弁

※分事、為兵粮料所∨宛行也、 任先例、 令知行之、 可被抽

軍功之状如件、

左衞門尉

田代次郎殿『道清ノ子』『以久、後肥前守』正平十二年四月廿日 裏 判『氏久也

(本文書ハ「旧記雑録前編二」八号文書ト同一文書ナルベシ

(頭注)

國史云、 辨分疑指辨済使所獲田禄トアリ」

13 全

大隅國串良院半分地頭職事、為兵粮料所被宛行也、 (@x) 任先

令知行之、 可被致軍功之状如件

正平十二年四月廿日

左衛門尉『氏久也

[代七郎入道殿 『道清也』

田

次目裏判アリ、

(本文書ハ「旧記雑録前編二」九号文書ト同一文書ナルベシ)

1<u>4</u> 소

大隅國串良院内本知行分事、闕族時者、(命之) 為料所◇可宛行

守先例、 可致沙汰之状如件、

也、

氏久

田代肥前守殿
天授二年八月卅日

(本文書ハ「旧記雑録前編二」三五四号文書ト同一文書ナルベシ)

15 全

[w]也、然者早任先例、<sup>(++)</sup> 大隅國串良院之内上条十町并岩弘十八町、 領知不可有相違状如件 為料所宛行處

永享五年卯月廿九日

為久判

田代彦太郎殿『清定』 『後肥前守

(本文書ハ「旧記雑録前編二」 一一三七号文書ト同一文書ナルベシ)

地理志

忠久公御下向ノ時分ハ北原氏知行スルカ、 北原又太郎延 島津忠長譜中

延領之、 兼ト云人ア ーアリ、 ○元久公御代、 ij, 正 平 车  $\bigcirc$ 間 正 中 Ì  $\mathbb{H}$ 代二 比 串良院領主 郎 串 領之、 良院 苸 地 其後北原 田 頭 津 右 馬 野 助 几 重宗 文八 郎 兵 郎 衞 1 T 兼 尉

IJ,

其前ヨリ

北

右馬 馬 助 大永四年八月廿 ○文明六年 兼宗領 比 知 平 平田右馬介兼宗領ス、○明應年間、平田原氏ハ日州眞幸院領主ト成リ代々令居城、 九 H 処、 肝 忠昌公ノ命ニ依テ島津忠朝攻取之、 付 河内守兼興攻取 領之、 天文

年ヨ 隅州 鹿 ヲ 賜 籠 1) 移 串 伊 良 此 丑: -集院右衞門太夫忠棟入道幸侃領之、地、同十六年、去此地移宮之城云な地、同十六年、去此地移宮之城云ない、「此年東郷へ移云々、天正六年、島津岡二年東郷へ移云々、天正六年、島津岡 地 頭ニテ柏原私領ス、 十六年冬、 串良 晶 書 ○文禄 頭忠長・ ヲ替東 去 郷 Ŧī.

良城 永禄

法渡

上新納

肝付

云

○忠長譜ニ、

天

正

Ŧī.

年乙丑、

故所

千蓋 石(古

不然則為一

一萬二千石矣、而今還賜之、

ノ比専領之、

○永正

五年正月廿五

目

平

由

右

馬助

串

九百 拾 Ŧi. 石 九斗壹合 岩廣: 村

細 Ш  $\mathbf{H}$ 

貢百

文禄四 四年五 年、 戸九 以 日 御 檢 朝 地 鮮 細 御 Ш 軍 幽 功 齋 = = 依リ 賜 候 が賜之、 千石 内 也

慶

船手在新川西

称

肝

付

領

分

嵵

船

手

也

唐

人

町

々、戊寅ノ春、天正五年丁丑、 隅州 鹿 籠 日 串 良 1) 串 1 良 地 頭 移 = テ、 ル 十七年己丑゠アタル』 廿年、 東郷へ移「十七年二月」 云 柏 原 天正十六年冬、『戊子』 私 領 = 一テ候云

國史義弘傳

秀吉公串

良ヲ

相

替

東

郷

ヲ

賜

候

前

于丑

云

岩廣 賜往年所 慶長四年三月 献 寄 田 千石、 时等、 Ħ. H 與前 慈眼; 合二千石、 所賜、萬石 圖 公賜島津忠長増封 其 八地 在· 併 為 大隅 萬 肝 千石、 千石、 属 郡 柏 原 復 還

地理 志

岩廣村 久豊 公御 『后美濃守、久豊ノ家老也、系圖御代平田右馬助重宗領之、『新左衞門親宗ノ子』 ◎ニ串良城主トアリ』 居住トアリ、 自系ニ岩弘

陣 明 應 四 年 古 戦 場 也

下ノ方大川入江有之所

原 村 島津 忠長此地 地 頭 職 フ 時領當村、 天正 五年  $\exists$ 1]

柏

同 十六年冬迄、 夫ヨリ東郷  $\sim$ 移 サ ル

南 下 另一 ·井倉塁新川西村 重 北 ĺЙ 平 流 城 ル 也、 城 四方土 中井 居四 戸 アリ、 間 余、 西 北堀三

Ì 方

國史貞久傳

原保東方、 延文四年四月十九日、 名郡 齡岳公使野崎太郎左衞門尉權領柏 今

小原別府西方 延文四年十 月十五 • 柏原東方、 H 齡岳公使得丸左近将監領大隅之 日向救仁院之野與倉條、郡村高

仁院有野井倉村、串良郷有小原村、

救

康安元年辛丑春二 月二 四 旦 齡岳公以串良院岩廣名半

仝忠昌傳

分為大慈寺領

IIII 明應四年夏四 取之、 以賜忠朝、 |月十 효 忠朝使其叔父平山越後守忠康守之、 H 公使島津忠朝 攻 (申良: 城、 忠朝

> 而公使忠朝取之、今称鶴亀城云々、 忠康忠廉之弟、 豈其有罪乎、抑亦有他故此時執政平田兼宗領串良 嘗居帖佐平 Щ 城、 因以

仝貴久傳

天文五年七月云 々、 初島津忠朝使六郎三郎忠良守串良城、(寧吉)

城中益困、 忠朝使告忠勝曰、 當以串良與安千代殿 願 拯

肝付兼興攻之、

新納忠勝應兼興、

絶串良

·飫肥往還之路

城中之衆、

忠勝

E

諾、

既而

兼興殺忠吉、

陷串良城、

※申良與之云、按肝付兼與陷申良城、在上卷大永四年、□圖鳥津支流系図△
※忠朝弟備中守忠秋之壻也、幼字安千代丸、蓋是時約婚既定、故忠朝欲以 不救、 由是忠朝怨之、 八月十五日、 伐志布志、 四郎忠常者、

\* (頭注 立、此年領『團志布志』者/忠茂云々、天文二年、忠勝老、長子『團忠茂』

「大永四年ノコト末ニノス』

名勝志

守季久此城を領し、平山越後守忠康(頭注)『季久ハ忠廉ノ子忠朝ノ誤ナリ』文明中、平田右馬之介兼宗居城し、 大永中肝付氏 鶴亀城跡 岡崎村 の領となりしに、 地 頭仮屋 の上 Ш 没落して島津圖書頭忠長 なり、 康二男をして居らしむ 明應四年、 其経始詳 島津豊後 かならす、

(為氏、

串良, 岡崎村、 串良, 岡崎村、

其子左

衞門尉近久嗣、

居串良城如忠康

時、

於是乎

續

嗣く云×

串良を兼興に畀

ふ

天文二年四

月

 $\overline{\mathcal{H}}$ 

日

1卒す、

子

河内守

房及弟九郎兵衞尉

恒

一男訪近久於串良城云χ、

下文略

(頭注

この る邑 の 地 頭 職となりて居城 ず、 今山 林となれ ŋ

**|文亀三年諏** 方棟札 大檀 那 心思朝、 地 頭 忠忠康 ì -アリ

豊後守忠朝

良城、有盟執政平田並 明 窓朝 應四年乙卯 罪乎云と、 串 良 忠朝 应 月十五 使叔父平 H 山 公使忠朝攻串良城陷之、 忠康戍之、 『忠康忠廉 乃公

島津忠昌譜中

明應四 [年乙卯 应 月 Ŧi. 目 豊後守 忠朝 廉一男忠 取串 良 於

陣

尾

有合

調所氏恒久傳(房カ)

\* 串良 永正十二 忠康戍之、 其祖、 「五年戊寅十月、」 『平田兼宗左降下城ス』 『平田兼宗左降下城ス』 豊州譜、為明徳四年四月事、平 書、為永正五年正月事、平 書、為永正五年正月事、平 月十五 忠朝乃使其叔父平 室公使島津豊後守忠朝コト』 平山 房書修舊好 氏之於恒 也 -山越後 房 也 旣 而 本 忠 守 攻

肝付氏略傳

吉等數人を斬る、郎ト云、忠朝一族ナリ 陸より 年、 斯く忠朝串良を領して數 兵拒き却く、 日 山. 永正十七年八月、兼興部少輔ト云『朔日也』 『近久拒くにより『越後守』 兼興志布志の忠勝と連和兼興志布志の忠勝と連和 忠朝来て本邑を伐ち、 串 良 「斬る、忠勝救ハす、忠朝恚む、+ 族ナリ」 『甚憤ル也』 兼興なほ兵を帥ひて串良を攻め、 0 平して忠勝 路を塞くゆへ、 兼興もこれを鹿 拔すして兵を引 0 <u>二</u>十 |子忠常に串良を畀へんと乞ふ『新納保千代ト云、忠勝二男也』 |、忠朝戍兵の急を救ひかたく 和し、 屋原 蔽邑を侵すにより、 、年良城を攻 八月七日兵を発 次に迎 目 it ŋ, 鹿屋城を攻む、 戦 十二 八年 Š む、 城 月 将島津忠 利あらす 月、忠勝『三日トア 大永三 城将平 月十八

忠廉 康 前守 死六 于郎 串良、

205

島津豊後守忠朝傳

永正十七年庚辰八月朔日、 肝付兼興将兵圍串良城、 戍将

平山近久迎撃走之、

大永三年癸未八月二十日、志布志城主新納忠勝及兼興発

謀、

使兵絶水陸路、

以不得通串良、○四年九月中旬、

忠

朝求和於忠勝曰、讓君之次子安千代丸與姪壻也。串良、 助我戍兵、 忠勝應之、十九日、兼興攻串良城、 我戍将島 願

津六郎三郎忠吉等悉死之、忠勝不援、忠朝恚之、

氷炭矣

國史忠國傳

永享八年丙辰正月十八日、公以串良院岩弘名為大慈寺領、

全勝久傳

家譜、近久忠康之子、津内膳 永正十七年庚辰、中略、 秋八月朔日、 肝 付河内守兼興攻之、近久撃破之、與 兼興兼久之子也、二十一日、 島津忠朝使平山越後守近久守串良 伊集院尾張守以城降、忠康見明 公攻曽

於郡、冬十一月二十七日、

應四年云々、

大永四年甲申九月二十九日、(頭注)『前ノ天文五年ト参考』「國史勝久傳」

肝付兼興復攻串良城、

陷之、

殺六郎三郎忠吉、忠吉島津季久之庶孫也、

貞久傳観應二年註

國史云、 串良院即郡村高辻帳串良郷、 西俣村属大姶良郷

云云、

自是為

北郷氏系譜中

太守公以肝付郡小原村三千石賜久村也 北郷時久四男北郷掃部介久村、 為質在京師 五 依其功

肝付氏略傳

よて八日、家臣肝付左兵衞尉・渡邊隱岐守惠をして時久 の臣北郷右衞門・ 永禄十一年八月、 忠親北郷時久と和を良兼省釣に乞ふ、 土持美濃守、 豊州臣餅原越後守等と國

合の館に盟ふ云

ر ر

廿四日、

時久家臣北郷弾正久蔵を串

良に来聘せしむ、 十二年五月十日、 北 郷時 久河野筑前守

等を串良っ遣し、 肝付を公室に和平せしむ、不成して帰

> 梅北 橋野殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」 一一八二・一一八三号文書ト同一文書ナルベシ)

る

16「島津義久譜中」

興國寺殿御牌免之事

大隅國串良院之內岡崎名上蘭之門無有之、

右、 不遂本意空帰城、 先祖忠昌治世之刻、 以其鬱憤辞世之儀、于今感慨不少、然 肝付依致不忠、為退治雖進発、

永代不可有變易之状如件、

處此度時節到来欤、

横領之地属舊規上者、為彼御菩提

天正五年丁丑二月廿七日

(本文書ハ「旧記雑録後編一」九一三号文書ト同一文書ナルベシ)

17「梅北氏文書

知状如件 大隅之内於串良五町、 永享七年乙卯十二月十五日 為料所可宛行所也、 (忠奥マン) 守判 任先例、

國史元久傳

應永十三年丙戌六月五日、 向田浦條・尾見條、 為志布志大慈寺領云云、 以大隅[國]串良院岩弘名、

日

全忠國傳

應永三十二年三月十四

E

公以島津莊大隅方串良院岩弘

名内九町為大慈寺領

18 嶋津家文書

幽齋知行分

一千八百八拾九石四斗五升一九百拾五石九斗壱合 隅州肝付郡之内

貳百石

可領

高隈之村

岩廣之村

温山田村 ジ内

合三千五石三斗五升壱合 外数行略

## 右以今度檢地之上、如斯被成御支配候也、

## 文禄四年六月廿九日 大閤御朱印

## 羽柴薩摩侍従とのへ

(本文書ハ「旧記雑録後編二」 一五四六号文書ノ抄ナルベシ)

「嶋津國史義弘記

賜往年所献一千石、合二千石、其地在大隅肝属郡柏原村・慶長四年三月五日、慈眼公賜島津忠長増封一千石、復還

往年所献千石、蓋在一萬石之内、而今還賜之、故曰一萬 〇 岩廣村・寄田村等、與前所賜,萬石併為一萬一千石、注云、

千石、不然則為一萬二千石矣

國史光久傳」

寛文四年冬十月云々、初郡奉行汾陽次郎右衞門光東穿渠

成、拠串良新溝記、串良郷有池、漑・串良新溝記、串良郷有池・池野原・

河西・

河東等田若干頃渠

|地頭系圖

串良

檢見寄常陸介兼泰 肝付領ノ時、元亀ノ比也、平山越後守忠康 毎州忠廉ノ弟、初九郎石衞門尉、領松山、

島津圖書頭忠長 天正五六年比ヨリ同十六年迄

佐多越後守忠増
天正ノ末比、

敷根中務太輔立頼

慶長・元和ノ比

新納右衞門佐久詮入道遊山 寛永元年甲子春ヨリ承應三甲午迄

島津市正忠廣 承應三年九月ヨリ定、

子 こ B ら 折 し ず 一 初舎人 御使役也、寛文五年二月二日ヨリ伊 集院十 右衞門忠朝 寛文二年六月二十日ヨリ定、

御使役也、

寬

名越右膳恒渡 寶永七戌八月二十日ヨリ享保三年戌四月十八日迄赤松次郎右衞門 新之丞トモ云カ、元禄六年十一月五日ヨリ、

「地理纂考」

讀命といふ、棟札に慶長八年宝殿再興とあり、串良の宗社とす、祭神及ひ創建の年月詳ならす、一之宮神社<sup>有里村 祭田・十一月中丑日</sup>

諏訪神社岡崎

208

明應四

奉祀 事代主命 に同し、

久祭田若干寄附ありしといふ、両社倶に創建詳ならす、往古大社にて、建久年中島津忠

稲荷神社

奉祀 倉稲魂命

元亀元年庚午十一月島津義久建立の棟札あり、

萬八千神社間崎(下小原カ)

奉祀三坐 別雷神 經津主命 武甕槌命

に、 主伴兼興とあり、 創建の年月不詳、 小原村万八千大明神、 社傳曰、 社内に神鏡十三面を納む、 往古蒙古の賊皇國を侵掠せむ 大永四年甲申四 月 其 + 面 日 0 裏 願

して、毎年十一月初午日、武士甲冑を着、萩と薄を持、り、萩薄を神寶と称して寶殿に納め、異族退治の吉例と矢以て悉く退治し給ふ、是に因て社号を此の如く称へ奉とす、時に當社の神數百萬の兵士に化し、萩の弓・薄の

初午日・六月廿九日・九月九日なり、國家安全の祈禱の為に舞踊をなすといふ、

領の二引竜の紋付たる指物と畠山重忠か太刀鎧とを奉納られ、家臣本田次郎貞親先立て薩摩に下る、此時畠山重られ、家臣本田次郎貞親先立て薩摩に下る、此時畠山重られ、家臣本田次郎貞親先立て薩摩に下る、此時畠山重大塚神社新川島津忠久薩摩・大隅・日向の守護職に補せ大塚神社新川島津忠久薩摩・大隅・日向の守護職に補せ

纂考

すといふ、

今其品傳ハらす、

村、岩弘村、岡崎村等の數村を経て肝付川に會し、柏串良川 上流高隈の山中より出、串良郷細山田村、有

の海に入る、

肝付川

串良

高

Ш

両郷の間を流る、故に境川とも云、

付川に會し、柏原の海に入る、海口より上流拾町の所に上流ハ姶良川・鹿屋川會流して、串良郷上小原村にて肝

出入して敷百艘を繋くへ 大なる湾港ありて柏原浦とい Ļ \$ 此浦 高山郷 滿 潮 0 時 波見浦に對して、 は大船自在に

彼國見嶽を間近く望ミ、 風景最佳なり、 又高隈川 の岸頭

纂考

に

0)

Щ

[あり、

皆人嵐山に似たりと云、

物産

藥品 芍藥 柴胡

飛禽 鶴 鴈 鳧 雉 鴛鴦

鯛 鮪 方 頭 魚 鱸 香 魚 亀 鰻

鱗介

當郷ハ水田 廣しとい へとも多く下田 廣くして山林少けれは蔬菜の類少し、 にして米穀上品ならす、 且水 是

に反して海邊なるか故に魚類乏からす、

田

地 理課川 調帳

下立小

野

川

細 Ш

田

村

高山者、

右兵衛督伴兼貞初而

肝屬領知、

嫡子新太夫

高

山

堰

町被成下、

其後高山

ハ伊集院右衞門太夫忠棟領ス、

水源 = 於テ五分ヲ經 細 Щ 田 村 内 - ○下立小野川、 ●弓場ヶ尾山 波見川 通 トニ 細 Ш 田 流 Ш 合 工 流 ○生栗湏 入 并

> 栗稲 迫村 川川 分分 同 所 日 ij ·銘々同 Ш 、
> ヱ
> 入
> 、

一川 川龍 東川

通二 係ル 村方 持留村 永吉村 岡 別 府村

假宿村

横 瀬 村 川東 村

水源諸 [縣郡大崎郷持留村 列通、 串良川東 ○東村○ハシ塚 ○山王○鷹東原、 北側岡別府村、 · ノ内●中山ヨリ、 南側永吉村○馬 假宿村○古城下、℡

田下ヲ Ш 通ヱ流入ス、 通 柏原浦○廣島北側ヲ通、

蓕

三里四分、

波見

瀬村 二

堀ヲ通、

東

|村○北櫻木ノ元○安留○川東村

肝 屬郡 地理誌

成、 兼續入道省釣子息左馬頭良兼代、 兼俊初テ號 良兼弟左馬頭兼道代高山 肝 屬 高 Ш \_ 数代為在城、 被召上、 肝屬郡守護領ニ 右嫡 阿多之内拾 孫 河 內 相 守

同村

其後地 忠棟 庄 頭 内 桂 江 罷 山 移、 .城守忠昉 跡を伊集院下野守久治被 補 地 頭

一四十九所大明神新留村麓

神躰者伊勢之内宮ヲ崇む、 右、 肝屬郡鎮守也、 建立之年間不相知、 寛永二年乙丑七 由緒書無之、 月十三日

吉田兼苗より四十九所大明神之御神號之箱ヲ納社内、

所郷 神主大中臣重持、 中所宗也、 架一 鐘銘、 鐘其銘云と、 大隅國肝屬郡 大概、 高 應永年中城 山 郷 四 干 九

州 而 語 鑄 焉、、 文禄年中 忠棟・ 忠真寄附、 永 正 十 年甲

戌伴氏兼 續 兼興より以来之棟札有之、 代官検見崎

一新正八幡宮城山之脇宰口

右、 廿九年壬寅建立ニ 榆井遠江 守 頼 而 仲鎌倉鶴ヶ岡八幡ヲ 知 行三 町三 一段為 相 勧 附 請 由 ス 應永 龍

一五社大明神 伯公御代御寄附為有之由申傳候城山內

右 肝付殿を勧 請ス、 永禄四年辛酉建立

一城 野三 一所大權 現

右 永禄元年戊午河内守兼續建立与棟札有之、

西之宮大明語

右 弘治二年丙辰造営、 大願主河内守兼續、

一字内大明神野崎村

永禄十年丁

卯造営、 伴氏良兼

与

!有之、

ス、

文永二年壬戌造立、検見崎野文亀二年壬戌ニテハ無之哉、文永二

磨守棟札有之、ハ乙丑ニ而候」

一諏訪大明神西方

右、

天文廿二年癸丑造立、

伴氏良兼代願主

伊勢守

一三所大明神 前田村沢水山 清と有之、

一川上五社大明知後田村片野石、天正五年 天正五年乙丑(丁カ) 造立、 伴氏兼紀与 有之、

右、 由来不相

願 主検見崎常陸 知、 天文廿三年甲戌造立、(寅ヵ) 介兼書 与 棟札有之、 伴氏良兼代

一六所權現波見村牟礼

一諏訪大明神
お、由来不相知、 文禄 五年丙申造立

神札.

有之、

波見村邊田
在、文禄五年丙申造立棟札有之、

一乙子大明神波見村邊田

右、由来不相知、伊集院忠棟代天正十六年戊子造立

(表) 村田 村上之市 村札有之、

一天神上之市

右、永享十三年辛酉元年一造立、願主伴氏兼持与棟札

一二所大明神後田村井戸神大明神社地之内

一年之神 後田村 右、天文年中勧請、永禄十一年戊辰造立、伴兼清代.

右、高山本城岩屋村鎮守山之神并初當より社を建立

洪水神社佛寺迄敗倒、岩屋名頭佐渡両社ヲ新ニ建立奉崇敬事累年也、慶長九年甲辰仲秋、大風枯木を吹、

集院市右衞門・東丹波守両人諸所水損田畠内見之刻、シ、翌年乙巳、地頭伊集院下野入道抱節下知を以伊

此両社ニ

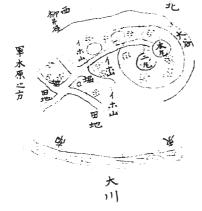
一寄附

一古城 弓張山
新留村麓四十九所大明神之上
年感ヲ催シ、田五畦ヲサシ割、

肝付氏居城、右、麓假屋より三四町茂可有之欤、名ヲ弓張城与唱

一本城 太内

間計ニ三畦計り之所有之、西北東共ニ大谷也、入口も同方ニ有之、其下ハ田地、其前ハ大河流ル、入口も同方ニ有之、其下ハ田地、其前ハ大河流ル、之、廣サ壱反三畦計り、二之丸廣サ七畦計り、夫よ之、廣サ壱反三畦計り、二之丸廣サ七畦計り、夫よ之、廣サ壱反三畦計り、二之丸廣サ七畦計り、夫より弐拾間計ニ三畦計り之所有之、西北東共ニ大谷也、



一軍木原

右、麓より本城江通る通路也、大なる野原ニ而拾五

ない方で道へ下り板有之

去 新納近江守忠武依于後詰、十月二日、 太守忠昌公御出馬二而御合戦之場二而有之、志布志 首塚有之、右之邊者永正三年丙寅八月十日迄之間 之内通路涯二首塚有之、又前田村之内壱丁計之所江 木原之内本城近く下り口より手前三丁計り之後田村 通路ニ而、 南之方後田村、 今ハ双方共ニ島地也、 御敗軍二而退 軍

柳井谷之上

右、 昌公御合戦之時之御陣場与申傳ふ、 本城より西北之方之谷也、當分人家有之、

忠

3C 首塚 本塩ミ下ツロ板有ご 2/100.华州沙州 首塚 南

野崎村古城

六丁計茂可有之欤、

長キ原也、

北の方前

田村、

中者

右 野崎村之内和田与申所江有之、

昌林寺 右開山剛中和尚二代目 山号神護山 濟家宗志布志大慈寺末寺

瑞光寺 尚 右 同廿一 應永九年壬午二月廿八日開基、 山号曹洞山 (溪ヵ) 年甲午十月廿八日尓寂、 禅宗福昌寺末寺 施主天叟義公大 開山春厳祖東和

禅定門、 肝付氏之祖也、

道隆寺 寺之什物也、又外に肝付省釣齋之御娘三尺計り之絹 切二縫被成寄進之什物有之、左之通、 而宜織物切有之、長サ壱尺四五寸計り茂可有之欤、 安元年戊寅七月廿四日寂、 北條相模守時頼より被召呼、 右開山蘭溪道隆禅師ハ唐大宋西蜀涪江之人也、 元年癸卯、 山号栢尾山 年号月日縫、長サ三尺計り 菊之縫 商船ニ乗り或率府三月十一日着岸ス、 濟家宗志布志大慈寺末寺 右禅師唐より持参之由ニ 鎌倉建長寺為開山、 其後 寛元 弘



\*

絹ハカイキノヤウニ見得候、 色ハトクサ」

幅貳尺計り

纂考」

鹿屋郷

大姶良、 鹿兒島縣廳を距る事東南十里余、 西花岡・新城、 北高隈・垂水の八ヶ郷に接す、 東高山・串良、 南姶良

周廻十一里二十一町五十八間、 村落四中名村 高下 須名 村、

惣

人員六千六百三十五人、惣戸數千五百九十、

八十五丁九段云々と見えたるハ此地なり、 建久八年大隅國圖田帳に、 鹿屋院恒見八丁、また鹿屋院 和名鈔に鹿屋

を姶良郡に擧たるハ後世の錯簡なれハ、改て肝付郡とす、

※そも( 太郎兼石二男肝付宗兼鹿屋の辨濟使たり、 肝付郡ハ伴兼貞以来世々傳領して、 因て鹿屋を家 五世肝付又

> 省釣と号す。至り再肝属郡の本領を併せ、後に剃髪して至り再肝属郡の本領を併せ、 号とす、宗兼より四代鹿屋周防忠兼を兼と改む島津氏に属 掠して、其勢ひ強大なりしかとも、 三年、肝付兼興反して諸城を陷れ、永禄年中肝属兼續に 應永年中島津元久の執事なり、 右馬助兼道兼續よ勢衰 郷大姶良城に在り、元久此時鹿屋の近 日向の地をも侵

して肝属郡を伊集院忠棟の一族なりに與ふ、忠棟其後日向 へ、天正八年遂に島津氏に属し、兼道を薩摩國阿多に移

國都城に移り、 島津忠仍津忠将より四代なりに肝付を與島津忠仍忠仍ハ島津貴久二弟島に肝付を與

しかとも、 寛永年中鹿兒島の管轄となりて、忠仍垂水に

移れり、

(頭注

『文明六年旧記 | 鹿屋 仁 高岳左若狹守トアリ、 鹿屋若狹介兼資ノコト也 兼直トアリ、 周防守兼直 ノコト 也、

仝

肝付氏譜中」

屋院辨済使職、 文永七年庚午八月、 父祖任也 預所下文、 復罷兼世職、 以實兼為鹿

19 鹿屋氏蔵書

享禄

下 嶋津御庄鹿屋院補任弁済使職事

左馬允伴兼賢

右、 寬元二年八月二日 件職者、重代相傳所職也、 預所僧判 仍補任彼人所也云√、

(本文書ハ「旧記雑録前編一」四二三号文書ノ抄ナルベシ)

20 鹿屋氏蔵書

嶋津御庄大隅方鹿屋院補任弁済使職事

左馬允伴實兼

右 件職者、兼賢相傳之職也、 子息等中可計補之間、 以

兼世令補任之處云、下文略 文永七年八月 日

預所法眼和尚位判

(本文書ハ「旧記雑録前編一」七二三号文書ノ抄ナルベシ)

21 田代氏蔵書

計也、 大隅國鹿屋院地頭并辨済使職事、忠節異于他之間、 彌可被抽軍功之状如件、 『此條國史ニアリ』

正平十四年十一月廿七日 修理売「氏久ノコト也」

田代新左衞門尉殿『以久肥前守ノコト也』

(本文書ハ「旧記雑録前編二」六八号文書ト同一文書ナルベシ)

22「鹿屋氏蔵書」

任先例、可令領知之状如件、 大隅國鹿屋院下村地頭職事、 依為由緒、 為給分所宛行也、

應永七年八月七日

陸奥守判

鹿屋周防守殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」六六〇号文書ト同一文書ナルベシ)

<sup>23</sup> 全

三ヶ國錯乱時分、殊被致忠節間、 達本望時者、本領鹿屋

院事、當給人等立替、一圓不可有子細、仍状如件

鹿屋周防入道殿

應永十九年十一月廿五日

久豊判

(本文書ハ「旧記雑録前編二」八八二・八九四号文書ト同一文書ナルベシ)

國史元久傳

所相

應永七年庚辰正月廿五日、 恕翁公使鹿屋周防守領鹿屋院

下 中 村池 上名 中略、 • 田上名堀内地 秋八月七日、 頭領家職 使鹿 屋周 如 防守領鹿 故、 下名 村郷: 屋 ・有

郡村高辻帳中之村、中名村、中名村、中名村即 下 村地頭職、 公拠 旧恕

古城主由来記

鹿野屋

津野四郎兵衞尉

忠久公御下向の時分津野家領主欤、 御當家三代の守護久經公の時度、屋 野屋周防守宗兼城主也®介 [城主]たり、(総院地頭) 其後肝付氏 0 如 阿様 庶流

國史久豊記中

公率吉田氏·蒲生氏等救之、 應永十九年十 月云 · 々、 初肝付氏攻鹿屋周防介於鹿屋 未至、 城且陷、 恒吉 : 百引 城、

肝

付

軍解

期、

且褒美鷹栖城之捷也

去、大姶良城出鋭兵二百撃敗之、公即位初出師(頭注)「大姶良城ノコト参照スヘシ」高隈等衆救之、與肝付軍戦、公引大兵至市成、高隈等衆救之、與肝付軍戦、公引大兵至市成、 H 遂略高隈・ 可知也、 公賜 鹿 乃賜市成領主山田久興太刀及谷山 鹿屋・大姶良・下大隅等地而還、 屋周防入道書 Ę 州擾乱之日、 五箇 注略 嘉乃忠貞 有捷、 別府村、 二十五 喜

國史

觀應二年七月廿五 H 頼仲家臣細山田三 郎 風早十 郎

不克、 牧瀬源太下大姶良城而拠之、 郎等屯鷹栖城、 作高洲、属鹿屋郷、八月三日、『国鷹栖郡村高辻帳』八月三日、 以為之外援、 祢寢清成・ 肥後次郎左衞門 轉戦于姶良荘井上 清種等攻鷹栖城 ・石堂彦次 城云

文 良院 ≥ 使公領大隅國寄郡下大隅郡・大祢寢院・鹿屋院 四 H 西俣村 復陷大姶良城、 曽小 Й 村等地、 又陷鷹栖城、 西俣村属大姶良郷、曽小川村島で国申良院即郡村高辻帳△串良郷、 + 五日 幕 府 • 串 下

.

國史

北郷 康暦二年 城ケ崎、 十月二日、 将復攻都城、 祢寢久清拔鷹栖城、 十六日、 遺祢寢久清書、 今川滿範屯 莊 戒 師 内

24 鹿屋氏文書

|本文書ハ三十号文書ノ抄ニツキ省略ス)

他日

得志、

當授以本領鹿屋院、

吾不食言

(本文書ハ二九号文書ト同文ニツキ省略ス)

「建久圖 田幉

鹿屋院恒見八丁 正宮領

正宫大般若庄内沙汰

八月下文、

亦如之、

肝付四世兼員譜中

馬允伴實兼令代此職、 収納使乃聞于官、 弘長元年辛酉、千壽王丸旣名兼世、 於是七月、 實兼學節乃兼△賢之嫡男也、

預所下文、

職

明 以 左

年

奉職無状、 罷兼世

里民不服

國史貞久傳

屋院辨分之地、 延文二年夏四月二十日、 齡岳公使田代次郎領串良院

鹿

辨済使所獲田禄、辨分依原文、疑指

延文四年 十一月廿七日、 齡岳公以田代新左衞門尉為大隅

鹿屋院地頭及辨済使職

26

下

(花押)

定補 鹿屋院

辨済使職事

此也下文、

以散位伴朝臣兼廣為鹿屋院辨済使職、

初 兼廣 建暦元年辛未八月四日、

島津御荘預所近衞殿賜小橋荘預所職

肝付氏譜中

家世補辨済使於本院故有以陳、

至是補之云云、

肝付氏系圖

庚寅五月二日、 肝属兼興、 大永四年申十二月三日、 鹿屋今城知行畢、 天文二年巳四月五 串良知行、 享禄三年 日

十二死去、

知 故下、 右

件職、

相傳之由依申之、

補任彼職如件、

百姓等宜承

散位伴朝臣兼廣

勿違失、

建暦元年八月四 Н

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二二四号文書ト同一文書ナルベシ)

217

亀鶴城下名 屋玄兼急を鹿兒島に告く、 應永十八年、 此時島津元久卒して島津久豊 肝付兼興當城を襲ふ、 城主鹿

田伊賀忠経恒吉・百引・高隈の近郷也の兵を率て来り援ふ 統を嗣く、 即大軍を発して市成に航す、是より先き、 Щ

兼興兵を分て是を破り、 忠経退て高隈城を保つ、 久豊忠経を市成に招き、 忠経か一族山田孫四郎等戦死す、 軍を合

兼興大に敗走す、⑩元) 兵驅来りて鹿屋を救ふ、 せて進む、 兼興援の来るを聞、 鹿屋玄兼も城を出て夾ミ討つ、 圍を解く、 此時大姶良の

**久豊軍を収て皈る**、

永正十八年八月二十(頭注)「即大永元年ナリ」 拒き却く、 兼興少輔もこれを鹿屋原に迎へ戦ふ、 旦 忠朝来テ鹿屋城を攻む、 利あら 城兵

す云×、

天文十一 年閏三月晦 H 豊州忠廣蓬原を取らんと謀る、

五十餘人を斬る、 と合て禰 兼續援を忠相に乞ふ、 寢 0 師と鹿屋に戦ふ 忠相北郷左馬を遣ハし、 禰寢衆敗走、 兼續か兵等

豊州忠朝傳

大永元年辛巳八月十八日、 忠朝師于肝付、 二十一日、

鹿屋城、 朝大克之、 得小利而

帰

時肝付兼興発兵、

戦于鹿屋

原、 忠 攻

庄内平治記

攻んかため加勢を忠相に請ふ、 天文十一年閏三月晦日、 島津豊後守忠廣肝付か領蓬原を 忠相北郷左馬介に命して

多勢を卒して向しむ、 において攻戦ふ、 時に袮占の士卒敗走して、 去程に、 両家の勢蓬原の搦手鹿 袁 田 将監 屋

同に討れける、

称占八郎左衞門尉

同長門守等を始、

宗徒の勢五十餘

X

國史勝久記

還、 大永元年秋八月十八日、 肝付兼興要諸鹿屋原 島津忠朝将兵攻鹿屋城、 忠朝與戦、 大敗之、 戦勝

而

全貴久傳

兼續か兵

天文十一年三月晦日、 島津忠廣攻蓬原、 乞援兵於北郷氏、

北郷忠相 遣次子左馬助 忠孝助之、 與肝付氏戦於鹿 野屋、

付 氏 邑 、 肝

國史

高洲、 次於揖宿、 天正元年三 奪舟 以為声援、 月十日、 而 還、 十八日、 遣薩隅兵、 十四四 進至西俣、 E 我師擊肝付氏、 與祢寢氏共伐肝付氏、 肝付氏兵来攻、 抄 公

津右馬頭征久・ 島津忠長等撃破之、

肝付兵庫助秋兼譜中」

早十 畠山直顕使野本藤二以禰寢道種等夜圍壹谷城、二十四 正平九年甲午、 郎・薩人蓑和新次郎等戍壹谷城、屋院、 和北 三朝 年、 榆井四郎頼仲使其黨平岡四 二月二十二日 郎 日 風

必有誤、竢考爾、陷之、又攻木谷城拔之、郎死于一谷、疑。陷之、又攻木谷城拔之、(頭注)『木谷ハ今花岡ニ属ス』 奮進攻之、斬其将平岡等數人、 見上興國元年、而前此十六年、入部 n此亦日平岡四 記む斬平岡首、

二十五日、

又陷大

姶良城、 得丸良世等先登有功

鹿屋氏譜中

屋周防守兼雄傳云、 兼雄年十七、 未加冠、 時與平岡某

> 戦于 ,鹿屋 谷長谷山 城、 斬其首、 蒙數創

云

高山鄉入部氏系圖

山之合戦時、 興國元年、号入部七郎、鹿屋矢亀丸十七歳而長谷『興國元年ハ追書ノ誤ナルヘシ』 敵方平岡之四郎云者有、 矢亀丸取

節依無比類、 取、 其時肝付秋兼・入部七郎落合、 家字被成訖 敵打伏頸取、

其

詩

。秋兼矢亀丸及七郎等ヲ率ヒテ楡井カ黨平岡等ト長谷 戦フ、矢亀丸進ンテ四 郎二 接シ、 厭 ヘラレ殆 ト死 畄

ヲ 秋兼及七郎馳續テ之ヲ救、 獲タリ、 秋兼乃七郎カ功ヲ賞シ兼ノ字ヲ畀フ、 七郎終ニ 四郎ヲ斬テ其首 由

入部氏世 々兼ヲ名クト云ヘリ、

27「小根占郷池端氏蔵書

大隅國祢寢又五郎清增恐々 謹 言上

同舎弟又四郎頼重、 欲早被経急速御沙汰、 薩州凶徒等楯籠當院大姶良城 預御一 見状、 凶 1徒楡 井 应 郎 頼 同 仲

下大隅郡木谷城・ 鹿 屋院壹谷城攻落致軍忠事

去觀應三年十二月三日夜、 頼仲以下之凶徒等、 忍取

右

219

仲引卒薩州凶徒等、 大姶良城之間、 同四 Ħ 去年文和貳七月、 押卷彼城、 連日致合戦之刻、 木谷構城墎、 頼

廿二日、 同國鹿屋院壹谷楯籠之間、 同 廿四 Ħ 攻入彼城、 去月

蓑和新次郎以下數輩討取之攻落訖、(頭注)『大姶良城参考スヘシ』 大姶良城、 致散々合戦、 令對治所々城等之条、 賴仲與黨人平岡四郎・ 軍御奉行人野本藤二見 将又、 風早十郎 同日攻入木谷 薩州凶徒

知之上者、 文和三年三月 為預御一 見状、 日 承了判 粗言上如件

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二五一八号文書ト同一文書ナルベシ)

國史

之、二十四日、 鹿屋院一谷城、 文和三年甲午九年二月云々、 二十二日、 陷之、又攻木谷城拔之、二十五日、 祢寢清有・清種・ 榆井賴仲之黨與南方凶徒拠 清增等夜攻

國史師久傳

大姶良城

範屯荘内北郷城ヶ崎 康曆二年冬十月二 日 将復攻都城、 **袮寢久清拔鷹栖** 十六日、 城、 氏拠 文小書、 遺祢寢久清 今川 滿

> 書、 戒師 期、 且褒美鷹栖城之捷也、

地理志

其後肝付家五代又太郎兼石之二男宗兼得父譲領鹿屋院為 弁済使、 三代久經公ノ御代、 以鹿屋為家号、 津野四郎兵衞尉鹿野屋院地 世々領此地、 四代之孫鹿屋 頭トアリ、 周 防

介忠兼入道玄兼ハ元久公ノ執事也、

為本領地賜之、

28 鹿屋氏文書

本文書ハ三〇号文書ノ抄ニツキ省略ス)

⑩大隅國△鹿屋院之内垣見八町分之事、 為料所宛行也、

29

御早任先例、 可有知行之状如件

永享七年十二月五日

奥守

忠國也

称寢出羽[守]殿 (廣入道) 「直清ナリ」

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一一八〇号文書ノ抄ナルベシ)

高洲 **祢寢左馬助清平** -鹿屋 高洲等本領地アリ、

柊原村今属垂水、 長享三 年 伊 地 知虎太郎 領之、

**祢寢左馬介清平傳** 

姶良・大姶良・ 大隅國本領者、 西俣 大祢寢 高洲 小祢寢・ 鹿屋 佐多・ • 百引・下大隅・ 田 代 邉津賀

種子島半分也

30 鹿屋氏蔵書

名堀内、 嶋 洋庄大隅方鹿屋院内下村弁分、 為本領上者、 地 頭領家職 事 中村池上名弁分、 曲 所宛行也 田 任 上

先例、 可 領掌之状如件、

應永七年正月廿五日

元久判

鹿 屋周防守殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」六四四号文書ト同一文書ナルベシ)

頭系圖

鹿 屋

肝 符 武蔵 **公介兼賢** 省釣領地ノ時、 弘治・永禄之比

鮫島

五郎左衞門

寛永中外城二立地頭也

福屋 助左衞門 兼 昭

伊

賀

大山 伊豫廣綱 三郎右衞門トモ、 慶安二年比

丹生弥兵衞信 誈 信常トモ、 寛文九年五月二十八日ヨリ定 寛文七年二月三日ヨリ定、

島津權十

-郎忠顕

島津備中久茂 島津壹岐 **公**侶 倫 久雄 元禄十二卯五月九日ヨリ、七 權七 備中 監物 市太夫 後久久侶之養子、實光久公二十男也、初源 權又 八助 權兵衞 寛文十一年亥四月朔日ヨリ、忠清之後嗣、實光久公八男也、初虎;

二階堂新 市来勘左衞門 五右 衛門行篤 寶永三年戌六月六日ヨリ、 後舎人 寶永四年亥十月一 一十九日ヨリ、

地理纂考」

山澤十太夫盛香

享保九年九月四日ヨリ同十六年亥十月十二日迄

田 田貫神社 下名

奉祀一 座 别 雷神

也、 年中祭祀十五度なり、 玄蕃と云者神像を負ひ来りて建立すといふ、 ありて、 創建の年月詳ならす、 永正元年甲子霜月十五日伴兼明再興の 是を夏越の祭といふ 六月晦日神輿同 土人相傳へて、 往古伊 .郷高須浦に濱下り 棟札を納 當郷 勢國 の宗社 人田 む、 丸

「地理纂考」

地理纂考」

木像三躰ありて、裏に永享二年丙戌佛師治部法橋大願主近戸神社村名 高隈嶽の南の山下に在り、祭神詳ならす、〔注名力〕

神社ありて山上險遠なるか故に、當社を山下に建立して慶賢法印とあり、高隈嶽の支峯權現嶽と中嶽との両所に

に至る、高隈郷の巻と参考すへし、

近戸宮と称すといふ、

石階を登る事六十二級にして社

頭

諸

所原野に産す、

俗に福壽草或は元日草といへり、

尺許なり、

世に鹿屋百合と称して賞翫す、

献歳弱

「纂考」

笠野原村 文禄年中征韓の役より島津義弘歸陣の時、歸\*\*・

人を析て此處に荘居を與ふ、其子孫又繁殖して、慶應三に遷す、其子孫蕃殖して、寶永元年、三十余戸男女六十に遷す、其子孫蕃殖して、寶永元年、三十余戸男女六十摩國串木野郷島平に来り、慶長八年、同國伊集院苗代川降の朝鮮人二十二姓、その男女八十余人を率ひて始て薩

百九十余口なり、今笠野原に残る者九十九戸男女五年寅十一月、八十家部男女三百五十余人を笠野原より大年寅十一月、八十家部男女三百五十余人を笠野原より大人を祈で此處に荘居を與ふ、其子孫又繁殖して、慶應三

物産

藥品 芍藥 柴胡

花卉 百合 薬白くして紫點あり、香氣高

ڷؚ

幹

0

高

四

樹木 樟 糠 儲 檜 蚊母 榧

走獣 猪 鹿

飛禽 雁 見 鴛鴦 雉

鱘 鰺 章魚 烏賊 鱸

一高洲川神流

一高洲川

高洲

村

木谷村○松ヶ追○本泉 水源新城村ノ内●中山嶽 通ニ係ル村方 新城村 白水村〇大豆ヲ通、 ●狭間ニ於テ各川 白水村 高洲 高洲○園留ヲ通 七ッ 村 木谷村 圓 入 華 圌

高

川ヱ入

洲

通

○城ヶ崎ニ至一里半、

鹿屋川通ヱ入、

一 鹿 屋 浦

戸はヨー 水源高隈●飯盛山 上小 通ニ係ル村方 神社〇ウチコミ○東牧野 〇外の御嶽〇上戸口 〇烏帽子嶽〇上 原 村 下 ·小原村 上名村 小谷川六ッ、鹿屋上名村〇清水〇) Ш 南村 中名村 置ヨリ谷川別府ヨリ谷川 前 畄 下名村 村 新留: 八八ツ 宮下村 流

川流合迄姶良下名村、 /上及下名村境田ニ至ル三里七分五リ、 レテ、 中名村○春田 三川 高山宮下村、 川原取合、 又一 前田 筋 境 = 村、 圓 田ヨリ高隈 テ、 新留村、 〇〇 中字 島田 ○古城及北側ノ方○上名○上村○山中○福元及北側ノ方○宮原○中野○小原○下和田ニ

流

二分五 北 側 = 厘 串良上小原、 合里程七里 下小原村、 流レテ高隈川 岡崎村ヲ通里程三里 波見川通ヱ流入、

一川此中北支 Щ Ш

同 水源串良上小原村ノ内○平野○湧出水二 .村及高山富山村⊕ゥト Ш 通 係ル 村方 上小原村 ・宮下村ト上小原 冨山村 溜池ヨリ流 宮下 1 境ニ 流 出

> 肝 屬郡 地 理誌

鹿 屋

鹿屋者舊肝 屋周防守拜領之地也、 付家領地也、 享禄三年庚寅五月三日、 應永七年正月、 元久公より鹿 肝 衍

河

内守兼興領之、 弘治年間専河内守省釣領地ニして、 右之事肝付氏系圖兼興譜之内に有之、 地頭者肝付武蔵

千鶴城

兼賢、

其後伊集院右衞門太夫忠棟領之、

右 麓町 ・并假屋より大概西之方ニ

古城

右 麓町より大姤良之方邊路通り之側 也、 古戦場と

申 傳候

地 理 志

鹿

屋

防介忠兼入道玄兼ハ 為弁濟使、 其後肝付家五代又太郎兼石之二男宗兼得父之讓領鹿屋院 三代久經公之御代、 以鹿屋為家号、 津 元久公之執事也、 野四 世 郎兵衞尉鹿屋院地頭とあ √領此地 其後肝付氏領之、 代之孫鹿 屋 周

「地理志」

向

. 國置大隅國

吾平在其中なと

,

皆大隅國内に姤良と

陵記大隅國始

羅郡之山

書紀集解

按、

元明天皇

割

H

天正 鳩 津相模守忠仍領之、 年 中 伊 集院右 衞門太夫忠棟 文禄四 年十二月廿七 脏 付 郡 を賜 日 而 忠仍當 領之、

地

移居、

寛永年中外城ニ立

纂考

肝付郡

始素<sup>ラ</sup>郷

北 微して日 る是なり、 良を領す、 郡と混すへからす、 姶良ハ和名鈔に大隅國 児島 島津氏に属す 高 惣人員三千九十五人、 Ш 郷に接す、 0 向 東南十二 東鑑に日 或 両一 縣 『郷を分領して、各族横山・獅子目・ 城 宣綱と見えて、日向國諸所の地頭也、建久八年日向國圖田帳に地頭土持太郎 主土持太郎 周廻十里十六町十一 里なり、 向 建久の比、 ||國住人冨山二 |大隅郡姶臈とある是也、 惣戸數八百十三、 東南大姶良郷、 領地を以て家号とす、濱田・大姶良なと云へり、 宣綱に隨従 冨山二郎太夫姶良 郎太夫義良と見えた 間 戌亥鹿] 村 落 £ 同 一持と共 後に衰 |國姶深 麓上 • 屋 雅村名 下 大姶 鄉

古昔姶良平太夫良門領之、元暦・文治

「名勝考」

同郡姤良郷姤良町村上名村に改む、「一郡姤良郷姤良町村、今」(そほす)

羅郡 さへ廻りて、 と載て、今の始羅郡てふ郡名は見えす、 下 この姤良郷は古の姶孋 又順鈔に大隅郡にも姶臈邑を収め、 せられしならん、 ひかたし、 郷と始羅郡とハ 称さへ志良呼なせしかとおもへとさにあらす、 字と相似たるを以て、 人姤孋郡少領外従七位下勲七等加志君多利、 向 :|國姶羅郡置大隅國と見え、 又和名鈔大隅國姶羅郡良 鹿児島郡より割出され、 蓋鹿児島神社 殊に隔絶たる地なれ 囎 唹 神代紀日向 • 郡 誤て姶孋を以て始羅と書な 大隅の 0 の地なり、 條ニ 吾平 比野 両 又天平元年秋七月、 舊 辨 郡其間に摂り、 四の姶良郡 (鑑羅) 裏 ^ ハ Щ しかことく、 續紀和 熊毛郡 神武 文字の取 串 ·伎 さらは姶字は 紀吾平 () 枚() 郷有 ハ 銅六年、 鹿 肝 授外従 4違とハ 今の姤 屬郡 屋 今の始 大隅 0) Ļ 津ッ • ( 媛、 伎岐  $\overline{\mathcal{H}}$ 割 内 庿 W 海 良 其 始 刀 日

称し地方々に散見へたるも゚゚゚ 良・大姤良の二郷あるハ、ダ ホォッァピッ いにしへの遺称にて、 郷にして猶餘りあるか故也、 今も姤

屬と大隅等に屬併せて、 此等は中古肝屬氏か下大隅の地を主張比に、 是吾平てふ方域むかしハ遠く廣く係りしの一 遂に姶孋の郡名を失ひしなる 姶孋郡を肝 證とすへし、

Ļ 後の下大隅 之嶴為什麼鳥思迷と記したり、 啚 書編云、 の總称とそ見えたる、 暗孛刺 ハ蓋姤良にして、 いにしへ を傳へしにても知るへし、是西土人まても下大隅の名 又云、 の吾平 -なる地 其南濱 は 海

> 建久圖 始良西俣廿四丁六段二大(丈力) 姶良庄五十余丁 此 田 間 幉

略

元吉門高清宗清

所 知

系圖

肝付伊勢守兼清 姶良 天文中良兼領之時也

伊 伊 地知伯 集院刑部少 著守( 重秀 /輔久光 永禄十年 中戦死也

31

岸良氏蔵書

衛門兼安 仲五兼政ノ子也、 湯之浦出仕ニ付覺兼同道云々トミユ、可之浦地頭也、天正十二五月九日、伊伯州!天正八年ヨリ同十五年比、其後ヨリ肥後! 寛永九年比、

考従湯

児玉筑後守利昌 同十六己卯五月死ス、同十四年十二役、寛永十年酉十二月ヨリ、於江三初四郎兵衞 御納戸奉行・御兵县

寺山又右 衛門 暦三年酉八月迄、十五年八月ヨリ明實佐多伯耆守三男也、 寛永十三ヨリ 二月迄、二年末 同 十五 迄 ル殿

禰寢右近 明 暦 三年酉九月ヨリ寛文六年午十月十三日迄

**澁谷周防重堅** 御納戸奉行、寛文七二月三日ヨリ定、月二十二迄トモ、監物トモ、吟味役・寛文六年午十月十四日ヨリ同八年申八

土持半三郎 寛文八年申十二 一月二十日

土 持伊右 衛門 半三郎トモアリ、 右實 |衞門トハ別カ、| |同氏平左衞門綱辰嫡子也、 寛文九年六月八日ヨリ定

持半右

衛門

.綱

慶

地 頭

散位

清保

口

被

申分明散状候、

仍執

件

兀應二年十月廿二日

今月廿日守護御方御教書

并 達 如 重訴状

如 外此、

早任被仰下之旨、

東方弁済使野崎宮内左衞門尉兼賢、

殺害永信以下輩由

事、

单

与力肝付

諏訪仲右

大隅國姶良庄弁済使道知房永信子息永俊等

岸良村弁済使殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一二七八号文書ト同一文書ナルベシ)

225

兵具奉

行

伊

木脇 刑 部 左 衞 菛 延寶六年午十二月二十日

桂杢之助 亩 清 右 忠保 衛門 **]純音** 真享三年九月二十七日ヨリ、或九月十日トモ、中八月十二日ヨリ、現本七年六月十六日三作ル、或年 中八月十二日ヨリトモ、以東本七年六月十六日三作ル、或寶八年

米良藤右 ·岡八郎太夫久品 衞 門 三日ヨリトモ、又イ八月二十五日、寶永三年戌正月二十七日ヨリ、 寶永六年丑九月五日ヨリ、月三日ヨリ、 スイ八月二十五日ヨリトモ、

河 ]野喜平 次 四後 卯八 古迄、御納戸 戸 役、 正徳二辰九月六日ヨリ 延享

地理纂考

若宮八幡神社 村麓

奉 祀 應神天皇十月十五日なり、

余多の 社内に古鏡を蔵て、 良に住して若干の に神柱神社と八幡神社とを建立 季基と共に日 すと云へ 姶良郷の 莊 ŋ 園を墾き、 總鎮守なり、 向國三俣院に来り、 良宗ハ太宰大監平季基の弟にて、 莊 背に長久四年平判官と記して花押を 園を墾け 荘衙を建て、 相 傳 へて長久四年平 ŋ, į 宇治 此 自ら租税を主り、 に島詳書 時 関白 0 肝かなり、 建立なるへし、 頼通公の 判官良宗建立 良宗は姶 萬壽年 為に 其所 中

とは屋形也、

窟

0

口より七間許

の處に石を疊て祠壇とし、

0 棟札多し、

伴兼

連

再

興

0)

棟

札

0

寫ありて、

棟札

۱

傳

ハらす、

此

後

再

地理纂考

異本寶永

二年酉十

月

吾平山上陵 陵村上 名

鷀艸葺不合尊、 神代紀日 「向吾平山上 彦 陵, 波演武鸕鷀艸葺不合尊崩於西之州 在日向國無陵 諸陵式曰、 戸とある是也、 日向吾平山上 無陵戸者、守戸兼曖百姓也、守戸山 有陵戸・守戸、 陵彦波澰武 宫 因素な

窟の中寛坦にして、入八間、◎深 余間 也陵 陵守也、有陵戸而無守戸者、陵戸兼守戸也、有有陵戸而無守戸者、有有守戸而無陵戸者、 許の處迄高一 御陵 なり、 ハ 巖洞 山上ハ古松のミにして、 丈余、 の い中に在り 中程に至り八九間許にて、 りて、 横十三 其 Щ 有守戸而無陵戸者、陵戸其山陵百姓也、 巖 間 0 周 洞 廻 1 窟 一寅に向 0 里  $\Box$ 許、 左右と後 ょ <u>り</u>三 高拾 ŋ 間 兼山

を埋ミしとい 壙に向ひ敬拜 其上に小社を建たり、 んせし Š 祠壇 を、 慶長 の後に丘 此 洞壇 九 年、 0 壟 底往古深壙にて、 あり、 洪 公水窟 0) 高 四尺五六寸、 中を洗ひ深塘 諸 1人其

横六尺、 今ハ堅牢にして石の如く、 長 間三 尺許 世 處 故土もて築しと見えたるか、 々に縹色を成せり、 其丘

加

、たり

しよし或古記に載たれと、

今其鏡

*ا*ر 傳 .

ハ

、らす、 周

文明十二年庚子八月廿七日

肝付河

·内守伴兼忠

防

守

る事を 許 後 0 決て然るへ 同 n 透りて、 丘 委当 壟 て同 る 如くなり 麗院真 東より しく孔 を土 洪 ハ 丘 後 間っ 水 面 壟 知 人玉 西に 0 人 ょ X E 覗 紸 0 透 形。 孔 根に と 時 しなるへし、 ŋ ŋ 0 石 S Ш な 0 しに、 一陵に 依姫 ή 扎 水 附 以 る 断+ 14 硘 一共に二 會なる事 は 0 彼慶長年 れ亡て二に て疊ミたる 丘ッ 透 ŋ, 潜 其 關 大なる平 龍ヵ 0 n 御 一种 ŋ 係る あ ŋ 祠 壇 陵 又二 尺許なり、 Ĺ ŋ 事 跡 明 かくて思 中 を なりと K 又 いなるべ 洪 なり の丘壟 形 单 あ 一石を伏せたり、 同 後 か 高三尺、 により 水の にて、 央に うりて、 也、 Ĺ ぬ ら W Š ヘハ 又其 又彼 時 此 É ハ 彼丘 なと中 ť 本 芤 廻 疑 て入三 玉 かと 気無く 去にし へより ハ 如 0 丈許 續 依 壟 何 孔 0 を洗ひ 7 丘 姬 神 間 此 なる謂を 東に三尺許 横 0 なり、 E 代 許、 明 壟 0 根 東 13 な 治 0 **鐘**: 御 ŋ 0 0 陵 透 切 n 御 横 土 方なる 木 ٤ を去 年 知 <del>て</del>二 陵  $\tilde{\Xi}$ 是 n 此 け 形力 る む 間 す b *7* \ 放 13 14

書紀

Ļ 壙を塡 吾平山 殷澗 壹畝 を洗 武帝 甚奇也、 向デュラフ 築きしにても 餘 ひ 塘ヶ 玉 内 波 深なり . 寛坦 視し所なるへ 體 澰 0 州の入口の上で五尺まであり 尺許 塚あ を居め 也、 標色をなせ 御 其上に高 武 Ħ 母 陵 鸕 しを、 にし しと云、 山分 b, 玉依 合て五パ 上次, 彦波 生. 0 中に穴横さまに透 . ار 大巖窟 奉 涯 處 て、 五六尺のり、惣 あるへ 上に 慶長 眼 Ĩ 姫を葬り玉ひし陵と云、 ŋ 葺 澰 丈餘 是也、 武力 畝· 入深 不合尊 ŋ ŋ 疾を患すとそ、 L 社 一年に 鳥湖 九 霊泉を出す、 所 この所、 の凡 き 塊の石を立 又社 入口 の後に 年、 也、 0 間十 所にて 延喜諸 草キー 社 在 口を 明窟 今ハ堅 0 む を立、 より ŋ 洪水にて窟 潤品 在 高口 右 る、 圍 か 不合 日 和四年丁二 間十 方 L 九 向 陵 四 幸にし 尊崩 目 試 丈五六尺餘 0) 式日 凡窟内 つ、 ハこの 間 國 數社 畝 窟 間 新面を蔵 は内に古 洗水と云、 0 餘 無 俗に神 穴と称 也、 於 .許に高三 内を洗 洞 陵 五寸、又三 0 て石 又社 (西之州 切 所に 0 1 日 戸 ム鏡 世ふ 丘 窟。 一寅に向 石 向 六 十 六、 龍 0 武 Š 0 净事 切 切  $\Box$ 吾 0 0 二二方の 尺、 左 0 如 此 陵と云、 土岩あ 下 平 宫, 始 め 石 石 のの 水に 脇又 Ü 七 陵 數 を 外 び、 0 山 長十二間 各高尺 韋 壙 且. 因す 間 下 土 尋 祠 上 |葬り 13 を そ は そ 7 許 ŋ 0 壇 陵

を付か

0

即

0

間

彦

神 丈

吾平山な 府 東 南 陵 Ĺ 名村 窟と称○ ふ吾 又郎 を郷 鵜の 戸事 11113 内て

四中

7 眼

許し

和の

自

聖于 西八尺、古其隕岩の京 にて、 その 初 と見えしも 所 事を載たり、 存 れの 窟 也 苼 ·神龍潜 尋餘、 あるに は守り き故 三云人、 陵 肝 0 H 陵 0 式 中を伺 其 傍に居て香 大成經 時 ひかたくて陵戸人となれるハ、 屬 向 南高 や、 能に此 (兆域 栖て 日 郡 巖 那 九丈 預 高 珂 0 九間餘あれ 已上 陵窟 ح 地に 東 崛 郡 屋 陵窟を擁 の説も稍符 と同しく、 ひ視るへき穴と覚しきは、 大成經 死期をしろ 西 Щ 起 宮 0 戸 一陵と此 神 華洒掃を供奉る、 L 0 浦 御 【を置れしを、記傳には其事漏しならん、 天朝より御使を奉遣玉ふ事も亦遠きほと 「®最」 木の屋 東 て祭 前 町 代三 鸕 陵 は 按 渡す、 殿 水色 偽書な 東 の様子は上古先皇 巖窟 吾アとラフ 濱、 Ū ŋ 南 陵、 0) 合せるか 玉 湛 側 め 北 舊 又上 故廟 13 れとも、 し壽域を定め Š 於 Ш 7 0 事 也と 藍 町 陵 御 躰なとも只 Ш 大 名村. と云 池 を神代三 諱 如 城 0 成 按に、 と称 國 如 因 Ļ 11 Ĵ 經 ζ 大脇 葛 其 或 ŋ Š 生 野 社 後 は 0 高ヶ 一陵と称 深渕 へなら 営ら 此 郡 門 +: 土 記 廟 世 0 村の農戸世かいれは、 傳に 葺 者、 *)* \ 日 Щ 田 城‡ 0 俗 陵 示 筑紫 し玉 邑 郡 農 ع 日 あ さる霊 陵 陵 す、 可ェ 戸 ŋ 始 0 相 據 亦 不忘 尊 南 愛 世 此 似 n 戸 ハ 甚多 る 延 Ш 潭チ 誕 蹤 て、 る 御 原 ≥  $\Box$ 

> 鵜っ 殿 神 社 十例 九祭 日九 名

東五町 義詮将軍に仕へ、其子孫今日向國小林郷に在りて判物等家に蔵めたり、膳と云者荒蕪を開き小社を造営せし事など是えたり、此大脇か先祖足:十三日火災に罹りて、社殿ハ固より人家・山林までも焼亡して、大脇、現と号し、弘安三年二月十日勅使下向ありと見え、又享禄四年辛卯五1 神霊 に筆記せる冊子に、當社ハ天平十九年九月十九日勅命に依りて六所大文禄年中、大脇主馬太夫盛親と云者此所に在りて、其か同三年四月八 其 る 明 あ 山 所に 鳴動す、 玏 和 ŋ 陵 奉 解り、 を迎へ Ħ. つるを、 0 祀 許ハ 所にありり 疕 Ĺ 年、 方三十六間許に在 鸕鷀草葺不合尊 神 奉らし 鹿 島 神霊 鳥居 事に關る 児島宗社 津重豪又新 寛文年中、 の む 方に當り 諏訪 神官有 の霊験を感歎せさるは 親盈謹 建す、 國守島 湖神官 ŋ 相 て、 司 て其式を行 殿 苯 注綱貴是を再興す、 當 皇玉 かくて同年十二月 71 依 更なり、 社 電光虚空に赫  $\dot{\mathbb{H}}$ 稲姫 出 ۱ 飯命 年久しく 羽守親盈に命 命 五瀬 ふ 衆人親 ヶ毛命 無り 此 沃 時贄 湾山 、破壊 野神 + しとそ L 掛 Ĺ 凣 其 陵 Ĺ

原力 7 Н 後 7

なるか本にて く知る處なり、 なるよし云ひ 向 か又 苗彼 國 |裔なるよし土人傳||吾平山陵の陵守ハ 鵜 那 殿と書きたる 珂 郡 親殿 彼 傳 方に され 称此 神 大はり、大脇 轉 は 大 社 11 彼社 彼鵜草 なる る あ 抑 か ŋ 窟 号 此 社 より 0 0 此 号を 後 地 此 中 知る 出 方にも轉る 13 葺不合尊 神 鵜 たるかとも 殿と称 社 か あ らす、 ŋ 0 Ź 御 奉 か 崽 降 る 世に 又此 按 誕 *)* \ する る ` 0 跡  $\mathbf{H}$ 

餘

下

-流を二

一渡とい

ひ、

又一 3

町餘の下流を三

S

0

流

n

0 ЭŃ

となる、

前なるを一渡とい

ひ 権

存、

今旣不然、

唯弟獨見御、

故其生兒必如木華之移

b

聳然として来格の霊験を感歎す、

〇 こ の

現

庿 又

跡 いなれ *ا*ر 假字にて、 彼方より 産ゥ 此 殿 方に移りしなるへし、 0 義にや あら む 偖 *ا*ر 彼 地 御

降

りこ

の鳥居まて三

町

餘

窟

より

凣 町

あ

荷

原

*)* \

む

か とし荷前

0 祭あ

ŋ

Ĺ

時贄料を掛けたる遺称也とそ

日月 所 萴 権 鸕鷀 現 上名村 ||艸葺不合尊 亥陵に窟 早配享三年入野命・神武天皇、例向ふ、其間に一の小川流る、 は間に一の小川流る、 くれ から 五瀬命・稲飯命の北方三十六間許に在り、戊 向の 例命祭・

継せ玉ひ、 を鳩め、 當社は中古廃 権 明 現 窟を新建し玉ひ、 和六年歳在戊子、 壊してありしを、 今古公 制 官吏に 造宏麗千古の 命 して地を相て工 浄 國公の盛 霊蹟を表 霊志を

行ふ、 神人出羽守従五位下本田親盈命を受て神霊勧 陵窟· 永止 今夜荷掛原鳥居の方に丁り、 大に鳴動す、 の神像を奉安し玉 事に関れる有司等親しく見聞 S け Ŋ, 電光天を射てすさま 是歲 十二月十八日、 請 0 奉幣

見一

美人、

皇

對日、

妾是大山

地理纂考」

軍 -神社 村上

同 村鏡原に 奉祀 座 あ ŋ 磐長姫命 創 建 0) 年 甪 詳ならす、 されと古き神

そ、 命皇孫尊に棄られ なるよし云傳へ 軍神社ありて、祭神磐長姫命なり、神代紀、薩摩國高城郡新田宮の支社にも大将神代紀、 たり、 しを慚怨ミて太く忿怒の 社号を軍神としも云る 皇孫後遊幸 相。 因 n ŋ

奉進、 詛之日、 神之子、 見汝女子、欲以為妻、 時皇孫謂姉為醜、 名神吾田 假使天孫不斥妾而御 ||鹿葦津姫| 汝是誰之子耶、 於是大山 不能が 云 者、 湔 々、 罷云々、 祇 生兒永壽有如磐石之常 神乃使二女持百 皇孫謂大山 故磐長姫大慙 祇 神 E 机 飲食 而

遷轉當衰去矣、 神 御子之御壽者、 磐長姫 1111世 此 而 世人短折之縁也云 木花之脆比坐、 <u>唾泣之</u>日、 顯見蒼生者、 是以至于今、 如木華之俄

餘

下

流を四渡とい

同

流巴

曲

をなし

て四たひ 渡とい

是

を渉り、 町 0 池

坂

を上りて荷掛原てふ處に鳥居あ

几

等之御 歳にして崩坐なり、是磐長姫かの詛言に因れる処なり云々、く、次に伊波礼彦命に至りては又いよく〜縮て、百三十七 其忿恕を宥むか為に太古旣く齋祭られ 也とあ り、古事記傳曰、穂 次に葺不合命ハいよく一短。 かゝ it

軍大明 補 祠 原門に在り、

附會していよ~~瞋恚の像を作為しといふ、摩利支天ハ飜譯名陽社も磐長姫を祭れり、古傳なるへし、後その世に摩利支天なと、 神とし、遂にいくさ神と申なせしよしなり、新田宮の支祠大将軍磐長姫の皇孫に去られ玉ふを強痛く慚恐まれし忿怒の相を以て荒奉祀磐長姫、なとにてもあるへし、是を軍大明神と號せしハ、奉祀・将長姫、正面神鏡一面、木像二軀、石像二軀、蓋大山祇命 文此云熒惑星の事なり、 穴とありて、義集に摩利

汝是誰之子耶、 津が姫、 其故 火と出見・葺不合の尊なとの御運に さて磐長姫を爰に祀られ 亦名木花開耶姫、 書紀日、 對日、 皇孫後遊幸海濱、 妾是大山で 因白、 しは深き故ある事也とそ、 亦吾姉磐長姫在 祇 心神之子、 見一美人、 出しなるへしといふ 名神点 云く、 皇孫問 吾ァ 田ヶ 是彦 鹿ヵ 葦"

> \*\*ス手見命よりこなたハ御命こよなく短し、次に葺不合尊ハいよ 之御壽者、木花之脆比坐、是以至于今、天皇命等之御命不長也、 では、このようにない。 不デスステ 使天孫 唯弟獨見御、 不斥妾而は 御者、 故其生児必如木華之移落、 生. 児 永壽有如 経れる (天神御子)

にして崩坐しなり、是石長姫かの詛言によれる所也と云と、く、次に伊波礼彦命に至りて又いよ~〜縮て、百三十七歳 ≥数ふへ 性悪、 からす、 その咒詛 故に磐長姫を爰に崇めらる の禍害、 後世 の妬婦此に類する いよく、毎日、毎日、 その 和 上盤長 漢比 か 姬 短

0

(巣ガ) (巣ガ) 蓀 0 皇 姨といふを以て火≥出見尊の 亦は生存 宮所に召置し 0 日に皇子

名勝考」

あ

るへき也と云く、

中御前・ 奉祀不詳、 大明神 --例經上 吾蓋 二月中の卯日・十一月中上名村中隈門に在り、正 -の卯日、

名勝考

桂紫 木大 祀 明 神师 底 迫郷 門に在る機能材の . 中筒 男

表筒

男也

歳 心之神 り同 、 例 祭 十 記 郷 麓 村 桂 日在

ホッワッジー ホッッ゚ でででで、
怖しき事を見たる処に云れ 古事記には、其姉者因甚凶

八醜、

乃使二 孫謂

女持百机飲食奉進、

時皇孫謂姉為醜 欲以為妻、

大山

祇神日、

吾見汝女子、

於是大山 不御而罷、

祇

神

かは

とりしにや、妹有國色、

引

而幸之、

故磐長姫大慙而!

詛

之日

土人神龍潜て窟を擁護すと云ふ、

奉祀 火闌 降り 命 火明 命 木正 像面 | 神鏡 面

市华 來, 大明 神 祭二月上 中名 F卯日・十一:石村白坂門に 月在 

祀 豊玉 姬 玉 依 姬 木正 画

Ш 王 一崎名に在り、一崎紹上名村萩 大優 海遊

郷に鎮 坐、 太 む かし皇居 0 時崇奉 'n

奉 È 祀 神、 木正 命 . 大國 玉 神 大國 主 神 十戈神 大物

以上は并姤良 神社

故に挙置

名勝 |考

之渡

四之渡とい

ķ

其間

町

許

0

隔隔

ŋ

丸木を繼

前なるを一之渡と云ふ、

其次を二之渡、

又其次

々を三

橋とせり、

鵜っ 戸 龍キ -間、深、流

鵜

戸

社より

午

方

里

許、

嶽

てふ

地

より

落

る

此

流

れ

北

iz  $\mathcal{H}$ 

六十 出 向 び 柏 間 原 つ 車 0 ` 田 井手と 0) 海 峽 中 注 ₹ を過れ 11 Š 所 ŋ 原鵜 ハ戸 まて半里 東藻會集に椈原とも書けより是に至て路程四里許 姤 良 0 麓 許 を經 石川に て高 う り `柏 山ヤマ 谷 . 串 0 良 濶

纂考

贄ニヘカケ 土 町 一人誤て荷掛 余 原, な ŋ 村上名 Ш 毎 原と 年 陵 はり -祭祀 13 東 0 時 Ŧī. 此 町 許 所 13 13 性を掛る故に其名あ て、 東 西 町 余、 南 苝

名勝 考

此水神社と窟と

笠ヵ 野ノ 原ル のて、北は日本の一本に 同郷 | 一郡高隈郷に採掘中久村に係る | (圖名) で接き、此 東地 水八串点 良-・里 高 山南 の北 邑里 にの 界曠 へ野 りに

鵜っ 地 殿瀑布 理 一纂考

御手洗 より 間 出 余なり、 池 村上 名 瀧 窟 水源 0 0 淵を御手洗池と呼ふ、 辰巳三十歩許にて、 ハ 瀑布より一 里許、 瀑 水色湛 同 布 郷東中 0 高 7 嶽 間 藍キ 0 許 Ш 0

0 掛 間 原 を より 流 n 山 Щ 陵に至るまて同 中を巴曲 ず、 Ш し流を渡る夏四度なり、 0 幅六七間にて底深からす、

更に聞い む、 山余、 ŋ 窟 滴り落つ、 目 田伏大に畏れ、宗、横八九間、 □洗 水 村 上 の内三畝、 Rす、時に同年十二月廿六日の夜、窟の入口の上なる大岩、竪二丈1是を制すといへとも、其時年僅に十一歳、其外家の内女のミにて選せんとて窟の口に庵を結ひ、佛壇を搆へ札守を出す、陵守一郎明和四年、白坂養仙院といへる此所の山伏陵守に代り、山陵を守 同村大脇 名 是を以て眼を洗へは生涯眼疾を患へすとそ、 祠壇より西方七間許、 即時に其所を立去りしとそ、自然に崩れ落て窟の口を塞けり、 窟 門の農民 の外一 畝許、 戸 世 マ山 合せて五畝許、 . 陵の傍に居て洒掃を勤 高三尺許 の 處より 内外清麗 霊水

纂考」

物産

柴<sup>†</sup>7 胡コ 芍疹

走獣 猪+ 鹿ヵ

禽 鴦

地 理 課 Ш 調 帳

姶良川

上 名村 麓 科 下名村 後 田 村

水源大根占神 ラ ĴП 村〇大ニタ尾小谷川三ツ〇中野〇王領寺村小谷川三ツ〇段村〇 ヨ五

> 又同 ツ○預石 ニ姶良郷上名村ニ於テ圓、 ツニ Щ = 至、 村 圓 ?ノ内●ウトラ●ウト山○上ノ ○吾平陵 小谷 合十四川 [姶良上名村ノ内○シト原三 里 又高 程三里七分五 『山後田村ノ内<sup>○大窪川</sup>三ッ 圓 ○福司岳派レテ上名村里トニ至ル 厘 ○向堀○中フクラ麓村、 ヲ 經、 ツ○山ノ口二ツ○オタハラ 鹿 屋川 圓 通 ラ、 工 流入ス、 各 川祢 下 九 筋 ッ

Ŧi.

肝 屬郡 地 理 誌 村

良

之事、 姶良者神代鸕鷀草葺不合尊崩御之地 神代之巻内ニ有之、夫より二千余之歳霜 より領地之、 頭良兼領地して、 天文廿四 天文年間、 年乙卯元年也十 地頭者肝付伊勢守兼清 専肝付河内守入道省釣斉并左 月十九日 也、 ラ經 右之事 也 而 肝付家 右 Ħ 本 地 頭

一上 親カ ア 權 現

彦 右 彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊以其姨玉依姫為妃、 尊、 次 鸕鷀草葺不合尊崩御之陵 凡 \_ 稲 生四男、 飯命、 久之彦波瀲武鸕鷀草葺不合於西 次二三毛入野 也、 命 Ħ 本紀神 次 神 代巻ニ :日本盤 生彦五 日

宮 因日向(葬脱カ) 吾平 Щ 陵

正若宮八幡宮

有 一年乙丑立柱、 長久四年癸未建立之由承聞与古棟札有之、 應永十六年己丑九月十二日遷宮有之、 至徳

是又棟札有之承聞、 長久四年癸未建立、 至徳二年乙

丑立柱、 遷宮應永十六年丑、 再興文明十二年庚子、 伴家伊

勢守兼清

社壇造立、 河内守兼續今隱居沙弥省釣并當主君良兼

同男兒滿壽麿御息災、 其外略、 當地 頭同姓伊勢守

兼清造営之本主也、

奉造立若宮八幡四所御

天文廿四年乙卯元年也十二月十九日

于時宝徳三年辛未六月廿三日、 勸 進沙 門秀慶僧、

者大檀那伴兼忠子孫安穩、 弓箭繁昌、 其外略

若宮御殿一 宇

奉再興八幡御廟、 當河内守兼久息災、 其外略

伴朝臣兼家繁栄、 弓箭揚名、 作事奉行平良次、 永正六年己巳十二月十

奉再興御廟當(一脱カ) (ママ) 九日、 奉行検見崎兼堯、

> 大願主周防守兼連并金三郎丸、 大願主伴兼連、

文明十二年八月廿七日、

大檀

郝

伴 朝

臣兼忠、

奉再興四 |所宮| 丽

幡磨守伴兼豊、 大檀那河内守伴兼久、 作事奉行坂本民部、 永正三年三月十九日、 神良坊

検見崎

奉再興、 大檀那三郎伴朝臣兼續息災并滿壽丸、 天文

四年乙未三月十八日、 奉行伊勢守伴朝臣兼清

天正十五年丁亥十一月九日造立、 造営奉行藤原兼廣· 平紀之・平住尚 地頭伊地 平紀 知伯 勝 | 耆守、 座

頼龍

寛永十二年十二月二日造営、 地頭兒玉筑後守、

地 理志 殊

姶良

末次城 山城 上使方御用ニ付所より申出候

含粒寺 又ハ伊集院於徳重村遷化之由、 久山妙栄大姉并御妹之御牌: · 正長二年己卯創立、 宝陀山 福昌寺末 開山: 建、 仲翁 両説申傳候 和尚於當寺遷化之由 和尚 = 而 候 御母

仁徳天皇、長久四年建立卜旧記有、 正若宮八幡宮 祭神四座、玉依姫・應神天皇・神功皇后・

「觀應二年二月十三日下文、

復領荘内島津・樺山・早水・寺柱以下野三郎右衞門尉資久為日向州

之地、子孫因称樺山氏、

右在國史」

臼杵院地頭職、

賞勲功也、

摩尼山千手院幸田寺真言宗大乗院

大姶良郷

「纂考」

鹿児島を距る事東十一里、東姶良に界ひ、南大根占、西

一間、村落七村 獅子目村 横山村 西俣村、惣人員四千三百花岡に接し、北鹿屋に界ひたり、周廻十三里十五町二十

八十五人、惣戸數千四十九、

「旧記」

文明六年云<sub>w</sub>、袮寢分、西俣、大姶良、

「國史貞久記中」

建武三年二月九日、公以下野六郎資久為大隅國姶良西俣

※ (行間)

「濵田氏蔵」

大祢寢院弁済使職相傳次第

**枼義─────** 濱田村領主

□清義 横山村領主

五郎左衞門尉

一行義 左衞門次郎 濱 田 村領 主

彦

熊

丸

『右系圖ノ外、二童名熊丸 反別等ノ文書アリ、 天授三 年 -演田 子 孫濵田民部左衞門生レナリ 村 • 大娘良村田 島取帳ト 也 -記シ タ ル

史貞久傳

半分代官事、 貞治元年秋 七 忠 世 二 宗 月 十 男總 八 H 譜 旦田. 齢岳公命本田 左近左 过藏人兼久、少日 江衞門尉久兼生日 小太郎 一日小太郎 領 ⑥為衞
親兼門 西俣 会也、 地 頭

全師久傳

貞治六年丁未秋七 月 辺 目 齢 岳公使祢寢久清 權領大隅 西

地 頭 職及辨分、

根占古城主 由 来記

或 |西俣畠山 修 煙亮 直 上 顕 證 氏

**近本** 野史延文二年

掃部助達 大姶良 清義、其子六郎晴義 袞時大姶良ヲ領ス、: 加賀國篠原ニ戦死ス、其先長谷四郎太夫藤原 · 義 、其 了 相子 義義 續示計 兼兼 根占或 八姶良ヲ 、 ハ州 富飫 領其 山肥 ス子 ヲ南 以郷 . 氏ヲ 横 卜領 Ш スス 一時義カ兄彌 其子根占,

> タ殿 リ、 臣 初より 山三 氏久公に通し横 ヲ郎 ζ なし、心を同し力を協せ、 傳有 領俊 濵 兼 ス世の大横 濵 派重に従 田戦死  $\mathbb{H}$ . リ云く、此四氏ヲ大姶良四ヶ村ノ頭大姶良ノ族也、子孫民部左衞門入道 獅子目因テ氏トス、世 Ļ 山 ふ 「城に 相議 大姶良 し據ル、 して日 横山逃亡す、 Ŧī. 逆を棄て順に従 郎 L々傳領 八郎義 肝付 九郎軍を発して是を攻 ストラス 入海 */*\ 頭人ト云フロ栄林勇名ア 叛賊驕恣に 子孫ア 宍目潜に路 ハん、 り、使 0) 肝付為 密に 四氏 して

Ŧī. を躍らせ意氣揚々として帰る、 0 林に匿 郎九郎 馬より落て死す、 ル 日 暮て五郎九郎 宍目 軍を班す、 一林に走入て遂に遁れ 獅子目忽ち出 親ら衆に先立 て是を斬る、 さる 馬

.

古城主由来記

肝

衍

か軍求れとも得す、

空敷内城に帰る云~

大姶良城 代掃部介清義、 代小太郎義明、 壽永二年癸卯六月十一 と号す、 五位下濵雄 本藤原姓 より 日 州 0 祢寢小太郎義明、 苗裔長谷四郎太夫義兼男也、 出 飫 肥 五代六郎清義、 号仏念、 大職冠鎌足公の流にて、 0 南 日北 郷 (之郡) 三代掃部介義宗、 陸道篠原合戦に遂 忠久公御下向 司と旧記に 大姶良辨済使、 あ 真鰻 号明意、 ŋ 祢寢又富 戦死、 砌 舎(級 弟兄) 義兼 令 0 男従 扂 は Ш

三郎有義者横山辨済使、 横山元祖也、 三男八郎義藤者

志々目辨済使、志々目之元祖也、

應永六年十一月三日

元久判

(本文書ハ「旧記雑録前編二」六二六号文書ト同一文書ナルベシ) 中馬左近蔵人殿

國史貞久記

建武三年二月九日、公以下野六郎資久為大隅國姶良西俣

地頭代官職

32「樺山氏蔵書」

下

可令早領知下野六郎資久大隅國姶良西俣地頭代官職事

右以人、為勲功賞所宛行也者、守先例、可令領知之状如

件

建武三年二月九日

貞久判 『島津上総介<sub>.</sub>

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一七七九号文書ト同一文書ナルベシ)

33「在旧記」

大隅國姶良庄西俣村内五町別紙 為料所之宛行也、(⑩^/) 領知不可有相違状如件 任先例

34「岸良氏蔵書」

大隅國姶良庄西俣村内五町、 別紙、為料所、宛行也、坪付在為料所、宛行也、 任先

領知為可有相違状如件、

應永六年十二月十九日

元久判

岸浦勘解由左衞門尉とのへ

(本文書ハ「旧記雑録前編二」六三七号文書ト同一文書ナルベシ)

國史註

以為氏、兼居兼某八世孫也、圖基) 肝付兼俊玄孫曰兼基、 兼基為肝属郡岸良村辨済使職、

因

35 載旧記

任先例、 嶋津庄大隅方姶良庄内得丸名一圓事、 可領知之状如件、 為給分所相計也

應永六年十二月廿七日 元久判

文和元年十二月廿五

日

## 得丸但馬守殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」六三八号文書ト同一文書ナルベシ)

| 按二、觀應中、得丸六郎五郎良世・其弟得丸孫七・得丸新平 等楡井又四郎頼重ヲ百引郷ノ加世田城ニ攻ルニ軍功アリ、 良

ハ小原地頭ト為レリ、 但馬守力祖に當ルカ』

36旧記

大隅國姶良庄末次五町分事、為給分宛行所也、大隅國姶良庄末次五町分事、為給分宛行所也、 可領知之状如件、 任先例、

應永十八年十二月廿八日 徳丸殿『得丸ナリ』

(本文書ハ「旧記雑録前編二」八六四号文書ト同一文書ナルベシ)

37「在雜抄」

弥可抽戦功之状如件 大隅國大姶良合戦事、 致軍忠由、 尤神妙、 所差遣軍勢也、

修理亮判

季基

得丸氏系圖\_

号平大監

良宗 平判官

良高

姶良御開発領主

叙五位、 号平太夫、

當庄惣領得丸名相傳、

二郎大夫 法名善蓮 良門

良包

同

同 同

良兼 司 左兵衛尉

左兵衞尉

良長

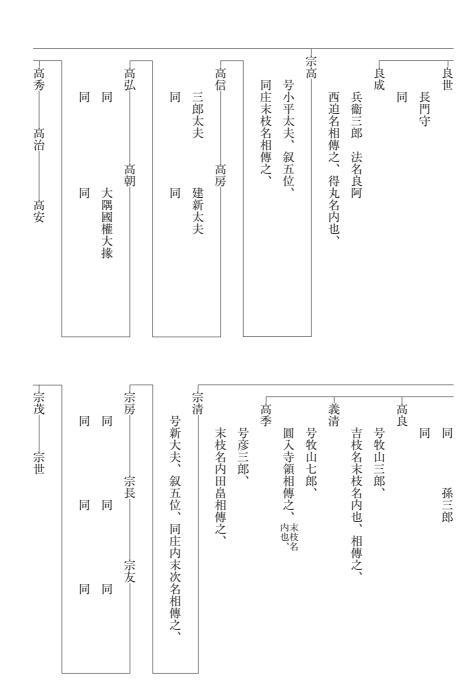
良綱 兵衞次郎

同

司

得丸六郎五郎殿『阜良郷小原地頭トアリ、 今上小原・下小原ト二村トナレリ』

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二四五九号文書ト同一文書ナルベシ)



(本文書ハ「旧記雑録前編二」 一一九五号文書ト同一文書ナルベシ)

-宗基 同 末次名内田畠少々相傳之、 右衞門尉

同

号弥二郎、

宗助

左兵衞尉

『右通ミユレハ、 觀應中六郎五郎良世モ此一族ニシテ、

應永中但馬守ニ至リ得丸名領セシナルベシ』

以前ヨリ肝付氏專領之、

39 「得丸氏文書

町之事、

薩摩國谷山郡内十町、

『串良郷=上小原・下小原ノ両村アリ』大隅國小原村内十町并西俣村内五一大路國小原村内十町并西俣村内五

右、為給分所相計也、(頭注)「國史久豊傳ニ載ス」 早任先例、

應永十九年十二月五日

久豊判

可領知之状如件、

得丸殿『但馬守ニアタル

(本文書ハ「旧記雑録前編二」八九七号文書ト同一文書ナルベシ)

40「雜抄」

同國宮崎郡之内戸次丹後守

任御下文之旨、

可被

38「樺山氏蔵書」

日向國臼杵院上椙左馬助跡・

跡

大隅國姶良西俣地頭代官職事、

領知之状如件、

永享八年八月三日

陸奥守判

樺山美濃守殿

大隅國西俣村内楠原五町六段事『天姶良郷南村『楠原門アリ』

右、 為給分所相計也、 早任先例、 可令領知之状如件、

應永十九年十二月五日

**久豊判** 

山下殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」八九八号文書ト同一文書ナルベシ)

國史久豊記

應永廿一年六月二十三日、公使祢寢清平領大隅西俣村、

「地理志」

應永之比、 **祢寢右馬助清平領之、** 

又幸侃暫領之、

○天文

二十町地、曰、俟有闕所、然後授之、元清清平之子也、清平、至是蓋以一村全地與之、廿五日、公許袮寢孫次郎元清以十八年、公劑西俣村之地、以與廿五日、公許袮寢孫次郎元清以

## | 國史忠國傳 |

使樺山美濃守三郎孝久領(頭注)「重清ハ元清ノ弟ナリ」地、使祢寢右馬助後改山重 西俣地頭 永享八年八月三日、 代官職云 Þ 公使祢寢直清領姶良莊牧山名二十 重 領 清 H 領姶良荘末次名五 向臼杵院宮崎郡 町地云 大隅姶良 々、 前

「纂考」

たり、 大姶良城良村 武年中、 田と号し、 北陸道篠原 俣に移り、 主たり、 り、其後肝属高山後と其後肝属高山 承襲して其族四に分る、 其弟五 始 各其領地を以て氏とす、 袮寢を氏とし大姶良を兼領す、 日 の軍に戦死す、 向 島津忠久守護職以前ハ袮寢五郎太夫義光城 新 脈 南 郎 九郎 :の城主肝属八郎兼重大姶良を併 兼 郷 成を城主とす、 0 其子祢寢小太郎 郡 司にて、 横 Ш 義光長岡: 宍目 後大隅國祢寢院: 袮寢 義明 ·大姶良 義光壽永二年 |右太臣内广呂公| |族宍目家譜に、 横 續 て領主 せ、 山 等 • 建 濵 北多 0

> ☆井頼仲此を聞、志布志の兵を引ひ来り忽當城を陷れ、 ☆注『鹿屋郷一谷城·花岡木谷城参考スへシ』 狙ひ撃て終に兼成を殺し、残兵を集て大姶良城を取る、 部下 を聞、 く 清種が後にて守護方に属す又是を拔く、 城に入る、 を發して大隅の乱を鎮め、 城を陷て自ら是に據る、 城主此に皈し彼に皈して反服定らす、 路を待つ、 将或は戦死し或ハ遁る、 當城其外高隈松尾城・ の将をして守らしむ、 觀應二 延文二年、 日暮れ、 年二月、 兼成軍を班で皈る、 頼 俄に兵を發して横山 仲敗 宗目其獨竹林に匿れて兼成 文和元年、 諸城盡 高山弓張城 三月廿七日、 死して氏久又志布志に移る く服従し、 島津氏 此 其後楡 より又戦争止 • 百引加カ 祢寢清 宍目某其不意を (久鹿 「城を拔り 氏久同 井 児島 頼 瀬セ 成 位义當 田 9 . れ、 袮寢 郷 の諸 時 か 0 皈 兵 無 城

※ (頭注)

至り、

天正八

年、

遂に島津氏に属

し大隅平均

肝付左馬

助

**奶兼道** 

然りと云へとも兼て諸城を陷れ、永

其後久しく平治せしを、

享禄三年、

肝付兼興又兵を起

永禄年中

肝付兼續に至り兵勢大に振

ふふ、

「名勝考)

族志を合せ、

同

郷横

山城に據りて恢復を謀る、

兼成

五郎九郎此所『居住セシ』、濵田・横山・宍目・大姶良四カ

家

臣 肥

細

Ш

田

郎

風

早十

郎

牧

瀬

源

-大姶

良

城

而

拠

後

次郎

左

衞

門

石

堂

一彦次郎等屯

鷹栖 太下

城

以為之外

Ļ 即 時 長守 軍シ 宍目 テ歸 某は 山 齢 力 居 遁 岳 ル 城 n 公二 ヲ、 7 街 攻 内 |通シ 馬 カ 道 ケ 出 1) 合 ル 乗シテ云 路 戦 ょ 邊 ŋ 及 林間 ケル Ŧi. 郎 隱 九 濵 郎 V 大に 田 居 某 は V 五. 郎 戦 か 'n 死 九

ケ

日

1)

下

空史貞

族也、上 某戦 郎 氏 城、 殺 應 死 四 城 各芷 一年辛 族 以兵衛 下 宍目 合謀、 郷 楡 兵 民 為 氏 、 宗 屬 文 書 、 豪日 卯 某 頼 云 濵 仲 挺身逃亡、 陰 Þ 宍眉 附 ` 聞 田 公室、 氏 初 |或作志志目、或作志々女、||田・横山・宍目・大姶良、 肝 引志布志 Ы 付 若 横 Ŧī. 兼 於道 郎 山 重 九 氏 使 兵至、 側 郎 其 竹林 弟 襲 日 横 | 宍目 Ŧ. 中 攻 Ш 郎 義皆 大始 城 瓦 九 光五郎 狙 拔 郎 兄弟一巻建仁品大夫義光之 良 撃 日 居 大姶 大始 城 Ħ. 郎 濵 良 良 九

奉

行

野本

藤二

行

秀、

韋

|大姶

岌

城、

公付 三九 良郷大姶良村、以三年注、大姶良 Ш 郎等守之、 月郎 直 顕 ・九 一於 七日、 出郎 田聖栄自記、以為齡岳公日、為是歲二月以前之事明日、祢寢清成等攻大姶良田、共願,以前之事明日、亦寢清成等攻大姶良城 田 大始良 横山岩 月二 城内 故城、 城  $\overline{+}$ 七 在遺 Ĭ 夏 横墟山在 远 **西公時事、恐謬、** 夢明矣、而齢岳 知良城、觀此即 成城、使大始 点 村大 月三 袮 寝清 使大姶良新兵衛 頁 成 則沒 拔 四新 清 七 族兵 月二 増 公室、 **宍目某殺肝付五郎** 按、四族陰附公室 十 清 五 種、 日 頼

> 援、 瀬 房等數十 月三日 田 城、 袮 寢 清 城井 <u>墟</u>上 `城 轉 成 又陷 戦 名弓張城、流遺墟在姶良 清 于 姶 種 加 良荘 等 瀬 攻 田 土宁 井 鷹 小 人名 相村、 城 Ė 栖 城、 城、 高 高 松山 料新 陷 殺 不 井新 賴仲所納留村有 克 頼 高 Ш 仲 :黨與 城、 高鷹 拠故 洲栖 島 几 此 属鹿屋郷、郡村高辻坂 日 夜 津 遂 田 陷 復 位 加

大姶 良 城、 又陷 鷹 栖 城

文和 目 兵守之、 袮 元 寢 年 清 十 二 主 成 辰 月三 + 清種 月 日 云 R ` 清 楡 増 井 初 袮 頼  $\equiv$ 仲 寢 位 夜 清 房清 攻下 成 取 大始 之、 有 從 遂 良 城、 拠 畠 其 Щ 去事 直 城 年在 題 兀 軍 置

文和 至 延井 J文二年清增等又攻頼仲於胡麻崎城、蓋自大姶良奔胡J頼仲於大姶良城、見上元年、至是陷之、而頼仲結局 一鹿 一年甲午二月云々、二十五日、屋二載スル池端文書ト参考スへシ』 又陷 姶 麻麻 良 城、 拁 増成

•

横山

彦三

師 久傳

康 暦 元 年 + 月 + 日 袮 寢 久 清 攻 西 [俣及 大始 良

本 康 邑 暦 如 故、 年 庚 申 復 授前年 使久清 秋 權 Ł 領大隅姶良荘、 月 + 힜 H 今 Jή 久哲公与今川 俊 使被寢 久清 T

T

絶、 氏拠 文書、 冬十 月二日、 祢寢久清拔鷹栖

國史元久記

也孫 居領大姶良荘西俣五 應永六年十二月十九日、 二十七日、 使得丸但 町 馬守領姶良荘得丸名 良村辨済使職、因以為氏、兼居兼基八世肝付兼俊玄孫 兼基、『圓兼基』為肝属郡岸圓 恕翁公使岸浦勘解由 左 衛門尉

属兵庫助秋兼譜中」

虚侵我肝属、(頭注)『高隈城 也高隈等、 臣岡 顕 Ш 修 平六年辛卯、 || 3我肝属、取大姶良城・加世田城・高熊城 今立一郷、即『高隈城 百引郷加瀬田城 右該郷『参照スヘシ』 「歴』|| 5年良郷|| 『即頼仲據有志布志城、所謂信濃源氏之族也、乃乘其 富三 理亮直顕等多迎降者、 媊 未幾父兼重歿、 分之戍 郎次郎及大姶良新兵衞 へ衆、 應北朝 年、 使其弟又四 叔父五郎亦尋兵死、 初 足利兵衞佐直冬之至九州 秋兼亦及父擧族附之、 ]郎頼 道入心道 重 成加 横山 彦三 瀬 當是之時、 田 城、 郎等戍大 也 以 使其 和 畠 楡 直

41 小根占池端氏蔵書

\* 自 大隅國祢寢弥次郎 最 初為御 方 自寵 [未建武三年迄于今、) 清 種 謹 恐 々 奉属御手

隅州

城云云、

七月廿

頼

仲

遣

郎 攻

細 重

Ш

田

郎 田

等攻大姶良城、

四  $\mathcal{H}$ 

|月四

Ħ

拔之、

十日、 直

頼

於加

世

姶良城、

至是三月二十七日、

畠

Ш

顕

率 -祢寢

彌次郎清種

等復取大姶良城

據 日

而戍之、

薩摩人肥後三 其黨風早十

郎兵衞尉

四 饗庭九郎等屯井上 顕乃使清種等攻鷹栖城、 堂彦次郎等帥兵衆来築鷹栖 貝 於井上、 復攻大姶良·鷹栖 斬三位房等數人、 城、在始亦援之、 両 不拔、 城、 城、 又陷崩城、 郷属肝 皆陷之、 頼 **畑即今高洲、** 偶郡之鹿屋 八月三日 仲又別遣島津 考末 十 二 夜陷 亦為外 日 清種等與之 加 曲 援、 瀬 田 位 城 房 直

肝付秋兼譜

兵

攻頼仲於志布志

城、

明

É

拔之、

云云、

正平七年壬辰七月二十頭注》『當觀應三年』 应 Ħ 畠山 直 |頭及子民部太輔重

秋 以 日 兼 亦以其族屬之云 隅郡兵為直. |冬詢 地 <, 大隅、 略ス、十二月三 大隅 巨 |族税所· H 介等多 楡 井 頼 應之者、 仲

薩 兵 襲大姶良城取之、 四 Ħ 直顕使野本藤 行 秀率

寢道種墹此等圍大姶良城、 見 十三日、 城、 丑方二十三町川北村、遺墟今在小根占廨舎 復攻大手、 轉向搦手 戦大手、 曠日不拔、 戦于 十 + 九日、 貝 戦于 頼 仲 艻 韋

回

有御

披

露

候、

恐惶謹

日預御注進訖、就中、未三月廿七日、頼仲与黨人大姶良(魯孝) 日州・薩州所々合戦、度々被疵訖、隨而軍忠之次第、先

道以下凶徒等楯籠押寄當院大姶良城致合戦、同四月四日、新兵衞入道々心・横山彦三郎・頼仲若黨岡冨三郎次郎入

高熊凶徒等楯籠之間、同七月十日、押寄彼城、同十二日、押寄當國肝付郡加世田城、連日致合戦之處、同國鹿屋院

令退治彼城訖、

将又、

同十日、

頼仲舎弟文四郎頼(⑩又)

重楯

肥後三郎兵衞尉以下凶徒等、引卒大勢、當院鷹栖構城墎三郎以下凶徒等忍入大姶良城、引會薩州石堂彦次郎入道・攻落之訖、爰同廿五日夜、頼仲与黨人風早十郎・細山田

寄来、取向城之間、即時馳向、三位房以下凶徒等討取之、田三位房・饗庭九郎以下之輩、率大勢、同國姶良庄井上之間、押寄彼城致合戦之刻、今月三日、頼仲与黨人嶋津

之間、御共仕、押寄彼城、同十三日、令退治訖、以此旨之令退治訖、仍同十二日、頼仲楯籠日向國志布志御発向之令退治訖、仍同十二日、頼仲楯籠日向國志布志御発向又同四日、押寄大姶良・鷹栖城致合戦、凶徒等數輩討取

同日

押寄崩城攻落之、

同夜、

押寄加世田城令退治訖、

日 建部清種

觀應貳年八月

アリ」(花押)

承了判

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二三六六号文書ト同一文書ナルベシ)

※ (頭注)

地理纂考・地理志其他ノ諸説此池端氏文書ニ参考シテ確証

トルヘシ」

42「載肝付氏譜中」

自最初為御方、自去建武三年迄于奉属御手、隅州・日州大隅國祢寢五郎入道々惠子息又五郎清増謹恐々言上

郎頼仲『劉与黨人大姶良新兵衞入道々心・同横山彦三郎・頼薩州所々合戦、致軍忠訖、就中、去三月廿七日、楡井四

仲△扶持人岡富三郎次郎入道以下之凶徒等楯籠押寄當院

賴仲舎弟又四郎頼重楯籠押寄同國肝付郡加世田城、致合大姶良城致合戦、同四月四日、攻落之訖、将又、同十日、

押寄彼城、同十二日、令退治訖、次同廿五日夜、頼仲若戦之刻、凶徒等同國鹿屋院高熊楯籠之間、去七月十一日、

寄彼城致合戦之處、今月三日、頼仲与黨人島津田三位房·黨風早十郎・牧瀬源太以下數十人大姶良城忍入之間、押

饗庭九郎以下數百人凶徒、姶良庄井上寄来、取向城之間、

隨而同日崩城攻落之訖、又同夜、頼重楯籠加世田城同前取之訖、又同日、大姶良城合戦、親類六郎次郎被疵訖、即時馳向、令散々太刀打合戦、三位房以下凶徒數十人討

衞尉以下之凶徒等楯籠押寄大姶良城・鷹栖城致合戦、凶同四日、頼仲与黨人薩州石堂彦次郎入道子息肥後三郎兵

御一見状、為備後證、粗恐々言上如件、城御発向之間、押寄彼城、同十三日、令退治訖、然早預

徒等數輩討取之訖、又同十二日、

賴仲楯籠日向國志布志

觀應二年八月 日 建部清増1一見状、為備後證、粗恐々言上如件、

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二三六七号文書ト同一文書ナルベシ)

承了判

肝付兼氏譜中

郎寶守忠経於末次城、本田信濃守重親於西俣城、令以事拔大姶良城及末次城等、而公親居大姶良城、遷山田諸三拔大姶良城及末次城等、而公親居大姶良城、遷山田諸三正平十六年二月、初大姶良有四豪族、陰附公室、由此公

之云云、

「地理志」

平領之、〇氏久公御責取、本田信濃守重親ニ賜、〇天正※ニ賜之、又牧山名モ忠國公ヨリ賜之、〇應永比、祢寢清西俣城 肝付家ヨリ御手裡ニ入候時、久豊公ヨリ祢寢氏

※ (頭注)

元年十二月廿一日、

肝付氏責取之、

清平ハ應永廿四年川辺城戦死ナリ』

肝付譜中兼續傳二

天文元年十二月、及父兼興起兵伐祢寢氏、二十八日、攻西俣

城取之云~』

侯村處、凶徒出向拒之、右馬頭征久従隅州進兵、其勢如 一一四日、公之兵進而至于肝付之封疆、于時春雨無晴間 同十四日、公之兵進而至于肝付之封疆、于時春雨無晴間 一四日、公之兵進而至于肝付之封疆、于時春雨無晴間 不得戦、高洲浦多得漁父之船、同十八日、衆兵進而至西 不得戦、高洲浦多得漁父之船、同十八日、衆兵進而至西 不得戦、高洲浦多得漁父之船、同十八日、衆兵進而至西 不得戦、高洲浦多得漁父之船、同十八日、衆兵進而至西 不得戦、高洲浦多得漁父之船、同十八日、衆兵進而至西 不得戦、高洲浦多得漁父之船、同十八日、衆兵進而至西

樺山兵部太輔規久・上原長門守尚近・肝付弾正忠兼寛疾風、圖書頭忠長ハ従薩州南方之軍、川上上野守信久

Ħ

氏

漸

遁出候テ路邊ノ林間

でに

五郎

ハ

九郎勝軍ニ

而

宿而謁公、 多得首級者也、 野村兵部少 又従公候鹿児島、 輔 鎌田外記等大力戦、 祢寢重長在我陳中揚凱歌、 遊響賜者数日 以 (破之、 也 既 故 而 重長詣 敵 破 軍 而

古戦場由緒記

西俣城 親二被下之候、 氏久公大姶良城同時御責取被遊、 本田信濃守重

康安二年ノコト也

地理志

末次城 上古末次氏住城卜云、 氏久公▽チ御 代 末次六

郎入道守之、 ○氏久公當城御責取被成、 山 田 加賀守忠經

ヲ被召置

内 城 當 城 *ا*ر 楡井 頼 神居 住ニ 唢 後氏久公御 在 城也、

濵田 候 M 儀 五郎 徒肝付八郎兼重之弟肝付 横山 九 郎 宍目 聞 付 横 大姶良四ヶ村之長氏久公江御内通 山 城ヲ責候、 五郎九郎致居住候処、 濵 田氏 遂 戦死、 同 宍 所

藤

原義藤ト見ユ

致 油断候処ヲ、 宍目某五郎 **光郎** ヲ馬ヨリ 卞 = 切落討取

○氏久公大姶良城御陷被成 順報場由緒記ニミユ』「康安元年也」

成候、 路 ノ上東二三丁余 此時當所市場 ラ島 = 耐 御 \_ テ御 候、 合戦有之候、 座候、 次 ニ同所末次 古来町 右市場 城 屋 ヲ 御責落 ハ 市 當時 場

1 士 被

唱申候、

小

○天正十六年、 奉第 命 堀 孫右衞門尉某去於日州福島移

大姶良城、 警衞四年也

茶臼 ○元久公御 [ヶ城 在城、

後移鹿児島清水城

本田 ア城

志々目村 福昌寺奉加帳、 忠國公御代、 志 々 目 藤 志々目 原義豊 藤蔵領之、 大姶良藤原貴義

濵

田

肝付氏略傳

俣及ひ野里を取る、 天文十三年十二月廿六日、 晦日、 大崎を取る、 兼續禰寢を伐 十五年二 つ、 廿 八日、 一月六日、 二日ト

『大野出羽守源加之カ地頭タリ、既ニシテ又伊集院筑前守久利地頭タリ』郷蔵人介頼世其居城をもて兼續ニ降る、『以岸良蔵人佐兼値為地頭』、上野山、大姶良城を取る、七月十三日、蓬原城を攻む、城主救仁兼重譜ニミヘタリ』

本田重親譜中」

康安始、氏久公陷大姶良為居城、頭注』『西俣城ノコト』 同二年壬寅七月十八日、

攻取西俣 城、 以七十五 一町賜重親、

43 正文家蔵

西俣村地頭分半分代官職事、 紙注 有文別 任先例、 可致沙汰

之状 如件

康安二年七月十八日 氏

**人** 久 判

本 田小太郎

重親幼名、後称信濃守

(本文書ハ|旧記雑録前編二] | 〇六号文書ト同一文書ナルベシ)

國史貞久傳

載定山公貞治二年申状云、前齢岳公陷大姶良城・末次城、 康安元年云々、 是歳、 前此二年、舎城、旧譜無年、 齢岳公陷大姶良城及末次城、処齢岳 舍弟某与敵軍戦於隅州、至今未止、下、二城并在隅州、而山田聖栄自記、

> 於此、然 之黨也、姶良郷下名村有末次門、是時拠大姶良城者、蓋畠山直顕 月、頼仲黨復下之、三年二月、直顕黨復下之、皆見于上、七月、頼仲黨細山田三郎等復下之、八月、直顕黨復下之、 使其黨大姶良新兵衞・横山彦三郎守之、觀應二年四月、畠山直顕黨下之、城、又擊其餘寇者乎、闕疑俟考、楡井頼仲攻肝付氏黨於大姶良城下之、 然旧譜言陷二 治 城、申状言戦於隅州、二年歳在癸卯、前此二 使島津忠経居末次 至今未止、頗 「不合、豈既陷」即是年也、故墨 、以是觀之、則、文和元年十二 城、 使本田

大三州 良村、 銀村、 信濃守重親居西俣、 相去不遠、 重 |親貞親之後世 其後自鹿兒島徙大姶良、 也

又徙志布志

全師久傳

康暦元年己未冬十一月十一日、 祢寢久清攻西俣及大姶良

城

末次城 古戦場由 緒 氏久公當城御責取被成、 記

Щ

田

加賀守忠經を被召

置

候

成候、 場と唱申候、 小路之上 氏久公大姶良城を御陷被成、 此時當所市場 東弐三 左候而、 一町餘之畠 = 氏久公大姶良城二被遊御在城候 而御合戦有之候、 \_ 而 次二 御 座 候、 同 所 古来町 末次 右市場 城 がを御 屋之儀を市 71 當時 責落被 士

有野里村、 始良郷今

地理志\_

應永ノ比、 **祢寢右馬助清平領之、○天文十五年二月二日** 

ヨリ肝付河内守兼續領之、 永禄年間ニ至リ、 其子左馬頭

良兼迄領之、

島津氏久傳

州志布志、

被補大隅國守職、(護脱力 在城薩州鹿児島、 後移大姶良、 又移

全元久傳

貞治二年癸卯、 誕生大姶良、 母伊集院忠國女、

聖榮自記

元久公御誕生所、 大祢寢院大姶良村内城云<sub>ν</sub>、

天正五年丁丑春二月、 以下大隅野里名中島門為南林寺領

國史

國史継豊傳

野里村公田八百石地 享保九年六月十五日、 公封久儔於木谷村、増以大姶良郷 自某至某、 其田皆以私田易之、

邑、於是五千石、 在邑中者若干、 久儔請名其邑曰花

集

許之、

成

地頭系圖

 $\mathbf{H}$ 

大姶良

同四郎次郎兼興 仝ニアリ、

岸良蔵人佐兼直

永禄二年三月十六日岩殿大明神棟札ニアリ、

伊集院刑部少輔久光 天正末比地頭、 幸侃領ノ時也

鮫島筑右衞門 自家ノ家状ニアリ

鮫島幸左衞門

寛永元年九月九日ヨリ、

村田太右衛門秀経

桂靱負久常入道恕休

月、 後太郎兵衞

久澄

横目 頭

寛文四辰十一

諏訪杢右衞門兼利

鎌田太郎右衞門政榮 初大炊助

寛文五年二月二日ヨリ定、

平田 野津弥五右衞門 民部左衛門宗門 寛文十二年七月七日ヨリ定

寛文七年二月三日ヨリ定

長谷場伊 角 純 眼 延寶五年巳十月朔日ヨ

吉田 六郎 右衛門清 ス 寶永二年酉十月三日ヨリ、 石十五年十一月二十日ヨリ、 石十五年十一月二十日ヨリ、 初主殿 八石衞門 御側御目付 で記述、後右

弟子丸与次右 衛門 弘之 付 御用人、

地理纂考

岩戸 尸神社良村

奉祀二座 大己貴命 天日別命

創建の 0 近より夥し、 より痘瘡の神と仰きて参詣常に絶す、 大岩の傍に社殿ありて、 年月傳ハらす、 總社也 毎年十一 月午の日と九月十九日とを祭日と 彼御在所山 神躰ハ大きなる巖なり、 0 洞中なる縦横三 流行 の時は殊に遠 往古 間 許

す、

當郷

0

岩戸 越刑 ŋ 町 隔 神社 遥拜 部左衞門藤原岩吉建立とあり、 ŋ 拜殿 の為に建立すと云ふ、 殊に其路險難にして参詣に便り宜からさるに因 同村にあり、 岩戸神社ハ人家より二十余 棟札に、 岩吉ハ肝属氏家臣 永禄二年願主鳥

ŋ

、幡神社良村

奉祀三座 應神天皇

ર્જ્ 黄金の鏡を神躰とし、 児島東福寺城を発して當郷内城に移る、 文和元年、 今其神鏡なし、祭日九月九日 嫡男島津元久誕生す、 島津氏久忠久は大隅・日向 背に新八幡宮氏久と記したりと 則生土神に當社を建立して、 仲哀天皇 • + 一の乱を鎮むか為に鹿 月十五日なり、 神功皇后 既にして貞治三

其よりなほ登る事五町許にして御在 御ゴ Ш Ш 四在所山良村 一間許、 を御在所とい 余なり、 の八分目に大なる巖石直立して、 自然に平垣にして十五六人を座せしむへ 此 山下に巖洞ありて中に大岩あり、 大根占郷の内に觀音松と唱ふる高き岡 ؞ 'n Щ 下に岩戸 の神社あるに因れるなり 其高六丈余、 所山 0) 冢に至る、 巖 周 上 にあり、 一縦横 圍 此

纂考」

萩塚原良村のキッカハラ大姶 村を成せり、 慶應三 朝 容貌 年 鮮 寅 人歸化の後裔家部 十 家業笠野原に異ならす、 月 鹿屋笠 野 原より此 八十軒、 地に移して一 男女三百五

纂考」

産

五穀 りとの意なり、鹿屋郷高洲浦より積出して遍く鹿兒島にふれい即ち栗な鹿屋郷高洲浦より積出して遍く鹿兒島に り根を取る、味甚甘美にして栗の如し、ぷ、今半里を加 著き 此一種大きに異なり、 此種多しといへとも格別異なるハあらさる 其色大白にして、 七月始よ

他 **鬻く、故に高洲芋の名を得たれと、** 所に移し植れは變す、 實ハ當郷の産なり、

柴<sup>#</sup>7 胡<sup>□</sup> 芍薬ク

走獣 野猪

樹木

赭が

鈎ィ 栗≠

鮪ジ (他 章幸〃 魚ョ 烏和賊力

調帳

地理課川

演田川 川

水 .源○坂元ヨリ濵田村ヲ通五分、 同所 海工流入、

濵田村

當主左馬頭良兼也、

大姶良川

通ニ係ル村方 濵田村 獅子目村 南村 西俣村

> Ш 南村

水源大姶良濵田村ノ内<sup>○福留</sup>三ッ、大姶良<sup>○横尾越○寺薗</sup>・

獅子目村○胞衣塚○楠原・南村ノ内○福山●アサシカクラ 入テ、●地崎ヲ通、 三俣越 山ヨリ谷川十二、西俣村ニ於テ大姶良川通ヱ流高野 ●岩戸 ○上永野川トニ合シテ、鹿屋川下名村

境田ニ至里程二里二分五厘、

鹿屋川通ヱ入、

肝屬郡 「地理志」

大姶良

大姶良者旧肝付之領地也、 落之後 氏久公御在城、 其後祢寢家より領之、 節楡井 頼仲押る 領、 天文十 頼 仰没

五年丙午二月二日、 肝付河内守省釣領之、右之事肝付

家古系圖兼續譜之内ニ有之、永禄年間者隱居省釣法印

之、

右之事、

永禄二年己未三月十六日岩殿大明神之棟札有

地頭者氏族岸良蔵人佐伴兼直也、

岩殿大明神

夫社壇造営者、 天長地久、 御願圓満、 殊者大檀越伴

家棟梁前河内守兼續公今隱居法印省釣・同當主君左

馬頭良兼・ 同満壽麿息災延命、 身心堅固、 子孫繁昌、

武運長久、 勝軍如意、 其外略、

助成溜索願望恙成就而、 造営之主當地頭岸良蔵人佐兼直・同四郎次郎兼興并 永禄二年己未三月十六日、

歳貫大明神

遷宮師法印尊瑜

右由緒不知

者、天長地久、 先年永禄辛酉比於廻籠城、 夫社壇造営之意趣者、 御願圓満、 當地頭伴家末裔肝付伴左衞門 庄薗泰平、 供奉立願所令造営也、 五穀成就、 殊 然

勢動殿御息災延命、身心堅固、子孫繁昌、 者伴家棟梁左馬頭良兼・親父前河内守兼續・息男伊 福禄增長、

親父壹岐守兼末家内安全、冨貴自在、 武運長久、 領内安全、 諸人快楽、兼又當願主兼心并 心中所求如意

貴賤都鄙、 各一々所願皆令満足、 敬白 満足、

子々孫々吉利成吉祥、

惣而與力助成信男信女

當願主肝付伴左衞門尉

永禄九年丙寅三月二日 兼心敬白

鍛冶前原孫七兵衞

大工志摩尉

内城

右

麓小路假屋之方江通る左也、

榆井賴仲居城、 後 氏久公御在城、 通路筋より

末次城

右城者、 麓小路より右之方内城より大概西之方江當

る

新八幡宮

御建立被成、 右 元久公御誕生之地也、 内城より南之方三四町茂可有之欤、 御神躰金之鏡ニ 其跡に 氏久与有之候 氏久公より右八幡宮 高所也

龍翔寺

右、 茂なく龍翔寺造立、其後大慈寺造立、 船ニ而草庵を結ひ被居、其名呑海庵与號、 開山玉山和尚也、 致入唐帰朝之時、 二代剛中 濱田村 夫より 江岸 和 尚 間

尼ニ御成、 氏久公御帰依僧二而御引導被仕、 當寺之住職被 成 氏久公并御前 氏久公御姫様 御姫

樣御石塔石垣之内一所に有之、

中ハ

氏久公、

左脇

岩殿八幡、 聖栄自記、 入道道忍女、

御袋伊集院大隅守息女とあり、

元久御誕生所大祢寢院大姶良村内城、

氏神

古戦場 本田ケ城 茶臼ケ城 右、 有 右、 西俣村庄屋役所之上、 西俣村庄屋役所より南之方、

御前、

右脇御姫

麓小路并内城より東之方也、

地理志

元久公貞治二年癸卯誕生大姶良、

母伊集院長門守忠國

大姶良

二木谷村、村木村、 鹿児島東南八里、 に臨ミ、 北新城に接す、 惣人員二千八百四十五人、 東鹿屋に界ひ、 周廻四里三十四町四拾間、 南大姶良に隣り、 惣戸數七百五 村落 西海

地理志

當郷ハ元来大姶良ノ内ニ而、 号木谷村、 従継豊公御判物

ヲ以島津周防久儔一 所ノ地ニ賜フ、

44 所之地申付候条、 大隅國大姶良ノ内木谷村者、 享保九年六月十五日 至子孫全可令領知之状如件、 一継 花豊 押 為其方知行之処、

島津周防殿

(本文書ハ「旧記雑録追録三」一六七一号文書ト同一文書ナルベシ)

楡井遠江守頼仲与黨所據拔於下大隅木谷城で、一文和三年ニ常レリ」「文和三年ニ常レリ」、称寢右:「壬辰也、誤也」 **祢寢右馬助清有発軍** 

旧史官調抄

花岡 宝永四年亥九月廿六日、 高五千石被下之、 島津

纂考」

花岡郷の内を割て一郷とす、大姶良郷

周防殿家御取立、 享保九年六月十五日、 一所之地木

谷村を花岡与號被下之、

「國史」

大隅木谷城、

木谷村、

文和二年癸巳平八年秋七月十日、

榆井賴仲率薩摩凶徒築下

45「島津氏久譜中」

奉行杉原左近大夫『圓殿|朱書キ 大隅殿御注進△尊氏将軍家脚力御中間彦四

郎持上云々』

注進 抑畠山修理亮直顕、為佐殿御方、引卒日州逆徒等、去年 大隅國凶徒等之事

七月廿四日、 打入大隅國之段、度々注進言上仕候畢、

仍

彼凶徒等為退治馳向候、被成下御教書候者、 之氏久之乎、連々致合戦之輩交名注文一通、 隅州凶徒等交名注文一通進覧之、将又捨所領、 令進上候、 彌可致忠節 於御方属

候、 以此旨、 可有御披露候、 恐惶謹言

文和二年十月廿六日

左衞門尉氏久上

進上 御奉行所

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二四九七号文書ト同一文書ナルベシ)

國史継豊傳

享保九年六月十五日、

公封久儔於木谷村、増以大姶良郷

野里村公田八百石地、 自某至某、其田皆以私田易之、集

成一邑、於是五千石、 在邑中者若干、 久儔請名其邑曰花

岡

許之、

肝付秋兼譜中

正平八年癸巳兆朝文七月十二日、榆井四郎頼仲・其弟又四

郎頼重以薩州兵築木谷城、 於是十月二十六日、 我黨於隅州、 畠山直顕旣募州兵、 復上幕府書、 置兵戍之、○初齢岳公自将伐 多附直冬、 請之賞罰、 鮮附公者 以奘戦士

<u>46</u> 소

大隅國於御方致軍忠之輩交名注文御感人数之事

池袋弥五郎 平山左京亮

加治木中務入道

同弥六

同三郎二郎

木房太郎

簗瀬左衞門太郎

同平四郎

小 曲 次郎

別府次郎兵衞尉

彌勤寺執當房道 平山因幡前司入道

慶

正八幡宮神官所司分『調所彦三郎敦恒ノコトヲサス』同舎弟九郎左衞門尉

族正八幡宮先社

同舎弟十郎三郎

田 |藤内兵衞尉

床并宫内左衞門尉

牧右衞門次郎入道 菱刈平良彦太郎

鎌

右

注進如件

族 栗野郡司 同 重 「「イ打死」

杉五郎

同荒瀬九郎

吉田左近蔵人清忠御方云~

東郷藤左衞門入道

右、

注進如件、

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二四九八号文書トホボ同文ナルベシ)

47 仝

大隅國佐殿御方凶徒等交名注文

税所介一 族 加治木彦次郎 族

修 理所弥太郎 族

禰寢郡

族 蒲生彦太郎 族

小濵十郎

小川 姫木郡

郡

司 剖 司

> 族 族

羽月孫太郎一

族

族 敷根村預所

末次六郎入道死去跡輩 同 族

廻村預

肝

付八郎兼重吟輩一族

溝邊孫太郎 族

野邊孫七盛忠死去跡輩同 族

48 仝

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二四九九号文書ト同一文書ナルベシ)

去七月九日、 「朱カキ奉行枚原左近太夫▽@殿 大隅殿御請文△」 同廿七日、 両度御教書今月十日到来、

謹 미 拜

廻退治之術候、 見仕候畢、 抑隅州凶徒蜂起之事、同 以此旨、 可有御披露候、恐惶謹言、 同被仰下之旨、急速

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二五〇〇号文書ト同一文書ナルベシ) 文和二年十月廿六日

左衞門尉氏久請文

49「小根占池端氏蔵書

(本文書ハ二七号文書ト同文ニツキ省略ス)

50「載于南山巡狩録追加

案文

相待、 早々馳参可致合戦候、 真幸院候者、 院并大隅國下大隅郡之由、 用意候之刻、 来當所碇山城之由、 就宅万城没落事、 直顕打立時分候欤、 定孫三郎殿可有御発向候之間、 畠山匠作以下逆徒等、 薩州凶徒等馳集市来院伊作田城、 相巧候之間、 急打入下大隅郡候者、 引帰面々城墎候訖、 其聞得候之間、 差向所々通路、 當可打入日向國真幸 當國賊徒等依 可致後攻之 其時分者、 随而寄来 致合戦 可寄

起候之由、 候之者、 師久相共致合戦之忠節者、 可預御合力之由、 可宜候、 難儀至極候、 仍御方之仁等交名注文別紙令進覧、 令申彼御方候畢、 所詮、 可有抽賞之旨、 渋谷一族并地頭御家人等、 如此凶徒等令蜂 被成下御教書 以

間

文和三年六月廿日

進上

御奉行所

此旨、

可

有御

**!**披露候、

恐惶謹言

久敦

左衞門少尉師久上

シ

旧邑主島津氏系圖 島津正統綱貴公二男

久儔

初忠英 久通 久陳 又八郎 周防

享保十年、賜花岡、『九年六月十五日』 「九年六月十五日」 頁 給采地五千石判物

久章

後久品 周 防 大學

千次郎 播广 駿河 人謀 久明 美濃 久賢トモ

主鈴

久宝

左門

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二五二八号文書ト同一文書ナルベシ)

村森織之助

254

且當時ノ事情参

尚實地ヲ探討スへ

『右ノ文中下大隅トハ木谷城ニ當レリ、

照に供ス、今花岡郷に木谷村アリ、

久寛 吉次郎 和 泉 大學 遠江 久誠

若狹

國史

文和二年七月十二 Ė 榆井頼仲率薩广 凶徒築下大隅木谷城

文和三年二月云 十四日、 谷城、二十二日、 陷之、 又攻木谷城拔之、谷城、在前年、二十五日、 々、 祢寢清有・清種 榆井賴仲之黨與南方凶徒、 清增等夜攻之、二 據鹿屋院

名勝考\_

せり、

正一位當坐大明神木谷村 府南海上八里

奉祀瓊々杵尊

ŋ この處は皇孫瓊々杵尊高千穗峯に降臨の後南巡し玉ひて 0 の未申方四十餘間にある古松を霧島松と號け、 茲に駐蹕し玉ふに因て、 享保十一年丙午八月十一日正一位を奉授らるの宣旨あり、 址といひ傳ふ、 この流懸泉と成て白龍瀧と號く、 又社の酉方に小池あり、 當坐大明神と崇め奉るとて、 其流十餘尋、 御手洗池と呼 皇孫影向スメミマヤウガウ

地理纂考」

又陷大姶良城

當座神社林谷

奉祀一 坐 瓊々杵尊 月例 九祭 日九

創建の 0 御時駐 年月詳ならす、 蹕の跡なるに因り、 皇孫尊高千穂宮より笠沙岬に巡幸 當座神社と称奉るよし傳称

ゑ井手の瀬川に至り古江浦に出る也、

ず

古江浦村谷 中鈔に なくにとよめるハ此浦なるよし云り、 類字名所集に、 我為につらき心ハ大隅の恨むとたにもおもほ 古江浦いまた其所を考へすと見え、 其據を知らす、 又懷

志布志・肝付等より鹿兒島へ往来の舟場なり、

るへし、 た、るか遣りつ、、鶴の毛衣千とせふる江の縁にしにたくへて世には顕も出入る人めの繁き浦曲なるのミならす、こ、に鶴鳴の松とて老木の名 引て、夕日の影に錦を晒し、下大隅に漕渡せるおほちこの舟ともなるという。、松杉叢灌りて、白龍瀧其杪末を洗ひ、西は薩摩の海路遥に黛柔

續古今集

万代のかけをならへて鶴のすむ古江の浦ハ松そ木高き 懐中鈔報たり、

相模

なくに 我ためにつらきこ、ろハ大隅のうらみんとたにおもほへ

寛延二年の春、 大隅國古江の浦へ旅泊せしに、 雨の降

ħ

釈古月

春雨のふる江の浦ハ波もなし治れるよのしるしとそきく 此古江濵邊に神石あり、 大明神の社内より王面と鉾とを捧出して此石上に来り、 六月晦日夏越の祭の時、

神の假面なり、王面は猿田彦大 皇孫是より笠狹之御崎に行幸の故事を傳へしなるへし、

神位を設け祭祀の式あり、

當坐の宮の濵下りといふ、

勝景百圖考」

古江浦 海路遥に翠黛を引き、 大隅國肝屬郡古江村の浦曲にして、 東ハ層巒の連延たるに白龍 西ハ 薩摩 の飛泉 Ó

晒せり、

天に躍り、

雨を下して松杉の杪末を洗ひ、

煙霞

の錦繍を

纂考」

白龍瀑布村谷 古江浦にあり、 水源ハ御手洗池にて二段に

落つ、上段ハー條にして、高一尋余り、 ハ二條に分れて落つ、高二十余尋也、 濶三間許、 下段

實に双龍に似て佳

景愛すへし、

纂考」

霧島松村谷 神社より未申方四十

-間許 iz

あ

ŋ,

松といふ、 幾千年を歴しとも知るへからす、 相傳えて皇

孫尊の御影向の址なりと云ふ

御手洗池村 より湧出す、 末流を白龍瀑布と云ふ、 神(営座神社) 西 南二十余間に 高二十余尋也、 あ ŋ 清水池の底

すと云ふ

江 也 浦 0 海に入る、 年六月晦 Ę 神社 より 夏越祭に神輿臨幸あ 坂を下る事半里 りて祭祀 Ĺ て古

き處ハありて、西の方ハ今たに山谷のミ連て、行幸し玉みへき平地なけ鳥嶽に天降玉ひて覚國経過玉ハむには、霧鳥の頂よりハ東の方に路々し鳥嶽に天降玉ひて覚國経過玉ハむには、霧鳥の頂より東の方に路々しより東口、佐土原、廣瀬、江田、赤江に渡御し、志布志に至り、今の其より東口、佐土原、廣瀬、江田、赤江に渡御し、志布志に至り、今の其より東口、佐土原、廣瀬、江田、赤江に渡御し、志布志に至り、今のは、又更に▽⑩市に、祖母議なと竹の節の如く隔て阻ぬる程さて此に至りてハ豊後の界にて、祖母議なと竹の節の如く隔て阻ぬる程さて此に至りてハ豊後の界にて、祖母議なと竹の節の如く隔て阻ぬる程さて此に至りてハ豊後の界にて、祖母議なと竹の節の如く隔て阻ぬる程 に、又更に『『南に』轉で延岡、島浦、細島、耳津を経て都農に出玉ひ、とない、三ので『南に』轉で延岡、島浦、細島、耳津を経て都農に出玉ひ、郷なる高城に渡御し玉ひ、其より種北に至り、秋月の高鍋、同し都農、郷なる高城に渡御し玉ひ、其より穂北に至り、秋月の高鍋、同し都農、郷なる高城に渡御し玉ひ、其より穂北に至り、秋月の高鍋、同し都農、郷なる高城に渡御し玉ひ、其より種北に至り、大まり裏覚しつ、東に行去玉のり、是を演下りといふ、玉ひ、夫より裏覚しつ、東に行去玉ふ、路り、是を演下りといふ、白尾國柱日、峰、始皇孫霧島嶽に臨幸しあり、是を演下りといふ、白尾國柱日、峰、始皇孫霧島嶽に臨幸し

て巡狩し玉ひ、又引回して南巡し、笠狹之御崎まて國處を臨觀玉れは、是必す上にいへるか如く、最初霧島嶽よりして東の方延岡 きに過たれと、序に挙るなり、知らるへしと云り、此説余りに委 立ひし事

て往古 罰 Ш 0 村木 谷 或 古江 司 の 墓所なりと云ふ、 浦より 東 里許にて叢林 事實傳 也、 ハらす、 里 俗 又此 相 傳 所

類ひ出 より 西 つ、 0 方 城 里許 郭 戦場等の址なるへし、 0 所に地を堀れ ハ 鎧 此地堅く不浄を禁 太刀或ハ鏃等 0

産

枳サッス 柴ポコ 芍藥

魚ュ

介

鮪

松ヵ

古鬣

方頭ス

魚ヶ

金線

魚り

龍セ 観上

鳥ィ

賊ヵ 魚

地理 1課川 調

一 小流 島川

水 源新 城 ヨリ二川 流 合、 里程八分白崩南

苏

海 でえ入、

地 理志

花岡公嶋津周防久儔賜 二日 所 之継地、

享保十年乙巳七月廿六日 新外 城 成、 觀 甲午二

所 據拔於下 大隅木谷城 月廿

四

H

祢寢右馬助清有發於軍、

榆井遠江守頼仲与黨

高限 郷

鹿 在海上十三里、 院に属せしとそ、 當郷卯辰方

ハ

日向諸縣郡大崎に

自

周廻九里十六町拾 間、 村落 11 上高隈村、 戌亥方百引郷に分界す、 惣人員二千四十

界ひ、

巳午方串良・

鹿屋に接

Ĺ

七人、 惣戸數四百七十一、

田代氏以久傳」

正平十二年丁酉四月二十日、(頭注)「延文二年ニ當ル」 授串良院辨分半分是及立小野村 齡岳公賜次郎称新左衞門 • 鹿 屋院高隈村辨分、 . 尉或 書

兵粮料令以領之、 益立 一軍功焉、

51 田代氏蔵

分事、 大隅國串良院弁分上条・ 為兵粮料所、宛行也、 同立小野村并鹿屋院内高隈村弁 任 **先**例、 令知行之、 可被抽

軍功之状如件

正平十二年四月廿日

左

衞

門尉

判ウ

(花押)

臣敷根中務立

頼を地

頭とす、

城 西

0 Щ

下に立頼宅地

0

跡

代次郎殿 以久也

(本文書ハ「旧記雑録前編二」 八号文書ト同一文書ナルベシ)

國史貞

觀應二年辛卯平六年秋七月十 \_ H 文書作十日、祢寢清成池端平左衞門祢寢清成

> 清増 之、
> 田上高隈、
> 田 . 清種攻榆井賴仲黨與於鹿屋院高熊又作 曰下高隈、上高隈村有故城墟、名白石▽貿松尾城△云々、、、高熊村属肝付郡串良郷、今建為高隈郷、而分其地為二 城、 明日 拔

纂考

松尾城県村 當邑ハ肝属氏世々の領地なりしを、 觀應二年、

月十一日、島津氏久是を拔き、 志布志の城主楡井頼仲當城を拔き居城とせしを、 家臣田代肥前以久を城主 同年七

とす、 肝属氏に復す、 永禄中に至り、 肝属氏降伏の後、 肝属河内兼續又當城を陷 島津氏の臣伊集院右 再ひ 衞

門忠棟是を領せしを、 して串良邑岩廣村・ 細山田村及ひ當郷合て三千余石を細 文禄四年六月廿九日 豊臣太閤

長四年正月出水郷と同時に復封ありて、 Ш 幽齊所領とす、 さるを島津義弘征韓の軍功に因て、 其年十二月、 家

あ めて石垣 一残れり、

地理志

享禄三年霜月、 氏久公御代、 田代肥前守以久領之、二男田代二郎兼盛三代 新納近江守忠勝領之、

兼明

「旧記

文明六年甲午八月云<sub>w</sub>、 高岳仁若狹介アリ、

鹿屋氏系圖」郷ノ士

法名玄兼

兼好 傳記

兼直 周防守

法名花慶 肥後津奈木ノ御陳高名分取ス、

若狹介 其後高隈 圓二 従忠国様給云≧、

兼臣

紀伊守

兼健 若狹守 越中守 六歳伯父兼直ノユウシニテ、

ニテ候云➤、兼健ハ高隈ヲ被領候、卅余マテ名代トシテ平田兼宗其比公方様ノ奉行

兼友

民部少輔 志布志ニ住ス、

地理志\_

高隈

旧

串 F良ノ

内

旧 名高

岳

永禄ノ 野伊賀守、 初、 同九年、 肝付兼續 肝付家ヨリ 同良兼領、 地 頭河越丹後守平家實、『天文十一年ヨリ守城トミユ』同二年、肝付家ヨリ大

御軍功ニ依テ、 合三千五石三斗五升壱合之内、 太閤御朱印ヲ以細川幽齋ニ賜之、外岩廣村・ 千八百八拾九石四斗五升、 慶長四年正月九日、 高隈村、 雖至慶長四年領之、 文禄四年六月廿 以感贖賜之五万石 細山 田 朝 九日、 村 鮮

内也、

隈領主、

慶長四年云々、 國史義弘傳

徙下大隅田上領主敷根中務少輔立頼

為高

全家久傳

慶長十九年云々 是歳、 徙高隈領主敷根立頼為市成領主、

慶長四年八月、敷根氏系圖 上ヨリ移此地矣、 敷根中務少輔立頼ニ賜當地、 為居城、 同十九年甲寅、 従當地移鹿児 而下大隅田

島

同 年、

改當地賜市成

而移彼地

良江相付候、 明暦三年ヨリ寛文四年迄地頭仁礼民部左衞門、 無地 頭 其以前串

島津圖書忠長譜中

候事、 リ私領ニ御給候、 天正五年丁丑、 ハ桂才之御知行、 桂才ハ尚久ノ母堂上木筑後守貞時女也云々、 串良地 戊寅春、串良へかこしまより移『天正六年』 頭ニ 串良へかこしまより移り 而 柏原私領二而候、 心、卯年ヨ 『天正七年』 被成

肝付兼續譜中

H 天文七年戊戌正月四 島津忠朝遣兵攻大崎城、 月 北郷 二十六日、 忠相 進兵復財部城、 兼續遣兵取高岳 <u>二</u>十

> 忠勝侵地、 以上三城 畀之祢寢清年、 以連和焉、 是月、 又取百引

城

城、

復高岳城、又取百引、 天文十一年壬寅、 祢寢清年以故與我交悪、 使同族武蔵守兼賢・河越丹後守家 又進兵取平房、忠勝邑 乃二月、 兼續

百即引今

大野伊賀守源加等戍之、三日、

肝付氏系圖」

袮寢家へ渡、 肝属河内守兼續、 同十一年壬寅、 天文七年戊戌正月廿六日、 清年對當家依有隔心、 高岳知行関 重 テ

知行畢

國史貴久傳 付氏時領高隈 永禄四年、

肝付兼續朝鹿児島云々、

遂以邑叛、

注曰、

肝

百引

平房・大嵜・安樂・蓬原

恒吉等

地頭系圖

地云々、

中力

津ツ

童 祀

神

社隈上

座

津

少童

あ

ŋ

創

建

0 奉 年

月審かならす、

永禄中肝属兼續

慶長中敷根頼

高 隈 舊屬串良、

藤 河越丹後守平家實 原秀字 姓氏不詳 慶 工、肝付良兼串良領之時也、
 永禄九年三月二十六日中津宮大明神棟札 長十一比地頭トアリ、 敷根氏家臣ナルヘシ、 三見

月初

卯

日

當邑の總鎮守なり、

幸修造の

棟札を蔵

む、

例 祭正

月

中

卯

Ħ

九 月

九

日

+

仁禮民部左衞 門頼定 四年辰十二月迄、初小吉 明暦四年二月十四日ヨリ定、

寛文

名勝考」

十 重 実 棟 卯

札日

平田 三原次郎左 清右 衛門純音 衛門重 一儀 寛文十三年丑七月三日ヨリ定、初小左衞門 吟味役・大坂蔵奉行 同人ナルヘシ、奉膳兵衞 寛文五年二月二日ヨリ定トアリ、 ・御用人也、

長谷場伊 角純昭 延寶四年九月ヨリ定

平山

久馬

助

人 行

後

元仲

延寶三年四月十一

H

ヨリ

定、

7日トモ、

F. 伊 井 東仁右衞門祐 五郎左 衞 門 寶永二年酉十月十二日ヨリ享保三戌三月朔日迄: 秋 延寶八年申八月十二日ヨリ元禄十三年春迄 巳八月十五日ヨリ定、初三左衞門 御納戸役 御吟味役、 延寶 五年

纂考

菱刈孫兵衞

神貫神社上高隈村 祭神詳ならす、 棟札に永禄二年勸請と

中力 津湾 奉祀中津少童 は常郷の物 2寅三月廿六日川越丹後守平3鎮守、例祭九月九日・十一

纂考

祭る、 六月十五日迁宮の式を行ハしめ、 たらしめ、 玉を授かる、 族児玉仲左衞 石照神社 此
更
世
に
廣
く
聞
え
、 同村高<sup>ヶ</sup> 寛政五年の春當社を建立し、 門一 是に因て仲左衞門 局木場嶽に 日高隈嶽に登 あ 国主島津重豪仲左衞門を奉行 ŋ, 此 ŋ 寛政 毎年六月十五日を以て 嶽に石祠を建て神人を 神人に遇ひて一 0 良辰を撰ミ是歳 初、 鹿 児 島 0 0 璞

一宮神社県村 祭神詳ならす、 嘉慶三年の棟札を納む、

再興詳ならす、

祭日とす、

後又仲左衞門神人より一珠を授りしと云ふ、

261

創

諏 近方神 社 限上 村高 祭神 建御 名方命、 天文十六年の棟札あり Ć,

創

建

再

!興詳ならす、

戸中 故

せ 池之八龍 ŋ, 細 JII 王 幽 社 课上 村高 齋一 日 棟札に慶長三年領主三位法印幽齋と記 此 地を領す、 夏ハ下条に詳 なり、

り、 の竹と云ふ、田に分界す、絶る 高隈 高隈緑 参詣と号す、 目 て高隈嶽 盆山等なり、 現嶽 諸峯 新 の麓より絶頂まて二里、 古来より 城城・ 實に大隅 • 中 Ö の名を得たるは、 此嶽大隅 因て大箟・小箟の名あり、頂に箭簳竹多し、俗にす、 垂水・ 絶頂風烈くして樹木長大ならす、 嶽 及ひ 其外名を稱する峯許多なり、 七嶽とは 0 俗にて近邑の男女岳上に登る、 0 百引 鹿 巨 • 肝屬 屋 一嶽にして、 郷 盆山 牛根等の諸郷皆此嶽 両 近戸宮を云ふ [属す・大箟嶽 那に蟠り、 高隈の地に多く係り 其中最高きを大箟嶽、垂水と 其支峰 次を權現嶽、 又妻緣 疊嶂 相 權 連 • 鷹 層巒 現 小箟嶽 此 ŋ 羽綠 嶽 毎 嶽 0 属産人に 是を七嶽 歳三 たれ 麓に 波濤 諸 鹿 · 妻嶽 | 邑に跨っ 中 • 屋 又其 嶽 月 中嶽 あ のこ ハ • 嶽現・と な 花 辺

> 戸宮なり、 に人民敬畏せさる者なし、 高 隈 0 Щ 中深林幽邃に して神異霊 怪往 マあ

名勝考

屬新 野 0 絶頂に至る二 高隈嶽城・垂水・百引 すが、に 大神、 頂に蔵王権 又鷹羽嶽、 村に屬り 現祠 里 な高 り、中 あ Ш ・牛根の六郷ハ皆この嶽大隅・肝屬両郡に跨る、 ŋ, 峯 又 の最高を大箟嶽と云、 Ш その次なるを小箟、 中 i 一所権 嶽の山下に 、 鹿屋・花 現 裥 あ 以てなり、 ŋ 妻嶽と云、 環岡 奉 祀

熊

北 郷 久嘉 ぶよめ

一隈や峯の浮雲晴る日の光にみかく雪のさやけさ

高

纂考

水岩 谷<sup>-</sup> 田<sub>9</sub> 百引 0 連 Ш ŋ 轟くか如し、 と云ふ 湯を 蕳 0 より 両岸狭隘にして川 両 郷 分れ 谷 より出 下 田に至て大瀑布となる、 高隈村谷 又瀑布の上流 て四條に落 る諸川 田 當邑 幅 K あ 八間許、 つ、 ŋ なる峽間に流水渦き池 の内にて合流 其高さ八尋余、 高 隈 水勢特に壮 此 0 地 Ш 峭 す、 中 及 石 其聲 な 聳 是を高 7 ŋ, 牛 ^ 雷 怪 0 根 如 巖 隈 霆 流

!戸宮を除て▽魎外ハ△只樹木を以て神体とす、

は三

權所

現權

n

(頭注

里俗是を高隈三所權 現の御手洗池と稱す、 又瀑布 0

岸頭に大きなる巖ありて、 河上に清水あり、 此所を權現出現の所と云り、 縦横共に廣濶也、一 又瀑布 面平 担に 0

して數十人を坐せしむへし、是を疊石と号す、 紫藤多く、 春は山に耀き水に映し錦を織 n るか 両岸ハ 如 躑

彼曽木の瀑布に似て其名最高 下流は串良柏原 0 海に

一同

高山

郷波見川

ラ支川

川平田 Ш

水源同村●竹ノ下山 ●トツクソウ塚山流合、 上別

府川

下ニ

同

テー 里二分五リ、 波見川通ヱ入、

源・谷田川頭滝上里程二分、 同村ニ於テ前同川ヱ入、

-高隈村

谷田川

屬郡 地

高

高隈者舊肝付家領地之所也、

永禄年間専河内守入道省

飛禽

当れたり

雉キ

甘ィ 赭ヒ

樟ス

糠釒

椎站

蚊ュ 母ス

樹 樅

榧ャ

野猪 鸂ョ 構り

| 隈村

門太夫忠棟領之、 神棟札ニ有之、天正年間肝付家没落之後、 家実也、右之事、 釣并子息左馬頭良兼領地ニして、 永禄九年丙寅三月廿六日中津宮大明 慶長年間敷根中務太夫頼幸領地 地 頭者河越 伊 集院 丹後守平

申 者 也

263

高

引郷

腁

上別府 理課川

帳

麓村ノ内○陣ノ尾ョリ、

高隈窪田

ヨラ通

水源肝付郡百

程六分、

波見川

通ヱ入、

地 右之事、 頭者藤原秀宗与

慶長十一年三月同棟札ニ有之、

敷根氏家臣 而

=

可 有之 Ξ 右 衞

### 中津宮大明

補

## 右 神躰并建立之年間不知

大檀越伴家兼續法名省釣·同息男良兼公并伊勢動丸

助成人大野伊賀守源加、 當地頭河越丹後守平家實、 大工貞滿、 大願主権大僧都宥海 鍛冶文次郎

縁衆、 永禄九年丙寅三月廿六日

### 白石松尾城

有之、 右、 古城也、 百引之方江通る通路より左り壱丁余茂可

### 地 理 志

高

右衞門、代外城ニ分ル、 万治四年十二月より寛文四年十二月迄串良地頭伊集院

+

千八百八拾九石四斗五升 高隈之村

慶長四年、 文禄四年六月廿九日 朝鮮御軍功ニより以感牘賜五万石之由也 太閤御朱印を以細 川幽齋ニ賜之、

### 肝屬郡 地理

串良

串良者正平年間田代二郎領地也、 原又八郎兼延領地之、 明應年間平田右馬介兼宗領する 其後應永之比欤、 北

之処ニ、 天文・永禄之比者専肝付家より領之、元龜年間、 大永四年甲申九月廿九日、 太守忠昌公命ニ依て嶋津豊後守忠朝攻取之、 肝属河内守兼興攻取之領之、

五社大明神棟札ニ有之、天正之初、 嶋津圖書頭忠長被 那肝付三郎四郎伴兼亮、

地頭検見崎常陸守伴兼泰ト十

一鶴龜城 間輪村之内麓也 開竹之内麓也 其後地頭佐多越後守忠増也

右 之方之城を中之城与唱ふ、 岡崎村より有里村江通る左右通路 嶋津圖書頭忠長被居候 茂城内的 也 右 城

也 昌公命ニ依て攻之、城主平田右馬助兼宗城を去渡シ、 明應四年乙卯四月十五 日 嶋津豊後守忠朝

攻之、 永正十七年庚辰八月朔日、 則串良ヲ忠朝ニ給ふ、 城代越後守近久打出追散、 志布志城主新納近江守忠勝兼興与合躰して、 故三叔父平山越後守忠泰守之、 肝付河内守兼興大軍を以 大永三年癸未八月

七日、

是を不救、忠朝甚憤り、従是して新納家与豊州家与を以忠勝二男新納安千代忠常ニ譲り、士卒之命ヲ救
が、同月廿九日、肝付兼興攻之、依之城代嶋津六郎
が、同四年甲申九月中旬、忠朝和睦して、串良城
難成、同四年甲申九月中旬、忠朝和睦して、串良城

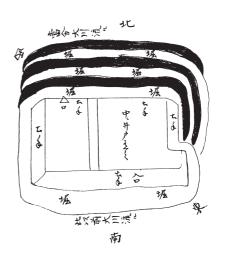
一下井倉城新川西村之内 依を結ふ之初となれり、

堀壱里与相見ゆる、當分ハ城跡之北之方江引直、「可有之、西北之間敵付相見得、堀三重有之、南之方」「「重力」、西北之間敵付相見得、堀三重有之、南之方」「重力」

北之方江流る、尤川之水を流し入たる由

一一之宮大明神鎮守 有里村

有 三月、宝殿御建立、 材木被成下、 寛永十三年御再興御訴訟申上、 院幸侃持被取上、 而有之、一宮江御免屋敷弐ヶ所被下置、 頭忠長参詣有之ニ、 居主者圖師氏・北田氏ニ而、 月讀尊勧請与申傳、 御再興為相調由書付有之、寛永十三年 其後御蔵入二相成、祭米壱石被下、 忠長参詣無之時者成願寺参詣 光久公御代地頭喜入次兵衞 建立之年間不知、 十四ヶ外城江勧化并 宮役人ハ北田氏 神領 嶋津圖 ハ伊集 有



之故、 之太夫与申者江頭取被仰付、代✓相勤、 知、 儀二而候処、 被相勉由申傳、 候ニ付、 中馬将監与申人ニ而、是も幸侃庄内互移之時被召列 而候処、祁答院江被移時被召列、其後幸侃持之時者 元禄九年子九月、 嶋津忠長在城之時者頭取守屋官右衞門与申人ニ 高壱石を寄附す、書付有之、一宮頭取昔ハ不 高山四十九所大明神頭取守屋和泉と申人為 頭取掛持二而者不相調由被仰、 其後佐多越後守地頭之節串良一所之 伊勢玄愈と申人本串良衆中ニ 古棟札無之 宮地末 而 有

一十五社大明神

辛未十 右、 月十六日肝付河内守兼續再興之棟札有之、元龜二年 神躰不知、 一月廿九日肝付三郎四郎兼亮代再興之棟札有 建立之年間茂不知、天文八年丁亥六

之、

奉再興隅州串良院十五社大明神社檀 御息災延命、 右意趣者、 為家門繁栄、 為護持信心大檀那肝属三郎四郎殿伴兼亮 身心堅固、 切所願如意滿足、 武運長久、 勝 軍自 兼又當地頭検 在

> 楽 如意滿足、 見崎常陸守伴兼泰子孫繁昌、 **惣者貴賤道俗尊卑男女現當二世所願圓滿之故也 荘園泰平、風雨順時、** 家内安穩、 五穀豊饒、万民快 武運長久、

元龜二年辛未十一 月廿九日 大工 「字不知」

処二、伊集院幸侃持之時被取上、其後御蔵入二相成 札有之、御蔵入代官野村玄蕃、 祭米壱石五斗被下、元和七年 百九拾弐俵八升三合有里村之内宮之脇門浮免相付之 敷七ヶ所被下、于今屋敷有之、忠長在城之時、 寺参詣有之、居主ハ圖師氏・北田氏ニ而、 嶋津圖書頭忠長参詣有之二、忠長参詣無之時者成 鍛冶 木佐木八左衞門尉田又左衞門尉 寛文三年癸卯六月御 家久公御代御再興棟 十五社屋 祭米 願

一諏訪大明神岡崎村麓

再興、

光久公御代地頭藤原久朝也

間 右 圖書頭忠長二相付祁答院江被罷移由 建立之年間不知、 神主赤木市右衞門与申人古由緒書致持 古鎧壱領社内:有之、 宣而、 神主方江 慶長年

一大塚大明神

右

武蔵國本社秩父權現妙見大菩薩勧請之社也、

開

稲荷大明 神

由緒書無之候

有 元龜元年庚午十一月六日 義久公御建立棟札

有

之、

所也、 奉勧請稲荷五社 右意趣者、 大明

夢通恠高重偈仰之間、 搆假殿御供奉勧請

信心大施主藤原義久

龜元年庚午十一月廿六日

權大僧都法印頼岳誌之、

奉新造立稲荷宮一字、

義久御息災延命、 奉爲天長地久、 子孫繁昌、 寶祈長遠、 武運長久、 珠者護持大檀苔藤原(殊力) 國家安全、

右、

領内豊饒、 諸人快楽、 心中所求皆令滿足、 仍如件、

當院地頭藤原忠長

天正六年戊寅九月廿

日

權大僧都頼久認之、

郎重忠ニ被仰付、 基本田次郎親經、 三ヶ國之為先見下向之時、 此度三ヶ國江下りなハ、三ヶ國者 畠山

次

三拾人之國主有之、 秩父大明神天一妙見ヲ初而利運之地冱崇敬可有之与 忠久為勝利、 嶋津家之守護神

被仰、 九之塚を初而築而太刀を納、 御打入之時、 其後 九城古市之郷・ 忠久公當國江 御下向、 高山塚脇村所と二九十 九万九千之軍神勧 庄内嶋戸之郷 請

御太刀、 顽 従 末世之しるしとて于今在神前、 頼朝卿二ッ引龍之御指物・秩父重忠御鎧甲 天文十三年、

江 肝付家より御再興有之、 来て造立ス、其名弥藤・ 肝付家落城之後、 鎮頭、 両人居住以来唐 唐人此所 人

町と云、天正十三年乙酉九月十六日造営、

地頭藤原

忠長、 持之時被取上、 施主藤原長秀、 其後御祭米少とツ、被下、 神領為有之処ニ、伊集院幸侃 又其後寺

社領御取揚之節御取上ニ相成、寛文年間、 米之内より同七年未四月郡 スニ付、 新田御開ニ相成、 大塚大明神敷地江段~新溝相立候故 川西村之内高弐千五百石余出 (资为) (资为) 衛門 串良中御 證文 新増 一来致

を以真米三石被成下候

267

### 一肝付氏船手新川西村之内

右 唐人町之下之方大川入江有之所、 肝付家之船手

と申傳候

成願寺 山号大塚山 坊津一乗院末寺

右、 建立之年間不知、旧大塚原之下ニ有之高山寺と

之所
江被移、成願寺と為改由申傳候、開山永傳法印、 云、嶋津圖書頭忠長中住之城之時、當分寺之前田地

洪水有之、當分地江引移、

六世忠瑜、

天正八年八月朔日寂、

八世堯仁代、

田地

一安住寺 山号瑞雲山 禅宗福山大安寺末寺

右 開山勝巖祖幢禅師、 開創傳舊三峯山幸善寺と云

二移三峯山、文禄三年正月六日齧之鏑和尚寂、 當寺二世齧之門鏑和尚鹿屋之郷宇津間より天正年間 弟子

開山屓真像并法具福山大安寺ニ行、于今在大安寺、

地理志

串良

忠久公御代、 北原又太郎延兼領之、 元久公御代、

平田

右馬助重宗串良城岩廣、 明應四年四月十五日、 豊後守忠

書忠長自鹿籠移此地、 新納・肝付、肝付家至天正年中領之、天正六年、 朝襲取之、永正五年正月十五日、平田右馬助串良城去渡(⑤サ) 同十六年ニ至領之、文禄五年より 嶋津圖

伊集院右衞門太夫忠棟領之、

九百拾五石九斗壱合

岩廣村之内

弐百石 文禄四年、 以御檢地細川幽濟ニ賜之三千石之内也、 細山田村之内

慶

長四年正月九日、 朝鮮御軍功ニより賜之、

「纂考」

百引郷

鹿児島東海陸十五里に在り、 當邑東ハ大﨑へ接し、

南

五百六十五

十五間、

村落二平房村、惣人員二千三百三十四人、

惣戸數

高隈、

西ハ牛根、

北ハ市成へ接す、周廻八里二十五町二

百引ハ富山某家蔵文書に、 勾當僧安兼、 任相傳文書之理、 島津荘補任百疋弁済使職之事、 補任彼職畢、 荘衙宜承

あり、 知、 小河院内百引村十三町四丈、 敢勿違失、 百疋ハ即ち百引なり、 下 安元二年七月守沙彌とありて、 又建治二年石築地の賦帳に、 花押

近衞領島津庄の寄郡の中に百引村十三町ともあり、

又建久八年大隅國圖田帳に、 右所≥者、 **久支配、任先例、** 

52「山田氏蔵書

島津庄大隅方小川院内百引六町事、 為料所所宛行也、 早

任先例、 領知不可有相違状如件

\*

嘉吉二年三月十八日

Щ 『聖榮:當ル、』「島津國史忠尚トアリ」「田殿『忠尚』

『薩广守用久中頃ノ名ナリ』持久判

(本文書ハ「旧記雑録前編二」 一二八一号文書ト同一文書ナルベシ

(頭注

國史二、三月十八日、 使山田忠尚領小川院百引六町」

55「島津氏久弟但馬守氏忠譜中」

讓与 乙壽丸分

薩摩國鹿児島郡内永吉村

筑前國三奈木村地頭職 大隅國寄郡内百引村

54「富山氏文書

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一三〇号文書ト同一文書ナルベシ)

「氏久」判 道鑑

貞治二年卯月十日 「毎久」判「右接目ウラ判」

限永代所讓与也、

於有限御公事者、

守惣領

可令勤仕之状如件、

庄政所下

百引村

御使[下家

致勸農、 〔百引〕遣弁済使職事▽圖勾當僧安兼△「二字人、 圖定) ,為令勤仕庄國 <sup>[唐]字</sup>」之課役、可定遣如件、 (@所) 為彼職殊

住民

等宜▽蔔□□、 用之、 故下△

『明治十四年『至ル七百七年也』||承安五年八月十四日

別當伴朝臣

外八人連名判

(本文書ハ「旧記雑録前編一」五〇号文書ノ抄ナルベシ)

55 庄政所下

百引村

定遣弁済使職事 勾當僧安兼

為令執行一事以上、 所遣如件、郡内宜承知用之、下、(定脱力) (圖部)

269

家元元年十二月 安元元年十二月 (a)日

別當伴朝臣判

此外十一人連名判 別當伴朝臣

|旧記雑録前編一」五三号文書ノ抄ナルベシ)

56 都城富山氏蔵書 で嶋津御庄『ヨリ』

補任百引村弁済使職之事

勾當僧安兼

任相傳文書之理、 補任彼職畢、 庄 衙宜承知、 敢勿違失、

『是ヨリ四年目島津忠久生ル』安元二年七月 、

守沙弥判

(本文書ハ「旧記雑録前編一」五五号文書ト同一文書ナルベシ)

古佐多氏系圖

野上田伊豫坊時盛

初下當國、 百 引 7地行云 <′

-存盛

太郎 領佐多、

田代氏系圖

頼平等從道鑑公攻肝屬郡加世田城、,預縣、二十五 建武三年丙子元元年五月六日、野上田伊豫房及郡山彌 平等進斫水塞破之、乃二十七日、公賞其功、

引村地頭代官職、 所謂伊豫房卽此時盛云、

> 授伊豫房 日

五郎 及頼

國史貞久傳

建武三年云々、五月六日、公攻加瀬田、 ®城 行、 中條杢左衞門入道祐心為水寨奉行、 島津忠能 本田久兼為軍奉 ・莫祢

有戦功、 主九郎大夫國吉、百引郷平房村有加瀬田城遣墟云々、清 種 清 成 之 從伊佐郡大口郷有篠原村、建久圖田帳、有牛屎院光武名 凊 種 清 成 之 從 圓 也 • 、郎大夫檜前國能、國道國能之玄孫、篠原在牛屎院光武名、今、郡山賴平 加治木別族、篠原氏之系出檜大臣是次、傳四世至九郡山弥 五郎 頼平 ・ 袮寢次郎清種 ・篠原孫六 國道等

野崎村、蓋西北七里、 兄弟也、 國分友光等拒援兵於野崎村、 頼平 蓋旧名野崎村、『圓後更白塚崎村』復旧名云々、二十五日、一、郡村高辻帳、肝属郡高山郷有塚崎村、今名二十五日、 二十三目、 田伊豫房等斫水寨破之云々、 公遣六郎資久・袮寢清種 圓也先登獲敵三人、加瀬田城 二十七日、 ·莫袮圓也 公

Щ

野上

 $\mathbb{H}$ 

の城主なり

しか、

新納忠武當城を陷れし

時、

従

て新納左馬助と共に城主なりけ

む

又當鄉

旧善福 忠武に隨

新納左馬助

宮里道隨當城を守りし

時

藤

原

以 六月十日 野 1上田 伊 豫房為百引村 加 瀬 田 地 頭 代官 職 賞戦 功 也、 公拠 譜鑑

加瀬 を将ひて是を助く、 寢領主禰寢清成・ 後楡井頼仲當城を陷れ、 ら兵を督して當城を攻む、 付彦太郎兼隆城主なり、 田: 城。 村平房 建武年中、 禰寢清種に命して頼重を討 觀 應二 肝 建 弟頼重を城主とす、 一年四月十日、 六月十日に至り是を拔く、 (武三年五月六日、 属八郎兼重軍に属 清成 島津氏 島津貞久親 清 め、 種當 其将 自 其 兵 脏

詳ならす、 を圍む、 八月三 按するに、 日 頼 文明年· 重 日向志布志に奔る、 中新納忠武島津氏に反して 其後 0 城

三人云々、 忠武か一族にて、 して島津氏 當城を陷れ、 宮里ハ庶子なりとあり、 0 新納左馬助・ 族なり、 宮里ハ され Щ 田 宮里道隨城主たり、 ハ道隨 聖榮自記に、 忠繼 ハ忠繼庶子にて ハ 山田 山 田 左馬助 民部と号 忠繼の子 加 瀬 ハ

> 作守開基すと見え、 見えたり、 はゆる宮里美作守にて、 されハ寺傳に藤原美作守とあるハ、 文明記に宮里美作守・ 石 全禮 0 棟札に記 宮里 せる藤 文明記に 内 .膳 なと 原

11 作守忠常と同人なるへし、 ŋ また其證を得す、 説に、 かくて元亀年 忠常 ハ 、即道 中 莊 衍 兼續是 なりと

比志島伊豫を在番とす、 今に本丸・二丸の 故, 址 遺

馬

兼續より を復し、

辺

一世左馬助兼道勢ひ衰へ

島津氏に属

島 津 (⑩ 左

其臣川越玄忠・

同丹後に命して是を守ら

て、

東南

絶

高二

間

余、

Щ

下水田なり、

西

南

*/*\

闹

高 < して深塹あり

雲遊雜記傳

文明六年平 房 仁 宮

三郎左衞門尉泰忠衛門直経ノ子トモモ宮里ノ別祖ニ 按 藤原ナル公族ニテ、 屬郡百引ニ隷キテ村名ナリ、 平 房モ亦小河院 得佛公第三ノ公子掃部介忠直 、内ェテ六丁ト見ヘタリ、 宮里氏藤紀ノ分チア ノ次 テ、 今 + 7 其

肝

*ا*ر Щ 世  $\mathbb{H}$ 孫久光マテ譜 元祖式部少輔忠継 アリ テ、 ノ第四子四郎忠重モ宮里ヲ號シ 子 孫見へストナン、 又

遺レル文明十七年乙巳十一月十八日ノ棟札に大日 作守・宮里内膳ナト見へ、又今平房村ノ鎮守石牟禮社 子孫知レスト見へ、 式部少 云 >, 輔忠真ナ山田殿是也、 宮里殿ハ庶子也ト見へ、文明記 又忠継ノ子ヲ聖榮自記ニハ、 中村次郎忠泰ナ =, ユ那藤美 (原脱カ) 白人三 其子三 宮里美

宮里道隨り左馬助カ法名トス在番 野頸ニ善福寺ヲ開基シタル事ト 又新納譜二、近江守忠武カ時、 ノ 時、 Ė 梅北 其由来記ニアル 藤原美作守忠常城 百引 平 ルトナ 房

作守忠常ト見へ、又文明中平房

ブ加世

田城二新納左馬助

督ヲ指セル詞ナラン、 云ハ山田 嵵 山 田田 氏庶子四郎忠重ノ子孫ニテ、 殿・宮里殿ト云ヘルハ皆其時分ハ現ニ居タル 去レハ彼棟札ニ 姓 藤原美作守忠常 ハ藤原、 氏 */*\ 宮 家 ŀ

三城ヲ陷セ年カシテ領スト見ヘタリ、

今参テ考ルニ、

聖榮

里ニテ、

嫡家一

所

、隣ナル

平房ニ居城セシナラン、

此

五拾六石五斗壹升八合

平房八拾石伊集院右衞門太夫ニ

助ヲシテ戍ラセツラン、 ヲ文明ノ季ニモ新納忠武平房ヲ攻取リ、 棟札ハ苗字ヲ略シ藤原美作守忠常トカ 書テ平房仁宮里ト載セ、 文明記に 其時忠常モ ハ宮里美作守ト書キ、 新 納 ケルナラン、 氏二 其族人新納左馬 隨 身シテ、 然 ル

入道名ヲバ宮里道隨トモ改テ寺トモ開基シツラン云χ、

此頃迄公族 ノ宮里氏存セシコトハ疑アラシ、

軍 詑

明

應四 年乙卯條幸上旬、 新納忠武攻陷『近江守也』 百 引 ·城云云、

地理志

天文十一年二月三日ヨリ肝付兼續領之、 至天正 年間 天

正 中島津豊後守朝久領之云、、、

文禄四年六月廿 樺 山 權左衞門 ||久高ニ竜伯公賜| 九 H 御檢地之上御朱印 百 引 ト系圖 ニニア ヲ以百 ij 引 千 七百

竹ママ 方村 賜 ij 城一房村 恒吉境目也、 八万石之内ナリ 赤 */*\ ケ、 与肝 當村東之方拾町 付家北郷氏數日之戦場ニテ、

計

七

可

有之、

大崎

北

郷 家敗軍、 余多戦死 ス

肝付氏略傳

*\\ \ \ \* 天文七年正月二十六日、 此月、 また百引城を取る、 肝付兼續兵を遣て高岳城を取る『高隈ノ旧名也』 二月三日、 平房を取

廿

日師を出

晦日、

大崎城を取る、

天文十一 年二月、 兼續高岳城を復す、 三旦、 平房を取る、

称寢左馬介清平傳

姶良・大姶良・ 大隅國本領者、 種子島半分也、 西俣 大祢寢 高州・ 小祢寢 ハ、夫ヨリ以前ノ領知ナルヘシ、清平應永廿四年川辺城戦死ナレ 鹿屋 佐多・ 百引・ 田 下大隅 代 邊津 大津 賀

豊州家朝久傳

然後義久公賜朝久平房・市成為食邑、同族(頭注)『市成参考アレ』 ・水禄十一年、朝久隨父泰心委福島城出奔都 同族家臣於斯分散、 城、 蟄居篠池、

新納近江守忠武譜

當代陷梅北 . 百引 平房之三城、 所以 領知也

「名勝考」

₹ **₹** に営したるものなるへきにや、 るへきもしるへからす、 城に楯籠りしを道鑑公動座し給ひ軍勞あり ર્જ્ 陣 苸 巓 建武三年肝付八郎兼重 の平なる所壱反許 加 瀬田 城の丑寅方川越五六町を隔てたる高岡を しかれとも其後小賊時 ŋ 後 • 片言隻字も傳 同彦五郎兼隆以下 *ا*ر 原野に續ける し時 ハらされ くの 0 遺 加 切 戦争 跡 瀬 あ な 田 W

肝付兼重傳

考ふる
二
便
あらす、

公軍云云、 地名陳平、里人相傳、以為公所陣地云、公子六郎資久・大隅助三百引加世田城遺壉艮位隔川五六町、有 **壱里拾町許平房村、 今在百引地頭館東** 祐心等從軍、 郎忠國及軍奉行本田左衞門尉久兼・中條杢左衞門尉入道 建武三年四月、 徴諸郡兵、 \*\*\* 至是、 前 此 蓋彦太郎兼隆将兵戍加世 乃十二日、 公帥兵入我肝屬、 富光九郎道貞等来會 隔水立營、 田 城、 距今 墟遺

57 富光文書

皆各奉教書會之、

同謀伐我也、

薩摩國邪堂院冨光九郎大前道貞、 最前馳参御方候之上者、

彌別 一 行欲備後代亀鏡、 以此旨、 可有御披露候、 恐惶謹

言

建武三年四月十二日

進上

御奉行所

大前道貞

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一八三五号文書ト同一文書ナルベシ)

重久篤兼譜中」

太郎兼隆等據加世田城、在肝 三月二十九日、 尊氏賜公教書、 以黨義貞、 令戍隅薩、 十四日、 四月、 肝付彦 公賜篤

兼書、 使速発兵以攻伐之、

58「重久氏文書」

仍當國内肝付郡加世田城已下所々有悪黨蜂起者、 大隅・薩摩両國警固事、去三月廿九日将軍家御教書如此、 早速馳

向于彼所、 各可致對治也、 仍執達如件 沙弥判

建武三年四月十 四日

重久掾殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一八三七号文書ト同一文書ナルベシ)

59「牛屎文書」

肝付八郎兼重以下凶徒等誅伐事、

可致軍忠之状如件、

建武三年四月廿一日

左馬頭御判(足利直義)

牛屎左近将監殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一八三八号文書ト同一文書ナルベシ)

6「清水士野田氏蔵書

《軍忠、薩摩國御家人野田次四郎入道々玄令馳参候、◎敎 肝付八郎兼重與黨凶徒等為誅伐、 御発向大隅國之間、 為

以此

旨 可有御披露候、 恐惶謹言

建武三年四月廿三日

沙彌道玄

進上 御奉行所 『貞久入道道鑒』

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一八三九号文書ト同一文書ナルベシ)

肝付兼重傳

大隅式部小三郎、 建武三年五月、公恐兼重或遣援兵夾伐其後、 如日州中郷攻姫木城、 田氏 率柿木原太郎左衞門入道惠佛圓佛 地名姫木、 以備三俣、 乃五日、 六日、

相催一族、

不廻時尅馳

故代師之、 遂自将、 其弥三郎保右等先登 次子弥三郎保右等、 島津六郎資久為将、 篠原孫六國道・莫禰次郎太郎成長入道圓也・ 亩 伊豫 進圍 以本 房時盛・ 郡 加世 山 田久兼等為軍奉行、 彌 禰寢彌次郎清種・平田小次郎眞宗無好婿 五郎 田 別攻大手、 率式部諸三郎忠能・杉三郎入道々悟 城、 類平等、 斬 堀口 又使島津左京進宗久入道 柵、 徑攻水寨、 又使中條祐心為奉行、 保右蒙箭創、 帥二階堂紀伊權守行久・ 杉三郎入道以 杉三郎入道 八日、 マ マ (回 意 恵) 野 道

復進攻之、 悟及山野彦四 道悟旗持六郎丸被箭疵云云、 郎 入道 伊 作田 兵部丞等屬島津六郎資久師

宮之城阿久根氏蔵書

薩摩國莫祢次郎太郎入道 圓 也 謹

城 欲早任鎮西肝付八郎兼重住 所 Þ 軍忠、 預恩賞、 施弓箭 所 加圖上 面 目 田 城 弥播忠節 并 越前 國敦賀 間

副 准

Ŧi. 通 御 教書并知 御 感一 見状

右圓 誅伐肝付八郎兼重以下凶徒等之由、 也 於御 方軍 丰 抽忠勤 乎、 然隨: 被下御教書之間 當國守護催 促 即 口

> 教書、 權三 馳向 命 破彼城水手之時、 寄来之間、 騎、 郎被疵射疵之条、 抽軍忠之上、 大隅國加 於恩賞者、 子息孫太郎重貞被疵、 於野崎陣、 瀬 田 郎從安三郎被打破頭 城 重為逢京都御要、 可 有其沙汰之由被仰出 道鑒 圓也致太刀打、 捨身命致合戦之時、 見状分明 射左 疵手 馳上之處、 同 也 射落御 Ŧī. **当**畢云云、 同 月 仍 计六 计 凶 圓 敵二 徒等為後詰 Ŧī. 預御感御 也 日 日 不惜 騎、 略文、 夜 郎從 打 切

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一八四六号文書ノ抄ナルベシ)

恐々言上如件

62 仝

之處、 畢 尉被疵左肩之条、 支サ乗馬腹并股畢、 後詰寄来之間、 即 明 馳向 也、 命 且 一罷向敦賀城、 預御感御教書、 毎度抽軍忠之上、 大隅國 将又可誅伐肝付八郎兼重之由、 加 瀬 於野崎陣、 道鑒一 田 其後攻寄大手木戸口之時、 可對治凶徒之旨、 城、 於恩賞者、 重為逢京都御要、 見状同前、 捨身命致合戦之時、 政貞致太刀打、 可 有御沙 仍政貞所々合戦不惜 被仰下之間 被下御 汰之由被 陵長途 討取 凶 教書之間 (統分) (統分) 御敵 郎從左近 馳上

定 欲令發向之處、依受重病、 以親類貞國為代官差遣彼

城 自正月十八日致合戦、 同二月十六日、 後卷寄来之時

捨身命抽軍忠、三月五日夜攻落彼城之條、

嶋津三郎左衞

右

門尉頼久一見状進覧、凡政貞建武二年以来京都鎮西於所 々致合戦云云៷、恐々言上如件

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一八四七号文書ノ抄ナルベシ)

肝付兼重譜中

官職、 公大懌時盛等破水塞、 賞先登功也 一十七日、 命時盛為百引村地頭代

63「田代氏蔵書」

**貢済物者、** 當國寄郡内百引村地頭代官職、 大隅國肝付郡加世田城水手夜討事、為先打攻落之間、 任先例、 可致其沙汰也、次於公方恩賞者、 所充行給恩也、 至有限年 以 可

建武三年五月廿七日 道鑒判 申行之状如件

上田 伊与房『時盛、

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一八五二号文書ト同一文書ナルベシ)

道々恵畢、

自五月六日迄于六月十日、

日夜捨身命致合戦

當郷知行ス

6 重久氏文書

両日、 護代森三郎行重・三俣院高木孫三郎・池袋 大隅國御家人重久孫八藤原篤兼謹言上 ]与黨凶徒等致合戦之次第、大将式部小三郎・同當國守 同國肝付郡加瀬田城并日向國三俣院王子城後卷合戦事 自最前於御方致軍忠之条、先日注進畢、 隨御奉書、 馳向日向國三俣院王子城、 渡河懸先 去五月五六 ・姫木孫

道・搦手大将島津七郎并軍奉行本田左衞門[ 同』彦太郎兼隆城加瀬田致軍忠之条、大手大将大隅入 同時ニ

五郎大夫見知畢、将又自同九日迄于六月、[[肝付八郎兼]]重

地頭御家人等見知畢、 仍粗言上如件

建武三年六月□日 □ 承了判 『道鑑貞久』

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一八五四号文書ト同一文書ナルベシ)

65「山田氏蔵書」

大隅式部諸三郎忠能軍忠事

令下國、押寄大隅加世田 右忠能、 薩摩·大隅両國凶徒等蜂起之間、 城、 大手大将属于島津左京進入 就下給御教書、

然早軍忠拔群之上者、 且預御注進、 且. 賜御 逐判、 浴

為施弓箭面目 日 承了判 『貞久入道々鑒』 ・ 恐々言上如件、

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一八五六号文書ト同一文書ナルベシ)

「財部延時氏蔵書

薩摩國延時又三郎入道法佛謹言上

欲早依數ヶ度軍忠預御注進浴恩賞、 大隅國加瀬田城合

右、

病 日大将総州御発向件城墎之間、 差進代官聟平田小次郎真宗、 肝付八郎兼重· 同兼高與黨凶徒等為誅伐之、 法佛可馳参之處、 押寄水手、令合戦、 依為當 去月六 自

徒等令静謐之上者、早預御注進、 **杢左衞門入道祐心所被見知也、** 翌日迄于今月十日、 連々致合戦忠勤之条、軍奉行人中条 而同十日、 為浴恩賞、恐々言上如 被責落、墎、 凶

建武三年六月 日

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一八五七号文書ト同一文書ナルベシ)

67 「野田郷筿原氏蔵書

薩摩國牛屎院筿原孫六國道謹

欲早預御注進浴恩賞事

右、 兼高以下凶徒等為誅伐、 為國道御方、度々致軍忠之上、 馳向大隅肝付郡加 〔犬載〕抽軍忠之条、〔億1\_戦〕 肝付八郎·同彦太郎 世 田

然早為預御注進、 謹言上如件

五月六日迄于今月十日、

無其隱者欤

城、

建武三秊六月 日 口「承了判」

本文書ハ「旧記雑録前編一」一八五九号文書ト同一文書ナルベシ)

8「高尾野出水氏蔵書

薩摩國御家人和泉杦三郎入道々悟謹言上

欲早任軍忠預御注進浴恩賞事

之時、旗差六郎丸左小肘被射之段、大手大将島津六郎被見 身命致種々軍忠之刻、子息彌三郎保右左股被、 右 并同國伊作田兵部丞見知畢、 知之上、 相具子息等、致一番先懸、責寄堀口、 去五月七日大隅國肝付郡加世田城大手城戸口合戦之 為同所合戦仁之間、 薩摩國牛山山野彦四郎入道 次同廿三日野崎懸合合戦時 切拂逆迎、 同八日合戦

又致散 々軍忠畢、 然早任軍忠、 預御注進、 罷蒙恩賞、 為

施弓箭面 建武三年六月 Ę 粗恐々言上如件、 道鑒 承了判

日

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一八六〇号文書ト同一文書ナルベシ)

69「水引郷權執印蔵書」

欲早預御注進浴恩賞、 薩摩國新田宮權執印良暹子息三郎二 大隅國肝付郡加世田城連々合戦間、 郎俊正謹言上

押寄最前野頸、

燒拂乱杭逆向木、

致拔群軍忠事、

右、

俊

世田城、 正自去五月六日至于六月十日、 尽矢種後、 焼拂亂杭逆向木、 隨大将軍催促、 致軍忠▽⑪之上、 「欠」寄り Δ 加

抽拔群忠之条、島津七郎・宮里郡司九郎入道・本田孫二 連日之間、 云野頸、 云水手、 将又後卷禦手如此致警固

郎 施弓箭面目、 為同所合戦、 平六月 日 承了判 恐々言上如件、 被見知畢、 然早預御注進、 浴恩賞、 為

建武三年六月

(本文書ハ|旧記雑録前編一」一八六二号文書ト同一文書ナルベシ)

建武三年六月十八日島津沙弥道鑑之證文

△大隅國肝付郡加瀬田城墎、去五<u>月</u> 肝付八郎兼重・同彦太郎兼隆▽圓以下与黨人等為退治、 |同國袮寢彌次郎 大将御発向之間 伐

清種、 并軍奉行△本田左衞門尉久兼・同水手御奉行中条杢左衞 自同日至 

隨于大将御命、去五月廿三日、<sup>有其開)</sup> 門『圓入道祐心被』見知訖、 将又與黨人等為後卷 (⑩馳向野崎村、懸先致散々) 野崎馳相 (旭可寄来之由

合戦、 大将[近]]郎之 仍此等子細、一族一烈捧[仰島津六郎・同大隅助三)

披露候、以此旨、可有 恐惶謹言、

建武三年六月十八日

▽圓建部清種△

進上 御奉行所 承了判

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一八六五号文書ト同一文書ナルベシ)

71 高尾野郷出水氏蔵書

薩摩國和泉杦三郎入道道悟謹 冒上

欲早任大隅國加

世 田

[城并野崎城懸合合戦軍忠浴恩賞播

弓箭 面 日事

副進

通 将軍家御教書建武三年三月廿八日

### 诵 同年六月 守護人嶋 津日上 總入道 道鑑一見状

八日 之間、 之時、 道鑒、 右 将道鑒一 崎懸合合戦之時、 拔左股之条、 可誅伐肝 面 目 合戦之時、 去年三月将 不惜身命抽軍忠之刻、 薩摩國 道 同 見状明白 恐々言上 悟相具子息等、 五月六日押寄當 付 八郎兼重以 大手大将島津六郎被見知之上、 山野彦四 旗差六郎丸左 軍家鎮西 妕 也、 致散 件 や戦、 下凶 然 郎入道・ 則 城、 最前攻寄大手城戸 御下向之間、 [徒之由、 任 追 小 子息弥三郎保右被疵、 度々軍忠、 致散々矢軍畢、 落 ·
肘被射之畢、 伊作田兵部丞見 両城畢、 依 下賜 道悟馳参宰府之處、 浴恩賞、 此等次第、 御 為 教 同 際、 同 廿三 七日 知 同 書、 為施 畢、 所 切 沸増が 合戦 合 被 屬于 Н 大 野 同 戦 射

武 四 年 应 月 日

(本文書ハ「旧記雑録前編一」 一九 一七号文書ト同一文書ナルベシ)

肝付氏譜中

山

彦三 新平 十五 城、 姶良城、 郎次郎及大姶良新兵衞入道道心 分之戍衆、 乃乘其虚 修 正平六年辛 理亮直 -被疵 日 郎等蒙疵、 至是三月廿七日、 拔之、 有功、 得丸六郎 兀 顕等多迎 月 -「 工 悪 年 、 侵我肝 使其弟又四 应 H 於是七月十 Ŧī. 月三 屬、 降者云、、 五郎良世等又攻之、 初 拔之、 云 足利兵衞佐直冬之至九 旦 郎 畠 取大姶良 山 頼 + 直 重 良世等又攻之、 顕率: 楡井 日 Ė 戍 城 加 十或 日作 攻頼 横山 祢寢弥次郎清 四 瀬 郎 田 加 良世弟得 重於加 彦三 頼仲 城 世 清種等又攻高 田 得丸新平 使其 據 郎等戍大姶良 城 州 世 有 • 丸孫 :種等攻· 田 臣 高 志 也 城、 岡富二 熊 布 城等 熊 圉 七 志 畠

72 Ш Ŀ 直左衛門家蔵

明

Ĥ

廿

Ŧi.

日

≥

人 城

加世 得丸六郎 田 合戦手負注 Ŧī. 郎 良世 文 分

卯 月廿 孫 七良ケ世  $\overline{\mathcal{H}}$ Н 所モス

平 \_ 同 手 弟

7

ź

頼 應二年夏四 仲弟又四 郎頼重於百 |月十

H

成

清増 城

清種等、

韋

楡

井

引 袮 寝清

郷

加

瀬

數

月

不克、

公下加瀬、

Ŧī.

月三

日

夜

Þ

打

國史貞久傳

頼田

重城

取其

加瀬田城、紅茶後加瀬田は

年月不詳

279

新平切疵

彦三郎左手

注文

觀應二年六月廿一日

承了 (花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二三五九号文書ト同一文書ナルベシ)

頭系圖

百引

河越丹後守平重高(尚力) 中村對馬守吉親 明神棟札ニミユ、良兼領ノ時也、天文二十三棟札ニモミヘタリ、永禄元年諏訪両大 棟札ニ見ヘタリ、兼亮領地之時也、元亀四年十一月石牟禮大明神

吉田右衞門佐清長入道半雪齊 發六郎右衞門 最上土佐守義時 初北條善左衞門時弘卜云、寬永七年六月死去也、 慶長十九年比地

最上右近 義時之子、

阿多六兵衛 六郎右衞門事欤、 阿多六郎右衞門 六兵衞同人欤、竢考、寛文八年九月十日ヨリ定、御納戸奉行・町奉行也 勘解由忠朗事欤

川上上野久尚 初彦太郎 延寶二年二月十五日ヨリ定、

大野源右衞門久朗 延寶九酉正月ヨリ 十七日ヨリ、民部宗直養子、宗増トモ、

平田民部左衞門宗門

伊東仁右衛門祐秋 ヘタリ、 初三左衞門 御納戸役・御吟味役、 自系ニ見

地理纂考」

中島七右衞門利朗

三日迄、正徳三巳十一月十九日ヨリ享保十一年午七月

利神社百引

創建の年月傳ハらす、闔邑の鎮守とす、 奉祀 天兒屋根命 例祭九月九日 土人利大明神宮

と云、

諏訪神社百引 永禄元年肝付兼續造立の棟札あり、 建御名方命 事代主命

纂考」 大王神社科司

祭神詳ならす、

應永十

一年造立の棟札を蔵

延寶七年正月二

む

IJ

新納喜右衛門久行 伊地知越右衞門重昌 元禄二巳七月十三日ヨリ、 初新左衞門 貞享三寅十月二十九日ヨ

島津内蔵 寶永三年戌正月二十七日ヨリ、 月三日ヨリ、異本二年酉十

黒葛原源左衞門 高橋七郎右衞門 寶永四年亥二十九日ヨリ、 異本正徳 御守役、寶永七寅壬八月四日ヨリ、

280

石牟禮神社有引

天照大神 月例 初卯 日

文明十七年乙巳十 奉祀

創建再興詳ならす、 城の条に詳なり、又天文十三年の棟札あ忠常ハ下の加瀬田又天文十三年の棟札あ

月十八日藤原美作守忠常とありて、 石牟禮ハ地名なり、 棟札に

中表紙

隅旅漫筆 記職考百引郷増補用

清 村平 房 本丸 の址 にあ ŋ 祭神詳ならす、 當城の

荒神

なりしといふ、

今小社なり、

ヲ鎌

田

四郎左衞門ナル人ニ頼ミ模シ置シト云、

或日又古系圖モモタラシ来ル、

百五六十年ノ

百引郷士鮫島源角ナル者系圖一

卷齊来古系圖

ŋ

野<sub>\*</sub> 鹿ź

産物産

走獣

ヲ、 者ト見ユ、所∨誤字衍文アツテ讀得サルモノ 頼ミ寫シタルトカ云ン、正シク系圖ノ文躰古 最多シ、 百数十年ノ村ニ寫シ置、 案スルニ、其以前ノ古系圖ナリシ 夫ヲ又鎌田子ニ

メカシク古風ノ物也、 其略、

畠山肢

三男—号島津判官忠久 ――鮫島四郎宗家――― 文治・元暦阿田ヲ持、一 文治・元暦阿田ヲ持、一 藤原ノ末也、今ハ頼郎 頼朝源氏 三ヶ國

嫡子大和守宗門 -二男伊賀守義宗

「女子次―― 」 左衞門介 「二男筑前守宗吉 「二男右衞門尉宗門 드 「三男左京介宗明 工 豊後守宗門 嫡子式部少輔宗鎌 嫡子十 藤祐 男勢助宗元 ·郎祐成世八日討死、 常建久四年討死 宗久 嫡子豊後守宗元 嫡子為左衞門宗信 -三男周坊介宗祐 应 |男大納言 嫡子備前守國宗 修理太夫宗安 常陸守宗國 男五郎時宗 四郎祐 討死、 宇治ニテ 号藤原、 全廿八日討死、 子、号平朝臣、 聖道落 口坐卯 法条四郎時正育 鮫島宗成 阿多伊豫守家菊 阿多播广守宗介:此代川邊西東方百五: 鮫島四郎宗家 阿多下 阿多越後守宗持 阿多熊三郎宗實 阿多馬場時 桑良美作守宗徒 -野守宗 島津忠国公ヨリ幡シルシ給奉指宿丈六 1 経 コ山王ノサ 文治 H 正 吉山王氏神建立、 干丁 鮫島式部少輔忠宗 鮫島平秀和御子五人 元年阿多二下向、 阿多下總守忠 知行、 阿多白 嫡子参河守宗貞 Ź 馬場加賀守宗廣 桑良美作守良宗 コウ 藤原 H 河上 阿多右兵衛 向 -阿多藤 義 野守家重 B 源氏 カイ申ス、 鮫島宗安 島津殿烏帽子子 四 郎左衞門家 経

└鮫島宗延──鮫島藤左衞門──鮫島千代菊─

-鮫島真金---藤左衞門廣伴

四郎右衞門廣年 藤左衞門廣次 藤大左衞門廣通

藤左衞門ハ其間久しかりしを、子孫よく續乗按するに、古系圖に真金まてのす、真金より

せす、鎌子に乞て又藤右衞門よりつりたるに

てハあらぬにや、可疑、不然ハ

系圖のあとに左之通有之、忠國公御代より今藤大左衞門迄十一代也、

且.

國ケ豆コケ人島津殿下人たるへし、但此内鮫島四郎宗(地頭カ) (地頭カ)

薩广國阿田郡ニ下向、たすへからす、子孫にをいてのたからなり、

あるへし、鮫島家にもあるへし、あいかまいて他人わ家ハとうハいたるへし、此又書カナカキハ島津家にも

文治元暦三月三日

巻之口従武内宿祢代々継圖とあつて、本名平山氏甑右年物也、後代段々乗し来る、平山八右衞門庶流也、一日郷士年寄平山五藤兵衞古系圖一巻持来る、二百

躰にてつり立てあり、右武徳しるせるにハあらすに

京亮武徳記印と書せり、

而系圖武徳にてハ古風

の書

や、慶長以前の物と見ゆ、

を見るに、其家源三位頼政の弟竹井二郎より出たり、百引平房村庄屋竹井勘右衞門古系圖一巻齊来る、余

頼政

頼行勇 於宇治討死、 何子竹井 郎、右馬 (>トン)

頼兼右馬頭

光重深栖三郎

賴辰左馬頭 賴重民部少輔 圓相之內輪三小筋廻、

是より聯連して今に至れり、今に家の紋右にあること

系圖百数十年以上之物と見ゆ、

右系圖笥中左之通古書あり、

なにのゆへ いへともしるし置

松やねミツすこし入候さてこし申候

には之つちあはせて

かまつち

し入る、さてこし申候

くすり、もち之米、きらす、まつやね、ミツすこ

せんちん之つち あはせて

くしのつち くすり、まツやね、たふさにかは、ミツすこし入

候こすなり、

たふ之つち 一ぬりかへよし

すゝけかやよし

ついちのつちよし

はいつちよし 一つくりつちよし

こかへつちよし

拾年ほとのには之つちとりよし、人之はり、うまのは

ゑんしふ十斤ニミツ廿五盃入候たふ、す五匁目、まツり、うしをはいぬか、此分合而壱年二年ににるによし、

にのせにてはんふんハ申候ときこし申候、

やね十五匁め、かふりミふし入申候、

てかけんつめ

ゑんしふになり不申候ときよく候はいたれ

に可有

候、これひミツにて候、

しをやのはいよし

やまはいよし くてん有 しく候

たいたふ 一貫のてん

なんはん あんとふにんのてん

ふくはら

監物

此分ひミツ可有、これをよく~~きしやうもんのまへ

天正七年十壱月廿四日

和田民部

はたの

ちふ之せう殿さま江

藤田家系一巻に載テ、

右播广守保好代ニ書シテ日、

たかのけくすり之事

つはめ之くろやき むしやくろやニ水にのめをふむ

事、 馬屋のつちをたれにてはかりにる也、 それなけ

れは山ま之はいをたれてはかりてにる也、よく~~

くたくに有、

ゑんせう之日記いへ之つちゑんせうにそこなみ候時ハ、 山之はいと
ろこふをひしきてた程くを薬一ッさす也、

三十二匁目上

一三十六匁同ぬけ薬

四文目

三十四文め同中

すミ四文め八分

ヲ持来ス、二百年物也、 石塚藤助ナル者 蒔見ニテ上見方ニツトメ古系圖一 石牟禮大明神社職也 卷

石塚左近

藤原姓、

大木林與市

親忠 二郎

文明二庚寅正月廿日、 島津忠国様死玉、

四月十三日

大サ馬頭如也、

降

文明九丁酉季九月七日ニ向島焼出、 石塚家四郎左右衞尉正資代ニ書シテ曰

同十三日、

灰砂

石塚家石見守正興代ニ書シテ日

於宮ヶ原合ヶ廻山下帯刀左衞門ノ討取也、

加藤采女正討取、 福山於柴尾馬之頭殿・肝月殿取合

時 迎助左衞門打取

郷士年寄平山後藤兵衞なる人名勝志方御糺一 冊持来ル、予之ヲ借、 古事可鑒ヲ掬騰ス、 件留帳

古城一ヶ所 有之、文明年間藤原美作守忠常開基之城也、 城名高雲加世田ヶ城、 百引平房村之内ニ 文明年 中

玄仲・ 在番新納左馬助・宮里道随、 同名丹後守入替在番、 元龜年中肝属家より川 越

又四郎・比志島伊与守・伊集院幸侃在番、 其後島津豊久・右馬頭 其後島津豊

後守百引平房村ヲ領ト申傳御座候、

原、法名雲菴竜溪トアリ、北郷蔵人殿ト肝属家ト大合間之比、御支族系圖ヲ按スルニ、資忠八代孫讃岐守忠間之比、御支族系圖ヲ按スルニ、資忠八代孫讃岐守忠

有之、當分其邊陳之平ト申傳申候、リ丑方ニ相當八町程之所ニ北郷蔵人殿陳迹ト申渡候處(留)」 古陳場ト申傳ノ處、百引平房村之内高雲加世田ヶ城ヨ古陳場ト申傳ノ處、百引平房村之内高雲加世田ヶ城ヨ

首塚ト申傳赤ハケ御座

候

戦有之、双方戦死ノ由申傳御座候、

尤蔵人殿家臣戦死

利大明神宮

源蔵系圖ニ左之通書入アルヨシ、一御正躰鏡一面、差渡一尺八寸程、御神躰切付、圖師

下向時、 樋之村安置被申候、 年ニ祐貞依為強弓百引西 後盛仲免許以鹿屋之中城之内舟隈村数歳居住、 孝天皇御字、 延暦三年、 利大明神霊廟圖師輿日州諸縣群春日村着、(資郡) 参議左大臣魚名改以利名大明神奉崇、 山城州綴〔群〕移営玉、(⑥茂) 祐盛 原 • 重治・重好・重晨・度・ 堀切原之両村知行、 通 維永日州御 養和 明神 其 祐 元 光

壽六ヶ村被置

武達人名跡定置従五位下駿河守日州志布志下着、従其光孝天皇御宇、山城綴喜郡居伊藤護守明信二男維永文豊後守

一養和元乙巳歳三月十三日、高-^^ ▼ ▽ > 。

**尤多、タマ~~ヲノレ讀得タルモ、古風ヲ遺サヌタ按スルニ、古系圖ノマ、ナルヲノセタルユヘカ誤字** 

高山本城盛仲對面ス、

メニ原本ノ侭ニスル也、

一右より申傳事御座候、 <sup>(⑥古)</sup> 成、 ニ如神殿ニ御つふげ御座候、(๑ഀ) 被成之時、 神之由御座 ヨリ此地島津様御旗下ニ御成シ被成、 度御はらい仕、 于今御三方之内二籠申候、 候、 為御祝鎧甲御上被成候、 則御公儀 相違申候時御神託御座候、 其時百引地頭鎌田 ニ申上候、 則所之役人・社家差寄千億歳人 其後肥後・豊後ヲ切取 其鎧 其時御太刀御 其軍神ニ利大明 ノ形御三方江 加賀守殿御代 様子者、 上被 関

大宮司

少御座候

鶴田勘右衞門

右之通、 古書付こ 相見得申候二付書写差出申候、 于今

宝物御 座 候

諏訪両大明神 両社

棟札寫

聖主天中天

迦

陵頻伽声

百引諏訪両大明神社壇

我等今敬禮

哀愍衆生者

前河内守兼續公沙弥省釣公‧固當主君良兼並滿壽丸息(圖令) 夫社壇造立者、奉為金輪聖星天長地久、殊者大檀那越 <sup>(@皇)</sup>

災延命、 趎慈、 凶徒退散、 子孫繁昌、身心安泰、武運長久、現世怨散皆 永保壽福、万歳快楽、 領内治斉、 五.

世来世令願望成就叓、 造宮主中村對馬守平氏吉親今忽鎮両大明神襀谷餘慶現(當賣) 為如指掌者也、

穀豊、

諸人愉悦、

心中求願如意滿足故也矣、

又當地頭

永禄元年戊子八月十六日 遷宮了

遷宮師權大僧都

快津

脇田杢助封

鍛冶榎 田太郎三郎

堂籠ト云所ニ社アリ、 堂ノウシロヲ後堂ト云、

棟札写

大王宮

奉造立大王御社臺一宇事

右意趣者、 為天長地久、 御願圓 満 殊信心大施主息

災延命、子孫繁昌、皆令満足、 諸人快楽故也

應永十一年甲申美二月吉日

大願主源伊賀倉「二書ニハ房トアリ」

大工沙弥

榮頭敬白

又

奉再興ノ大王社一宇事

右意趣者、為天長地久、 御願圓満、 殊者大檀那 肝属

退治、 左馬頭伴良兼並隱居前河内守兼續公武運長久、 殊者子孫繁昌、 領内堅固、 諸人快楽、 如意満 怨敵

足故也、

永禄九年丙寅九月晦日

大宮司

藤原助

市

中

村對馬守

鍛冶日奉助友

# 大工藤原安秀「紀州藤城住

右、 予親ク神櫝ヲ開キ是ヲ見ル、元禄年時棟版モ一

......\_\_ 此社七久保上云方限ニアリ、平房石牟禮社ニアラス、片 アリ、 神鏡 二面 アリ、 唐ノ鏡也、

石牟禮大明神

棟札

奉造立石牟禮大明神御社一宇所

右意趣者、護持信心大檀那、和藤原郷儀久武運長久、®殊 御子孫繁昌、一々吉慶吉利、 如意吉祥故也

次二者藤原政長息災延命、武運長久、子孫繁昌、

急々如意律令、

天正十三年乙酉 大願主

十一月三日敬白

伊與守

藤原助興

就満足者也、

蔵王權現

棟上奉造立蔵王權現御宝前一字

災、御子孫繁昌 右意趣者、 天長地久、 御願圓満、殊者大檀那兼顧息 並 当願主吉親-

于時天文二十二年丑十二月廿二日

湯尾權現 丸山寺鎮守

社

棟札之寫

熊野三所權現社一字 聖主天中天、迦陵頻伽声、哀愍衆生者、我等今敬

大檀那大梵天 (GE)

天文廿三年癸丑二月三日

大願主常釈天王

夫社造立者、奉為金輪聖主天長地久、殊者當檀那越伴

繁昌、[一一]豊饒、万民快楽之故也、而又當頭中村對第二(『五彩)(『沙弥省釣公) 「地ノ字アルヘシ」家良兼・同御隱居[一一]各御息災、安躰心堅固、子孫家良兼・同御隱居[一一]各御息災、安躰心堅固、子孫 馬守今忽領此權現積善餘慶、 現世二世之願望一々令成

別當快惠

高八斗三升七合六夕六才

徳祐山 知行目録

善福寺

禅宗

右之高、平房善福寺為居屋敷被宛行者也、

慶長十九年八月 十日

伊勢兵部判滅(国真)

三原諸右衞門 田 (外幸)

町

徳祐山善福寺本尊如意輪観自在菩薩

隅州肝属郡百引平房加世田

[城者、

従往古麓

也

依之當寺菩提所相立、 祈願所之古跡往古麓之證跡為記置、 祠堂高弐石五斗九升余致格護 此旨記置者

開倫

右者、 1、 太守豊久公節山大中菴主御代、 「立久公カ」「玄忠カ」 嚴正文大和尚 文明歳中藤

原美作守忠常開基ニ 而 城之御在番新納左馬佐殿号

宮里道水居士也、

二世久屋林昌和尚

〔五代カ〕、元亀歳中、 肝属方河内守兼續公、 庄

也、 郷家ト平房之内赤ハケニテ故有交鋒先及合戦事数 北郷家運極戦死ス、 末吉國合之ニ而肝属方戦死也、 依之肝属方其威乗北郷家本 于 H

((より)打掛時、

今者道端:竺祐之石塔有、

竺祐勝乗威

掛

國

飢死、 于今牛馬繁昌於誓詣ス、 年四月朔日祭ニ而、 發合中籠 ニ而敵ヲ追掛ル時、 北郷之余類首於取帰去ル、 依之竺祐馬灵悩人馬、 相戦、 運尽馬ヨリ下リ、 敵謀之致臥勢思侭責過時分見合 賣買之市迄古跡之由 故魂崇葉山 然処其馬数日於経 馬松ヶ相留 權 現 已切腹 跡 相 前

後守入替リ在番也、

仍而故如是也、

然共肝付方之余類川越玄忠・

同名

三世桂月門良和尚

右代、 島津豊久公・ 同名右馬守(⑥頭) 同氏又四郎殿

比

之給、 志島紀伊守御在番、 其以後子息源次郎楯籠御家ト及一乱砌、 然処伊集院幸侃發逆心、 依之誅

無住之由也

四世、列宅道和尚

五世山雲白峯和尚

六世密列[覺運]大和尚

內

北

右八世見道當寺ノ由来古事ヲ記シ置タル 日経 過偶此書アリ、 而御 糺方ノー 冊 ニノ 帖アリ、 セテア

ヲ以此ニ誌スル也

ル

百引郷士江藤家寶物左之通御座候

御旗 但御自筆ノ由申傳御座候 ~~ ツ、 此圖之通、地絹、 名相知不申候

→ 天照皇大神宮 藤原朝臣嶋津兵庫頭忠平 八幡大菩薩 日向 国内海之港

春日大明神 天正七年正月六日

長六尺

幅三尺二寸

短刀一本 長九寸五部

但銘正宗

由緒者出火ニ而焼失、

百引麓村之内里

堂籠村 西原村 新地村 堀切原村 哥丸村 出水ヶ野村 橋[良]久保村 唐鎌村 坂之下村 宮之元

竹之下村

平房村之里 上平房村 下平房村

百引中郷士抱地

惣高頭三千貳百五拾六石七斗三升六合貳夕五才

御地頭吉田六郎左衞門殿百引村之内堂籠

慶長十九年、

モ暫ク行テ見ル、

ト申所
江御仮屋被成御開基之由、此仮屋于今アリ、

百引平房村之内坊屋敷ト申所、ダキ所と申傳五輪古石

塔有之、法印宥雄卜相見得申候

鹿児嶋下町札之辻より百引地頭仮屋元迄拾五里弐町程

タリ、意フェ、此處ニ於テ談義ヲ初メ山村ノ朴民ヲ 右宥雄墓ヲ在中ノ者トモ物識リトノ、墓ト云ツタヘ

サトシタルニテ、今ニカ、ルコトヲ云モノナラン、

マタダキ所ト云モ談義所ノ約ナラン、

予経歴中タマート古社ヲタツネ古墳ヲ探、

徳永門ヨリ支配スル觀音社アリ、木像躰中ニ古文字ア

IJ 予親ラ讀得之、

清右禅門 三郎兵衞「不分明」

三郎次郎

\*

賢性妙心 妙秀

永享三年十月廿一日 作者聖觀

八郎二郎道見道立

一郎四郎道祐

道慶

妙秀 四郎兵衛

願主金光坊

余

表向

厚松法師房 菊三郎 祖吽

弥 太郎 太郎

「予此木像ヲ熟覧セシニ、其細工微妙ニシテ尋常ノ及トコロ アラス、意フェ、聖觀ナルモノハ匠者ノホマレアルモノナル

ハ

予一日田事ニ 云所ニ ヲ衝登覧ス、一 、字ヲ讀得ルコトアタハス、 雨ヲ避、 出 墳ハ廃 村爺此山腹川越丹後守墓アリ、 急雨ニ 類シー 侵サレ、 墳ハ傾立ツ、 平房村ノ内久留門 廃頽シタル 故ニ雨 1

玄室義忠庵主

按スルニ、 同名丹後守トアリ、 書置タル由緒書ノ前件ニノセタルウチニ川越玄忠 コレハ丹後守ニハアラス、善福寺住見道 シカレハ玄忠ノ二字ヲ法名ニ入

疑 レ玄室義忠トシタルニハアラヌニヤ、 ハ丹後守ニハアラヌニヤ、 見タルマ、ニシル 廃頽セル 一墳 ス

> 然トモ口碑ノミニシテ書ニ残シタルハナシ、此般若経 遊、 子觀應卜云僧住持也、 大般若経六百巻ヲ書寫シタルヲ寺寶トス、古風ノ物ナ 百引村西原方限ニ般若寺ト云寺アリ、 圖師家ヨリ支配シテ、 傳云、 般若経御覧被遊、 節山公肝属御通行ノ時此寺ニ暫ク御憩被 予一日平山氏ト同手シテ是ヲ訪 夫ヨリ般若寺ト名ツケタリト云 開闔ノトキハ右家ヨリ上下 當分圓 Ш 和 尚弟

服シ敬テ之ヲ取扱事也

按スルニ、

節山公肝属御通行ト云傳ヘタ

ル

ハイフ

カシ、 ナカリシニヤ、 日・大檀那・住持ナト名ヲシルシテアリ、 テアケツラヘカタシ、右六百巻トモニ巻後ニ年号月 圓室公御征伐ノ御ツイテ當寺ニ御憩ニテハ 口碑ノ傳ヘタルマ、ナレハ、 コトく キハメ

隅州小河院百引村西原永明禅庵公用、 アルハ乃チ圖師家ノ祖也、 ク書スルニ暇アラス、一二ヲ此ニ寫置、 右家ハ今ニ寺ノ邊ニアリ、 大檀那武部 武部助宗ト

宗 大願主沙門祖 言

寛正二年癸未八月 應仁三天己丑正月十一日 日 再興ノ大施主武部助宗

卷

文明六 甲午潤五月初 日書之、

惠日山 般若禅寺公用

闕テ而後マタ六百巻ヲ充満セリト見エ 其後星霜ヲ経ルニシタカヒ其寶経失、 雨水ニ カ、リテ一百余巻ヲ失セリ、 夕 延寶年間 或 ij *ا*ر 虫 附 或

領主 隅州 延寶六年戊子霜月吉日、 昌下賴助筆騰書者 一伸山 小河院百引村永明禅庵今改曰惠山般若禅寺、 (日殿力) 祖言和尚、 百十卷、 而後経巻破失早、 今願主永平現住般若比丘 因全部六百卷成満矣、 尚六百卷内 洞 福 IΗ

右般若寺佛壇 海和尚 ノ墓 モ ノ 南ニ アタリ代 々ノ住持ノ墳アリ、 開 Ш

ア

ij

鳳叟全龍

眉字眼 生絹: 伊作海蔵院宝笥 幀アリ、 地 色精神状兒大ニ常人ニ異ナリ、 ノ彩色画、 天保乙未閏七月、 内に、 八九歳計之童形坐像二 河内守久逸主寄附 偶詣彼寺展觀之スルニ、 截髪垂 して彩 ノ文珠 肩及双手 面

如

蘭室公永正五年四十六二

テ御

他界、

新公ヨリ二十

驚懼 紋端 ニ不勝、 正 画 モ亦凡庸 因テ謹テ愚按ヲ立ルコト左ノ如シ、 1 / 及所ニ アラス、 タヒ披キ 閲

ニ 御頼ノ方モ無之、 越山公御逝去明應時日新公御年三歳「善久公」 幀恐ラクハ是 日新公御童形ノ御肖像ナルヘシ、 御嫡孫 日新公ヲ掌上之珠 ブ後、 河内守主外 ジ如

此

ク思召タルコトハ疑モ無キ御叓ナレハ、 、御運長久ヲ海蔵院法印ニ御タノミ、文珠菩薩ニ表シ 幀御調 へ御寄附有之、 朝夕大般若其外ノ御祈 此公御文武

テ

リシナルヘシ、 ÷, 當時名画ノ寫セシニハ疑ナカル 画師秋月筆ナルヘク、若秋月ニアラス ヘシ、 日 新 公

御降誕明應元年ナリ、

久逸主加世田

御戦没同九年十

ニテ登用セラレタル 氏ノ人、 月十一日也、 (風) 室公ノ吐 時ヨ 人ト見 日新公御九歳ナリ、 1] ユ **蘭牕公** ` 時代符合ス、 興岳公ノ間で 秋月 配ノ内ニ画 ハ高 画師 城

秋月画、雪心賛ナリ、可併考師秋月アリ、又隆盛興岳公御像(龍)

像

御年長、 **久逸主** 明應九年加 = # 田 御戦没、 陳 六十一歳

九

卅八歳ニテ、 蘭室公二二十六ノ御年長 屈竟御治世 ラ時 也 テ、 加 世 日新公廿 田 *ا*ر 七歳 蘭室: 御

花上ニ危坐ナリ、

常式之文珠像ニ似ス、

絳色

地蔓艸紋

ノ本朝童服

碧色

ノ袴ヲ着シ、 筆意雄邁、

蓮

衣

テ

時 蘭室公御 他 界ニテト

久逸主 守國久義天公ノ御二男加世 國久ノ墓阿久根蓮花寺ニアリ 加世 田村原水棚御 戦死ノ起リハ、 田 江 居城、 後阿久根在城 文明 ジ此、

テ出 !ヲして加世田ヲ守ラシム、 .水表一圓領セラル `, 明應以前 族、昌久ハ河内守久逸ノ孫婿也、忠福ハ下野守昌久弟、忠興ノ支 ヨリー 族新三 リ、 郎 忠

九年庚午十一月、 トアリ、重久ハ忠福ノ子カ、可糺、大中公ノ御母堂島津薩广守重久女 薩摩守忠興孫、實久ノ親也 于時本家卜間 ア 師 ラ帥ヒ 明 テ

深田 玉上 是ヲ攻ムル 4と、尾守城ヲ責ントシテ兵ヲ進シ-加世田 - 傳来タリ、尚可糺」 - 伊作ヨリ御出馬、 シナルヘシ、村原1・伊作ヨリ御出馬、 (急き) - 人逸主忠! たヲ攻ムルコト急ナリ、 人逸主忠! = 謀ヲ以オヒキ入参ラセ御戦死、 へシ、村原村大森カ城ニ拠リヮ請(大森城・尾守城ノコ人逸主忠福ノ急ヲ救ハン為 ヲ、 袁 敵牟 田 新左  $\mathbb{H}$ 衞 原 菛 = 奉 テ

下云、 か大刀弁が 三山 |御鎧ノ袖子孫持ツ||田村一ノ坪百姓 = タテ、 フト奉 云討

按スルニ、 忠福其時 加 世 田ヲ忠興ニ 拔 Ĺ 忠興方 日

年マテ御

在

テ、

1]

鹿

移

ij

也

1) 領 セシナル ヘシ、

**久逸公御戦死後** H 新公海蔵院江御祭文トシテ御 ノ事ナル ヘシ、 登 山アリシト云

明應 ドキ玉 公嶋 九 津 年 ョリ 八 郎 Ш 邊 後四十年ヲ経テ天文八年正 左 衞 門実 Ш 田 其外 久 (忠<sup>カ</sup>) Ĵ 圓 御手 ガ = 族 属シ、 ヲ 加 月 世 其後  $\mathbb{H}$ 日 城 加 # 攻 H

> 御 在 城 がナリ、 其 時 H 新公御 年 应 + 八、 大 中公

田

年二十六、 ○日 其新 、地田布施御在城ナリ、公二十四ノ時ノ御子ナルヘシ、

取 大中公ヲ御養子又御違変ノコト 此 **此四十年** リシコト、 ガ 間 田 布施 瓢公御 御 出 陳 .養子ノ \_ テ 御取 ・アリ、 コ 1 返シ T 実久伊 ij ノコト 作城 大翁 7

アラ襲 ij

公

種 ~御辛苦不 可 枚拳、

大永六年十二 月十二 H 日 新 公 大翁 公ヨ IJ 伊

ヲ 拜領

翌七年五 月、 嶋 津実久襲取 之、 町 田 **|**久用 ニシテ令守

実 久 領 、 年

天文五年三 餘兵伊集院城ヲ攻取玉 城ニ 月 七  $\bar{\mathsf{H}}$ 夫ヨ ヒ 日 新 公 府本御内 大中公伊集院二天文十 大中公 \_ 御 忠将公以三 九

水 天文五年伊集院城御 . 微ナリ、 阿久根 に返領シ 同八年 テ 加 改取故、 世 御敵對 田 御 七 勝 示 利二 薩州家散 致 テ、 実 久 薩 >= 州家本質 出 相 一奔セ 成 領 IJ チ 出 勢

ル ヘシ、

同 寺江 新公御自 筆 不動 像 ア ij 御 真筆 疑 ナ 力 ル

293

宋元ノ名家ノ画ナルヘシ、以後可糺、金泥等用タル(ノナルトモ、其画ノ精繖微妙ヲ尽セリ、金泥等用タル(ノナルトモ、其画ノ精繖微妙ヲ尽セリ、一又十二天ノ像十二幅アリ、古物ニテ、全躰印本ニ着色、

肝屬郡「地理誌」

事ハ無疑也、地頭者河越丹後守ニ而可有之欤、元亀三棟札大檀那隠居与有之、其外字損不相知、然共省釣之領地、右之事、天文廿二年癸丑十二月廿一日利大明神百引者舊肝付家領地也、天文年間、專肝付河内守兼續百引

石牟禮大明神

ニ付、同地頭ニ而可有之欤、

癸酉十一月平房村石牟礼大明神棟札二地頭右之名有之

一奏告五百年七大月申申寶元右、伊勢を崇むと申傳ふ、

藤原美作守忠常并女大施主息災延命、忠常子孫繁昌、右意趣者、為天下大平、國土豊饒、殊者信心大檀那奉造立石牟礼大明神御寶殿一宇事

殿内安穩、無病自在、弓箭冥加、

無難消除、

而五穀

敬白、

于時文明十七年乙巳歳十一月十八日成就、惣者諸人快楽、所願圓滿故也、

右筆快呼

大工 九郎左衞門

一奉棟上石牟禮御社一宇事為

右

一高雲加世田,一房村

1ヶ城

心大檀那藤原忠常并氏女子孫廣多息災延命、 右御祈願者、 金輪聖皇天長地久、 國土泰平、 武運長 殊者信

永正元甲巳九月廿八日 弓箭無事、心思成辨之故也、 大工 仍祈願. 平氏重宗 如 斯

取成

奉再興石牟禮大明神寶殿 字

右意趣者、

天長地久、

御

傾圓

滿

全、 地頭河越丹後守平重尚武運長久、 那伴兼亮御息災延命、 諸人快楽、 庄園泰平、 身心堅固、 五穀豊饒、 勝軍自在、 子孫繁昌、 殊者護持信心大檀 并當座主泉蔵 城内安 兼又當

心中祈願如滿足故也

元

亀三癸酉十一月吉日

大願主敬白

院快善寺家安穩、人須繁栄、「不知」

大工 木緒隠れ 岐守

鍛冶 尾上助左衞

久豊公御代文明年中、(ママ) 藤原美作守忠常開 基

氏之家臣川越其忠·同名丹後守入替在番、 (玄カ) 城之御在番新納左馬佐 宮里道隨、 元龜年 中、 其後在番 肝 付

> 嶋津豊久・ 同 石馬 頭 又四 郎 比志嶋紀伊

守

伊

集

院幸侃在番

宮里道水・新納左馬佐代(隨カ) 正祝子石塚甚左衞

嶋津豊州・嶋津右馬頭・又四郎代 川越玄忠・同名丹後守代 正祝子石塚石見 正祝子石塚雅

右所申傳ふ書付ニ有之、

比志嶋紀州・伊集院幸侃代

正祝子石塚雅楽助

一善福寺 山号徳祐 Ш

右開 山明嚴正文和尚 久豊公御代也、 世久屋

一赤ハケ ア房村

昌和尚

世桂月門良和尚

而又助成分力之輩各ペ

右 平房村より東之方十丁計茂可有之欤、 大崎野方

北郷方敗軍ニ 而余多戦死

村・恒吉境目

也

肝付氏・

北郷氏数日戦之地

三而

地 理 志

百 引

ハ ケ 平房村にあり、 當村東方拾丁計も可有之、

赤

大

地 理志

崎野 2里村 恒吉境 也、 与肝付家北 郷 氏数目 之戦場

候、 北 郷 方及敗軍余多戦死

郷 上 古野上田伊与坊時盛知行之、

纂考」

領地を没収せらる、久章子あり、又助忠清と云ふ、父の事に坐す、久章罪ありて正保二年十二月谷山清泉寺に於て殺され、其千石を併せ四千七百石を領せしめ、垂水の次門として鹿屋に住久章の家を立、己か粧田三千七百石を久章に譲り、久章の室の かくて久章の室に粧田千石を奥ふ、寛永十三年、新城翁主請て仍を生む、忠仍の第四子大和久章と云ふ、家久の女を室とす、智、粧田三千七百石を奥ふ、世に新城翁主と称す、翁主相模忠智、本人、室入義久の第二女なり、義久彰久のの室に鹿屋を新城郷、云ふ、貴久の弟なり、其子石馬以入嗣く、以久の嗣子新城郷、島津要人久寛か旧食邑なり、其始祖を島津石馬忠将とかるのでは、 し、母の粧田千石を與へ、承應二年、宗家島津美作久憲か義弟して其後たる事を得す、忠清母ハ島津光久の妹なるか故に寛宥 /權十郎忠顕をして忠清か後を嗣しめ、新し更に家を立つ、忠清没して寛文二年、 新城を與ふ、平、光久第十

児島 縣 廳より 辰 の方海 上 七 里に しあり、 當 『郷東は花 なり、 岡に

六十四人、 周廻七里 西 Ŧ *ا*ر 總合 埀水に接 几 町二十 戸數三百八十 Ļ 間、 北 村落 71 高隈に界、 应 村新 城 人員 南 ハ 滄海 總計千 Ł

百

迄同重興領、 夫ヨリ永禄 神貫 棟 ○黒石 享 禄三 田權現棟札、 |年霜月十六日、 大願主 平盛. 大旦 高 那 伊 文明 地 知 八 重 年 武

||月廿一日、 年比、 地 頭鎌 大旦 田 那肥後藤内左衞門尉、 昌 書 助 政 勝、 天正 ) 比 ○天正二年ヨリ 鎌 田 出 雲守

四

政 近、 子政際 (<del>7</del> <del>7</del> <del>7</del>

賜埀水之時、 此地上古伊地 此所モ亦同領内ニ 知氏領地之内也、 唢 慶長四年島津右 以久ノ嫡子島津主右(第守) 馬頭以久

二月十一日被誅! 衛門尉彰久ノ妻義久子相模守久信ノ二男大和守久章住之、有故久章衛門尉彰久ノ妻義久公第二御女、相模守久信母堂、俗三号新城様、 居于爱、 其孫大和守久章領之、 有 故 **以**介章伏

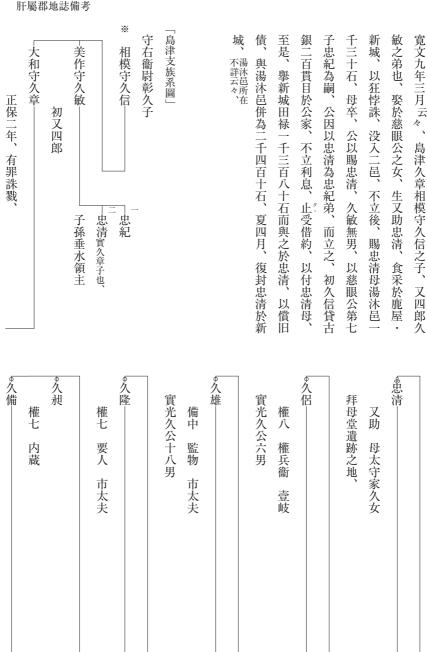
津玄番 誅 後、 頭忠紀為弟、 絶其後嗣、 収公此地、 再 賜故祖 母之遺跡忠清、 雖然其子又助忠清家嫡島 寛文七 车

1) 島津壹岐 久侶嫡子賜 所之地矣

ル = 城 属 Ш 濱ヨリ 寛文七 東也、 年ニ 此所 至 IJ ハ 新 島 城様被成御座候、 津 又助 忠清 廿于九時 私 領 其後鹿 \_ 賜 屋 *ا*ر

夫ヨリ世々為食邑也

國史元久傳



# 幸次郎 将監 多門 市太夫 安房

再ひ領主とす、

篇首に詳なり、忠清復封の支ハ

久輔

多門 早世

右膳 要人 6久方

實川上久馬久救二男

◆久寛

亘 數馬

(頭注

『此系ヲ国史ニ参考スヘシ』

地理纂考」

神貫神社 祭神及ひ創建の年月詳ならす、享禄三年の棟

神貫或神木に作る、 一説に享禄三年十一月十六日創建な 札に伊地知重武、又永禄六年棟札に伊地知重興とあり、

りと云ふ、

河路川 水源ハ當邑の山中諸溪より出て、下流花岡 鹿

屋の境にて海に入る、

名を茶園ヶ尾川と云ふ

寺田川 る 川口洲渚ありて湾状をなす、土人舟船を泊繋す、 當邑の山中より出 旧 領主舘の下にて海に入

2

支峰にして連山なる故に、 して猪鹿多く、 土人の猟所なり、 土俗猶高隈嶽と号す、 絶頂鹿屋・高隈・埀水 深林に

小箟嶽並妻嶽

此両岳當郷に属すと云へとも、高隈嶽

0

新城四ヶ所に分堺す、 高隈の巻に詳なり、 纂考」

松尾城新城村 住す、正保二年、 伊集院右衞門忠棟是を領し、 往古埀水領主伊地知氏の居城なり、 領主島津久章罪ありて没収せられ、 其後新城翁主城内の舘に居 文禄中、 大

山伊豫地頭たり、

既にして久章か子島津又助忠清を以て

物

産

樹木

楮 櫧 甘 儲 糠 栂

榧

蚊母樹

椎

樟

水源○水迫ヨリ流、

里程

五

分、

白崩

別海 ヱ 入、

羅漢松 黄

飛禽 雉 鶉 山 鷄

走獣 棘〞 鬣ヒ 野 兎

梭ュス

金線魚 章魚

釶鮪

地理志

城

寛文七年嶋津又助忠清之時、 慶長十五年、 嶋津相模守忠仍領 私領 二被給候、

夫より

世

≥

茂度

新

一新城 川 地理課川

二調帳\_

水源垂水柊原村ノ内

中台山嶽

ヨリ流合、

里

程

里ヲ經、

新

城 村

城海ヱ入、

天正二年八月廿九日、上井日記 、相越、 、役所配、候と三十 (®今) 此 十ヶ所計餘ニ H 鎌田圖書助被申 前 候、 猶べ移衆被 候、 此创

良原狩野介承事〔ハ〕、 仰候へと被申候となり、 新城江移候処、 天正二年十月十七日、 拙者を頼候つる度(印画) 此日、

被下候 へ、それなくハ、 小嶋と[し]是も三反之処ニ而候

被仰候、新城にふなると申候而三反之綿屋御座(⑮サル)

候、

是を

〔定〕候へとあり、

濵浦川

内違山谷

川

圓

里程

里

エヲ經、

濵浦

海

工

流

同

村

一古城 川

麓ノ川

同村

)古城 三川圓 里 程 里、 麓之下海ヱ流入ス、

同村

一水流 迫川

299

## 熊 毛 · 馭 謨 大 島 $\equiv$ 郡 地 誌 備

考

(表紙) (中表紙 大馭熊 島謨毛 大馭熊 島謨毛 與論島 喜界島 大島郡 馭謨郡 熊毛郡 沖ノ永良部島 郡 郡地誌備考 徳ノ島 地誌備考 大島 屋久島 種子島 (中表紙) 島間村 宮之浦村 莖永村 納官村 現和村 西之表村 大馭熊 島謨毛 馭謨郡 熊毛郡 大島郡 馭謨郡 熊毛郡 郡地誌備考 平山村 安城村分割古田村 楠川 坂井村 油久村 大島 屋久島 種子島 沖永良部島 村 喜界島 西之村 增田村 與論島 小 國上村分割國上村 瀬田村 徳ノ島 二十 月五 年 野間: 年明 十十 一月四

平内 船 原 行村 村 湯泊 安房村 尾之間 村 村 麥 小島村 中 間村 全村

志 戸 子

栗生

永

田

村

吉

П

之永良部

島

湊村 田村

戦

テ死ス、

其子清時

ハ元久に

事

^

、忠ヲ

顯

ハシ、

應永十

Ŧī.

熊 毛

本 蔀 上 古多褹 咸 |或多褹 島 1 -稱シ、 本島 \_ 益救 熊 毛二

屋久島

能滿

馭

談其二

郡

合

セ

几

郡

ノ

國ナリシェ

天長 元年 和 帝 が時、 能 滿 71 馭 謨 合 セ 郡 ト為シ、

某ナル セ、益救ヲ馭謨! 益救 五六十年ナリ、 ナル ハ熊毛ニ 者 者本島 本島 誤ニ合セタル間村アリ、能 合 中古、 主 セ 地 頭 宰 = タ 郡ト為シ、 高 ラ、天長ノ説誤ナラン、天長に滿郡ノ遺名ナルベシ、然レハ テ、 ij 野入道 某 鎌 倉幕 ハ • 二郡共大隅國 鎌倉 野 府 間 1 入道 嵵 在 テ、 = ルルネ 至 日能 其代官上 リ、 コリ鎌倉幕府ノ
能滿ヲ熊毛ニ合 ニ隷セラル シナ 大浦 熊 毛入 妻 

百時

道

某在

島

シ

テ

貢税

ノ事

・ヲ掌

Ĺ

ij

其

後肥後守信基

本島

ス

ル

セ

ーラル

ヒタル年ニ生レ、襁褓ニ在テ難ヲ信基ハ平清盛ノ孫行盛ノ子ナリ、

フ遁レ、後北峰父行盛文治三

4條遠江守時政府元年檀浦 = 滅

義久久時

カ

封

ヲ薩摩知覧院ニ易

右

馬

頭

奏ノニ養 守 肥 1 後 頼 Ż, 低子ト = 時始テ島津氏ニ 出 本為リ、 信 基 セシ時、 = ノ玄孫時 封時 セ政ラノ ル執 頼 臣從シ、 基迄 時 子 以其将 孫 ハ京都 世 1 々 貞治 為 IJ, 相 ) 幕府 五年 承、 菊地武光 種子 应 = 1月島津 屬 島 シ、 ラ或稱肥 1 ·氏久師 其 H ス後 孫 ) 氏 對 岡

ム、屋久・永良部ハ併領スル故ノ如シ、此三島ハ、永享中時長カ時島津忠國収 豊 護代好久幡時ノ斉ニ臥蛇・ 年十月八日、 モ 亦清時ニ 硫黄・竹島 元久清 時 屋 . 平ノニ 黒島 入·惠良部 永享八年八月、 ノ三島の産摩 一島 邉 郡川 一一一一 ヲ 加封 ア加 ス川 ス、 邉 忠 ヲ 封 其子 加 或 ス 封 ス 久 時 守

領ス、 氏ニ至リ、 其子武蔵守忠時ニ至リ、 本島及屋久 . 永良部 永正 臥蛇 中 臥蛇 . 平 -ヲ併 平 ノ二島 も  $\mathcal{H}$ 島 ヲ

.

島津氏に収メ、 其他 ノ三島ヲ領シ其子 惠 時 至 ル 惠 時 ハ

康久ヲシテ兵ヲ師ヒ往テ之ヲ救 根占氏 、子直時不孝ニシテ天文十一 黨ス、 惠時援ヲ貴久ニ 年三月父ニ ハシム、 一求ム 叛 康久屋 久新 半、 根占 納 伊 勢守 至 奔

ル 惠時来テ三 島 ヺ 獻 ス、 貴 久之ヲ聽 テ 許 けス、 康 久 ヲ

年六月、 シテ説テ父子ヲ 故 ) 如シ、 和 惠 時 セシム、 曽 孫左 是ニ 近太夫久時 於テ惠時還テ尚 至 島津 IJ 文禄 島 ヲ 辺 領

ヺ 馬 ヲ

É

與ス、 アリ、 為ス、 ヲ ス 以 之ヲ管ス、 島ニ復セシム、 慶長四年六月、 奉 ル 奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、 久 久初 征 一還シ、 所 因テ全島 寛永九年六月、 屋久・永良部 ヲシテ 本 十七年に至り、 明 郡 治 ヲ 種子 収 是時、 以久ヲ下大隅領主ト為シ、 四 メ、 年七月、 圓 . ノ ノ二島 屋 本島ニ 六百六七十年ハ領セシナラン、信基本島ニ封ヲ受シ頃ヨリ凡 領主ト 島津氏直隷タル四千石モ久時ニ 久・ 遂二 鹿 *ا*ر 永良部 為リ世 權二久時領シ、 尚四千石 児島縣ニ 島津氏二島 ラ三 々 屬ス、 相 種子島氏 ハ島津氏 島 承、 久時 ヲ ヲ 代官 徳川 収 領 セシ 尋 直 メ ヲシテ本 裔孫 直 テ 氏 ヲ 隷 大政 封 置 隷 4 給 抽 土 領 1 丰

### 現和村

是武中、禰寢彌次郎清種本村ノ名主職タリ、

地理志

熊毛郡/含熊毛郡為一郡、隷大隅國、 熊毛郡/淳和天皇天長元年、停益救

武 備 志 日本考嶋名部云、 種 嶋 上惣 古多数 或拾 禰里 種 理嶋 化磨・ 竹嶋 仕磨、本郡西南大隅海上大二: 竹嶋他計、 嶋なり 自 山 [城羊羅

○母至三島暦 △都而六十六ヶ國之名を嶋名之部ニ載之、

同書日本圖に種子嶋、

續日 郡如二 ⊗淳和天皇之△ 本紀日、 鳴、 自天長元年隷大隅國、 天平五年六月丁酉、 天長以 前 者 |不摂 威 多褹嶋熊毛郡 二嶋各嶋ニ 郡、 有 能® シテ各立也 備灣 大領外 益 救二

▽❸日本書紀△天武天皇十年閏八月丙戌、遣多褹七位下安志陀等十一人賜多褹後國造姓、

嶋

使

人

草裳、 等貢多褹國圖、 粳稲 常豊、 其 國去京五千餘里、 薤 両 収、 其土毛支子・ 居筑紫南 莞子 及種 海 中、 切髪 Þ 海

物等多、

續 日本地理 旨 本紀三十 志略 巻、 Ę 高 多禰嶋在海 野天皇宝亀三年八月庚戌、 Ě 為大隅之 附 庸 以 従 五. 位

下中臣習冝朝臣阿曽磨為多褹嶋守、

上古、

高野入道

野間入道・

熊毛入道在嶋シテ宰主

ータリ、

此

|時者鎌倉領也、地頭大浦口某鎌倉ニアリ聽政務、其代

官上妻氏在嶋シテ宰貢税、

母懷之隱身邊境、遂避其難、而後蒙北條遠江守時政之慈官基盛子左馬介行盛之長男也、父行盛出都之時信基幼也、種子嶋氏元祖肥後守信基、大政大臣清盛公之二男安藝判

改時 三嶋賜嶋津久馬頭、 恵、 十五世時次、十六世忠時、 時 基、 左近太夫久時代文禄四年六月廿九日、 有所思、 時政以執奏賜種子嶋、 六世 + 潜 信號信基、 住 一世時氏、 時充、 乞請大浦口氏之藤氏并幕紋龜甲內而以、家嘉 **|鎌倉、** 二世信式、 七 倚 頭時 十二世忠明、 世頼時、 賜久時知覧院、 政、 是時種子嶋地頭大浦口氏也、 三世信貞、 十七世久時、 八世 時政為養子、 直清明、 十三世 慶長四年、 「惠時、 九世 四世真信、 以御檢地轉旧 十八 號肥後守時 時長、 世 十四世 再悉賜本 伊(人力) + Ŧi. 時堯、 世時 領 世 領 信 時 種 之 幡 例 信

子嶋 六拾六石壱斗四升、 文禄四年六月、 五千弐百六石四斗八升、 此時屋久・恵良部嶋暫為借地、 以御朱印嶋津右馬頭に賜ふ 合壱萬石之内也、 外百石永良部、 十四四 後終為公領 子嶋十四ヶ村、大隅熊毛郡種 「ケ村、

類聚國史八十七刑法部

時與御 壁親王之孫従四位下 田真人、 廃帝天平宝字五年三月己酉、 使 区連麿轉欤、 (博飲カ) 流多褹嶋、 Ш 男女六人復令相随、 忽發怒刺殺、 前王之男、 茅原王座以刃殺人、 屠其股完、 天姓凶悪、 茅原王者三 使置 喜遊酒肆 賜姓 胸 品 Ŀ 而 忍 龍

膾之、

及他罪明白

有司奏請其罪、

帝以宗室之故不忍致

硫

错

竹嶋

黒嶋

弘仁三年八月癸巳、 法、除王名配流、 延暦廿二年八月辛卯、 流僧良勝於多褹嶋、 右京人正六位上長倉王配多褹 以與女同車也

續日本紀聖武天皇神龜六年十一月丁丑、 入唐大使従四位

言語不傳也

右同廿六卷、 上多治比真人廣成等来着多褹嶋 高野天皇天平神護元年正月戊戌、

文禄四年乙未秋三月、豪種子嶋家譜「本ノマ、」従四位上佐伯宿祢毛人、 時轉種子· 屋久·惠良部三嶋而拜領薩州知覧院、 豪家各所領之地有交替之台命、 慶長四 久

坐逆黨左遷多褹嶋

大宰大貳

良嶋其外之諸嶋、(部脱カ) 年六月、 有久時本領安堵之命、 下賜種子嶋、 屋久嶋 久時 惠

卒後慶長十七年夏、 嶋之判事、 自此為公家之有矣 為御借地、 自鹿児嶋為代官中村与左衞門下 然居代官承公用年久、

慶長元年、 自 知覧渡朝鮮

太守氏久公出

師於肥之後州、

合戦菊地肥後守武

光

此

時

有七将、 死於肥後州 頼時 H 之岡 亦其 将也、 此 ?時為嶋津家族下欤不詳 貞治五年丙午四月十六日

以

妙

泰寺

蓮 勝寺

本成寺

浦繁纜、 播磨守時 依侫者終無故見没収於硫磺・黒嶋三嶋矣 竟没海底 長代、 暴風急吹、 船客一 筑前博多船自悪鬼; 人亦不免死、 逆浪為山 是奉達 厳險欲崩、 **吃納皈帆之時、** 太守貴聞之處、 非人力之所及、 来竹嶋 籠

時氏聞法談数座、 光院日良下着種子嶋、 左近将監時氏迄ハ律宗也、 於茲信心增進改宗門、 久正・ 寛正六年、 應仁年間、 淡州 日良弘法華宗 嶋種子・ 沙門本能寺净 屋久·

同七年、 文明元年、 惠良部共始皈伏法華 慈遠寺再興 時氏建立本源寺古岩、 以浄光院日良為開

Ш

住持為改宗、 長享元年十一 月、 依達両本寺孫州本興寺 本興寺日増上人下 嶋、 時氏再営仕矣、 是 時氏謂令 両 寺

久時代、 野久尾より移内城 石峯、

延徳元年、

日

増上人皈

本法寺末 吉祥山 本源寺

慈遠寺 日輪寺 本(田周) 一同寺 妙泉寺 書寺末 寺 浄光寺 本慈遠 幸遠 寺末 寺 善福寺

妙久寺

本善寺 清浄寺

> 本大 善全 蓮寺林村 寺末)寺 遠 全 上 寺 満徳寺

大専寺 隆 興寺

應永之比、 **祢寢右馬助清平當地半分領之、** 

正平十八年二月十七日指宿家文書二、

指宿能登守忠勝

戦、 種子嶋加賀守重時世:・其子左近太夫直時父子及不和(應力) 入道成栄之譲状有、 左京亮忠元・同弟掃部介忠平兄弟三人﹝親父彦次郎忠篤 直時ハ根占方ニ与黨、 征西将軍より令旨有之候由相見得候 此節重時訴 太守貴久公、 依

子嶋逃来、 新納伊勢守康久を大将ニ而被遣攻屋久嶋候処、 訴捧所領三 |嶋恵良部嶋 公、 然共公不執之、 重時自 而

本領令安堵、 父子之鉾楯を止給ふ、 故ニ 不為、

天文十二年之秋、

有南蛮商賣之船来着于種子嶋西村、

時

受窮薀奥、 守恵時見其器之奇、 船客持来鉄炮矣、 得百発百中 日域未有此兵器、 而以為兵器之甲也、「本ノマ、」 -功、 群臣挙学焉、 種子嶋氏十三代加 且令鐵工習製之、 故求之而学其術

道傳却于世、 天文十二年癸卯八月廿五 ・時西村之宰主職織部丞と云者也 自是倭将 (中大将之儒者五峯、 (送明) 用鉄炮始于此嶋也 H 種子嶋西村之浦 同 廿 t 西

|南蛮 H

船 入船 来

於赤尾木之湊、

船

牟良叔舎・喜利

而炮術を習傳ふ、 敢乗當國人見而為奇、衡慕而学者多、自是日本國中 と云者、吴國渡海之節逆風ニ而船を伊豆國ニ漂流ス、 炮数十ヲ製ス、 臣篠川小四郎学得之、 侘孟太抔云者也、 人之鉄匠有、 海賊有而船中之器財を為取、 而嶋民金兵衞尉清貞と云者法を傳、 此後近國傳而習之、又嶋士松下五郎三郎 依此嶋鉄炮之世に傳ふる初とす、 此時初而鉄炮弐挺持来、 其習年、 蛮客再當嶋ニ来、 時ニ松下鉄炮を放而射之 薬和令之法家 新二 其中壱 押並 然 鉄

本朝通紀

國傳鉄炮、人皇百六代後奈良院御字、将軍義晴代天文八年、始自蛮

盞盃、 汀 人乎、 之大器不如之、 所手持之鉄棒発火、 依来朝適為同船、 余人、浦人問之、言語更不通、 今歳八月、 嶋主兵部丞時堯出迎之、 五峯亦以杖答曰、 且不知文字、 南蛮之船一艘漂着隅州種子嶋、 厚幣深志求其術、 蛮人素不知禮義、 驚雷 唯近禽獣、 吾是明國之儒官也、 鳴 動 以杖書砂曰、 于時蛮賈之長牟良叔舎自 聞者大駭、 時大明之儒者五峯使者登 叔舎感其志、 食不用箸匕、 所乗之變賈百 時堯以為軍用 滄浪之書客何 蛮國之賈人 以炮術及 飲不用

年六月、

以久ヲ下大隅ニ移シ、

久時ヲシテ種子島ヲ與

於是義久亦以所送之鉄炮献柳営、杦坊者来東州廣傳其術大喜、以鉄炮送嶋津之義久、以其術傳根来寺僧侶杦坊者、薬方銕練移鍺之秘術悉傳時堯、以鉄炮三挺送時堯、時堯、磯樂

自是炮術大流布天下云々、

馭謨郡

種子島三野間村アレハ能滿郡ノ遺名カ、益救ヲ馭謨ニ合セシヲ、天長ノ説誤レルカ、 益救ヲ熊毛ニ合セ二郡ト為シ、大隅國ニ隷セラル、熊系 ト惣稱セシニ、 ニ作ル ・能滿ノ二郡ト為シ、 本郡ハ、上古今ノ本島・口永良部ノ両島ヲ益救邪古・ 久ヲシテ種子・ 久左近太夫久時裔孫ノ 良部ノ両島ヲ加封ス、 月八日、 ノ地頭職ニ補ストアリテ、本島モ其一也、 ラス、鎌倉幕府ノ時、 島津元久世孫也種子島領主種子島清時二屋 屋久・ 淳和帝ノ天長元年、 ヲ薩摩知覧院ニ移シ、 子孫世々相承、 永良部 島津忠久ノ治下ニ附ス、 今ノ種子島ニ隷シテ多褹國 ノ三島ヲ領セシム、 中古本島 文禄四年、 能滿ヲ馭謨ニ合セ 島津右馬頭以 應永十五年十 ノ宰主詳カナ 即十二島 慶長四 島津義 久・

人従朝宰来テ貢方物、

又云、

聖武天皇神亀

五年トモ有、

چ

セシニ、 ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、 舊領ニ 復セシム、 十七年ニ至リ、 是時屋 久・ 島津氏直隷ト為ス、 ·永良部, ノ二島 明治 낊 [年七月、 德川氏大政 權 久 詩 鹿 領

兒島縣ニ屬ス、

馭 談郡 或 駒路郡トモ有

和天皇天長元年、 停能満合馭謨為 郡

隷

属嶋永良部嶋、惣畑 「俗º口永良部」 上古掖玖或夜久・光 惣廻り六里拾八町ィ三り 益救 邪古・ 邪久等之字、

屋

久嶋

惣廻り弐拾里三拾町イ三拾五里

イニ弐拾五里

大隅!

國

續日本紀云、文武天皇御字、 推古天皇紀云、 **掖久人三人歸化、** 多褹・ ニ由テ此 夜久・ 朝ニ始テ投化ス、西南之小嶋タル **菴美・度感等** 

矣、

十六人賜多褹直、 天平五年六月丁酉、 能満郡少領外従八位上栗磨等九百六十 益救郡大領外六位下加 理伽等 百三

九人因居賜直

姓

品寶珠

權現

社邊を一品か浦と云、 此所を宮之浦とも云

延喜式神名帳

所謂大隅國

馭謨郡

坐小益救神社

是

但

清時忠節之賞、屋久・永良部両嶋、 應永十五年十月八 頁 従 元久公種子嶋代八代左近将監(送氏) 併領本領種子嶋、

部三 此時屋久・永良部二 代左近将監久時入琢、 嶋而拜領薩州知覧院、 一嶋者暫為借地、 文禄四年、 慶長四年乙亥夏、 轉屋久・ 終為公領、 種子嶋 再賜種子嶋 従是世 ・永良

孝謙天皇天平勝宝六年正月癸丑、續日本紀十九廿ノ巻種子嶋一嶋令領之、 大宰府奏、

四位上吉備朝臣真備船、 [を]以去年十二月七日来着益 入唐 副 使従 久

種子 嶋家譜云、 自是之後、 自益久進発、 時堯命肥後時典・上妻家續築屋久長田 漂蕩着紀伊國 牟 漏 城

文禄四年六月廿九日 久豊公より種子嶋清時 ニ 硫磺 太閤公以御朱印嶋津右 竹嶋 黒嶋三 一嶋 馬頭 加 給 = نجر 賜

山役浦役此米

高千九[百七]

)拾三石

永良部村

三千六百三拾四石三斗八升 屋久嶋

有對顏云云、苟時真為名代、去清時之所領詔無本意、 述海上不任意候旨、 弟因幡守時真八月参進鹿児府、 應永卅 年 忠國公日州海江田城御出陳之時、 今度遅参不依大小身不去所領、 時有遅参訖、 依 代清 風波難 明舎(時力) 不可 就然

奉行大寺作州・柏原豊州因催促、不得止而献惠永部、(③息) 即

寛永十年癸酉、川上因幡守日帳 太守久豊 太守久豊公、 諸國へ上使被召下候、 九州へハ小出 当對馬

御門・ 殿・堀織部殿・ 屋久一艘之湊江御着、 相良杢助・ 能勢小十郎殿被下候、 川上因幡相付申、 同 十月、 永良部へ御三人御渡 九月九日、 此間 略 大隅御出 喜入久右

遅とて、 由被仰候処、 陸路を相越候、 川湊を浪砂を上〔 〕き小 き候故御船出 (®けは) ®さ 地頭五代少左衞門其外諸役人衆 艘も被廻候処、 I 候事

候而、

其日屋久長田へ御着、

同十一日、

又如一

艘御廻候

西風あかり、 船 四 1艘打 おり候へ共濱へ打上、人ニけか 振廻ニ

而

候、

幕

•

屏風抔船

=

0) せー

俄ニ

久本寺在宮之浦村、 法華 、末略、

本蓮寺楠川村 光照寺

蓮花寺

本隆寺

玉林坊 顕壽寺長田村

仙正坊

本慶寺麦尾村 本満寺

本壽寺学生村

本經寺尾間村 本行寺志戸子村

岩勝寺平内村

本佛寺安房村

本行寺在口永良部顕壽寺末 本信坊原村

中間寺中間村 錦貝ニ、西海ニ有屋久嶋、彼嶋より所出也、『緑泉』で夜久乃斑貝、今按ニ本文未詳、但俗説 隆泉寺湯泊村

貝合

こきませに色をつくしてよるかひハ

にしきの浦とみゆる成け

右、 和名抄二有、

三条院御

両權現宮之浦 番鎮五ヶ所 宮之浦・一湊 住吉神社志戸子村 長 田田 栗生・ 安房村也

矢筈八幡宮 湊村 濱神宮 權現宮

蛭子宮栗木村 盛久大明神馬判官霊、石塔有 八幡宮平内村 權現宮尾間、

天満宮楠川村 明大明神小瀬田村 横山大明神構川村

宮之浦嶽 右之三嶽勧請 長田嶽 밂 法珠權

栗生嶽

地 頭 =

及ンテ本郡

ノ諸島ヲ降シ、

其後歴世

島津氏

ノ所管ニ

歸

徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土

一ヲ奉還シ、

琉

球域

ノ屬島トナル、

慶長十四年、

島津家久琉球ヲ伐

ッ

治四

年七

月

鹿兒島縣ニ

屬ス、

十二年四

月

八

日

 $\mathcal{H}$ 

島

ヲ 明

鹿

児島の

南に

以テ大島郡ト為シ、

大隅國ニ屬セラル、

#### 大島

本郡

大島

德之島

喜

界島

沖

永良部島

與論島

 $\stackrel{\leftarrow}{\pi}$ 

又文永二年忠時終忠其子久經ニ守護職ヲ傳フルモ忠久ノ譲状ニ同シ、三年忠久其子忠義ニ薩摩方地頭并十二島地頭職ヲ譲與フル證判アリ、 鬼界、 彌嶽 カナラス、 後口ノ永良部ニ 大島ト稱ス、 島ナリ、 作 アリ、 ル 或奇界ニ 皆一 大島ハ上古海見島、 守護島津忠久薩摩方十二島ノ地頭職タリ、嘉 因テ島 徳ノ島ハ上古度感島ト 島ニシテ語轉 作ル、 對シテ沖永良部ト稱ス、 ノ名ヲ得ルト云、 沖 永良部島ハ上古永良部トアリ、 スル 或阿麻彌、 ノミ、 -稱ス、 地形稍大ナルヲ 大島 與論島 或 喜界島 奄美等ノ文字 東 北 ノ舊名詳 ハ 上古 以後 呵 即 麻

十村 五數

其三

ハ

11和村數、

沖之永良部島ハ

間切三、

村數三

其一 間切二、

*ا*ر 面南

和泊村數

其二ハ東村敷、 其一ハ大水村敷、

其三

*)* \

西十村

與

其二

東村敷、

之島ハ

間切三、

村數四十七、

其一ハ

東十二、東村二、

其二ハ

西

目

論島

ハ

村數六、

明治十二年、

大島郡從来ノ大小區畫ヲ廢シ、

更ニ

郡

制

五島モ其中ニ列ス、文永三年、 大島支那ニ入貢シ、 遂二

> 郷 荘

四村數 九村 數、 古時、 其六ハ東村數一 數三拾六、其一 *ا*ر 間 切七、 其四ハ西目五數、 其三ハ名瀬片敷、 分ツテ貳拾壹間 村數百三拾 ハ志戸桶三敷、 其七ハ 切ト 其五ハ灣村 其四 、西方村製 迺 - 為ス、 其一 *)* \ 住 其二 上 十 十 世 数 、 \_ ハ 、 笠利 村敷、 シ、區域ノ名稱ナリ、間切ハ猶郷ト云カ如 ハ 喜界島 東村敷、 其六ヲ荒木五 其五 ハ ハ焼内村敷二、 其二ハ 間切六、 其三ハ伊 . 古見 大島 沙 德

畫ヲ定ム、

纂考

大隅國 |熊毛郡久末介とあり、

種 子 島書 褹紀 に作る、心多袮或ハ

距る事三十 九里、 周 廻三十六里廿三 間 西

現安和村村 西古野田 Ł 村村 更 増坂 田井 村村 な ŋ, 赤尾木村、 村落十六由久村 野国 間上 村村 莖下 永中村 納島間村

於馭謨、 是日 大隅國 別物 件島 朝野峯守等解称、 官謹 熊毛の 隷 <u>F.</u> 伏聽天裁 有用之物、 往還之吏漂亡者多、 年給物本稲三萬六千餘束、 國に隷られしなり、 島 大隅國とあり、 饗多褹 居南海中、 上古屋久島 四郡を置て多褹國と云ひしを、 南 可 益救合於熊毛、 計其課 溟淼々、 謂有名無實、 停多褹島隷大隅國事、 求之政 人等於飛鳥寺 謹 以 申  $\Box$ 人兵乏弱、 (無国脱力) 謹按案内、 是より 典 不足 聞 口之永良部島を合せ益救 運送之民蕩没不少、 其ハ後紀に日、 深違物 多損少益、 謹 以前,\* 奏聞 几 郷、 西 有損無益、 槻紫 那為二、 其島貢調鹿皮一 在於國、 議、 大政官去二月十一 量其在地 下 書紀天武天皇六年春正 右参議大宰大貳從四位 同 年十 同 大臣宜奉勅宣勘利害言 伏望依件停隷以省邊弊 良非打 於事得便云 天長元年九月、 八年十一 爿 如府旨、 天長元年十 有 丙子、 守無益之地 餘 百餘領 • 郡、 能滿 月己亥、 一々、 停多褹 日 須停島 又島司 能滿合 府称、 月大隅 大政 更無 馭ュ 加 下 謨

> 袮島云 其國 々**、** 一薤両収、 進廣参下 去京五千余里、 同十年秋 譯諸田等於多称島、 また持 八八月 統天皇九年三 居筑紫南 丙戌、 遣多袮島使 海中、 月 求蠻所居なと、 切髪草裳 人等貢多 袮 國

求也、 常豊、 るハ、 るに、 里 圖 また去京五千余里とあるを思ふに、 褹島即路之所由也とあり、 寸博勢、 里數芸井にて凡三百余里、 合せて六百余里を古の 今の多袮島とハ聞えす、 聊の 五千余里に及ハされと、 當此之時、 違ひ泥 む 南 へからす、 海諸夷地名未詳、 五丁を一 鹿児島より大阪まて凡三 薤両収と いへとも実ハ然ら古来琉球を鹿児島 書紀に記す所も其大數 南島考 里とせし賦を以 琉 故因 球 Ď ハ今も琉 ハ 鹿児島より今 遣務廣貳文忌 其 所謂多祢 公路 すり 球然り 所由 凡三百名 粳稲 7 國 而 百 あ 測 多 流

隋書曰、 國っ 流 流 成成國、 求不從、 人 年秋 所 用 言不相 七月戊申朔庚戌、 煬帝三年、 也 寛取其布甲還、 )ヤの発語にイを含めいなりと見え、 通 掠 令羽騎朱寬入海求訪異俗云々、 人而 大禮 時 還 倭國使来見之曰、 小野臣妹子遣於大唐、 明年、 復令寬慰撫之、 書紀 此夷耶久 推 古 天皇 因 到

田

部

連等至自掖玖とあるなと、

か

たく

合せて考るに、

また舒明天皇元年四月、

遣

田部連於掖玖、

二年九

n

0

乙下

·倭馬飼部連為大使、

小乙下上寸主光欠為小使、

遣

+

 $\mathcal{H}$ 

以

るまの島とあった、しらきの同 宝島なり、川辺 國及(司脱カ) へり、又アマミ嶽といふも大島にありとそ、まて七十余里の海路を今もアマミノ門と呼 屋久島 まの島を狹衣物覚束なうるまの 夷耶 岐 宝二年 掖 n 辛未、 玖人・ に多 三書に倭國 惰 南 に還 勅 島 久 對馬等 元 なる 獻 袮 師 正 とも云、其郡七島の内其 *ا*ر 天皇 僧等、 物伊勢大神宮 月 呵 即 ŋ 自 大寄率已下至(他等) カボ 麻弥 |使と在る 司 褹\* 丙 琉 L 物語下紐に琉璃の島の人なれ 有 養老六年 申 Ļ 書紀天武天皇十 掖玖とも 球にて、 *ا*ر 天皇 不在 人 闕 夜\* 薩摩 (度感島 久・ 阿 賜 减 麻弥 ハ 0 選 球や -夏四 及諸 時に從 上古 ]府官人擁補之、 例、 至 禄各有差とある 小 十六 なりといへるハ非なり、我ことの葉を知らすかほ 奄で 高官 ( 多褹隔化逆命云 通 野 美: 月、 大島の 同 中 國 臣 年に當 社、 号詳 七 5 妹子なる事 國於是始矣、 度感等 事力半 年秋七 车 同紀 記されけ 始 夏四 古名なり、 制 n ならす、 此 ŋ, 元明 人、度り度 外 大宰 月 減、 月 ハ 聖武天皇天平 續 一々、 天皇和 疑 是に依 せ、 丙 公任集此哥の端書 と感 紀 なく、 給多褹 今 管 薩 八 辰、 當 云り、又按するハ一説に徳島な 文 八月己 公千 任載 内(大隅 摩力 同三年秋 時 両島より 0 武 多祢 銅二 種子 て思 称 の集 天皇 又彼 執薩 多祢 垂 島 呼 摩脱 節 年六 島 Ŧ. 人 に納 0 大人島の 年 壹州 奉 七 大 ま ハ 両 0

留當

島

各附筑前

國

审

Ļ

仕丁

國

別點三人、

皆悉進

京

治比真-六月 賜多 以 々、 九人目居賜直 便 六人多褹 褹 國稲依 多 Ì 後 、褹等國官人禄者、 人 酉 廣片 國 造 常給之、 直 多 成等来着多 姓、 姓、 褹 能 島 滿 熊 同六年 益救郡大領外從六位 其三 郡 毛 褹 郡 少 高 領外 令筑前 島 + 大領 馬・多・ 天平 月丁 從 外 國 從 八位上 褹對 擬郡 七位 共 司 + 以 匹 . 唐大使從四: 年八 粟麻 廃府物給、 下  $\overline{\mathsf{F}}$ 司 安志 加力 月 呂等 并成 理り T 加力 託 選 酉 九 等 等 位 公廨 百 人等身 + 上多 곳 制 百三 Ÿ 云

作

福

利

為

通

+

六

年

夏

回

月

小

野

妹

至

自

大

事,

國

号妹

子

臣云

日々、

蘇

因

高とありて、

朱寛

か臣

再

琉 子

球に

来

推 麻呂於多褹島、 五位下大神朝臣多麻呂并除 僧 褹 同 勘 + 行 對馬 七年 信 合遠 與八 両 Ť ]島者并不入限、 月 戊子、 流、 幡神宮主 天平宝字四 略中 論定諸 於是、 一神大神多 從四 天平 年六月、 名從本姓、 或 出 位下大神朝 麻 學 勝宝六年 呂等 正 税、 大伴宿祢. 配 同 社 意 + 毎 臣社が 女 厭 國 台 月、 Ŀ 魅 有 足坐 女、 數 向 下 或 外從 記 師》 所 但 災 多 寺シ 多 司

事十 月 宰大 貳從四 茅原王者三品忍壁親王之孫、 以 | 刃殺: 條傳 褹 人 島等 行入間、 位上 賜 咸 姓 佐宿 飢 龍 田 左遷多褹 眞 並 称毛人坐逆黨、 人 加 賑 島 流多褹 恤 掾、 天平神 宝 亀 島 同 元年八 護 Ŧī. 左 遷多褹· 年三 男女六人復令 元年正 角庚 月、 月 戊 戊 茅力 戌 原介 同 年二 相 主 以 大 隨

五位下中臣習宜朝臣阿曽麻呂為多褹島守、麻呂為大隅守、 大宰府言、 日向・大隅・薩摩及壹岐・多褹等博士 毉 同

不隨國務と見ゆ、

忠久なり、又深川院ハ日向國諸縣郡にて、財部院當時殿下云々ハ関白基通公にて、地頭云々ハ島津

承久年中、

近衞家人見

建

終身不替、

朝法、 師 一任之後、 凡郡司者、 八年遷替、 不得併用同姓、 以示干禄、 所以後生之學、 永勸後學、 若佗姓中無人可用者、 許之、また延喜 業不進、乞同

0 雖同姓除同門外聽任、 種子島なり、 對馬・多褹、 不在制限、 これらの類ひ尚多かれと略す、 また拾芥鈔日、 以上両國三島為邊要なと見えたるハ今 神郡云々、 邊要國中陸奥・出 大隅・ 馭謨 ·熊毛等郡 さて天平 羽 • 佐

年の間 を停て大隅國に隷られし後、 郡少領云々とありて、 元年の紀に、 其間に沿革ありしか脱たるなり、 この事跡詳ならす、 能滿合馭謨、 當時三郡なり、 高野入道・ 益救合熊毛、 建久の始まて凡三百六十餘 能滿入道・熊毛入道 偖天長元年多袮島 さるを、 四郡為二とあ 後紀天長

五年の紀にハ、

熊毛郡大領云々、

益救郡大領云々、

川院百五十町、 於郡なり、當時近衞家の領知にて、ハ大隅國贈 地頭尾張守殿と見ゆ、 久八年より七十九年を歴て建治二年の古記に、 和平次郎有光多袮島見和村に住居して島の代官たり、 財部院百町、 按するに、 多袮島五百町、 尾張守ハ北條時政 領家近衞 島津荘流

悉く罷られ鎌倉の管轄となり、 在府し、 上妻某在島にて島の代官たり、 大浦口某地頭にて鎌倉に さるを、 壽永 0

ŋ

此時なほ近衞家の所領なりしを、

其後諸國

0

莊

園

を

の男

江間小四郎義時二男名越遠江守第二子名越尾張守時章な

乱に平氏の一 に在りしを、 盛の子襁褓の中に在りて母と共に難を遁れ、 族壇浦に滅ひ、 時政養ひて子とし、 平相國清盛公の孫左馬 時政の執奏に因て種子 忍ひて鎌倉 頭

島に封せられ、 近衞家の旧領深川 院 財部院をも兼領す、

属せしを、 其子孫今猶種子島に在り、 0 是を肥後守時信と号す、 始祖なり、 其子對馬守頼時に至り島津家に属す、 かくて上妻某も信基に属して永く島に留り 後に信基と改む、 信基玄孫時基まてハ猶鎌倉に 是今の種子島 さるを

財部院百 島津荘殿下御

町

多袮島五百町、

件三ヶ所保延年中以後新府

頼

時貞治五年四月島津氏久に從ひ菊地肥後守武光と日

其年間事實詳ならす、

領

地

頭衞門兵衞尉云々、

深川

院

百 田 一帳に、  $\overline{\mathcal{H}}$ 

干

前

かくて建久八年大隅國圖

と云ひし者共在島して分領せしよし旧記に見えたれと、

312

多称島

使人等

貢多祢國

圖

其

國

去京

五千

餘

居

筑

戦 7 遂 ī 戦 死 す、 其 子 孫 相 襲 7 鹿 児 あ

「名勝考\_

熊毛郡種子島毛、久末介パマケークキガシマ和名鈔、熊

多, 褹ネ 島 暦国記・ ∮書紀り )按、多褹島と云所内武備志等并作種島、 )圖書福 多藝州、 ≖由 は〇、登 ○琉 草 然上記曰、飯丸作種子島、 両唐 朝書平作 飯 壌多 吸石郡多祢郷 ○日本風-録并作○ 多明 郷者記 藝島、

今種子島と書い即本義也、島の傳へ言ふ所は後に見えたり、勃か是るへ今種子島と書い即本義也、島の傳へ言ふ所は後に見えたり、就か是ると号られしならん、出雲多祢郷も今は種と書けるか如く、この多褹島もと号られしならん、出雲多祢郷地今は種と書けるか如く、この多褹島もと号られしなら、光本で、大神大穴持命與須久奈比古命巡行天下時、稲種墮此の「大産、アルデルディー」。

久っ 七 府 東 野 南 間マ 村 海 上三 落 華キ 十 水力 + 九 西 里 周 安ァ 約プラ 國<sup>2</sup> 上<sup>2</sup> : 廻 四 + 現<sup>ゲ</sup> 住<sup>ス</sup>ミ 和ヮ 吉ョ  $\mathcal{H}$ 里 安ァ 中ゥゥ サッション 村ゥ 村ゥ 西 |去益\* 古ル 島。 救ク 間 島 海 坂ヵ 由ユ 上

井平山西野増田赤尾木

多褹 紀に見えた 古者今 二を拔萃す、 島 0 故に 隷が 屋 ŋ 7 久 島 或 |史多 或 南 多 . とし 褹 島 志引 褹 永良 對 島 或 書紀 13 馬 造 部 を置る 係事頃 并 島 を益 H 11 Š b 救 Þ 7 こと、 、枚挙す 武 0) 天皇 今 能 0 滿 廿年  $\sim$ 壹 旧 *(*) 一年か 岐 事 年か 5 記 郡とし 秋、 す、 對 國 馬 造 粗 本 7 0 所

> 當是之 島 南 節 海 路之所 中 ,)時 其 咸 由 南 稉 也 海 稻 諸 又大宝 夷 常 豊かった 地 名 中 未 詳、 麺タ 併益 面 故 収益 救 因 島於多 其 所 路 謂 所 匆 褹 由品 袮 島 而 或 名 琉 置 求 能 多 벤

袮

滿

七 益 救 月辛未、 和 銅二 郡 年六 多 以 一褹等 為太 月 勅、 宰府所管之一 人従朝宰 自 太宰率已下至于 而 貢 方靈 楊物 續紀文武天皇 授位 品 賜 官 物 各有 事力半 年 秋

薩 管内 几 月 摩 . 多 **E** 給多 大隅 袮 褹 両 島 國 薩 印 司 摩 及 **-**@ ٠ 圖面 或 Δ 多 師 褹 僧 養 等、 壹 老六年夏四 不在 岐 . 對 減 馬等 例 月 司 有 始 和 制 闕 銅 七 選 太 年 宰 減 夏

従六 外従 て能 人®権 あ滿 位 めりしなり、 位下 補之、 H 七 位 粟麻呂等九百六十 加力 下 安志 理り 伽力 同 天平六年 託 等 紀 天平 等 干 百三十 五年六日  $\dot{+}$ 人賜 九 **優人** 因目 -六人多 月 多 月丁 褹 居 遣 後 褹 酋 賜 直、 唐 國 直 大使従 造 多 姓、 姓、 褹 能 ふ當 島 滿 ハ時 益 四 熊毛・関係の多数 郡 熊 救 **毛郡** 位 少 Ŀ 郡 領 益酸数と 多 大 大 治 領

各附 比真 常給之、 等國官 年 十 筑前 八人廣 月 人(禄力) 其三 論定 成等 咸 申 一島壹岐 諸 Ļ 令筑前 来着多称島、 或 田 仕 也· 對馬 挙 國 T **国** 正 別巖 司 税、 點三 以 擬 〇天平 廃 郡 人 府物 毎 司 或 有 給 皆悉進京、 + 并 应 數 成 公廨 年丁 選人等、 文以 多 酉 褹 天平 身留 便 制、 對 成 當 馬 +稲

ことを行ひたり 僧か伊勢大御神 合遠 醫 る韶。多 天 同二 恤 王之孫、 几 議 ㅁ 島掾、 長 年前 朝 年六月 太 朝 師  $\overline{\mathcal{H}}$ 坐逆 臣多 幡 元年 法 付 流 流 多 太宰府 同 下 の託宣なとにかこつけしにて、すべて此ころの御代にかの行。偽て造り言せしなり、又社女ハ尼にして袮宜になれりしと見 神宮主 黨左 宇宙三年 麻呂 漬 九 任之後、 中 褹 於是、 )天平 年、 大伴 年 月 従 臣 同 、したくひの事多かりし、あなかしこく、 の託宣を偽り造りて朝廷を詔欺奉り、まか 遷多 遷 言 習 并 九 Ŧī. 神大神多 、幡の託宣を矯て神輿を上京せしめ、治日、此社女ハいと穢悪奴にして、僧 略中 位 年三 太 宜 多 神 男女六人復令 宿 除 褹 護 袮 名 従 終 政 朝 褹 下 H 官 身 島 島 元 月 Ŀ. 従 四 小 以 向 年、 麻 阿曽 位 野 飢 足 本 謹 不 示 茅り 朝 奏、 Ť 大 坐 下 Ż 臣 禄、 隅 麿 記 同 太宰大貳従 大 賑 停多 災事十 為多 深給之、 峰 相 王 神 所 . 配 同 年 守 낈 薩 月 坐 社 朝 意 永 隨 以刃殺 女於日 쑠 褹 勸 後 摩 褹 臣 厭 及壹 〇 宝 社が 解 後學、 島 多 茅 島 生 條 魅 称你 之學 守, 傳 女 隷 褹 儿 原 亀 島 位 人 行 F 大 岐 王 向 當の行 業術 隅 許 麿同 國 ŀ. 者 Ĺ 外 謹 所 . 元 為大四、 牟 飢 従 檢 之、 多 賜 間 佐 時の佛法行るに行信といひ合て 或 司 が掛等 案内 不進 事 凣 品 天 伯 姓 Ŧī. 推 隅 八平宝字 月 忍力 龍 左 麻 位 並 宿 勘 守阿 後 呂 右 博 加 遷 袮 壁 田 下 , 请 紀 乞 以 賑 丰 親 真 多 大 基ゆ

史以

為美

入談、

世

(英烈、

雖

量

疆

分

m

恤

民救急猶

奔州

郡、 後

况溟 称其

(海之外

費

損 建

加 國

此

加 非

以 無

往

還

之

吏

官 官 拄 奉 百 城、 一勅宣 餘 月 又島 領 + 勘 日 利 更 司 害 府 無 計 年給物准 称你 别 物 者 口 島 南 謂 稲 居 有名 溟淼 南 万六千 海 々、 無實、 中 餘 多損 東、 兵乏 國 無 其島 敵 少 弱 益 有 貢 在 捐

島

并

不

限、

平

勝

宝

六

月

藥

師

寺

僧

行

信

貴適 無益 大臣 量 鹿 國學政 其 皮 時、 在 於事 地 臣等 如 有 得 府旨、 餘 便者、 商 郡 量 須 停島 昔 聖 能 滿 漢 帝 合於 隷 登 元 帝 大隅 極、 納 馭 賈 事期る 漢、 國 領之言、 済 益 計 世, 救 其 課 合 於 罷り 明  $\Box$ 王 熊 珠 不 崖 虍 布 郡 政 兀 郷 郡

しハ今の 求之 や路が那 亡者多、 裁、 れと 政 國、 謹 以 典 良こ部の 申 運送之民蕩没不少、 深違 奏状に 謹 物 七等にて、 奏聞 議 伏望、 是褹に図 足に熊毛・民國といひ 同 年 依 守 件 無@ 益し -停隷 月 用益 救け 芝 丙 地 馭今 子 以 半にて、 省 謨の 朔 今俗に · 種 辺 損 能子 有 多 用 伏 之物 島 聽 天

は時を 中王

のし

々せ

利し

害め

を勘る

に旧

過時

すの

地く

蹙豈

め亦

の朝

民八7夫多を郎 隋褹

のを

怨以

をて

`如

を土

、駒路は即能の郡とも云は、

例以併于大隅な 以てこの俗称は

ヲ覓ラレ

同

车

Ł

頁

多

菴美

度

按に、 初 邊 の南 苡 要、 國 南 7 中 ならす、 日 陸 島 後 甸復 本 漢 奥 0 地 泛\* 地 書 理 に張り、餘烈なし、偏黨の憂な 称; 内 倭 志 出 其界を とす、 或 日 羽 係 列 越の 佐 傳 多 ぶ島民に被るので 変なきを得もの n て西土に寇する 等に 禰 渡 ŋ 所 島 謂 . 直が 亶 亶 對 在 洲 洲シ 洲。 海 馬 賜 即 と 弋 も吾 是多 者で、通 多 多 W の 為大隅 褹 Š 褹 也先 彼逃 島 褹 あ 書のに淵 島に 音 ŋ 以 拾 之 上 訓 **かして倭突数となり、** 亶ź )附 芥 四 相 て、 國 鈔 近 庸 窓とき 作 日 蓋 启 〇 今 澶 邊 詳 當 為

雲遊 雜記

島

**昭考志餘** 

出

月

征

一年六月

大宰

府

以

下

品

官

ノ

事

力

ヲ

半

减

セ

ラル

時

ナ

K

文明六 武帝 安四 務 島 『ヲ貢 廣 ハ 熊 年 代左近 + んセシ **毛郡** 年 生 年 年 閨 V Ŧī. 種 種子 将監 コ = + 八 嶋 月 博 1 テ、 多 島 蒔 士 1 按 モ 禰 也、 此 法 = 氏 號 書 島 利 甲 ナ 紀こ ij 鄭 = 武 午 金 左 荆 遣 (備志ナトニ ハニ十 近 Ш 部眞 院日 見 永正 ラレシ 将 褹 監 不等八 八 翁 元年 幡 夜久 使 歳 又文武帝 大居 時 人等 種 ) 七月十六日 人 時 子 島 士 ゙ヺ 1 =  $\exists$ 1 南 當 1] テ 作 云 年 多 島  $\wedge$ 種 V レ IJ 应 禰 IJ IJ ヲ 子 \_ 月 遣 以 或 島 天 種 文 テ テ 氏

七

位

下安志託等十

一人ニ

ハ

多褹

後國

造

姓

ヲ

賜

ヒ

ト記シア 菴美ハ大島ノ古名ナリ、ノコトヲ僧文之詩ニ作リ 、褹 Y 大川島の 朝 セラレ、 其 摩ト ルト本田親学が大島道ノ島海路ノ古繪圖 島 宰 三天見嶽ト云アリテ、此種子島ナリ、夜久ハ 其 中 々 -度感島 多 從 遂二 褹 貢 ヒ カ 物 来 戸 化 ヲ *ا*ر テ 度感島ハ寶島ノ訛ナルカ、天見渡ノ句アリ、左アレバ 方物 ヲ ヲ 伊 此 局私考ニ出タい □ニ寶島ヨリー 挍 隔 勢其 時 今ノ俗諺ニ久キコト製謨郡屋久島ナリ、 始 テ ヲ 吏ヲ 命 外 テ 貢 通 進 タリ、慶長十四 大島 三渡ルー 置 シ、 逆 セ 社 シ し  $\wedge$ 位 ル 獻 1 又元 ラ授 1 セ 見 十四年琉球ヲ討ル時ルコトヲバ天見時代ヨリ、菴美ハ天見けは テ兵 ラレ 又大宝二 明 ラ 帝 ゙ヺ 夕 翌 ĺ ij, 発シ 差 八月 年 物 和 的ルカ 時渡 テ 二按 ヲ 銅 リチ

リ多

丑;

年 年 司 薩 几 四 摩 闕 月 月 又聖武帝天平 辛 夕 匆 ラ 丑; 禰 大宰管内 ン 両 = 多 國 褹 *)* \ 司 府官 等 五 咸 年六月、 大 ハ 隅 減 人 印 ヲ ゼ 昌 選 薩 ラ 多 デ 摩 ヲ ル 擁 給 褹 例 島 補 多 7 = 熊 褹 セ 非 毛  $\exists$ 又 ス 郡 壹 1 1 元 莧 ) 岐 正 大領: 制 帝 ラ定 對 養 外從 乙馬等 老六 同 ラ 七

誤見 後カ 出 モス、 ノ説 \_ ス べ後 = ーアテ、、 多 カラ島 ル 褹 數 え、ノ F 直 定 益救郡 益救郡 ラレ 姓 ナ 三則ヲ 其豊 シ 1 大領 時 賜 前肥國筑 モ、 K 外 ナマ 從 ァ ラタ ンハ 多 六位 同 ト 伝越 褹 +Ł 下 對 年 加 ト前、後 馬 + 理 両 伽等 月 史傚 島 諸 イヒ 或 百 Ż 21 · 夕 澄 波 ・ 限 正 ヲ ヲ丹 海マ田

芽原王ニ: 左アリ 曽麻呂多褹島守ト為リシ事ト 左遷セラレ、 毛入道テフ者ナド本嶋 共ニ 滿郡 七益 村ア 合セ 郡 東諸 護 和名鈔 カ、 T  $\overline{\Gamma}$ 益救 大伴? 併 元 リ、 大隅 年正 國 テ、 七 去テ安志託等ニ 救 テ セ 國記等ニモ載テ、 皆多樹 姓 ヲ馭謨ニ ナリケンニ、 宿 ヲ龍 禰上 中 能滿 國 郡トシ、 熊毛二 或 月 Ŧ 古 馭 宝亀元年八月、 = \_ い 漠郡 建テ、 島 鄴 隷 大宰大貳從四位 田真人ト 足多褹島掾 郡、 テ 合セラレケンヲ、 ラレ \_ ノ遺名カ、 係 益 *ا*ر 高 熊毛郡 淳和 夜久島 姓ヲ賜フ時、 夕 救 = ラ 多褹國 -賜テ此 主宰タリ 野入道 ĺ 今ノ壹岐・ V ハ 熊毛二 ト見へタリ、 帝 = 夕 左アレ 從 1 モ續紀ニ 左遷セラレ、 1 ル ノ 書法 天長 大隅 能滿 F. モ多褹島 Ŧi. ź 野 位 配 合セテー 佐伯宿祢毛人モ 間 國 熊毛 天長 對馬ノ 流セ 1 ハ、 下 元 • 出 入道 馭謨二 モ 年、 中 = 鎌倉 今種 ラレ、 考觀 ノ 能滿 テ、 出 郡 1 臣習宜 ナル浦 郡 -モ云 類ニテ、 モ芸芸 説 夕 能 同 ý, 字島ニ トシ、 ツベ ラ熊毛 滿 郡、 Ħ. 互. 類 べ入が 聚聚國 御 又天平 救 と 朝 年三月 *ا*ر 蔵 シ 都 此 誤 馭 合 臣 此 熊 也 7 謨 セ 本 掖 史 Bill 七

> 次郎或ハ五 子ト シテ 八月一日源大将ノ判ニテ清種軍功ノ上御下文ナト持居レハトテ半分領シタルニ、建武四年六月、親政養子祢寢弥次郎清種訴ル旨アリ、 威ニテ肥後次郎入道浄心カ押領ト為リ、五郎兵衞入道カ時迄名主職官忠久施行状ヲモテ傳領セシ、名越尾張左近太夫高家カ代ニ関東ノ テ下向シ、佐多孫四郎親政カ家ニ重代右大将家ノハ御家人見和平次有光承久三年十二月守護所ヨリ シ殺サル、父子ノ法名ヲ誤リシハ明ケン、斯テ多袮島ノ内見和村ナト見西ト鎌倉譜ニアリ、然ニ公時ハ文永九年十一月北條時輔カ謀反ニ與 卒時 生 後守時信 此 ŀ ・セシ時入道シテ見西ト云、其子左近太夫将監公時モ尾張守公時入道政ノ曽孫ナリ、泰時ニハ姪ナリ、時章ハ弘長三年十一月時頼入道ノ レ 一為リ、 就テ代官タラシ 1) 襁褓ニ セラレ、 Ŧī. 郎世 兵戸 其執奏ニ IJ 《衞入道等ハ今ノ種、山彦四郎ヲモテ渡 在テ難ヲ遁レ、 其父行盛等文治元年檀 百袮 鎌倉在 十五百 ノメリ、 府 \_ 動時ノニ 宗地ノ賦 子島レ 島深 テ 其後今ノ 後ニ 此 一族ナリ ルタリ、肥後 V 北 ヲ遙領シ、 條遠 種子島氏 浦 **〜御下文ニ守護島津判〜安堵セシムル状ヲモ** 大浦 財部 江 滅 始 守 ヒ  $\Box$ ラル デ 時 ) Ŀ 某 太祖 妻氏 此 政 地 年 頭 職ノ 入 ヲ

孫

十二歳ニテ自殺

スト

・ナン、

信式ノ事ト作ルモアリ、合ハ此自殺ノコトヲ二代太郎右衞

ス門

ニ云オケリ、

時

信后 姓

信基

ト更メ、

文永三年、

玄孫中

-務時

基迄

京都

ノ

幕

府

属シ軍

功

パセリ、

其

部

いセリ、

其

(族系

ŀ

藤

Ξ

易 11

ラ

ĺ

夕

ĺ

事

1

モ

*ا*ر

前

\_

禰

寢

えト

又天平宝字

应

年

五

月

右

大舎人大允正

人士 太夫直 部三島 其ヨリ 此甲午 父子ヲ和セシム、 来テ三島ヲ公ニ獻ス、 是に於テ閏三月、 三日根占ニ奔テ此ニ黨ス、 併 レド 公モ亦清時ニ 召上ラレタリ、 至リ、 七五 島ニ入ル、 、師ヒ往テ此ヲ救(師カ) 此三島 時不孝ニシテ、 ラ領シテ其子加賀守惠時ニ至ル、 カ臥蛇・ 島ヲ領シ居ラレシナラン、 久ヨリ 傾ハ、 永正九年、 七日、 、永享中 幡 硫黄・竹島 平二島 時ニ 其子即! 時氏本島ニ屋久・惠良部・ 是ニ 公新納伊勢守康久ヲシテ兵百餘人士 其子 ハシ 臥 硫黄ヨリ 蘭窓公忠時二 蛇・ 天文十一年三月父ニ ・幡時ニテ、 由テ惠時還テナホ三島ヲ安堵 公受取玉 ハ召上ラレ、 4 播 黒島 故惠時援ヲ大中公ニ乞フ、 平二島 磨守時長カ時キ大岳公ヨ 六日、 屋久ニ渡 ハ ノ三島ヲ 新地百 以テ其子武蔵守忠時 ス、 中七島 永享八年八月十日 坊津 種子・ 康 ル ヲ加賜ト 加賜 久ヲシテ説 ヲ 惠時ノ子左近 町ヲ加賜トゾ 叛キ、 惠 出船シテ硫 臥蛇・平 屋 久・ 時 -アレバ IJ 屋 永良 久ニ ヺ 守 1] 去

基

年ヨリ見ユトモアリ、屋久代官ハ寛永十九 同十 政ハ信基ノ二十一 茶壺ヲ獻ス、 夫忠時ニ 年六月、 入部アリシナラン、 テ卒セリ、 ノ下ラレシ頃トモハ 何 租 院ニ 内ニ 其 七年ヨリ府士中 假ラレ、 歴々ト 五千二百六石 ノ年間ニ入部シケン、 曾孫左近太夫久時ニ至テ、 移 至テ府下ニ モ 久時ニ本嶋ヲ復セラレ、 サレ、 シテ太祖以来宗邑ナル本島ヲ一 左アレバ、 四千石ハ御蔵入ナリシェ、 故寬永九年六月一 久時ヨリ代官ヲ 其ヨリ遂ニ 本 島永良部百石 歳ナラレシ建保三年正月七十八 四 何 + 斗 勤仕シ、 ・村與左衞門始テ此ニ代官タリ、 建保 九歳 レニモ今茲文政丙戌迄六百 零 ペノ時ニ 然 ヨリ以前建仁三年 召上ラレシト云へ 時 慈公ノ翁主ヲ承シ名器 置 ハ 圓 テ御 アレド、 政 ハ公族征久ニ 當レバ、 其時屋久・ 文禄四 ノ執奏トアレ 用 拜領セリ、 ヲ聽 久時ノ子左近太 六年 年六月 圓 其 力 永良部 領 頃 禰 も 自 賜 IJ ケル 慶長 封 初メ信 知 ハ 寢 有 歳 IJ ヲ 既 元 祖 時 本 = 四 知

島

監清時 十六日

事へテ忠ヲ

顚

ハシ、 テ死

應永十五年十

覧 IJ

菊地 恕翁公ニ

武光ト

日

)

岡

戦

タリ、

其子左

近

公清時

上屋.

入・

惠良部両島ヲ加

封

セラレ、

天 月 将

歳

官

第

忠順

ノ道ヲ守テ代々

公室ニ臣事

世

ラ乱

21

罕ナルベ

本是他ナシ、

南 テ、

海僻遠

ノ孤島

年、

ヲ

墜ザルハ

誠に

本藩

無双ニ

六十餘州ニ

モ

亦

加

モ ナリ、 反逆に 實ニ 與ミセス、 先君ノ古 豪族モ乱ニ 訓 遵ヒ治 乗テ掠 ジバ 尚百世ト云へ ル コ 1 -ヲ得 サ 1 V

モ 知べキ所ナラズヤ

# 本藩地理拾遺集

熊毛郡 種子嶋 淳和天皇天長元年、 (図部) というでは、 (図が) というでは、 (のが) というでは、 (のが) というでは、 (のが) というでは、 (のが) というでは、 (のが) というでは、 (のが 停益救合熊毛郡為

武備志日本考島名郡云、(衆部) 城羊馬至三嶋産一都而六十六國之名ヲ島名之部ニ載シ、 種[子]嶋什麼・ 竹島仕 什. 座計 自 Ш

淳和天皇天長以前者不摂國郡、 有能滿 益救 ジニ 郡 如

自天長元年隷大隅國、

嶋右嶋

ニシテ各立

候

同

至日

|本圖

ニ種子島

續日本紀 H 天長五年六月丁一天長五年上云々」 賜多褹後國造 酋( 多褹島熊毛 郡 大領 外

粗稲裳ニ 薤両収、 土毛支子・ 居筑紫南海中、 遣多褹島ヨリ使人等貢多褹 · 莞子及種 切髪草裳、 々海物等

惠

時、

十四四

世

時堯、

十五.

世時次

世

**人時、** 

Ł

世

Ĭ 本地理志其略曰、 多禰島在海上、 為大隅之附

> 續 下中臣習宜朝臣阿曽麻呂為多褹島守 日本紀三十巻、 高 ·野天皇宝亀三年八月 (元ヵ) 庚戌、 以從  $\overline{\mathcal{H}}$

〇上古、高、 「古城主由来記」 「古城主由来記」 IJ, 此時 高野入道・ ハ鎌倉領之地頭大浦口某鎌倉 野間入道・熊毛入道在島シテ宰主タ ニアリ 聽政

其代官上妻氏在島シテ寄貢祝、其代官上妻氏在島シテ寄貢祝、

○種子島氏元祖肥後守信基、種子島氏家譜」 也、 判官基子左馬助行盛之長男也、 母懷之隱身邊境、 遂避其難 大政大臣清盛公之二男安藝 父行盛出都之時信基幼 而後蒙北條遠江守

時

并惠良部加領也、 守時信、▽⊗時政△以執奏賜種子島、 政之慈惠、 潜往鎌倉、 是時種子島地頭大浦口氏也、 倚頼時政、 時政為養子、 古城主記 時 号肥後 信 屋

有 久

真時、 所思、 世 為家佳 時長、 乞請多袮島地頭大浦口氏之藤氏并幕紋亀甲内 五世 例、 + 一時基、 世 改時信号信基、 幡 時、 六世時充、 + 世時氏、 二世信式、 七 冊 十 二 頼 時、 世 三世信真、 忠時、 八 世 清 十三 時、 而 四 世 世 九 以

)左近太夫久時代文禄 忠時、 十八世伊時、 四年六 十九 世 月 廿 九 日 以 御 檢 地 轉

之三島當地ヲ島津右馬頭征久ニ玉、

久

嵵

知覧院ヲ玉

慶長四年、 再賜本領種子島、 此時屋久・惠良部暫為借

後終為公領

嶋津右馬頭譜中 ○文禄四年乙未六月二十九日、秀吉公檢地薩隅日三州、

賜可領大隅熊毛郡種子島・永良部島・屋久嶋三島一

一万石 此時

之采地朱印

「嶋津家文書之内

1

島津右馬頭知行分

五千弐百六石四斗八升 大隅之内熊毛郡種子嶋

拾四ヶ村

六千六石壱斗四升 山役川役此米

永良部嶋 拾四ヶ村

千九拾三石

山役浦役此米

三千六百三拾四石三斗八升 - 此一条屋久嶋参考」

屋久嶋

外数行前後略

右以今度檢地之上、 如斯被成御支配候也

> 文禄四年六月廿九日 大閤御朱印

羽柴薩摩侍従とのへ

(本文書ハ「旧記雑録後編二」一五四六号文書ノ抄ナルベシ)

○文禄四年六月、 以御朱印島津右馬頭ニ玉フ、

五千貳百六石四斗八升

大隅熊毛郡種子島十四ヶ村

六拾六石壱斗四升山役川役此米

外百石永良部

十四ヶ村

合壱万石之内也、

○文禄四年乙未秋、三州豪家各所領之地有交替之台命、種子鳥家譜 , 知覧渡朝鮮、慶長元、自 久時轉種子島·屋久·惠良部三島而拜領薩州知覧院,

○慶長四年六月、有久時本領安堵之命、下賜種子島、

久·永良部其外之諸島為御借地、然居代官承公用年久、 久時卒後慶長十七年夏、自鹿児島為代官中村與左衞門

下島、為一島之判事、自此為公家之有矣、

)左衞門尉對馬守頼時代、 合戦菊池肥後守武光、此時有七将、頼時又其一将也 太守氏久公出師於肥之前州、

是故大刀戦而終貞治五年丙午四月十六日戦死於肥後州

○廃帝天平宝字五年三月己酉、類聚國史八十七刑法部 (②讐下欤不詳類聚國史八十七刑法部 (②讐下欤不詳) (色) 一族下欤不詳、

茅原王 座以刃殺 人 賜姓

酒 品忍壁親王之孫従四位下山前王之男、 竜 肆、 田真人、 時與御使連麿博續、 流多褹島、 男女六人復令相隨、 忽発恕刺殺、 天姓凶悪、 屠其股完、 茅原王 喜遊 者三 使

置胸上 而膾之、及他罪状明白、 有司奏請其罪、 帝以宗

○弘仁三年八月癸巳、同 宝之故、 不忍致法、 除王名配流

流僧良勝於多褹島、

以与女同車也、

延暦廿二年八月辛卯、 以 以言語不轉也、 (諱ヵ) 右京人正六位上長倉王 一配多褹

)續日本紀聖武天皇神亀六年十 |上多治比真人廣成等来着多袮島 一月丁 赴 入唐大使從

〇右 同日卷高野天皇天平神護元年正月戊戌、 大宰大貳從

)肝付系、 四位上佐伯宿祢毛人、 兼俊女子五人アリ、 坐逆黨左遷多褹島 五番目 ノ女多袮郡 司

妻トアリ、

古城主由来記

硫黄島 竹島三島ノ事、 應永年間太守久豊公ヨリ清時二 賜

> フ、 永享年間被召上、 太守忠國代、 島主九代時長カ代ナ

IJ

)硫磺・ 播摩守時長代、 竹島・ 黒嶋 

来竹島

之所及、竟没海底、 籠浦[ (安紫鑑)、 時暴風急次、 船客 一人又不免死、 逆浪為、 巖險欲崩、 是奉達 非人力 太守

○肥後左近将監清時入道長叟代、 太守元 『時頼/子也』 『時頼/子也』 (密修)(纏か) 太守元久公為忠節賞、 黒島三島矣、

○左近将監幡時代、 應永十五年十月八日、 薩摩守好久主、 守好久主、永享八年八月十日、『用久守護代ノ時也』加賜屋久・惠良部両島、

為料所賜薩州川辺郡七島之内臥蛇・平二島、

代太守忠國

國公政、聽

辺

)左近将監時氏代迄律宗之、(®也) 浄光院日良下着種子島、久正・ 時氏聞法談數度、 於茲信心增進改宗門、 寛正六年、 應仁年 計問、 淡州沙門本能 日 良弘法花 三島種 寺

良部島 共始歸屋外・惠 伏法華

○久時代野久尾ヨリ移内城、

峯号 、岩

有

平

戦 種子島加 直時 賀守惠時世三・ ハ根占方に與黨ス、 「與黨ス、此節惠時訴 太守貴」 「重時トハ非也、是也」 其子左近太夫直時父子不和合

習製之道傳布于世、

倭朝用鐵炮始于此島也

自蠻國傳鉄炮 人皇百六代

後奈良院御宇、

将軍義晴代天文八年、

始

久公、 惠時自種子島逃来、 公不執之、 依新納伊勢守康久ヲ大将ニテ被遣屋久島之処 前 本領令安堵、 訴捧所領三島・惠良部 公、 父子之鉾楯ヲ止玉フ、 然共 故

ト新納家譜ニアリ、天文十一年壬子之春

古城主由来記二

永正九年、 新地百町ヲ加エ給フ、 島主十二代武蔵守時忠、 依軍功太守忠治公ヨ

ヲ鐵炮之世ニ

傳フル

初ト

ż

)應永之頃、祢寢左馬助清平當島半分領之、<br/>
洪』『清平應永廿四年戦死也』

目十 、代

賀守惠時見其器之奇、 船客持来鉄砲矣、 天文十二年之秋、 交窮薀奥、 得百発百中功、 日域未有此兵器、 有南蠻商賣船来着于種子島西村、 而以為兵器之甲也、 群臣、學焉、 種子島氏十三代 故求之而 且令鐵 加 時

)天文十二年癸卯八月廿五日、 来着、 入船於赤尾木之湊、 時ニ西村之寄主織部丞ト云者也、 船中大明之儒生五峯、 種子島西村之浦西南蠻船 同廿七日己亥、 牟良叔舎

喜利志侘孟太抔云者也、

此 時初

薬調

合之法家臣篠川小四郎學得之、

其翌年、 而鉄炮二

蠻客再當島 挺持来、

> 来、 者多ク、 松下其鐵炮ヲ放而射之敢乗當國 住士松下五郎三郎ト云者、 豆國ニ漂流ス、 其 新 中一人之鉄匠有、 是ヨリ日本國中 ニ鉄炮數十ヲ製、 然ルニ海賊有テ船中之器財為取、 押並 而 異國渡海之節逆風ニテ船 仍此後近國傳而習之、 島民金兵衞尉清貞卜云者法 而 炮術ヲ習傳フ、 人見而為奇、 傚慕而學 依 又島 此島

時 ヲ

正平十八年二月十七日、 郎忠篤入道成栄之譲状有、 同弟左京亮忠元・ 同弟掃部介忠平兄弟三人へ親父彦二 指宿文書二、指宿能登守忠勝 征西将軍之宮ヨリ令旨有之

由 相見得申

本朝通記拔

者登汀、 今歳八月、南蠻之船 國賈人依来朝適為同船、 何人ソ乎、 百余人、 島主兵部時堯出迎之、 浦人問之、 五峯亦以杖書答曰、 言語不通、 艘漂着隅州種子島、 蠻人素不知禮義、食不、箸匕、 吾是明國儒官者也、 以杖書砂曰、 時に大明之儒者五峯使 所乗之蠻賈 滄浪之客

挺送、 者来東州廣傳其術、 寺僧侶杦坊者、於是義久亦以所送之鉄炮献柳営、 志、 堯以為軍用之大器不如之、厚幣深志求其術、 良叔舎自所手持之鉄棒発火、 飲不用盞盃、 以鉄術及藥方銕錬移鐯之秘術悉傳時堯、 時堯大喜、以鉄炮送島津之義久、 且不知文字、 自是炮術大流布天下云々、 唯近禽獣、 驚雷鳴動、 于時蠻賈之長牟 以其術傳根来 聞者大駭、 叔舎感其 以鉄炮三 杦坊 時

「地理志」

よりふなひとのほるよひよせていさつけやらぬ旅のやとしからのうらにあさりするたつなきてさわきぬ おきへつけやらむ あかときのいへこひしきにうらまよりかりミやこへにゆかむ船もか、りも、のミたれておもふこと

りを

○天武天皇天平六年春二月、

饗多祢島人等於飛鳥寺西槻

下上村主光欠為小使、遣多褹島、仍賜爵一級、下、同八年十一月、大乙下倭馬飼部造連為大使、小乙

○上代ニハ褹子島ト云、 脇ニ宮一社もなし、二百五十年以来之事也、今正徳三 宗ニ勧メ入テ社ヲ退ケ、三十番神ノ宮ヲ立しより于今 と有之、今此熊野宮有之所ハ、 國也、上代より神社あり、 年迄二百五十年になると云、 水有て珍敷景有と云、 守護之善神也、 今内~祭ル人有と云、 皆悪神也、 故ニ崇をなす事也、 餘の神を拜むへからすと云∼、
亡ノ間改 然ルニ法華宗来テ島中悉ク法花 伊勢大神宮ヲ崇タル山有テ、 旧事本記に見えたり、 傳聞伊勢大神宮・熊野宮な 法花宗三十番神之外之神 繪ニ書たるやうなる山 此三十番神ハ内裡之 古 ハーケ 于

云宗
<、

「管窺愚考」

文武帝紀大寶二年四月、

書筑紫七國、

據是、

以數今九築、

朝廷乃發兵征討、八月丙申、遂挍戸置吏、▽彎前此、薩則二國不足、可以知焉、然按續紀、是歳薩摩・多褹叛、

和村名主職事

以故、 摩 ・多褹等、 置吏△於薩摩與多褹、 尚日向属郡、 而無國司、 使率繇戍以鎮両國、 地廣令弛、 動逆 而其繇 朝

化

戍、 則迭戍邊卒、 而唱更此云

2「小根占池端氏蔵書

多祢嶋

御家人見和平次有光入見参、 被下向也、 可令安堵之状如

等、

清種相傳之上者、

被經急速御沙汰、

為預安堵御裁許

粗言上如件

敵、

被誅伐訖、

仰厳政御代、欲經上訴折節、彼五郎兵衞入道依テ同意、御 (@ot) (@ot)

世上動乱之間、于今令延引處、幸奉

然早帯大将家御下文并忠久施行以下、證文

随而擬令言上之刻、

量彼村於理不尽、残于五郎兵衞入道之条、肴代所行也、(@番)

越尾張左近太夫代肥後次郎入道浄在、

以関東權威、令押(マ

承久三年十二月 日 守護所 (花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」三〇八号文書ト同一文書ナルベシ)

3「小根占池端氏蔵書」

大隅國祢寢弥次郎清種謹

言上

欲早被經厳蜜御沙汰、

蒙安堵御成敗、

當國多袮島内見

4「小根占郷池端氏蔵書

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一九四五号文書ト同一文書ナルベシ)

建武四年六月

日

大隅國多祢嶋内現和村名主職事、 被致軍忠之上、帯右大

将家御下文以下證文等、

相傳之条歴然之間、於半分者、

先所申付也、 建武四年八月一日 至年貢者、 為軍勢兵粮、 源判(畠山直顕 可被直進之状如件

袮寢弥次郎殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一九四七号文書ト同一文書ナルベシ)

▽⑩副進△

通 大将家御下文 通 守護嶋津判官忠久施行

通 手継状針盤数通自 通

系圖

右於見和村者、 養父佐多孫四郎親政重代相傳地也、 爰名

<u>5</u> 소

323

**祢寢弥次郎清種申、** 大隅國多祢嶋現和村名主職事、 闕所 (本文書ハ「旧記雑録前編二」一二二号文書ト同一文書ナルベシ)

之間、 依軍忠、 可令管領之由申付候、 早莅彼所、 可 被打

渡半分於清種也、仍執達如件 建武四年八月一日

源(畠山直顕)

世戸山彦四郎『⑩入道△殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一九四八号文書ト同一文書ナルベシ)

6「指宿氏文書」

はいりやうの条、せい~~ミやのしやうくんの令旨明白 ゆつりわたす大隅國多祢の嶋事、成榮おんしやうとして

也、 たへおハぬ、のこるはんふんにおきてハ、左京亮忠元(命之) 掃部助忠平二人してちきやうすへし、けりやう四分一な しかるを嫡子たる間、忠勝にはんふんおハゆつりあ

給ハる所なり、子々孫々いたるまて、ちきやうさふいあ おなしなからかの嶋ハ、代とゆいそのちたる間、 申

きやうすへきなり、 仍後日讓状如件 るへからす、但かの所おハ、三人よりあひてわかちてち

正平十八年二月十七日 沙弥成榮判

指宿系図参照

7 島津氏文書

忠平掃部介

大隅國守護職付守護領

讓与

氏久分

薩摩國指宿郡

肥前國倉上庄

筑前國今津村

岩河村南 同國本庄内多祢嶋 一期之後可知行、但於南方者、女子祖鑒房

大祢寢院 深河院

鹿野院

同國寄郡内

下大隅院(◎郡) 串良院 筒羽野村

郡司 又次郎 指 彦 次 郡 司 入道成 ※ 忠元左京亮 忠泰次郎 忠勝能登守

討死、

电リ

重時和談ノ上ハ不及違儀トテ、

兵船皆々被催歸帆

三島

ノ格護ナリカタキ之間、

貴久へ可進上

ノ旨雖被

曽小河村 ▽◎小原別符 横河院△

薩摩國鹿児島郡地頭職但除永吉村、

日向國高知尾庄

右所≧者、

限永代所讓與也、

有限於御公事者、

守惣領師

「右接日裏」

「師久」判 「氏久」判

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一二九号文書ト同一文書ナルベシ)

「箕輪伊賀覺書」

恵時ニ為与力、根占右近太夫重武卒軍兵、彼島へ雖被押⑩恵。天文十一年三月末ニ、種子島父子就不快之儀、左近太夫

キ、次ノ日屋久島へ押渡ル、種子島重時モ屋久島へ押渡月四日坊津へ馳下リ、同六日ニ出船シ、其夜硫磺島ニツ新納伊勢守ヲ為大将、各侍三十余人都合ニ百余騎、潤三渡、依難成無程歸帆セラル、惠時頻ニ貴久朝臣奉憑之間、渡、依難成無程歸帆セラル、惠時頻ニ貴久朝臣奉憑之間、

云

其時種子島父子御芳恩不可忘却トテ盟誓ノ血判ヲ被献

「國史貴久傳」

此不同、三島謂種子·屋久·永良部、惠時□時之子也.屋久島、告新納康久日、願献三島、与 (忠) 屋久島、 三島矣、 而歸惠時、 島而還、 大夫直時不快、直時乞兵於祢寢氏、 天文十一年壬寅三月云々、 願以献之、公不受曰、土地不可貪也、 復乞於公、公使新納康久往、 而惠時出奔、 使与直時和解、 自訟於公曰、 由是父子乃定、藝軍記、直時逃之 財大中公旧譜·黄 種子島加賀守惠時与其子左近 種子島氏将不能復有 祢寢某引兵、 閏月七日、 召康久還 康久至 至種子

「右馬頭以久譜中」

慶長四年己亥三月五日、

轉種子島賜下大隅埀水而移之、

忠恒公賜可知行一万千六百八十七石之采地判物、

慶長二年、義久ヨリ種子島ヲ与フ、』

写.

8

今度種子嶋就繰替為返地、右所ҳ被宛行之早、此内千六

残而 百八十七石加增分也、 九千九百八十七石之役儀 自今以後も任先例、 可 被相勤事、 可 無役千七百 為 肝要者也、 **右** 

慶長四年三月五日 忠恒

頭殿

右

馬

(本文書ハ「旧記雑録後編三」六七一号文書ト同一文書ナルベシ)

]史義久傳

惠良部 文禄四年六月 民主、見上天正十九年注、日本< 屋久三島領主、 屋久三島領主 宝 · 々、 清水領主島津以久為種子[島]・惠良 萬石、 一種子島左近大夫久時為知覧領主、 卒於朝鮮、故以久復領家事、種子・先是、以久老、彰久嗣、彰久

**仝義弘傳** 

慶長四年云 屋久島 • 永良部島、 ٠ \(\frac{1}{2}\) 知覧領主 其後二 種子島久時為種子島領 一島遂為公邑、 而種子島氏獨有 主 權 領

全家久傳

子島焉、

旧至 三邑云々、王是復其

寛永九年九月 宝 Þ 種子島為種子島氏采邑久矣、 而其中

> 盒於公、 四千石猶屬公邑、 號稱名器、 以至左近太夫久時、 因 召藤 重藤巖而 示之、 久時 則曰、 獻先 世 天下 所傳茶

坂城陷、 茶盒三、 皆為茄子形、 没于煨燼、 相國様令某蔵之、 號稱津具藻、 其二在太閤様 其形與此相似 所 也 大

乃曰、 今日 直 公邑四千石在種子島者悉與久時、 司 五百枚、 於是公與島津久元・ 伊 久元・貞昌咸 勢貞昌謀報之、 日

因出其所蔵而比方之、分亳無異、

則曰、

疑此即津具藻也、

利無窮、 可百貫目、 此物直五百枚、 與三千石亦可也、 此猶不足以報之、 即二百十五貫目也、 公日、 然土地雖少、 種子島氏世世 今日四千石、 傳之子孫、 「克執臣 田 價 節 其 僅

島津久元・ 石可也、 無有貳心、 遂與之、 及久時之身、遷、鹿児島、 伊 勢貞昌以書答之、 久時遣其家臣 注 西村越前謝恩、 略、 奉公益虔、 寸正 二十七日 雖與四

名勝考\_

於四千石云々、而當時之價倍

同 島國上村浦 田 湊

浦ラタノ 明 神 1社 見尊也、( )和漢三才圖會日 と申傳ふ云≥、種子島旧記日、 熊毛大権現是也相傳齋彦火ベ出 蓋高千穂宮に草目向國より

祀

鸕鷀艸葺不合尊、

座盤と

宝へる

326

くみ

島

7

0

浦

田

ŋ

ŋ

そ

後

尊 上し

は

日

向 0

鵜

戸

ίΞ

御

幸

し玉ひ皇子降誕あ

r b

神

武天皇

る時 らへし、

ર્ક્ 尊再ひ島に渡り耕穑を教玉へりとそ、ことを教玉ひしか、中比退轉に及ひし故、 を十 耕収 より き足引 7 玉 を教玉ふ事の 殖蒔ことを教玉ふ、 を尋ねこ 龍 向 学島 0 げ 帰り玉 伊 ひ 宮 御子うかや葺不合尊、 その | 弉諾 種に分て種子の島 0 Ħ. 0 n, 姫宮玉 田 始 0 榖 はさり 波 を耕し種子を殖すことを教玉 也とそ、 0 亀 0 後に彦火と出 東 伊 風に 種子を求 島に来り玉 0 の宗廟とす、 種子 尾 一依姫に誤れるなり契をこめ、 弉 辱さを、 け の上に名もたゝ 冊 */*\ 又陽 尊洲 n 浪あら 水か 故島 め 波 神 見尊 後 國を生玉ひ、 、る時 陰神 又浦 H 0 0 0 此島に来り給ひ、 日 Ŀ 名を種子島とい 亀 人仰き奉りて詠るとそ、 陰神民艸をあは 初后に 0 神 向 にも神は蒔け 0 0 田 國より 歌に、 后の事なるハ彦火 ≥出り 密力 るへく、 魚に乗り龍 種島に傳る その 内美景あ 最初に種子島を生 誓路 を又作 再ひこ 時に詠る こ見の ح ŋ ń ħ Š 田 0) E 歎き戀て 宮 亦 ŋ, み耕 を耕 也、 旬に及ふま 0) 後陽神龍 跡 城 説 種始 性子を蒔い 島に 扨こ 港 は î H 哥とて、 殖の道 是吾 つきに 御幸幸 L  $\Box$ 東に 七, 陽 収サ 0 む 殖神 陽 種# 國 宮 神 か め

年、

くこの

浦

の農民市

兵衞とい

へる者志を興

浦

廊

に依れるにて、 神と崇め奉るも、 種子島 是なり、 なれ 0 ハ 名は 人 御書 妣 0) 始 始 玉 田として対 ŋ の種子にそ有ける、 依 此 姬 けるとそ、 浦 0 神税にの 田 御 0) 哥、 始て稲種子を蒔殖し玉 奉稲 され る、神 す Ś 宮 らき */*\ 殿廊 葺不合尊を 説には 0 閣 み 0 Ś 清 構美 此 ` 浦 御 0 ふ 田 哥 か 大明 j 故 ょ n Š 由

島

神楽 閣 0 小の鈴、 も破れ荒れて空しく二百餘年に垂とせしを、 比に及ひ三島改宗の 宜 袮鼓の音も絶す世に聞 命 あ ŋ この時宮殿も けるを、 文正 元文三 たり 噟

仁

と申事 る、 玉ふといひ、 て遂に今の如くに神殿を営ミ、 廟を再建せんとす、 略以之下 八、 按に、 彦火と出見尊 0 伊 島 弉二 0 時に同 V 尊天地部 ひ傳ふる所にて、 亀 浦 0) 0 魚に乗 再 男女老若相共に力を合 判 0 ひ上古の 時 h 龍 最 書 宮 初に 神跡 0 城 趣に に御 を傳 種 島 を生 聊 幸 異 け せ

名勝考

せ

ŋ

なれとも、

浦

田

神社

0

縁起には稍據るへきを以て爰に

同 島 平 Щ<sup>‡</sup> 村 能 浦ゥ

熊 権 現相傳、當島の 立領

奉祀即

熊野大

亦奇矣、 其中を通船すへ にすへからす、 屋と称するものあり、 遂に海濱は一の陸を成せり、 より今に変ることなく、其石年≥一つ、を出すか故に、 毎年十二月除夜に海中より自と石一を輸す事、 作を竢すして其石年∨級を重ねて高を加ふ、 野庿より南海に横出する石堤の如き天然の巌 重ると、毎歳除夜に限り石自と寄来とは、其尤き者也、又岩凡種島に六不思議と称ふるあり、人作を竢すして石級をステ Ļ 或海. 巌壑虚明、左右直透昭曠にして、『キャナナウッ』 单 -或潟付螺列して、 島民もて海神の輸す所と云、 又此海濱に 瀠回詭状詳 あ いにしへ ŋ, 人

書紀通證日、 良叔舎銕炮貳挺を持来り、 文集をよしとす、 波羅多伽児國、 太平記 舎来多禰島赤尾木湊、 ·本朝通紀 鳥銃有種島者、 今按、 始天文十二年八月廿七日、 九州記及南浦文集、 鳥銃始て種子島にて習ひし 傳銕炮術於多禰島北條時堯、 銃藥の法を種島の家臣篠 天文八年、 其製原 南蠻舶首 南 出 蠻船主牟 ハ 自 牟 見後 一羅ラ 川 西番 南 小 浦

> 炮張 人大に驚て奇とし、 を取らんとす、 三郎逆風の為に伊豆國へ飄到す、 の法を傳へ、 松下銕炮を放て百發百中賊 新に数十口を製る、 遂に習ひ傳て本朝に流布す、 海賊有な 後に島人松下五 ŋ 数人を殪 船 神の す、 郎

守島津修理太夫義久年暮之使節を祝ひ、 日本に来りしこと、天文八年庚辰極月二 始傳銕炮、島主時堯獲其術云≧、 逸史曰、天文十三年、 、 西洋杜 瓦爾國商 ○田邊府志日 舶泊大隅海上 日 銕炮五挺を献 薩摩國 銕炮 種島 の せ 太

して、 すとおほえ、 樹の御軍慮も安からすといへとも、 使者言上して云、近年天下ことくく長亂し、 日本永く兵革の根を断へき瑞現に銕炮當國に来授 四海大平の賀儀に献するよし言上 吾朝神國の霊験新に せ ŋ 将

らる、

ŋ 雀及鳥銃・槍・ 諸國記云、 島津是を捧ること忠心浅からすと宣へり、 庚寅三月、 刀等物、 遂與宗義智等同發、 命放孔雀於南陽海 島 時義智献二 下鳥 按、 銃於 海 孔

軍あつく感悦ありて、

実に是ハ本朝永く治るへき寶器な

命中、 銃、 軍器寺、 傳自 弓矢勿及、 倭夷得之、 我國之有鳥銃始此、 ○經國雄略云、 此与各種兵器 ○何氏兵録 鳥銃傳自倭夷、 利 云 能 洞 中 國 原 ·發九 無鳥

四郎学得たり、

翌天文十三年、

蠻 船

再ひ来て熊野

浦

着

この船中に銕匠ありしを、

島民金兵衞清貞なる者銕

中 前 ・第一とす、 飛鳥皆 可 その器始て本藩より傳 )射落、 因是得名云と、 へて皇國に徧く、 夫銕炮 の兵器たる天 而

術に達し、 後朝鮮に渡し、 其妙を窮るもの亦多し、 又西土に轉致せり、 又按に、 本藩の人今に至 大日本史高 ŋ 其

巖島、 腋下發火、 倉天皇承安二年秋七月九日丙子、 載五六人、 焼禾稼、 形如夜叉、 遂逃去、海、今その状をおもふに、 登島傷殺十餘人、 伊豆國司奏、 有番舶 衆欲殺之、 泊

下火を發す、

是即懐銕炮にして、

禾稼を焼しハ火炮なる \*\*\*

故國人只その状

へし、當時未た銕炮の物たるをしらす、

ㅁ 出て人を打倒す、 銕炮の器をしらす、 を奏聞せるならむ、 目 0 談なり、 又按に、 その鋒當るへからすと、 相肺れて語て日、「怖カ」 慶長中南島を征し玉ふ時、 銕炮の名初て太平記に見ゆ、 棒の端から火箭 即腋下發火と 島民未た 是

元史に所謂回∼炮ならん、

)安永二年荷月廿四 赤尾木島 H 清舶漂流して赤尾木村に至る、 邱仁瑞

堪 洒皇 と名 利 鑚り 赤

尾

嶼

頭水月灣

両

邊巖石

列 方端

山

居自得義人趣

能 Щ

魏翔 臻

八

々 彤 宝起 北 方 秋 高 気爽 漸 生 涼 星 河影約 天濛霧

鮄

無限凄其熊 野 傍

孝義録日 明二年褒美、 熊毛郡 同 郡 種 |同島現 字 島 西 和村浦· 面 村 野 人弥 町 `人傳平 五郎 Ħ. 明 十 和 八 歳、 Ŧī. 年

天

同 . 島弥 五郎 娘けさ三十三 一歳 褒美

郡

大隅國熊毛郡 國上 \_村分割國 關上 村村

有 明 治十 四 年 十 月廿六日 分村 候旨、 甲

百

十八号ヲ以布達ス

大隅國熊毛郡 種子嶋安城 村分割安城 村村

か

右 仝十五年二月廿七日 甲第六十 五号ヲ以布達アリ、

纂考」

馭 談郡 和五年と あ馭

屋 

鹿児島の 村 小島村 楠川栗生村 永田村 南に距る事四 川村 尾野間村 平内村 湯泊村 小瀬田村 中間村 吉田村 一湊村 白子村 宮之浦村 船行村 麦生 一八里、 周 廻廿  $\ddot{\Xi}$ 里 なり、

口永良部島村、 
安房村 
原村、

国にも往古より出 證也、 其名、 使従四位上吉備朝臣真備、 国 辨色立 曰 島 薩州屋久島 も知るへからす、 名を得たるに非す、 其実を得すして西海在屋久島、 島人始携来之、 所産也と見ゆ、 續紀孝謙天皇天平勝宝六年正月乙丑、 けむや思ふ からされとも、 未聞出於屋久島 **掖玖西海別島也**、 自是後自益久島進発、 成日、 又曰、 所謂小琉球者、 琉球に限らす南海諸島 ノ産ナリ、 夜久貝疑・ へし、 錦貝夜久乃斑貝、 得名也とい さるを書紀通證日、 又本艸 今大島・ つる事疑なし、 され 屋久島の産なるか故に名を得たらむ 出美貝、 或指益 故 (本艸所謂老螺佃是也、 蓋夜久與琉球不甚遠、 = 綱目啓蒙に日 ハ上古琉球を耶古と云ひし故に 名ク、 徳之島等にも此貝余多産する ^ 漂蕩着紀伊 以去年十二月廿七日来着益久 ŋ 久而 彼島所産也なと猥に記 俗説西海在屋久島 俗説謂夜句貝、 誤テ夜光ト云フトあり 按するに、 ハ云も更なり、 言 然らされ 琉球上古與掖玖混 世法録 国牟漏崎、 太宰府奏、 青 螺 往古 ハ 海 則 今出于琉 71 和 疑古 ヤ 員 和名鈔引 名 入唐 又私記 クカイ、 屋 ハ 砂に 知る 者彼 彼島 亦 す 球 可 同

出て取る云々、此佗すへて種子島の巻に併せて云へるか如を、御前に女そ此佗すへて種子島の巻に併せて云へるか如春、郷ハ似て別種なり、枕冊子に曰、公卿殿上人かはるく、盃取り接するに、屋久貝ハ即螺佃にして、俗にいふ青貝なり、接するに、屋久貝ハ即螺佃にして、俗にいふ青貝なり、接するに、屋久貝ハ即螺畑にして、俗にいふ青貝なり、

「名勝考」

故に爰に略す、

益救島風土記并作養久山、○海東諸國記作赤島、○圖書編作業活益。續紀○書紀夜句、續紀夜久・益久・夜古、○両朝平壌録・馭謨郡屋久島駒路といふハ熊毛の訛なり、馭謨郡屋久島駒路といふハ熊毛の訛なり、

◎琉球國志

志白 登云 府南 麦キ 海 宮浦府 Ŀ 四十八里、 尾門り 楠ス 川ス 長ヵ 田ヶ 小<sup>□</sup> 島<sup>シ</sup>マ 周廻三十 小<sup>コ</sup>瀬<sup>セ</sup>田 吉ョ 田ヶ 平ウラウチ Ŧ. カファ 行ユキ 里、 緑泊り 港 栗がたり ー<sup>イッ</sup>奏ゥ 五 優湯泊 大小村 黒石シ 白キュ

中間椎野有、凝椎野之轉、

邪\* 久, 證 同 諸島にて、 書紀日、 以其名、 也、 なり、イヤの反ヤなり、夷邪久三字にてヤクと讀 推古天皇二十四年、 所 今南島 謂 混称するもの也、 苏 琉 球者、 人七島を指して土噶 或指益 唐 通證日、 書作邪古者、 掖玖人来、 久 而 言 喇と 琉球 隋書流 世 法 上世 并に今 ふかことく 録 與掖 求傳 海 貝 0 南 作 亦

島

自是之後、

自益久島進

一發、

漂蕩着

牟

漰

崎 他

使従四位上吉備

朝臣真備

船、

以去年十二月七日

来着益

久 副

同紀孝謙天皇天平勝宝六年正月癸丑、

其傳も存ふるなけれ

ハ

詳なること考ふへから

太宰府奏、

遣

唐 す、

延喜式部式日

凡

郡

司

者

郡不得併

崩 紀伊

同

姓 國

若

姓

中

自

久島 外従 来朝、 0 同紀 備 島 と覺えたるはいとおほ 猿となり亡さらましかは、 Ŧī. 益救島にして、 従朝宰 通 年熊毛 か W 計 六位 0) 故 急 而を今種子・ 名な 聖 各貢方物と云 な 千一 下 武天皇天平五年六月丁酉、 貢方物、 ŋ 南 加力 益 Ļ // (◎伽) 等一元 に餘 百十 救 を指してヤクとい 出す、 沿革 此 . 時は 授位 六人なり、 能 屋久の島民 滿 ハ 々り 續紀文武天皇三年 いつかな 多褹 賜 0) 種子島條に見えたり、 百三十六人多 其 物、 人等に朝廷命して官姓を賜ふも 島 所 今に至て遐胄遺 其子孫もし鶴と化し去り、 ○元明天皇霊 ハ平氏の 0 謂夜久、 内なり Š ミつからも亦其祖 ハ 褹 賜多褹 直、 しか 當時 残 是又今の 秋 黨、 七 其益 故に、 島益 族亦多かる 亀 月辛未、 南 文治 又按、 元年、 島 救郡 救郡 流 0 各称・ 0 別に屋 求 を認 大領 小なり、 餘 天平 夜 夜 */*\ 即 久 久 未

> 大隅 無人可 馭= 漠モ 崩 者 熊 毛等郡者 雖 同 姓 除 不在 門外 聽任、 制 限、 多神 多氣等に<br />
> で 神 蔀 て伊勢 陸 奥縁 諸・国飯 ロに凡て九 い野・度會・ 邊

+

噶

喇

*ا*ر

其

島

寶島

0

名なり、

掖 玖又此

方

0

地

13

近

き端

し郡 なり、いあり

本藩

0 )馭謨郡 元

一安房川 馭和 謨天 為皇 一天郡長 隷大隅国、

川山

屋久島 惣 部島ト云、部島ト云、部島ト云、 廻 一·  $\overline{+}$ 里

・邪久等之字、

リ得 `タ 古天皇 紀云、 掖\* (玖人三人) 歸っ 化分 ・按ニ、 朝此 一始テ投い 化ストル

見ニ

推

○續日本紀云、 等人從朝宰 前 叫来テ貢方物、ア 文武天皇御字、 又云、 多褹 聖武天皇天平 夜久 菴 美 Ŧī. 年六 度 感

賜 Ī 物多褹直、 酋 益 救郡大領外從六位下. 能 滿 郡 E少領外從八位上 ·加理 栗麿等九百六十 伽等ニー 百三十六 九

月

○孝謙天皇天平勝字 續日本紀十九廿ノ巻 人自居賜直姓、

島 從 加 位 是之後、 上吉備朝 臣真 宝六年 益 1人進 備 船 正 発、 月癸丑、 以 一去年 漂蕩着紀伊 太宰府  $\dot{+}$ 月 ť 奏、 玉 牟 H 来着益 入 唐 埼 副

331

久 使

○應永十五年十月八日、種子島氏久時譜 清時為忠節之賞賜屋久・永良部両島、 從元久公種子島氏八代左近将監 併領本領種子島、

久 ・ 恵 良 部 三 島 而 拜 領 薩 州 知 覧 院 、 十六代左近将監久時入道一琢、 文禄四年、 慶長四年乙亥夏、 轉種子・ 屋

再賜種子島、 此時屋久・惠良部二島ヲ暫為借地、 終為

○時堯命肥後時典・上妻家續築屋久長田城矣、種子島家譜 從是世 々種子島一島全領之、

右同 ○久豊公ヨリ種子島清時ニ 應永三十一年忠国公日州海江田 硫磺· 竹島 城御出陣之時、 . 黒島三島 代清 加玉フ、 時

不可有對顧云々、苟時直 (B述)(B)類) 難、凶海上不任意之旨、 苟時真為名代、 今度遅参不依大小身不去所領 去清時之所領詔無本(訟)

舎弟因幡守時真八月参進鹿児島,

時

P有遅参雖、 (母譴)

依

風波

惠良部 然奉行[太守治]州 即奉謁太守久豊公、 • 柏原豊州因催促、 不得止 

)文禄四年六月廿九日、 フ、 大閤公以御朱印島津右馬頭ニ玉

○寛永十年癸巳、 川上因幡守日記 三千六百三拾四百千六百三拾四代浦役此米 远石三斗 諸國へ上使被召下候、 升 九州 ^ 屋 永良部村 ハ小 ||久島 出

> 馬守殿・堀織部殿・⑩城) 如一 御三人御渡候而、 候得共、 衞門ニ其外諸役人振廻〔ニテモ〕幕 候故御舟出候事遅トテ、 大泊御出船、 入久右衞門・ 艘 艘御廻之由被仰候処、 [ツ、]被廻候処、 濱へ打上候故人々ケカ 屋久一 相良杢助 其日屋久長田 一艘之湊へ御着、 能勢小十郎殿被下候、 俄二雨風 • Ш 陸路ヲ御越之、 川湊ヲ浪沙ヲ上そき小さき (®は) Ŀ 因幡相付申、 ハナク候、 T へ御着、 力 . 同十 IJ 屏風ナト 地頭 同十 Ė 舟四艘打ワリ 末略ス、 九 此 月九 船ニノセ 五代少左 永良部 間 日 略、 日 又

9「種子島氏蔵書

薩摩國内屋久・ 惠良部両島 事、 依為忠 節 為料 所 所相 計

任先例、 應永十五年 可被領状如件、 十月八日

玄仲判況人ノコ

ト也

也、

肥後左近将監入道殿「應永三十四年卒 頼時ノ子也.

本文書ハ 「旧記雑録前編二」 七七六号文書ト同一文書ナルベシ)

地理志

對

寛永十年比、 地頭五代少左衞門・三原次郎左衞門重貞 流

ΪΪ

あり、

深谷無底、

絶壁天垂、

或瀑布萬丈、

溪澗百道

錦貝 温 泉 ニ西海ニ有屋久島、夜久乃斑貝、今按ニ 尾 間村 ア ij, 彼島ヨリ出 有 功 出所但

条院御 製

合 こきませに色をつくしてよる貝ハにしきの浦とみ ゆ る也 け

貝

和名鈔に 有

名勝考

屋 八 生久の 重線点 中の佳景勝絶毛挙すの重嶽とは屋久衆山の 島皆相環て山 日なり、 っへからす、の統呼也、 其層巒重

巘錯峙矗立、

若

断

重嶽

若聯、 翠叢灌、 深く遠きを称するの詞なり、 茂林蒙翳にして、未曽て赭童の者なし、 百萬をもて数ふ、 蓋 山峯八重 八重とは八重 のハ非なり、 里あるに取 の 隈 山 路 く挙皆青 碧樹 0 如 緑 <

杉鬱と蒼と、 更に峯を攀れは更に峯あり、 雲を貫き天に入る、 其間 Щ 必一飛泉あ を登れ ハ 又 n は Щ あ

見ます、 なるものにして、 其中竦然として峻拔尤高きものを御嶽とい 千山之雪百川之水行とも尽す、 三曰栗生嶽、 望とも Š 帰足の

宮浦嶽、

二日永田嶽、

三山

對立

0

形

からす、 珍花芳樹、

蓋言神仙秘區と、

抑

古所謂蓬島瑤池てふも

霊

嚴

奇

石

環繞蟠結、

姿態秀妙、

筆

言 V

Š

槎勝覧、 積す、 る 常に雲霧紫帯して西東を辨かたし、 て島を距こと数十里、 0 対勢あ 宛も児孫の爺奶を擁従するに似たり、 其崇嶠赫◇、 ŋ 所謂 其 重曼山 麓 0 道各別 天衢に交り蒼穹を凌も 始て三峯の冢を遠望す Щ 海經 條 あ 百月 ŋ 所出  $\equiv$ 峯 衆峯の 入  $\dot{O}$ 絶 豊共にこ 四 0 頂 ^ [邊に歸 唯 四 如 海上 Ļ 此 時 冰 0) 蓋 浮 然で 山 雪 星 h た 腰 堆

峯を指 へるも亦しるへ からす、

はまた冬のけしきの見えなくに W

つしか

屋

久の

雪

0

四 時 氷雪 堆 積ス云々改メサ ル ヘラス、 白野夏雲

名勝考

花江川谷山 中川とい ئى ئى 即粟穂川の源なり屋久方言、此流を

遊ふものおのつから人をして神爽飛超せしむ、 に指爪を浸すへ 天然にして疊山剰水の景容あ Ļ 満面平坦にして浅深なし、 ŋ, 湖水の深寸に盈す、 其間 始て此に には

333

棲本藩 悪此 所に非さることをしらぬ 0 第一 勝といふへし、 ○東遊記後編 哉、 益救 0 如き殆寰宇 Ę 薩 摩 0 • 幽 大

類 隅 *ا*ر 其方角によりて全無き所あり、 日 向 0 地 甚南にありて最暖氣の 其 つゆゑ 或 也、 彼 雪 地 霜 氷 11 か 0

人家に火燵といふものなし、 なる高山深谷といへとも三冬に度りて雪有ことなし、 足袋・ 頭 前 Ò 類用るに不及、 又

実り、 冬ハ天氣常に晴朗、 是に應し、 松竹常に栄ふ、 蘇銕 ・蘭之類自然生の 風亦強からす、 北國 ハ是に反すと云≥、 山 冬虫蟄せす、 有 橄欖 龍 今按に、 草木も 眼 肉皆

す 南 0 海 0 しとそ、 底 海島にして、 より根さしたるの長きを較いへ 直高十二町、箱根山直高七町、是會田自在てふ等者凡富士山登り十里にて、正直立の高三十六町、浅間 八重嶽 の絶頂ハ雪四時に絶す、 ハ富士山にも抗 然はそ 衡

高山

深谷雪冰なく、

冬虫蟄せすとは非なり、

又益救島

*/*\

名勝考

不増不減にして、測量する所なり、

面

同に百人して汲とも盈満して減少せすとそ、富士五合より上は艸木なく、頂に出水あり、

益救神社 同郡同島宮浦 村 称延 ※須喜 久 比神 经 又 温 寶 珠 現權 社あり、

奉 祀彦火々 出 見尊

延喜神名式曰 大隅國馭謨郡 坐小益救神社

> 宮浦 九

> > 詩哥 撰 人闕

밂 浦 夜 雨

近渚篝燈小 0 葉にそよく嵐に 陰雲度大江 降 雨 \$ わ 却侵商客夣 か てそぬ る 微 ` 浦 雨 1入船 0

笘

舟

窓

燭山 1秋月

苫

**|**吹木葉 明 月 玉 | 咳秋 影 擁 金波色 瓊 々 滄 海 風

7

秋 凉

風

さむき山

のあなたに照る月ハ千里

の外に影をひたし

潮 酌 渕 常 燈

湖至松間静 孤 燈徹 夜寒 幽 T 魚 窺 影 衆 漁父下釣竿

久本寺晩鐘

舟

寄る浦の

しる

 $\bar{\wedge}$ 

0)

燈は曉かけて影の

寒むけさ

杦村も尚おく 爨江村暮 孤 ふ かき山寺をそれとは 鐘棲鳥歸 為憐金刹境 か 'n 使物 0 入相 動 清 0 か 機

ね

羽神嶽瀑泉

Ш 水勢割山 高ミみとり 涌 É Ŧ ふかき雲間 尋素練懸 より 神龍 猶怪 蟠 屈 しけにか 處 時 可 Ŀ ` る白糸 青天

後藤 原夕照

郊

原低接海 天際都 斜 輝 林外酒家在 樵漁多 酔

ゆ ふ日 I さす 野 中 Ó 重 のとまやよりさまく 急く賤 か 41

となミ

城之平 舊 洂

11 吉平 っつの 世に誰 城 迹 住 髑髏創業人 果し跡ならむ昔しゆかしき野 英雄千 -載後 望濕衣巾 0) 夕 風

檜尾 Щ 暮 雪

か 岳 拱 其下 る Щ 0 高 崢 根 嵥 0 積翠 白 雪に遠近人も寒むさますらん 跨 可 憐 雲外 雪 日 暮尽為花

城之山嶺松

`

嶺松霜 雪古 碧色大虚 空 中 ·有金陽 固 千 秋 東 鎮

雄

0

村

高

きや

のあともそれそと千代かけて雲間につ、く松

名勝考

同 島安房村即栗穂

天朝命して官爵を賜ひしもの、遠裔ならん、あり、此古の人疑くは前にいへる古の時に(@等) 恕竹 入て書を讀 居士 の傳に日、 遂に祝髪す、 恕竹姓 姓は泊氏、 蓋 L 畜 髪にては す状に泊れ 始め 沿部左衛門 場に在る時家 0 他國 村 本佛寺に 出 殿弟 るこ へへと遺

と不能か故に僧形となれり、

故に生涯書する所の筆迹等

坂に寓居し朱学を教授す、 挙て皆儒者の 後本藩 慶長中、  $\sim$ 反 ŋ 藤堂高虎の聘に應して書を講す、 語にして、 琉球に適き世主王の師となる、 曽てその寺宗の妙 是時年殆八十歳、 法等 明 一个一个 高虎卒 0 其 佛 後 號 中 大 せ な

民皆漁猟を業とし通船を事とす、故に云尓、謂、南小島ハ即屋久島にして、舵工とは、島 蓋希世の偉人なり、原ハはり、諸家人物誌曰、 久島へ反り終る、 \*^ 0 姓を詳にせす、 島民今に至り其徳を慕ひ其化を仰 或は薩州南 の小島舵工 少して髪を削て僧 の子也、 恕竹は ij 薩 لح ŋ 柱國

州

なり、 又薩州に歸る、 京師に至り本能寺に居て法華を学ふ、 時に同州の人釈文之四書集註を講するを 然共心楽す、

聞、 大に喜て日、 吾固より是あるを思ふ、 果してしか ŋ

是をすて、何をか学んやと、

遂に文之に従学して儒とな

ŋ 藤堂侯に聘せらる、 侯逝して嗣君学を好す、 因 薩州

然卜 に歸り 又禄を以郷黨に分こと始のことし、 て龍虬に適ク、 モ遠く異國に就ことを楽ます、 餘禄を以親族郷人の貧なる者を賑ハシ、 琉球王 一敬して師事ふ、 明 乃去て薩州に歸 暦 翁琉球に居事久し、 0 間 を以 薩 海に浮 州 ŋ 0

本邑に卒す、 佛寺に在り、明暦四年卒すとあり、柱間、本邑とは即安房村、墓は本

孝義録日 馭謨郡益久島栗生 村百姓次右衛 門孝行者、 寶

戸敷九拾六

(員四百五拾五名

名勝考」

島也、□・水良部島○同匝六里十八町、田穀千九拾三石、○圖書編葉島といふ□・水良部島○同匝六里十八町、田穀千九拾三石、○圖書編葉島といふはこの

日永良部とは、南島沖永良部と對へいふ、口永良部より口永良部とは、南島沖永良部と對へいふ、口永良部より口永良部とは、南島沖永良部と對へいふ、口永良部より口永良部とは、南島沖永良部と對へいふ、口永良部より口永良部とは、南島沖永良部と對へいふ、口永良部より口永良部としなり、

(以下口永良部島ノ記事・地図ハ鹿児島県立図書館所蔵本ニノミアリ)

口永良部島

官有地反別三千七拾九町弐反六畝廿七歩民有地反別百三拾八町弐反九畝廿七歩節、圖面并此書付取調有之、請求写し置候事、明治十七年租税課員測村甚五兵衞該島へ巡回之明治十七年租税課員測村甚五兵衞該島へ巡回之

336



一三浦村ミウラ	一瀬武村セタケ	一實久村サネク	一阿室釜村カマ	一久慈村クジ	一西古見村ニシコミー	一平田村ベダ	一部連村ベレン	一田檢村タケン	一久志村クシ	一志戸勘村カント	一戸圓村トエン	一毛陳村ケジン	一津名久村ッナク	一根瀬部村ネセブ	一朝仁村アサニ	一中勝村ナカ、チ	一金久村カネク	大島郡大島
一俵村ピウ	一木慈村キジ	一芝村シバ	一小名瀬村コナセ	一古志村コシ	一管鈍村クダトン	一阿室村アモロ	一名柄村ナカラ	一湯湾村ユワン	一池勝村イケカチ	一今里村イマサト	一名音村ナラン	一金久村カネク	一大和濵村ヤマト	一國直村クニナヲリ	一小宿村コシク	一浦上村ゥラカミ	一伊津部村イツブ	局
一瀬相村セソ	一武名村タケナ	一薩川村サツカワ	一阿鉄村アテツ	一篠川村シメガワ	一花天村ケテン	一尾鈍村ャトン	一佐念村サネン	一須古村スコ	一芦檢村アシケン	一宇檢村ウケン	一福元村フクモト	一大棚村オホタナ	一思勝村ヨンカチ	一湯湾釜村ヨワンカマ	一知名瀬村チナセ	一大熊村ダイクマ	一有屋村アリヤ	
一赤尾木村アカ	一大勝村カチ	一西仲勝村ニシナ	一名瀬勝村チセカ	一金久村カネク	一摺勝村スルカチ	一神屋村カミヤ	一役勝村ヤクカチ	一嘉徳村カトク	一勝浦村カチウラ	一蘇刈村ソカイ	一古仁屋村コニヤ	一油井村ユヰ	一與路島ヨロシマ	一諸鈍村ショトン	一諸數村ショカズ	一於齊村ウサイ	一西阿室村モロア	一阿多池村アタチ
一喜瀬村キセ	一浦村ゥラ	一戸口村トクチ	一伊津部勝村カチ	一和瀬村ワセ	一見里村ミサト	一西中間村ニシナ	一尾勝村ヲカチ	一山間村ヤマ、	一網野子村コミノ	一伊須村イス	一清水村セイスイ	一久根津村クネッ	一池地村イケチ	一野見山村ノミサン	一生間村イケンマ	一押角村オシカク	一伊子茂村イコモ	一須古茂村スコモ
一湯湾村ユワン	一芦徳村アシトク	一中勝村ナカ、チ	一朝戸村アサト	一小湊村コミナト	一東中間村カマナ	一川内村カワウチ	一石原村イシワラ	一市村イチ	一節子村セツコ	一阿木名村アキナ	一嘉鉄村カテツ	一手安村テアン	一請阿室村ウケア	一秋徳村アキトク	一渡連村トレン	一勝能村カチョク	一花留村ケトミ	一嘉入村カニウ

一手花部村77**   一平村9セラ   一節田村セッタ   一前田村セッタ   一部村7コッ   一本会人村3トカ   一本会村3トカ   一本会社3トカ   一本会3トカ   一本会社3トカ   一本会社3トカ   一本会社3トカ   一本会社3トカ   一本会社3トカ   一本会社3トカ   一本会社3トカ   一本会社3トカ   一本会社3トカ   一本会3トカ   一本会3トカ																		
一方	一浦原村ウラハル	一阿傳村アデン	一長峯村ナカミネ	一志戸桶村ラケ	一伊砂村イサゴ	一中間村ナカマ	一島中村シマナカ	一山田村ヤマタ	一赤連村アカレ	一有良村アリラ	一阿木名村アギナ	一龍郷村タツゴウ	一瀬花留部村ルベ	一須野村スノ	一用村ユウ	一里村サト	一和野村ワノ	一手花部村ブキ
中	一嘉鉄村カテツ	一嘉鈍村カドン	一早町村ソウマチ	一佐手久村サテク	一伊實久村ネク	一中熊村ナカクマ	一朝戸村アサト	一城久村グスク	一羽里村ハサト	一湾村ワン	一幾里村イクサト	一圓村エン	一屋入村ヤニウ	一宇宿村ウスク	一笠利村カサリ	一屋仁村ヤニ	一中金久村キカ、	一平村タヒラ
<ul> <li>六拾六</li> <li>一之島</li> <li>一 花徳村ケトク</li> <li>一 和瀬村ワセ</li> <li>一 華木村ト、ロキ</li> <li>一 一</li></ul>	一荒木村アラキ	一花良治村キラヂ	一白水村シラミヅ	一鹽道村シヲミチ	一小野津村ラノツ	一坂嶺村サカミネ	一西目村ニシメ	一瀧川村タキカワ	一川峯村カワミネ	一中里村ナカサト	一芦花部村キブ	一嘉徳村カトク	一久場村クバ	一万屋村マンヤ	一邉留村ベル	一佐仁村サニ	一外金久村ネク	一節田村セツタ
<ul> <li>親 徳村ヶトク</li> <li>村 村 村 村 カカネミ</li> <li>村 村 カカネミ</li> <li>村 村 カカネミ</li> <li>中 村 カカネミ</li> <li>ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー</li></ul>	一白井村シロヰ	一佐辨村サベン	一檢福村ケンフク	一浅間村アサマ	一阿權村アゴン	一犬田布村フンタ	一阿布木名村キナ	一大津川村カワ	一阿木名村アキナ	一松原村マッバラ	一手々村テ、	一山村サン	一神之嶺村ミネノ	一秋徳村アキトク	一尾母村ヲモ	同郡徳之		合計百六:
<ul> <li>一亀津村カメッ</li> <li>一角津村カメッ</li> <li>一条 田村ショタ</li> <li>一段間村ボマースを付ける</li> <li>一次 日村 オーカン・マース 毎 村 トウベール 島村 コシマー 中山村 ヤイセンボート 中山村 オイセンボート 中山村 オイセンボート 中山村 オイセンボート 日手人村 カヤマー</li> </ul>	一面縄村ヲモナワ	一喜念村キネン	一古里村コサト	一馬根村ムマネ	一木之香村キノコ	一糸木名村キナ	一三京村ミキヤウ	一瀬瀧村セタキ	一兼久村カネク	一岡前村ヲカゼン	一金見村カネミ	ト、ロ	村 ワイ	一和瀬村ワセ	一花徳村ケトク	島		拾六
		一目手久村メテク	一中山村ナカヤマ	一伊仙村イセン	一八重竿村ヤイゾ	一小島村コシマ	一當部村トウベ	一平山村ヒラヤマ	一九年母村クネンボ	一浅間村アサマ	一與名間村ョナマ	一母間村ボマ	一久志村クシ	一諸田村ショタ	一亀津村カメツ			

合計四拾四

一赤嶺村ミネ	一久志檢村ゲン	後蘭村
一田舎平村ヒラカ	一瀬名村セナ	永嶺村ミネ
一上城村スク	一下城村スク	馬鹿村バカ
一田皆村タミナ	一島尻村シマシリ	徳時村トキク
一大津勘村カン	一屋子母村ヤコモ	知名村チナ
一瀬利覺村カク	一芦清良村アシキ	黒貫村マキ
一屋者村ヤジヤ	一下平川村ラカワ	上平川村ラカワ
一餘多村アマタ	一古里村フルサト	皆川村カワナ
一大城村スク	一内城村スク	玉城村タマゴ
一根折村ネラリ	一畦布村アセフ	出花村デハナ
一西原村ニシバル	一國頭村クニガミ	喜美留村ルビ
一手々知名村チナ	一和村ワ	和泊村ワトマリ

神人所降、因名曰阿麻彌嶽、島亦因得此生三男二女、長男即天孫氏、開國始主云、是也、生三男一女、生於大荒、自成夫婦、日阿摩美久、 縣七、港八、乃琉球北界、 所謂海見嶋、「上文略」 在于南聘紀考 故後稱為大島、 稽南島志、並謂今大島、 或作阿麻彌、 在德島東北十八里、 阿麻彌者、 而續文獻通考所謂、 或作菴美、 島亦因得此名、 周廻五十九里十町、 皆一 一世神人名也、琉球始 其東北有山、

地形稍大、

琉球北

Щ

其海

島而語轉

耳

潮常向東而落、 乃是元史所謂、 落漈水趨下而不回者也、

卽是已、自其深井港、西北行三十五里、至于七島、

又去此北行七十里、 蓋古遺言云、大島私考、 至隅州永良部島、 **学所著、亦著是事、** 本田親 俗謂之阿麻彌洲之 島人相 傳

大島舊名卽為天見、

其俗、

自古畏神尤甚、

尸婦致祭、

稱

為神懸、 百和、 親觀神懸、 天見嶽、 如白石説、 亦傳於天見時云、 在笠利縣節田村、 所謂神巫群集、 又徐氏云、 蓋其遺名云、 所謂天見渡、 而其迎神、 國有女王、 則歌謡哀惋 世由神選、 季安嘗謫鬼界、 見古海路圖、 王宗 唱 而

.間ナカマ

麦屋村モシヤ 瀬利覺村カリ 同

.郡與論島

合計三

合計六

註備考( 則天見· 志以 考實 冠中 此 此 喇, 七 謂之天見渡、 亦不有四 見天水之碧色、 島 南 琉 里三 也、 否、 方 本 装世 乃七 球謡! 天際チ 為德島、 耳 Ħ 邦 至 以譜 町 神 天  $\square$ 亦 這。 珠云 近 **(貝、飾以赤毛)** 公、往昔之俗、B 島之 [外見 永良部、 禮但 水 莧 間、 古 稽 ~ 峯之阿毛四 人 次 中 彼 渺 風 威 天水 天以 長 蓋 茫 凡請 更 在 女名阿摩弥姑、 下山世譜、開闢之 方 中、 取諸 豊 意也、 沖 不 5尊客日 港三、 渡 海 永良部 視 諸 ·絶乎今也、 神 而 不 七云、此類也、I 男人用鳥羽為I -懸卽 隷 中, 僧文之討 其見 行、 Ш 島 理 見 薩 相 也、 谷 旣去 為古言 (二) 運土 天水 之白 河 島 不 粟、 距 呵∍ 神 邉 説度感 北 襣 推 茂\* 託 Щ 及禮、 郡者 霧云、 又頗 行、 未甚相 茈 琉 取 見推 僧 Ш 石一 球 植男草-島、 而 明 而 空海 港薩名州 **猶**; 日 矣 詩 而白 見古事 其 凡其云天、 解方言、 古紀、 木女、 東 謂今寶 故 自 卽 云 遠、 大弘師法 浮 北接 用防海浪、 石以 指 永良 此 所 御 謂 几 其 渡 多 海 五十九九 、年 出 記 大島 度感島 彼方曰 島 海 為神名、 洋 部 唐 互 南 乃是家 未 遥 行、 波 中 渡於大島 、際、 則 知孰是 唐音 平天 七十 而嶽森始矣 望 彼方義 其 則 應~ 多 唐 日 阿ァ 冠 是 永 莫所 辞 土 廻 禰 鳥 里、 唯 間マ 南 噶 + 但 大 以 傳 尾 島 所

姊妹、

相

代

補

任

或

女

灰

祈

疾

曼聲

唄

誦

無

鼓

樂

云之

類

七島、 武廿 島六云、 丹波 島 計 按檢 白 界、 墓 家 旣 五. 日 但 凡鬼界十二 高 在 就 所 羅 而 日 石 阿 倉 謂白 於其 其 帝 時。 麻 戌 申 地 世 小 硫 年云、 後六七 将 時 属。 島 尅、 日 其 納、 所 中 嘉 磺 按傳 西 謂 應二 石 記 E  $\Box$ 成 島 島、 島、 至太平 経 本 南 白 白 Ŧī. 日 十二 當 徳本 三邦 年、 七十二 邦 信 鳥 島 Bill 時 车、 年、 可 石 地慶 地知重房日-島、 群 以 亦 録 世 服 僧 宮 Ħ. 島 飛 波 薩 口 因 放 于 官 都 治 証 舌島、 宮古島 以 里 白 則 摩方為總 流 承 而 俊寛於 兵 也 く襲 知 平 按 翩 [鷺多 Ï 成 日 本 元 史伊 焉 家 周 南 飜 経於硫 屋 白 邦 年、 政之、 所 彩時、 二月 集 島 廻 玖 而 船 鬼界 石 謂 法、 八 干 為 稱、 但 於今雖列 上 石 相 悪 其 应 黄、 重 日 日 為朝 前 頭 П 威 島 石 配滴 於洪 日辰 悪石、 清盛 里 永良部 Ш 夥長乃賀 波 太平島即 Ŧī. 而泛言之、 志阿 島 幾古 島 亦 康 自 按平 先島 尅 縣 皎 頼 不實赴之、 武 殺 於悪 其未從 七 餘 始 四 潔、 日 流 于 家 旨、 宮古 黒 島 貢 平 開 日 大 物 之 島 判官 百 得其 石 其 港 或 中 帆 沖書 島 語 叙 島 島 計 者 稱 年、 Щ 縄 豆伊 本長 門 名 觀 漸近 俊寛於 諸 羅  $\mathbf{H}$ 鬼 康 為洪 所隷 麻 界 俊 而 굿 硫 惟 頼 加  $\square$  $\mathbf{H}$ 云 及 平 矣 鬼 磺

島

為

在

實 Ŧī.

黒島

硫

磺

島

並隷薩河

邉

郡

屋

久即

掖

|久島

旣詳.

Ŀ

有島 永良 佳、 琉 团 有 П 島 言 遽以 世 殊異於其 廻六里 也 球 名伊 傳 波今七島 部 二島不足 旣見前 配今島覆定其異名島數、 信 鬼 俗 是名が 界亦 録作奇界、 廿 間 四 口 町 [永良 单 即今喜界島、 有 按 割喜界於 抑脱 或 誠ス 部 伊 皆此 ₹書悪鬼: 訪 與 漏 BIT 瀬 亦 乎、 也、 港 則 隷 大島 按南 納、 疑 隅 Ŧī. 凡平家所 将傳写誤乎、 呵 音 州 以 傳信 况其所轄、 琉 島志、 世 相 馭 建 球東 一波之轉 通 謨 二島為元禄 録 郡 載以 \$作屋其惹、 北 在大島東北七 疑 舟 乎、 BIT 極 阿 離合沿 微 Ĺ 世 世 之 辭 + 而 沖 納 納 島 今 之轉 類 簡 閩 緗 皆其 書 革 古 卽 琉 今舉 今本 荲 也 球 口 未 以 亦 吉 省

士亦多分封 船殿、琉至 而多 後 島鳥 少将 羽 則 本邦後奈良帝天文十四年、而 太平秋仲月、令以祀之、由是、憤懣之霊漸以請于王、於是嘉靖二十四年二月、尚以、咸以為怨霊所崇、以故七島郡司等、 資盛領東で 帝 3者、而行盛廟、行盛領古見・住 有盛 元 暦 鬼界、凡三 年三 寓 頭 月 南向臨 而居東諸鈍村、 行 平 職海、毎倭船÷ 而居古見戸□ -族悉滅 遁 尚清王乃勅紹 自 有盛領名瀬・笠利、三至未六旬、悉取其島、 加有過其洋中、輒暴風起, 口村、今各有祠焉、其; 大島 檀 浦、 葉語! 諡霊住以 到 云 大島 日濟 中 起、動從 新 将 立乃 入先

天文十四次

大中公時

也得

亦卽 日三 経公下 永良部 族 首 島 年 如 **か言是事也、** 即係奥七島、 1本、奥七島不從、1世久経公書、日十 遁 荲 方 得 永一 .朝貢之始、 得 寅 匿七八 遣 佛 佛 -文所 | | | | | | 公譲 公傳 年六月、 沖 大島始朝 故後 7 為大屋 状 謂 守 縄 年于 自後毎年入貢云、 云 護 隷 鬼 鬼 道 以 職於道 元 界 當 時 頭 河邉郡、 ,此矣、 英祖、 界等、 指沖 道佛公為薩摩方地頭守護及十二 佛公傳 子 即屋 南職 縄 佛公之時、 朝于英祖時云、厚給賜世譜、久米島亦厚給賜 據此、 | |島總称、| | |、平家談| 等 隷薩摩方、 守 併十 莅 護 亦在 以 職於道 治 八 大島 百貞 即宋度宗咸 其 島 之、 |五島・鬼 单 按平家 忍公、 局・奥七島や 大鬼界島敷き 一者明 列十二島 語在後章、 ҈應 古 自 通 矣、 物 旨 時 遣 亦 合十二、 語 始 歸 中 其 蔵長門、 也 年、 世尾 有 本 元延 年文 一島、琉球口五島隷 忠時公授 是為 干二 邦 則 自 地 所 加 平 大 頭 自 頼

在于 南 E聘紀 考

日

菴

亦

足

以

証

其

旣

久矣也

相與 集俊、 島等以 文略、 院和 介聞國 令以竢之、 恋國之九男也、 供長門守、乃 封伊 政、 永享 集院 當是 Ł 子按、 年 於是六月、 時、 也 犬子丸於其 而犬 大隅守熙久弟。 間 Ŧ. 島 歳、 七 好 餘 島 大岳 れ也、稱し 久欲 隷 地 公使弟薩 河 熙上 邊 乃 除 久 郡 晦 養介、 俊 H 以為子云、 九 係今給 摩守 所 轄 好 久遂 郡 好久為守 邑 初 黎氏邑 <u>Ŧ</u>. Ŧī.

伊久

七

由是、 七島、 竹島・黒島之五島、 古 室襲職、 見平家物語、 以隷薩摩方者久矣、 沖縄等幸明招諭、 古之十二島、 蓋所指言、 迨道鑑公時、 然猶我得佛公補地頭於十二島、 不與此同、 而口五島尚屬本邦、 併今七島、 蓋漸削蹙、 併十八島、 遂稱藩乎彼、 則併鬼界・ 謂之十二島、 概見古簿、藤野 蓋避我南北之亂也、 先七島疎絶本邦、 沖縄等為十二島、

白くそ見へていさきよく、かゝりけれハ白石嶋といひけ

ハ白鷺おほくして石しろし、

水のなかれにいたるまて波

こしき、しゆん寛をハ白石か嶋にそ捨置ける、 をハ上のとまりのきたいわうか嶋に捨をく、

康

か 頼

の嶋に をハあ

失所指、 長羅羅以聞藩公、 博多船還自沖縄、 殊不知沖縄等亦在其中而為古之南島也、 鬼作納悪 時硫 磺 泊于竹島、 竹島 以屋久・永良部・硫黄・ 黒島係時長轄、 摧溺海風、 故後世人多 島主種島時 爾後連綿公 於是、 頃年、

而至近

るしきなといふもおろかなり、

あるへきに、はるかなるはなれしまにすて置けれハ、く る也、せめてハー嶋にもすてられたらハなくさむかたも

與論島

在于沖縄志

明人繇奴島ト稱ス、 運天港ノ東北二十里余 在 周

永良部島

廻三里十八町

徳・永良部・與論三島、 與論ノ北十八里ニ在リ、 其地甘蔗ニ宜シ、徳之島黒砂糖 周廻十里十八町

十万斤、

ヲ産スル凡ソ三百五十萬斤、

永良部百五十万斤、

與論三

徳之島 永良部ノ北十八里ニ在リ、 周廻十七里余

平家物語

前文略、さつまかたとハそう名也、 丹波少将成經薩广硫磺島に流さる、條ニ きかい十二の嶋なれ

おきなハ・きかいかしまといへり、くち五嶋のうち少将 V わうか 阿世: 納 ・阿せ波・やくの嶋とて、 ゑらふ

我朝にしたかハすといへり、白石・あこしき・くろしま

ハ、くち五嶋ハ日本にしたかへり、たゝ七しまハいまた

與路島

大島ノ南ニ在リ、 周廻三里三十町

字5 計5 島

與路ト相對ス、 周廻四里 元町

垣路間島

與路・宇計ノ北ニ在リ、 周廻十五里、

與路以下ノ三島、大島ニ属シテ其南界ナリ、

大島

之島ノ東北十八里ニ在リ、 續文献通考ニ琉球ノ北山、 世法録二小琉球ト稱ス、德 周廻五十九里十八町、 今與

路以下ノ四島ヲ總稱シテ大島ト曰フ、

大島ノ名瀬ヨリ北行九十里、

掖玖島ニ

到 ル

其間

ヲ七島洋トス、 海潮常ニ東ニ 向フテ落ツ、 奔潰洶

涌大河ノ逆流スルニ似タリ、 元史ノ所謂落漈水趨

下シテ回ラサル者是ナリ、

大島 島凡ソ八百萬斤、 ・喜界島相距ル最モ近ク、 喜界二百萬斤、 同シク黒砂糖ヲ産ス、大 大島ハ山嶽崔嵬、 樹木

鬱蒼、 ノ糞ヲ乾カシテ薪炭ニ代ルニ至ル、 平地鮮シ、 喜界ハ全島平坦ニシテ山林無ク、 筵席ノ産及ヒ砂糖 牛馬

喜界島

品位、

南島中喜界ヲ以テ最トス、

大島ノ東七里ニ在リ、 右八島、 始メ琉球 ノ属タリ、 周廻七里 慶長十五年薩藩

所轄

トナリ、 即今鹿兒島縣ノ管下ニ属ス、

10「管下布達

甲第六十三號

管下大隅國大島郡各島里程、 別紙之通改定候條、 此旨布

達候事、

施行候儀卜可相心得事

但旅費支給方ノ儀ハ、本年一月七日ヨリ右里程

一二照準

明治十三年四月四日

大隅國大島郡各島里程 調

鹿児島縣令岩村通俊

自鹿児島至喜界島湾村

貳百マイル半

此陸路里程九拾四里拾九町貳拾九

間壱尺五寸

至徳ノ島亀津

소

貳拾六マイル五○九五七 三百九拾四マイル九町八分四厘六毛 **賃拾頂マイル○三貳四** 拾八マイル九七 百九拾壱マイル貳八壱貳 貳百三マイル貳九九 三百六マイル半 貳百八拾マイル 貳百五拾七マイル半 仝 自大島瀬名至喜界島湾村 自大島名瀬 소 소 소 仝 自與論島瀬利覚至沖永良部島和泊 至琉球那覇 至大島名瀬 至與論島赤佐 至沖永良部島和泊 소 仝 仝 소 소 至琉球那覇 소 소 至琉 此陸路里程九拾里七町 球國 仝 九拾 頭 八里三拾四町九間三尺 拾貳里拾八町 拾里拾四町 間壱尺五寸 百四拾四里拾八町五拾 百三拾貳里壱町 四尺五寸 百貳拾壱里拾 五里三拾壱町 百八拾六里貳町 五町三間 『縣治一 與論島 大島 沖永良部島 喜界島 德之島 三拾三マイル〇四八六 大隅國大島郡大島名瀬方金久村 大隅國大島郡大島 覧に在り 郡役所 警察署 町余 八町 東西壱里十町廿間 隅州大島郡 大島區裁判所 廻十四里九町 周廻八里十一 東西三里三町十八間 東西三里十二 東西三里余 自大島西方至德之島 東西五里廿 仝 町 町三十九間 南北二十一里余 町 南北六里九町 南北壱里拾間 Ш 南北 村 南北三十二町 拾五里貳拾壱町 里十五町十間 周廻五十九里余 周廻二十 周廻五 五十三

里壱

周

反別

喜界島 大島 反別貳千五百六拾貳町六反貳拾八歩 反別千六百七拾町三反四畝貳拾七歩

德之島 反別貳千貳百五拾六町貳反三畝

與論島 沖永良部島 反別四百四拾町壱反貳畝拾七歩 反別千七百五拾九町七反九畝壱歩

郵便

大島 名瀬 西方 住用 笠利 東方 古見 龍郷

瀬名 赤木名 大和濱 宇檢 實久 渡連

沖永良部島 喜界島 湾村 和泊 早町 伊 延港

德之島 亀津 Ш 村 阿布木名

與論島 瀬利覺

線路 往復 里程 延里程

大西方東方間 名瀬西方間 十二度 十二度 十二里二十町九間三尺 五里七町十二間 三百一里十五町八間 百廿四里廿八町四十

岛名瀬赤木名間 十二度 名瀬東方間 十二度 六里廿六町五十間五尺 十四里廿四町五十間 三尺 三百五十二里廿町町 百六十一里三十二町町

> 瀬名龍郷間 十二度 二里二町九間四尺

界湾村早町間 十二度 里二十五町三十六間 四十九里十五町二間

<sup>部</sup>和泊伊延間 三度 二十六町五十四間 四里十七町四間 四十一里二町門

**德亀津阿布木名間三度** 

七里廿九町四十間

一尺

四十六里三十四町町

湯湾 湯湾 嶽 名山 徳之島 八川嶽

港湾

生間 諸數 永良部島 和泊島 典論島 江

押角

,伊茂子

仁古屋

芝

持寄 燒内

津代 宇檢

見嵜

阿丹崎 久志

大熊

伊津部

津名久

花天

島界喜 湾 早 町 ノ徳 秋徳 井之川

湾 島湾屋

大島 戸數 一万六百九十三戸

喜界島 二千九百四十五戸

與論島 千百五十二戸 德之島

六千百二十戸

沖永良部島 三千二百六戸 人員

346

大島 五万二千百九十三人 女二万六千二百六十一人 男二万五千九百三十二人 大隅國 同 國同

喜界島 万五千四百六人 男七千四百九十人

男一万五千四百六人 女七千九百十六人

德之島

三万八百五十六人

女一万五千四百五十人

11

第拾五號

與論島 六千三百七十五人 男〇〇 女〇〇

沖永良部島 万六千七百七十二人 男八千百四十五人 女八千六百二十七人

入寄

大島 五十人 喜界島 二人 德之島 一人

出寄

大島 三百七人 沖永良部島 百二人 德之島 十八人

一十四年三月廿二日甲第五十四号達.

十五年二月四日甲第三十四号布達代理上村 大隅国大島郡大島外金久村分割川内村大隅国大島郡大島外金久村分割州外村

[大島郡徳之島兼久村 合村

同 國 同 那同 .所平山村合村

> 瀬瀧村 兼久村

阿木名村

同 郡 郡 同 同 所三京村、 合村

所尾母村分村

崎尾 原母村

同

戓

鹿児島管轄大島 喜界島 徳ノ 島 沖 泳良部

島ヲ以テ大島郡ト為シ、 大隅國 へ被属候條、

此旨布告

島

與論

候事

明治十二年四月八日 太政大臣三條實美

之儀、 大島警察署所轄徳ノ島分署持區内沖永良部島 明治十二年六月十日甲第八十一号ヲ以大島警察 與論島

署直轄ニ更正ス、 令岩 達材 ス、

儀、 大島・喜界島・徳ノ島 明治十二年六月廿五 ・沖永良部島・與論島各支廳ノ 日 甲第九十号ヲ以、 同年六月

三十日限廃止ス、 ノ時ナリ、岩村縣令

明治-大小區畫ヲ廃シ、更ニ郡制區畫ヲ定メ、 十一年太政官第十七号公布二 依 ij 郡長ラ置ク 大島郡従来 郡

ヲ置キ、郡役所ヲ大島名瀬方金久村ニ設ケ、明治十二

年七月一日ヲ以開廳、郡内ノ行政事務取扱フヘキ旨、

同日甲第九十一号ヲ以テ達ス、岩村縣令

大島郡々制施行ニ付、郡長職務中政府ノ制定ニ係ル條

五号ヲ以テ達ス、別紙アリ、略ス、縣令、件ノ外、特ニ委任ノ條件、明治十二年七月一日甲第百

ノ條件ヲ改定ス、ノ達アリ、十四年二月廿五日甲第三十五号ヲ以テ、大島郡長委任十四年二月廿五日甲第三十五号ヲ以テ、大島郡長委任

部三島設置ノ郡役所出張所ヲ同年六月限廃止スル旨ヲ十六年五月四日告第百廿二号ヲ以、喜界・徳・沖永良棚村・福元村ヲ合村シテ大棚村ト稱スヘキ旨ヲ布達ス、土四年十二月十九日甲第二百七十一號ヲ以、大島郡大

告示ス、

	<b></b>	=		第						Ą			<u>※</u> 善		
網干場	原野	萱場	柴生地	草生地	藪	林	山林	計	不定畑	不定田	宅地	畑	田	種目	
三反壱畝六歩	五拾九町七反九畝廿弐歩	四反歩	弐町三畝四歩	百三町五畝拾三歩	四百七拾三町九反壱畝拾壱歩	弐町弐反弐畝拾五歩	百三拾九町九歩	百三拾三町九反弐畝拾三歩	四拾七町九畝廿五歩	四拾三町三歩	拾壱町九反九畝拾弐歩	弐拾五町五反弐畝八歩	六町三反廿五歩	段別	川邊郡九島馭謨郡一島平均収穫地價見込表
								百五石壱斗四升弐夕	三拾壱石五斗五升壱合五夕	四拾壱石七斗弐升六合弐夕		<b>弐拾弐石四斗</b>	九石四斗六升弐合五夕	収穫	楼地價見込表
拾六銭	弐拾九圓九拾銭	弐拾銭	<b>壱圓弐銭</b>	五拾壱圓五拾四銭	三百三拾壱圓七拾四銭	壱圓五拾六銭	九拾七圓三拾壱銭	千七百九圓拾弐銭	弐百九拾圓拾弐銭	七百九拾三圓拾七銭	弐百三拾九圓九拾八銭	弐百五圓九拾八銭	百七拾九圓八拾七銭	地價	
四厘	七拾四銭八厘	五厘	弐銭六厘	<b>壱圓三拾壱銭三厘</b>	八圓弐拾九銭五厘	三銭九厘	弐圓四拾三銭四厘	四拾弐圓七拾三銭弐厘	七圓弐拾五銭五厘	拾九圓八拾三銭	六圓	五圓拾五銭	四圓四拾九銭七厘	地租	
町金五拾銭	町金五拾銭	町金五拾銭	町金五拾銭	町金五拾銭	町金七拾銭	町金七拾銭	町金七拾銭		利子七朱 反麦六升六合七夕内	利子七朱 反米九升七合ヨ	反金弐圓	利子七朱 反麦八升七合壱夕	利子七朱 反米壱斗五升	反当及利子	

***			第		l
類					
不定	宅业	畑	H	種	
畑	地	, , ,		目	
三拾	四町	九町	六町	段	馭謨
七	应	弐	Ė	权	謨   郡
町八	反六:	畝廿	反	別	
反九畝	畝廿歩	五歩	五歩		永
畝   廿	歩				良部
五歩					島収
<i>y</i> .					穫地
					價見:
廿六		九石	九石	収	込表
皇		   弐   升	四斗		10
斗弐		八合		穫	
升八		呈夕	ハ升弐合		
合		9	五夕		
合八夕			<i>y</i>		
弐百四	八拾	八拾	百七	地	
四拾	九圓	三圓	拾九		
三圓	三	弐銭	圓八	價	
九拾	三銭	924	拾七		
四	亚又		銭		
銭					
六	弐	弐	py		
圓九	圓	圓七	圓四	地	
銭九	拾	銭六	拾	租	
厘	銭	雇	九銭	拰	
	三厘		七厘		
利反子去	反金	利反子表	利反	F	
子麦七七	- 美 圓	子一	子七十十	反当及	
朱升	固	上十	未 五 升	利	
			井	子	

※ (頭注)

	柴草生地	六反歩					三拾銭		八厘		町金五拾銭
	芝地	百五町上	六反弐畝六歩				五拾弐圓八拾	拾壱銭	壱圓三拾弐	:	町金五拾銭
	計	八百八台	(拾六町九反五畝廿	廿六歩			五百六拾六圓	五拾四銭	拾四圓拾九	九銭弐厘	
	合計	千弐拾町?	可八反八畝九歩		百五石壱斗四升弐	<b>弐</b> 夕			五拾六圓九	九拾弐銭四厘	
	戸	數	人口	新租見	見込額	旧貢額		比較増		一戸租金	一人租金
	四百拾八	1	千三十六	五拾六圓	九拾弐銭四厘	四拾五圓三	拾七銭壱厘	拾壱圓五拾五銭	銭三厘	拾三銭六厘	弐銭七厘ヨ
	旧貢額ト	ト差引金拾壱		二厘ノ増加	加相成ルト雖トモ、	、硫黄島外	三島ハ旧貢無之、	皆増加セ	ル島嶼ニ付、	該島三對スル新租	祖金七圓拾七銭三厘
	ヲ除去ス	去スレハ、全	全ク旧貢額ニ對シ	シ金四圓三	一拾八銭増加トナル	ル、					
«	(A)										

「口ノ永良部一島ハ地誌調此壱枚ニ参照スヘシ」

*							i	=		 第			
(頭注)	八拾八	戸	合計	計	網干場	原野	萱場	- 柴生地	草生地	藪	林	山林	計
		數	百三拾七町五戸	七拾九町八反拾弐歩	三反壱畝六歩	三拾四町八畝拾弐歩	四反歩	弐町三畝四歩	三町七反壱畝	弐拾三町壱反五畝	弐町弐反弐畝拾	拾三町九反歩	五拾七町七反五歩
	可回	人口	五反拾七歩	弐歩		11				- 畝四歩	五歩		
			四拾五石壱										四拾五石壱
	拾六圓九銭九厘	新租見込額	五石壱升九合六夕										[拾五石壱升九合六夕
			六百四拾三圓	四拾七圓七拾七年	拾六銭	拾七圓四銭	弐拾銭	壱圓弐銭		拾六圓弐拾壱銭	壱圓五拾六銭	九圓七拾三銭	五百九拾六圓拾六銭
	拾六圓五拾八	旧貢額	九拾三銭	銭						銭			
	銭八厘		拾六圓九銭九厘	<b>壱圓拾九銭四厘</b>	四厘	四拾弐銭六厘	五厘	弐銭六厘	四銭六厘	四拾銭五厘	三銭九厘	弐拾四銭三厘	拾四圓九拾銭五厘
	四拾八銭	比較増減				-							
	九厘	減			仝	町金五拾銭	仝	仝	町金五拾銭	仝	仝	町金七拾銭	

## 文書目録

## 例

それぞれ掲載順に通し番号を付して収録した。 本巻に収めた「大隅郡地誌備考上」「大隅郡地誌備考下」「肝属郡地誌備考」「熊毛・馭謨・大島 三郡地誌備考」を、

本目録は、記事・記録を除いて文書のみを記載した。

文書は、番号のほか、年月日、文書名を記載した。 文書の年月日については、原文書記載の年紀はそのままとし、補筆の年紀は[ ]で囲んだ。また疑義の示されている

ものは「」で囲んで区別した。

月の異称は数字に改めたが、正月、朔日、晦日などはそのまま残した。

年紀を欠くもののうち、推定しうるものは( )で示した。

重複により本文を省略した文書には※印を付した。 原則として『鹿児島県史料 旧記雑録』及び 同 旧記雑録拾遺』にならい文書名を付けた。

艾	書	目鉤	Ę																						
一八八	_ 七	一六	<u>一</u> 五	<u></u> 四	小根占郷	* - =		 	<u> </u>	九	八	七	六	五		四	垂水郷	Ξ	:	<u>:</u>	_	牛根郷	大隅郡	大隅郡地誌	番号
嘉暦	元弘	正元	(建 仁	建仁		文和	文和	文和	文和	永 享	応永	応永十	慶長	文禄		文和		天文十	J	正 志	永享			地誌備考	
三年	三年	元年	三年	三年		四年	四 年	四年	四年	七年		九年	四年	四年	. :	四年		四年	[	四 年	八年			上	年
六	十二	後十二	七月	七		八	八	八	四四	六月	十二	===	三月	六		八		四四	-	£.	五				月
六月廿三日	月二日	月五日	月廿三日	月三日		月廿二日	八月十八日	月十八日	月廿日	月九日	十二月十三日	三月廿四日	月五日	六月廿九日		八月廿二日		月十八日	-	月廿七日	月廿日				日
鎮西御教書	掃部助某安堵状	建部清綱譲状	北条時政書状	関東下文		島津氏久宛行状	足利尊氏御教書	足利尊氏御教書	島津氏久請文	島津貴久思宛行状	島津久豊証状	島津久豊宛行状	島津忠恒家宛行状	録抄  「おっところ」	豐豆参与卡印印宁方目	島津氏久宛行状		島津貴久宛行状	書抄	鎮西探題奉行人連	島津忠国宛行状				文書名
														į	5					署奉					
※ 三七	三六	三五	三四	][][][]	佐多郷	=======================================	= -	1110	二九	二八	二七	二六	五五	田代郷	<b>※</b> 二四				<u></u>	10	大根占郷	大隅郡地誌		一九	番号
元弘	正慶	正慶	元徳	建長		応永	応永十	応永	永享	応永十	応永	応永	応永		永享		憂長	応永十	応永十	永享		<b>応備考</b>		元亀	
三年	元年	元年	四 年	五年		廿年	-八年	六年	七年	七年	五年	五年	五年		五年	3	丘	八年	九年	五 年		下		四年	年
十二月 二日	十二月 廿日	十二月 五日	三月 六日	十二月廿八日		四月二日	三月廿三日	三月十四日	六月 九日	三月廿一日	十二月廿五日	十二月廿五日	. <u>F</u> i.		五月十九日	: - 	十一月 七日	十二月十一日	十二月 五日	五月十九日				二月廿六日	月日
掃部助某安堵状	鎮西採題御教書	鎮西下知状	沙弥某書下	将軍親王家政所下文		島津玄忠元書下	島津玄忠気証状	田代清久譲状	島津好久年宛行状	島津玄忠万宛行状	田代清久置文	田代清久譲状	代清久譲		島津好久炽宛行状	上注音 1月11111	島聿龍白義宛行伏	島津久豊宛書下	島津久豊宛行状	島津好久/宛行状				島津義久起請文抄	文書名

*	*				<b>启屋街隊</b>	Ì	0			七	六	五	四	内之浦郷	三	-	==	_	肝属郡	肝属郡地誌		三九	三八	桜島郷
4 (文化)	3 寛永	2 (文化十	1 (文化十	(文化十	.来住并吟味:	١ _		2 (文化十	1 (文化十	(文化十	弘安	正平上	文永十		文禄	5	以安	建仁		誌備考		嘉吉	天文	
(文化十一年カ)	十年	• —	- 一年カ)	(文化十一年ガ) 十	. "*!	-   年カ)	. +	- 一年カ)		(文化十一年カ) 十	二年	正平十二年	年		四年	7 1	六	三年				二年	六年	
) 九月 三日	五月十五日	八月廿九	八月廿	、   		九月 三日	五月十五	八月廿	八月廿	十一月	四月日	四月廿八日	六月十八日		六月廿九日	_ J -	十一月十七日	十一月 十日				三月十七日	十二月廿四日	
高山郷役調書	北方村竿次帳抄	之浦郷役調	. 之浦組役申	尾藻蔵柱調書	「記事」	高山組役調書	方村竿次	之浦郷役調	郷役申	柱調	Ē	島津氏久宛行状	阿仏譲状抄	Albi-thy 7	<b>録抄</b> 豊臣秀吉朱印知行方目	:	伴兼石・兼藤連署和与	島津庄政所下文				島津持久宛行状	島津勝久宛行状	
	*																							
	<b>**</b>	<u> </u>		<b>*</b>	<b>*</b>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	_	鹿屋	地理	_	_	_	_	_	_	_	_	串良	_		高山
二九	※ 二八	二七	二六	※ 二 五	<b>※</b> 二四	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		<u></u>		一 九	屋郷	理	八	一 七	一六	一 五	<u></u> 四	1 111			串良郷	<u> </u>	九	高山郷
永享	二八 応永	二七 文和 三年	二六 建暦 元年	二五	_	+	一応永	正平十	文永	一九 寛元 二年	郷	理誌(高山郷)	一八 文禄 四年	一七 永享 七年	天正 五	一五 永享 五年	一四 天授 二年	一正平	正平	一一 文和 三年	串良郷	応永十九	九 応永十七年	Щ
永享 七年 十二月	二八 応永	二七 文和 三年 三月 日	二六 建曆 元年 八月 四日	五五	二四 応永 七	+	一応永	正平十	文永 七年 八	九寛元	郷	理誌(高山郷)	文禄四	<b>永</b> 享 七	天正	永享 五	天授 一	_		$\equiv$	串良郷	応永十	応永十七	Щ

姶良郷 四三 五四 四四四四四周 七云五回鄉 観応 応永十 応永十 永享 文応応応応建和永永永武 応 正 元 華十二 永 九年 三年 二 九年 二年 九年年 七年 六年 元年 八年 年 十二月廿八日 十二月 十二月 十二月廿五日 八月 八月 八月 六月十五 三月 七月十八日 正 六月 十月廿六日 -月廿二 月 廿 月廿六日 月 十 五日 三日 Ŧī. # 九 廿 Ŧī. 日 Н  $\mathbf{H}$ H H  $\mathbf{H}$  $\mathbf{H}$ H 畠山 島津 島津 島津元久宛行状 島津氏久宛行状 島津氏久請文 島津氏久請 島津継豊知行宛行 島津師久請文 袮寝清増軍忠状 大隅国佐殿方交名注文 島津氏久宛行状 建部清增軍忠状 建部清種軍忠状 島津久豊宛行状 島津久豊宛行状 島津忠国書下 島津久豊宛行状 島津元久宛行状 散位清保奉 大隅国将軍方交名注文 I 直顕感状 元久宛行状 元久宛行状 貞久下文 状 百引郷地理 六 六 六 六 六 六 六 六 五 五 五 五 五 五 九 八 七 六 五 四 三 二 -  $\bigcirc$  九 八 七 六 五 四 良 誌 建武 建武 建武 建武 建武 建武 三年 三年 三年 三年 三年 五年 元年

四月廿一二 七月 六月廿 六 六 六 六 月 月 月 月 四 四 六月 六月 六月 四  $\mathcal{H}$ 1月十四 月 月 月廿三日 月十二日 月 月 月 月 廿七 一八八八 十八 Ť 四 + 日 日  $\bar{\mathsf{H}}$  $\overline{\mathsf{H}}$ Н H H Н H Н 島津道鑑魚宛行状莫袮政貞申状抄 島津庄政所下文抄 島津道鑑点譲状 権執印俊 和泉道悟軍忠状 袮寝清種 山田忠能軍忠状 野田道玄着到状 足利直義軍勢催促状 島津貞久書下 島津庄政 加世田合戦手負 和泉道悟 篠原国道 延時法仏軍忠状 重久篤兼軍忠状 莫袮円也申状抄 大前道貞着到状 島津庄留守某下文 軍忠状 軍忠状 軍忠状 正軍忠状 所下文抄

 	大島郡	取 謨 郡 九	八	七	六	五.	四	三	$\vec{=}$	_	熊毛郡
明治十二年	明治十	応永十五	慶長	貞治	正平十	建武	建武	建武	承久	文禄	
<u>-</u> 二年	治十三年	<u>五</u> 年	四年	二年	八年	四年	四年	四年	三年	四年	
四月	四月	十月	三月	四月	二月十	八月	八月	六月	十二月	六月廿	
八日	四 日	八日	五.日	十日	七日	日	日	日	日	九日	
第十五号明治十二年太政官布告	三号鹿児島県布達甲第六十	島津玄仲元宛行状	島津忠恒久宛行状	島津道鑑貞譲状	指宿成栄應讓状	畠山直顕打渡状	畠山直顕安堵状	祢寝清種申状	大隅国守護所下文	録抄	:

馭謨郡

鹿児島県史料編さん関係者

編 集 員 学芸専門員 室 調査史料室 顧 関 関 副 委 館 鹿児島県歴史資料センター 館 長 長 員 東京大学東京大学 民俗博物館三国立歴史 九州 Ш 橋 藤 市 栗 西 酒 塩  $\mathbf{H}$ 原 鹿児島大学名誉教授 大学名誉教授 П 﨑 村 林 Ш 匂 隈  $\Box$ 元 亜 正 光 哲 文 秀 幸 郁 正 ·黎明 元館長 由 所長 泉 美 樹 穂 夫 和 司 館 子 夫 守 尾 佐 三 保 向 春 安 五. 宮 原 藤 味 地 谷 山 木 藤 雅 義 宏 克 正 直 子 人 男 之 靖 保 夫 人 徹

鹿児島県史料

旧記雑録拾遺 地誌備考七

令和 2 年 3 月 13 日 発 行

非壳品

編集 鹿児島県歴史資料センター黎明館 発行 鹿児島県

印刷 株式会社 ぎょうせい